大蔵省昭和財政史編集室編

昭和財政史 第四巻

―臨時軍事費―

東洋経済新報社

はしがき

昭和の財政史全体を通じて、戦争財政の占める地位は圧倒的に大きい。というより、その初年から終戦に至るまでの昭和財政史は、総じて戦争をめぐっての財政史であったといっても過言ではあるまい。大正年代の終りから昭和の初めにかけて、世界の風潮は軍備の縮小へ向っていたといわれる。国際連盟が発足し、列強間に再三の軍縮会議が開かれたのはこの時であった。これは第一次世界大戦の惨禍に顧みて、これ以上戦争の起るのを避けたいという気運から生れたものであった。事実、各国の財政上の負担が軍備の整理を要求していたのである。しかしこの反面、当時世界諸国の政府は、自国の軍備を縮小することについては十分な努力をしてはいなかった。少くとも、日本為政者についてはその疑を否定することはできなかった。事実、軍縮による部隊の縮小や人馬の整理で節約した経費の多くは、あげて軍装備の機械化に使われ、一方には表面軍縮が行われたけれども、他面実質的には、軍備は増強され、平和と戦争の準備とは暗々裡に争っていた。そしてそのうちに、昭和恐慌があり、それに満州事変がつづき、二・二六事件をきっかけとして軍部の勢力が台頭し、これよりして日本は、名実ともに戦争準備を急ピッチで進行させるようになった。この勢が平和主義の堤を切って戦争へとほとばしったのが、

蘆溝橋事件からさらにハワイ急襲であった。そしてこれにより日本は、史上未曽有の破滅に際会したといってよい。いまこの三十年の歴史を顧みるとき、国力に応じない軍備の拡大は、経済上の困難や不景気を一時的に先へ延ばすことはできても、経済上の困難を根本的に解決するものではなく、かえって困難を大きくし、問題を複雑にするにすぎないものであること、それとは反対に、そういう軍拡は必然的に戦争への道を促がし、戦争はまたさらに次のより大きな戦争を不可避にするものであることを、事実によって何ものよりも雄弁に示されたという感が深い。すなわち、「満州事変」は「支那事変」を生み、「支那事変」は「太平洋戦争」を生み出していったのであった。

明治以降の日本の財政において、戦費その他の軍事費は、毎年ほとんど歳出の三割を下らなかった。この比重がすでに過大であったろう。また、日本の財政制度も、いつでも容易に戦争に応じうるようにできていた。これは戦争に関する天皇の大権、とくに統帥権のあり方として現われていた。こういう日本財政の特色は、太平洋戦争の場合についてあまりにも極端に軍国主義者によって利用された。すなわち、この戦争を遂行してゆくに当って、この制度は軍国主義のために濫用されて、臨時軍事費特別会計制度や会計法上の戦時諸特例がつぎつぎに制度化され、それらによって戦時財政の運用は、その目的のために大きな融通性をもつものとなった。しかしながら、戦争にたいする日本の財政および財政制度のこのような「適応性」は、けっして戦争にたいする「強靱性」を意味しなかった。というのは、このことが、財政の真の強さは、財政の土台たる国民経済の強さの上にのみ成り立つものであるという原理を無視することとなったからである。すなわち、この大戦を通じて日本の国民経済はその真価と実力を問われたわけであり、また同時に、日本の財政と財政制度の真価も試験されたわけである。そして、この試験の成績表はすでに周知のごとく、戦争にたいする日本財政の「適応性」は、以て、日本経済の実力の弱さを蔽いかくすことはできなかったことを語ったといってよい。

そのことを語るのが、この研究報告一巻であるが、それは、日本の財政は、太平洋戦争のようなああいう大戦には耐え得るものでなかったことを示している。というのはこの戦争で財政の負担は、租税の重課だけではまかないきれなかった。それで、その財源はほとんど全部公債に求められた。公債は年を追って累積した。そしてそれにもとづいて、インフレーションがすすみ、それは国民経済と国民生活を圧迫した。が、やがて、これらがまた財政の困難を深めて行った。そこで、戦争の後期に至ると、公債を以てしても戦費支出をまかなうことができなくなり、それを補うものとして、中国を初めその他の占領地や植民地にたいして負担の転嫁をすることになった。それが、軍票、現地通貨による借入金、物資と労働力の徴発等「戦費の現地徴弁」であった。それは植民地や占領地の住民の生活を苦しめたばかりでなく、現地の経済を荒廃させ、そこでのインフレを激化させる結果となった。戦争の現地各方面におけるこういう経済の破壊は、直接間接に国内にはねかえって来た。そしてそれが内地における戦費の調達にいろいろの支障を来した。

本書は、日本の戦争財政がどのように運営され、どのように戦費が使われ、それがどのような財源によってま

はしがき

かなわれたか、戦争財政がいかにインフレの条件を生み出し、またそれにたいしてどんな対策がとられたか、そして戦争を通じて日本の経済と財政の弱体性がどのように露呈されて行ったか、それらの過程をそれぞれの資料によって語ったものである。それはたしかに悲劇の歴史であり、国民はその内に学ぶところが多いと思われる。

本書は、法政大学教授宇佐美誠次郎君の執筆にかかる。同君については改めて紹介するまでもないであろう。とくに本書の特色を一言するならば、第一次的な資料を十分にとり入れ、その統計を直ちに国民経済の問題として縦横に解析し、その内から動かすべからざる理論を発見したことにある。その内から、戦争経済学の原理を確立したことにあるといえよう。

本書についても、大蔵省昭和財政史編集室の山口博士、高楯俊君その他同僚助手諸君を煩した。またプルーフを読みいろいろの点について示教を賜った青木得三先生に対しては、著者に代り、私から特別の謝辞をしるしておきたい。

昭和三十年三月

大蔵省昭和財政史編集室

大内兵衛

目次

第一章　わが国における戦費の沿革……三

第一節　明治以降の戦費と軍事費……三

第二節　四つの臨時軍事費特別会計……一一

第二章　臨時軍事費特別会計と同予算の変遷……一九

第一節　「北支事件」にたいする財政措置……一九

一　予算外支出……一九

二　第一次北支事件費……二一

三　第二次北支事件費……二四

第二節　臨時軍事費特別会計の成立……二九

一　第七十二回臨時議会……二九

二　臨時軍事費特別会計の設置と当初予算……三一
三　第三次支那事件費……三三
第三節　その後の変遷　Ⅰ（前期）……三五
一　第一次追加（第七十三回帝国議会成立）……三六
二　第二次追加（第七十四回帝国議会成立）……三九
三　臨時陸軍材料資金特別会計の設置……四二
四　第三次追加（第七十五回帝国議会成立）……四四
五　第四次追加（第七十六回帝国議会成立）……四六
六　第五次追加（第七十六回帝国議会成立）……四八
第四節　その後の変遷　Ⅱ（中期）……五〇
一　予算超過支出……五〇
二　第六次追加（第七十七回帝国議会成立）……五三
三　第七次追加（第七十八回帝国議会成立）……五四
四　第八次追加（第七十九回帝国議会成立）……五五
第五節　その後の変遷　Ⅲ（後期）……五七

一　第九次追加（第八十一回帝国議会成立）……五七
二　第十次追加（第八十四回帝国議会成立）……六〇
三　第十一次追加（第八十五回帝国議会成立）……六一
四　第十二次追加（第八十六回帝国議会成立）……六三
第六節　臨時軍事費特別会計の終結……六五
一　終戦と軍事機関の廃止……六五
二　特別会計の終結……七四
三　終結による決算……七九
四　特殊決済……八二
第七節　臨時軍事費予算の統計的総括……八五
一　予算額および予定総額……八五
二　支出勅裁済額……九七
三　予算外国庫負担契約の法定限度……一〇三
第三章　予算および会計制度……一〇五
第一節　予算形式……一〇五

第二節　予算の成立と勅裁……一〇七
一　予算の編成と審議……一〇七
二　支出勅裁制度……一〇九
第三節　予算の実行とその監督……一一二
一　支出方法と資金前渡……一一二
二　前　金　払……一一六
三　支出報告および決算証明……一一八
第四節　軍による予算の運用……一二〇
第五節　一般会計にたいする影響……一二八
第四章　財源とその内容……一三七
第一節　収入概観……一三七
一　収入の総額と種別……一三七
二　財源内容の変遷……一四一
三　公債および借入金の地位……一四四

第二節　租税収入……一四七
一　北支事件特別税……一四七
二　一般会計からの繰入……一五〇
三　特別会計からの繰入……一五八
四　総　額……一六六
第三節　公債および繰替借入金……一六七
一　北支事件公債……一六八
二　支那事変公債および大東亜戦争公債……一六九
三　公債発行額と公債金収入……一七二
四　繰替借入金……一七五
第四節　現地通貨借入金……一七六
一　中国聯合準備銀行券による借入金……一七九
二　中央儲備銀行券による借入金……一八一
三　南方開発金庫券による借入金……一八二
四　バーツ貨による借入金……一八四

五　ピアストル貨による借入金……一八五
六　満州国幣による借入金……一八七
第五節　雑収入……一八八
第五章　戦費支出とその内容……一九三
第一節　支出総額……一九三
一　支出と支払……一九三
二　支出総額……一九六
第二節　支出の年度別・所管別・地域別分類……一九八
一　年度別支出額……一九八
二　所管別・官庁別支出額……二〇三
三　地域別支出額……二一三
第三節　支出の使途別分類とその内容……二二五
一　概観……二二五
二　物件費および輸送費……二三五

三　民間への支払……二四八
四　南方軍政関係費……二五七
五　人件費、研究費、機密費……二六一
第六章　戦地の軍費支払と軍票……二六七
第一節　日本における軍票の沿革……二七二
第二節　占領地における戦費と軍票……二七三
一　太平洋戦争における日本軍票……二七六
二　華北の場合……二七三
三　華中・華南の場合……二八四
四　東北中国（満州）の場合……三〇八
五　香港および海南島の場合……三一一
六　インドシナの場合……三一二
七　南方諸地域の場合……三一七
八　タイ国の場合……三二四
第三節　軍票の種類と発行高……三二九

第七章　南方地域における軍政会計……三三九
第一節　南方占領地における財政方針……三三九
第二節　南方軍政会計の内容……三四二
第三節　軍政会計と臨時軍事費の関係……三五一
第八章　臨時軍事費以外の戦費……三五五
第一節　一般会計および植民地特別会計における直接戦争関係費……三五五
第二節　軍工廠特別会計および臨時陸軍材料資金特別会計……三六〇
第三節　国防献金その他……三六四
第四節　外資金庫……三六七
一　外資金庫の設置とその性格……三六七
二　外資金庫資金による臨時軍事費支出の調整……三七二
三　外資金庫の活動と決算……三七六
第五節　戦費総額の推算……三八五
資料Ⅰ　臨時軍事費歳入歳出決算検査報告（会計検査院）……三九一
資料Ⅱ　主要関係法令……四五一
一　臨時軍事費特別会計法関係……四五三
(1)　臨時軍事費特別会計法（昭一二法八五）……四五三
(2)　同改正（昭一三法二四）……四五三
(3)　同改正（昭一七法六）……四五三
(4)　同改正（昭一九法一四）……四五四
(5)　同改正（昭二〇法一五）……四五四
(6)　臨時軍事費特別会計の終結に関する件（昭二一勅一一〇）……四五五
(7)　臨時軍事費支出取扱手続の件（昭一二内閣大甲二〇七）……四五六
二　北支事件特別税収入関係……四五七
(1)　特別会計に於ける北支事件特別税収入に相当する金額を一般会計に繰入るることに関する件（昭一二法五一）……四五七
三　植民地特別会計より臨時軍事費特別会計への繰入関係……四五八
(1)　大東亜戦争に関する臨時軍事費の財源に充つる為特別会計より為す繰入金に関する法律（昭一三法二

二）……四五八
(2) 関東局、朝鮮總督府、台湾總督府及樺太庁の各特別会計に於ける租税収入の一部に相当する金額等を臨時軍事費特別会計に繰入ることに関する法律（昭一三法二三）……四五八
(3) 同改正（昭一四法三四）……四五九
(4) 同改正（昭一五法七七）……四五九
(5) 同改正（昭一六法二七）……四六〇
(6) 同改正（昭一六法九〇）……四六〇
(7) 同改正（昭一七法五）……四六〇
(8) 同改正（昭一八法八）……四六一
(9) 同改正（昭一九法一四）……四六一
(10) 昭一三法二三第一条の規定に依り関東局、朝鮮總督府、台湾總督府及樺太庁の各特別会計より臨時軍事費特別会計に繰入るべき金額を定むるの件（昭一五勅一二七）……四六二
(11) 同改正（昭一六勅三〇三）……四六三
(12) 同改正（昭一六勅九八七）……四六四
(13) 同改正（昭一七勅二四九）……四六四
(14) 同改正（昭一八勅二〇五）……四六五
(15) 同改正（昭一九勅一四九）……四六八
(16) 同改正（昭二〇勅一二九）……四七〇

四　軍事費献納金関係……四七二
(1) 軍事費献納金に関する件（昭一二内閣大甲一八八）……四七二
(2) 陸軍恤兵金品出納規程（昭一二陸達四二）……四七二
(3) 恤兵金出納規程（明三三海達一四一）……四七四
(4) 支那事変に関する国防献品を目的とする寄附金の出納保管に関する件（昭一二勅五八五）……四七五
(5) 国防献金品出納規程（昭一二陸達五三）……四七五

五　軍事公債関係……四七七
(1) 北支事件に関する経費支弁の為公債発行に関する件（昭一二法四九）……四七七
(2) 支那事変に関する臨時軍事費支弁の為公債発行に関する件（昭一二法八四）……四七七
(3) 大東亜戦争に関する臨時軍事費支弁の為公債発行に関する件（昭一八法八）……四七八

六　臨時陸軍材料資金特別会計関係……四七九
(1) 臨時陸軍材料資金特別会計法（昭一四法五四）……四七九
(2) 臨時陸軍材料資金特別会計規則（昭一四勅三四九）……四七九
(3) 臨時陸軍材料資金特別会計の終結に関する件（昭一七勅五一〇）……四八一

七　軍工廠特別会計関係……四八三
(1) 陸軍作業会計法（明三三法一八）……四八三

(2) 陸軍航空工廠資金特別会計法（昭一五法一一）……四八四
(3) 陸軍航空工廠資金特別会計規則（昭一五勅三四五）……四八四
(4) 陸軍作業会計法、陸軍航空工廠資金特別会計法及海軍工廠資金会計法の臨時特例に関する法律（昭一五法七九）……四八五
(5) 同改正（昭一七法二三）……四八六
(6) 昭一五法七九に依り軍需品工場事業場に売払うことを得る材料物品に関する件（昭一七勅二五一）……四八六
(7) 海軍工廠資金会計法（明三八法一五）……四八七
(8) 海軍工廠資金会計規則（明三八勅五一）……四八八
(9) 作業会計法（明二三法一七）……四八九
(10) 海軍火薬廠及海軍燃料廠作業会計規則（昭一六勅四六九）……四九一
(11) 海軍工廠資金臨時補足に関する法律（昭八法一五）……四九三

八　外資金庫関係……四九五
(1) 外資金庫法（昭二〇法二）……四九五
(2) 外資金庫法施行規則（昭二〇大蔵省令九）……四九八
(3) 南方開発金庫法（昭一七法三三）……四九八
(4) 南方開発金庫法施行令（昭一七勅一四八）……五〇三

九　会計法規関係……五〇九
(1) 会計法戦時特例（昭一七法一〇）……五〇九
(2) 会計規則等戦時特例（昭一七勅四五一）……五一〇
(3) 計算証明規程戦時特例……五一九

資料Ⅱ　統　計（巻末）

本文中統計表目次

○第一章

第一表　明治以降における軍事費の比重（明治二十—昭和二十年度）……四—五

第二表　明治以降における臨時軍事費および臨時事件費の会計年度……七

第三表　明治以降の戦争および事変における戦費支出額……九

第四表　明治以降の戦費と一般会計歳出……一〇

第五表　四臨時軍事費特別会計の予算規模……一三

第六表　四臨時軍事費特別会計の歳出額……一三

第七表　四臨時軍事費特別会計における使途別戦費支出……一四

第八表　陸軍の戦費における軍事技術高度化を示す経費……一四

第九表　四臨時軍事費特別会計の歳入内訳……一六—一七

第十表　四臨時軍事費特別会計の公債依存度……一六

○第二章

第十一表　第一次北支事件費予算……二三—二三

第十二表　第二次北支事件費予算……二四—二五

第十三表　北支事件費予算の総括……二七

第十四表　一般会計より臨時軍事費特別会計に移し整理された戦費……二八

第十五表　第三次北支事件費予算……二四

第十六表　昭和十二年度戦費予算の総括……二五

第十七表　在華日本軍兵力とその損害（昭和十二—十六年）……二七

第十八表　臨時陸軍材料資金予算現額……四三

第十九表　臨時軍事費予備費外予算超過支出額……五三

第二十表　臨時軍事費予算超過支出科目別勅裁済額……五三

第二十一表　臨時軍事費予算成立経過一覧表（昭和十二—二十年度）……六四

第二十二表　臨時軍事費決算中証明不能額……八〇

第二十三表　政府特殊借入金（昭和十八—二十年度）……八三

第二十四表　政府特殊借入金負担会計別借入額（昭和二十一年七月現在）……八四

第二十五表　海軍戦費における特殊決済額（昭和十九—二十一年度）……八四

第二十六表　臨時軍事費成立予算額（昭和十二—二十年度）……八六

第二十七表　臨時軍事費予定額総括表……八七

第二十八表　臨時軍事費科目別歳入予定額……八九

第二十九表　臨時軍事費科目別歳出予定額……九〇

第三十表　臨時軍事費年度別歳出予算および予定額……九二

第三十一表　一般会計予算および予算純計額と臨時軍事費予算（昭和十二—二十年度）……九三

第三十二表　臨時軍事費予算と一般会計陸海軍省予算（昭和十二—二十年度）……九五

第三十三表　臨時軍事費歳入歳出予定額と収入および支出済額の比較……九六

第三十四表　臨時軍事費歳出予算の年度別勅裁回数（昭和十二—二十年度）……九八

第三十五表　臨時軍事費所管別支出勅裁済額……九八

第三十六表　臨時軍事費年度別所管別支出勅裁済額（昭和十二—二十年度）……一〇〇

第三十七表　臨時軍事費所管別歳出予定額・支出勅裁済額および支出済額……一〇一

第三十八表　臨時軍事費予算外契約（昭和十四—十九年度）……一〇三

○第三章

第三十九表　陸軍臨時軍事費科目の改編・重要事項別集計……一三一

第四十表　陸軍臨時軍事費予算事項別配当表（昭和十九年度）……一三三

第四十一表　昭和十八年度一般会計歳出予算新規増加所管別内訳……一三九

○第四章

第四十二表　臨時軍事費歳入の内訳……一三八—九

第四十三表　臨時軍事費歳入大分類別年度別収入済額（昭和十二—二十年度）……一四四

本文中統計表目次

第四十四表　一般会計および臨時軍事費特別会計における租税と公債……一四五
第四十五表　臨時軍事費歳入における占領地収入……一四六
第四十六表　北支事件特別税収入予算（昭和十二―十三年度）……一四八
第四十七表　「北支事件」以降の増税による増収予定額（昭和十二―二十年度）……一五六
第四十八表　戦時年間における増税状況（昭和十二―十八年度）……一五六
第四十九表　所得税の納税人員と税額（昭和十二―二十年度）……一五七
第五十表　法人税の納税人員と税額（昭和十二―二十年度）……一五七
第五十一表　臨時軍事費予算における他会計より受入額（種類別）……一六五
第五十二表　臨時軍事費予算における他会計より受入額（年度別）……一六五
第五十三表　臨時軍事費普通財源……一六六
第五十四表　臨時軍事費公債発行額（昭和十二―二十年度）……一七三
第五十五表　臨時軍事費関係国債現在高（昭和十二―二十年度末現在）……一七三
第五十六表　臨時軍事費公債および借入金収入済額……一七五
第五十七表　臨時軍事費一時借入金（昭和十七―二十年度）……一七五
第五十八表　臨時軍事費現地通貨借入金の内訳……一七八
第五十九表　現地通貨借入金借入状況（昭和十八―二十年度）……一七九
第六十表　臨時軍事費雑収入における占領地収入（昭和十九―二十年度）……一八〇

○第五章

第六十一表　臨時軍事費年度別支出済額（昭和十二―二十年度）……一九九
第六十二表　一日当り戦費の増大（昭和十二―二十年度）……一九九
第六十三表　人口一人当り戦費の増大（昭和十二―二十年度）……二〇〇
第六十四表　臨時軍事費所管別支出額（昭和十二年七月―二十一年七月）……二〇一
第六十五表　国庫歳出における臨時軍事費歳出の地位（昭和十二―二十年度）……二〇一
第六十六表　政府一般当座預金対民間支払額中の臨時軍事費支出（昭和十二年七月―二十年八月）……二〇二
第六十七表　臨時軍事費所管別勅裁額および支出済額……二〇四
第六十八表　臨時軍事費所管別・年度別支出済額（昭和十二―二十年度）……二〇七
第六十九表　臨時軍事費官庁別支出および支払額（昭和十二年七月―十七年六月）……二一二
第七十表　海軍臨時軍事費支出官別支出済額（昭和十二―二十年度）……二一三
第七十一表　開戦直後の支払先別陸軍北支事件費支出および支払額（昭和十二年七月―八月）……二一四
第七十二表　臨時軍事費地域別支出済額（昭和二十年十月二十五日現在）……二一五
第七十三表　臨時軍事費の支出地別および支払地別使用額（昭和十二年中）……二一六
第七十四表　臨時軍事費地域別年度別支出済額（昭和十二―二十年度）……二一六―七
第七十五表　臨時軍事費所管別地域別支出済額（昭和十二―二十年度）……二一九―二一
第七十六表　臨時軍事費地域別支出額（昭和十五―二十年度）……二二二
第七十七表　臨時軍事費海外払内訳（昭和十二―十七年）……二二三
第七十八表　臨時軍事費支払目的別海外払（昭和十二―十六年）……二二四
第七十九表　臨時軍事費海外払物資購入支出額（昭和十二―十六年中）……二二四
第八十表　臨時軍事費使途別所管別支出済額……二二九

本文中統計表目次

第八十一表　臨時軍事費使途別年度別支出済額（昭和十二―二十年度）……二三〇―一
第八十二表　臨時軍事費支出における物件費と人件費（昭和十二―二十年度）……二三〇
第八十三表　陸軍臨時軍事費予算における物件費の地位（昭和十二―十八年度）……二三一
第八十四表　臨時軍事費使途別支出額（昭和十五―二十年度）……二三二
第八十五表　臨時軍事費使途別地域別支払額割合（昭和十七年末まで）……二三三
第八十六表　戦地における物件費と人件費（昭和十二―十六年）……二三四
第八十七表　明治以降の各戦費における使途別支出割合……二三四
第八十八表　陸軍の臨時軍事費予算における主要物件費の内訳（昭和十二―十八年度）……二三六
第八十九表　海軍臨時軍事費物件費支出済額（昭和十二―二十年度）……二三六

第九十表　海軍臨時軍事費物件費の内訳（終戦までの合計）……二三七
第九十一表　海軍臨時軍事費兵器関係費（昭和十二―二十年度）……二三七
第九十二表　軍需省臨時軍事費兵器費支出済額（昭和十八―二十年度）……二三八
第九十三表　陸軍主要兵器生産実績（昭和十二―二十年度）……二四〇―一
第九十四表　陸軍主要兵器生産実績数（昭和十二―二十年）……二四〇―一
第九十五表　昭和十二年以降完成せる海軍艦艇（昭和十二―二十年度）……二四一―三
第九十六表　海軍飛行機生産実績（機種別数量および価格）（昭和十二―二十年）……二四四―五
第九十七表　陸軍臨時軍事費予算における輸送費（昭和十二―十八年度）……二四六
第九十八表　陸海軍徴傭商船数（一〇〇総トン以上）（昭和十六年十二月―二十年八月）……二四七
第九十九表　兵器の軍民別生産割合（昭和元―二十年）……二五〇
第百表　臨時軍事費地方別民間支払額（昭和十二―十七年）……二五一
第百一表　臨時軍事費業種別民間支払額（昭和十七年末まで）……二五一
第百二表　臨時軍事費主要支払先別民間支払額（昭和十六年末まで）……二五二―四
第百三表　総資本中に占める政府前払金の割合（航空機工業の場合）（昭和十七―十八年）……二五五
第百四表　主要商品別軍需註文未消化率（昭和十七―十八年）……二五六
第百五表　臨時軍事費支払払込先銀行別振込金額（昭和十七年末まで）……二五七
第百六表　臨時軍事費南方軍政関係費支出済額（昭和十六―二十年度）……二五八
第百七表　陸海軍軍人俸給……二六二

第百八表　陸海軍兵力総数（昭和十二―二十年）……二六三
第百九表　陸軍階級別兵力数の推移（昭和十二―二十年）……二六四―五
第百十表　臨時軍事費機密費支出済額（昭和十二―二十年度）……二六六

○第六章

第百十一表　シベリア出兵までの軍票発行高……二七〇―一
第百十二表　華北における臨時軍事費支払額（昭和十二年七月―十二月）……二七七
第百十三表　華北における円系通貨発行超過額（昭和十三年一月―十二月）……二七八
第百十四表　上海向臨時軍事費送金額（昭和十二年八月―十二月）……二八五
第百十五表　上海向日本銀行券および軍票現送高（昭和十二年八月―十二月）……二八五
第百十六表　円軍票受払状況（昭和十二―十七年）……二九九
第百十七表　円軍票受払超過額（昭和十七年末現在）……二九九
第百十八表　円軍票交換代り金交付額（昭和十三年

本文中統計表目次

十一月—十七年十二月）……三〇〇
第百十九表　円軍票現地払渡額（昭和十五年六月—十七年十二月）……三〇〇
第百二十表　海南島および香港における円軍票流通高（昭和十七年十二月末現在）……三〇二
第百二十一表　外貨表示軍票の陸海軍への交付高（昭和十七年十二月末現在）……三〇二
第百二十二表　外貨表示軍票日本銀行外在高（昭和十七年十二月末現在）……三〇二
第百二十三表A　軍票発行および銷却高—円表示軍票（昭和二十二年一月調）……三〇五
第百二十三表B　軍票発行および銷却高—外貨表示軍票（昭和二十二年一月調）……三〇六
第百二十四表　軍票発行状況（昭和十二年十月—十九年十二月）……三〇七
第百二十五表　円系通貨発行高（昭和十二年十二月—昭和二十年八月）……三〇七
第百二十六表　南方開発金庫券発行高（昭和十七年六月—二十年八月）……三〇八

○第七章

第百二十七表　軍政費支出済額（昭和十八年三月末現在）……三〇八
第百二十八表　軍政会計における臨時軍事費補給金繰入額（昭和十八年度）……三〇八
第百二十九表　臨時軍事費軍政費支出済額（昭和十七—二十年度）……三〇八

○第八章

第百三十表　一般会計直接戦争関係費　その一（昭和十二—二十一年度）……三〇九
第百三十一表　一般会計直接戦争関係費　その二（昭和十二—二十年度）……三〇九—一〇
第百三十二表　特別会計における直接戦争関係費（昭和十二—十八年度）……三〇九
第百三十三表　軍工廠関係特別会計歳入歳出額（昭和十二—二十年度）……三一一
第百三十四表　各軍工廠作業資本額（昭和二十年四月一日現在）……三一二
第百三十五表　臨時陸軍材料資金決算（昭和十七年三月三十一日）……三一三
第百三十六表　国防献金（昭和十二年七月—十六年十一月）……三一六
第百三十七表　海軍国防献金の受払状況（昭和六年九月—二十年八月）……三一六
第百三十八表　外資金庫資金勘定受払額（昭和二十年二月—十月）……三一七
第百三十九表　外資金庫資金による海軍関係戦費支出額（昭和二十年四月—十一月）……三一七
第百四十表　外資金庫にたいする寄附金・納付金（昭和二十年九月）……三一八
第百四十一表　外資金庫貸借試算表（昭和二十年九月現在）……三一八
第百四十二表　外資金庫損益計算書（昭和二十年九月現在）……三一八
第百四十三表　現地金融機関の政府貸上金一覧（昭和十八—二十年度）……三一八
第百四十四表　戦費総額の推算（昭和十二—二十二年度）……三一八
第百四十五表　戦費総額の物価指数による換算……三一九

本文中図表目次

第一図　臨時軍事費予算の増加率（昭和十二—二十年度）……九四
第二図　予算純計中に占める臨時軍事費の割合（昭和十二—二十年度）……九四
第三図　臨時軍事費の支払過程……一一五
第四図　占領地における戦費調達機構……一三〇

本文中図表目次

IV 「臨時軍事費」編 正誤表

頁	行	誤	正
(目次) 一五	三	達四二	達四一。
(本文) 四—五	第一表		「(単位 千円)」を入れる
八	四	終始	終結。
一五	二	経費か	経費が。
二五	第十二表	催考	備考。
二八	備考	臨時会計	臨軍会計
三三	八	二百五十四億	二十五億
四〇	一	速戦速決	速戦即決
四四	三	「速決」	「即決」
四九	二	予算費	予備費
五二	第十九表表題	臨時軍時費	臨時軍事費
六八	一二	最緊喫事	最喫緊事
六九	九	三ヶ月の	三ヶ月分の
八〇	八	不明確は	不明確分は
九四	七	経常	経常部。
九八	第三十五表備考	「特別会計始末」	「臨時軍事費特別会計始末」
九九	一二	七百二十三億	七百二十二億
〃	一三	九億九千七百万円	九億七千七百万円
一一〇	一四	径庭	逕庭
一二〇	七	将来の	従来の
一三一	一五	煩鎖	煩瑣
一三三	四	「煩鎖な」	「煩瑣な」
一四〇	三	雑入、(十九)	雑入(十九)、。
〃	一二	「公債及繰替金借入金」	「金」を削る
一六一	一四	勅令一二〇号	勅令一二九号
一六八	一〇	昭和一〇・	昭和一二・
一七七	一五	二百十五回	二百四十五回
二三三	一	してておく	「て」を削る
二三七	第九十表一段	艦攻本部	艦政本部
二四七	第九十八表備考欄	陸海徴傭	陸海軍徴傭
二五三	左欄三段一	鉄工幾械	鉄工機械
二六六	第百十表表題	機密軍費	軍を削る
二八九	九	軍票手票	軍用手票
二九一	二	を利益うるため	利益をうるため
三四八	八	支店の部	支出の部
三五四	五	臨時軍時費	臨時軍事費
三五六	第百三十表下段所管省別欄	経営部	経常部
三六二	一四	こののち	このうち
三七〇	九	法律第二〇号	「〇」を削る
三七五	九	五月十八日	五月十九日
三七七	第百三十八表払出欄	大東亜	大東亜省
三八七	一五	終始時	終結時
三九三(下)	一六	臨時車事費	臨時軍事費
四五八(下)	八	第一三号	第二三号
四七二(下)	一六	第四二号	第四一号

本文中統計表正誤表

頁	行	誤	正
16 (第九表)	日露戦争%欄 3	7.8	0.1
〃	〃 4	0.2	2.8
〃	太平洋戦争%欄 3	0.2	0.3
〃	〃 4	0.3	2.0
17	日清戦争欄 6	225,235	225,225
28 (第十四表)	陸軍省欄 1	10,193	10,198
84 (第二十四表)	件数欄 11	15,489	13,509
〃	金額欄 11	14,275,109	14,274,889
89 (第二十八表)	予算額欄 13	114,638	141,638
〃	合計欄 13	114,638	141,638
98 (第三十五表)	大蔵省欄 6	997	977
100 (第三十六表)	予備費外予算超過支出額欄 33	164,650	164,690
173 (第五十四表)	(B)欄 10	127,611,196	127,711,196
199 (第六十一表)	歳出支出済額欄 10	154,394	155,394
202 (第六十六表)	計欄 1	4,717,703	4,717,773
213 (第七十表)	計欄 32	63,358	63,358,328
234 (第八十七表)	日露戦争欄 3	16.32	16.52
312 (第百二十表)	受入欄 3	95,519	99,515
320 (第百二十一表)	ドル軍票欄 1	138,135	155,135
〃	ペソ軍票欄 3	130,591	133,591

巻末統計

頁	行	誤	正
		資料II	資料III
1	5	臨時軍時費	臨時軍事費
〃	6	臨時軍時費	臨時軍事費
3	13年欄 1	4,452,490	4,453,490
〃	24	4,888,591	4,886,591
〃	同左追加欄 25	57,024	257,024
4		16年（第六次追加） 16年（第七次追加） 2,800,000 14,000,000 0 2,154 0 30 0 898 0 2,525,945 0 55,798 0 65,000 0 165,000 0 162,905 0 46,372 0 19,020	16年（第六次追加） 16年（第七次追加） 3,570,031 28,000,000 0 0 1,063 0 0 0 214,593 0 1,343 0 0 0 10,305 0 2,161 0 504 0
〃	第七次追加欄 21	956,378	0
〃	18年欄 22	0	3,300,000
〃	19年欄 1	20,809,751	20,809,752
〃	〃 4	202	203
〃	〃 5	7,335,710	7,335,720
〃	19年欄 11	30,884	30,894
〃	合計欄 5	26,649,780	26,649,800
〃	〃 8	1,001,570	1,001,750
5	科目別欄 2	臨事軍事費	臨時軍事費
〃	〃 31	靖国神社臨時祭寄付	靖国神社臨時祭寄付金
6	計欄 26	343,399	843,399
7	予備費支出欄額 42	6,011	6,289
〃	計欄 4	28,407	28,409
8	科目別欄38	賠傷	賠償
9	年月日欄 2	要せずし	要せずして
〃	元陸軍省所管欄 21	4,283,435	4,283,485
〃	計欄 25	8500000	850,000
11	大蔵省所管欄 33	0	430,000
	34	0	430,000
12	12年欄 11	1,812,598	1,812,698
13	15年欄 4	4,108,534	4,018,534
〃	〃 27	21,717	21,917
〃	〃 37	14,899	14,869
〃	16年欄 46	229,966	220,960
〃	20年欄 37	45,425	△45,425
〃	〃 46	11,819	△11,819
15	16年欄 37	3,603,211	4,603,211
〃	17年欄 20	55,659	△55,659
〃	18年欄 18	157,676	84,119
〃	〃 19	84,119	936,578
〃	20年欄 17	4,220	△4,220
〃	〃 20	9,926	△9,926
〃	〃 30	739	△739
18	科目別欄25	賠傷	賠償
20（上）	科目別欄19	小切手支払未済金	小切手支払未済金収入
〃	〃 20	収入	雑収入
〃	予算額欄23	58,633,463	58,636,463
〃	計欄 22	3,663,039	13,663,039
20（下）	備考欄 1	203,608	203,688
21	18年欄 13	6,593	7,593
〃	計欄 23	42,681,553	42,681,533
23	償還期限欄 3	30. 2. 1	30. 3. 1
33	実収額欄29	6,665,775	6,665,715
34	9	3分5厘	年3分5厘
38	（ロ）	満洲子幣	満洲国幣
〃	（ロ）償還期限欄 22	8. 1	7. 1
39	2	泰子貨	泰国貨
〃	〃カッコ内		「3月1日」の次に「6月1日」を加える
41	支出実行予定額欄 29	19,720	19,270
〃	勅裁済残額欄 37	415,506	415,605
42	勅裁済額欄 46	72,284,337	72,284,737
〃	流用増減欄 4	△169,108	△196,108
〃	〃 48	18,986	△18,986
〃	〃 49	1,121	△1,121
43	支出済額欄 3	250,767	260,767
〃	勅裁済残額欄 1	0	415,605
44	流用増減欄 2	36,900	△36,900
〃	〃 3	986	△986
〃	〃 4	1,947	△1,947
〃	〃 5	165,540	△165,540
〃	〃 7	299	△299
44	流用増減欄 10	5,116	△5,116
〃	〃 12	1,045	△1,045
〃	〃 17	10,322	△10,322
46	〃 31	1,695	△1,695
〃	〃 37	42	△42
〃	〃 41	4	△4
〃	〃 42	1	△1
〃	〃 43	4	△4
〃	〃 44	1	△1
〃	〃 45	8	△8
〃	〃 46	3	△3
〃	〃 48	5	△5
〃	〃 49	10,000	△10,000
47	支出実行予定額欄 31	18,900,305	305
〃	32	477	18,900,477
〃	支出済額欄 50	155,397,000	155,397,218
48	14年欄 48	107,745	1,107,745
〃	〃 49	107,745	1,107,745
49	16年欄 48	105,074	3,105,074
50	15年欄 37	245,000	245,270
51	計欄 37	30,244,867	30,244,067

臨時軍事費

第一章　わが国における戦費の沿革

第一節　明治以降の戦費と軍事費

日本の資本主義経済は戦争と非常に縁が深い。明治以降の財政史をみても、そのことがはっきり知られる。日清戦争以来、今次の敗戦に至るまでの五十年間の中で、戦争およびその処理のための支出（広義の戦費）が財政統計の上にあらわれていない年は、ただの一度もなかったというのは、きわめて特徴的なことであると思われる。

歴史的に、日本の財政支出の中で軍事費の占める割合が高いということについては、しばしば指摘されてきたとおりである。陸海軍省費、臨時軍事費、および徴兵費の合計を直接軍事費と見れば、第一表によって知られるように、一般会計と臨時軍事費との純計にたいする直接軍事費の比重は、どんなに低い時でも三割に近く、高い時には九割に近い比重を占めているのである。同じ表にはまた、明治以降の財政史における軍事費支出の三つの山、日清戦争、日露戦争、太平洋戦争（日華事変を含めて）が、はっきりあらわれており、とくにその最後の山が、他とは比較にならない大きなスケールをもっていることを、それは雄弁に物語っている。

第一表A　明治以降における軍事費の比重（その一）

年度	一般会計と臨軍会計との純計	直接軍事費	%	参考事項
明治20	79,453	22,452	28.3	
21	81,504	22,786	28.0	陸軍師団編成
22	79,714	23,584	29.6	海軍常備艦隊制
23	82,125	25,692	31.3	
24	83,556	23,682	28.3	歩兵操典
25	76,735	23,768	31.0	
26	84,582	22,832	27.0	
27	185,299	128,427	69.2	日清戦争
28	178,631	117,047	65.5	
29	168,848	73,408	43.5	海軍第一次大拡張・陸軍十年計画開始
30	223,679	110,543	49.2	陸軍師団増設（33年まで）
31	219,758	112,428	51.5	
32	254,166	114,308	45.0	
33	292,750	133,174	45.5	北清事変
34	266,857	102,249	38.4	
35	289,227	85,768	29.6	日英同盟条約
36	315,969	150,915	47.6	海軍第二次拡張開始・四軍区制
37	822,218	672,960	81.8	日露戦争
38	887,937	730,580	82.3	
39	696,751	378,728	54.3	
40	617,236	214,664	34.8	陸海軍充実計画開始・常備19師団制
41	636,361	213,384	33.5	
42	532,894	175,397	32.9	帝国国防計画決定
43	569,154	183,626	32.2	朝鮮併合
44	585,375	203,749	34.7	
大正 1	593,596	199,611	33.6	
2	573,634	191,886	33.4	
3	617,994	304,566	49.2	日独戦争，青島占領
4	595,450	236,411	39.7	二十一カ条要求
5	598,525	256,538	42.8	朝鮮師団増設

第一表B　明治以降における軍事費の比重（その二）

年度	一般会計と臨軍会計との純計	直接軍事費	%	参考事項
大正 6	769,824	345,508	44.8	八四艦隊予算
7	1,142,806	580,069	58.0	シベリア出兵・八六艦隊予算
8	1,319,358	856,303	65.0	
9	1,549,167	931,636	46.8	尼港事件・樺太占領・八八艦隊
10	1,598,603	837,920	41.9	
11	1,515,183	690,295	45.5	山東撤兵条約・軍縮条約
12	1,549,513	527,534	34.1	
13	1,644,514	497,067	30.0	
14	1,526,819	448,009	29.3	南満出兵・四個師団廃止
昭和 1	1,578,826	437,111	27.7	
2	1,765,723	494,612	28.0	山東出兵（第一次）
3	1,814,855	517,173	28.5	山東出兵（第二次，第三次）
4	1,736,317	497,516	27.1	
5	1,557,864	444,258	28.5	
6	1,476,875	461,298	31.2	満州事変
7	1,950,141	701,539	35.9	上海事件
8	2,254,662	853,863	37.9	
9	2,163,004	951,895	44.0	対ソ作戦24個師配備
10	2,206,478	1,042,621	46.1	
11	2,282,176	1,088,888	47.7	
12	4,742,320	3,277,937	69.0	日華事変
13	7,766,259	5,962,749	76.8	張鼓峯事件
14	8,802,943	6,468,077	73.4	ノモンハン事件
15	10,982,755	7,947,196	72.5	
16	16,542,832	12,503,424	75.7	太平洋戦争突入
17	24,406,382	18,836,742	77.0	
18	38,001,015	29,828,820	78.5	ガダルカナル島撤退
19	86,159,861	73,514,674	85.5	
20	37,961,250	17,087,683	44.8	敗戦

備考：直接軍事費は陸海軍省費，臨時軍事費，および徴兵費の合計。
筆者作成（以下引用の記載なき統計表はいずれも同じ）。

第一章　わが国における戦費の沿革

次に、軍事費の歴史的趨勢をみるために、臨時軍事費を除き、一般会計における陸海軍省費のみについて、明治初年以降最近までの時期を十年ごとに区切って各時期の合計額を示すと左のとおりである。[1)]

第一期（慶応三年十二月から明治九年六月まで）　五八、四二〇、一三五円
第二期（明治九年七月から同十八年六月まで）　一一五、〇七八、七九四円
第三期（明治十八年七月から同二十七年三月まで）　二〇四、六四六、四四五円
第四期（明治二十七年四月から同三十七年三月まで）　七九一、五八三、二五八円
第五期（明治三十七年四月から大正三年三月まで）　一、五六八、〇〇四、五四八円
第六期（大正三年四月から同十三年三月まで）　四、二三九、三一〇、五〇四円
第七期（大正十三年四月から昭和九年三月まで）　五、二九三、五二八、五三四円
第八期（昭和九年四月から同十九年三月まで）　一二、四〇五、八七九、二五三円

(1) 明治初年の会計年度は今日のように一定していないので、年度の関係から、第三期までは通計月数がかならずしも一致していない。

右の数字によって、日本の軍事費は、第三期すなわち日清戦争以後から大きく膨脹しはじめていることがわかる。この時期は国際的にみても新しい軍国主義と帝国主義財政の時代が始まり、軍事費の増大を主要な原因として、いわゆる経費膨脹の法則が大きく注目されだした時期であった。日本における財政の変化も、そのような

第二表　明治以降における臨時軍事費および臨時事件費の会計年度

戦争・事件別	臨時軍事費特別会計	一般会計臨時事件費	一般会計臨時軍事費（同残務費を含む）
日清戦争	明治27年6月～29年3月	明治27年4月～29年3月	明治29年4月～35年3月
北清事変	——	明治33年4月～42年3月	——
日露戦争	明治36年10月～40年3月	明治36年4月～41年3月	明治40年4月～大正5年3月
欧州戦争・シベリア出兵	大正3年8月～14年4月	大正3年4月～10年3月	大正14年4月～昭和3年3月
山東出兵	——	大正14年4月～昭和6年3月	——
満州事変	——	昭和6年4月～16年3月	——
日華事変・太平洋戦争	昭和12年9月～21年2月	昭和13年4月～21年3月	昭和21年4月～昭和23年3月

世界的傾向に一致していたということができる。ただ日本の場合には、そのような歴史的傾向がいっそう苛酷な形であらわれていたのである。

たんなる軍事費一般ではなく、直接戦争に関係した戦費が、日本の明治以降の財政を赤い糸のように貫いている。

第二表は、日清戦争以後における戦争のための臨時軍事費特別会計、各省の臨時事件費、および一般会計における陸海軍省の臨時軍事費あるいは臨時軍事残務費を、その会計年度によって、それぞれの予算が施行された時期を示したものである。

これによれば、戦費は次々と以下にみるように接続している。すなわち、日清戦争の臨時軍事費特別会計の会計年度は、明治二十七年六月から始まって同二十九年三月に終結したが、戦争の残務に属する経費は、その特別

会計の終結後も一般会計における臨時軍事費の費目の下に年々支出され、明治三十四年度まで続けられた。それが続いているうちに、北清事変のための臨時事件費の歳出が同三十三年度から始まり、これが同四十一年度まで續いている。それが終らないうちに、今度は日露戦争が始まり、そのための臨時軍事費特別会計が実施されたが、さらに同特別会計の終始に関する法律の規定にしたがい、同会計の予算残額で一般会計に移換されたものの大部分は、ひきつづき臨時軍事費の費目の下に大正四年度まで繰越使用された。ついで、右の支出が続けられているうちに、第一次世界大戦が始まり、日本はドイツに宣戦を布告して青島の占領や南洋諸島の支配がおこなわれ、新たにそのための臨時軍事費特別会計が開始された。ドイツとの講和ができて後も、右の特別会計は、ひきつづいてシベリア出兵のために使用され、その終結は大正十四年四月であった。しかし右の終結後も、その後始末のための臨時軍事残務費の支出が一般会計において続けられ、それは昭和二年度に至っている。ところがその支出が続いている間に、中国の内戦が始まって日本軍の東北中国南部（南満）および山東への出兵があり、このための臨時事件費の支出が一般会計において大正十四年度から昭和五年度まで続いたのである。そしてそれに続いて昭和六年度からは「満州事件費」が始まり、同費の支出は昭和十五年度まで続いた。そしてその間に、今度は日華事変の勃発によって太平洋戦争の臨時軍事費特別会計が始まったのである。

こうして日本の戦費（たんなる軍事費ではなくて、戦争のための経費）は、日清戦争が始まってから太平洋戦争が終了するまでの間、一年たりとも中断することなしに継続して支出されてきたわけである。ただ「満州事変」は

第三表　明治以降の戦争および事変における戦費支出額　（単位　千円）

	臨時軍事費特別會計	一般会計臨時軍事費（同残務費を含む）	臨時事件費	合計
日清戦争	200,475	32,134	791	233,400
北清事変	—	—	43,602	43,602
日露戦争	1,508,472	96,236	221,581	1,826,290
欧州戦争・シベリア出兵	881,661	21,863	650,181	1,553,706
山東出兵	—	—	66,363	66,363
満州事変	—	—	1,905,072	1,905,072
日華事変・太平洋戦争	155,397,218	38,155,212	562,336,309	755,888,739

昭和六年九月に始まっているから、厳密にいえば昭和六年四月から八月までの五ヵ月間だけが、日清戦争以来五十年間にわたる戦費支出の継続が途切れた唯一の時期となったのである。

以上に述べた各種戦費の内訳は、臨時軍事費特別会計が四回、一般会計臨時軍事費（臨時軍事残務費を含む）が四回、臨時事件費（日清戦争のための朝鮮事件費、北清事変のための清国事件費、日露戦争のための臨時事件費および臨時事件行賞諸費、欧州戦争およびシベリア出兵のための大正三年臨時事件費、山東出兵のための支那事件費、支那事件費補足、および支那事件行賞諸費、満州事変のための満州事件費および満州事件行賞諸費、日華事変および太平洋戦争のための北支事件費、支那事件費、および支那事件行賞諸費等）が七回であって、それら戦費支出の合計は、日清戦争二億三千三百万円、北清事件四千四百万円、日露戦争十八億二千六百万円、欧州戦争およびシベリア出兵十五億五千四百万円、山東出兵六千六百万円、「満州事変」十九億五百万円、日華事変

第四表　明治以降の戦費と一般会計歳出　（単位　千円）

	戦費総額	戦争継続期間	一カ月平均 (A)	一般会計歳出一カ月平均(B)	(A)/(B)×100
日清戦争	233,400	10カ月	23,340	6,511	373.9
北清事変	43,602	4 〃	10,901	24,396	44.7
日露戦争	1,826,290	19 〃	96,121	23,088	415.0
欧州戦争・シベリア出兵	1,553,706	127 〃	12,234	96,034	12.7
山東出兵	66,363	18 〃	3,687	149,191	2.5
満州事変	1,905,072	70 〃	27,215	192,943	14.1
日華事変・太平洋戦争	755,888,739	98 〃	7,713,150	802,607	961.0

および太平洋戦争七千五百五十八億八千九百万円であった[1]（第三表参照）。

(1)　くわしくは第八章第五節参照。

右の四戦争・三事変の戦費を月割にして、同じ時期における一般会計歳出総額の月割額と比較してみると第四表のとおりである。これによれば、欧州戦争およびシベリア出兵と満州事変とは、戦費総額は相当大きいが一般会計に比較するとそれほど大きいものではないことがわかる。これは一つには、隠された戦費、すなわち、一般会計の他の費目に含まれている実質的な戦費が多く、国家歳出が全体として軍事化していったことによるものである。この傾向はいわゆる総力戦の段階になるほど激しく、直接軍事費のみを取り出して論ずる意味が低下してきたためであるが、同時にまた「事変」と「戦争」の質的な差異を示すものであるといえよう。以下、四つの戦争に関連する臨時軍事費を取り出して考察することにする。

第二節　四つの臨時軍事費特別会計

前節にみたように、明治以降の日本の財政は四つの臨時軍事費特別会計をもった。それは、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦といういずれも大きな戦争に日本が参加した際に設置されたものである。

それらの特別会計は、日清戦争では明治二十七年六月一日から同二十九年三月三十一日まで、日露戦争では明治三十六年十月一日から同四十年三月三十一日まで、欧州戦争では大正三年八月十一日から同十四年四月一日まで、太平洋戦争では昭和十二年九月十日から同二十一年二月二十八日までの期間を、それぞれ一会計年度として、特別の法律によって一般会計と区別して整理された。

四つの戦争は同じく戦争であるといっても、それらの間には規模においても内容においても、格段の差異がある。戦争に参加した兵員の数だけをみても、日清戦争に動員された兵力が三十万人に足らなかったのにたいして、太平洋戦争における動員兵力総数は七百七十万人という段違いの規模をもっていた。戦費についても四戦争の間に大きな相違があるのは当然である。

まず予算についてみると、日清戦争の臨時軍事費特別会計においては、その会計年度に含まれる月数は二十二カ月、予算提出回数は二回、歳出予算総額二億五千万円であったのにたいして、日華事変および太平洋戦争（以

下、太平洋戦争として両者を含ませて使用する）における臨時軍事費特別会計は、その会計年度に含まれる月数は百一ヵ月、予算提出回数は前後十五回、歳出予算総額は二千二百十九億余万円である（第五表参照）。予算額だけからいうと、太平洋戦争における歳出予算総額は、日清戦争の予算の八百八十八倍、日露戦争の予算の百三十一倍、欧州戦争の予算の二百四十七倍である。

次に歳出決算額について各臨時軍事費特別会計を比較してみると第六表のとおりである。

この歳出額を平均物価指数によって換算してみると、太平洋戦争を一〇〇とする指数では、日清戦争は〇・七、日露戦争は三・四である（同表右欄）。すなわち、太平洋戦争の戦費は日清戦争の戦費の百四十五倍、日露戦争の三十倍ということになる。大体の見当はこれによって知られるであろう（なお臨時軍事費特別会計に含まれないものも含めた戦費総額については後述、第八章第五節参照）。

同じ表によって陸軍と海軍の経費を比較してみると、陸軍戦費にたいして海軍の戦費は、日清戦争および日露戦争においてはまだ五分の

第五表　四臨時軍事費特別会計の予算規模

（単位　千円）

	会計年度に含まれた月数	予算提出回数	歳出予算額	換算・歳出額合計	歳出額合計指数 太平洋戦争該当分＝100.0
日清戦争	22ヵ月	2	250,000	267,476	0.7
日露戦争	42ヵ月	3	1,746,421	1,303,780	3.4
欧州戦争	129ヵ月	11	919,804	291,942	0.8
太平洋戦争	101ヵ月	15	221,924,879	9,238,335	23.9
				26,441,847	76.1
				38,680,182	100.0

均をとる。
び大蔵省所管分を含む。

第六表　四臨時軍事費特別会計の歳出額

		陸軍	海軍	合計	物価指数 明治33年10月＝100
日清戦争		164,520	35,955	200,476	75.0
日露戦争		1,283,318	225,154	1,508,473	115.7
欧州戦争		624,222	257,440	881,662	302.0
太平洋戦争	昭和16年度まで	19,961,579	6,921,975	26,883,554	291.0
	昭和17年度以降	55,674,467	56,436,353	128,513,664	436.5
	合計	75,636,046	63,358,329	155,397,218	—

備考：物価指数は日本銀行調「東京卸売物価指数」により，当該年次の年平
太平洋戦争の昭和17年度以降の合計の中には陸海軍のほか軍需省およ

一程度であったのが、次第にその割合を増加し、太平洋戦争においては八割以上の比率になっている。とくに太平洋戦争の後期ともいうべき昭和十七年度以降については、海軍の戦費の方が陸軍の戦費より多くなっていることが注目される。

次に各戦争における戦費支出の内容をみるために、戦費を物件費、人件費、諸支出金（一時賜金その他）、機密費、軍政関係費（占領地における各種工作費）、その他に分類して集計すると第七表のとおりである。

これによって知られることは、物件費の占める割合が次第に高まり、これに伴って人件費の割合が著しく低下している事実である。このことは、いうまでもなく軍の機械化、近代的装備の強化を意味するものであるとともに、兵俸給の低さ（低い据置）を物語るものといえよう。なお太平洋戦争の戦費については、このほか、「その他」の中にも多くの物件費がはいっていることを忘れてはならない。

また物件費の内容においても、この間に大きな変化があり、とくに

第七表　四臨時軍事費特別会計における使途別戦費支出　（単位　百万円）

	日清戦争	%	日露戦争	%	欧州戦争	%	太平洋戦争	%
物件費	150.6	75.0	1,170	77.6	667	75.7	138,050	83.5
人件費	39.4	19.5	165	11.0	147	16.7	15,446	9.3
諸支出金	7.3	3.7	166	11.0	23	2.6	2,298	1.3
機密費	0.5	0.3	4	0.2	26	2.9	886	0.5
軍政関係費	2.6	1.3	—	—	18	2.0	6,480	3.9
その他	0.0	0.0	4	0.2	1	0.0	2,254	1.3
計	200.5	100.0	1,508	100.0	882	100.0	165,414	100.0

第八表　陸軍の戦費における軍事技術高度化を示す経費　（単位　千円）

	陸軍費総計（A）	軍事技術高度化を示す経費（B）	（B）の増加指数	B/A
西南戦争	41,568	4,549	9	10.9%
日清戦争	171,320	50,035	100	29.2
日露戦争	1,283,282	436,654	873	33.9
欧州戦争	641,359	359,228	712	56.0

備考：『明治財政史』および『明治大正財政詳覧』に基づく島恭彦教授の集計による（同氏『財政政策論』第二章より）。

兵器費の割合が圧倒的に増大し、これにたいして運輸費、衣糧費、馬匹費などは相対的に（中には絶対的にも）低下していることが知られる（後出、第五章第三節、第八十七表参照）。陸軍費のうち軍事技術の高度化をあらわす経費は第八表のごとくであるといわれる。この統計によれば、軍事技術の高度化をあらわす経費は、日露戦争以後急増し、欧州戦争（シベリア出兵を含む）においては陸軍費総額の過半数を占めていた。その後の戦争においてはこのような経費の比重はいっそう大きくなったのである。

さらに第七表にみられるように、占領地軍政に関係した経費が顕著に増加していることは注目すべきことであろう。軍政関係費として分類したものは、日清戦争については、台湾総督諸費、民政庁諸費等、欧州戦争については、露軍援助費、シベリア鉄道財政援助資金、燐鉱事業費等であり、太平洋戦争については、軍政費、民政諸費、物資特別購入諸費、南方開発金庫貸付金等である（くわしくは第五章第三節四を参照）。

次に四つの臨時軍事費特別会計の財源を比較してみよう。第九表は、各戦時特別会計の財源を、公債および借入金、一般会計その他の他会計よりの繰入、軍事費献納金、雑収入の四項目に分類したものである。

四つの戦争の戦費は、いずれも公債および借入金を最大の財源としている点では共通しているが、その比重は次第に高まっている。公債依存度は日清戦争においては五一%であったが、日露戦争においては八二%、太平洋戦争においては八六%を占めてほとんど九割に近いことが知られる（第十章、なおくわしくは第四章参照）。

租税収入を主とする他会計からの受入は公債についで大きな財源ではあるが、日清戦争においては、全歳入の約半分を占めていたのに、太平洋戦争においては全歳入のわずか一割にすぎなかった（第九表参照）。

雑収入は、欧州戦争を除いていずれの場合も一%あるいはそれ以下であるが、そのうち重要なものは占領地収入である。占領地収入の中で主要なものは、日清戦争においては、金州半島占領中の営口における関税収入、台湾における淡水の関税その他官租、園租、日露戦争においては鹵獲物・戦利品の払下、東北中国南部（南満）およ

第九表　四臨時軍事費特別会計の歳入内訳　（単位　千円）

%	日露戦争	%	欧州戦争	%	太平洋戦争	%
51.9	1,418,731	82.4	555,799	61.7	149,788,868	86.4
45.5	251,742	14.6	305,605	34.0	19,601,900	11.3
1.4	2,331	7.8	—	—	59,595	0.2
1.3	48,408 (13,425)	0.2	39,141 (3,829)	4.3	3,855,791	0.3
100.0	1,721,212	100.0	900,546	100.0	173,306,154	100.0

第十表　四臨時軍事費特別会計の公債依存度　（単位　千円）

	軍資金歳入(A)	うち公債による分(B)	$\frac{B}{A}\times100$
日清戦争	225,230	116,805	51
日露戦争	1,721,212	1,418,731	82
第一次世界大戦	900,546	555,799	61
第二次世界大戦	173,306,154	149,788,868	86

び朝鮮における鉄道乗車賃、運賃収入、欧州戦争においては、青島の軍経営による電燈、電話、埠頭料収入、戦利浮船渠貸下料等である。太平洋戦争においては雑収入の大部分が、鹵獲あるいは徴発による利益金等の占領地収入であつたほか、借入金の大部分が現地日本側金融機関を通ずる占領地収入であったことはのちにみるとおりである（第四章第四節参照）。また日清戦争、日露戦争、および欧州戦争の場合の雑収入にも、第九表に示した以外の占領地収入（払下、鹵獲貨幣等）がなお若干含まれている。

四戦争に関する臨時軍事費特別会計の概要はほぼ以上のとおりであるが、四つの特別会計の決算書類を比較して感じられるのは、古い戦争について

いてほど、決算書類の内容が詳細であるということである。日清戦争にくらべて日露戦争の決算書類ははるかに簡単になっており（財政以外のことについての説明は豊富であるが）、太平洋戦争になるとそれはもっとはなはだしい。財政制度は後になるほど複雑になっているにもかかわらず、決算報告の詳細な内容は窺知することがますます困難になっているということができよう。

	日清戦争
公債・借入金	116,805
他会計より受入	102,396
献納金	2,945
雑収入	3,079
（うち占領地収入）	(1,560)
合計	225,235

しかしいずれにしても、戦時特別会計はその当時の財政経済全般に甚大な影響を与えたのみならず[1]、その後の財政にも各方面から大きな影響を及ぼしていることは否定できない[2]。日本の財政は、それぞれの戦時特別会計によって次々と新しい展開をとげていったと考えることができるであろう[3]。

(1)　たとえば日清戦争の戦費における被服費総額は二千百万円であるが、これにたいして当時の日本の綿織物生産総額が二千七百万円であったことからも、戦費の意義の大きさは知られるであろう。

(2)　「日清戦役及び日露戦役に係る臨時軍事費特別会計は今や過去の歴史に属すと雖も、我国の財政及び経済に大変化を来ししは全く此の両者なり」（武富時敏『財政便覧』、明治四十二年刊、三四五頁）。

(3)　本節の叙述は『明治財政史』第二巻、第十五巻、『明治大正財政史』第一巻、第二巻、第二十巻、『各臨時軍事費特別会計歳入歳出決算関係書類輯録』・昭和十六年三月、等による。

以下、太平洋戦争に関する臨時軍事費特別会計の歴史と内容を見てゆくこととしよう。その順序は、まず同特

別会計の成立以後の歴史的変遷とその予算内容を概観し（第二章）、ついで同特別会計に関連する財政制度・会計制度を叙述し（第三章）、財源（第四章）と戦費支出（第五章）の内容を調べた後、戦費支払としての軍票（第六章）、特殊な南方軍政会計と臨時軍事費との関係（第七章）、臨時軍事費以外の戦費と戦費総額（第八章）等の諸問題に及びたい。

第二章　臨時軍事費特別会計と同予算の変遷

第一節　「北支事件」にたいする財政措置

一　予算外支出

昭和十二年七月七日の夜半、北京城の西南十キロあまりの蘆溝橋付近での日本軍の夜間演習中におこった銃声は、日本と中国との間の全面的戦争の火蓋を切ることとなった。これについて、日華両軍の間に交渉が行われたが、妥結にいたらないうちに、早くも、日本軍は山海関等から二個師団を転出させて、形勢かえって不穏であった。東京でも、政府は十一日緊急閣議をひらき強硬な政府声明を発表すると共に、いち早くも内地師団の現地派遣と近畿以西全師団の除隊延期を決定した。日本の軍中央部はすでに事態を拡大させる方向をとっていたのである[1]。十七日に開かれた関係五相会議は事件の積極的解決に向って進む方針を決定し、二十三日召集される第七十一回特別議会に事件処理のため独立の費目として「北支事件費」を設けることとし、また内地派遣部隊増派に要する経費は、とりあえず予算外支出として陸軍省所管で一千万円余を第二予備金から支出することとした。

(1)　これより一ヵ月ほど前の六月初め、第一次近衛内閣成立直後、関東軍参謀長東条英機は、参謀本部に、「現下の支那の情勢を、ソヴィエトに対する作戦準備の見地からみれば、もし日本の武力でできるならまず第一に中国国民政府にたいし一撃を加えておかねばならない」と進言していた（『極東国際軍事裁判判決』）。

もともと対中国作戦計画は、早くから立案され、作戦準備が進められていたことは、戦争前の日本軍の在華駐屯兵力が左のごとく増加していたことからも知られる。

	士官	下士官兵
昭和九年	二〇一人	三、四八八人
十年	二〇二	三、四九一
十一年	四、五〇六	一〇、七七四

うち華北については左のとおりである。

	士官	下士官兵
昭和九年	九八人	一、七九〇人
十年	九六	一、七九四
十一年	四、四〇〇	九、〇二四

参謀本部編制動員課長の言葉によれば、「日華事変前の計画によると、華北方面では二乃至三箇師団をもって北京および天津を、華中方面では一乃至二箇師団をもって上海およびその周辺地区を、華南方面では一箇師団内外をもって福州、厦門、汕頭をそれぞれ占領することになっていた」（林三郎『太平洋戦争陸戦概史』）。

十一日には第二十師団の応急動員がおこなわれ、廊坊の衝突から直ちに四個師団の動員が決定した（高木惣吉『太平洋海戦史』）。

蘆溝橋事件の直後、近衛内閣首脳部も、当初声明したように拡大を欲しなかったというのも事実であろうが、同時に拡大を阻止しようと本気に努力したとはいえないことも事実である。交戦を聞いた直後の派兵政策決定や強硬声明をみれば、実際の行動において戦争拡大の措置が次々ととられていたことは否定しがたい。満州事変勃発直後の財政的措置とこの際の措置との多少のちがいも、政府の政策の変化と無関係ではないであろう。

この予算外支出は即日勅裁を経て支出され、二十一日の官報で公示された。日清戦争、日露戦争、北清事変の時とは異なって、緊急財政処分の発動はおこなわれなかった。右の第二予備金支出は、のちに臨時軍事費特別会計法が制定された際、同法第二条の定めるところにより同会計に移し整理された。

なお右の第二予備金支出の財源は一般会計の財源のうちから支弁されるもので特定していなかったが、のちにこれは臨時軍事費特別会計へ移し替え整理されたので、その財源は公債によることとなった。

二　第一次北支事件費

七月十九日に至って、一応日華両軍の現地協定が成立したが、交渉は悪化し、国民政府は民衆の強い抗日気運に押されて領土主権の維持を声明し、現地協定を否認した。前年末の西安事変は国共合作の端緒となり、中国抗日民族統一戦線の力は著しく強まっていたからである。日本軍の戦闘準備も進み、その間に内地および関東軍からの派遣部隊が続々と到着して集結していた。二十日には再び両軍の戦闘は激化し、二十五日には廊坊で、二十六日には広安門で交戦がおこった。翌二十七日、政府は「断乎自衛行動」をとることを声明した。

七月二十五日、解散後の特別議会としての第七十一回帝国議会の開院式がおこなわれた。政府はその翌二十六

日に第一次北支事件費予算案を閣議決定し、これを昭和十二年度一般会計追加予算第一号および同特別会計追加予算特第一号として議会に提出した。予算額は、一般会計九千六百八十万九千円、特別会計二十一万五千円であった。一般会計の内訳は、陸軍省所管北支事件費四千六百八万四千円、海軍省所管北支事件費九百十万円、大蔵省所管北支事件第一予備金四千万円、外務省所管北支事件費七十七万四千円、および事件関係費として大蔵省所管の北支事件公債発行に要する利子その他の諸費八十五万一千円であり、その財源は、公債金九千五百九十五万八千円、前年度剰余金繰入八十五万円であった。また特別会計の方は、朝鮮総督府会計北支事件費二十一万五千円であり、その財源はすべて前年度剰余金繰入によるものであった（第十一表参照）。

右の二つの予算案は、七月二十九日に貴族院を通過して成立し、即日公布された。またこの経費を支弁するため、九千六百万円の公債または借入金をなしうることを定めた法律（『北支事件に関する経費支弁の為公債発行に関する件』昭和一二・法律四号）も、同日に公布、施行された。

（単位　千円）

大蔵省	
北支事件第一予備金	*40,000
北支事件公債発行に要する利子その他の諸費	851

備考：「昭和12年度一般会計予算」追加第1号および同「特別会計」追加特第1号より合算集計。但し＊印は臨時軍事費特別会計に移し替えられたもの。

第十一表　第一次北支事件費予算

A　一般会計	陸軍省		海軍省		外務省	
1　北支事件費	人件費	4,737	雑給および雑費	200	外国旅費	52
	物件費	39,526	衣糧費	137	居留民救護費	273
	機密費	1,700	造船造兵および修理費	7,080	電信料	200
	一時賜金	122	患者費	48	機密費	200
	計	*46,084	艦営費	1,284	雑費	50
			営繕費	350	計	774
			計	*9,100		
2　北支事件関係費						

B　特別会計	朝鮮総督府	
1　北支事件費	庁費	56
	外国旅費	8
	宣伝費	50
	雑給及雑費	1
	機密費	100
	計	215

C　合計	
1　北支事件費	96,173
(1)　臨時軍事費特別会計移替額	95,184
(2)　その他一般会計分	774
(3)　特別会計分	215
2　北支事件関係費	851
3　合計	97,024

なお、この第一次北支事件費予算のうち、陸軍省、海軍省および大蔵省の北支事件費九千五百余万円は、その財源とともに、のちに臨時軍事費特別会計に移し整理された。

三　第二次北支事件費

日本軍は派遣部隊の集結と準備を終え、七月二十七日に至って、翌二十八日正午を期限とする最後通牒を発して北京等の明けわたしを要求した。ついで回答のないまま同日中に北京およびその付近一帯を占領し、二十九日

第十二表　第二次北支事件費予算

A　一般会計	陸軍省	海軍省	外務省
1　北支事件費	人件費 47,350 物件費 204,867 機密費 3,000 一時賜金 251 召集諸費 1,555 計 *257,024	雑給および雑費 2,307 衣糧費 2,622 造船造兵および修理費 55,338 患者費 394 艦営費 20,171 営繕費 700 俸給 8,414 庁費 277 水路費 28 教育諸費 2 接待費 62 機密費 1,500 船舶費 2,935 戦時特別給与品費 252 計 *95,000	外国旅費 78 居留民救護費 462 電信料 2,250 機密費 1,000 雑費 250 臨時手当 109 銃器および弾薬費 20 計 4,169
2　同関係費			

B　特別会計	関東局	朝鮮総督府	台湾総督府	樺太庁
1　北支事件費	追加特3号 326 追加特4号 147 計 473			
2　北支事件費財源繰入	166	1,584	1,065	69
3 北支事件特別税徴収費	13	36	34	6
4　計	652	1,620	1,096	75

備考：『昭和12年度予算』追加第4号，追加特第3号，同特第4号の合計，特別会計へ移し替えられたもの。

（単位　千円）

大蔵省	
北支事件第一予備金	*60,000
北支事件特別税徴収費	201
計	60,201
国債の民衆化に要する経費	3
北支事件公債発行に要する利子その他の諸費	3,238
計	3,241

C　合計	
1　北支事件費	416,956
(1)臨事軍事費特別会計移替分	412,024
(2)その他一般会計分	4,370
(3)特別会計	562
2　北支事件関係費	3,241
3　北支事件費財源繰入	2,884

* 印は臨時軍事費

には天津をも占領した。戦火はみるみるうちに華北一帯に拡大していった。中国側の抵抗も激烈であった。二十九日には、日本側のかいらいであった冀東自治政府の警察隊まで反乱を起していわゆる通州事件が起った。

政府は同じ第七十一議会の継続中に、第一次に追駆けてすぐ第二次北支事件費の追加予算を出すこととし、八月五日の閣議で決定し、即日議会に提出した。いままでの応急措置とちがって予算額は四億円を越す巨額なものであった。その内訳は、一般会計が昭和十二年度追加予算第四号として、陸軍省所管北支事件費二億五千七百二万四千円、海軍省所管北支事件費九千五百万円、外務省所管北支事件費四百十六万九千円、大蔵省所管北支事件第一予備金六千万円、同北支事件特別税徴収費二十万一千円、同北支事件関係費二件三百二十四万一千円、合計四億一千九百六十三万五千円であり、その財源は、北支事件特別税六千六百五十四万八千円、各植民地特別会計より受入二百八十八万三千円、借入金三千六百五十九万一千円、前年度剰余金繰入三百四十四万二千円、公債金三億一千十七万円、合計四億一千九百六十三万五千円である。特別会計の方は二つあり、一つは追加予算特第三号として、関東局北支事件費三十二万六千円、その財源は全額前年度剰余金繰入であり、もう一つは追加予算特第四号として、(1)関東局会計北支事件費十四万七千円、同北支事件費財源繰入十六万六千円、北支事件特別税徴収費一万三千円、合計三十二万六千円、その財源として、北支事件特別税十七万九千円、前年度剰余金繰入十四万七千円、合計三十二万六千円、(2)朝鮮総督府会計北支事件費財源繰入百五十八万四千円、同北支事件特別税徴収費三万六千円、合計百六十二万円、その財源は全額北支事件特別税、(3)台湾総督府会計北支事件費財源繰入百

第十三表　北支事件費予算の総括　（単位　千円）

所管別，一般・特別会計別		予算外支出	追第1号	追第4号	追特1号	追特3号
一般会計	陸軍省	10,198	46,084	257,024	—	—
	海軍省	—	9,100	95,000	—	—
	外務省	—	774	4,169	—	—
	大蔵省	—	40,000	60,201	—	—
	計	10,198	95,959	416,394	—	—
特別会計	朝鮮総督府	—	—	—	215	—
	関東局	—	—	—	—	326
	台湾総督府	—	—	—	—	—
	樺太庁	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	215	326
総計		10,198	95,959	416,394	215	326

所管別，一般・特別会計別		追特4号	北支事件費計	うち臨軍移替分	その他	北支事件関係費
一般会計	陸軍省	—	313,306	313,306	—	—
	海軍省	—	104,100	104,100	—	—
	外務省	—	4,944	—	4,944	—
	大蔵省	—	100,201	100,000	201	4,091
	計	—	522,551	517,406	5,144	4,091
特別会計	朝鮮総督府	36	251	—	251	—
	関東局	160	486	—	486	—
	台湾総督府	34	34	—	34	—
	樺太庁	6	6	—	6	—
	計	236	777	—	777	—
総計		236	523,328	517,406	5,921	4,091

第十四表　一般会計より臨時軍事費特別会計に移し整理された戦費

（単位　千円）

歳出	陸軍省	海軍省	予備費	計
1 昭和12年度一般会計第二予備金支出による分	10,193	0	0	10,198
2 同年追加（第1号）分	46,084	9,100	40,000	95,184
3 同（第4号）分	257,023	95,000	60,000	412,023
計	313,306	104,100	100,000	517,406

歳入	公債および繰替借入金	北支事件特別税	特別会計より受入	北支事件費借入金	計
1 予算額の外一般会計より移し整理額（第2予備金の支出による分）	10,198	0	0	0	10,198
2 一般会計より移し整理額，昭和12年度追加（第1号）分北支事件費，第71議会成立	95,184	0	0	0	95,184
3 同追加（第4号）分，北支事件費追加，第71議会成立	306,000	66,548	2,883	36,591	412,023
計	411,382	66,548	2,883	36,591	517,406

備考：北支事件費借入金は，その後臨時会計で歳出剰余金を生じたため実行に至らなかった。

六万五千円、北支事件特別税徴収費三万四千円、合計百九万九千円、その財源は全額北支事件特別税、(4)樺太庁会計北支事件費財源繰入六万九千円、北支事件特別税徴収費六千円、合計七万五千円、その財源は全額北支事件特別税である（第十二表参照）。

なおこれらの戦費をまかなうための北支事件特別税法案が八月四日の閣議で決定し、即日議会に提出され、追加予算とともに七日成立をみた。この増税案については閣議でも議論が沸騰したが、賀屋蔵相から「名は増税で実は献金強制とでもいうべき性質のもの」として諒解をえたといわれ、それによる財源見込は一年間約一億円、その施行は一年に限られた。また、右特別税法と同時に、同法施行規則、同細則、および各植民地特別会計の特別税令等も、一緒に十二日に公布施行された。

これら第二次北支事件費予算のうち、陸軍省、海軍省、および大蔵省所管の北支事件費四億一千二百万円は、その財源とともにのちに臨時軍事費特別会計に移し替え整理された。

以上にみてきた予算外支出、第一次および第二次の北支事件費予算を通計整理すると、北支事件費五億二千三百三十二万八千円、同関係費四百九万一千円、合計五億一千七百二十二万二千円となる（第十三表参照）。

このうち、一般会計より臨時軍事費特別会計に移し整理された額を、その財源とともに示せば第十四表のとおりである。

第二節　臨時軍事費特別会計の成立

一　第七十二回臨時議会

八月にはいると戦局はいよいよ重大となった。華北の事態が一時行きづまるとともに、戦闘は上海に飛火し、いままでの華北東部の範囲を越えて、華中一帯に燃えひろがったからである。日本軍の北京入城は八月八日にお

こなわれたが、その翌九日、上海の街路上において、軍服をつけた海軍陸戦隊の大山中尉と斎藤一等水兵が射殺される事件がおこった。それまでに揚子江流域にいた日本人居留民はすべて上海に集まっており、第三艦隊も近くに集結し、陸戦隊は戦時警備についていた。

十三日、陸戦隊と中国軍の間に戦闘が始まった。翌十四日には緊急閣議が開かれて、いままでの「現地解決不拡大方針」は事実上一擲され、政府は「断乎膺懲」の強硬声明[1]を発表して全面的な戦争の開始を宣言した。十五日、海軍機の大編隊は南京および南昌等への最初の渡洋爆撃をおこない、陸軍の上海派兵もすでに決定されていた。

(1)　「帝国としては最早隠忍その限度に達し支那軍の暴戻を膺懲し、以て南京政府の反省を促すため今や断乎たる措置をとるの止むなきに至れり」（八月十四日、近衛首相声明）。

上海の戦闘において、日本軍ははじめ非常な苦戦におちいった。二十三日、陸軍一個旅団が上陸し、さらに八月から九月にかけて数個師団を呉淞等上海北方に上陸させたが、戦線はなかなか動かなかった。華北では察哈爾省の攻略が進んで、二十七日に張家口を占領した。一方、海軍は二十五日、第三艦隊によって揚子江口から汕頭に至る中国海岸を封鎖し、中国船舶の交通を遮断するむねを宣言した。その遮断区域は、五月五日さらに拡張されて全沿岸に及ぶに至った。こうして戦争は全面的な中日戦争へ発展し、九月二日の臨時閣議は、「北支事変[1]」を拡大して「支那事変」と改称することを決定した。

(1)　これよりさき、七月十一日に、今次の北支事件を「事変と看做す」と発表されていた。しかし予算の科目ではひきつづき「北支事件費」の名称が使われ、のちに「支那事件費」となった。

このような形勢の推移をみて、政府は八月十七日の閣議で臨時議会の召集に決し、第七十二回帝国議会が九月四日から開会された。

この議会において臨時軍事費特別会計が新たに設けられることとなり、また九月三日の閣議で決定した総額二十一億円の第三次支那事変費（臨時軍事費を含む）が協賛されたのである。

なおこの第三次追加分は、今後臨時議会を召集しない建前によって、通常議会の休会明け、すなわち昭和十三年一月末までの経費とされた。

二　臨時軍事費特別会計の設置と当初予算

前に述べたように、わが国では、日清戦争、日露戦争、欧州戦争の三回にわたり、宣戦を布告した戦争の場合には、一般会計と区別した「臨時軍事費特別会計」を設置する慣例となっていたが、この先例にならって支那事変についても右の特別会計が設けられることになった。

議会の協賛を経て昭和十二年九月十日に公布された臨時軍事費特別会計法（法律八五号）は、従来の三回の先例と同じくきわめて簡単な内容のものであって、条文は二条から成っていた。すなわち、支那事変に関する臨時

軍事費の会計は一般の歳入歳出と区分し事件の終局迄を一会計年度として特別にこれを整理すること（第一条）、一般会計に属する陸海軍省所管の北支事件費および大蔵省所管の北支事件第一予備金ならびにその財源にあてられる歳入はこれを本会計に移し整理すること（第二条）を定め、公布の日から施行された。同特別会計法はその後しばしば改正されて、最後には六条となったが、右の二条については名称のほか変更はなかった。

同法律案の説明にあたった賀屋大蔵大臣によると、その提案理由は、「臨時軍事費は軍事行動のため必要なる経費でありまして、是が収支は金額多きに上るのみならず、其性質上一般の歳計と区分して特別の整理を為し、時局の終結に至る迄を一会計年度として整理する為め、臨時軍事費特別会計を設置する必要を認めましたので」[1]提出する、という簡単なものであった。

(1)『第七十二回衆議院議事録』、昭和十二年九月六日。

同特別会計法の施行によって、わが国の財政および財政制度は、準戦体制から戦時体制へはっきりと移行したのである。そしてこれ以後、臨時軍事費特別会計が戦費の根幹をなすことになったのである。

同会計の最初の予算として第七十二議会で協賛された予算は、歳入は第一款軍資金、第一項軍資金、第一目公債及繰替借入金の一本、歳出は第一款臨時軍事費、第一項陸軍臨時軍事費、第二項海軍臨時軍事費、第三項予備費の三本の科目区分から成っていた。

歳出予算成立額は二十億二千三百万円、うち陸軍臨時軍事費十四億二千万円、海軍臨時軍事費三億五千万円、予備費二億五千万円である。歳入は歳出と同額で、すべて公債及繰替借入金を財源とするものであった。

右の財源のため、九月九日に、『支那事変に関する臨時軍事費支弁の為公債発行に関する件』（昭和一二・法律八四号）が公布、施行され、政府はこれによって、二十億二千二百七十万円を限り公債を発行し、または借入金をなすをうることとなった。

なお、同会計法第二条によって、先に予算外支出された分と北支事件費として一般会計で成立した予算額の一部とが臨時軍事費特別会計へ移し替えられることになったので、これらの分、すなわち、昭和十二年七月第二予備金支出額一千万円、および第七十一議会において成立した一般会計予算額のうち五億七百万円を合わせると、臨時軍事費特別会計の予算額は、二百五十四億四千万円となったわけである。

三　第三次支那事件費

臨時軍事費特別会計の設置によって、これ以後支那事件費は、同特別会計のほか、一般会計および特別会計（主として植民地特別会計）における「北支事件費」（のちに「支那事件費」）を加えて三本建てとなった。

第七十二回帝国議会において協賛された昭和十二年度一般会計追加予算額（追加一号）は、北支事件費（外務省所管）九百万円、同関係費（内務省ほか六省所管）計三千三百万円、合計四千三百万円である（第十五表参照）。このための財源は、普通歳入六百万円、前年度剰余金繰入百万円、予算実行見合せ額のうち使用（公債財源）三千六

第十五表　第三次北支事件費予算　（単位　千円）

	一般会計			特別会計		
	所管	科目数	予算額	所管	科目数	予算額
1　北支事件費	外務省	1	9,155	関東局	1	631
				朝鮮総督府	1	84
	計	1	9,155	計	2	715
2　関係費	内務省	11	18,294	関東局	2	57
	大蔵省	13	7,106	朝鮮総督府	7	5,567
	司法省	1	2,219	台湾総督府	10	2,243
	文部省	3	737	樺太庁	2	109
	農林省	5	4,866	帝国大学	1	200
	商工省	2	131	計	22	8,175
	逓信省	2	100			
	計	37	33,452			
3　合計			42,607			8,889

百万円、合計四千三百万円である。

昭和十二年度予算としては、このほか、第七十一回帝国議会で成立した予算額のうち、臨時軍事費特別会計へ移し替えた残額として、北支事件費（外務省および大蔵省所管）五百万円、同関係費（大蔵省所管）四百万円、合計九百万円があるから、これを加えると、一般会計の合計額は北支事件費一千四百万円、同関係費三千八百万円、合計五千二百万円となる。

次に同議会において協賛された昭和十二年度特別会計追加予算額（追加特一号）は、北支事件費（関東局および朝鮮総督府特別会計）七十万円、同関係費（関東局ほか四特別会計）八百万円、合計九百万円である（第十五表）。このための財源は前年度剰余金繰入八百七十万円、普通歳入二十万円、合計九百万円である。

第十六表　昭和12年度戦費予算の総括　（単位　千円）

臨時軍事費特別会計	2,540,078
一般会計	51,844
小計	2,591,921
特別会計	9,667
合計	2,601,588

昭和十二年度予算としては、このほか、第七十一回帝国議会で成立した北支事件費予算（朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局特別会計）七十八万円があるから、これを加えると、特別会計の合計額は、北支事件費百万円、同関係費八百万円、合計一千万円となる。

以上に述べたところを総括すると、昭和十二年度の戦費予算合計額は、臨時軍事費特別会計二十五億四千万円、一般会計事件費五千百万円、特別会計事件費一千万円、合計二十六億二百万円となるわけである（第十六表）。

第三節　その後の変遷　I（前期）

臨時軍事費予算は、同特別会計設置当初の予算が成立したあと、終戦まで八年間の間に次々と十二回にわたる予算追加がおこなわれた。その間、予算額が加速度的に膨脹して行ったばかりでなく、その内容にも幾多の変遷を経てきた。以下、戦局の変化を考慮に入れながら、一回ごとにその予算の概要をみてゆくことにしよう。

一　第一次追加（第七十三回帝国議会成立）

臨時軍事費特別会計が設置されて、戦争にたいする財政的措置が一応備わったとみられたころ、現地においては、戦局は思うように進まず日本軍は各地で意外に手ごわい敵と向いあっていた。上海方面では、数個師団を上陸させたにもかかわらず、クリークと中国軍の必死の抵抗にはばまれ、戦闘は九月、十月と続けられた。十一月初め、杭州湾に新兵力を上陸させて、ようやく十一日上海を占領することができた。北方では、華北五省の鉄道沿線の要地はほとんど占領したが、また板垣兵団は山西で八路軍によって手痛い打撃を受けた。国内では統制経済の強化が必至となり、九月には臨時資金調整法が公布され、軍需工業動員法が実施された。十月に企画院ができた。十一月には大本営が設けられた。十二月には南京を占領したが、重慶に遷都した国民政府はとうてい降伏しそうにみえなかった。昭和十二年末までの第一次作戦において、日本軍の死傷者は七万に上った。ルーズヴェルト大統領は、侵略国の「隔離」を要求する演説をおこない、国際連盟は日華事変に関する九ヵ国条約会議を開いて宣言文を採択した。年末におこなわれたドイツ大使の調停は失敗に帰した。翌十三年一月に、政府は「国民政府を相手にせず」の声明を発表したが、政府自らまもなく失敗と気付いたこの方針をあらためるために、次の一年のあいだ苦慮しなければならなかった。[1]

(1)　「爾後国民政府を対手とせず、真に帝国と提携するに足る新興支那政権の成立発展を期待し、是と両国国交を調整して、更生新支那の建設に協力せんとす」というこの声明は、のちに近衛首相自身も最大の失敗とみとめたものであった（風見章『近衛内閣』）。周知のようにこの方針はのちに撤回された。

こうしたはかばかしくない長期抗戦状態を前にして、政府は、十三年二月二十八日、第七十三回帝国議会に、今後およそ一ヵ年の戦費を臨時軍事費予算追加臨第一号として提出し、三月その協賛を経た。歳出予算額は、陸軍臨時軍事費三十二億五千七百万円、海軍臨時軍事費十億四千三百万円、予備費五億五千万円、合計四十八億五千万円という厖大なものであって、前回第七十二議会成立の臨時軍事費総額の二倍半に近く、一般会計歳出総額をはるかに越える巨額であった。中でも増加率の大きいのは海軍軍事費で、ほぼ三倍に急増しているが、これは中国沿岸封鎖行動と関係あるものと思われる。

右の財源は大部分は公債金によったが、一部は他会計からの受入、北支事件特別税などの収入によった。歳入の内訳は、公債金四十四億五千三百万円、一般会計からの受入三億一千八百万円、通信事業特別

第十七表　在華日本軍兵力とその損害

	師団数	兵員	損害計	死者	負傷	捕虜
		人				
昭和12年	26	832,000	257,580	85,350	170,750	1,480
13	30½	976,000	447,749	148,134	296,756	2,859
14	35	1,120,000	415,715	136,245	273,550	5,920
15	35	1,120,000	346,687	114,426	229,191	3,070
16	36½	1,168,000	318,686	105,067	209,753	3,866

備考：*China Handbook*, 1937～1945（戦時中華志）p. 300 による。集計は国民政府側公式発表の数字による蘆溝橋事件より武漢三鎮陥落までの損害を集計。

会計からの受入千六百万円、帝国鉄道特別会計からの受入四千万円、朝鮮総督府特別会計からの受入二千七百万円、台湾総督府特別会計からの受入千五百万円、関東局特別会計からの受入五百万円、樺太庁特別会計からの受入三百万円、北支事件特別税収入九百万円、軍事費献納金百万円など、合計四十八億八千七百万円であった。

なお、右の歳入総額は、同議会の協賛を経た歳出総額より三千七百万円だけ超過しているが、これは第七十一回帝国議会の協賛を経た北支事件費借入金の実行を見合わせることとし、そのために生じた財源欠陥を埋める資金に充てられた。

また右の財源のために、三月三十一日『支那事変特別税法』が公布、施行された。それは前年の『北支事件特別税法』に続く第二次増税であった。これによる増税額は三億一千二百万円（北支事件特別税を含むので純増税額は二億円）で、同議会に提出された今後一ヵ年分の軍事費四十八億円にたいし、ほぼ六％にあたり、大体公債利子を支弁するに足る程度のものであった。

同議会でまた臨時軍事費特別会計法の一部改正がおこなわれた（三月二十二日公布、昭和一三・法律二四号）。この改正の内容は、同会計法に一条を加え第三条とし、臨時軍事費の出納上必要ある場合には一時借入金をなし、または融通証券を発行しうること、その償還は臨時軍時費特別会計の歳入をもってすること、としたことであった。

なおこのころから、軍事費の使用に関して会計法上の種々の特例を作ることがおこなわれた。すなわち、陸海軍については従来から資金前渡の方法が認められていたが、昭和十二年十月の勅令によって、当分のうち、前金払、概算払、随意契約とともに資金前渡の範囲を拡大し、また十三年三月の勅令および同十月の同令改正によって、軍の需要充足のため必要の場合に前金払または概算払をなしうる範囲を拡めたのである（なおこれらの詳細、およびその意味については、第三章第三節参照）。

以上、北支事件費予算から数えて前後四回にわたる臨時軍事費予算の総額は、およそ、陸軍五十億円、海軍十五億円、大蔵省九億円、合計七十四億円に上った。これだけですでに日露戦争の時の臨時軍事費総額十五億円の五倍、満州事件費十九億円の四倍近くに達している。ここに太平洋戦争の規模の大きさを端的に見ることができる。しかも、この戦費はこれ以後さらに加速度的にふえてゆくのである。なお右の戦費の財源のうち通計六十九億円、すなわち九割以上は公債金によるものであった。

二　第二次追加（第七十四回帝国議会成立）

第一次追加から丸一年、昭和十四年三月二日、第七十四回帝国議会に第二次追加が提出された。この一年の間に戦局と銃後はどのように推移したであろうか。

一月の「相手にせず」声明以来、陸軍は秘かに汪兆銘工作をはじめ、政府もこれを取り上げることになった。十一月の御前会議において『日支新関係調整方針』が決定され、十二月のいわゆる近衛声明の発表へと発展し

た。この声明は国民政府首脳部の一部を動揺させることになったが、同時にそれは武力による「速戦速決」主義が全く壁にぶつかっていたことを示すものであった。年末に興亜院が発足した。

ようやく中国の戦力を過小評価した誤りが覚られ、台児荘において中国軍の猛反攻を如実に知った大本営は、徐州作戦ころから対ソ作戦用にとっておいた兵力の一部をも中国にまわさざるをえなくなった。中国を片手間に考えた「不拡大方針」を大本営ははっきり放棄した。しかもそれでも中国の抗戦は衰えなかった。徐州作戦後、軍は広東作戦、武漢作戦をおこない、十月にようやく武漢三鎮を占領したが、これで進攻作戦は一まず打ち切られた[1]。六月の五相会議は、年内に戦争目的を達することを決定したが、一方では日本軍はますます泥沼にひきずりこまれていったのである。それは毛沢東のいわゆる対峙段階が始まったことを意味していた。

(1)　林三郎『太平洋戦争陸戦概史』。

国内では戦時体制の整備強化に本格的に取り組まなければならなくなっていた。四月に国家総動員法が公布され、あつれきを生みながらそれは次々に発動された。統制経済はあらゆる方面にひろがり、そのことがまたヤミ価格を横行させ、インフレの危惧を濃くしていった。七月に暴利取締令が拡充強化された。公債発行にもとづく国家財政は膨脹し、「物の予算」の必要が叫ばれた。

こうして昭和十三年は、戦線の固定化、対外政策の停頓、戦時体制の強化とその矛盾など、暗い影を投げながら暮れた。近衛は内閣を投げだし、十四年一月、平沼内閣が成立した。

このような情勢の中で、第七十四回帝国議会が開かれた。政府はこの議会に、臨時軍事費予算追加臨第一号として、向う一ヵ年間の戦費を含む第二次追加分を提出し、三月その協賛をえた。

歳出予算額は、陸軍臨時軍事費三十一億四千三百万円、海軍臨時軍事費八億一千二百万円、予備費六億五千万円、合計四十六億五百万円であった。

その財源は第一次追加とほぼ同様に大部分が公債によるものであった。歳入の内訳は、公債金三十九億二千四百万円、一般会計からの受入五億三千五百万円、通信事業特別会計からの受入千六百万円、帝国鉄道特別会計からの受入四千万円、朝鮮総督府特別会計からの受入四千百万円、台湾総督府特別会計からの受入千八百万円、関東局特別会計からの受入八百万円、樺太庁特別会計からの受入五百万円、軍事費献納金二百万円、物品拡下代その他雑収入千六百万円、合計四十六億五百万円であった。

なお政府は新たに『予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件』を同議会に提出してその協賛を経たが、これは兵器、被服、糧秣その他の製造調弁等について軍の需要をみたす上の便宜を図るために、予算の枠をはずれた契約をあらかじめ結ぶことができるようにするものであった。それは一種の軍需調弁の繰延べ支出とみることができる。なおこの際の予算外契約は、陸軍臨時軍事費五億円、海軍臨時軍事費二億円を限度とするものであった。

三　臨時陸軍材料資金特別会計の設置

第七十四回帝国議会において、さらに太平洋戦争に関する軍関係の特別会計がもう一つできることになった。それが臨時陸軍材料資金特別会計である。

この特別会計は、支那事変において、現地にある軍需品の材料および原料で軍でなければ取得できないものを取得し、またこれを有効適切に利用するために、右取得の資本として新たに陸軍省所管に臨時陸軍材料資金を設け、これに関する歳入歳出はこれを臨時軍事費特別会計および一般会計と区分し、かつ事件の終結までを一会計年度として経理するため、設置されたものである。このための臨時陸軍材料資金特別会計法案が第七十四回帝国議会に提出され、その協賛を経た（昭和一四・法律五四号）。

臨時陸軍材料資金は一千万円であり、これを一般会計から繰り入れることとし、陸軍省所管歳出臨時部において特別会計資本繰入としてこれを計上し、昭和十四年度追加予算第二号によって同議会の協賛を経た。

また同資金に不足を生じたときには、借入金をなして一時これを補足することができる。ただしその金額は五千万円を超過することができない（同法第三条第一項）。右の一時借入金に代えて国庫余裕金を繰替使用することもできる（同法第三条第二項）。さらに、本会計に属する材料および原料を使用するときは、陸軍省所管経費をもって購入しなければならない。ただし必要ある場合には、政府以外の者にたいしてこれを売り払うことができる（同法第四条）。

全文五条から成るこの法律は昭和十四年四月一日に公布され、即日施行された。同会計規則（勅令三四九号）も五月三十一日に公布され、四月一日にさかのぼって適用された。

同議会の協賛を得た右資金の歳入歳出予算は第十八表にみられるとおり、総額一億二千万円以上に上り、これが派遣軍の物資購入（綿花、麻、皮革等）にあてられることになったのである。

なお右会計法は第七十六回帝国議会において一部改正され、その後第七十九回帝国議会において同会計は昭和十七年三月末に終結することとなり、その所属の材料および原料以外の物件は臨時軍事費特別会計の所属に移された。

第十八表　臨時陸軍材料資金予算現額　（単位　千円）

科目	第74議会分	第75議会分	第76議会分	合計予算現額	参考事項
歳入					
材料物品収入	120,000	70,000	170,000	360,000	
材料物品売払代	120,000	70,000	169,950	359,950	
材料物品売払代	120,000	70,000	169,950	359,950	綿花，麻，原皮等売払代
雑収入	—		50	50	
雑入	—		50	50	不用梱包材料売払代等
歳出					
材料物品費	120,000	70,000	170,000	360,000	
材料物品費	120,000	70,000	170,000	360,000	
材料物品購入費	115,000	66,500	162,000	343,500	綿花，麻，原皮等購入費
付属諸費	5,000	3,500	8,000	16,500	倉敷料，運搬費，諸雑費等

四　第三次追加（第七十五回帝国議会成立）

昭和十四年の一年間、戦線は華南にまでひろがったが、抗日ゲリラ軍の活躍は次第に激しくなって日本軍を悩ました。長期持久戦の様相はようやく明瞭となった。武力的「速決」処理の失敗と、それに続く武力攻略併用政策の行詰りは、日本軍を援蔣輸送路遮断作戦に向けさせ、こうして日本軍は、十一月の南寧作戦に始まるさらに南方への戦闘に引きこまれていった。前年末に汪兆銘は重慶から脱出したが、かれを利用しての和平工作は失敗し、重慶相手の和平工作も行き悩み状態にあった。一方ソ連との間に、前年の張鼓峰事件に続いてノモンハン事件をひきおこし、小松原兵団の惨めな敗北に終った。英米との利害の対立もようやく激しくなり、夏には天津租界封鎖問題をひきおこした。九月には、ドイツ軍は、ポーランドに侵入し、英米が宣戦布告をした後は、曲折はありながらも、日本との対立は決定的なものになっていった。

国内では経済統制が、賃金統制令（三月）、国民徴用令（七月）、九・一八物価釘づけ、米の強制買上制（十一月）と進み、それに根ざす困難な社会的経済的諸問題は、政府部内の対立をも変転させた。欧州新情勢の「複雑怪奇」に平沼内閣は倒れ（八月）、続く阿部内閣も総辞職した（十五年一月）。こうして第七十五回帝国議会の休会中に、米内内閣が発足した。この議会において、「反軍演説」で斎藤代議士が除名になったこと、陸軍大臣が軍事費の冗濫費を戒める異例の訓示を発したことなどは軍の当時のあり方を語る暗示的な事件であった。

このような情勢の中で、臨時軍事費予算の第三次追加（追加臨一号）が、十五年二月一日、向うほぼ一ヵ年の戦費として同議会に提出され、三月その協賛を経た。

歳出予算額は、陸軍臨時軍事費二十九億七千三百万円、海軍臨時軍事費七億三千七百万円、予備費七億五千万円、合計四十四億六千万円である。

その財源は、ほぼ前二回と同じく、大部分を公債に、一部を他会計よりの繰入その他に求めている。歳入の内訳は、公債金三十六億七千四百万円、一般会計からの受入六億円、通信事業特別会計からの受入千七百万円、帝国鉄道特別会計からの受入五千万円、朝鮮総督府特別会計からの受入五千万円、台湾総督府特別会計からの受入二千三百万円、関東局特別会計からの受入一千三百万円、樺太庁特別会計からの受入七百万円、北支事件特別税収入四百万円、軍事費献納金二百万円、物品払下代その他雑収入二千万円、合計四十四億六千万円である。

なお軍の需要をみたす上での便宜を図るため、前議会において協賛を経た『予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件』の一部を改正する必要を生じたので、同議会に所要の議案を提出して協賛を経た。これによって海軍臨時軍事費の予算外契約の限度は、今までの二億円から二億七千万円に増額された。

また、前議会において設置されることになった臨時陸軍材料資金特別会計予算が、この議会においてさらに歳出入予算とも七千万円追加され、合計予算現額は一億九千万円となった。

なお右に述べた臨時軍事費予算第三次追加に、昭和十五年度の一般会計予算額を加えると百五億五千万円とな

り、ここに日本の国家予算は初めて百億円を突破するに至ったのである。またこの年度から、初めて国家予算が本格的に物動計画との密接な関連において編成されたといわれる。

五　第四次追加（第七十六回帝国議会成立）

昭和十五年中、中国戦線にはあまり大きな変化は見られなかった。作戦は、都市の空襲と、海軍による沿岸封鎖の強化が主たるものであった。日本軍は鉄道沿線の要地を確保し、「点と線」だけを握っている状態であった。そこで派遣軍総司令部は重慶との和平交渉を打ち切った。すでに十四年十二月の修正軍備計画では、軍事予算の四割、重要資材の二割を日華事変に、残りのすべてを軍備の拡充に向けていたという。焦点はようやく南方に移りはじめた。極東裁判の判決によれば、日本の南方進出への準備は十三年五月ころから具体化しはじめたとされているが、フランスがドイツに降伏した直後、十五年六月には仏印当局とイギリスにたいして、中国への物資輸送の禁絶を承認させた。七月に第二次近衛内閣が成立したが、その直後には南方侵略政策を体系づけた『世界情勢の推移に伴う時局処理要綱』が大本営政府連絡会議できまった。[1] 八月には日独伊三国同盟が調印され、九月には北部仏印に軍隊を進駐させた。

(1)　青木得三『太平洋戦争前史』、第三巻。服部卓四郎『大東亜戦争全史』第一巻。

アメリカの対日政策は今までの宥和政策をすてて次第に硬化し、一月における通商条約廃棄のあと、七月には主要原料・機械の輸出許可制をはじめ、九月には重慶政府に借款を与え、十月に屑鉄の対日輸出を禁止した。これを見て日本はますます戦略物資獲得のために南方進出を急いだ。九月十九日の御前会議では、蘭印資源の獲得には状況により武力行使をする方針を決定していた。国内の物動をはじめとする戦時統制は一段と強められていった。各政党は解党して大政翼賛会ができ上がった。

こうした情勢のうちに年があらたまると、一月二十四日、政府は第七十六回帝国議会に臨時軍事費予算の第四次追加を提出し、その協賛を経た。この予算案は、今まで毎年一回三月下旬に次の一ヵ年の予算を組んでいたのにたいして、前年成立済の予算の支出状況からみて、一月から三月までに必要な戦費を内容としており、いわば十五年度についての追加予算に当るものである。したがって、従来の予算において、第七十二回帝国議会で成立した分が昭和十二年度分、第七十三回帝国議会で成立した第一次追加分が十三年度分、第七十四回帝国議会で成立した第二次追加分が十四年度分に当るとすれば、十五年度分としては、前回の第七十五回帝国議会で成立した第三次追加分と今回の第七十六回帝国議会で成立した第四次追加分との合計を取る必要がある。そうすると、十五年度分合計は、第四次追加分が十億円であるから、これに第三次追加分を加えた五十四億六千万円となるわけである。総額からみると、十三年度分（第七十三回帝国議会成立）と十四年度分（第七十四回帝国議会成立）とはほぼ同じ額であり、十四年度分の方が二億円ほど減少していたが、十五年度になると、逆に九億円ほど増加していることがわかる。すなわち、一応停頓状態にはいっていた軍事費予算は十五年度から再び増加傾向を示すことにな

った。なおこの増加率が次年度からさらに急激に大きくなってゆくことは後にみるとおりである。

次にもう一つ第四次追加において特徴的なのは、その内容である。

第四次追加の歳出総額は十億円、その全額が新たに設けられた第四項臨時軍事費であって、従来の予算の科目であった第一項陸軍臨時軍事費、第二項海軍臨時軍事費、第三項予備費、のいずれも一切計上されていない。この第四次追加からは、軍事上の機密保持のため、従来の陸軍と海軍の区分さえ廃され、両者を一括計上する新しい科目「臨時軍事費」に統合され、これ以後の追加はすべて、右の臨時軍事費と予備費の二本建てになったのである。第四次追加だけは、そのうち予備費も計上されず、臨時軍事費一本の予算となっている。これはおそらく前に述べたように、一般会計における年度内追加予算の意味をもつものであったからであろうと思われる。

さて、右の十億円の歳出にたいする財源の方をみると、その内訳は、公債九億九千八百円、北支事件特別税二百万円、建物貸下料二万円、合計十億円であり、ほとんど全部が公債によるものであることが知られる。

六　第五次追加（第七十六回帝国議会成立）

政府は、臨時軍事費予算第四次追加（臨第一号）を提出したあと一週間で、すぐひきつづいて二月一日、第五次追加（臨二号）を、同じ第七十六回帝国議会に提出した。

第五次追加は、第四次追加とはちがって、向う約一ヵ年間に必要な戦費を内容とする追加予算であり、二月に議会の協賛を経て三月に公布された。

歳出科目区分は前述したように、陸海軍の区分を廃して第四項臨時軍事費と第三項予算費の二本建てであり、歳出予算額の内訳は、臨時軍事費四十一億円、予備費七億八千万円、合計四十八億八千万円であった。

右の財源は、やはり大部分が公債金、一部分が一般会計および特別会計からの受入などによるものであった。歳入額の内訳は、公債金三十九億七千七百万円、一般会計からの受入六億七千万円、通信事業特別会計からの受入二千万円、帝国鉄道特別会計からの受入六千万円、朝鮮総督府特別会計からの受入八千四百万円、台湾総督府特別会計からの受入二千五百万円、関東局特別会計からの受入二千四百万円、樺太庁特別会計からの受入一千万円、物品払下代その他雑収入一千万円、合計四十億八千万円であった。

また前議会の場合と同様の趣旨によって、予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件中改定をおこなう必要があったので、所要の議案を本会議に提出してその協賛を経た。これによって、予算外契約の法定限度は、陸海軍の区分なしに、臨時軍事費として十五億八千万円とされた。

なお、昭和十四年度以降施行されてきた臨時陸軍材料資金特別会計法の改正が同じ議会でおこなわれ（昭和一六・法律三四号）、陸軍材料資金に不足を生じた場合において借入金をなし一時これを補足しうる金額の限度は、同会計法第三条の規定によって従来五千万円であったのを、その後本資金をもって取得する軍需品の材料および原料の数量増加などに伴って資金の不足を生ずるようになったので、これを一億円に増額することとなった。同

改正法律案は議会の協賛を経て昭和十六年三月五日に公布され、即日施行された。同議会の協賛を経た本資金の追加予算額は歳出入とも一億七千万円である。

昭和十六年四月一日現在における臨時陸軍材料資金の歳入歳出予算現額について、その成立区分にしたがい、科目別内訳を示すと前出第十八表のごとく、合計予算額は三億六千万円に達した。

第四節　その後の変遷　Ⅱ（中期）

一　予算超過支出

昭和十六年にはいるとともに、事態はいよいよあわただしくなっていった。一月から始まった日米交渉は、迂余曲折をたどったようにみえたが、結局悪化する一方であった。南方進出策はまず仏印とタイに攻撃基地を設定することに向けられ、着々その準備が進められた。

一方、独ソ開戦以後、その推移が日本にとって有利に展開した場合には、武力をもって対ソ侵略を始めることが決定され（七月二日御前会議）、七月から九月にかけて、陸軍創立以来最大といわれる大規模な関東軍の動員がおこなわれた。このいわゆる関特演（企図秘匿のため、関東軍特別演習と呼称）のためだけで約十億円の軍事費が使われ、またこれによって四十万の関東軍が一躍七十余万に増強された。[1] しかし独ソ戦はヒトラーの言明どおりには進展せず、増強された在満兵力の一部は南方作戦に転用された。

(1)　林三郎『太平洋戦争陸戦概史』。

六月十二日の大本営政府連絡会議で決定していた南部仏印進駐は、七月二日の御前会議で再確認され、ついに二十三日仏印に『共同防衛協定』によるその南部進駐をおしつけた。仏印南部進駐の国際的反響は大きく、日米交渉はこれによって致命傷をうけた。たちまち米、英、蘭の各国は日本人資産を凍結し、アメリカは八月一日日本への石油輸出を禁止した。九月六日の御前会議において、南方作戦についての『帝国国策遂行要領』が決定され、早くも陸軍は満州と朝鮮からひきぬいた兵力と本土で編成した部隊とを華中・華南・台湾・仏印方面に送り出した。蘭印東部に向う陸海軍部隊はパラオ方面に、ハワイ方面への機動作戦部隊は千島南部に、それぞれ待機するように手配された。[1]

(1)　高木惣吉『太平洋海戦史』。

十月十八日、東条内閣が成立した。十一月一日朝から二日にかけて徹宵おこなわれた連絡会議は、ついに「武力発動の時機を十二月初頭と定め」る『帝国国策遂行要領』を決定し、五日の御前会議は、これを原案どおり採決したのである。

右のような緊迫した動きの中で、臨時軍事費は十月末にすでに予備費予算が払切りとなっていた。そこで、政

第十九表　臨時軍時費予備費外予算超過支出額　（単位　千円）

科目	第1回（昭和16.11.1）	第2回（16.11.5）	合計	備考
歳入				
第一款　軍資金	74,690	118,800	193,490	
第一項　軍資金	74,690	118,800	193,490	
第五目　一般会計より繰入	74,690	118,800	193,490	第1回分一般会計第二予備金支出 第2回分同国庫剰余金支出
歳出				
第一款　臨時軍事費	74,690	118,800	193,490	
第四項　臨時軍事費	74,690	118,800	193,490	第1回分　陸軍関係74,690 第2回分　陸軍関係90,000 海軍関係28,800 計　118,800

府は臨時議会の開会を待つことができず、緊急の経費にあてるため、十一月一日および五日の二回にわたって、勅裁を経て一億九千三百万円の臨時軍事費予備費外予算超過支出をおこなった。この支出は右の『帝国国策遂行要領』（それはすでに十月二十三日以来三十日までの連日の連絡会議でほぼ結論が出ていた）と関係あるものと推定される。

十一月一日に勅裁を経た第一回分の予算超過支出は七千五百万円、全額陸軍関係であり、その財源は一般会計における第二予備金支出による受入金であった。

十一月五日に勅裁を経た第二回分の予算超過支出は一億一千九百万円、うち陸軍関係九千万円、海軍関係二千九百万円であり、その財源は国庫剰余金支出による受入金であった（第十九表参照）。

このうち支出科目別に主要なものから挙げると、陸軍関係では、兵器費、運輸費、築造費、被服費、糧秣費であり、海軍関係では、俸給、船舶費、衣糧費などであった（第二十表参照）。

第二十表
臨時軍事費予算超過支出科目別勅裁済額
（単位　千円）

科目	昭和十六年度
陸軍省所管	164,690
物件費	164,690
需品費	9,000
糧秣費	16,690
被服費	17,000
兵器費	62,000
馬匹費	7,000
患者費	5,000
運輸費	28,000
築造費	20,000
海軍省所管	28,800
俸給	11,126
庁費	148
雑給及雑費	1,518
衣糧費	5,229
演習費	14
患者費	356
艦営費	652
教育諸費	4
造船造兵及修理費	976
船舶費	7,930
接待費	18
臨時家族手当	719
戦時特別給与品費	108
合計	193,490

なお、右一般会計における第二予備金および国庫剰余金支出については、第七十九回帝国議会において臨時軍事費特別会計への繰入補足として承諾をえた。

二　第六次追加（第七十七回帝国議会成立）

第七十七回帝国議会は臨時議会として十一月十五日召集された。政府は同議会に、当面必要な戦費を内容とす

る臨時軍事費予算第六次追加（臨一号）を提出し、同月その協賛を経た。これは日米開戦の前であるが、すでに前項でみたとおり、対米武力行動は決定されていたのであるから、この追加予算の中に対米戦争が折りこみずみであることは明らかである。むしろそれは開戦予算であるといえるかもしれない。

この歳出予算額は、臨時軍事費二十六億円、予備費十二億円、合計三十八億円である。

右の財源は、やはりほとんど大部分が公債金によるものであった。歳入の内訳は、公債金三十五億七千万円、一般会計からの受入二億一千五百万円、朝鮮総督府特別会計からの受入一千万円、台湾総督府特別会計からの受入二百万円、関東局特別会計からの受入百万円、樺太庁特別会計からの受入五十万円、北支事件特別税収入百万円、合計三十八億円であった。

三　第七次追加（第七十八回帝国議会成立）

予定のとおり昭和十六年十二月八日、日本軍はハワイ、フィリピン、マライ半島、香港等各地の奇襲攻撃を開始した。

同日直ちに臨時議会の召集詔書が公布され、会期二日、会議総時間わずか三時間二十一分の第七十八回帝国議会が、同十六、十七の両日開会された。政府はその第一日の議会に、緊急の需要をみたすために必要な戦費を第七次追加（臨時軍事費予算追加臨第一号）として提出し、同じ日のうちに両院の可決をうけて、翌日それを公布した。

歳出予算額は、臨時軍事費二十億円、予備費八億円、合計二十八億円であり、その財源は全部公債金であった。

いうまでもなくこの第七次追加は昭和十六年度分の予算の追加であり、同年三月に公布された第五次追加（第七十六回帝国議会成立）および同十一月に公布された第六次追加（第七十七回帝国議会成立）も同じく十六年度分と考えてよいから、これら三回の追加分を合計すると、十六年度分の歳出予算額は実に百十四億八千万円、うち予備費二十七億八千万円（それは前年度の四倍に近い）である。ここにおいて、十六年度分予算額は前年度分予算額五十四億六千万円の二倍以上に上り、臨時軍事費独自の一年間の予算のみで百億円を越す記録を作ることになった。しかしこれは決して開戦時の特別の経費のためではなく、翌年度からさらにそれをはるかに越す巨額な予算額が次々と成立してゆくことは以下にみられるとおりである。

四　第八次追加（第七十九回帝国議会成立）

日本軍による緒戦の奇襲戦果は大きかった。海軍はハワイのアメリカ太平洋艦隊に二時間たらずで全滅に近い損害を与え、マライ沖でイギリス東洋艦隊の主力を撃破し、陸軍はフィリピンに上陸してマニラ市を占領し、またマライ半島に上陸してシンガポールのまじかにせまり、香港を占領し、ボルネオ島やセレベス島の上陸もおこ

なわれた。これが十七年一月の戦況であった。つづいて南方作戦の眼目であったジャワ石油地帯の占領をめざし、さらに大きな第二段作戦をひかえていた。

政府は、前年末に召集されていた第七十九回帝国議会に、十七年一月、さらに必要な戦費を第八次追加（臨時軍事費予算追加臨第一号）として提出し、その協賛を経た。これはほぼ一年間、十八年初めまでの戦費とみなされた。

歳出予算額は、臨時軍事費百五十億円、予備費三十億円、合計百八十億円という巨大な額であり、前年度よりさらに六割方膨脹していた。単位はすでに十億円台になっている。

なお、この追加予算中には、従来陸海軍両省の一般軍事費として計上されていたものの中から、本省経費および一部特殊経費を除く他の全部が移し替え計上された。その額は十七年度分約三十六、七億円見当である。

第八次追加予算の財源はやはり公債金が圧倒的比重を占め、歳入の内訳は、公債金百四十億円、一般会計からの受入二十五億二千六百万円、通信事業特別会計からの受入六千五百万円、帝国鉄道特別会計からの受入一億六千五百万円、朝鮮総督府特別会計からの受入一億六千三百万円、台湾総督府特別会計からの受入四千七百万円、関東局特別会計からの受入五千六百万円、樺太庁特別会計からの受入一千九百万円、北支事件特別税収入三万円、軍事費献納金二百万円、雑収入九億五千六百万円、合計百八十億円である。

財源の内容において変ったことは、(1)一般会計からの受入が絶対額においても比率においても相当大きくなったこと、(2)北支事件特別税収入はこれ以後ほとんど無視しうるほどに小さくなったこと、(3)従来八つに区分されていた小項目、すなわち弁償及違約金、懲罰及没収金、物品払下代、家畜払下代、特別収入、小切手支払未済金収入、雑入、建物貸下料の目を、雑収入の目に統合したこと、そのため「雑収入」は、歳入総額の中で、公債金、一般会計からの受入に次いで第三位を占めたこと、などである。

なお右とともに、政府はさらに、軍の需要充足上の便宜を図るため、第七十六回帝国議会において協賛を経た予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件中改正をおこなうこととし、所要の議案を第七十九回帝国議会に提出して、その協賛を経た。これによって予算外契約の限度はさらに増額され、二十五億八千万円となった。

第五節　その後の変遷　Ⅲ（後期）

一　第九次追加（第八十一回帝国議会成立）

昭和十七年の春、日本軍は太平洋戦線において勝利の絶頂にあった。マライ半島に上陸した軍は二月にシンガポールを占領し、五月にはコレヒドール要塞も陥ちてフィリピン一帯を攻略した。ジャワ作戦は予定を一ヵ月繰り上げて実施されて三月に一段落をつげ、ビルマ作戦も五月には終了した。これら第一段階における進攻作戦の

勝利は統帥部の期待以上の戦果であった。しかしそれも長くは続かなかった。四月に日本本土初空襲を受け、それに対抗するためにおこなわれたミッドウェー海戦は完敗を喫し、海洋主導権をアメリカ側に与えることとなり、それ以後ほとんど積極的作戦は不可能となった。国民には敗戦の事実はひたかくしにされたが、早くも日本軍は守勢に転じなければならなかった。八月におこなわれたアメリカ軍のガダルカナル奇襲上陸は、連合国軍の本格的な反攻の開始を告げるものであった。同島を奪還しようとする再三の攻撃も失敗した。中国戦線では、本土空襲の基地を覆滅するための浙江地方の作戦が終了したあと、懸案の重慶進攻のための作戦準備が始められたが、南太平洋戦局の重大性から、中止せざるをえなくなった。南方物資の還送による戦力増強というもくろみは裏切られてしまった。十七年夏から十八年初にかけておこなわれたスターリングラード戦におけるドイツ軍の大敗北が世界戦局の転換点となったように、ちょうど同じころおこなわれたガダルカナルでの日本軍の敗北は、太平洋戦争における戦局の転換点となった。

勝利の幻想に酔いながら、守勢へ転じなければならなくなった情勢の中で、十八年二月、政府は必要な戦費を第九次追加（臨時軍事費予算追加臨第一号）として第八十一回帝国議会に提出し、その協賛を経た。

歳出予算額は、臨時軍事費二百十億円、予備費六十億円、合計二百七十億円であった。これは前回の予算額の五割増、予備費は二倍に当っている。

右の財源は公債金百七十一億六千四百万円、借入金三十三億円、一般会計からの受入四十三億三千六百万円、通信事業特別会計からの受入六千四百万円、帝国鉄道特別会計からの受入一億一千六百万円、朝鮮総督府特別会計からの受入二億三百万円、台湾総督府特別会計からの受入一億三百万円、関東局特別会計からの受入七千百万円、樺太庁特別会計からの受入二千二百万円、北支事件特別税収入二十九万円、軍事費献納金千九百万円、雑収入十六億円、合計二百七十億円である。

財源の内容において変ったことは、新たに借入金という項目があらわれて相当の金額を占めたことであるが、これは軍の現地における支出の一部に充てるため、南方開発金庫等から調達するものであった。

また、右の厖大な歳出をまかなうために、政府は軍事公債の発行に関する法律を根本的にあらためた。『大東亜戦争に関する臨時軍事費支弁の為公債発行に関する件中改正』（昭和一八・法律八号）がそれである。従来の軍事公債の発行においては、その都度一定の公債発行限度（借入金を含む）が定められており、その限度内（昭和十二年九月には二十億二千二百七十万円、同十七年二月には三百九十四億千九百五十万円）で実施されていたのであるが、今回の改正によって、右のような限度を法定する方法をやめ、「臨時軍事費特別会計に於ける歳出予算額より当該特別会計に於ける他会計よりの受入金其の他の普通歳入の予定額を控除したる額に相当する金額」だけ公債を発行し、または借入金をなすことができることになった。右の改正は十八年三月三日に公布され、即日施行された。これによって公債の発行限度の制限は名実ともになくなったに等しい。

なお政府は、軍の需要充足上の便宜を図るため、第七十九回帝国議会の協賛を経て改定した『予算外国庫の負

担となるべき契約を為すを要する件』をさらに改定することとし、所要の議案を第八十一回帝国議会に提出してその協賛を経た。これによって予算外契約をなしうる限度は、五十九億五千万円に増額された。

二　第十次追加（第八十四回帝国議会成立）

ガダルカナルの激烈な争奪戦と前後して、日本軍の敗退は各所で始まった。防衛に必死となって局面を打開しようとしても、兵力、弾薬、糧秣の補給が困難になっていたのである。制空権は次第に失われ、山本連合艦隊司令長官も戦死した。アメリカ軍は完全な制空権の下にソロモン群島を一歩一歩北上してきた。北アリューシャン群島方面でもアメリカ軍の反攻が始まり、五月にはアッツ島守備隊が全滅した。外郭要地は次々に陥ち、「玉砕」がふえてゆき、国内にも次第に悲愴な「決戦体制」が色濃くなっていった。八月から軍需工業の行政査察が始まり、十一月に軍需省が発足した。

このような情勢の中で第八十四回帝国議会がひらかれた。政府は十九年一月、さらに必要な第十次追加の戦費を臨時軍事費予算追加臨第一号としてこの議会に提出し、その協賛を経た。

歳出予算額は、臨時軍事費三百十億円、予備費七十億円、合計三百八十億円であった。これは前回の予算額をさらに四割方上回るものであったが、この額をもってしても一年間の戦費をまかなうことができず、年度内にさらに追加が出されたことはのちにみるとおりである。

右の財源は、公債金二百八億一千万円、借入金七十億円、一般会計からの受入七十三億三千六百万円、通信事業特別会計からの受入二億一千二百万円、帝国鉄道特別会計からの受入二億五千五百万円、朝鮮総督府特別会計からの受入四億一千四百万円、台湾総督府特別会計からの受入一億四千八百万円、関東局特別会計からの受入一億二千四百万円、樺太庁特別会計からの受入三千百万円、北支事件特別税収入八万円、軍事費献納金九百万円、雑収入十六億六千百万円、合計三百八十億円である。

財源の内容をみると、右のうち借入金は南方開発金庫等からのものであるが、その額が前回の二倍以上にふえて著しくその重要性を高めていること、および公債金の比重が全体の半分近くに下がっていること、などが注目される。

なお、政府は同時に、軍の需要充足の上に便宜を図るため、先に第八十一回帝国議会の協賛を経て改定した『予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件』を重ねて改定することとし、所要の議案を第八十四回帝国議会に提出してその協賛を経た。これによって予算外契約をなしうる限度はさらに増額され、百十七億三百万円となった。

三　第十一次追加（第八十五回帝国議会成立）

昭和十九年の春以後、戦局はほとんど絶望的となり、日本軍の敗戦の色は次第に濃くなっていった。アメリカ

軍の反攻はますます速度をはやめて日本本土に近づきつつあった。中国の解放区は拡大した。

七月にはサイパン島の日本軍は全滅し、その直後、東条内閣は総辞職した。北部ビルマの派遣軍も次々と全滅し、九月にはグァム島、テニヤン島の守備隊が全滅した。

こうした急迫した戦局の中で、九月に臨時議会、第八十五回帝国議会がひらかれた。

政府はさらに必要となった戦費を年末の通常議会まで待つことができず、第十一次追加（臨時軍事費予算追加臨第一号）として九月同議会に提出し、その協賛を経た。ここにも重大時局の切迫感がうかがわれる。

歳出予算額は、臨時軍事費二百億円、予備費五十億円、合計二百五十億円である。

右の財源は、公債金五十一億九千八百万円、借入金百八十二億円、雑収入十六億二百万円、合計二百五十億円である。

財源の内容からみると、公債金の比重が初めて二割台に低下し、これに代って南方開発金庫等からの借入金が総額の七割以上を占めたことが注目される。

この第十一次追加予算は、半年にして予定経費をまかなうことのできなくなった第十次追加にたいする年度内追加に当るものであるから、両予算を合わせたものが、一応十九年度分と考えることができる。両者を合わせると、歳出総額は六百三十億円、うち臨時軍事費が五百十億円、予備費が百二十億円であった。いずれも十八年度分の二倍ないし二倍半に当るものである。また歳入の方では、公債金が二百六十億円、借入金が二百五十億円とほぼ両者が同率になっている。財源における占領地収入の比重の重大性がましたのである。

四　第十二次追加（第八十六回帝国議会成立）

第十一次追加予算の公布された十九年九月以降、戦場はようやく日本本土にせまり、戦局は一路大敗北へ向って急速調となった。アメリカ軍は十月にレイテ島、十二月にミンドロ島、一月にはルソン島に上陸してきた。十月には沖縄も機動部隊に攻撃され、神風特攻隊が編成された。十一月にはB29が九州と東京を爆撃した。二十年一月には、大本営はいよいよ本土作戦計画を決定するに至った。

こうした中で、第八十六回帝国議会が開会された。政府はこの緊迫化した戦局に対処するため、戦費の第十二次追加（臨時軍事費予算追加臨第一号）を同議会に提出し、その協賛を経た。これが戦時中最後の追加予算となった。

歳出予算額は、臨時軍事費六百億円、予備費二百五十億円、合計八百五十億円の巨額に達した。いずれも前年度より増加しているが、とくに予備費が激増し、その割合が四割以上に膨脹していることが注目される。

右の財源は、公債金三百五十二億九千九百万円、借入金三百一億三千六百万円、一般会計からの受入百一億一千四百万円、通信事業特別会計からの受人二億四千万円、帝国鉄道特別会計からの受入二億七千六百万円、朝鮮総督府特別会計からの受人六億二千万円、台湾総督府特別会計からの受入二億九百万円、関東局特別会計からの

第二十一表　臨時軍事費予算成立経過一覧表

区分	成立議会	衆議院提出年月日	衆議院可決年月日	貴族院可決年月日	公布年月日
		昭和	昭和	昭和	昭和
北支事件費	第71議会	12. 7.27	12. 7.28	12. 7.29	12. 7.29
同上追加	第71 〃	12. 8. 5	12. 8. 6	12. 8. 7	12. 8.10
臨時軍事費	第72 〃	12. 9. 4	12. 9. 7	12. 9. 8	12. 9.10
同上第1次追加	第73 〃	13. 2.28	13. 3. 8	13. 3.12	13. 3.23
〃 第2次 〃	第74 〃	14. 3. 2	14. 3. 9	14. 3.13	14. 3.20
〃 第3次 〃	第75 〃	15. 2. 1	15. 2.22	15. 3.15	15. 3.26
〃 第4次 〃	第76 〃	16. 1.24	16. 1.28	16. 1.30	16. 2. 8
〃 第5次 〃	第76 〃	16. 2. 1	16. 2. 6	16. 2.15	16. 3. 5
〃 第6次 〃	第77 〃	16.11.16	16.11.17	16.11.18	16.11.22
〃 第7次 〃	第78 〃	16.12.16	16.12.16	16.12.16	16.12.17
〃 第8次 〃	第79 〃	17. 1.26	17. 1.27	17. 1.29	17. 2.12
〃 第9次 〃	第81 〃	18. 2. 8	18. 2. 9	18. 2.10	18. 3. 4
〃 第10次 〃	第84 〃	19. 1.24	19. 1.25	19. 1.27	19. 2.15
〃 第11次 〃	第85 〃	19. 9. 7	19. 9. 8	19. 9. 9	19. 9.13
〃 第12次 〃	第86 〃	20. 1.26	20. 1.27	20. 1.28	20. 2. 1

備考：大蔵省主計局『昭和二十年度予算提要』による。

受入一億六千七百万円、樺太庁特別会計からの受入四千五百万円、北支事件特別税収入二百円、軍事費献納金五千三百万円、雑収入七十八億四千二百万円、合計八百五十億円である。右の中では雑収入が著しくふえていることが注目される。この雑収入の中心は現地における軍需品その他の払下げ代であることを考えると、南方開発金庫等の借入金と雑収入との合計は約三百八十億円となり、占領地からの収入が総額の過半を占めていることがわかる。

なお政府はまた、軍の需要充足上の便宜を図るため、第八十四回帝国議会の協賛を経て改定した『予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件』を重ねて改定することとし、第八十六回帝国議会に所要の議案を提出してその協賛を経た。これによって政府が予算外契約をなしうる限度はさらに増額され、百四十七億三百万円に達した。

以上が戦局の推移とともに次々と編成された臨時軍事費の予算の概要である。北支事件費の時から数えると、八年間に通計十五回の予算が成立したことになる。最後に各予算の成立経過を一覧表にして掲げることにする（第二十一表）。

第六節　臨時軍事費特別会計の終結

一　終戦と軍事機関の廃止

昭和二十年八月九日の深夜から宮中防空壕内の一室において開かれた御前会議の裁決にもとづいて、翌十日午前三時、臨時閣議は天皇の大権に関する了解づきでポツダム宣言を受諾することに一決した。この了解条件が拒否され、無条件降伏の詔書が発布されたのは、十四日午後十一時のことである。

陸海軍の復員は同月二十三日から開始されたが、それよりさきに、臨時軍事費の戦後放出が民間にたいして大規模に始まっていた。買掛金や支払未済金のみでなく莫大な損失補償金や動員解除費等が支出されたのである。

復員する軍人にたいしては戦時増俸を加えた一年分の退職金と三ヵ月分の俸給前払をおこなった。軍需物資の無計画な放出も早くから始まっていた。ポツダム宣言の受諾を決定した八月十四日の閣議において『軍その他の保有する軍需用物資、資材の緊急処分に関する件』が決定され、陸軍大臣は直ちに通達（陸軍機密三六三号）を出し、これによって多量の軍用物資が民間に放出された。この決定は、マニラにおける会議において、ポツダム宣言違反と指摘されたため、二十八日さきの閣議決定を取り消した上、回収に着手したが、回収もれの分も相当にあり、後にいわゆる隠退蔵物資として世間をにぎわすこととなった。[1]

(1) 芳賀四郎『日本管理の機構と政策』、昭和二十六年、第二部政治篇第二章。
新聞に騒がれた隠退蔵物資事件の主要なものだけでも、大造（大阪造兵廠）事件、舞鎮（新舞鶴鎮守府）事件、のちに不当財産取引調査特別委員会で取り上げられた兵器処理事件などがある。

復員軍人軍属にたいする給与については、陸軍では八月十八日、左のような内容を規定した『陸軍解散に伴う給与等について』（陸軍機密五七二九号）を通達した。この応急の措置はその後正式に閣議決定を経て追認された。

一　賞与

1　復員者には退職賞与として、俸給または給与の月額および特定戦地乙の戦時増俸月額の合計額にたいして、十二倍したものを支給すること。

2　解散の当月分をふくみ、三ヵ月以内の俸給、給与、戦時増俸、臨時家族手当を支給すること。

3　営内居住の軍人には被服を一揃支給すること。

4　同時に糧秣を五日分支給すること。

5　帰郷の旅費はこれを支給しないこと。

二　退職手当

1　退職手当は、その金額千九十円までの者は全額これを現金で支給すること。

2　千百円以上のものは、千円までは現金で支給し、その超過額は三ヵ月の定期預金証書でこれを支給すること。

3　右定期預金は、満期後は預入銀行でなくても支払うこと。

八月二十二日、最高戦争指導会議が廃止された。

軍需省は同月二十六日、大東亜省、農商省とともに廃止され、同省所管または主管に係る臨時軍事費特別会計所属の歳入歳出予算の執行に関する事項は商工省に移し替えられた。

八月二十八日の閣議は、『買入債務及び前受金の集中処理に関する件』を決定し、九月一日から実施した。これは、政府（陸軍、海軍、航空兵器総局）および指定事業者（軍需金融等特別措置法により金融機関の指定を受けた事業者約三千名）が、同年八月十五日現在の買入債務（買掛金、請負工事費と、未払加工賃、および、契約打切にもとづく損

害賠償金、たとえば工程払等）の支払をなし、または前受金の返済をなす場合には債務決済用の特定小切手を使用することを定めたものである。しかし政府の一件二十万円未満の支払については特定小切手によらず、通常の支払方法によってさしつかえないこととした。なおこの決済は法律によらず、関係者間の一般的協定によるものとされた。

九月五日、戦争中における陸海軍損耗概況が、議会提出資料として陸海軍省から発表された。これによると、陸軍は戦死三十一万、戦病死四万、戦傷十四万六千、戦病四百四十七万人、海軍は戦歿十五万七千余、所在不明千四百人となっていた。

大本営は総司令部覚書により九月十三日、参謀本部、軍令部、教育総監部は十月十五日、それぞれ廃止された。

十月九日、連合軍最高司令部渉外局は、アメリカ軍が日本陸海軍から貴金属二億五千万ドルを押収したむね発表した。

このころ新聞は、「臨軍支払を打切る事が最緊喫事である」と指摘し[1]、また「いまや国民の憎悪と猜疑に満ちた眼は鋭く臨時軍事費に向けられている[2]」と報じていた。

(1) 東京朝日新聞、二十年十月十二日付。
(2) 読売報知、二十年十月二十二日付。

こうした国民の批判を前にして、陸軍当局は十月二十九日記者団と会見し、臨時軍事費の予算編成、予算の使用、終戦処理に関して釈明的な説明をおこなった。そのうち終戦処理についての説明は次のとおりである。

一　終戦時の混乱の中で不公正な物資の処分も少なくないので目下鋭意整理修正させている。陸軍としては軍需品処理調査委員会[1]を設置して、混乱処理の整理に当っているほか、経理部長の検査を実行中であり、参謀長を委員長とする委員会で調査中である。すでに一部不正者は摘発されており、今後とも悪質者は軍法会議に付した上、厳重処断する。

二　終戦にともなう個人給与は、金銭給与については勤続年限の如何に拘らず一律に内地本俸に戦時増俸を加えた一年分を支給した。この金額は十億円あまりである。このほかに三ヵ月分の俸給給料の前払をおこなった。これは戦争中も三ヵ月の前払を実施しており、すでに前払を受けていた部隊もあったので給与の不均衡を避けるためである。軍人以外のものには共済組合金の支払をおこなった。将校、下士官集会所、酒保等、共有金を有しているものにたいしては、俸給の一割相当額を分配した。全般にはこのように処理しているが、中には持っていた全官金を分配したもの、半年分の俸給給料を前払したものもあり、前者にたいしては整理と同時に処断し、後者にたいしては過当分を返還させた。物品給与もおこなった[2]。

三　軍需品は主として県市町村、統制団体等へ払下げたが、これら払下げを受けた官公署、団体が処理に適正を欠いたことは遺憾である。払下げに当って無償であったものにたいしては、目下金銭を調達しており、元

に返えせるものは返えさせている。

契約関係の処理については、八月十五日をもって契約を一切打切った。発註による損失は資材価格を差引き、損失補償をおこなっている。この額は八月十五日以来十月十日までに二十五六億円に上っている。契約打切りにともなう半途品の損失に当っては、相当ルーズな計算をおこなっているものもあるので、厳重な経理計算検査をおこなっており、この種の行為により戦後の身分を保証させている者が発見されれば断乎処断する。

四　臨時軍事費の支払状況は、外地については通信連絡の杜絶により不明であるが、内地の分は、八月十五日から十月十日までに陸軍東京経理部から各部隊出納官吏へ送金した額は三十八億七千万円である。これが退職賞与と契約打切りによる損失補償の合計額である。

五　臨時軍事費特別会計を即時打切るべしという意見にたいしては、外地部隊の復員、終戦処理、連合軍当局よりの調査命令等を遂行する必要から、ここしばらくは不可能であると考える。少なくとも本年度一杯は存続されるべきである。

(1)　軍需品処分調査中央委員会の役員は左のごとくである。

委員長　陸軍次官、副委員長　軍務局長、兵務局長、経理局長、法務局長。

委員　軍事課長(幹事)軍事課課員二、軍務課長軍務課課員一、戦備課長戦備課課員一、兵務課長兵務課課員一、兵備課長兵備課課員一、衣糧課長衣糧課課員二、建築課長建築課課員二、主計課長主計課課員一、医事課長医事課課員一、法務局上席局員法務局局員一、兵本課長一、兵本課員四、航本課長一、航本部員三、燃本課長一、燃本部員一、憲兵司令部課長一、憲兵司令部部員一(憲兵司令部復員後は兵務局付憲兵佐官)。

(2)　退職賞与金額および被服等携行品は左のごとく定められた。

退職賞与金額

大将		九、五四〇円
中将		八、五〇〇
少将		七、六六〇
大佐	一等	六、六六〇
	二等	六、一二〇
	三等	五、七六〇
中佐	一等	五、五八〇
	二等	五、〇四〇
	三等	四、六八〇
	四等	四、三二〇
少佐	一等	四、〇八〇
	二等	三、八四〇
	三等	三、六六〇
	四等	三、四八〇
大尉	一等	三、一八〇
	二等	二、九七〇
	三等	二、七九〇
中尉	一等	二、二七〇円
	二等	二、一六〇
少尉		一、九九〇
准尉	一等	二、四〇〇
	二等	二、二二〇
	三等	二、一〇〇
	四等	二、〇四〇
曹長	一等	一、八〇〇
	二等	一、七四〇
	三等	五九〇
	四等	五六〇
軍曹	一等	五一〇
	二等	四六〇
	三等	四二〇
伍長		三四〇
兵長		二三〇
上等兵		一八〇

一等兵	一六〇円	二等兵　乙	一一〇円
二等兵　甲	一六〇	見習士官	六八〇

被服等携行品

被服用具　略帽一個、夏襦袢袴下一組、雑嚢一個、夏衣袴一組、編上靴もしくは長靴一組、靴下三組、冬衣袴一組、地下足袋一組、手袋一組、雨外套一着、巻脚袢一組、毛布二枚、外套一着、飯盒一個、携帯天幕中幕布一枚、冬襦袢袴下一組、水筒一個、被服補修材料若干。

糧食品携行基準表　主食穀類（粉類）五〇〇グラムまたは乾パン六九〇グラム（五日分）、副食は適宜の品種若干、調味品は味噌二〇グラム、醤油〇・〇一五リットル（五日分）。

日用品　歯磨粉一個、鉛筆二本、歯刷子一本、私製はがき五枚、化粧石鹸一個、マッチ小一個。

厖大な軍費の伏魔殿として一般に窺知しえなかった臨時軍事費にたいする強烈な世論によってその内容公開が迫られるに及んで、政府は十一月六日『臨軍費の現状および今後の処理に関する件』を閣議に付議し、上奏裁可をえて九日に概要左のごとき発表をおこなった。

一　臨時軍事費の実際使用額、すなわち支出した臨時軍事費総額は一千九百四十七億九千六百万円である。

二　二十年三月以降、外資金庫による臨時軍事費の調整がおこなわれた。

三　終戦にともない、軍需品の注文、兵器、艦船の製造、諸工事など、民間との契約はすべて打切り、爾来一切の債権債務関係を清算する意図のもとに処理している。

四　終戦前、すなわち八月十五日以前に納入または工事完了したものは速かに代金を支払う。

五　終戦当時仕掛中のもの、未完成のものは、その工程に応じ部分払いをおこなう。この場合、官給材料残存価格などを審査し、支払金額を調整する。

六　以上代金支払の場合にも、すでに交付した前渡金は差引き支払う。

七　右のほかに設備命令、生産命令などに基づき、業者が施設したものの損失補償は政府の一般的方針の決定まで支払を差しひかえる。

八　終戦時における軍需品などの処分、契約の打切処理などの不当措置は、陸海軍とも経理検査の実施、不当処分の是正、不当行為者の処罰などの方法によりこれを是正、責任者の審査処分などの手段をとっている。

九　昭和二十年十二月一日、すなわち陸海軍両省解体の日をもって、臨時軍事費特別会計の所管を大蔵省に移管し、この経理事務に関しては、すべて大蔵大臣においてその責に任ずる。

十　臨時軍事費に関する内地関係の経理事務の大体終了すべき時期を予定し、昭和二十一年三月三十一日をもって臨時軍事費の支出を打切り、同会計を終結せしめる。

陸軍省と海軍省は予定どおり、総司令部の承認をえて十二月一日廃止され、それぞれ第一復員省、第二復員省に改編された[1]。また両省所管または主管に係る臨時軍事費特別会計所属の歳入歳出予算ならびに予算外国庫の負担となるべき契約を大蔵省主管または所管に移し替える手続がとられた。しかし臨時軍事費特別会計の廃止は、総司令部の覚書によって、予定の期日は繰り上げられたのである。

(1) 復員省は、その後、次のような経過をたどって解消した。二十一年六月十四日には機構縮小の上、復員庁として、内閣総理大臣の管理に属することになった。二十二年十月十五日には復員庁第一局（元陸軍省）は厚生省の一局となって厚生大臣の管理に属し、第二復員局（元海軍省）は総理庁に属し、内閣総理大臣の管理に属することになった。二十三年一月一日、第二復員局の事務のうち、掃海および船舶管理関係の事務は運輸大臣の管理に属し、その他は厚生省復員局の所管となって、厚生大臣の管理に属することになった。二十三年五月三十一日、厚生省復員局は厚生省の外局である引揚援護院と合体して引揚援護庁となった。

二　特別会計の終結

昭和二十一年一月二十一日、総司令部は『政府借入ならびに支出削減に関する件[1)]』の覚書を政府に伝えた。

(1) Memorandum for Imperial Japanese Government, AG 121 (21 Jan. 46) ESS/FI. Reduction of Government Borrowing and Expenditures.

右覚書の第五項は臨時軍事費特別会計について左のように命じていた。

(イ) 臨時軍事費特別会計による借入または支払は、すでに手続中のものを除き、一切してはならない。従来臨時軍事費特別会計によって支払われた支払で、本司令部によって禁止されておらず、また封鎖勘定をもってなすべきむね要求されていない種類の支払[1)]は、今後一般会計から支払うことができる。ただし、右の支払に先立ち、一九四五―四六会計年度残余期間に要する明細予定額を本司令部宛に提出せよ。今後臨時軍事費特別会計に帰すべき歳入は一般会計に繰入れるべきである。

(ロ) 臨時軍事費特別会計の最終決算は、なるべく速かにこれを実施せよ。また、該会計の最終状況を示す詳細報告書を本司令部宛に提出すべきである。

(1) 支払を禁止された支払は左のごとくである。

恩給・年金――「日本帝国政府は本司令部の許可のあったものを除き次に列挙する一切の人物にたいするすべての公的および私的恩給その他の給与または年金の支払を停止するのに必要な措置を一九四六年二月一日より遅くない期間内になるべく速かに採ることを要する。」

a　軍隊に勤務したことを事由とするもの。

b　連合軍最高司令官の命令により解散または活動停止された一切の協会、団体、その他の組織の一員であったこと、またはそのために働いたことを事由とするもの。

c　連合軍最高司令官の命令により一切の職または地位から追放された人物にたいするもの。

d　連合軍最高司令官の命令により抑留または逮捕された人物にたいし抑留または逮捕期間中、有罪と決した場合には永久に（昭和二十年十一月二十四日付の覚書『恩給および年金に関する件』）。

軍需品支払――「軍需資材の生産、供給にもとづく債権、または軍需工場の損害およびその設置または転換にもとづく要求権にたいし一切の支払をなすことを得ない」（二十年十一月二十四日付の覚書『戦

時利得の排除および国家財政の整理に関する件』)。

右の覚書について日本銀行は主要な関係を有するので、一月三十日司令部側からリッケル中尉、大蔵省から国庫課長の出席をえて、司令部と日本銀行の間に次のような質疑応答がおこなわれた[1]。

(1) 日本銀行調査局『主要財政金融関係連合軍指令並関係国内法令』第二輯による。

第五項(ロ)ノ臨時軍事費特別会計ノ最終決算ニ就テ

最終決算ヲ一応為シタル場合ニ於テモ、通信連絡ノ関係上渉外関係及内地為替関係ニ於テ、報告未着ノ為メ金額判明セザル部分ヲ伴フコトヲ予メ説明シ、此ノ点ヲ留保スルト共ニ、本決算ガ会計法上ノ正規ノ決算ナリヤ、或ハ臨時軍事費打切リニ伴フ概況報告ニテ足ルモノナリヤノ点ヲ明カナラシムル為メ

(問) 海外ト日銀トノ通信、連絡、杜絶シ居リ、之等各店ヨリノ報告徴求方ニ付テハ別途貴司令部宛依頼状提出シアル次第ナリ、従テ第五項(ヒ)ノ final settlement ニ付テハ、海外及内地為替関係ニテ金額不明ナル部分ヲ伴フコト了承アリ度、要スルニ臨軍打切ニ伴フ概況報告ハ可能ナルモ会計法上ノ正規ナ決算ハ所定期日迄ニ不可能ナリ

(答) 一応ノ settlement ヲ為シ、爾後現地ニ於テ残余金ヲ生ジタルコト判明セル場合ハ之ヲ戻入セシムル方法ヲ採リテ差支ナシ、他ニヨキ方法ヲ採リテ差支ナシ、他ニヨキ方法ヲ見出シ得ザル限リ斯カル方法ニ依ルハ止ムヲ得ザルモノト認ム

右の覚書にもとづいて、政府は、昭和二十一年二月二十七日、『昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件』(二十年九月二十日公布、即日施行)にもとづく『臨時軍事費特別会計の終結に関する件』を公布した。この勅令によって、臨時軍事費特別会計は左のとおり終結せられることとなった。

一　臨時軍事費特別会計の年度は、同特別会計法第一条の規定(事件の終局迄を一会計年度とする)に拘らず、昭和二十一年二月二十八日をもって終結する(第一条)。

二　その歳入歳出の出納に関する事務は同年六月三十日限りことごとく完結する(第二条)。

三　本会計の収入済歳入額は、昭和二十一年五月三十一日までに歳入事務管理庁に判明した収入済金額とし、また支出済歳出額は同日までに所管大臣に判明した支出済の金額から、資金の前渡を受けた官吏の支払額中、同日までに判明しない金額を控除した金額とする。なお、同会計所属の歳入金または歳出金のうち、同年六月一日以後にその収納または支出もしくは支払が判明した金額は、その判明した年度の一般会計の歳入または歳出に組入れて整理する(第三条)。

四　同会計における歳計の剰余または不足は一般会計の所属に移し整理し、また同会計終結の際これに属する権利義務はこれを一般会計に帰属せしめる(第四条、第五条)。

五　政府は同会計の歳入歳出決算を調整し、昭和二十一年度開会の帝国議会の常会において、これを帝国議会に提出しなければならない(第六条)。

この勅令は公布の日から施行された。

右勅令の施行について、大蔵省令（昭和二一・三七号）が定められた。その主要点は左のとおりである。

一　臨時軍事費特別会計の歳入金を日本銀行で受入れるのは昭和二十一年四月三十日限りとする。同じく歳出金を日本銀行で支払うのは同年五月三十一日限りとする（第一条）。

二　右の歳入金を出納官吏または出納員が収納するのは同年三月三十日限りとし、定額戻入の期限も同日とする（第二条、第三条）。

三　経費を精算して小切手を振出し、または現金支払をするのは同年四月三十日限りとする（第四条）。

四　小切手振出済金額のうち、昭和二十一年五月三十一日までに支払を終っていない金額に相当する資金は、先の勅令第百十号第四条の歳計剰余または歳計不足に組入れず、これを繰越整理する（第五条）。

五　右勅令第三条第一項の規定によって控除した金額は、これを支出官において大蔵大臣の定めるところにより、各支出した経費の定額を復活して整理する（第六条）。

六　同特別会計の負担した債務を政府特殊借入金の方法によって決済するのは五月三十一日限りとする（第七条）。

七　最終の徴収総報告書および支出総報告書を大蔵大臣に送付する期限は六月十日、所管大臣がその所管に属する経費の決算報告書を調整して大蔵大臣に送付する期限は六月三十日とする（第八条、第九条）。

八　大蔵大臣は会計検査官立会の上、昭和二十一年六月三十日、臨時軍事費特別会計の主計簿を締切る（第十条）。

右の省令は昭和二十一年三月一日からこれを適用された。

三　終結による決算

以上の措置によって、臨時軍事費特別会計の決算が調整され、昭和二十二年三月八日、第九十二回帝国議会に提出された。同決算書によれば、決算額は左のごとくである。

歳入収入済額	一七三、三〇六、一五四、二三九円三二銭五厘
歳出支出済額	一五五、三九七、二一八、三五二円五八銭八厘
差引剰余額	一七、九〇八、九三五、八八六円七三銭七厘

この剰余額は、昭和二十一年五月三十一日までに所管大臣に判明した支出済額を基礎にした計算であるから、まだ判明していないが実際に支出されているものもあるはずであり、それは後にみるように一般会計において処理された。

右決算額は未確定金額を除いて、会計検査院の検査を受け確定をみた。未確定金額のあるのは証明未済または照会にたいする回答未済などのものがあるためであって、その金額とそれぞれの証明庁は左のごとくである。

歳入　第二復員省経理局外五箇所　四三、一七六、五九六円
歳出　陸軍東京経理部　三、八八〇、二二四円
　　第二復員省経理局外七箇所　八九、八四五、八四八円
　　計　九三、七二六、〇七二円

右決算確定額のうち、戦災などにより証明書類を亡失して証明不能となったものは第二十二表のとおりであって、これらはやむをえず検査をすませたことにした。

また決算確定額のうち、歳出の目別不明確は左のとおりである。

大蔵省所管（元陸軍省）　九〇、五九八、七三六円
同　右　（元海軍省）　一六五、七〇〇、四二六円
　　計　二五六、二九九、一六二円

臨時軍事費歳入歳出決算および各省決算報告書の金額と日本銀行証明額とを対照すると次のものを除いて符合した。すなわち、歳入においては、出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの五十四万九千円、本会計歳入を一般会計歳入として誤納したもの三万円、一般会計歳入を本会計歳入として誤納したもの五百円、戦災その他により不符合の事由不明のもの二億二千百九万八千円、差引二億七千百万円だけ日本銀行証明額は決算額を超過した。歳出においては、戦災その他により不符合の事由不明の額十九億五千三百万円だけ逆に決算額より減少を示した。

第二十二表　臨時軍事費決算中証明不能額　（単位　千円）

主管または所管	歳入	歳出
	円	円
大蔵省	180,407,818	—
大蔵省（元陸軍省）	554,580,886	6,383,226,877
〃（元海軍省）	142,210,390	6,151,416,330
商工省（元軍需省）	—	58,264
計	877,199,094	12,534,701,471

備考：会計検査院『臨時軍事費歳入歳出決算検査報告』による。

なお、決算額について、すでに昭和二十一年五月三十一日までに所管大臣に判明した支出済額であって、同日までに資金前渡官吏における支払が判明しないため支出済額に加算しえないもの、すなわち昭和二十一年勅令第百十号第三条による控除額、および政府特殊借入金による決算額は、いずれも今後一般会計の所属に移して処理することになった。

右の勅令による控除額のうち、昭和二十一年度一般会計の歳入または歳出に組み入れて整理された額は左のとおりである。

歳入　臨時軍事費特別会計整理収入　一六八、二四八、九五五円一銭
歳出　臨時軍事費特別会計整理支出
　　元陸軍省所管　一九、七六〇、〇三五、三七七円七二銭四厘
　　元海軍省所管　一、八二五、八四五、七七七円七四銭二厘
　　合　計　二一、五八五、八八一、一五五円四六銭六厘

次に同じく一般会計の所属に移して処理されることになった特殊決済についてみよう。

四　特殊決済

特殊決済の制度は、戦後になってはじめて設けられたものではなく、昭和十八年七月の企業整備資金措置法（昭和一八・法律九五号）の施行によって導入された方式である。すなわちそれは、いわゆる戦力増強企業整備の大規模な実施を動機として、企業整備資金対策の一つとして生れたものである。その目的とするところは、企業整備によって移動すべき巨額の資金を、現実に移動させずに金融機関または政府を媒介とする信用の設定に置きかえ、これによって浮動購買力の発生を防止しようとするものであった。

こうして発足した特殊決済が、十九年二月における『臨時資金調整法の改正』（昭和一九・法律一六号）によって、広く拡張援用されることとなり、その目的も今までの目的とは質的に異なる意味をもつこととなった。臨時軍事費の支出と関連ができたのはこの時からである。

右の臨時資金調整法の改正に伴って、十九年三月、臨時資金調整法施行令も改正された（昭和一九勅令一二二号）。これらによって改正された同施行令第九条の六は、次のようになっている。

政府は必要ありと認むるときは、命令の定むる所に依り、其の支払うべき土地、建物、船舶、樹木の集団、設備もしくは権利の買収代金または補償金もしくは補助金の債務につき、その全部もしくは一部を企業整備資金臨時措置法第六条もしくは第七条の規定に準じ、債主の特殊預金もしくは債主を信託者および受益者とする特殊金銭信託と為すべきことを命ずることを得

そして同法第九条の七は、右の規定によってなす決済に企業整備資金措置法施行令第三条の規定を準用することを定めている。同施行令第三条は、補償金または土地、建物、船舶、設備もしくは権利の買収代金の債務につき、その全部または一部の支払に代え、これを債主よりの政府特殊借入金となすべきことを命ずることをうるむねを規定しているのである。

右の規定にもとづいて、政府は昭和十九年度以来、船舶の補償金についてはもっぱら政府特殊借入金によって決済して来たのである（第二十三表および第二十四表参照）。

第二十三表　政府特殊借入金

（単位　千円）

昭和18年度末	7,803
19 〃	565,682
20 〃	4,991,501

備考：『財政経済統計年報』昭和23年版51表による。

終戦後、巨額の政府債務の支払によってインフレーションの激化する恐れがあったので、陸軍は陸軍省経理局長通牒（経主発七一五号）によって、今後、やむをえないものを除き、企業整備資金措置法第三条の趣旨により一口三万円以上の債務は、政府特殊借入金の方法によって決済すべきむねの指令を発した。

つづいて、同年十月三日、政府は臨時資金調整法施行令を重ねて改正し（昭和二〇・勅令五五七号）、前記の代金、債務等のほか、新たに、一口二十万円以上の物件の購入代または加工賃、工事費、保管料、補償金、補助金等の債務についても、政府特殊借入金で決済しうることとした。また右の措置にもとづいて、陸軍では十月十三日、『終戦に伴う陸軍金銭債務の政府特殊借入金による処理に関する件』（陸普二〇二六号）を定めて出先各機関に通

第二十四表　政府特殊借入金負担会計別借入額　（単位　千円）

根拠法	区分	件数	金額
企業整備資金措置法第十条	民間決済に依る借入金	8	8,319
臨時資金調整法施行令第九条の六（負担会計）一般会計	立木買上代金	57	2,053
	疎開事業補助金	189	2,176,437
	国民厚生金庫損失補償金	3	528,154
	産業設備営団損失補償金	1	181,014
	交通営団補助金	1	30,325
	炭鉱整備補助金	1	75,990
	日本倉庫統制株式会社	1	2,586
臨時軍事費特別会計	船舶全損補償金	3,051	1,739,867
臨時軍事費及陸軍造兵廠作業特別会計	物件購入代金契約打切損失補償工事費等	10,197	9,530,144
	合計	15,489	14,275,109

備考：日本銀行国債局調，昭和21年7月3日現在。

第二十五表　海軍戦費における特殊決済額　（単位　千円）

	船舶全損補償額	其他軍需品決済額	計
昭和19年度	188,142	—	188,142
20	812,382	1,589,912	2,402,294
21	129,694	1,890,748	2,020,442
計	1,130,218	3,480,660	4,610,878

備考：議会答弁資料による。

達した。

右のようにして戦後政府借入金による特殊決済の範囲は著しく拡大されたが、実際には網をくぐって現金支払されるものも多く、あまり大きな効果をあげることはできなかった。

臨時軍事費支出の一部を政府特殊借入金方式で決済したものの総額は百億円を少し越えている。そのうち陸軍省十四億円、海軍省四十六億円、軍需省四十億円である。

海軍においては、十九年十二月から、徴傭船舶の全損補償についてはこの特殊決済によったが、二十年十月以後、軍需品にたいする一万円以上の支払はすべてこの方法によることとした。年次別決済額は第二十五表のとおりである。

第七節　臨時軍事費予算の統計的総括

一　予算額および予定総額

1　予算総額

臨時軍事費特別会計の設置以来、昭和十二年九月に第七十二回帝国議会で成立した臨時軍事費予算から、昭和二十年一月に第八十六回帝国議会で成立した臨時軍事費第十二次追加予算まで、通計十三回に上った同会計の成立予算を合計すると、歳入予算額は二千二百十四億五千四百二十六万円、歳出予算額は二千二百十四億一千七百六十七万円である。これに、はじめ一般会計北支事件費予算として成立し、のち本会計に移し整理した分、五億七百二十万円をそれぞれ加算すると、歳入額は二千二百十九億六千百四十七万円、歳出額は二千二百十九億二千四百八十七万円となる。これが臨時軍事費予算総額である（第二十六表参照）。

第二十六表　臨時軍事費成立予算額　（単位　円）

	歳入	歳出	成立	公布年月日
				昭和
北支事件費	95,184,360	95,184,360	第71議会	12. 7.29
同上追加	412,023,910	412,023,910	第71 〃	12. 8.10
臨時軍事費	2,022,671,158	2,022,671,158	第72 〃	12. 9.10
同上第1次追加	4,886,591,321	4,850,000,000	第73 〃	13. 3.23
〃 第2次 〃	4,605,000,000	4,605,000,000	第74 〃	14. 3.20
〃 第3次 〃	4,460,000,000	4,460,000,000	第75 〃	15. 3.26
〃 第4次 〃	1,000,000,000	1,000,000,000	第76 〃	16. 2. 8
〃 第5次 〃	4,880,000,000	4,880,000,000	第76 〃	16. 3. 5
〃 第6次 〃	3,800,000,000	3,800,000,000	第77 〃	16.11.22
〃 第7次 〃	2,800,000,000	2,800,000,000	第78 〃	16.12.17
〃 第8次 〃	18,000,000,000	18,000,000,000	第79 〃	17. 2.12
〃 第9次 〃	27,000,000,000	27,000,000,000	第81 〃	18. 3. 4
〃 第10次 〃	38,000,000,000	38,000,000,000	第84 〃	19. 2.15
〃 第11次 〃	25,000,000,000	25,000,000,000	第85 〃	19. 9.13
〃 第12次 〃	85,000,000,000	85,000,000,000	第86 〃	20. 2. 1
合計	221,961,470,749	221,924,879,428		

右の歳入予算額から歳出予算額を差し引くと、三千六百五十九万円の財源超過となるが、この超過額は本会計における第一次追加予算（第七十三議会成立）の際に生じたものであって、これは、一般会計より移し整理された北支事件費追加予算（七十一議会成立）の一部である「北支事件費借入金」の実行見合せによる財源欠陥の補塡に充当されたものである。

2　予定総額

以上に述べた成立予算総額に、本特別会計の設置以後生じた予算決定後増加分（予算決定後歳出増加額および予算外収入予定額）を加えると、臨時軍事費特別会計予定総額となる。増加分の一つは、「予算額の外一般会計より移し整理額」一千十九万円であるが、これは昭和十二年七月事変勃発直後、軍隊の現地派遣のための応急措置として、陸軍省所管北支事件費として一般会計の第二予備金から支出された歳出と、その財源に予定された歳入補塡公債分の歳入であり、いずれも第七十三回帝国議会で事後承諾を受けたものであるが、これが、第七十一回帝国議会で成立した北支事件費予算とともに、本特別会計へ移し替え整理されたのである。もう一つの増加分は、昭和十六年十一月、本会計において二回にわたっておこなわれた予備費外の予算超過支出分、および

第二十七表　臨時軍事費予定額総括表　（単位　円）

	予算額			予算額の外		合計
		一般会計より移し整理額	本会計における成立額	一般会計より移し整理額	予備費外予算超過支出額	
歳入						
第一款　軍資金						
第一項　軍資金	五〇七、二〇八、二八〇	五〇七、二〇八、二八〇	三二、四五四、二六二、四七九	一〇、一九八、二三三	一九三、四九〇、〇〇〇	二二三、一六五、一五八、九七二
歳出						
第一款　臨時軍事費						
第一項　陸軍臨時軍事費	五〇七、二〇八、二八〇	五〇七、二〇八、二八〇	三二、四一七、六七一、一五八	一〇、一九八、二三三	一九三、四九〇、〇〇〇	二三三、一二八、五六七、六五一
第二項　海軍臨時軍事費	三〇三、一〇八、二八〇	三〇三、一〇八、二八〇	一〇、七九五、七二二、七七七	一〇、一九八、二三三	〇	二一、一〇九、〇一九、二七〇
第三項　予備費	一〇四、一〇〇、〇〇〇	一〇四、一〇〇、〇〇〇	二、九四一、九五八、三八一	〇	〇	三、〇四六、〇五八、三八一
第四項　臨時軍事費	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	五〇、九八〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	五一、〇八〇、〇〇〇、〇〇〇
			一五六、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一九三、四九〇、〇〇〇	一五六、八九三、四九〇、〇〇〇

備考：『臨時軍事費特別会計始末』による。

その財源として一般会計から繰入を予定した分、一億九千三百四十九万円である。したがって、これらを含めた臨時軍事費特別会計予定総額は、歳入が二千二百二十一億六千五百十五万円、歳出が二千二百二十一億二千八百五十六万円となるわけである（第二十七表参照）。

3　科目別予算および予定額

予算および予定額の総額を科目別にみると、まず歳入では（第二十八表）、予算総額二千二百二十一億円のうち、最大の部分を占めるのは「公債及繰替借入金」の一千百八十三億円（五三％）であり、これについで「借入金」の五百八十六億円（二六％）、「一般会計より繰入」の二百六十八億円（一三％）、「雑収入」の百三十六億円（六％）などが主要なものである。すなわち、公債、借入金、一般会計からの繰入の三者で全歳入の九割以上を占めている。このうち、「公債及繰替借入金」は終始歳入の根幹をなしていたが、とくに前半期における比重は圧倒的であり、合計十五回の予算（北支事件費の二予算を含めて）のうち、この財源のみによるもの三回、この財源が九割以上を占めた予算が三回を数えた。「一般会計より繰入」は、前半期には重要な比重を占めていなかったが、後半期、とくに昭和十七年の第八次追加予算以後、相当の増加を示している。「借入金」、すなわち現地通貨による占領地よりの借入金は、昭和十八年の第九次追加予算から始まり、毎回、前予算の二倍以上の額を計上し続け、結局歳入種目の中で第二位の比重を占めるに至った。また「雑収入」は、第八次予算以来、従来の各種の小項目を統合してできた科目であるが、その主要な部分は、占領地における鹵獲品の払下げ、軍需品の売払代

第二十八表　臨時軍事費科目別歳入予定額　（単位　千円）

科目	予算額	予算外収入予定額	予定額合計
第一款　軍資金	221,961,471	203,688	222,165,159
第一項　軍資金	221,961,471	203,688	222,165,159
第一目　公債及繰替借入金	118,290,557	10,198	118,300,755
第二目　軍事費獻納金	86,613	—	86,613
第三目　北支事件特別税	83,223	—	83,223
第四目　特別会計より北支事件費財源受入	9,973	—	9,973
第五目　一般会計より繰入	26,649,800	193,490	26,843,290
第六目　関東局特別会計より繰入	467,661	—	467,661
第七目　通信事業特別会計より繰入	650,000	—	650,000
第八目　帝国鉄道特別会計より繰入	1,001,750	—	1,001,750
第九目　朝鮮総督府特別会計より繰入	1,611,067	—	1,611,067
第十目　台湾総督府特別会計より繰入	586,813	—	586,813
第十一目　樺太庁特別会計より繰入	114,638	—	114,638
第十二目　弁償及違約金	1,241	—	1,241
第十三目　懲罰及没収金	390	—	390
第十四目　物品払下代	14,948	—	14,948
第十五目　家畜払下代	2,189	—	2,189
第十六目　特別収入	3,114	—	3,114
第十七目　貨幣交換差増	—	—	—
第十八目　小切手支払未済金収入	56	—	56
第十九目　雑入	24,230	—	24,230
第二十目　建物貸下料	115	—	115
第二十一目　雑収入	13,663,039	—	13,663,039
第二十二目　借入金	58,636,463	—	58,636,463
第二十三目　北支事件費借入金	36,591	—	36,591

第二十九表　臨時軍事費科目別歳出予定額　（単位　千円）

科目	予算額	予算決定後増加額	予定額合計
第一款　臨時軍事費	221,924,879	203,688	221,128,568
第一項　陸軍臨時軍事費	11,098,821	1,870,538	12,969,359
第二項　海軍臨時軍事費	3,046,058	417,850	3,463,908
第三項　予備費	51,080,000	△34,521,678	16,558,322
第四項　臨時軍事費	156,700,000	32,436,979	189,136,979

備考：△印は減少。

などであり、毎次十億ないし十六億円に上り、とくに最終の第十二次追加予算では一挙に七十八億円の計上をみたことが注目される（なお各科目の詳細については、第四章を参照）。

次に歳出についてみると、臨時軍事費予算の歳出科目は、第三次追加予算（第七十五回帝国議会成立）までは「陸軍臨時軍事費」、「海軍臨時軍事費」、「予備費」の三項に分かれていたが、第四次追加予算（第七十六回帝国議会成立）は陸海軍の区別を廃止し、予備費の項もなく、新たにつくられた「臨時軍事費」一本であり、第五次追加予算（第七十六回帝国議会成立）以後は「予備費」と「臨時軍事費」の二本建てとなった。陸軍と海軍とが分かれていた時期と、区別のなくなった時期とに二分してみると、前期の予算合計は百六十四億円で予算総額の一割にも達せず、後期は二千五十四億円で九割以上を占めている。また、これら四つの項別に予算額を分類し、これにそれぞれ予算決定後の増加額（一般会計よりの移替額および予備費外予算超過支出額）を加え、予備費支出額をそれぞれの項に分類して集計すると（第二十九表）、合併後の「臨時軍事費」の比重は約八五%、合併前の「陸軍臨時軍事費」が約六%、同じく「海軍臨時軍事費」が二%弱、「予備費」が約七%を占めることになる（なおこの第二十九表の計数が前出の第二十七表と多少の差異があるのは、予備費支出額を考慮しているためである）。

しかし、歳出予算科目には内訳の不明な第四項臨時軍事費があるために、この科目別統計では各省別の予算（予定）額を知ることができない。各省大臣に令達された予算額（予定額）合計は、成立予算額に予算決定後増加額を加えて、陸軍省所管千三百四十五億四千二百万円、海軍省所管八百五十七億四千九百万円、軍需省所管と大蔵省所管の合計が十八億三千七百万円、総計二千二百二十一億二千九百万円であった。このうち陸軍省所管から九十八億円、海軍省所管から八十六億円がのちに軍需省に移管されたため、それを加除すると、結局、純予定額は、陸軍省所管千二百四十七億四千二百万円、海軍省所管七百七十一億四千九百万円、軍需省所管と大蔵省所管の合計二百二億三千七百万円、総計二千二百二十一億二千九百万円となる。百分比で示すと、陸軍省所管が五六%、海軍省所管が三五%、軍需省所管と大蔵省所管の合計が九%となる。

4　年度別予算および予定額

臨時軍事費特別会計は、前述のごとく、事件の終局までを一会計年度として整理することになっており、一般会計および他の特別会計とはちがって各年度ごとの予算額を表示していない。つぎつぎとおこなわれた追加予算も、それが昭和何年度のための予算であるかはわからないようにされているが、実際の予算の使用にあたっては大体の年次割りの支出予算がおこなわれており、それがかりに各年度分予算と呼ばれていたのであるから、全体

第三十表　臨時軍事費年度別歳出予算および予定額　（単位　千円）

年度別	歳出予算額	予算決定後増加額	予定総額	うち予備費
昭和12	2,529,879	10,198	2,540,078	350,000
13	4,850,000	—	4,850,000	550,000
14	4,605,000	—	4,605,000	650,000
15	5,460,000	—	5,460,000	750,000
16	11,480,000	193,490	11,673,490	2,780,000
17	18,000,000	—	18,000,000	3,000,000
18	27,000,000	—	27,000,000	6,000,000
19	63,000,000	—	63,000,000	12,000,000
20	85,000,000	—	85,000,000	25,000,000
合計	221,924,879	203,688	222,128,568	51,080,000

としての予算を年度別に区分することも許されるであろう。もちろんこのような分類は厳密にはできないが、一応、一般会計から移し整理額と最初の臨時軍事費予算を昭和十二年度分、第一次追加予算を同十三年度分、第二次追加予算を同十四年度分、第三次および第四次追加予算を同十五年度分、第五次から第七次までの追加予算を同十六年度分、第八次追加予算を同十七年度分、第九次追加予算を同十八年度分、第十次および第十一次追加予算を同十九年度分、第十二次追加予算を同二十年度分として推計してみると第三十表のとおりである。

これによって予算の膨脹してゆく過程をはっきり知ることができる。すなわち、「支那事変」のはじまった昭和十二年度の予算額は二十五億円強であったのが、翌十三年度から五十億円近くとなり、「太平洋戦争」のはじまった十六年度には百億円を越し、十八年度には二百七十億円、十九年度が六百三十億円、終戦の年二十年度には八百五十億円となった。年間増加率のとくに大きいのは、昭和十二年度から十三年度への増加（約二倍）、十五年度から十六年度への増加（二倍以上）、十六年度から十七年度、つづいて十八年度への増加（いずれも一倍半）、十八年度から十九年度へかけての増加（二倍以上）などであり、最初の十二年度にくらべると最後の二十年度は三十四倍という膨脹ぶりを示している。

第三十一表　一般会計予算および予算純計額と臨時軍事費予算（単位　百万円）

年度	一般会計予算額（A）	予算純計額（B）	臨時軍事費予算額（C）	$\frac{C}{A}\times100$	$\frac{C}{B}\times100$
昭和12	2,981	8,333	2,540	85	30
13	3,550	11,226	4,850	136	43
14	4,882	12,923	4,605	94	36
15	6,173	16,988	5,460	88	32
16	8,657	28,036	11,673	135	42
17	9,317	35,044	18,000	193	51
18	14,459	49,455	27,000	186	54
19	21,788	95,614	63,000	289	65
20	28,951	123,615	85,000	293	68

備考：（A）は成立予算額から臨時軍事費会計へ移した整理額を控除した額。
（B）は一般会計，臨時軍事費特別会計，特殊財産資金特別会計，その他の特別会計の予算総額から重複分を控除した額。
（C）は臨時軍事費予定総額。

また臨時軍事費特別会計予算額を、それぞれの年度の一般会計予算および予算純計額と比較してみると（第三十一表参照）、臨時軍事費は最初の十二年度分ですらすでに同年度の一般会計予算総額とほぼ等しい額に上っており、以後十六年度までは、大体一般会計と同額ないしそれより二―三割多い程度であるが、十七年度と十八年度は一般会計のほぼ二倍、十九年度と二十年度はほぼ三倍

第一図　臨時軍事費予算の増加率
（昭和12年＝1）

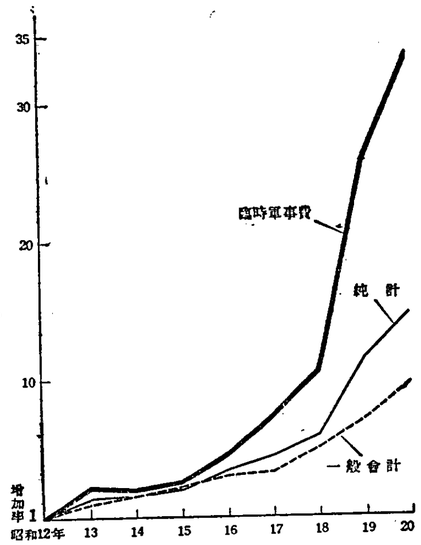

第二図　予算純計に占める臨時軍事費の割合（%）

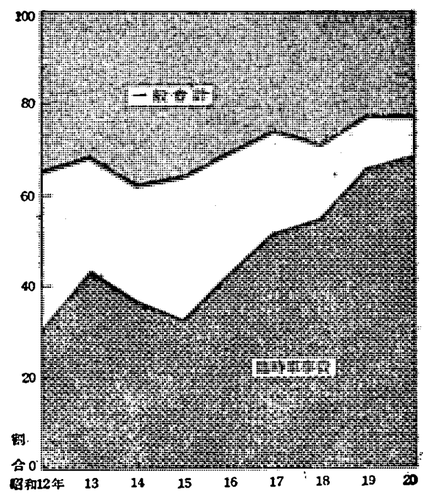

の額に達している。さらに、一般会計、臨時軍事費特別会計、特殊財産資金特別会計、その他の特別会計の純計額にたいする臨時軍事費特別会計の割合は、昭和十二年度から十六年度まで三―四割程度、十七年度からは五割を越え、十九年度には六割を越し、二十年度には七割に近づいていることがわかる（第一図および第二図参照）。

次に、臨時軍事費予算を一般会計の陸海軍省費と比較してみると、第三十二表のとおりである。すなわち、一般会計に計上された陸軍省費と海軍省費は、臨時軍事費会計の成立とともに軍事費総額の中で中心的な地位を占めなくなり、とくに太平洋戦争の開始以後は、ほとんど臨時軍事費に一本化して、一般会計の陸海軍省費は無視しうるほどになってしまった。また一般会計陸海軍省費は、十八年度以降は形式上でも臨時部がなくなり、経常のみとなった。

臨時軍事費予算の急激な膨脹の中で、とくに増加率のはげしかったのは予備費であった。最初三億五千万円ではじまった予備費は十四年度には六億五千万円、十六年度には一挙に二十七億八千万円、十八年度が六十億円、十九年度が百二十億円、二十年度には二百五十億円という巨額に達した。十二年度にくらべると実に七十倍以上の激増であった（第三十表参照）。

第三十二表
臨時軍事費予算と一般会計陸海軍省予算

（単位　百万円）

年　度	臨時軍事費（A）	一般会計陸海軍省費（B）	B／A＋B
昭和12	2,540	1,412	35.7
13	4,850	1,247	20.5
14	4,605	1,827	28.4
15	5,460	2,304	29.7
16	11,673	3,250	21.8
17	18,000	79	0.4
18	27,000	2	0.0
19	63,000	2	0.0
20	85,000	2	0.0

備考：昭和21年度陸海軍省費は成立予算額から，後に臨時軍事費会計に移し整理された予算額407百万円を控除した額。

5　予定額と収入および支出済額

以上にみて来た歳入および歳出の予算額および予定総額を、それぞれ収入および支出済額と比較してみよう（第三十三表参照）。

まず歳入においては、収入済額は歳入予定額より四百八十八億五千九百万円ほど少ない。これを科目別にみると、収入済額が予定額よりも多くなったものもあることはあるが、その数も少なく、金額もひじょうに小さい。多くは予定額よりはるかに少ないが、中でもその差の大きいのは、「借入金」の百五十九億円、「公債及繰替借入

第三十三表　臨時軍事費歳入歳出予定額と収入および支出済額の比較

（単位　円）

A歳入	予　算　額	221,961,470,749
	予算外収入予定額	203,688,223
	予定額合計	222,165,158,972
	収入済額	173,306,154,239
	予定額における不足額	48,859,004,732
B歳出	予　算　額	221,924,879,428
	予算決定後増加額	203,688,223
	予定額合計	222,128,567,651
	支出済額	155,397,218,352
	予定額に対する減少額	66,731,349,298
	政府特殊借入金による決済額	10,016,552,584
	昭和二十一年勅令第百十号第三条による控除額	38,155,211,933
	差引残額	18,559,584,780

金」の百十一億円、「一般会計より繰入」の百一億円などで、これらはいずれも百億円以上の不足を出している。これについで「雑収入」もほとんど百億円に近い予定よりの減少を示している。

次に歳出においては、支出済額は歳出予定額より六百六十七億三千百万円ほど少なくなっている。これを科目別にみると陸海軍合併前の「陸軍臨時軍事費」は全額支出済であり、同じく「海軍臨時軍事費」も残額はわずかであるが、合併後の「臨時軍事費」は千三百八十九億六千四百万円も残り、「予備費」も百六十五億五千八百万円の残額となる計算になった。しかし歳出については右の支出済額のほかに、政府特殊借入金による決済額および昭和二十一年勅令第百十号第三条による控除額（前出第六節および後出第五章第一節参照）という、終戦後の計数上の部処理によって本会計からはずされた分があるから、これらをも差し引くと、残額は百八十五億五千九百五十八万四千円、その大部分は予備費である。

二　支出勅裁済額

臨時軍事費特別会計歳出予算は、議会の協賛を経て成立しても、それがそのまますぐに支出にむけられるのではなく、各主務大臣は一応割り当てられた予算の範囲内でおよそ三ヵ月ごとにその期間内の使用見込額を概定して請求し、閣議で決定されたのち、大蔵大臣から上奏、裁可を経て初めて支出されることになっていた。このようにして裁可を受けた額が支出勅裁済額である。臨時軍事費の予算は、予算とはいってもその使用細目も所管別も明らかでなく、また会計年度も戦争の終局まで一括して整理され、追加予算も随時不規則に成立するものであるから、一般会計の予算とはひじょうに異なるものであって、むしろこの勅裁済額が予算額に相当するものであったということができる。

右のようにして各省で勅裁をうけた回数は総計百十一回、うち陸軍省五十三回、海軍省四十七回であった。間隔はおよそ三ヵ月ごととされていたが、実際にはもっと頻繁で、むしろ全体の平均ではほぼ二ヵ月ごとになっていた。とくに多かったのは太平洋戦争のはじまった十六年度で、この年度には、一年間に、陸軍省は十二回、海軍省は九回の勅裁をうけている（第三十四表参照）。一回の勅裁済額はもちろん不定で区々であるが、最高は、昭

第三十四表　臨時軍事費歳出予算の年度別勅裁回数

所管	昭和12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
陸軍省	4	6	5	6	12	5	6	7	2	53
海軍省	3	4	4	5	9	6	8	6	2	47
軍需省	0	0	0	0	0	0	2	4	2	8
大蔵省	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
計	7	10	9	11	21	11	16	18	8	111

備考：本会計における成立額と予備費支出額とが同日に勅裁をうけた場合にはこれを1回として計算した。

第三十五表　臨時軍事費所管別支出勅裁済額　（単位　百万円）

区分	陸軍省	海軍省	軍需省	大蔵省	計	歳出予定額	差引支出勅裁未済額
一般会計より移し整理額	303	104	—	—	407	407	—
本会計における成立予算額	96,941	59,161	13,905	430	170,438	170,438	—
予備費	15,971	12,990	5,014	547	34,522	51,080	16,558
予算額の外一般会計より移し整理額	10	—	—	—	10	10	—
予備費外予算超過支出額	165	29	—	—	193	193	—
合計	113,390	72,285	18,919	997	205,570	222,129	16,558

備考：『特別会計始末』により，百万円以下を四捨五入して計上した。

和二十年七月三日の陸軍省の九十二億八千万円であった（巻末統計第四表参照）。

支出勅裁済額は、各省分を合わせて、総計二千五十五億七千万円であって、歳出予定総額にたいして九割二分にあたり、差引支出勅裁未済額は百六十五億五千八百万円である（第三十五表参照）。

これを勅裁種別にみると、まず本会計における成立予算額のうち予備費を除いた部分で支出の勅裁を経たものは、陸軍省所管九百六十九億四千万円、海軍省所管五百九十一億六千百万円、軍需省所管百三十九億四百万円、大蔵省所管四億三千万円、合計千七百四億三千七百万円であって、予算額全部が支出の勅裁を経たわけである。

予備費については、成立予算のうちの予備費と、一般会計から移し整理した予算のうちの第一予備金との合計五百十億八千万円のうち、勅裁済額は、陸軍省所管百五十九億七千百万円、海軍省所管百二十九億八千九百万円、軍需省所管五十億一千三百万円、大蔵省所管五億四千七百万円、合計三百四十五億二千百万円であり、予定額の七割弱に当っている。

予備費外予算超過支出の勅裁を経た額は、陸軍省所管一億六千四百万円、海軍省所管二千八百万円、合計一億九千三百万円である。

このほかに、臨時軍事費へ移し整理する前に一般会計において会計法上の予備金支出として勅裁を経たものとして、陸軍省所管の一千万円がある。

所管別に勅裁済額を集計すると、陸軍省が千百三十三億八千九百万円（五五％）、海軍省が七百二十三億八千四百万円（三五％）、軍需省が百八十九億一千八百万円（九％）、大蔵省が九億九千七百万円（〇・五％）である（前出第三十五表）。

支出勅裁済額を所管別、勅裁種別にして年次的変遷を表示すれば、第三十六表のとおりである。

第三十六表　臨時軍事費年度別所管別支出勅裁済額　（単位　千円）

年度別	所管別	一般会計より移し整理額	本会計における成立予算額	予備費支出額	予算額の外一般会計より移し整理額	予備費外予算超過支出額	計
昭和12	陸軍	303,108	1,422,713	285,000	10,198	—	2,021,019
	海軍	104,100	349,958	65,000	—	—	519,058
	計	407,208	1,772,671	350,000	10,198	—	2,540,078
13	陸軍	—	3,857,000	462,485	—	—	4,283,485
	海軍	—	1,043,000	122,300	—	—	1,165,300
	計	—	4,900,000	548,785	—	—	5,448,785
14	陸軍	—	3,443,000	503,320	—	—	3,946,320
	海軍	—	812,000	127,550	—	—	939,550
	計	—	4,255,000	630,870	—	—	4,885,870
15	陸軍	—	3,373,000	645,534	—	—	4,018,534
	海軍	—	1,237,000	103,000	—	—	1,340,000
	計	—	4,610,000	748,534	—	—	5,358,534
16	陸軍	—	8,650,000	477,400	—	164,690	9,292,090
	海軍	—	4,250,000	324,411	—	28,800	4,603,211
	計	—	12,900,000	801,811	—	193,490	13,895,301
17	陸軍	—	7,950,000	2,933,330	—	—	10,883,330
	海軍	—	6,627,618	1,050,000	—	—	7,677,618
	計	—	14,577,618	3,983,330	—	—	18,560,948
18	陸軍	—	14,600,000	4,597,700	—	—	19,197,700
	海軍	—	14,922,382	2,077,618	—	—	17,000,000
	軍需	—	2,000,000	2,430	—	—	2,002,430
	計	—	31,522,382	6,677,748	—	—	38,200,130
19	陸軍	—	43,297,600	6,102,400	—	—	49,400,000
	海軍	—	22,492,500	4,602,500	—	—	27,095,000
	軍需	—	7,548,900	1,603,200	—	—	9,152,100
	大蔵	—	430,000	—	—	—	430,000
	計	—	73,769,000	12,308,100	—	—	86,077,100
20	陸軍	—	10,347,500	—	—	—	10,347,500
	海軍	—	7,427,500	4,517,500	—	—	11,945,000
	軍需	—	4,356,000	3,408,000	—	—	7,764,000
	大蔵	—	—	547,000	—	—	547,000
	計	—	22,131,000	8,472,500	—	—	30,603,500
合計	陸軍	303,108	96,940,813	15,971,169	10,198	164,650	113,389,979
	海軍	104,100	59,161,958	12,989,879	—	28,800	72,284,737
	軍需	—	13,904,900	5,013,630	—	—	18,918,530
	大蔵	—	430,000	547,000	—	—	977,000
	計	407,208	170,437,671	34,521,678	10,198	193,490	205,570,246

備考：『臨時軍事費特別会計始末』による。

第三十七表　臨時軍事費所管別歳出予定額・支出勅裁済額および支出済額

（単位　百万円）

所管	歳出予定額	その後の変化	支出勅裁済額	支出済額
陸軍省	134,542	124,742	113,390	75,636
海軍省	85,749	77,149	72,285	63,358
軍需省	1,837	20,237	18,919	15,427
大蔵省			977	976
計	222,129	222,129	205,570	155,397

なお、支出勅裁済額を所管別にそれぞれ予算額および支出済額と比較してみよう（第三十七表参照）。歳出予定額は、陸軍省所管千三百四十五億四千二百万円、海軍省所管八百五十七億四千九百万円、その他十八億三千七百万円であったが、その後陸軍省所管から九十八億円、海軍省所管から八十六億円、合計千八百四十億円が軍需省へ移管されたため、陸軍省所管千二百四十七億四千二百万円、海軍省所管七百七十一億四千九百万円、その他二百二億三千七百万円となった。この予定額から、さきにみた各所管別支出勅裁済額を差し引くと、勅裁未済額はそれぞれ、陸軍省所管百十三億五千二百万円、海軍省所管四十八億六千四百万円、軍需省所管と大蔵省所管の合計額は三億四千万円となる。次に右の勅裁済額から、それぞれ各所管別支出済額を差し引くと、勅裁済残額は、陸軍省所管三百七十七億五千四百万円、海軍省所管八十九億二千六百万円、軍需省所管三十四億九千二百万円、大蔵省所管百万円、合計五百一億七千三百万円である。しかし、この支出済額は臨時軍事費特別会計の決算上の支出額にすぎず、実際支出額とし

ては、このほか政府特殊借入金による決済額やその他の控除額を含めなければならないから、実際の残額はもっと少なくなるわけである（後述）。

三　予算外国庫負担契約の法定限度

旧憲法第六十二条第三項の規定にもとづき、帝国議会の協賛さえあれば予算以外の歳出義務の負担が許されており、支出年度も金額もなお不確定であるような経費について実行されてきたが、臨時軍事費特別会計においてもこのような予算外契約をおこなうため、昭和十四年の第七十四回帝国議会以後、『予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件』が議会に提出されてその協賛を経、その後六回にわたって、契約をなす限度が増額された。

すなわち、第七十四回帝国議会において臨時軍事費特別会計の第二次追加予算が協賛された際、これと同時に、同会計に関し、軍の必要をみたす便宜を図るために、兵器、被服、糧秣その他の製造、調達等について、陸軍臨時軍事費五億円、海軍臨時軍事費二億円を限り、予算外においてあらかじめ契約をなすことができることとなった。

つづいて、第七十五回帝国議会において、右のうち海軍臨時軍事費の予算外契約の限度を二億七千万円に増額することとなって、その協賛を経た。

第三十八表　臨時軍事費予算外契約　（単位 百万円）

区分	年月	陸軍省	海軍省	軍需省	計
○契約限度額					
第74議会成立額	14. 3	500	200	—	700
第75議会増加額	15. 3	—	70	—	70
第76議会成立額	16. 3	600	980	—	1,580
第79議会増加額	17. 2	—	1,000	—	1,000
第81議会増加額	18. 3	200	1,270	1,900	3,370
第84議会増加額	19. 2	3,600	1,000	1,153	5,753
第86議会増加額	20. 2	1,000	2,000	—	3,000
合計		5,900	6,520	3,053	15,473
○使用勅裁済額					
第1回勅裁額	15. 2	40	270	—	40
第2回勅裁額	15. 12	—	250	—	270
第3回勅裁額	16. 8	—	—	—	250
第4回勅裁額	16. 9	400	—	—	400
第5回勅裁額	19. 8	—	2,500	—	2,500
計		440	3,020	—	3,460
差引使用残額		5,460	3,500	3,053	12,013
内既協賛分ノ使用残額		4,460	1,500	3,053	9,013

備考：昭和20年1月25日現在。主計局調，第86議会予算参考書による。

第七十六回帝国議会で成立した第四次追加予算以後は、前述のように、臨時軍事費予算の科目における陸軍と海軍の区別が廃止され、予備費以外は「臨時軍事費」一本に統合されたが、これに応じて同議会には陸海軍をあわせた予算外契約の議案が提出され、その限度も一躍二倍以上となって十五億八千万円が協賛を経た。

その後、時局の推移に伴ってこの限度額の増額が必要となり、『予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件』を重ねて改定し、その限度は第七十九議会に

おいて二十五億八千万円、第八十一議会においては五十九億五千万円、第八十四議会ではついに百億を越して百十七億三百万円、第八十六議会においては百四十七億三百万円に、それぞれ増額された。したがって、最初からの累計法定限度額は百五十四億七千三百万円である（第三十八表）。

なお、この予算外契約をなしうる限度についても、その支出に当っては、前述のような勅裁を経ることになっていた。しかし実際はかならずしもそうはならなかった。陸軍省および海軍省において、予算外国庫の負担となる契約を締結した金額約四十億円は、軍需省にひきつがれ同省において政府特殊借入金をもって決済したため、軍需省所管分の勅裁済額を五億円近く超過してしまうこととなった（後出第六十七表参照）。

第三章　予算および会計制度

第一節　予算形式

今次の戦争に使われた臨時軍事費の会計は、臨時軍事費特別会計法[1]による特別会計として、一般の歳入歳出と区分し、特別の予算制度をもって経理された。その主要な特徴点は左のごとくである。

㈠　戦争の終結までを一会計年度として特別に整理された。こうして昭和十二年九月十日から昭和二十一年二月二十八日まで、約八年半の期間を一会計年度とした。

㈡　そのために作られた新しい特別会計の設置から終結までの間、随時に予算が追加された。その結果、一会計年度内に前後十五回の予算が編成されることになった。

㈢　予算科目はほとんど区別されず、予算内容は外部にはほとんどわからなかった。すなわち、歳出予算の科目は、たんに「臨時軍事費」の一款であり、第三次追加予算まではそれが、陸軍臨時軍事費、海軍臨時軍事費および予備費の三項に分かれていたが、第四次追加予算以後は陸海軍の区別も廃止され、「臨時軍事費」

の一項に統一された。その後は予備費の項とともに一款二項を掲げるにすぎなくなった。もともと陸軍と海軍とが分かれていただけでは、予算の内容は全く不明であり、いわんや陸海軍の区別廃止後は、内容を知るなんの手がかりも与えられなかった。

(四) 右の当然の結果として、費目間の流用等について一般会計よりはるかに大きな融通性が認められることとなった。

(五) 予算の議定そのものが全く形式的なものとなり、その上、予算外契約、予算超過、予備金の大幅の計上等によって、予算の意味そのものが失われたに等しい状態となった。

(六) 報告、検査、決算等についても、厳密性がおろそかにされる傾向が大きく存在していた。

(1) 昭和十二年法律第八十五号。同改正、昭和十三年法律第二十四号、昭和十七年法律第六号、昭和十九年法律第十四号、昭和二十年法律第十五号。

本来臨時軍事費特別会計そのものが、予算の立憲性についての大きな例外であろうが、右の経過において示されたところによれば、この軍事費特別会計には、随時にしかも八年にもわたって度々補正追加がなされ、しかもそれらを通じて、一会計年度の会計となされたので、それ自身として予算の明確さを欠いたのみならず、一般会計及び他会計との関係をも不明にしたことが大きかった。予算の議定についても、議会がこの会計について十分その職責をつくしたかどうか。その点に問題があるが、ここでは、それに及ばない。

次に、臨時軍事費特別会計が実際にいかに運営されたかについて、具体的に述べてゆくことにしよう。

第二節　予算の成立と勅裁

一　予算の編成と審議

前後十五次に及んだ予算案の編成過程においても、統帥権の独立その他の天皇の大権にもとづいて、大蔵省における予算の編成や閣議における討議は、軍の意向によって実質的に大きな制限を受けた。とくに昭和十一年の二・二六事件における高橋大蔵大臣の暗殺等による社会的影響も少なくなかったであろう。

大蔵省としても、軍の予算要求にたいしては、その内容の不合理や矛盾をつき、また要求単価の査定などによって極力軍事費の要求を抑えようと努力したが、その折衝は非常に困難であった。軍部は、しばしば、どうしてもこれだけの予算はとらなければ国防の責任が負えないと背水の陣を布いて要求した。大蔵省へ来るのも、大臣、経理局の代表者ばかりでなく、予算を要求する部局の部員でさえあった。大蔵大臣は軍の統帥部との折衝をしなければならない関係から、軍部大臣と折衝しないことが多かった。日華事変前の状態についてみても、大蔵省は軍の要求を査定して概算処理案なるものを作ったが、それについて陸海軍大臣は閣議の席でこぞって猛烈な

要求をおこない、それが通らない場合には陸海軍大臣は辞職のほかないと脅かす有様であった。陸海軍大臣の辞職問題が起ると、これは内閣の生命に関することであり、予算閣議の時にその基礎が動揺することになった。まして当時の社会情勢の下では、軍部の空気に抵抗することは危険であり、軍部が強く要求している予算を削るということになれば、二・二六事件のようなことも起るかもしれないから到底おこないえないと考えられていた。[1)]

(1)　深井英五は昭和十五年枢密院の委員会において、大蔵大臣の地位について次のように桜内蔵相に質問している。

「若し財政上の見地を以て国家経営の全局の決定に貢献することを期せずして、単に受動的に経費の調達を為すだけにて大蔵大臣の能事了れりとせば、大蔵大臣は一個の出納官の大なるものに過ぎざるべく、……大蔵大臣は誰にでも出来ると極言するを得べし」（『枢密院重要議事覚書』第二十六）。

予算の編成については大体以上のような状態であったと考えられるが、つづいて予算案が作成され、これが議会に提出せられた場合の議会における審議や議定については、そのことはいっそうはなはだしかった。予算の内容そのものがほとんど不明であるから、国会においては審議の仕様もなかったともいえるが、[1)] 臨時軍事費予算案が衆議院に提出されてから、貴族院において可決されるまでの間の日数は、最長期の場合で一ヵ月半、これは唯一の例外的な場合（第三次追加）であって、それ以外はすべて十二日間以下であり、多くの場合は二日ないし三日を普通とした（第二章第二十一表参照）。極端な場合には、予算案が衆議院に提出された同じ日のうちに衆議院も貴族院も通過して、翌日には早くも公布されたような場合すらあった（第七次追加）。

(1)　「臨時軍事費予算の公表せらるるものは其の形式段々簡略となり、現在にては陸軍費、海軍費及び予備費の三綱目を挙ぐるのみ。之のみを以てしては、支出の当否を検定し難しと思わるるが、実際如何にして検査を行うや」（深井英五の枢密院における質問、前出覚書第二十五）。

こうして前後十五回の軍事費予算は、ただ一回のわずか一銭の修正も受けたことがなく、すべて無条件、無修正で議会の協賛を経たのであった。議会では多くは申し訳程度の「秘密会」が開かれ、数十分の間に一年間の軍事費がそのまま可決されるのを慣例としていた。要求されただけの軍事費が、内容も調べずに短時間の「秘密会」で通過してしまう方式は、およそ「審議」という名に値するものではなかったのである。

もともと天皇の陸海軍統帥権（旧憲法第十一条、第十二条）は、議会の議決権を制限するものであったが、臨時軍事費については、この大権は拡張解釈されてほとんどすべての部分について事実上議会の審議権が剝奪されていたということができる。臨時軍事費予算の全額がいわば予備費の形で成立していたのである。[1)]

(1)　毎回の「臨時軍事費予算追加説明」は、「時局に関する軍費支弁の為要するものなり」というだけであり、また各省の「予定経費追加要求書」の「説明」は、「時局の推移に伴ない臨時軍事費予算に不足を生ずる見込なるに依り之が追加を要求す」の一行だけであった。

二　支出勅裁制度

成立した予算の支出の取扱については、慎重を期するために従来の臨時軍事費の場合と同じく支出勅裁の制度をとり、予備費以外の歳出予算についてもこれを支出するに当っては、各主務大臣（陸軍、海軍、軍需各大臣）は

一応割り当てられた予算の範囲内で、およそ三ヵ月ごとにその期間内の使用見込額を概定して支出計算書を作り、これに詳細な理由を付記してあらかじめ大蔵大臣に内議する。そして大蔵大臣がその内議に応じた時は、主務大臣はさらに支出請求書を作製してこれを大蔵大臣に送付し、大蔵大臣はこの請求書を受領すると事由を述べて内閣総理大臣に送付し、これが閣議で決定したのち大蔵大臣から上奏し、裁可を経て初めて支出の手続をすることとなっていた[1]。このような手続によって勅裁を経た金額が勅裁済額である。

(1)　『臨時軍事費支出取扱手続の件』、昭和十二年九月九日閣議決定、内閣大甲第二百七号、による。
　また勅裁を仰ぐに当って関係各省事務当局の間に左のような了解事項が申し合わされた。
　臨時軍事費追加計上に関する関係各省事務当局間の了解事項
(一)　臨時軍事費の支出に当りては其の都度支出直前迄に判明せる各種の事情を基礎とし且出来る限りの見透しをつけたる上支出額を協議決定すること。
(二)　臨時軍事費の支出に当りては経済界に悪影響を与えざる様物資需給の状況国際収支の関係等を充分考慮すること。
(三)　臨時軍事費の経理に当りては経費の効率を昂上する為極力冗費の節約に努むること。
(四)　臨時軍事費に伴う所要物資に関しては爰に閣議の決定を経たる物資所要量との間に径庭あるを以て物資節約額海外輸入額等に関する計画の修正を必要とすること。
　尚右物資需給計画をして円滑適正に実行し得る如く諸般の措置を講ずること
　昭和十三年二月二十五日

第二次臨時軍事費追加計上に関し了解事項

　大蔵省主計局長、陸海軍省経理局長間申合
(一)　臨時軍事費の支出に付勅裁を仰ぐに当りては其の都度支出直前迄に判明せる各種事情を基礎とし且出来得る限りの見透しをつけたる上之が金額に付協議決定すること。
(二)　臨時軍事費に依る発注、支払等に当りては経済界に悪影響を与えざる様物資、資金等の状況に付充分考慮すること。
(三)　臨時軍事費の経理に当りては経費の効率を昂上する為極力冗費の節約に努むること。
(四)　目下の計画に依れば陸海軍両省に配当し得べき物資の総額を以てしては予備費又は予算外契約に基く需要物資は之を充足すること困難なりと認めらるるを以て予備費の支出又は予算外契約は物資、資金等に付之を実行するも支障なき様各般の準備整いたる場合に限り之を実行することとし且其の際之が金額に付協議決定すること。
(五)　予算外契約を実施するに当りては臨時軍事費の支出と同様勅裁を経ること。
　昭和十四年二月二十六日

このように形式的には厳重な支出勅裁制度が実施されたのであるが、実際には勅裁といっても名目のみの場合が多かった[1]。科目別にみると、勅裁済額と支出済額とがかけ離れた場合が少なくなく、年次別の総額においても後者が前者を超過することが多かった。たとえば、海軍省所管の諸支出金の科目は、予備費をも含めた昭和十八年度以降二十年度までの支出勅裁済額総計が七億一千三百万円であったのに、支出済額は二十年度だけで七億七千八百万円に上り、政府特殊借入金による分を加えると十九億一千三百万円に上っている。

(1)　東京裁判において朗読されたリーベート証人の報告書には、勅裁について左のように述べられている。
　「陸海軍の臨時軍事費よりの支出は、勅裁によることになっていたが、実際は、陸海軍大臣および大蔵大臣がおこな

ていた。たとえば、陸軍大臣の板垣、畑および東条は、海軍大臣の島田ならびに大蔵大臣の賀屋と共に、いずれも皆この会計よりの支出を認可したことが書類によって明らかである」（『極東国際軍事裁判速記録』第九十六号、昭和二十一年十月二十三日付）。

第三節　予算の実行とその監督

一　支出方法と資金前渡

前述のように勅裁がおこなわれ、大蔵大臣から勅裁済の通知を受けると、所管大臣はこれにもとづいて支出官にたいする支払予算を調整し、これを大蔵大臣に通知する。大蔵大臣はこのむねを日本銀行および会計検査院に通知し、ここに初めて支出官は当該経費を支出できることになるのである。すなわち陸海軍両省および軍需省の支出官は、勅裁済予算額にもとづいて大臣から予算の配賦を受け、主任資金前渡官吏よりの資金請求にもとづいて資金を交付した。主任資金前渡官吏は、さらにそれに属する分任資金前渡官吏に必要な予算を交付して、支払をおこなわせた。金銭の現実の支払は大部分が分任資金前渡官吏によっておこなわれたのである。

なお、支出方法は所管省によって制度が異なっており、陸軍では、初めは陸軍東京経理部長のほか関東軍経理部長（昭和十七年まで）および中国駐屯軍経理部長（昭和十三年まで）を支出官としていたが、その後臨時軍事費については、関東軍その他各地に支出官を置かず、支出はすべて陸軍東京経理部に集中し、支出官たる東京経理部長から各地の出納官吏に前渡資金を交付する方法をとった。これにたいして海軍においては、内地、外地、戦地等（ただし海外を除く）にそれぞれ支出官を置き、これら海軍大臣の指定した特定庁の長六十二人の支出官を通じて臨時軍事費の支出をおこなった。軍需省では、航空兵器総局経理局長が唯一の支出官であった。

したがって支出を担当する主要官庁として、陸軍の場合の陸軍兵器行政本部、関東軍経理部、陸軍航空本部および本廠、華中派遣諸部隊、広島陸軍運輸部および船舶輸送司令部、陸軍被服本廠など（順序は昭和十七年中の預託額の多いものの順による）はいずれも預託官庁であり、これにたいして、海軍省経理局、横須賀海軍経理部、呉海軍経理部、佐世保海軍経理部など（順序は同十七年中の支出額の多いものの順）は、いずれも支出官庁である。

元来歳出の支出は、支出官が直接債権者に対して小切手を振出してこれをおこない、右の小切手にたいし日本銀行が現金の支払をするのを本則とするものであるが、陸海軍についてはその特殊事情によって従来から資金前渡の方法が広範囲に認められていた。

すなわち、国務大臣は会計法および会計規則によって、㈠陸軍の軍隊、学校および病院、ならびに海軍の部隊、学校、病院および艦船に属する経費、㈡陸海軍の行軍又は演習に要する経費、㈢陸軍において馬匹または糧秣を生産者より直接購入する場合に要する経費、等については、主任の官吏に現金支払をなさしめるためその資金を当該官吏に交付することができるようになっていた（会計法第十七条、会計規則第五十七条）。ただしその交付

資金は、常時の費用に関するものは毎一月分以内、外国や運輸通信の不便な地方で支払をなす場合または支払場所の一定しない経費については六ヵ月分以内の費額に限られた（会計規則第五十八条）。

右の資金前渡の範囲は、日華事変の開始以後次第に拡張されていった。すなわち昭和十二年十月八日に公布された『当分の内、資金前渡、前金払若しくは概算払を為し又は随意契約に依ることを得る場合に関する件』（昭和一二・勅令五八四号）は、新たに、㈠工事または物件の製造、もしくは買入に要する経費、および㈡労力の供給を請負う者に支払うべき経費、について資金前渡をなしうることを定め（第一条）、さらに昭和十四年五月には右の勅令を改正して、㈢俸給、旅費および手当についても資金前渡の方法を認めることとした（昭和一四・勅令三〇七号）。

太平洋戦争にはいってのちは、昭和十七年四月二十七日、新たに制定された会計規則等戦時特例（昭和一七・勅令四五一号）によって、陸海軍大臣は、戦時に際し必要あるときは陸軍または海軍の官衙における経費について資金前渡をなしうると定め（同特例第二条、のち改正により第五条となる）、きわめて広範に前渡資金を認めることとなった。その後この規定はさらに、軍需大臣にたいしても、軍需省航空兵器総局に属する経費について認められた（昭和一九・勅令一四七号）。

右のごとく資金前渡を認められた出納官吏が資金前渡官吏であり、資金前渡官吏は支出官を補佐し、特定経費の現金支払をなすため支出官から前渡を受けた資金の出納保管に当ったのである。分任資金前渡官吏は資金前渡官吏（分任資金前渡官吏にたいして主任資金前渡官吏と呼ばれる）の事務の一部を分掌する職員であって、主任資金前渡官吏の事務取扱量が多く、一人では事務処理が困難な場合、あるいは遠隔の地で出納をおこなう必要がある場合等に設置された。前述のごとく、臨時軍事費の実際の支払は大部分分任資金前渡官吏によっておこなわれたが、終戦当時の分任資金前渡官吏の数は、陸軍一万一千人、海軍二千二百人に上っていた。また陸軍では、大隊以下の末端の諸部隊では、分任資金前渡官吏の下にさらに複分任の資金前渡官吏を置いていたので、それを含めれば資金前渡官吏は実に数万人を数えるに至った。

第三図　臨時軍事費の支払過程

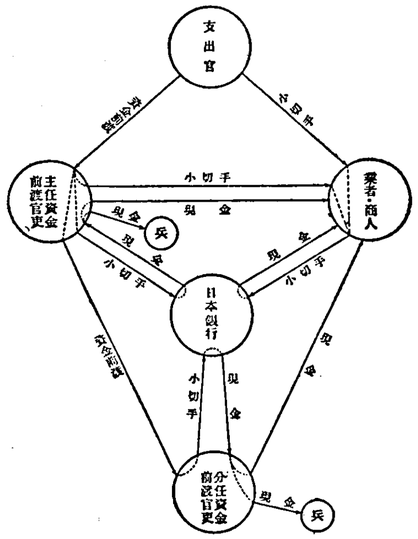

以上のように、各省の支出官の振り出した小切手によって、直接の支払がなされるとともに、また同じ方法によって主任資金前渡官吏へ資金が交付され、主任資金前渡官吏はこの資金をもって対民間支払および兵俸給等の支払をなすとともに分任資金前渡官吏に資金を交付し、分任資金前渡官吏はさらに同様にして複分任資金前渡官吏に資金を交付した。これを図示すれば第三図のごとくである。

これらの支出過程の中で、各支出官による小切手の

振出が「支出」であり、日本銀行から右小切手によって受取人にたいしてなされた支払が「国庫金の支払」（すなわち「日本銀行の支出」）であり、さらに右支払額より各地の資金前渡官吏の預託金として預入されてある金額を除いた現金の支払が「現金支払」である（くわしくは、第五章第一節1参照）。

二　前　金　払

会計法および会計規則によって従前から軍関係の諸支払については前金払が認められていた。すなわち会計規則第五十九条は、軍艦、兵器または弾薬の代価その他について前金払を認めていたが、日華事変の開始以後その範囲は次々に拡張された。

昭和十二年十月に公布された勅令『当分の内、資金前渡、前金払若しくは概算払を為し又は随意契約に依ることを得る場合に関する件』では、新たに傭船料についても前金払または概算払をなしうることとなった（昭和一二・勅令五八四号・第二条）。

つづいて昭和十三年三月の『軍の需要充足の為会計法の特例に関する件』（昭和一三・法律一六号）では、軍の需要充足の為必要ある場合に限り、国務大臣は会計法第二十一条但書の規定（軍艦、兵器、弾薬等のほか、物件の製造、買入、工事については前金払をなしえないむねの規定）にもかかわらず、当分のうち勅令の定むるところにより前金払をなしうることとし、右の法律により『前金払または概算払をなしうる場合に関する件』（昭和一三・勅令一六二号）を制定して、陸軍省または海軍省所管の経費中、前金払をなしうる範囲を具体的に定めた。

太平洋戦争にはいるとともに前金払の制度もさらに一段とその範囲が拡張された。すなわち昭和十七年二月に公布（施行は四月）された『会計法戦時特例』（昭和一七・法律一〇号）は、その第一条において、国務大臣は戦時に際し軍の需要充足その他のため必要ある場合に限り広く前金払をなしうることとし、同法律につづいて制定された『会計規則等戦時特例』（昭和一七・勅令四五一号）は右の規定をうけて、陸軍省または海軍省所管の経費のうち、㈠軍艦、兵器および弾薬の材料および原料、㈡軍艦以外の船舶ならびにその材料および原料、㈢鉄道用車輛、軌条および枕木ならびにその材料および原料、㈣作業用器具ならびにその材料および原料、㈤被服ならびにその材料および原料、㈥糧秣ならびにその材料および原料、㈦衛生材料および獣医材料ならびにその材料および原料、㈧庁中用以外の燃料および潤滑油、㈨陣中用品（その後の改正でさらに、練習用品が加えられた）ならびにその材料および原料、㈩艦営需品、港用品および衣糧器具、(十一)土木建築その他の工事ならびにその材料および原料、(十二)土地、建物および工作物など、きわめて広範な支払について前金払を認めた。

また右の会計規則等戦時特例の第三条は、右に掲げたもの以外、陸軍省または海軍省所管のうち左の経費についても前金払が認められたのである。㈠外国において支払う通信料、㈡労力の供給を請負う者に支払うべき経費、㈢試験、研究または調査の受託者にたいし支払うべき経費、㈣工業所有権の代償、㈤漁業権にたいする補償金、㈥物件または工業所有権の借料、㈦傭船料、㈧特別の任務をもって行動する者に支給する俸給その他の給与、等。

なお前金払と並んで、概算払や随意契約をなしうる範囲も同じように拡張されていったのである。

三　支出報告および決算証明

経理支出の実績については、それぞれの経理官が決算書類に支払証憑書類を添えて中央に提出し、審査の上会計検査院に送付され、また大蔵省は歳出入の実績について毎月（あるいは三ヵ月ごとに）所管省から報告を受ける制度になっていた。

これを海軍省の例でいえば、毎月の支出は平常どおり支出および支払証憑書類を編綴し、海軍会計監督規程によって定められた下検査官吏（経理局長および各経理部長）の検査を受け、会計検査院から検査委託を受けているものはそれぞれ経理局長および経理部長において検査判決をおこなって責任の解除をおこない、また検査委託となっていないものはすべて会計検査院に提出して検査判決を受ける仕組になっていた。また出納に関する検査監督は経理局長および経理部長が常時その任に当り、また戦域の拡大に伴って各地重要地点に特設経理部を置き、さらに所要地点に同出張所を置いて出納の検査監督に当った。

会計検査院の検査は、従来から陸海軍の出師準備の物品についてはこれを要しないことになっており（明治二三・法律七〇号）、機密費についても同様（会計検査院法第二十三条）であるが、検査に必要な書類等は戦時中次第に簡略化しまたは不要とされるに至った。

太平洋戦争への突入後にできた『会計法戦時特例』（昭和一七・二・法律一〇号）では、陸海軍の出納官吏が戦時に際し戦地において、または戦地往返中に、その保管する現金または物品を亡失毀損した場合には、国務大臣の認定によって、責任解除の証明があったものと看做されることになった（同特例第二条）。また『会計規則等戦時特例』（昭和一七・勅令四五一号）は、決算に関する各種の書類の省略を認め、帳簿を簡略化し、あるいは帳簿金櫃の定時検査に融通性をもたせた（同特例、第十二条、第十三条、第十五条、第十八条）。

ついで昭和十七年五月五日に公布された『計算証明規程戦時特例』（昭和一七年・会計検査院達二号）は、臨時軍事費に関する計算証明を著しく簡略化することを認め、同年五月分からこれが適用された。そのうち主要な点は、証憑書または添付書類に記載または付記すべき事項であって軍の機密に属するものは、会計検査院の承認を経て符号をもってこれに代え（第二条）、あるいはその全部または一部を省略することを認めたこと（第三条）、戦況その他やむをえざる事由によって証憑書類の提出困難な場合は保証書をもって代用しうること（第四条の二）、本来毎月調整すべき歳入徴収額計算書は年一回六月末となり、また作戦その他やむをえざる場合はさらに二ヵ月延長しうること（第九条）、毎月調整すべき支出官の支出計算書および資金前渡官吏の前渡資金出納計算書は提出期限を半ヵ月ずつ延長され、また作戦上やむをえざる場合にはさらに二ヵ月延長しうるように定められたこと（第十六条）などであった。

会計法戦時特例および会計規則等戦時特例は、制定後終戦までにしばしば改正を重ねたが、それらによってさ

らに決算証明書類の提出時期あるいは決算事務の延期あるいは書類の省略が認められている。すなわち、歳入歳出の出納事務の期限の繰延が認められ（会計法戦時特例、改正第四条）、歳入予算明細書、各省の予定経費要求書、歳入決算明細書、各省決算報告書、国債計算書類等の添付を省略できることとし（同第五条）、また、支払予算および更正計算書の大蔵大臣への送付も省略できることとなった（会計規則等戦時特例、改正第三十一条の二）。

第四節　軍による予算の運用

臨時軍事費に関する予算および会計制度は、以上にみたように定められていたのであるが、軍はこれに最大の融通性をもたせて作戦その他のために効率的にこれを使い、自由に予算を操作したのであり、その結果は将来の会計規定を無視したというに近い有様であった。

これを陸軍についてみれば、まず、成立した予算そのものが、軍の構想によって改編され、重点形成と戦局の機動性に応ずるように計画されたのである。

昭和十九年六月に作られた陸軍部内資料には左のように書かれていた。

「臨時軍事費も作戦形態を予見して、その上に組立てらるるものにして、それぞれ「目」をもって予算目的を明らかにして編成せられ、単なる概算金額にあらずといえども、しかし極論せば予算取得の手段にして、

第三十九表　陸軍臨時軍事費科目の改編，重要事項別集計

臨時軍事費追加概算要求書		臨時軍事費概算事項別集計表	
科目	追加概算額	事項	概算要求額
臨時軍事費（款）		第一　作戦予算	
臨時軍事費		一　作戦準備経費	
人件費		事項別	
物件費		二　維持費	
機密費		地域別	
一時賜金		第二　時局兵備予算	
召集諸費		一　地上関係	
靖国神社臨時大祭寄付金		二　航空関係	
臨時家族手当		第三　官衙学校の新設増強及維持	
俘虜収容費		一　既定計画による経費	
軍政費		二　新規計画による経費	
特別物資購入費		第四　資材整備予算	
南方開発金庫貸付金		一　作戦資材整備費	
幼年学校自費生諸費		二　生産設備拡充に要する経費	
収容費		三　資材格納施設費	
研究費		第五　特殊経費	
大東亜戦争行賞費		一　特別築造費	
軍政特別会計基金繰入		二　鉄道経費	
軍政用資材補給費		三　特別運輸費	
		四　南方開発に要する経費	
		五　俘虜収容費	

備考：　時局の推移に伴い更に大規模且積極的作戦を実施せらるる場合に於ける作戦予備費として別途大蔵省管理予備費200億円の計上を要求す。

該予算の運用として成立せる予算を陸軍省において新たなる構想の許に改編計画するものにして、この際において作戦形態を予見して真の重点形成をおこなうものとす。」

これはもちろん公式の文書ではないが、そこには明白に、予算科目を「予算取得の手段」とする陸軍の成立予算についての考え方がうかがわれる。

昭和十九年度における臨時軍事費追加概算額要求のための科目別排列と、右のような考えによって改編された事項別整理とを比較してみれば第三十九表のとおりである。[1)]

(1) その備考には、「科目別排列の平面形式的なるに対し、重点事項別改編の重点形成、機動性賦与の徹底せる対敵展開の態勢を看取することを得」、と記されていた。

以上に述べたような軍の考え方は、予算の改編だけでなく、予算の施行上にも具体的に実行された。

たとえば、陸軍省は昭和十二年事変開始以来、作戦資材の整備に重点を向け、そのために作戦軍の維持費として成立した経費を資材整備に流用する努力がつづけられ、維持費に相当強度の圧縮が加えられた結果、昭和十二年度より同十七年度までに二十数億円の作戦資材を「維持費」によって整備したのである。しかしこのため、在中国（東北を含む）軍は軍の維持に相当の困難を生ずることとなった。[1)] これは「厳格な款項流用禁止の制約を受けず」に「予算の効率化」に成功した例であるといわれていた。

(1) 「これがため、在支軍および満州軍は軍の維持に相当困難なる境地に到達し、遂に在支軍は権道的戦費調達をもおこなうに至れり。また各個人の給与は異常なる物価騰貴にもかかわらず、これが改善を実施しえざりし反面もここに存す」（前出、部内資料による）。

第四十表　陸軍臨時軍事費予算事項別配当表（%）（昭和19年度）

事項	充当基準	第一次配当額	差引残額	残額内訳 控置額	残額内訳 予備費
1. 作戦準備経費	100	0	100	90	10
2. 時局兵備予算	100	0	100	72	28
3. 官衙学校(初度費)	100	0	100	53	47
4. 資材整備予算	100	79	21	21	0
作戦資材整備	86	79	7	7	0
生産設備拡充	14	0	14	14	0
5. 維持費	100	77	23	13	10
作戦部隊	97	24	23	13	10
官衙学校	3	3	0	0	0
6. 特殊経費	100	48	52	52	0

同じようにして、予算の各部隊への令達に差をつけ、予算の控置などをおこない、たとえば、ある部隊には全額予算を配当してその範囲内でまかなわせ、ある部隊には予算の令達を全くおこなわず必要に応じて資金を交付するなどのことをおこなった。第四十表は、昭和十八年度における陸軍臨時軍事費予算の事項別（前述の軍による改編事項別）配当計画表である。この予算計画に当っての方針および要領を示せば左のとおりである。

方　針

一　昭和十八年度予算は当面の作戦完遂を第一義とし、これに応ずる兵備の充実を図ると共に、情勢の推移に対応する戦備の完整に遺憾なきを期す。

二　諸状勢の変化に応ずるため予算費の控置に努む。

要　領

一　作戦準備および時局兵備予算

作戦準備および時局兵備関係予算は一応充当予算全額を控置し、各事項の具体的決定をまちて別に配当す。

二　維持費予算

(イ)　部隊の維持に要する経費は南北方作戦部隊を除き各地区共、年間を通じ概ね年度頭初の兵力を維持するものとして明年三月までの所要予算を各担任課に配当す。その責任において予算生活を実施せしむ。

(ロ)　南方作戦部隊にたいしては尚当分の間予算の令達をおこなわず、これが予算を一括控置し、必要の都度現地軍にたいして直接資金交付をおこなう。

なお最後に、戦争末期に向うにしたがって、いわゆる「軍の需要充足」の範囲が著しく拡大されていったことを指摘しておく必要がある。軍費の要求に当っては常に「軍の需要充足」が目的とされて来たが、戦争の後期にはいるとともに「軍の需要」は際限なく拡張され、普通には「軍の需要」に含まれないような方面にまで及ぶに至った。南方軍政関係の経費や軍需品の調弁に当っての各種の付随的経費などはその代表的なものであろう。

軍政関係の経費については、のちにくわしく述べるが（第五章第三節四参照）、昭和十七年二月における臨時軍事費特別会計法の改正によって、臨時陸軍材料資金特別会計を終結吸収し、占領地において軍需用のみならず民需用の物資を取得しこれを内地あるいは占領地間に輸送する経費をも臨時軍事費によって経理することとなった。物資特別購入諸費の中に含まれている各種の経費等がそれであり、軍はこれによって中国および南方各地から各種の現地物資を広く獲得したのである。

その後、昭和十九年二月の同特別会計法の改正によって、従来戦地以外においては軍の需要充足のためにのみ払下げをおこなうことが認められていたのを、「戦地における」の文字を削除し、戦地以外においても軍保有の糧秣、被服、建築材料等を払い下げることができるようになった。

また同じ改正によって、軍が取得および売払をなす対象として、「戦地に在る軍需品以外の物資」のほかに「および戦地に向くる軍需品以外の物資」を加え、内地から南方へ輸出する民需用物資が、臨時軍事費によって買収輸出されることを明らかにした。

次に軍需品調達をめぐる問題であるが、先に述べた昭和十七年の改正によって、臨時軍事費特別会計における払下範囲は著しく拡張された。従来は原則として、臨時軍事費をもって購入した物資は廃品や不用品でなければ他に売却することができなかったのを改正し、軍が兵器その他を民間に請負わせるに当り、民間では必要物資の入手が困難となつていてそのために竣工が遅れることが多くなっていたので、軍保有の所要資材を供給して軍需品の製造を円滑にし、軍需調達の目的を達しうるようにしたのである。また戦地においては、軍以外で物資を保有するものなく、軍以外の者による各種物資の入手が困難である状態なので、これに軍保有物資を供給すること

が作戦遂行上必要な場合にはこれをなしうる道がひらかれた。

さらに軍需調達を迅速かつ容易にするために、会計法規等の特例を設けてあらゆる手段が講じられた。成果については別問題として計画調弁、統制調弁、早期発注、発注品種の単一化、同一品種の継続発注、優秀工場への重点発注、生産原価の低下促進等が唱われ、とくに調弁価格を「合理化」するために、前金払、概算払あるいは軍需手形の認証などを広範に実施し、また価格褒賞制度を採用した。

また、軍による資材の管理配置を積極的に拡大することもおこなわれた。昭和十七年一月には、昭和十五年法律第七十九号を改正し、陸軍造兵廠および航空工廠等の特別会計における民間売払を拡張した。すなわち、戦時統制、とくに生産統制の強化にともなって民間生産者による物資の少量取得が著しく困難となり、在庫品や手持品も払底するに至ったため、材料その他の物資の入手難から兵器類が未完成のまま放置される情況が生じてきたので、軍みずからの資材の管理配置を左記物資にまで拡め、これを強化することとなった。

(1) 特殊鋼、普通鋼およびその原料
(2) 非鉄金属、その合金、ならびに軽合金およびその原鉱石
(3) 螢石、石綿、硝子、雲母、鱗状黒鉛、黒ダイヤモンド、硼砂、光学硝子、等
(4) 火薬用原料
(5) 化学薬品
(6) 兵器用綿糸布および原綿、兵器用麻布および兵器用紙
(7) 兵器用ゴム、兵器用油脂、兵器用皮革および兵器用塗料
(8) 兵器用木材およびその原木
(9) 土木建築工事用資材
(10) 刃具、工具、検査具、各種計器類、鋳物用型、ベルト、軸受、熔接棒およびこれに類する工場用備品

またとくに航空兵器については、従来のごとき尋常一様の方法では、飛躍的に増大する航空兵器の需要に応じえないため、同じ改正法律によって、軍が重点的かつ計画的に主要物資を一括取得配給する方法が採用された。またこのため陸軍航空工廠資金に不足あるときは、三千五百万円を限り借入金をなし、臨時にこれを補足しうることとした（同法律付則）。

これによって民間会社に払い下げる主要な物資は、特殊鋼材およびその原料、非鉄金属およびその原料、特殊規格普通鋼材、石綿、化学薬品、燃料類、およびその原料等であった。

なお昭和十八年末には軍需省が新設され、航空機の調達は同省の所管となったので、そのための材料物品の大部分は軍需省が取得または斡旋することとなり、また陸軍航空工廠において必要とする材料物品を臨時軍事費をもって整備することはなくなり、航空工廠等特別会計は廃止されるに至った。

第五節　一般会計にたいする影響

臨時軍事費特別会計は、その制度自体のもつ特異な性格と、それを運用する軍の融通性に富んだ操作によって、立憲的な財政の原則に重大な変更を加えたことはすでにみたとおりであるが、このような傾向は一般会計にも制度上において多くの影響を与え、とくにそれは一般会計にたいする軍の直接的な干渉によっていっそうはなはだしくなつた。こうして一般会計そのものが次第に「臨軍化」し、いわば一般会計のすべてが臨時軍事費なみになってゆく傾向を示したのである。[1] このことは、いわゆる総力戦時代において、あるいは当然の成り行きであったといえるかもしれない。

(1) 陸軍部内の一資料には、はっきりと次のように書かれていた。

「一般会計といえども実質的には戦費たる性質を有するものというべし、いわば潜在的戦費と称する方がより至当にして国家総予算を通じて之を軍事費と見るを得る。」「我が戦時財政は臨軍と一般会計の二本建となれるも、一般会計に計上せられる各省予算は準軍事費にして、一途に戦力の増強に重点を指向せり」と。

事実たとえば昭和十九年度の大蔵省予算を見れば、歳出予算総計百三十億円のうち、臨時軍事費特別会計への繰入が七十二億円を占めており、残り五十八億円のうち、国債費が三十三億円、国庫予備金二十一億円という有様であった。すなわち大蔵省所管経費といってもそのほとんどが直接間接の戦費にほかならなかったのである。

なお、一般会計全般の準戦費化を示す指標として、昭和十八年度歳出予算新規増加の所管別内訳を掲げておく（第四十一表）。

第四十一表　昭和18年度一般会計歳出予算新規増加所管別内訳（単位　千円）

費・目別	外務省	内務省	大蔵省	司法省	文部省	農林省
防空経費	—	43,388	825	162	530	30
生産増強並低物価経費	—	40,132	1,639	686	6,814	39,912
産業再編成費	—	1,412	4,254	—	—	4,096
食糧対策費	—	—	—	—	—	363,761
国民保険に関する経費	—	780	16	55	999	—
国民生活及人口対策費	182	52,527	2,213	3,641	61,241	10,425
軍人援護費	—	777	—	357	151	—
文教刷新費	12	—	2,259	148,244	—	—
科学及技術振興費	—	—	15,192	—	4,908	120
海運対策費	—	—	4,700	—	—	—

費目別	商工省	逓信省	厚生省	大東亜省	計
防空経費	288	335	80	—	45,641
生産増強並低物価経費	362,990	36,258	2,647	8,879	699,961
産業再編成費	74,301	—	11,741	7,098	102,906
食糧対策費	—	—	—	—	363,761
国民保健に関する経費	—	—	76,775	121	78,748
国民生活及人口対策費	2,127	622	5,873	121	362
軍人援護費	742	—	149,642	—	151,671
文教刷新費	—	—	—	—	150,516
科学及技術振興費	2,512	40,356	—	—	63,089
海運対策費	—	38,089	—	—	42,790

一般会計の予算制度にたいする軍の干渉は戦争の後期に至って急激に増大した。

昭和十八年十月一日、政府は予算の形式を単純化し、その実行に機動性を与える目的をもって、『予算の徹底的単純化に関する件』を閣議決定した。この決定の内容に軍、とくに陸軍の意向がいかに強くあらわれているかは、軍の直接の要請

によって挿入された字句によっても知られる。閣議決定の要点は左記のとおりであり、そのうち傍点を付した個所は、陸軍省の意向によってとくに挿入されたものであるといわれる。

予算の徹底的単純化に関する件（昭和一八・一〇・一・閣議決定）

行政運営の決戦化を図るため、戦時非常の措置として左記要領に依り予算及之に伴う決算に関する事務の徹底単純化を図ることとし併せて緊急の事態に応ずべき所要の準備を整うるものとす。

記

一、予算の形式を単純化すること。

二、予算の編成を敏速容易ならしむること。

三、予算の実行を機動的且効果的ならしむること。

(イ)　資金前渡（必要に応じ必要の額を前渡し得ること）前金払、概算払の範囲を拡大し官庁の物品購入、金銭支払等手続を簡易ならしむること。

(ロ)　随意契約の範囲拡張により官廳等の契約手続を簡素化すること。

(ハ)　予算実行に関する各種協議事項並要報告及要通告事項を整理すること。

四、決算事務の簡捷化を図ること。

(ハ)　委託検査の範囲拡張、要提出証憑書類の減少等により会計検査に関する計算証明等の手続きを簡素化すること。

五、会計諸法規を改正すること。

(イ)　右各項を実施するとともに、其の他会計諸手続を簡略ならしむる為会計法戦時特例、会計規則戦時特例其の他諸法規の改正を行うこと。

右の閣議決定がおこなわれる直前、陸軍省主計課の安達少佐から「予算の単純化に関する意見」なるものが政府に提出されていた。この「意見」は右の閣議決定にあらわれた根本思想をあらわしているものと考えられるが、同時にそれは閣議決定の線よりもはるかに徹底した意見であり、その後右閣議決定をなお不徹底であるとしていっそうおし進めようとした陸軍の財政制度にたいする考えを表明したものであった。

予算の単純化に関する意見（昭和一八・九・二九・安達少佐）

一、予算中央審議機関の設置

1　企劃院の廃止に伴い、国家予算の統制審議に当らしむる為、内閣に直属する簡素強力なる機関を設置す。

2　右に伴い、大蔵省の性格を改変し予算に関しては単なる編成、事務整理機関たらしむ（大蔵省官制の改正）。

二、予算編成の簡単化

1　陸海軍一般会計の廃止（本省費の臨軍編入）。

2　各省予算も臨軍と同様其の形式を簡素にし無益なる事務的煩鎖を排除す。

3　一般会計及臨軍其他各特別会計を通じ予算科目（特に款項）の統合整理を断行す。

4　各省とも追加予算を編成せず時局の進展に伴い臨機緊急の施策の実行を要するときは、予算費の運用によるものとす。

三、予算実行の簡易化

1　行政運営の決戦化に即応して予算に弾力性を賦与せしむる為、相当多額の予備費を計上し緊急施策の臨機実行に遺憾なからしむ。

2　予備費支出の手続きを極力簡単にす。

「作戦目的に応じた」予算の単純化および機動性の強化という名目の下で、予算の編成および実行過程にあらわれた一般会計の制度上の変化、臨時軍事費特別会計的性格への接近は、具体的には次のような形であらわれている。

まず、予算編成を容易にし、予算の決定を敏速にし、予算に弾力性を与えるための施策として採用された方式に、予算の先議劃定がある。この方式は昭和十七年度から正式におこなわれたものであるが、それは予算の新規要求に当って、重要国策に関するものを閣議で先議劃定し、劃定された事項については何よりも先にすべて予算化しようとするものであった。この方式は、一切の財政を戦争目的に集中し、しかもそれを論議の余地をあまり与えずに先決してしまおうとするものにほかならない。たとえば昭和十九年度予算については、昭和十八年十一月二十六日の定例閣議において、まず、軍需生産の確保および増強（約五億円）を初めとする十大先議劃定事項（総額約十五億円）が決定された。

また予算に弾力性を与える財政技術上の方法として追加予算と予備費とがある。追加予算は事変開始以来ほとんど毎年のように成立しているが、それは独立の議会審議を経て「煩鎖な」手続を要するため十分の機動性をもたないものとされ、追加予算の提出期等についての案も出されたが[1]、それよりむしろ予備費の運用に重点がかけられることになった。予備金制度は、国家財政における「資金プール」であり、「議会が政府に白紙委任状付にて使用を許容するもの」として、予算に弾力性を賦与する絶好の方法と考えられた。こうして国庫予備金は急激に増加することとなり、昭和十二年度に三千五百万円であつた予備金は、十三年度八千万円、十四年度九千万円、十五年度一億一千万円、十六年度三億四千万円、十七年度八億五千万円、十八年度十五億八千万円、十九年度二十一億円、二十年度四十二億円（緊急対策第一予備金二十億円を含む）と九年間に百二十倍（十九年度までとすれば、八年間に六十倍）という増加ぶりを示している。しかもその増加は、たとえば昭和十八年度の予備金が十二月に至ってまだ十億円の未支出分を有していたにもかかわらず、翌年度の予備金を五億円以上増加させるという状態であった。また同じ国庫予備金の中でも、科目外費途に使用される第二予備金の激増はとくにはなはだしく、十二年度の千五百万円から十九年度の二十億円へと、八年間に百三十倍以上の増加となった。このような予備金の巨額の計上は、いうまでもなく立憲的予算原則の重大な質的変化を物語るものである。

(1)　「予算の審議の便に資するとともに、その速かなる成立を図るため、追加予算案の提出は、之を一回限りとし、本予算と同時提出を期すること」（昭和十八年十一月五日、情報局発表、『予算案の提出準備に関する件』）。

予備金と類似した意味をもつものに、なお予算外契約がある。予算外契約の活用は、要するに会計法第十一条[1]の適用範囲を拡張することである。本条によって翌年度にわたって契約しうる金額は、第二予備金の性質をもつものであるが、予備金の場合は翌年度の歳出の支弁にあてることはできない、そのための実際上の便法として本条が制定されたのである。

(1)　会計法第十一条――政府は予算に定むるもの及特に帝国議会の協賛を経たるものを除くの外災害事変其の他避くべからざる事由ある場合に於ては翌年度に亙る契約を締結することを得。

また補助費については、昭和十八年十月の『会計法戦時特例の改正』（昭和一八・法律一〇〇号）によって、翌年度への繰越使用が認められることになった。

その他、予算の実行を簡易化する方法としては、前述のごとく予備費の金額を増加するとともに、とくに予備金の大宗たる第二予備金の支出手続を簡易化する道が作られ、また臨時軍事費にならって前金払の方法を軍関係以外の官庁にも及ぼして民間業者の資金関係の円滑化をはかり、随意契約の範囲を拡張して各官庁の契約手続を簡略化し、さらに要提出証憑書類等の減少により決算事務を簡略にし委託検査範囲を拡張する等によって、臨時軍事費に類似した方向が次々ととられていったのである。

また企画院の廃止にともなって、軍は、国家予算の統制審議に当らせるため内閣に直属する簡素強力な予算統制審議機関を設置し、予算に関しては大蔵省はたんなる編成事務整理機関にすることを計画したが、実質的にそれらのことは着々と実現に移された。

なお、軍事費は日華事変以来、臨時軍事費とその他の陸海軍省経費とが区別されていたが、軍ではその後、一般会計に計上した軍事費も、特別会計と一体不可分の関係にあり、また軍の機密保持上からも戦時における軍事費について款項目等の内訳を明示するのは適当でないとして、一般会計計上費を廃止し臨時軍事費に一本化する方針がとられた。その結果、昭和十七年度には前年度にくらべて一般会計の陸海軍省費は著減し、さらに十八年度からは、陸軍省費七十万円、海軍省費百万円程度の各本省経費（主として本省人件費）のみが予算の編成技術上残置されることとなり、一般会計臨時部の経費は全く廃止されるに至ったのである。

第四章　財源とその内容

第一節　収入概観

一　収入の総額と種別

第二章でみたような厖大な臨時軍事費予算は、実際にはどのように実行されたであろうか。本章において、まず、そのような厖大な軍事費がいかなる財源によって、どのようにまかなわれたかを述べ、ついで次章以下において、軍事費支出の経過と内容、およびそれに関連した諸問題を見て行くことにしよう。

臨時軍事費特別会計歳入の収入済額は千七百三十三億円であって、これを歳入の予定総額二千二百二十二億円にくらべると、四百八十九億円減少している。

臨時軍事費に属する歳入の決算は、科目別にみると、款および項はいずれも「軍資金」一本であり、これが二十三の目に分かれている。ただし最後の第二十三目「北支事件費借入金」は、実行を見合わせたため収入したものがないのでこれを除くと二十二目となる、それらの予算および収入済額は第四十二表のとおりである。

臨時軍事費歳入の内訳　（単位　千円）

予算額	予定額	調定済額	収入済額
221,961,471	222,165,159	173,866,581	173,306,154
221,961,471	222,165,159	173,866,581	173,306,154
118,290,557	118,300,755	107,107,334	107,107,335
86,613	86,613	59,595	59,595
83,223	83,223	83,250	83,224
9,973	9,973	9,881	9,881
26,649,800	26,843,290	16,729,706	16,729,706
467,661	467,661	176,442	176,442
650,000	650,000	410,000	410,000
1,001,750	1,001,750	727,000	727,000
1,611,067	1,611,067	990,854	990,854
586,813	586,813	377,941	377,941
141,638	141,638	96,852	96,852
1,241	1,241	1,949	1,851
390	390	1,543	1,543
14,948	14,948	15,723	15,723
2,189	2,189	2,541	2,541
3,114	3,114	8,336	8,336
0	0	0	0
56	56	72	72
24,230	24,230	26,562	26,562
115	115	107	107
13,663,039	13,663,039	4,359,358	3,799,056
58,636,463	58,636,463	42,681,553	42,681,533
36,591	36,591	—	—

第四十二表

科目
第1款　軍資金
第1項　軍資金
第1目　公債及繰替借入金
第2目　軍事費献納金
第3目　北支事件特別税
第4目　特別会計より北支事件費財源受入
第5目　一般会計より繰入
第6目　関東局特別会計より繰入
第7目　通信事業特別会計より繰入
第8目　帝国鉄道特別会計より繰入
第9目　朝鮮総督府特別会計より繰入
第10目　台湾総督府特別会計より繰入
第11目　樺太庁特別会計より繰入
第12目　弁償及違約金
第13目　懲罰及没収金
第14目　物品払下代
第15目　家畜払下代
第16目　特別収入
第17目　貨幣交換差増
第18目　小切手支払未済金収入
第19目　雑入
第20目　建物貸下料
第21目　雑収入
第22目　借入金
第23目　北支事件費借入金

備考：『臨時軍事費特別会計始末』による。

これら多数の目を、その内容にしたがって大分類すると、左のような三つの種類に分けることができる（括弧内は目の番号を示す）。

(一)　北支事件特別税（三）、特別会計より北支事件費財源受入（四）、一般会計より繰入（五）、関東局特別会計より繰入（六）、朝鮮総督府特別会計より繰入（九）、台湾総督府特別会計より繰入（十）、樺太庁特別会計より繰入（十一）、通信事業特別会計より繰入（七）、帝国鉄道特別会計より繰入（八）、軍事費献納金（二）。

(二)　公債及繰替借入金（一）、借入金（二十二）。

(三)　弁償及違約金（十二）、懲罰及没収金（十三）、物品払下代（十四）、家畜払下代（十五）、特別収入（十六）、貨幣交換差増（十七）、小切手支払未済金収入（十八）、雑入、（十九）建物貸下料（二十）、雑収入（二十一）。

右の(一)には、直接の租税収入、一般会計および他の特別会計における租税収入あるいは官業収入（煙草専売収入、鉄道運賃、通信料金等）の一定部分に相当する金額を臨時軍事費特別会計に繰り入れたもの、およびそれらに類するものが含まれている。

これらのものは、さらに、(1)一般会計関係（三、五）、(2)植民地特別会計関係（四、六、九、十、十一）、(3)事業特別会計関係（七、八）に分類することができる。

煙草等の専売益金をはじめ、鉄道運賃、通信料金等の益金も、広義の間接税と考えることができるから、以上のものを一括してこれを租税関係の収入と見ることができるであろう。

(二)は、公債および借入金収入である。このうち、「借入金」（二十二）は現地通貨による特殊な借入金であって、今までのわが国の財政史上に前例のないものである。また「公債及繰替金借入金」（一）の中の、外資金庫からの借入金は、外貨軍票に関するものである。「公債及繰替借入金」の中の繰替借入金のうち、外資金庫より借入の分を除けば、日本銀行より借入の分だけであり、これは本会計終結時の一時借入金と見ることのできるものである。したがって、(二)をさらに次の三種に分類することができるであろう。

(1)　公債。

(2)　借入金（日本銀行より借入の分）。

(3)　軍票その他円系通貨関係の借入金（「公債及繰替借入金」の中の外資金庫よりの借入金、および第二十二目の借入金）。

(三)は、(一)と(二)に含まれないもので、これを雑収入とすることができるであろう。

二　財源内容の変遷

臨時軍事費に関する予算は、すでに第二章で詳述したように、第一次および第二次北支事件費予算、臨時軍事費の最初の予算、およびそれ以後十二次に上る追加予算、と通計十五回に分かれていた。

昭和十二年から同二十年に至る右の十五回の予算における財源はそれぞれどのようになっていたか、成立予算別にその年次的変遷をたどれば、次のごとくである。

まず、「北支事件」勃発直後の予算外支出一千万円の財源は、はじめは一般会計の支弁として特定されていなかったが、のち全額公債金によることとなった。

第一次北支事件費予算九千五百万円は全額公債金であった。第二次北支事件費予算四億一千二百万円は、うち七割強が公債金、残りが一般会計および特別会計の北支事件特別税収入と北支事件費借入金によってまかなわれ

ることになっていたが、借入金はついに実行されなかったので、公債金の割合は八割を越すこととなった。

臨時軍事費の最初の予算（第七十二回帝国議会成立）は全額公債金を財源とするものであった。

第一次追加（第七十三回帝国議会成立）の財源は大部分（九割以上）が公債金、残りは他会計よりの受入、ごくわずかが北支事件特別税収入および軍事費献納金であった。

第二次追加（第七十四回帝国議会成立）の財源は、やはり大部分（八割五分）が公債金、それ以外は一般会計その他、他会計よりの受入、ごくわずかが軍事費献納金、それに新たに各種の雑収入が充当された。

第三次追加（第七十五回帝国議会成立）の財源は、前回とほぼ同様であり、ちがいはわずかの北支事件特別税収入が加わっただけである。

第四次追加（第七十六回帝国議会成立）はそのほとんど全部（九割五分以上）が公債金によるものであり、ほんのわずかだけ、北支事件特別税法にもとづく同税の収入済額の予算計上額に比して超過した分の収入が充当された。

同じ議会で成立した第五次追加は、軍事費献納金と北支事件特別税収入が計上されなかった点を除き、大体第二次および第三次追加と同様であり、大部分（約八割）が公債金を財源とした。

第六次追加（第七十七回帝国議会成立）の財源も大部分（九割以上）が公債であり、残りは他会計からの受入などであった。

第七次追加（第七十八回帝国議会成立）は全部が公債金によるものであった。

第八次追加（第七十九回帝国議会成立）の財源は、大部分（八割弱）が公債金であり、残りは他会計からの受入などであった。小項目の雑収入はこの時から一本にまとめられた。

第九次追加（第八十一回帝国議会成立）からは、財源として新たに現地通貨による借入金が加わることになった。しかし総額からいえばまだ少なく、七割近くが公債金により、残りが一般会計をはじめ他の会計からの受入によるものであった。

第十次追加（第八十四回帝国議会成立）では、財源のうち第一位はやはり公債金（五割強）、第二位が一般会計からの受入（二割）、第三位が現地通貨による借入金（二割弱）であって、残りは他会計からの受入であった。

第十一次追加（第八十五回帝国議会成立）に至って、現地通貨による借入金はようやく財源中の首位となり、総歳入の七割以上を占めることとなった。その他は、公債および繰替借入金（約二割）、および雑収入であった。

最終の第十二次追加（第八十六回帝国議会成立）では、公債と借入金とで総額の八割近くを占め、そのうち公債及繰替借入金の方が少し多かった。両項目を除いた残りは、一般会計その他の他会計よりの受入、および雑収入であった。

以上にみられるように、全予算を通じて大部分は公債金、後期には現地通貨借入金であり、一部が増税その他より調達されたのである。

第四十三表　臨時軍事費歳入大分類別年度別収入済額　（単位　千円）

年度	租税収入	公債及び借入金	その他	計
昭和12	39,429	1,440,780	1,132	1,481,341
13	128,591	3,672,384	10,885	3,811,860
14	397,628	3,898,582	12,840	4,309,050
15	1,276,419	5,046,152	11,818	6,334,389
16	1,255,178	6,876,597	18,342	8,150,117
17	3,013,797	12,564,032	310,473	15,888,302
18	4,865,750	22,835,557	996,691	28,697,998
19	881,227	58,028,376	778,089	59,687,692
20	7,803,475	35,426,409	1,715,520	44,945,404
計	19,661,495	149,788,868	3,855,791	173,306,154

これを年度別に整理してみると、財源の首位は、昭和十二年度から十八年度まで、および二十年度は公債金、十九年度のみは借入金が首位で公債金は第二位となった。また十九年度を除き、各年度における第二位の財源は、十二年度は北支事件特別税、十三年度は帝国鉄道特別会計よりの受入、十四年度から十七年度まで、および二十年度は一般会計よりの受入、十八年度は現地借入金であった。

収入済額における各種財源の年度別変遷を示せば第四十三表のとおりである。

三　公債および借入金の地位

前項でみたように、臨時軍事費の財源中に占める公債および借入金の地位は圧倒的に大きく、歳入総額にたいする比率は八六・四％に達している。

これを日清戦争以来の各次の戦費の財源中に占める公債および借入金の割合と比較しても、日清戦争の場合の五一％、日露戦争の場合の八二％、第一次世界大戦の場合の六一％のいずれよりも高い比率を示している（前出第一章第十表参照）。このことは、太平洋戦争の性格をも端的にあらわしているということができる。

次に臨時軍事費特別会計の歳入における公債および借入金の地位を、同時期（昭和十二年より同二十年まで）の一般会計の歳入における公債および借入金の地位と比較してみると、第四十四表のとおりである。この表によれば、租税収入を中心とする普通財源と公債および借入金との関係は、一般会計と臨時軍事費特別会計とでは逆の関係になっている。普通財源は一般会計においては六四％を占めているが、臨時軍事費特別会計ではわずか一一％にすぎない。これにたいして公債および借入金は後者では八六％であるが、前者では二四％にすぎないのである。

以上によって、臨時軍事費特別会計の公債依存度がいかに高

第四十四表　一般会計および臨時軍事費特別会計における租税と公債

（単位　千円）

	一般会計歳入		臨時軍事費会計歳入	
	金額	％	金額	％
普通財源（租税等）	60,299,664	64.0	19,661,495	11.3
公債および借入金	22,969,550	24.4	149,788,868	86.4
雑収入	5,313,713	5.6	3,855,791	2.2
前年度剰余金	5,672,283	6.0	—	0.0
計	94,255,209	100.0	173,306,154	100.0

備考：一般会計歳入は昭和12年～20年度の合計。
一般会計の普通財源には租税収入，官業官有財産収入を含む。
臨時軍事費の普通財源には租税収入，他会計より受入を含む。

いものであったかが知られるであろう。

しかし、借入金という中にも、区別されるべき二種類の借入金があることは、すでに述べたとおりである。すなわち、「公債及繰替借入金」の中に含まれている日本銀行よりの借入金と、外資金庫よりの借入金とでは、同じ借入金でも全く性質が異なっている。前者は終戦後になってから、臨時軍事費特別会計を終結させる際の整理のためにおこなわれた一時的借入金であるが、後者は外貨軍票のための借入金であるからである。後者はむしろ現地通貨による借入金と同じ性格をもつものである。

また、雑収入の中の主要な部分をなすのは、のちにもみるごとく、軍需品売払代、対南方開発交流物資売払代、南方開発石油売払代等のように占領地徴発物資からの収入であるから（第五節参照）、これと先の二種類の借入金（繰替借入金および現地通貨による借入金）とを合計したものを、占領地からの収入、あるいは戦費の現地調弁額（もちろん臨時軍事費特別会計にあらわれた限りでの）と考えていいと思われる。その総計額は、四百七十七億二千万円、歳入総額の二八％に上っている（第四十五表参照）。

第四十五表

臨時軍事費歳入における占領地収入

（単位　百万円）

現地通貨借入金	42,682
外資金庫借入金	1,153
雑　収　入	3,886
計	47,721

第二次世界戦争におけるドイツ軍事費の国外財源、すなわち、占領地よりの収入と中立国にたいする輸入超過額は、一九四〇年（昭和十五年）百二十億マルク、一九四一年（昭和十六年）百六十二億マルク、一九四二年（昭和十七年）百四十四億マルクであって、国内収入の一五％に当っていた。これにくらべて日本の占領地収入の比重は著しく高いということができる。

南方占領地の「帝国財政への寄与」は、もちろん右の金銭的給付に止まるものでなく、占領地における莫大な物資の獲得を忘れてならないことはいうまでもない。

なお最後に、政府借入金による特殊決済も一種の支出処理方式であり、これによって終戦年度の戦費のうち約百億円が臨時軍事費特別会計から一般会計に移されたのであるが、これについてはすでに第二章第六節四で述べたから、本章では省略することにする。

第二節　租税収入

臨時軍事費歳入の科目にあらわれている租税収入としては、北支事件特別税のみであり、その収入済額も多くはないが、このほか実質的な租税収入として考えるべきものに、一般会計および他の特別会計からの受入がある。

一　北支事件特別税

第四十六表　北支事件特別税収入予算　（単位　千円）

	昭和12年度	昭和13年度	計
所得特別税	27,580	12,457	40,037
臨時利得特別税	5,632	4,949	10,581
利益配当特別税	23,196	15,464	38,660
公債及社債利子特別税	1,361	907	2,268
物品特別税	8,777	1,220	9,998
計	66,548	34,999	101,547
特別会計北支事件費財源収入	2,883	1,592	4,475
合計	69,431	36,591	106,022

「北支事件」勃発直後、その財源は最初から主として公債による方針がとられていた。増税にたいする反対は強かったのである。しかし第二次北支事件費に至って支出が五億円をこえる情勢となり、ここに増税即行論と時期尚早論との議論が沸騰した。大蔵省は八月一日の省議で臨時的な増税を断行することに方針をきめ、賀屋蔵相は翌二日閣議にこれをはかったところ、反対も強く、殊に政党出身閣僚は増税尚早論を述べたが、蔵相は「今回の増税は名は増税で実は献金強制ともいうべき性質のもので、この時局を国民とともに乗切らんとする趣旨に出たものにほかならぬ」とし、了解を求めたので、結局、施行期間を一年に限ることで、閣議の同意をえた。しかし大蔵省案には通行税の復活も含まれていたが、これは反社会政策的であるとの政党出身閣僚の主張でとりやめとなった。

こうして第一次増税案は、第七十一回帝国議会に提出され、『北支事件特別税法』として成立をみたのである（昭和一二・八・法律六六号）。一年限りの臨時税であるが、増税の内容は二種目に分れ、第一種は所得税、臨時利得税にたいする付加税であり、第二種は利益配当税、公債および社債利子特別税、物品特別税などの新税であった（第四十六表参照）。

一、所得税の増徴――第一種一割、第二種（国債利子を除く）五分、第三種七分五厘の増徴。一年間の増収見込四千万円。

二、臨時利得税の増徴――法人、個人とも一割五分の増徴。増収見込一千万円。

三、配当金および公社債利子にたいする特別税――配当金中年七分をこえる金額の一割。国債利子は年四分、地方債および社債は年四分五厘をこえる金額の一割。税収見込は前者三千九百万円、後者二百万円。

四、物品特別税――楽機、写真機、レコード、貴石、貴金属製品等の物品にたいし従価二割。税収見込は一千万円。

物品特別税はわが国の物品税の最初のものであり、その後物品税の課税範囲は逐年拡張されていった。

収入予定額は十二年度中六千七百万円、総額一億二百万円であって、事件前の結城蔵相の税制改革による増税に加算すれば、十二年度は約三億四千万円の増税となるものであった。

なお右のほか、各植民地特別会計においても同様の増税がおこなわれた。これらの北支事件特別税収入は、一般会計北支事件費の財源の一部にあてる予定であったが、その後臨時軍事費特別会計法の施行に伴って、同法第二条により直接同特別会計において収納することとなった。

終戦まで臨時軍事費予算に計上された北支事件特別税収入は八千三百万円、特別会計における北支事件特別税収入からの繰入は一千万円であり、収入済額もほぼ同額であった。

二　一般会計からの繰入

北支事件特別税法は昭和十三年三月三十一日限り廃止されたが、十三年度以降、一般会計では毎年のように増税と煙草等の値上がおこなわれ、これらによる租税収入の増加額に相当する金額が臨時軍事費特別会計へ繰り入れられた。以下、年度別にその経過の概要を述べることにする。

昭和十三年度には、日華事変に関する臨時軍事費追加予算の財源の一部にあてるため、『支那事変特別税法』（昭和一三・法律五一号）が制定され、四月から施行された。同法は前年度の『北支事件特別税法』を引きつぎ、それに代るものであって、十一税種にわたっていた。すなわち、所得税、法人資本税、砂糖消費税、および取引所税を増徴し、第三種所得税の免税点を千二百円から千円に引き下げ、また利益配当税、公債および社債利子税は、北支事件特別税のときのまま継続して同様に課税し、物品税の課税品目の範囲を拡大し、さらに通行税、入場税、特別入場税を新設した。このうち、高率な利益配当、公社債利子にたいする課税と物品税とは、その後恒久的な租税となるに至ったのである。

右の新税法と同時に、十三年度には、十年以後施行されていた『臨時利得税法の改正』（昭和一三・法律四五号）がおこなわれ、戦時利得たる昭和九年から十一年に至る間の増加利益にも高率の課税が実施されたが、同法改正による増収額は臨時軍事費特別会計に繰り入れられることとなった。

これら戦時下第二次の増税とならんで、同年にはさらに煙草およびアルコールの値上をおこない、これによる益金の増加額に相当する金額を臨時軍事費の財源とした。

十三年度における一般会計からの繰入額は、予算では三億一千八百万円、収入済額は百万円であった。

昭和十四年度には、前年度の増税による増収額および益金増加額に相当する額を臨時軍事費特別会計へ繰り入れることになっていたが、その後、臨時軍事費追加予算の財源の増額をはかるため、『支那事変特別税法および臨時利得税法を改正』（昭和一四・三・法律四八号、同四九号）して臨時的増税をおこなった（第三次増税）。特別税法の改正においては、所得税、清涼飲料税、砂糖消費税、印紙税、利益配当税、公債および社債利子税等の諸税を増徴するとともに、建築税および遊興飲食税を創設し、物品税の課税品目の範囲の拡張および税率の引上げをおこなった。『臨時利得税法の改正』（昭和一四・三・法律四九号）においては、税率の引上げ、平均利益計算方法の改正をおこない、また事変以後の特別利益たる個人の譲渡利得に新たに課税することとなった。

右のごとき第三次増税とならんで同年にはまた、アルコールの値上げを実施してこれによる増収額を追加予算に計上し、臨時軍事費特別会計へ繰り入れることとした。

十四年度における一般会計からの繰入額は、予算では五億三千五百万円、収入済額では三億一千七百万円であ

った。

十五年度には中央地方を通ずる画期的な税制改革がおこなわれた（第四次増税）。すなわち、所得税を収益税で補充する従来の税体系をすて、収益税を所得税の中に統合し、分類所得税と綜合所得税の二本建ての体系にあらため、また法人にたいしては別個に法人税および特別法人税を定め、一般に個人および法人の所得にたいして大規模の増徴をおこなった。臨時利得税には法人の超過所得税を統合し、事変所得あるいは高率の利益にたいしては高率の税を課した。また『臨時租税増徴法』、『支那事変特別税法』を廃止し（昭和一五・三・法律五〇号）、従来基本税法以外に右の二税法によって増徴されていたものは直接に基本法に必要な改正を加え、また利益配当税、公債および社債利子税、物品税、遊興飲食税その他『支那事変特別税法』によって創設された諸税についてはそれぞれ独立の税法を制定した。こうして従来の重なりあった複雑な税体系を整理するとともに必要な増徴をおこなったのである。そしてまた昭和十三年度以降における増税と、昭和十三年一月以降の煙草およびアルコール値上げによる昭和十五年度の増収額中、その半額程度を臨時軍事費特別会計に繰り入れることとした。

十五年度における一般会計からの繰入額は、予算では六億円、収入済額では十一億三千五百万円であった。

十六年度においては、酒税、物品税、通行税その他間接税の全面的な大幅引上げがおこなわれた（第五次増税、増収見込平年度六億四千万円、初年度一億七千万円）が、前年度の増税による十六年度の増収額の大体半額程度が臨時軍事費特別会計へ繰り入れられることとなった。

十六年度における一般会計からの繰入額は、予算では八億八千五百万円、収入済額では十億七千八百万円であった。

十七年度には前回の増税が実施されて間もなく、続いて直接税を中心とする大増税がおこなわれた（第六次増税）。増税の重点は分類所得税の増徴にあり、税率の引上げ、免税点ないし基礎控除額の引下げが実施された。その他、綜合所得税、法人税、特別法人税、臨時利得税、相続税にも思い切った税率の引上げがおこなわれたが、また電気瓦斯税を新設し、燐寸物品税、織物消費税の税率を引き上げるなど、大衆課税的色彩の強いものであった。増収見込額は十七年度九億七千万円、平年度十一億六千万円という未曽有の大増税である。

そしてこの年度には、昭和十三年度以降十五年度までの増税および新税の創設と、十三年一月以降十五年度までの煙草およびアルコールの値上げによる十七年度の増収額の大体半額程度のものと、その他十六年度（酒税等の増徴）および十七年度（所得税等の増徴）の増税および新税の創設、さらに十六年度の煙草およびアルコールの値上げによる十七年度の増収額の全額を、臨時軍事費特別会計へ繰り入れることとした。

十七年度における一般会計からの繰入額は、予算では二十五億二千六百万円、収入済額は二十六億二千三百万円であった。

十八年度には、間接税を中心として前年の大増税に匹敵する広範囲かつ大幅な増税が実施された。この増税によって、酒の庫出税と清涼飲料税は十割増、遊興飲食税も三割ないし二十割増となり、その他取引税、砂糖消費

税、物品税、入場税も増徴され、また輸移出品にたいする免税や交付金は停止または廃止された。さらに新たに、写真撮影、整髪、製本などに課される特別行為税が設けられた。物品税、遊興飲食税、入場税の三税の増徴は新年度を待たず、三月から実施された。これらの増税（第七次増税）による増徴見込額は十八年度十億円、平年度十一億五千万円であった。

そして、右の増税と煙草の値上げによる十八年度の増収額の全額が臨時軍事費特別会計に繰り入れられることとなった。また十三年度以降十七年度までの増税および新税の創設と、十三年一月以降十六年度までの煙草およびアルコールの値上げによる十八年度の増収額については、前年度と同じくほぼ半額を繰り入れることとした。

十八年度の一般会計からの繰入額は、予算が四十三億三千六百万円、収入済額は四十三億六千九百万円であった。

十九年度になると、さらに、直接税も間接税も含めた全般的な、大規模な増税（第八次増税）がおこなわれた。この増税案は前回の大増税の二倍以上に当り、戦時中の最大の記録的増税案であった。増収見込は初年度二十二億九千万円、平年度二十五億八千万円（直接税十六億円、間接税八億五千万円）という莫大な額に上った。しかも戦時下に一時的でも混乱を生じやすい新税の採用を避けて、もっぱら現行税率の引上げをおこない、また新たに丙種事業所得税を設けて新興所得層の捕捉につとめることとなった。分類所得税は原則として五％ずつ税率を引き上げるとともに課税範囲を拡大し、綜合所得税は従来の税率を二―六％増加するとともに各種の控除額を引き下げた。初年度税収見込の大きいものからいうと、所得税十億円、酒税四億二千万円、物品税二億円、法人税一億五千万円、臨時利得税一億四千万円、遊興飲食税一億円という増徴ぶりであった。遊興飲食税中奢侈的性質の濃いものは最高三十割という禁止的課税がおこなわれた。

右のような大増税と、十八年十二月の煙草値上げによる十八年度および十九年度の増収額の全額が臨時軍事費特別会計に繰り入れられることとなった。また、十三年度以降十八年度までの増税および新税の創設と、十三年一月以降十七年度までの煙草およびアルコールの値上げによる十九年度の増収額は、前年度と同様ほぼ半額を繰り入れることとした。

十九年度における一般会計からの繰入額は、予算では七十三億三千六百万円であったが収入済額はなかった。二十年度にも増税がおこなわれ（第九次増税）、また二十年三月から煙草の値上げが実施された。増税は分類所得税、法人税、特別法人税、通行税、酒税、入場税の六税種について重点的に実施され、増収見込額は平年度十八億七千万円、初年度十七億一千万円であった。これらの増税および値上げによる増収額と、新たに臨時資金調整法第十条の十二の規定にもとづく証票発売[1]による二十年度の納付金の全額を臨時軍事費特別会計へ繰り入れることとした。また同じく、十三年度以降十九年度までの増税および新税の創設と、十三年一月以降十八年度までの煙草およびアルコールの値上げによる二十年度の増収額については、ほぼ前年度と同額を繰り入れることとなった。

第四十七表　「北支事件」以降の増税による増収予定額　（単位　百万円）

	年　度	事　項　別	初年度	平年度
1	昭和12	北支事件特別税	100	100
2	13	支那事変特別税その他	307	304
3	14	同特別税改正その他	188	196
4	15	画期的大税制改革	373	447
5	16	間接税の増徴	173	636
6	17	直接税の増徴	974	1,156
7	18	間接税等の増徴	1,008	1,146
8	19	直接税および間接税の増徴	2,286	2,575
9	20	重点的増徴	1,710	1,870

第四十八表　戦時年間における増税状況　（単位　千円）

	昭和12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
租税の増徴							
直接税	91,549	201,304	90,084	557,020	1,005,189	26,218	1,534,390
間接税	9,998	73,348	102,717	171,884	627,917	1,107,694	846,697
その他	—	29,269	3,029	19,891	158,482	11,891	120,823
小計	101,547	303,921	195,830	748,795	1,791,588	1,145,803	2,501,910
煙草値上等		11,872		65,362	156,674	444,953	528,312
鉄道運賃引上					269,034		256,528
通信料金引上					89,632		126,731
合計	101,547	315,793	195,830	814,157	2,306,928	1,590,756	3,413,481

二十年度における一般会計からの繰入額は、予算では百一億一千四百万円、収入済額では七十二億六千万円であった。

(1)『臨時資金調整法の改正』（昭和二〇・二・一四・法律八号）によって同法に挿入された第十条の十二は左のとおり当籤金付証票発行のことを規定している。——

「政府は資金の吸収を図る為必要ありと認むるときは、命令の定むる所に依り、命令の定むる法人をして売得金の中より抽籤を以て購売者に当籤金を交付することを得る証票を発売せしむることを得。

前項に規定する証票を発売する法人は命令の定むる所に依り、前項の売得金より前項の当籤金及命令の定むる経費を控除したる残額に相当する金額を政府に納付すべし」。

第四十九表　所得税の納税人員と税額

年　度	納税人員	所得税額
	人	千円
昭和12	1,131,096	230,830
13	1,657,609	359,683
14	1,880,368	441,896
15	4,079,380	867,804
16	4,912,224	1,007,647
17	7,019,850	1,794,654
18	8,479,644	2,059,239
19	12,431,518	3,395,688
20	11,569,859	3,723,994

第五十表　法人税の納税人員と税額

年　度	納税法人数	法人税額
		千円
昭和12	74,518	307,062
13	72,681	486,829
14	69,998	693,629
15	62,036	1,173,710
16	71,368	1,443,457
17	76,217	1,985,586
18	88,517	2,407,844
19	83,604	3,769,920
20	53,664	3,282,965

以上にみたように、年度ごとに次々と、しかもますます大幅な増税がつづけられたのである（第四十七表、第四十八表参照）。これによって租税収入（専売益金、印紙収入を含む）は昭和十二年度の十三億六千百万円から、二十年度の百十五億五千五百万円へと八倍半に増加し、一方、一般会計から臨時軍事費特別会計への繰入は、十三年度の百万円から二十年度の七十二億六百万円へと実に七千倍以上の増加を示したのである。なおこの間における租税負担の増大は第四十九表および第五十表のとおりである。

三　特別会計からの繰入

1　昭和十三年法律第二十三号第三条によるもの

「北支事件」勃発直後、一般会計と同じく朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局の各植民地特別会計においても北支事件特別税が設けられ、この特別税収入に相当する金額を一般会計へ繰り入れることが定められたが（昭和一二・法律五一号）、昭和十三年三月二十三日法律第二十三号によってこれを廃止するとともに、同法律第三条によって、右の各植民地特別会計における北支事件特別税収入額から徴税費を控除した残額に相当する金額を、予算の定めるところに従ってこれを当該特別会計から臨時軍事費特別会計へ繰り入れることが定められた。同法律は十四年二月十日から施行されることとなり（昭和一四・勅令二八号）、その第三条については次のように実施された。

昭和十三年度には、北支事件特別税を予定どおり賦課して繰入をおこなったが、外地では北支事件特別税を十三年八月十一日限り廃止したため、十四年度には、関東局特別会計からは、同税の賦課決定の遅延にもとづく十四年度収入額を、また関東局、朝鮮総督府、および樺太庁の各特別会計からは、十二年度決算上の増収額にもとづく繰入不足額があったからその相当額を、それぞれ臨時軍事費特別会計へ繰り入れることにした。十五年度以降二十年度までは、毎年、前々年度における決算上の増収額をそれぞれ各特別会計から臨時軍事費特別会計へ繰り入れることとしたのである。

右による繰入額は、予算では九百九十七万円、収入済額では九百八十八万円であった。

2　昭和十三年法律第二十三号第一条および第二条によるもの

臨時軍事費特別会計の設置以後、一般会計におけると同様に、右に挙げた四つの植民地特別会計においても、それぞれ臨時的増税および煙草の値上げをおこない、その増収額の一部を当該特別会計から臨時軍事費特別会計に繰り入れることとなったが（昭和一三・法律二三号一条、二条）、その経過は次のごとくである。

十三年度においては規定どおりの繰入がおこなわれた。

十四年度は、前記法律によって、十三年度におこなった支那事変特別税の制定、臨時利得税の改正、および煙草値上げによる十四年度の増収額を、また上記諸税を改正して臨時的増税を実施したので前記第一条を改正して（昭和一四・法律三四号）、その増収額をともに臨時軍事費特別会計に繰り入れることとした。

十五年度においては、従来前記根拠法第一条および第二条によって、支那事変特別税制定および改正、臨時利得税改正による増収額から徴税費を控除した残額、煙草専売収入増加額の八割に当る金額を繰り入れていたのを改め、税制改正に伴って、十三年度以降における増税と、昭和十三年一月以降の煙草値上げによる十五年度の増収額中大体前年度同様の計算方法で算出した金額を繰り入れることとし、そのため前記根拠法第一条を改正した（昭和一五・法律七七号）。またそのほか、十三年度における支那事変特別税収入、臨時利得税収入および煙草値上げによる収入の決算上の増収にもとづく繰入不足額を臨時軍事費特別会計に繰り入れることとした。

十六年度においては、前記根拠法をさらに改正し（昭和一六年法律二七号）、十三年度以降における増税および新税の創設と、十三年一月以降の煙草値上げによる十六年度増収額の一部と、十四年度における支那事変特別税および臨時利得税収入ならびに煙草値上げによる収入の決算上の増収にもとづく繰入不足額とを臨時軍事費特別会計へ繰り入れることとした。

十七年度においては、十三年度以降における増税および新税の創設、十三年一月以降の煙草値上げ、それと同時に実施した鉄道運賃、自動車運賃または通信料金の改正による十七年度の増収額の一部に当る金額と（昭和一七・法律五号で前記根拠法第一条を改正）、増税および新税の創設ならびに煙草値上げによる収入の十五年度における決算上の増収にもとづく繰入不足額とを、臨時軍事費特別会計へ繰り入れることとした。

十八年度においては、十三年度以降における増税および新税の創設、十三年一月以降の煙草の値上げ、十七年度の鉄道運賃、自動車運賃または通信料金の改正による十八年度の増収額の一部に当る金額と（昭和一八・法律八号で前記根拠法をさらに改正）、増税および新税の創設ならびに煙草値上げによる収入の十六年度における決算上の増収にもとづく繰入不足額とを、臨時軍事費特別会計へ繰り入れることとした。

十九年度においては、昭和十九年法律第十四号で前記根拠法をさらに改正したが、改正法第一条、第二条および第二条の二の規定によって、前年度同様十三年度以降における増税および新税の創設、十三年一月以降の煙草値上げ、十七年度以降の鉄道運賃、自動車運賃または通信料金の改定による十九年度の増収額の一部に当る金額と、右の増税および新税の創設、煙草の値上げならびに鉄道運賃、自動車運賃または通信料金の改定による収入の十七年度における決算上の増収にもとづく繰入不足額とを臨時軍事費特別会計へ繰り入れることとした。

二十年度においては、前年度と同様、十三年度以降における増税および新税の創設、十三年一月以降の煙草の値上げ、十七年度以降の鉄道運賃、自動車運賃または通信料金の改定による二十年度の増収額の一部に当る金額と、右の増税および新税の創設、煙草の値上げ、鉄道運賃、自動車運賃または通信料金の改定による収入の十八年度における決算上の増収にもとづく繰入不足額とを臨時軍事費特別会計へ繰り入れることとした。[1)]

(1)　『臨時軍事費特別会計始末』第六章。

以上のようにたびたび改正がおこなわれたが、その最終的な規定（昭和二〇年三・勅令一二〇号）によれば、昭和十三年法律第二十三号第一条および第二条による各特別会計からの繰入の具体的な割合は、租税収入、煙草

専売収入、鉄道および通信収入についてそれぞれ左のとおりであった。

㈠　租税収入

(1)　朝鮮総督府特別会計においては、左記税種の租税収入額の三割八分に相当する金額。

所得税、法人資本税、地税、営業税、資本利子税、利益配当税、公債および社債利子税、相続税、建築税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、物品税、遊興飲食税、取引所税、取引税、通行税、入場税、特別入場税、出港税、馬券税、電気瓦斯税、広告税、特別行為税、印紙税、骨牌税、臨時利得税、特別法人税、事業税および取引所取引税。

(2)　台湾総督府特別会計においては、左記税種の租税収入額の五割四分に相当する金額。

所得税、配当税、特別法人税、法人資本税、砂糖消費税、清涼飲料税、広告税、馬券税、出港税、特別行為税、印紙税、骨牌税、臨時利得税、利益配当税、公債および社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税および遊興飲食税。

(3)　樺太庁特別会計においては、左記税種の租税収入額の五割七分に相当する金額。

所得税、営業収益税、酒造税、酒類出港税、砂糖消費税、資本利子税、法人資本税、相続税、印紙税、骨牌税、臨時利得税、利益配当税、公債および社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税、遊興飲食税、特別法人税、馬券税、広告税、特別行為税、市街宅地税、登録税、織物消費税、酒税および清涼飲料税。

(4)　関東局特別会計においては、左記税種の租税収入額の六割に相当する金額。

所得税、法人資本税、酒税、煙草税、揮発油税、利益配当税、公債および社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税、遊興飲食税、清涼飲料税、骨牌税、馬券税、広告税、特別行為税、臨時利得税、特別法人税および地租。

㈡　煙草専売収入

(1)　朝鮮総督府特別会計においては、煙草専売事業の収入額の三割二分に相当する金額。

(2)　台湾総督府特別会計においては、煙草専売事業の収入額の二割六分に相当する金額。

㈢　鉄道および通信収入

(1)　朝鮮総督府特別会計においては、鉄道旅客収入額の三割および通信収入額（大蔵大臣の定むる額を除く以下同じ）の二割三分に相当する金額。

(2)　台湾総督府特別会計においては、鉄道客車収入額および自動車収入額の二割一分ならびに通信収入額の一割七分に相当する金額。

(3)　関東局特別会計においては、通信収入額の二割に相当する金額。

3　昭和十三年法律第二十二号によるもの

右に述べた租税および料金収入にもとづく繰入の規定とは別に、政府は、臨時軍事費の財源にあてるため、特別会計から、毎年度予算の定めるところにしたがって、臨時軍事費特別会計に繰入金をなすことができることとなり（昭和一三・三・二三・法律二二号）、昭和十三年四月一日から施行された。なお、この繰入金は後日一般会計からこれに相当する金額を右繰入をなした各特別会計に繰り入れることとなっていた。

右の法律によって定められた特別会計には、関東局、朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁の四つの植民地特別会計のほか、通信事業および帝国鉄道の各特別会計が含まれていた。この両事業特別会計の繰入金は当該特別会計の資本勘定の歳出となるものである。

これらの各特別会計からの臨時軍事費特別会計への繰入は、右の措置によって十三年度から二十年度まで、毎年規定どおりおこなわれたが、十九年度においては通信事業特別会計から一般会計への納付金が廃止された結果、同会計から臨時軍事費特別会計への繰入額は右の納付金相当額だけが増加された。また二十年度においては、帝国鉄道特別会計所属の地方鉄道および軌道特別会計から臨時軍事費特別会計への繰入がおこなわれることとなった。

臨時軍事費予算における他会計からの繰入額総計を種類別および年度別にみると第五十一表および第五十二表のとおりであった。

第五十一表　臨時軍事費予算における他会計より受入額（種類別）

（単位　百万円）

区分	一般会計	関東局	通信事業	帝国鉄道	朝鮮総督府	台湾総督府	樺太庁	計
臨時軍事費財源繰入	—	97	650	1,002	108	92	44	1,993
税制改革等による一般会計増収額繰入	25,796	—	—	—	—	—	—	25,796
支那事変または大東亜戦争特別税収入繰入	832	369	—	—	948	384	97	2,629
専売局益金収入繰入	21	—	—	—	342	74	—	437
鉄道，自動車，通信料金収入繰入	—	2	—	—	213	37	1	252
北支事件特別税収入繰入	—	2	—	—	4	3	0	9
合計	26,649	470	650	1,002	1,615	590	142	31,118

第五十二表　臨時軍事費予算における他会計より受入額（年度別）

（単位　百万円）

年度	一般会計	関東局	通信事業	帝国鉄道	朝鮮総督府	台湾総督府	樺太庁	計
昭和12	1	0	—	—	2	1	0	4
13	317	5	16	40	27	15	3	422
14	535	8	16	40	41	18	5	663
15	600	13	17	50	50	23	7	761
16	885	25	20	60	95	27	11	1,122
17	2,526	56	65	165	163	47	19	3,040
18	4,336	72	64	116	203	103	22	4,916
19	7,336	124	212	255	414	148	31	8,520
20	10,114	167	240	276	620	209	45	11,670
計	26,650	470	650	1,002	1,615	590	142	31,119

四　総　額

以上に述べた他会計からの繰入の収入済額は、一般会計百六十七億三千万円、四植民地特別会計合計十六億四千二百万円、二事業特別会計合計十一億三千七百万円である。その歳入総額内における割合は、それぞれ九・七%、〇・九%、〇・七%、三者合わせて一一・三%である。

このほか、昭和十二年八月二十四日以降の軍事費献納金の収入を閣議において臨時軍事費財源とすることに決定した（内閣大甲一八八号）。これによる軍事費献納金収入は陸海軍合わせて六千万円に達しないが、のちに述べるように、相当の巨額に上った国防献金は臨時軍事費の歳入にはいらず、したがってこの収入済額にも含まれていない。

また、さきにみた北支事件特別税関係の収入は、一般会計八千三百万円、植民地特別会計一千万円、合計九千三百万円である。

これらの普通財源の歳入総額を、その予算額とともに表示すれば

第五十三表　臨時軍事費普通財源　（単位　千円）

	予算額	収入済額
北支事件特別税（一般会計）	83,223	83,224
〃　（特別会計）	9,973	9,881
一般会計より繰入	26,649,800	16,729,706
植民地特別会計より繰入	2,807,179	1,642,089
事業特別会計より繰入	1,651,750	1,137,000
軍事費献納金	86,613	59,595
合計	31,288,538	19,661,495

第五十三表のごとくである。収入済総額百九十七億円、うち一般会計よりの繰入百六十七億円である。

これを歳入収入済総額千七百三十三億円と対照してみるならば、あれほど激しいほとんど毎年ごとにつづけられた大増税にもかかわらず、租税収入額は歳入総額の一割程度を占めるにすぎないことが知られる。

第三節　公債および繰替借入金

前節にみたように、毎年毎年、次から次へと大規模におこなわれた増徴ならびに新税の設定、専売物品の値上げ、鉄道・通信料金の引上等にもかかわらず、それらによる経常歳入はとうてい巨大なスケールの戦費の膨脹に追いつくことはできなかった。その財源を埋めたものは、占領地における借入金や軍票類の濫発を除けば、ほとんど公債一本であったといいうる。まして根本的な税制の改革が引きおこす混乱を乗り切る決意と自信をもてないほど弱体な日本の経済と政治にとって、ひたすら安易な公債に頼る以外に方法が見出せなかったのも当然であったといえよう。公債の生み出す不可避的な黒い影が蔽いかぶさって来ても、「軍の作戦上の必要」は傍若無人の有様でおし通ってしまったのである。

臨時軍事費の財源に充当された公債および繰替借入金は、形式上、北支事件公債金、大東亜戦争（昭和十七年までは支那事変）公債金、歳入補塡公債金、日本銀行よりの借入金、外資金庫からの借入金に分けることがで

きる。

一　北支事件公債

昭和十二年七月、蘆溝橋事件の勃発した後まもなく開かれた第七十一回帝国議会において、第一次北支事件費が成立したが、これと同じ日に、その財源にあてるために『北支事件に関する経費支弁の為公債発行に関する件』（昭和一二・七・二九・法律四十九号）が緊急可決された。この法律の施行によって、政府は同事件に関する経費支弁のため、九千六百万円を限度として公債を発行し、または借入金をなすことができることになった。この発行限度額は、第一次北支事件費の一般会計予算総額のほとんど全額に当るものであった（残りは前年度剰余金繰入八十五万円）。また、右の規定による公債の発行価格差減額が生じた場合には、これを補塡するために別に公債を発行しまたは借入金をおこなうことができる規定であった。

ついで、それから二週間もたたないうちに、右の発行限度は一挙に四億六百二十万円に増額された（昭和一〇・法律五十号）。

右の法律にもとづいて実際に発行された公債は、三分半利国庫債券四億六百万円であり、それによる収入額のうち、三億九千五百万円が臨時軍事費特別会計へ、残りの五百万円は一般会計へ（北支事件費外務省所管分）、それぞれ繰り入れられた。

右の北支事件費公債金は、同年九月、臨時軍事費特別会計法が施行されるにともない、同法第二条によって同特別会計に移管されたのである。

なお、北支事件費については、その第二次予算にあたって、北支事件費借入金三千七百万円が計上されていたが、実行されるに至らなかった。

二　支那事変公債および大東亜戦争公債

昭和十二年九月、第七十二回帝国議会に、最初の臨時軍事費予算が提出された。その際同時に、右の財源にあてるために、『支那事変に関する臨時軍事費支弁の為公債発行に関する件』（昭和一二・九・九・法律八十四号）が提出され、議会の協賛を経た。

この法律によって、政府は新たに、臨時軍事費支弁のために、二十億二千二百七十万円を限り、公債を発行しまたは借入金をなす権限を与えられた。なおこの場合にも、公債発行差減額を生じたときには、その補塡のための公債（または借入金）を発行しうることが認められた。

その後戦争は拡大してゆき、第二章でみたように次々とほとんど毎議会ごとに臨時軍事費追加予算が提出されて行ったが、その度に同予算の財源を確保するために、公債（または借入金）の発行限度法定額は増額されて行ったのである。

当初よりの発行限度法定額およびその根拠法規は左のごとくである。

	発行限度法定額	根拠法規
第七十一議会	九六、〇〇〇、〇〇〇円	昭和十二年法律第四十九号
同　右	四〇六、二〇〇、〇〇〇円	昭和十二年法律第五十号
第七十二議会	二、〇二二、七〇〇、〇〇〇円	昭和十二年法律第八十四号
第七十三議会	六、四七六、二〇〇、〇〇〇円	昭和十三年法律第二十四号
第七十四議会	一〇、四〇〇、三〇〇、〇〇〇円	昭和十四年法律第十七号
第七十五議会	一四、〇七四、二〇〇、〇〇〇円	昭和十五年法律第五号
第七十六議会	一五、〇七一、八〇〇、〇〇〇円	昭和十六年法律第一号
同　右	一九、〇四九、〇〇〇、〇〇〇円	昭和十六年法律第三十三号
第七十七議会	二二、六一九、〇〇〇、〇〇〇円	昭和十六年法律第八十九号
第七十八議会	二五、四一九、〇〇〇、〇〇〇円	昭和十六年法律第九十五号
第七十九議会	三九、四一九、五〇〇、〇〇〇円	昭和十七年法律第三号

ついで十七年三月には、「支那事変に関する」を「大東亜戦争に関する」と改称し、これ以後大東亜戦争公債となった（昭和一七・法律九号）。

その後十八年にはいると、政府は発行限度に関する規定を根本的にあらため、昭和十二年法律第八十四号の第一条を改正して（昭和一八・三・三・法律八号）、公債発行限度法定額を計数的に明示する方法を廃止してしまった。すなわち、「臨時軍事費特別会計における歳出予算額より、当該特別会計における他会計よりの受入金その他の普通歳入の予定額を控除したる額に相当する金額」だけ、公債を発行し、または借入金をなしうることにしたのである。これは限度とはいっても、実際には、普通歳入でまかないえない赤字部分をすべて公債で補塡することであるから、むしろ限度がなくなったといった方が適当でろあう。

右の改正にもとづいて、昭和十七年法律第三号による公債について、その発行限度額はそのつど増額され、その後の議会に提出された追加予算においてそれぞれ左のごとくになった。

第八十一議会	一七、一六三、八〇二、四二八円
第八十四議会	二〇、八〇九、七五二、七八三円
第八十五議会	五、一九七、七七七、〇八〇円
第八十六議会	三五、二九八、五七七、七九四円

また借入金の限度も増額されて左のようになった。

第八十一議会	三、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
第八十四議会	七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

第八十五議会　一八、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
第八十六議会　三〇、一三六、四六三、二五八円

三　公債発行額と公債金収入

右のごとく発行限度は次々と拡張されていったが、実際に発行された公債の種類は左のとおりである。

三分半利国庫債券（十二年度より十三年度まで）
支那事変国庫債券（十三年度より十六年度まで）
支那事変特別国庫債券（十三年度より十四年度まで）
支那事変割引国庫債券（十四年度より十六年度まで）
大東亜戦争国庫債券（十七年度より二十年度まで）
大東亜戦争割引国庫債券（十七年度より二十年度まで）
大東亜戦争特別国庫債券（十八年度より二十年度まで）
三分半利特別国庫債券（二十年度）
特別割引国庫債券（二十年度）

これらを合わせると、発行総額は九百七十六億二千百万円であり、それによる実収額は九百五十三億三千九百

第五十四表　臨時軍事費公債発行額　（単位 百万円）

年度	臨時軍事費公債（A）	国債発行総額（B）	$\frac{A}{B}\times100$
昭和 12	1,500,000	2,230,000	67・3
13	3,700,500	4,530,500	82・2
14	4,001,500	5,516,500	72・7
15	5,202,500	6,884,500	75・6
16	7,100,000	10,191,000	70・0
17	13,080,000	14,259,000	92・9
18	18,154,000	21,147,000	85・7
19	22,934,300	30,076,300	76・3
20	22,353,977	32,876,396	68・1
計	98,026,777	127,611,196	78・0

第五十五表　臨時軍事費関係国債現在高　（単位 百万円）

年度	昭和 12	13	14	15	16	17	18	19	20
三分半利国庫債券	5,068	7,098	8,613	10,295	13,386	14,565	18,314	25,975	52,656
支那事変 〃	—	2,482	6,394	11,442	16,817	16,817	16,817	16,817	16,817
支那事変特別 〃	—	19	22	22	21	21	21	17	17
支那事変割引 〃	—	—	87	241	366	366	366	226	226
大東亜戦争 〃	—	—	—	—	1,570	14,186	31,428	53,564	60,064
大東亜戦争特別 〃	—	—	—	—	—	—	545	1,086	1,275
大東亜戦争割引 〃	—	—	—	—	30	494	861	666	670
特別割引 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	1
三分半利特別 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	59

備考：各年度末現在。

万円であった。

さきに述べた北支事件公債の発行による実収額と、臨時軍事費特別会計設置以後における右の公債発行実収額とを合計すると、発行総額は九百八十億二千六百万円となり（第五十四表参照。第五十五表はその各年度末現在高を示す）、実収総額は九百五十七億三千四百万円となる。

なおこのほか、公債金収入として受け入れたものに、歳入補塡公債の発行実収額の一部などがある。すなわち昭和十二年度歳入補塡公債発行実収額のうち、一般会計第二予備金から支出した北支事件費を本会計へ移し整理した額の財源相当額一千万円、納税施設法第二十四条第二項による戦争納税貯蓄収入金二百万円および臨時軍事費特別会計所属公債金の大蔵省預金部預金利子八百万円、などが公債金収入として受け入れられたが、この合計は二千百万円である。これをさきの公債発行実収額に加算すると、歳入の公債金収入済額は総計九百五十七億五千五百万円となるわけである。

なお、公債としてはこのほかに、交付公債として、行賞のための賜金国庫債券と戦没者のための特別賜金三分半利公債がある。二十年度末において前者は九億五千四百万円、後者は四億九千五百万円が交付されたが、いずれも交付公債であるから臨時軍事費の歳計とは関係がない。[1]

(1)　戦争関係の交付公債については、第六巻「国債」、四〇〇頁以下を参照。

また、一般会計の歳入補塡公債も、実質的には、一般会計が臨時軍事費特別会計へ巨額の繰入をしたための赤字を補塡するものであって、臨時軍事費と切り離して考えることはできないものであるが、ここではそれ以上にはふれないことにする。

四　繰替借入金

繰替借入金は、大体一時借入金の性質を帯びた特殊の借入金であって、二回おこなわれた。

一つは昭和十九年八月一日に外資金庫[1]から借り入れた十一億五千二百八十二万円である。この借入は、既発行の外貨軍票を南方開発金庫へ引きつぐためにおこなわれたものを外資金庫が承継したもので、償還期限は昭和二十四年八月一日、無利子である。

(1)　外資金庫については、本章第四節のほか、第八章第四節参照。

第五十六表
臨時軍事費公債および借入金収入済額
（単位　百万円）

公債・借入金別	収入済額	予算額
北支事件公債金	395	401
大東亜戦争公債金	95,339	117,889
歳入補塡公債金など	21	10
日本銀行繰替借入金	10,200	—
外資金庫繰替借入金	1,153	—
計	107,107	118,301

第五十七表　臨時軍事費一時借入金
（単位　千円）

年度	借入額
昭和17	221,000
18	—
19	15,030,000
20	28,460,000

備考：大蔵省理財局『国債統計年報』（昭和24年版）による。

もう一つは昭和二十一年二月二十八日、すなわち臨時軍事費特別会計終結の最終日におこなわれた日本銀行からの借入である。借入

額は百二億円、償還期限は二十二年三月三十一日、利子は日歩六厘五毛である。このうち四十九億円は二十一年三月中に償還された。

右の二口の借入金の合計額は、百十三億五千三百万円である。

したがって、公債および繰替借入金の収入額合計は、千七十一億七百万円となる（第五十六表）。

なおこのほか、たとえば繰入未済などのため他会計の資金を一時流用したり、一時借入金をおこなったり（第五十七表参照）したこともあるが、これらについては省略する。

第四節　現地通貨借入金

戦争中におこなわれた臨時軍事費特別会計の政府借入金（一時借入金を除く）は、前節に見た繰替借入金と本節で述べる現地通貨による借入金との二種類がある。このうち、後者が全体の八割近くを占めている。

現地通貨による借入金はいずれも、実質的に軍票と変らない現地円系通貨のための借入金であり、現地における日本金融機関の発券機能を通じての軍需要の充足であって、実質的には、陸軍で言っていたように「外国資源の獲得使用」にほかならない。このほか、繰替借入金のうち外資金庫から借り入れた分は既発外貨軍票を南方開発金庫へ引き継ぐための借入金であるから、前者と同じ性質のものであり、これらを合計すると、四百三十八億三千四百万円が軍票あるいは軍票類似の通貨のためのものである。これは臨時軍事費特別会計の歳入総額千七百三十三億六百万円の二五％、すなわち四分の一を占めている。同じく現地通貨借入金だけの合計では四百二十六億八千二百万円、また借入金総計は五百四十億三千四百万円、これは歳入総額の三一％に当っている。なお公債と借入金の合計は、先にも見たごとく、千四百九十七億八千九百万円となり、歳入総額の八六％を占めている。

臨時軍事費特別会計の決算において、単に「借入金」という科目になっているのは、右の現地通貨による借入金、すなわち、外国において支払う臨時軍事費の財源に充当する借入金だけを指すものである。このような種類の借入金はわが国の財政史においても前例がない。

現地通貨による借入金の借入先は、外資金庫、横浜正金銀行、日本銀行の三金融機関であって、金額はそれぞれ、三百六十八億六千九百万円、四十五億六千二百万円、十二億五千万円である。このうち外資金庫からの借入分は、借入を実行した当時は、朝鮮銀行、横浜正金銀行、南方開発金庫から、それぞれ借入したのであるが、外資金庫の設立にともなって、昭和二十年三月一日付でこれらの三金融機関の有する政府貸上金債権を外資金庫が承継したものである。したがって、初めから外資金庫として政府に貸し上げた政府借入金は存在していない。

現地通貨による借入金は、昭和十八年四月一日に、朝鮮銀行、横浜正金銀行、南方開発金庫の三金融機関からおこなったものから始まり、二十年八月十四日、すなわち終戦の日に、横浜正金銀行からおこなった分まで、通計二百十五回にわたっておこなわれた（第五十八表参照）。このうち中国聯合準備銀行券、中央儲備銀行券、南方

第五十八表　臨時軍事費現地通貨借入金の内訳　（単位　千円）

借入先	借入通貨	借入額	回数
外資金庫	中国聯合準備銀行券	5,130,000	41
	中央儲備銀行券	20,639,142	76
	南方開発金庫券	11,100,000	41
	計	36,869,142	158
横浜正金銀行	仏領印度支那貨	1,161,992	26
	満州国幣	3,400,000	23
	計	4,561,992	49
日本銀行	タイ国貨	1,250,400	38
計		42,681,533	245

開発金庫券による借入は、昭和十八年四月から同二十年二月まで、また、ピアストル貨、バーツ貨による借入は、昭和十九年四月から同二十年八月まで、満州国幣による借入は昭和十九年九月から同二十年八月までの間おこなわれた。

なお、これらの借入金の利子は種類によって大きな差があった。中国の両銀行券は年三分五厘、満州国幣は三分二厘五毛（日歩九厘）、ピアストル貨は二分二厘五毛、南発券は二分、バーツ貨はわずか年五厘であった。

さきに述べたように、これらのものはいずれも軍票ないし軍票類似の現地円系通貨を発行するための借入金であるが、しかしそれら軍票ないし軍票類似の現地円系通貨の発行がすべて現地通貨借入金として処理されたわけではない。とくに聯銀券、儲備券、南発券についての借入金が二十年度に計上されなくなったことからもそれは知られるであろう（後出第五十九表参照）。二十年三月以後はすべて外資金庫への払込金と

第五十九表　現地通貨借入金借入状況　（単位　百万円）

期間	聯銀券	儲備券	南発券	バーツ貨	ピアストル貨	満州国幣	計
昭和18年4～6月	290	315	250	—	—	—	855
7～9	130	414	250	—	—	—	794
10～12	240	1,116	600	—	—	—	1,956
19年1～3	260	882	550	—	—	—	1,692
4～6	860	2,232	850	150	64	—	4,156
7～9	1,150	4,500	1,700	128	119	100	4,697
10～12	1,400	5,780	3,400	139	109	700	11,528
20年1～3	800	5,400	3,500	338	199	600	10,837
4～6	—	—	—	171	310	700	1,181
7～8	—	—	—	325	360	1,300	1,985
計	5,130	20,639	11,100	1,250	1,161	3,400	42,681
昭和18年度	920	2,727	1,650	—	—	—	5,297
昭和19〃	4,210	17,912	9,450	755	491	1,400	34,218
昭和20〃	—	—	—	496	670	2,000	3,166

して処理され、臨時軍事費特別会計からは姿を消してしまったのである（この点くわしくは第八章外資金庫の節を参照）。

以下、地域別に、現地通貨による借入金の額と借入要領を述べよう。

一　中国聯合準備銀行券による借入金

華北についての借入金は中国聯合準備銀行券によっておこなわれ、借入先は朝鮮銀行であった。すなわち、貸上金収入は朝鮮銀行により、中国聯合銀行券をもって日本銀行北京代理店に納入されたのであるが、この貸上に必要な聯銀券資金を、朝鮮銀行は同行と中国聯合準備銀行との間の預け合契約によって調

達したのである。預け合とは、二つの銀行が相互に同額の預金を預け合うのであって、現金の預け入れはなく、単に帳簿上の操作にすぎないものであった。この場合の契約についていえば、朝鮮銀行北京支店では同店における中国聯合準備銀行の日本円預金勘定を、貸方に記入し、また中国聯合準備銀行は右金額に相当する中国聯合準備銀行券を同行における朝鮮銀行北京支店の中国聯合準備銀行券預金勘定に貸方記入するという方法によって、朝鮮銀行は所要の中国聯合準備銀行券資金を調達したのである（契約内容その他については、第六章第二節参照）。

中国聯合準備銀行券をもってする政府の借入金は、昭和十八年四月一日より昭和二十年二月二十四日まで、十八年中九回、十九年中二十八回、二十年中四回、通計四十一回おこなわれ、借入額総計は五十一億三千万円であった。最初のうちは一回の借入額は八千万円程度であったが、十九年春から一億円、同年秋からは一回二億円が基準となった。

朝鮮銀行からの政府貸上の主要条件は左のごとくである。

(1) 表示通貨　日本円建。

(2) 利率　当初より昭和十九年七月末日までは日歩九厘五毛（年利換算三分四厘七毛）、昭和十九年八月一日以降は年三分五厘。

(3) 期間　五ヵ年、ただし期間満了すればこれを更新継続することができる。

(4) 利払　年二回（三月一日および九月一日）日本円をもって支払。

右のようにして中国聯合準備銀行券による借入金は朝鮮銀行からおこなわれたのであるが、その後、外資金庫が設立されるにともない、昭和二十年三月一日付をもって、朝鮮銀行の有する政府貸上金債権は外資金庫によって承継され、これ以後は外資金庫からの政府借入金となって終戦に至ったのである。

なお右の借入金については、戦争中はついに一回も償還せられることがなかった。

二　中央儲備銀行券による借入金

華中、華南についての政府借入金は中央儲備銀行券によっておこなわれ、借入先は横浜正金銀行であった。すなわち、貸上金収入は正金銀行により、中央儲備銀行券をもって日本銀行上海代理店に納入されたのであるが、この貸上に必要な儲備券資金を、正金銀行は同行と中央儲備銀行との間の預け合契約によって調達したのである。すなわち、右の預け合契約にもとづき、正金銀行上海支店では、同店における儲備銀行の日本円預金勘定を貸記し、儲備銀行は右金額に相当する儲備券を同行における正金銀行上海支店の儲備券預金勘定に貸記するという方法によって、正金銀行は所要の中央儲備銀行券資金を調達したのである（契約内容その他については、第六章第二節参照）。

中央儲備銀行券をもってする政府借入金は、昭和十八年四月一日より昭和二十年二月二十六日まで、十八年中二十回、十九年中四十六回、二十年中十回、計七十六回おこなわれ、借入額総計は二百六億三千九百万円であっ

た。これは現地通貨による借入金のうち、最も金額の大きいものである。初めのうちは一回の借入額は七千二百万円であったが、十八年秋から一回ごとの借入額は九千万円（そのほか月一回ないし二回ずつ一億四千四百万円）の借入がおこなわれ、十九年五月からは一回で一億八千万円、同六月からは二億七千万円、同八月からは三億六千万円、同九月からは四億五千万円、同年末からは五億四千万円と一回ごとの基準借入額は増大した。

横浜正金銀行からの政府貸上の主要条件は、華北における朝鮮銀行の場合とほぼ同じく、左の通りであった。

(1) 表示通貨　日本円建。

(2) 利　率　年三分五厘。

(3) 期　間　五ヵ年、ただし期間満了すればこれを更新継続することができる。

(4) 利　払　年二回（三月一日および九月一日）日本円をもって支払。

右のようにして、中央儲備銀行券による借入金は横浜正金銀行からおこなわれたのであるが、その後、外資金庫が設立されるに伴い、昭和二十年三月一日付をもって、横浜正金銀行の有する政府貸上金債権は外資金庫によって承継され、これ以後は外資金庫からの政府借入金となって終戦に至ったのである。

なお、右の借入金については、戦争中ついに一回も償還されなかった。

三　南方開発金庫券による借入金

南方諸地域（インドシナおよびタイ国を除く）についての政府借入金は南方開発金庫券（南発券）によっておこなわれ、借入先は南方開発金庫であった。すなわち、貸上の方式は、南方開発金庫から南方開発金庫券を政府に貸し上げるのであり、貸上金収入は現地日本銀行各代理店に納入された。そして南方開発金庫より政府への貸上資金は、各種の南方開発金庫券の発行によってつくられたのである。

南方開発金庫券をもってする政府借入金は、昭和十八年四月一日より昭和二十年二月二十八日まで、十八年中九回、十九年中二十五回、二十年中七回、計四十一回おこなわれ、借入額総計は百十一億円であった。はじめは一回一億円程度であったが、それが一億五千万円、ついで二億円となり、十九年夏からは一回に三億円、同年末からは一回に五億円ずつの借入がおこなわれ、その間隔も次第に縮まっていった。二十年二月には、一ヵ月で二十億円の借入が実施されたのである。

南方開発金庫からの政府貸上の主要条件は左の通りである。

(1) 表示通貨　日本円建。

(2) 利　率　年二分。

(3) 期　間　五ヵ年、ただし政府の都合により期間前でも償還できる。

(4) 利　払　年二回（三月一日および九月一日）日本円をもって支払。

右のようにして、南方開発金庫券による借入金は南方開発金庫からおこなわれたのであるが、その後、外資金

庫が設立されるに伴い、昭和二十年三月一日付をもって、南方開発金庫の有する政府貸上金債権は外資金庫によって承継され、これ以後は外資金庫からの政府借入金となって終戦に至ったのである。

なお右の借入金についても、戦争中ついに一回の償還もおこなわれなかった。

四　バーツ貨による借入金

タイ国における支払についての借入金はバーツ貨（タイ国銀行券）によっておこなわれ、借入先は日本銀行であった。

日本銀行は国内において軍費支弁資金を政府に貸し上げ、政府は正金銀行を経由してバンコックに国庫送金しこれが日本銀行バンコック代理店に入金される。正金銀行バンコック支店は、バーツ貨資金調達のための日泰間軍費協定にもとづき、日本向円為替をタイ国政府に売却してバーツ貨資金を調達し、これによって日本銀行バンコック代理店の預金の払出に応ずる。右と同時に、正金銀行東京支店から、日本銀行におけるタイ国特別円勘定へ円資金の払込をおこなうのである（この場合の借款契約の内容および特別円勘定の操作については、第六章第二節参照）。

バーツ貨をもってする政府の借入金は、昭和十九年四月十三日から翌二十年七月二十八日までの間、十九年中に二十一回、二十年中に十七回、通計三十八回おこなわれ、借入額の総計は十二億五千万円であった。一回ごとの借入額は不定である。

日本銀行からの政府貸上の主要条件は左のごとくである。

(1)　表示通貨　日本円建。

(2)　利　率　年五厘、ただし日本銀行、タイ国銀行間協定により利率の変更があった場合、または借入金残高がタイ国銀行特別円勘定残高を相当超過するような事情が発生した場合には右利率を調整する。

(3)　期　間　五ヵ年、ただし期間が満了すれば、これを更新継続することができる。

(4)　利　払　年四回（三月、六月、九月および十二月各末日）日本円をもって支払。

なお右の借入金についても、戦争中、ついに償還はおこなわれなかった。

五　ピアストル貨による借入金

インドシナについての借入金はピアストル貨（インドシナ銀行券）によっておこなわれ、借入先は横浜正金銀行であった。

横浜正金銀行は、同行サイゴン支店において、日・仏印間の決済に関する協定にもとづき所要のピアストル貨資金をインドシナ銀行から提供され、これを日本銀行サイゴン代理店に納入し、同時に正金銀行より政府にたい

し右に該当する資金の貸上をおこなったのである。これについて、正金銀行がインドシナ銀行から提供を受けたピアストル貨資金は、インドシナ銀行における正金銀行サイゴン支店の預託金勘定に振り込まれ、正金銀行サイゴン支店は必要に応じてこれを引き出して日本銀行サイゴン代理店に納入するのであるが、前記預託金勘定へピアストル貨資金の振り込まれたとき、正金東京支店はその対価を同店におけるインドシナ銀行サイゴン特別円勘定に払い込むのであった（特別円の操作およびそれについての契約等については、第六章第二節参照）。

ピアストル貨をもってする政府の借入金は、昭和十九年四月五日より昭和二十年八月十四日まで、十九年中十二回、二十年中十四回、通計二十六回おこなわれ、借入額の総計は十一億六千二百万円であった。一回の借入額は不定であったが、初めは大体二、三千万円見当であったが、二十年春から増大し、六月以後一億円から二億五千万円に上った。

横浜正金銀行からの政府貸上の主要条件は左の通りであった。

(1)　表示通貨　日本円建。

(2)　利　率　年二分二厘五毛、ただし日・仏印間銀行協定の利率に変更があった場合、または軍費調達に関してインドシナ銀行よりの当座借越等、現行日・仏印間銀行協定によらない場合は、右利率を調整する。

(3)　期　間　五ヵ年、ただし期間が満了すればこれを更新継続することができる。

(4)　利　払　年二回（三月末日および九月末日）日本円をもって支払。

右のピアストル貨による借入金についても戦争中はついに一回の償還もおこなわれなかった。

六　満州国幣による借入金

東北中国（満州）についての借入金は満州国幣によっておこなわれ、借入先は横浜正金銀行であった。

横浜正金銀行は、同行と満州中央銀行との国庫金支払のための、貸上資金融通に関する契約にもとづき、正金銀行新京支店において満州中央銀行より国庫金支払のための満州国幣資金の借入をおこない、これを政府に貸し上げたのである。貸上金収入は日本銀行新京代理店に納入された（資金融通のための契約その他については、第六章第二節参照）。

満州国幣をもってする政府の借上金は、昭和十九年九月十五日より同二十年八月九日までの間、十九年中八回、二十年中十五回、通計二十三回おこなわれ、借入額の総計は三十四億円であった。一回ごとの借入額は大体一億円、最後の二十年八月九日には一回で十一億円の借入がおこなわれた。

横浜正金銀行からの政府貸上の主要条件は左のとおりであった。

(1)　表示通貨　日本円建。

(2)　利　率　日歩九厘（年利換算三分二厘九毛）。

(3) 期　間　五ヵ年、ただし期間満了すればこれを更新継続することができる。

(4) 利　払　年二回（三月一日および九月一日）日本円をもって支払。

なお、政府は正金銀行にたいし前記条件にしたがって返済をおこない、正金銀行は政府から返済を受けたとき、同日付をもって満州中央銀行にたいする借入金の返済をすることになっていたが、返済はまったくおこなわれなかった。

以上に述べた各種の現地通貨による政府借入金の借入状況を年次的に集計すると、前掲第五十九表のとおりである。

第五節　雑　収　入

歳入のうち、以上に述べたものを除いて、あとに残るのは雑収入である。

雑収入として一括されるものは次の十目である。

一、「弁償及違約金」は、毀損紛失等による弁償金および工事、物件請負契約不履行による違約金を収入したものである。収入済額は百八十五万円であり、納入無資力のため国庫の欠損になった不納欠損額十万円、また整理期間中収入にならず一般会計に繰り越したもの約七百円がある。

二、「懲罰及没収金」は、犯罪による懲罰金および没収金を収入したもので、収入済額は百五十万円である。

三、「物品払下代」は、不用物品の払下代であって、「雑入」および「雑収入」を除けば、収入済額は最も多い。総計千五百七十万円である。

四、「家畜払下代」は、不用牛馬等の払下代を収入したもので、収入済額二百五十万円である。

五、「特別収入」は、拿捕船舶の使用料、鹵獲貨幣および鹵獲品等の払下代等であって、収入済額は八百三十万円である。

六、「貨幣交換差増」は、外国貨幣を基とする国庫金の出納上換算価格の差異から生じた差増金であるが、収入済額はわずか七十五円にすぎない。

七、「小切手支払未済金収入」は、小切手の支払期限が経過したものの資金を収入したもので、収入済額七万円である。

八、「雑入」は、過誤払の返納金等を収入したもので、収入済額は二千六百五十万円である。

九、「建物貸下料」は、官舎および宿舎等の貸下料を収入したもので、収入済額は約十一万円である。

十、「雑収入」は、他の項目にくらべて圧倒的に大きい額となっている。この科目は、昭和十七年度から新たに設けられたものであって、前述した陸海軍関係の「弁償及違約金」、「懲罰及没収金」、「物品払下代」、「家畜払下代」、「特別収入」、「小切手支払未済金収入」、「雑入」、および「建物貸下料」の諸目を統合収入する

第六十表　臨時軍事費雑収入における占領地収入　（単位　千円）

内訳	19年度	20年度
物品払下代	57,398	38,627
鹵獲金払下代	9,131	△ 4,716
拿捕船舶使用料	74	251
鹵獲貨幣	5,274	△ 733
臨時指定物品払下代	750	127
軍需品売払代	56,561	94,325
南方開発石油売払代	208,112	△ 18,843
軍装品及び野戦酒保品売払代	65,000	112,837
特殊用品売払代	—	30,000
原材料売払代	500,000	△ 36,283
予備収入	2,251,379	7,771,879
対南方交流物資売払代	698,154	△ 503,596
現地間交流物資売払代	152,579	6,159,069
支那産材料物品売払代	1,400,646	1,769,406
支那現地取得物資売払代	—	347,000
軍政会計より繰入	△ 300,000	△ 168,734
以上計	2,853,679	7,818,737
雑収入総額	3,263,540	7,842,226
同上に対する％	87.4	99.7

備考：△印は戻入額。

ことにしたものである。同時にこれらのほか、南方開発金庫貸付金の元金の返納および利子収入、受託造修収入金、海上輸送料、軍需品売払代等を収入したものである。収入済額は三十七億九千九百万円、納入無資力のため国庫の欠損となった不納欠損額が四十六万円また整理期間中収入にならず一般会計に繰り越すことになった収入未済額が五億六千万円に上っている。

以上にみたように、雑収入は他の項目に入らない雑多な収入から成っているが、そのうち最大の部分を占めるのは南方占領地関係の収入であって、物品払下代その他敵産処理による軍の現地財政処理が中心となっている。その意味で雑収入は、前節の借入金と合わせて植民地的占領地収入の一部と考えても大過はないであろう。雑収入中における敵産処理その他の占領地収入が占める割合は第六十表にみられるとおりである。

雑収入の総計は三十八億五千六百万円で、歳入総額の約二％を占めている。

第五章　戦費支出とその内容

第一節　支出総額

一　支出と支払

戦費支出額といっても、どの範囲までを含めるかによって相当ちがった額が出てくるのは当然である。ここでは臨時軍事費特別会計だけをとり、他の戦費は一応除外するとしても（他の経費については第八章を参照）、同会計の数字のどこをとるかをきめるにも、いろいろ厄介な問題が含まれている。特にめんどうなのは、支出と支払との関係である。

すでに述べたように、臨時軍事費成立予算額と同予備費、それに北支事件費として成立した予算のうち臨時軍事費特別会計に移し整理した額を含め、さらに二種類の予算決定後増加額を加えたものが歳出予定額であるが、このうち（ただし議会の承諾を受けていないで勅裁済になっている例もあるが[1]）上奏裁可を経たもの（支出勅裁済額）が支出に向けられるわけである。

(1)　本書第二章第四節参照。

次に支出の方法についても前に述べたが、「支出」は会計法上でも広義と狭義の二種類の意味に使われている。支出機関は命令機関（支出官）と現金の支払機関（国庫）とに分けられるが、前者の命令事務を狭義の支出といい、後者の現金支払事務を支払といい、両者を含めて広義の支出（払渡）という。ここでは支出の意味を狭義に使用する。

すなわち、国務大臣（支出官）が支出勅裁済額のうち（ただし科目によっては勅裁済額を越えた場合もあるが）、その所管の定額を支出する場合、現金の交付に代えて日本銀行を支払人とする小切手（政府小切手）を振り出すこと（会計法十五条）が、ここでいう「支出」である。臨時軍事費の場合についていえば、陸軍省、海軍省、軍需省の支出官が振り出した小切手、および外資金庫ができてからは、外資金庫資金を受け入れた資金前渡官吏が、その預託金について振り出した小切手の記載金総額が支出額（a）となる。

右のように振り出された小切手がその受取人によって日本銀行に呈示され、受取人に支払がおこなわれ、予算から引き落した金額、および外資金庫資金から資金前渡官吏の預託金に受け入れられ当該資金前渡官吏が振り出した小切手が、その受取人から日本銀行に呈示され、当該預託金から引き落した金額、これが臨時軍事費の支払額（国庫の支払額）であるが、これを日本銀行の統計では支出額とよんでいる。したがって前に述べた支出官の支出額（a）と区別して、便宜上これを日本銀行支出額（b）とよぶことにする。右の二種類の支出額は、支出官が小切手を振り出して、しかもその小切手を受取人が日本銀行に呈示せず、未払になっている額が生ずるから両者の間に差異が生ずるのである。

次に、右のようにして呈示された小切手にたいし日本銀行が支払に応じた金額（前記の支出額b）のうち、現金として引き渡されず、各地資金前渡官吏の預託金として預入されたままで支払未済額とみなされるものを控除した金額が、現金支払額（c）とよばれる。これと先の支払額（b）とでは、後者の中の支払未済の預託金残額と特殊決済額などのために差異が生ずる。

最後に、日本銀行の窓口から現金で支払われた額（前記c）のうち、出納官吏がその現金を現実に民間にたい

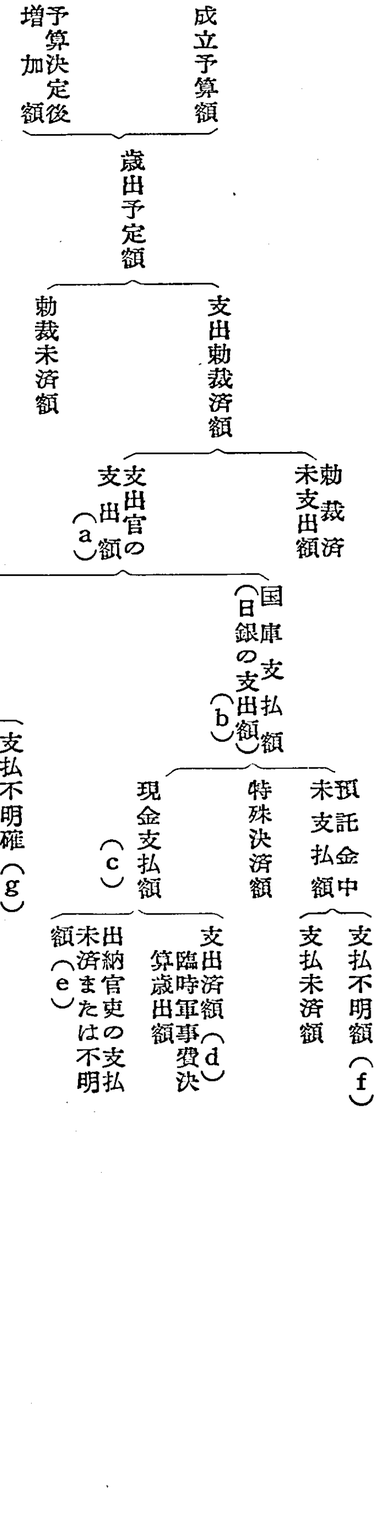

第一節　支出総額　一九五

して支払をすませていない場合、あるいは期日までに支払が判明しない場合などを除いたものが、支出済額(d)であって、これが臨時軍事費の決算にあらわれた歳出額である。この中には、支払証明のないものも含まれている。しかし、実際の統計においては、支出と支払の区別は必ずしも明確とはいえない。以上の関連を表示すれば右のごとくである。

二　支出総額

前項で検討した内容にしたがって臨時軍事費の支出総額をみると次の通りである。

歳出決算額となった支出済額(前出d)は千五百五十三億九千七百万円である。これを歳出予定額二千二百二十一億二千九百万円にくらべると、六百六十七億三千百万円を減少している。

右の支出済額に政府借入金による特殊決済額を加えると、千六百五十四億一千四百万円となる。

また、昭和二十一年勅令第百十号第三条第二項による控除額、すなわち、昭和二十一年六月一日以後に支出または支払の判明した金額(この金額は臨時軍事費特別会計の歳出から除外され、その判明した年度の一般会計の歳出に組入れて整理された)は、二十一年度二百十五億八千六百万円、二十二年度百六十五億六千九百万円、計三百八十一億五千五百万円である。これと支出済額(d)を合計すると、現金支払額(c)は千九百三十五億五千二百万円となる。

以上の三項目を合計すると、実際支払額は総計二千三十五億六千九百万円となる。歳出予定額から右の額を差し引くと、百八十五億六千万円の残額となるわけである。

また、日本銀行調によると、国庫の支払額すなわち日本銀行の支出額(b)は、二十一年五月末現在で、千九百十七億六千二百万円である。このうち、二十年度が四百三十五億九千五百万円、うち終戦の八月以降の支出が二百六億六千八百万円となっている。

右の戦費実際支払額を敗戦の年の総人口で割ってみると、一人当りの戦費は二千八百二十七円となる。今日の物価に換算して大ざっぱにいえば一人当り二十八万円ということになる。また、開戦から終戦までの月数九十八ヵ月で割ってみると、一ヵ月当りの戦費は平均約二十億円に当っている。

次に臨時軍事費特別会計の実際支払額を同時期の一般会計の歳出総額と比較してみると、昭和十二年度から二十年度までの一般会計歳出は累計約八百六十七億円であるから、その二・三倍以上の計算になるわけである。

国庫資金収支の面からいえば、昭和十二年七月から同二十年八月までの政府一般当座預金の対民間支出額は累計二千四百七十億円、同じく対民間資金撒布超過額九百七十一億円にたいして、臨時軍事費の対民間支出総額は千百五十七億円である。[1)]

(1)　日本銀行統計局『戦時中金融統計要覧』昭和二十二年刊による。

以下、戦費の支出額および支出内容を種々の観点から詳細に見てゆくことにしよう。

第二節　支出の年度別・所管別・地域別分類

一　年度別支出額

まず各年度の臨時軍事費支出済額を、それぞれの年度の歳出予定額および支出勅裁済額と対照させながら、その時期的変化を示すと第六十一表のとおりである。

これによると臨時軍事費の各年度内の支出済額は、北支事件勃発の年、昭和十二年度に約二十億円であったが、十三年度、十四年度は四十八億円、十五年度には五十七億円と、次第に増加したが、太平洋戦争に突入した十六年度には一挙に九十五億円に上り、翌十七年度にはさらに倍増して百八十八億円、十八年度には二百九十八億円と激増をつづけ、十九年度には一年間に七百三十五億円の支出額に達したのである。すなわち七年間に三十七倍近くに膨脹した。これを歳出予定額および支出勅裁済額と比較してみると、十三年度までは勅裁済額の範囲でおさまっているが、十四年度、十五年度に勅裁済額をも予定額をも越え出し、十七年度から十九年度にかけては大幅にそれを超過してしまったことがわかる。なお、二十年度の支出済額が、月数を考慮に入れても少ないのは、後にのべるように、外資金庫による肩代りその他、計理上の操作で決算額がへらされたためである。

第六十一表　臨時軍事費年度別支出済額　（単位　百万円）

年度別	歳出予定額	支出勅裁済額	歳出支出済額	政府特殊借入金決済額	支出済額合計
昭和12	2,540	2,540	2,034	—	2,034
13	4,850	4,848	4,795	—	4,795
14	4,605	4,585	4,844	—	4,844
15	5,460	5,458	5,722	—	5,722
16	11,673	10,495	9,487	—	9,487
17	18,000	18,183	18,753	—	18,753
18	27,000	27,677	29,818	—	29,818
19	63,000	63,308	73,493	—	73,493
20	85,000	68,472	6,448	10,016	16,465
合　計	222,128	205,566	154,394	10,016	165,413

次に、戦費支出済額を一日当りに割ってみると（第六十二表参照）、十二年度は一日当り一千百万円、それ以後次第にふえて、十六年度になると二千五百万円、十七年度五千百万円、十八年度八千二百万円となり、十九年度には実に二億円を越えるに至った。これは一分間に十四万円、一秒一秒ごとに二千三百三十円の戦費が支出されたことを意味

第六十二表　一日当り戦費の増大　（単位　千円）

年　度	戦費総額	一日当
昭和12	2,034,298	11,428
13	4,795,394	13,138
14	4,844,296	13,270
15	5,722,541	15,404
16	9,487,023	25,448
17	18,753,149	51,378
18	29,818,451	81,694
19	73,493,554	201,352
20	16,465,123	112,811
合　計	165,413,829	57,624

する。[1] 八年間の平均一日当り戦費支出額は五千八百万円であった。

(1) この数字も決して戦費総額についての計算ではなく、決算上の支出済額の数字にすぎないことに注意すべきである。支出済額以外にどれほど大きな戦費が使われたかについてはのちに述べる。

また支出済額を人口一人当りに換算してみると（第六十三表参照）、十二年度が二十八円、それ以後増大していって、十六年度には百二十八円、十七年度二百四十九円、十八年度三百八十九円、十九年度には千円を越している。いうまでもなくこれは兵士一人当りの数字ではなく、生れたばかりの赤子まで含めた日本全人口についてのそれぞれ一年ごとのしかも当時の物価での数字である。

右に見たように、戦費支出額は十二年度以降次第に増加テンポを速めて、十九年度に最高に達したのであるが、それ以後終戦前後にも相当の支出がおこなわれた。月別の数字は決算には出てこないので、日本銀行調の数字をとってみると第六十四表のとおりである。年間数字は決算の数字とほんのわずかちがっているが、たいしたことはない。ただ二十年度の数字には両者

第六十三表　人口一人当り戦費の増大

年度	戦費総額	人口	一人当戦費
	千円	人	円
昭和12	2,034,298	71,252,800	28
13	4,795,394	72,222,700	66
14	4,844,296	72,875,800	66
15	5,722,541	73,114,308	78
16	9,487,023	74,067,100	128
17	18,753,149	75,114,400	249
18	29,818,451	76,464,000	389
19	73,493,554	73,456,141	1,001
20	16,465,123	71,996,477	228

第六十四表　臨時軍事費所管別支出額（日本銀行調）　（単位 百万円）

年度	陸軍省	海軍省	軍需省	大蔵省	合計
昭和12.7～13.3	1,652	343	—	—	1,995
13 年度	3,994	823	—	—	4,817
14 〃	3,739	1,100	—	—	4,840
15 〃	4,184	1,540	—	—	17,375
16 〃	6,309	3,049	—	—	9,358
17 〃	10,434	8,194	—	—	18,628
18 〃	15,674	13,633	289	—	29,596
19 〃	45,606	19,870	8,535	370	74,381
20 〃	18,604	18,141	6,246	604	43,595
20 年 4 月	4,001	2,907	689	—	7,597
5 〃	1,138	789	783	—	2,710
6 〃	2,868	1,614	2,150	1	6,633
7 〃	3,783	1,931	594	—	6,308
8 〃	5,553	1,971	2,210	—	9,734
9 〃	1,602	2,919	40	—	4,561
10 〃	△ 279	2,400	△ 1	—	2,120
11 〃	77	1,943	△ 29	—	1,990
12 〃	△ 209	1,485	△ 56	603	1,823
21 年 1 月	375	36	△ 38	0	373
2 〃	129	31	△ 94	0	66
3 〃	△ 434	5	△ 2	0	△ 431
4 〃	△ 308	△ 501	△ 5	0	△ 814
5 〃	△ 210	△ 36	△ 1	0	△ 247
6 〃	△ 226	△ 219	363	0	△ 82
7 〃	—	2	—	0	△ 2
合計	109,452	65,825	15,427	974	191,678

備考：△印は戻入額。

第六十五表　国庫歳出における臨時軍事費歳出の地位　（単位 百万円）

年度	一般会計	特別会計	臨時軍事費特別会計（A）	合計	重複控除額	差引純計（B）	$\frac{A}{B}\times100$
昭和12	2,709	8,402	2,034	13,145	1,915	11,230	18・1
13	3,288	11,729	4,795	19,812	1,892	17,920	26・8
14	4,494	14,390	4,844	23,728	11,521	12,207	39・7
15	5,860	17,408	5,722	28,990	13,376	15,614	36・6
16	8,134	27,717	9,487	45,338	22,848	22,490	42・2
17	8,276	35,554	18,753	62,583	30,614	31,969	58・7
18	12,552	50,621	29,818	92,991	45,548	47,443	62・9
19（予算）	21,838	78,852	63,000	163,690	68,076	95,614	65・9
20（予算）	29,157	105,858	85,000	220,015	96,399	123,616	68・7
19	19,872	64,914	73,493	158,279	…	…	…
20	21,496	78,355	6,448	106,299	…	…	…

第六十六表　政府一般当座預金対民間支払額中の臨時軍事費支出

（単位　千円）

年度	臨時軍事費	その他	計
昭和12年7～12月	954,299	3,763,474	4,717,703
13. 1～12	3,615,753	9,301,446	12,917,199
14. 1～12	4,421,291	10,455,982	14,877,273
15. 1～12	5,530,561	11,499,920	17,030,481
16. 1～12	7,137,072	15,921,373	23,058,445
17. 1～12	14,065,366	16,975,846	31,041,212
18. 1～12	21,260,798	17,882,141	39,142,939
19. 1～12	34,769,943	24,974,625	59,744,568
20. 1～8	23,823,497	20,687,884	44,511,381

の間に相当のひらきがあるが、これは、決算の場合に臨時軍事費支出済額から種々の形式で控除されてしまった金額が大きいからである。

この統計によると、二十年の八月、すなわち終戦の月の一ヵ月だけで百億円近い支出があり、その翌月にも四十六億円の支出があったことが知られる。

最後に、各年度の国庫歳出統計における臨時軍事費特別会計歳出の地位（第六十五表）および政府一般当座預金[1]の対民間支出の中における臨時軍事費支出の地位（第六十六表）を表示しておく。

(1)　政府一般当座預金とは、政府当座預金を一般預金と預金部預金とに区分した場合における前者を指す。預金部預金は大蔵省預金部特別会計、預金部資金勘定、預金部利子支払資金勘定、預金部未整理勘定の当座預金合計であり、一般預金はその他のすべての会計および勘定の当座預金の合計である。昭和十八年五月以降当座預金支出には特定通貨当座預金の支出を含まない。

二　所管別・官庁別支出額

臨時軍事費の所管は、当初から昭和十七年度までは陸軍省と海軍省の二省であったが、十八年度からこれに軍需省が加わり、さらに十九年度からは大蔵省が加わって結局四省の所管となった。

各所管別に支出額を見ると（第六十七表）、まず支出済額においては、陸軍省所管七百五十六億三千六百万円、海軍省所管六百三十三億五千八百万円、軍需省百五十四億二千七百万円、大蔵省所管九億七千六百万円、合計千

第六十七表　臨時軍事費所管別勅裁額および支出済額　（単位　千円）

所管	陸軍省	海軍省	軍需省	大蔵省	計
勅裁済額	113,389,979	71,284,737	18,918,530	977,000	205,570,246
支出済額	75,636,046	63,358,329	15,426,655	976,189	155,397,218
差引勅裁済残額	37,753,933	8,926,409	3,491,875	811	50,173,028
政府特殊借入金による決済額	1,430,096	4,610,878	3,975,579	—	10,016,553
昭和21年勅令第110号第3条による控除額	35,908,232	2,246,980	—	—	38,155,212
再差引額	415,605	2,068,550	△483,704	811	2,484,966
実際支出額	112,974,374	70,216,187	19,402,234	976,189	203,568,983

備考：軍需省の再差引額が赤字になったのは，陸海軍両省で締結した予算外契約を同省がひきついで政府特殊借入金で決済したためである。

五百五十三億九千七百万円である。これを百分比にしてみると、陸軍省四八・六％、海軍省四〇・八％、軍需省九・九％、大蔵省〇・六％となる。

次に支出済額のほか、政府特殊借入決済額および昭和二十一年勅令第百十号第三条による控除額を加算して実際支出額を出してみると、陸軍省所管千百二十九億七千四百万円、海軍省所管七百二億一千六百万円、軍需省所管百九十四億二百万円、大蔵省所管九億七千六百万円、合計二千三十五億六千八百万円となる。これを百分比にすれば、陸軍省五五・五％、海軍省三四・五％、軍需省九・五％、大蔵省〇・五％となる。

陸軍省関係戦費の支出状況は左の通りである（単位　百万円）

1　予算総額……一三四、五四二
2　軍需省への移管額……九、八〇〇
3　差引純予算額……一二四、七四二
4　支出勅裁済額……一一三、三九〇
5　勅裁未済額……一一、三五二
6　支出済額……七五、六三六
7　政府特殊借入金決裁額……一、四三〇
8　昭和二十一年勅令第百十号第三条による整理額……三五、九〇八
(1)　昭和二十一年度決算歳出額……一九、七六〇
(2)　昭和二十二年度決算歳出額……一六、一四八
9　実際支出額（6+7+8）……一一二、九七四
10　不用額（3—9）……一一、七六八

海軍省関係の戦費の支出状況は左のとおりである（単位　百万円）。

1　予算総額……八五、七四九
2　軍需省への移管額……八、六〇〇
3　差引純予算額……七七、一四九
4　支出勅裁済額……七二、二八五
5　勅裁未済額……四、八六四

6　支出済額……六三、三五八
7　政府特殊借入金決裁額……四、六一一
(1)　船舶全損補給額……一、一三〇
(2)　軍需品決済額……三、四八一
8　昭和二十一年勅令第百十号第三条による整理額……二、二四七
(1)　昭和二十一年度決算歳出額……一、八二六
(2)　昭和二十二年度決算歳出額……四二一
9　実際支出額（6+7+8）……七〇、二一六
10　不用額（3−9）……六、九三三

所管各省別支出済額の年度別変遷を表示すれば第六十八表のとおりである。

次に、陸軍および海軍における諸官庁および支出先別の支出状況を見ることにしよう。陸軍においては、関東軍その他各地に支出官を置かず、支出は陸軍東京経理部に集中し、支出官である東京経理部長から各地の出納官吏に前渡資金を交付していたが、海軍においては、内地、外地、戦地等（ただし海外を除く）にそれぞれ支出官があって、臨時軍事費の支出にあたっていたのである。したがって、陸軍の諸官庁は預託官庁であるが、海軍の諸官庁は支出官庁である（くわしくは第三章第三節参照）。次に、昭和十二年末までの陸軍・海軍における主要な官庁および支出先別に支出額をみると左のごとくであった。

第六十八表　臨時軍事費所管別・年度別支出済額　（単位　千円）

年度	陸軍省	海軍省	軍需省	大蔵省
昭和12	1,658,848	375,450	—	—
13	3,993,496	801,899	—	—
14	3,736,551	1,107,745	—	—
15	4,190,735	1,531,807	—	—
16	6,381,950	3,105,074	—	—
17	10,367,998	8,385,152	—	—
18	15,764,339	13,770,068	284,044	—
19	45,510,692	19,078,837	8,533,780	370,245
20	△ 15,968,563	15,202,295	6,608,831	605,944
特殊決済	1,430,096	4,610,878	3,975,579	—
合計	77,066,142	67,969,205	19,402,234	976,189

1　陸軍
(1)　各部隊……四〇九、一一九
内地部隊（各師団）……一八二、九〇一
在鮮部隊（朝鮮軍第十九、二十師団）…三五、〇七九
在台部隊（台湾軍）……五、四四六
在満部隊（関東軍）……五四、八四九
出征部隊（天津、北京、上海）…一三〇、八四四
（註）内地、朝鮮、台湾、満州部隊への支出は主として事変地出征に要する経費。
(2)　兵器関係諸官庁……二三九、六八四
陸軍造兵廠及各地支廠…一六四、四五一
陸軍兵器本廠及各地支廠…四二、八五一
陸軍航空本廠……三二、三八二

(3) 被服、糧秣、糧食関係官庁その他……一五三、二六七
陸軍被服本廠及各地支廠……四四、八九一
千住製絨所……七、〇一八
陸軍糧秣本廠及各地支廠……四五、七四三
米穀局……一三、一二五
陸軍運輸部（広島）……一九、三一六
（註）陸軍運輸部の支払は橋梁材、帆布、テント、救命具、通信用具等出征部隊の応急軍需品代であり、傭船料を含まない。傭船料は臨時陸軍東京経理部から支払っている。
衛生材料廠……五、五三〇
参謀本部及陸軍省（機密費）……四、〇〇〇
臨時陸軍東京経理部（軍票払出額）……三、六二五
その他の官庁及各地出納官吏……一〇、〇一九
うち各地鉄道局……一、二八五
専売局……九八二
(4) 海外……三四、七五六
イタリア……二三、〇九八
オーストラリア……七、四五〇
アメリカ……四、二〇八
(5) 出征将士留守宅給……四、八二〇
(6) 民間への直払……一八六、七四〇
当地払（東京）……一一五、一三六
各地送金……七一、六〇四
計……一、〇二八、三八六

2 海軍

(1) 海軍省経理局及各地経理部……六七、七四四
海軍省経理局……三、五八七
横須賀海軍経理部……二〇、六九二
佐世保〃〃……二二、九九三
呉〃〃……一三、五九四
新舞鶴〃〃……四、〇七八
広〃〃……二、八〇〇

（註）いずれも大部分は民間へ支払われる。

(2) 兵器、火薬関係官庁その他……九、九〇〇
　海軍火薬廠……四、七九四
　陸軍造兵廠……二四三
　海軍次官（機密費）……四、〇〇〇
　その他の官庁……八六三

(3) 事変地その他……七、〇二九
　上海……四、五五八
　その他……二、四七一

(4) 海外……三九、九九一
　ドイツ……二〇、二二一
　アメリカ……一三、六三六
　イギリス……五、二〇一
　フランス……九二八
　イタリア……五

(5) 民間への直払……六五、六〇〇
　当地払（東京）……六〇、〇二九
　各地送金……五、五七一

計……一九〇、二六四

北支事変の勃発直後、昭和十二年七月十二日から、十七年六月三十日までの五年間における陸海軍の官庁別お

第六十九表のI　臨時軍事費官庁別支出及支払額

（単位　千円）

I　陸軍	支出額	現金支払額
陸軍東京経理部	295,558	227,904
東部軍経理部	46,640	44,406
陸軍省及参謀本部	55,942	55,942
食糧管理局	179,817	179,817
陸軍航空本部	283,061	267,064
〃　航空本廠	1,374,274	1,354,426
〃　兵器本部	2,144,178	2,062,060
〃　造兵廠	3,168,507	2,924,310
〃　衛生材料廠	184,084	182,244
獣医資材廠	18,329	17,935
陸軍糧秣本廠	549,066	543,666
〃　需品本廠	112,194	110,317
軍馬補充部本部	33,273	33,187
陸軍被服本廠（王子）	874,952	838,655
〃　製絨廠（〃）	173,015	167,738
大阪陸軍被服支廠	246,032	241,286
大阪糧秣支廠	59,832	57,598
陸軍運輸部（広島）	508,935	473,933
広島陸軍被服支廠	111,526	109,237
広島糧秣支廠	56,495	49,295
近衛師団	128,425	126,141
第一師団（東京）	102,812	101,951
二　師（仙台）	92,457	89,977
三　〃（名古屋）	173,201	170,035
四　〃（大阪）	134,045	128,189
五　〃（広島）	137,771	137,900
六　〃（熊本）	95,707	93,305
七　〃（旭川）	129,537	123,459
八　〃（弘前）	85,612	84,825
九　〃（金沢）	80,414	78,672
十　〃（姫路）	85,794	85,206
十一　〃（善通寺）	82,214	82,034
十二　〃（久留米）	140,764	134,716

第六十九表のII　臨時軍事費官庁別支出及支払額

（単位　千円）

第十四師団（宇都宮）	88,779	87,359
第十六師団（京都）	85,337	85,309
朝鮮軍及二十師（京城羅南）	518,599	508,983
台湾軍（屏東を含む）	194,371	193,878
関東軍（新京）	2,519,753	2,247,391
南京および上海	1,142,459	1,132,304
その他中国	2,468,416	2,056,829
各地民間	908,654	907,673
海外	291,363	291,363
合計	21,980,262	20,701,618
II　海軍		
海軍次官	61,760	61,760
海軍省経理局	196,220	193,049
海軍燃料廠	78,500	74,394
〃　火薬廠	137,042	131,335
陸軍兵器本部および造兵廠	32,578	32,578
その他の官庁	51,858	51,858
民間払会社，個人	3,422,058	3,422,058
横須賀経理部	1,138,433	1,133,087
横浜，平塚，木更津，土浦	11,207	10,207
新舞鶴経理部（京都）	162,569	155,972
呉経理部（広島）	776,343	764,318
佐世保経理部（門司）	502,421	498,134
福岡	167,123	160,603
小樽，秋田，名古屋，福島，大阪	89,219	82,074
各地官庁	2,426	2,426
その他各地民間	260,584	260,584
台湾，京城	107,156	90,660
上海	260,689	238,260
支那方面艦隊	42,398	42,398
中国	194,643	98,529
海外	309,801	309,801
合計	8,005,028	7,814,085
総計	29,985,290	28,515,703

および支払先別の支出額および現金支払額は第六十九表、海軍の終戦までの支出官別支出済額は第七十表のとおりである。

なお、開戦直後八月末日までの陸軍の支払先別支出の明細表を示せば第七十一表のごとくである。

第七十表　海軍臨時軍事費支出官別支出済額

（単位　千円）

区分	計	区分	計
経理局	31,805,139	一衣	942,227
横須賀	7,450,527	二〃	62,600
呉	4,924,157	三〃	54,604
佐世保	3,095,597	一火	56,900
舞鶴	1,871,998	二〃	32,396
大湊	747,329	三〃	39,630
大阪	503,300	一燃	88,874
鎮海	633,114	二〃	196,538
高雄	525,735	三〃	173,404
一経	3,840,847	四〃	31,684
海南	278,287	五〃	8,343
旅順	2,732	六〃	138,781
霞ケ浦	219,026	一航	18,407
名古屋	170,268	二〃	25,475
別府	47,157	十一〃	62,041
札幌	72,895	十二〃	74,584
鹿児島	83,290	二十一〃	467,970
水路部	55,626	二十二〃	41,925
技術研究所	393,755	三十一〃	41,146
二枝	285,969	四十一〃	38,927
広	242,318	六十一〃	123,448
豊川	1,137,756	八	3,462
光	344,993	南	496
相模	232,104	高	125
沼津	109,169	刑	5,158
鈴鹿	136,286	四経	223,216
川棚	176,399	愛	127
多賀城	105,044	樺	103
津	72,758	仙	20,129
高座	75,142	松	2,956
療品廠	45,404	京城	3,495
		計	63,358

備考：昭和12～20年度合計。

三　地域別支出額

次に、臨時軍事費の支出をその支払地域別に分類し、戦費がどこでどのくらい使われたか、をみることにしよう。

昭和二十年十月二十五日現在調で、臨時軍事費支出済総額を地域別に分けると第七十二表のとおりであって、

第七十一表　開戦直後の支払先別陸軍北支事件費支出及支払額　（単位　千円）

陸軍	7月12日	第一次動員（7.15時間前扱）	第二次動員（7.27時間前扱）	第三次動員（8.16）	第四次動員（8.24, 25, 26）	その他小口（7.20～8.31）	支出額計	内現金支払額
近衛	—	1,019	898	103	805	259	3,087	2,364
一師	—	2,747	772	2,651	2,145	345	8,660	5,621
参謀本部	—	—	—	—	95	1,010	1,105	1,105
陸軍省	—	—	—	—	—	200	200	200
航空兵団	—	102	—	—	—	—	102	102
個人払その他	—	—	—	—	—	1,300	1,300	1,300
第二師団仙台	—	—	1,036	21	1,706	66	2,829	1,500
第三〃名古屋	—	497	3,980	4,706	1,987	640	11,810	7,830
第四〃大阪	—	127	5,516	795	1,712	201	8,351	6,650
第五〃広島	5	78	4,421	192	829	768	6,293	4,595
陸軍運輸部	300	—	—	1,000	—	1,055	2,355	2,200
第六師団熊本	—	—	4,826	—	1,375	5	6,206	4,930
第七〃旭川	—	—	1,235	308	305	—	1,848	1,200
第八〃弘前	—	180	734	367	3,381	52	4,714	1,400
第九〃金沢	—	—	1,177	423	5,200	—	6,800	1,150
第十〃姫路	—	202	4,747	965	114	5	6,033	4,850
第十一〃善通寺	—	6	83	5,200	1,478	5	6,772	3,776
第十二〃久留米	—	540	4,664	640	2,706	—	8,550	5,977
第十四〃宇都宮	—	671	144	4,420	1,386	159	6,780	2,900
第十六〃伏見	—	14	1,450	130	6,254	—	7,648	5,500
朝鮮軍及第二十師団 京城	1,000	428	1,496	1,135	3,000	319	7,378	5,300
上海	—	—	—	500	—	—	500	500
羅南	—	—	—	—	—	312	312	312
天津	500	250	—	6,005	6,560	4,500	17,815	11,570
その他	—	—	—	—	732	1,900	2,632	2,632
合計	1,805	6,861	37,179	29,561	41,573	13,101	130,080	85,464

第七十二表　臨時軍事費地域別支出済額　（単位　千円）

	陸軍省	海軍省	軍需省	大蔵省	計	%
内地	50,790,600	50,003,676	15,710,476	973,649	117,478,401	60.3
朝鮮	2,489,181	519,995	574	—	3,009,750	1.5
台湾	1,504,705	1,125,220	—	—	2,629,925	1.4
「満州」	9,416,196	10,552	—	—	9,426,748	4.8
中国	33,349,918	10,526,261	—	—	43,876,179	22.5
南方計	14,851,243	3,523,911	—	—	18,375,154	9.5
泰	1,003,392	346,920	—	—	1,350,312	—
仏印	158,928	280,863	—	—	439,791	—
その他	13,688,922	2,896,127	—	—	16,585,049	—
合計	112,401,845	65,709,618	15,711,050	973,649	194,796,162	100.0

備考：昭和20年10月25日現在。

内地が千百七十四億七千八百万円で圧倒的に多く、これについで中国が五百三十三億三百万円（うち満州九十四億二千七百万円）、南方が百八十三億七千五百万円、朝鮮が三十億一千万円、台湾が二十六億三千万円、合計千九百四十七億九千六百万円である。百分比でみると、内地六〇・三％、中国二七・三％（うち満州四・八％）、南方九・五％、朝鮮一・五％、台湾一・四％となっている。すなわち、内地と植民地とで六二％、占領地が三七％ということになる。太平洋戦争における中国の占める地位の大きさを知ることができるであろう。ただし、南方への支払額には外貨軍票による支払額が含まれていないことに注意する必要がある。

なお、この支出地域別支出額は支払地域別支出額と同じではない。たとえば、関東軍宛の支出は支出地域別では満州の支出となっているが、実際は事変地で使用するために送金されるものが多いからである。一例として昭和十二年中におけ

る支出地別統計と支払地別統計を対照してみれば第七十三表のとおりである。

支出地域別支出総額を陸軍と海軍とで比較してみると、内地では陸海軍ほぼ同額、台湾でも大した差はないが、朝鮮では陸軍は海軍の五倍弱、中国では四倍強（「満州」を除けば三倍強、「満州」では九百四十倍）、南方でも陸軍は海軍の四倍の戦費を使っていることがわかる。海軍の方が多いのは南方の中でも仏印だけである。

次にこの地域別支出済額についてその年度別変

第七十三表　臨時軍事費の支出地別および支払地別使用額（昭和12年中）

（単位　千円）

		陸軍	海軍	計
内地	支出	776,592	134,807	911,399
	支払	605,884	128,643	734,527
朝鮮	支出	35,079	0	35,079
	支払	33,333	0	33,333
台湾	支出	5,446	58	5,504
	支払	5,446	158	5,605
「満州」	支出	54,849	1,670	56,519
	支払	471	1,948	2,419
事変地	支出	121,664	13,738	135,402
	支払	145,958	12,986	158,926
海外	支出	34,756	39,991	74,747
	支払	34,756	39,991	74,747
合計	支出	1,028,386	190,264	1,218,650
	支払	825,848	183,708	1,009,556

備考：日本銀行資料による。

第七十四表　臨時軍事費地域別年度別支出済額

（単位　千円）

地域別＼年度別	昭和12	13	14	15	16	17	18	19	20 4—6月	20 7月	20 8月	20 9月	20 10月	合計
内地	1,654,763	3,120,533	3,598,427	4,440,773	6,562,124	14,074,360	20,030,541	30,027,699	15,086,124	4,576,353	9,923,671	3,027,289	1,149,597	117,478,401
朝鮮	51,769	65,742	68,960	40,627	222,759	239,427	230,560	605,298	540,698	202,661	639,574	51,668	—	3,009,750
台湾	11,861	28,507	30,300	49,152	119,768	148,123	280,319	557,948	559,175	110,084	230,354	504,327	—	2,629,925
「満州」	87,869	295,656	409,644	369,666	1,199,683	1,405,833	1,661,802	2,294,446	611,302	500,013	600,000	27	140	9,426,748
中国	228,030	598,947	736,958	772,095	1,061,827	1,511,813	4,301,637	27,827,558	5,376,213	806,712	653,747	585	47	43,876,179
南方	2	7	5	224	320,857	1,373,587	3,328,347	12,165,842	390,047	754,436	56,221	30,627	5,353	18,375,154
泰	2	7	5	205	165	31,601	25,638	763,849	129,237	323,722	976	25,000	—	1,350,312
仏印	—	—	—	—	4,365	37,897	83,674	283,780	30,074	—	—	—	—	439,791
その他	—	—	—	19	16,584	385,000	664,931	11,118,310	180,735	830,713	55,245	50,627	5,353	16,585,049
計	2,034,297	4,795,394	4,844,295	5,722,541	9,487,022	18,753,148	29,833,211	73,485,020	22,491,963	6,950,263	12,103,569	3,564,062	1,144,430	194,796,162

遷をみると（第七十四表）、内地の占める割合は全年度を通じて最も大きいが、戦費支出が最大であった十九年度には内地の地位は相対的に低下し、内地の支出済額三百億円にたいして、中国三百一億円（うち満州二十三億円）、南方百二十二億円であり、中国と南方を合わせると四百二十三億円となって、内地あるいは内地と旧植民地の合計額よりもはるかに大きくなっていることが知られる。十五年度から十六年度にかけては、内地と中国との増加率が他にくらべるとそれほどではないのにたいして、総額では少ないが朝鮮と台湾と「満州」の増加率が顕著であり（朝鮮五倍強、台湾二倍強、「満州」四倍）、とくに南方は一挙に千五百倍になっている。これは明らかに太平洋戦争への準備とみられる。これにたいして、太平洋戦争勃発前後の十六年度から十七年度にかけての増加率では、なんといっても南方が極めて顕著（四倍半）なのは当然でもあろうが、同時に内地も二倍以上に増加している。

右の表をさらに陸軍省、海軍省、軍需省、大蔵省の四省の所管別に分けて示すと、第七十五表のようになる。陸軍においては、総額千百二十四億円のうち、内地は五百八億円（四五％）、中国が四百二十八億円（三八％、うち満州八％）、南方が百四十九億円（一二％）である。このうち、十八年度から十九年度にかけて中国（とくに満州を除いた）の増加率が著しく、八倍以上になっており、南方も四倍になった。このため、十九年度の陸軍総額四百五十五億円のうち、内地の百二億円（二二％）にたいして、中国は二百四十三億円（五三％）、南方は百三億円（二三％）、両者を合わせた占領地総額は三百四十六億円（七六％）に上っている。

第七十五表のA　地域別臨時軍事費支出済額（陸軍省所管）　（単位　千円）

	地域別	昭和12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
陸軍省所管	内地	1,300,448	3,043,666	2,534,527	2,988,047	3,780,628
	朝鮮	51,769	65,651	68,225	83,669	209,339
	台湾	11,861	28,506	30,244	37,974	63,728
	「満州」	87,842	295,573	409,631	368,568	1,198,007
	中国	206,926	560,098	693,923	712,474	830,505
	南方	—	—	—	—	299,741
	泰	—	—	—	—	…
	仏印	—	—	—	—	…
	その他	—	—	—	—	…
	計	1,658,848	3,993,495	3,736,550	4,190,734	6,381,949

	地域別	17年度	18年度	19年度	20年度 4—6月
陸軍省所管	内地	6,653,248	8,611,394	10,198,144	3,821,925
	朝鮮	209,426	178,951	442,395	472,855
	台湾	57,748	120,236	293,148	500,205
	「満州」	1,405,552	1,661,397	2,287,859	610,933
	中国	1,122,932	2,638,255	21,987,822	4,596,809
	南方	919,089	2,554,104	10,301,321	197,782
	泰	…	…	603,385	133,234
	仏印	…	…	158,928	—
	その他	…	…	9,539,006	64,548
	計	10,367,997	15,764,339	45,510,692	10,128,511

	地域別	20年度 7月	8月	9月	10月	合計
陸軍省所管	内地	2,630,789	4,555,591	943,822	△208,633	50,790,600
	朝鮮	50,317	605,112	51,468	—	2,489,181
	台湾	—	160,000	201,052	—	1,504,705
	「満州」	500,000	600,000	△ 27	140	9,416,196
	中国	—	—	169	—	33,349,918
	南方	589,664	6,890	22,705	5,353	14,851,243
	泰	241,771	—	25,000	—	1,003,392
	仏印	—	—	—	—	158,928
	その他	347,892	6,890	△47,705	5,353	13,688,922
	計	3,770,771	5,927,593	1,173,780	△203,419	112,401,845

備考：…印は不明，—印は皆無，△印は戻入額。

第七十五表のB　地域別臨時軍事費支出済額（海軍省所管）（単位　千円）

	地域別	昭和12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
海軍省所管	内地	354,315	762,867	1,063,900	1,452,726	2,781,496
	朝鮮	—	91	735	6,958	13,420
	台湾	—	1	56	11,178	56,040
	「満州」	27	83	13	1,098	1,676
	中国	21,104	38,849	43,035	59,621	231,322
	南方	2	7	5	224	21,116
	泰	2	7	5	205	165
	仏印	—	—	—	—	4,365
	その他	—	—	—	19	16,584
	計	375,449	801,899	1,107,745	1,531,807	3,105,073

	地域別	17年度	18年度	19年度	20年度 4—6月
海軍省所管	内地	7,421,112	11,129,838	10,931,232	7,644,194
	朝鮮	30,001	51,490	162,587	67,721
	台湾	90,375	160,083	264,800	58,970
	「満州」	281	405	6,587	369
	中国	388,881	1,663,382	5,839,736	779,404
	南方	454,498	774,243	1,864,521	192,265
	泰	31,601	25,638	160,364	46,003
	仏印	37,897	83,674	124,852	30,074
	その他	385,000	664,931	1,579,304	116,187
	計	8,385,151	13,779,444	19,069,461	8,742,925

	地域別	20年度 7月	8月	9月	10月	合計
海軍省所管	内地	1,445,584	2,947,293	1,324,086	745,028	50,003,676
	朝鮮	152,327	34,462	200	—	519,995
	台湾	110,084	70,354	303,275	—	1,125,220
	「満州」	13	—	—	—	10,552
	中国	806,712	653,747	416	47	10,526,261
	南方	164,772	49,331	2,922	—	3,523,911
	泰	81,951	976	—	—	346,920
	仏印	—	—	—	—	280,863
	その他	82,821	48,355	2,922	—	2,896,127
	計	2,679,494	3,755,189	1,630,901	745,075	65,709,618

第七十五表のC　地域別臨時軍事費支出済額（軍需省所管）（単位　千円）

	地域別	昭和18年度	19年度	20年度 4—6月	20年度 7月
軍需省所管	内地	289,309	8,528,079	3,620,405	499,980
	朝鮮	119	316	122	17
	計	289,428	8,528,395	3,620,527	499,998

	地域別	20年度 8月	9月	10月	合計
軍需省所管	内地	2,420,787	155,976	195,936	15,710,476
	朝鮮	—	—	—	574
	計	2,420,787	155,976	195,936	15,711,050

第七十五表のD　地域別臨時軍事費支出済額（大蔵省所管）（単位　千円）

	地域別	昭19年度	20年度 4—6月	7月	8月	9月	10月	合計
大蔵省所管	内地	370,244	—	—	—	603,405	—	973,649
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	計	370,244	—	—	—	603,405	—	973,649

海軍は、総額六百五十七億円のうち、内地が五百億円（七六％）で圧倒的地位を占め、これについで中国の百五億円（一六％）、南方が三十五億円（五％）である。年度別では、終始内地が圧倒的比重を占め、その比重のいちばん低くなった十九年度でも過半を占めていた。そして内地だけの支払については、十七年度から十九年度ま

第七十六表　臨時軍事費地域別支出額　（単位 百万円）

	昭和15年	16年	17年	18年	19年	20年 4～10月
合　計……	5,723	9,487	18,753	30,787	75,052	47,412
陸軍省……	4,191	6,383	10,368	15,764	45,511	20,868
海軍省……	1,532	3,104	8,385	13,779	19,069	17,553
軍需省……	—	—	—	1,244	10,472	(2) 8,993
日本本土……	4,441	6,562	14,074	20,984	31,601	34,842
陸軍省……	2,988	3,781	6,653	8,611	10,198	11,743
海軍省……	1,453	2,781	7,421	11,129	10,931	14,106
軍需省……	—	—	—	1,244	10,472	8,993
海　外……	1,282	2,925	4,679	9,803	43,450	12,572
陸軍省……	1,203	2,602	3,715	7,153	35,313	9,125
海軍省……	79	323	964	2,650	8,137	3,447
朝　鮮……	91	222	239	230	605	1,433
陸軍省……	84	209	209	179	442	1,179
海軍省……	7	13	30	51	163	254
台　湾……	49	120	148	280	557	1,403
陸軍省……	38	64	58	120	293	861
海軍省……	11	56	90	160	264	542
満　州……	370	1,200	1,405	1,661	2,295	1,711
陸軍省……	369	1,198	1,405	1,661	2,288	1,711
海軍省……	1	2	—	—	7	—
中　国……	772	1,062	1,512	4,301	27,828	6,837
陸軍省……	712	831	1,123	2,638	21,988	4,597
海軍省……	60	231	389	1,663	5,840	2,240
南方地域……	—	321	1,373	3,328	12,166	1,186
陸軍省……	—	300	919	2,554	10,301	777
海軍省……	—	21	454	774	1,865	409
軍解散手当(1)…	1	2	2	2	3	2,583
陸軍省……	—	—	—	—	—	1,134
海軍省……	1	2	2	2	3	1,449
純戦費……						
日本本土……	4,440	6,560	14,072	20,982	31,598	32,259
合　計……	5,722	9,485	18,751	30,785	75,049	44,829

備考：アメリカ戦略爆撃調査団発表数字。

第七十七表　臨時軍事費海外払内訳　（単位 千円）

支払先別	昭12年7月～14年	15年	16年	17年	計
北　米	156,352	39,824	21,213	—	217,289
中南米	3,000	3,000	7,516	36	13,552
ドイツ	64,473	17,430	14,624	100,855	197,382
イタリア	52,990	1,939	118	14,084	69,131
イギリス	12,216	547	34	—	12,797
フランス	4,600	44	—	20	4,664
オーストラリア	32,721	2,000	—	—	34,721
仏　印	—	6,274	40,120	79,203	125,597
タイ	—	—	21,857	76,282	98,139
その他	98	398	123	3,625	4,244
合　計	326,350	71,456	105,605	274,105	777,516

で陸軍よりも海軍の方が多いことが注目される。

軍需省の百五十七億円と大蔵省の十億円は、その全部あるいはほとんど全部が内地払である。

なおアメリカ合衆国戦略爆撃調査団は、昭和十五年四月から二十年十月までの日本の戦費支出を十五年基準の物価で換算し、地域別分類表を発表している。[1] この統計は換算方法や資料の点で問題があるが、参考のために掲げておこう（第七十六表）。

(1) V. S. Strategic Bombing Survey—Pacific War Report No. 53. The Effects of Strategic Bombing on Japan's War Economy, Dec. 1946.

最後に臨時軍事費の海外払（送金による海外支払）について みると（第七十七表参照）、十七年末までの支払総額七億七千八百万円のうち、支払先国別で首位にあるのは一見意外のようにみえるが、アメリカ合衆国であって、アメリカへの支払額

第七十八表　臨時軍事費支払目的別海外払　（単位　千円）

物資購入	425,998	（陸軍 153,692	海軍 272,306）
パネー号賠償費	7,618	（海軍）	
仏印及泰駐屯費	68,251	（陸軍）	
その他	1,544	（陸軍 613	海軍 931）
計	503,411	（陸軍 222,556	海軍 280,855）

備考：日銀資料による。

第七十九表　臨時軍事費海外払物資購入支出額　（単位　千円）

	12年7月以降	13年中	14年中	15年中	16年中	合計
兵器	52,885	81,122	4,881	33,162	16,549	225,644
重油	14,271	39,673	50,429	26,717	26,543	157,633
羊毛	7,450	17,818	12,453	5,000	0	42,721
合計	74,606	138,613	104,763	64,879	43,137	425,998

備考：日銀資料による。

は二億一千七百万円、すなわち総額の二八％を占め、これについでドイツの一億九千七百万円、イタリアの六千九百万円等であった。別に仏印は一億二千六百万円、タイは九千八百万円となっている。このうち、ドイツは主として航空機その他兵器および機械類、イタリアは主として航空機関係の購入費、アメリカとイギリスは主として油代、オーストラリアは羊毛購入費である。昭和十六年末までの支払目的別海外払は第七十八表のごとくであり、そのうち物資購入にあてられたものの内訳は第七十九表のとおりである。

なお右の海外払には、南方地域における外貨軍票支払額が含まれていないことに注意する必要がある。

第三節　支出の使途別分類とその内容

一　概　観

戦費が、どのような使途に、どれだけ使われたかを知ることは容易でない。一応科目別に区分されている臨時軍事費支出済額をとってみても、予算科目の区分が実際上どのくらい厳格に実施されたかに問題があるばかりでなく、科目そのものの明確さにも疑問の点がある。しかし、いちばん困るのは、所管各省（とくに陸軍省と海軍省との間）によって科目の構成が著しく異なっていて、集計上に難点が多いことである。たとえば、費目のうち最も重要な物件費について、陸軍省所管経費の支出済額では何の区分もされておらず、一本のままである。これは予算が勅裁を経た際の科目では十六項目に区分されていたのであるが（それもどのくらい正確なものであるかには疑問がある）、支出済額にはこの区別がない。これにたいして海軍省所管経費では、すべての経費が五十二の目節に分けられて、いわば小項目主義になっている。軍需省所管経費は比較的わかりやすい科目別編成になっているが、なんとしてもそれは総額の中で占める割合が低い。したがって、臨時軍事費の支出総額を使途別に分類するためには、あらためて各省経費を内容にしたがって区分し直して統計をとらなければならない。このような作業は、厳密にはとうてい不可能に近いであろうが、それでも大局的観察には非常に有益であろう。そこで以下、各

省所管の支出済額を大きく、(1)物件費、(2)人件費、(3)諸支出金、(4)研究費、(5)機密費、(6)南方軍政関係費、(7)借入金利子、(8)その他、の八項目に分類してみた。主要な費目は(1)から(7)までの分類のどれかに入れることができる。この分類のそれぞれに含めた各省所管経費の科目は左のとおりである（数字は科目番号、傍点は一億円以上の支出があったものを示す）。

(1)物件費　陸軍省所管――（二）物件費（支出勅裁済額の場合にはこれが次のものに分けられていた。需品費、郵便電信費、糧秣費、被服費、兵器費、燃料費、馬匹費、演習費、患者費、運輸費、築造費、接待費、雑費、軍用鳩諸費、軍用犬諸費、救恤及宣撫費、以上）。（一四）幼年学校自費生諸費、（二四）土地建造物利用費、（二五）地図製造費。

海軍省所管――（三）庁費、（五）衣糧費、（六）演習費、（七）患者費、（八）軍港要港費、（九）艦営費、（一〇）水路費、（一一）教育諸費、（一二）造船造兵及修理費、（一四）受託造修費、（一五）営繕費、（一六）船舶費、（一七）接待費、（二三）船舶応急処理費、（二七）船舶建造諸費、（三〇）気象費、（三一）運輸費、（三三）海軍火薬廠据置運転資本臨時補足、（三四）海軍燃料廠据置運転資本臨時補足、（四一）艦艇製造費、（四二）雑費、（五一）呉市水道費特別補助。

軍需省所管――（二）物件費（次のように区分されている。庁費、食料費、兵器費、施設費、接待費、雑費）。

(2)人件費　陸軍省所管――（一）人件費（支出勅裁済額の場合にはこれが次のものに分けられていた。俸給、旅費、俸給、諸手当、以上）、（八）臨時家族手当、（二六）在勤俸其他臨時増給。

海軍省所管――（一）俸給、（二）賞与、（四）雑給及雑費、（一九）臨時家族手当、（二〇）戦時特別給与品費、（二一）共済組合給与金、（三六）勤続手当。

軍需省所管――（一）人件費、（四）諸支出金のうちの、共済組合給与金、応召職員給与補塡金。

(3)諸支出金　陸軍省所管――（四）一時賜金、（七）支那事件行賞諸費、（二〇）行賞諸費、（五）靖国神社臨時祭寄附金、（六）帝国在郷軍人会補助金。

海軍省所管――（二二）補助金、（二九）行賞諸費、（三二）諸支出金、（四三）一時賜金、（四四）扶助金、（五〇）支那事件行賞諸費。

軍需省所管――（四）諸支出金のうち、死亡賜金。

(4)研究費　陸軍省所管――（一六）研究費。

海軍省所管――（一三）研究費。

(5)機密費　陸軍省所管――（二）機密費。

海軍省所管――（一八）機密費。

軍需省所管――（二）機密費。

(6)南方軍政関係費　陸軍省所管――（一一）軍政費、（一二）物資特別購入諸費、（一三）南方開発金庫貸付金。
海軍省所管――（二四）物資特別購入諸費、（二五）占領地民政諸費、（三五）南方開発金庫貸付金。

(7)借入金利子　大蔵省所管――（一）借入金利子。

(8)その他　陸軍省所管――（九）召集諸費、（一〇）俘虜収容費、（一七）亡失金、その他。
海軍省所管――（三七）終戦処理費、（三八）聯合軍押収金、（四七）亡失金、その他。

右のように項目毎に集計して推算すると、臨時軍事費の使途別支出済額は第八十表のとおりである。これによると、支出済総額（特殊決済額を含む）千六百五十四億円のうち、物件費千三百八十億円、人件費百五十四億円、諸支出金二十三億円、研究費七億円、機密費九億円、南方軍政関係費六十五億円、借入金利子十億円、その他五億円である。百分比でいえば、物件費八四%、人件費九%、諸支出金一%、軍政関係費四%、その他は一%以下である。

同じ表によって所管別にみると、物件費のうち陸軍省六百九億円、海軍省五百七十八億円、軍需省百九十四億円であり、人件費では陸軍省九十五億円にたいして海軍省六十億円、研究費では陸軍省五億円にたいして海軍省三億円、機密費では陸軍省八億円にたいして海軍省一億円、軍政関係費では陸軍省四十八億円にたいして海軍省十六億円、といずれも陸軍の方が相当多いが、諸支出金だけは陸軍省三億円にたいして海軍省は二十億円と逆にはるかに陸軍を凌駕している。

次に、右の使途別支出額の年度別変遷を集計すると第八十一表となる。これによると、物件費は、昭和十二年度に十六億円であったが、十三年度から四十億円を、十五年度には五十億円をそれぞれ越え、十六年度に七十七億円、十七年度には倍増して百四十九億円、十八年度二百二十六億円、十九年度三百七十三億円、二十年度には四百五億円となっている。二十年度には、支出済額は前年の四分の一以下に減少しているのに、物件費については三十億円以上もふえているのである。これは終戦時の大量民間支払に基づくものである。

人件費については、十五年度までは四億円から六億円台であったのが、十六年度に一挙に十七億円を越え、十七年度三十三億円、十八年度六十三億円、十九年度には五倍以上に飛躍して

第八十表　臨時軍事費使途別所管別支出済額　（単位　千円）

	陸軍省	海軍省	軍需省	大蔵省	計	%
物件費	60,874,807	57,790,907	19,384,181	—	138,049,895	83.6
人件費	9,477,265	5,951,833	17,327	—	15,446,425	9.3
諸支出金	331,100	1,966,567	6	—	2,297,674	1.4
研究費	463,167	281,516	—	—	744,681	0.5
機密費	755,630	130,527	720	—	886,877	0.5
軍政関係費	4,844,995	1,635,115	—	—	6,480,110	3.9
借入金利子	—	—	—	976,189	976,189	0.6
その他	319,178	212,742	—	—	531,920	0.3
合計	77,066,142	67,969,207	19,402,234	976,189	165,413,771	100.0

第八十一表　臨時軍事費使途別年度別支出済額　（単位 百万円）

13	14	15	16	17	18	19	20	計
4,145	4,138	5,212	7,671	14,870	22,645	37,265	40,515	138,050
509	653	453	1,715	3,280	6,257	32,124	△29,954	15,446
84	17	19	20	45	64	58	1,973	2,298
—	—	—	—	105	152	193	295	745
51	30	34	70	72	81	145	379	886
—	—	—	4	361	574	3,242	2,297	6,480
—	—	—	—	—	—	370	606	976
4,795	4,844	5,723	9,487	18,753	29,818	73,494	16,465	165,414

第八十二表　海軍臨時軍事費支出における物件費と人件費　（単位 千円）

年度	臨軍総額	%	物件費	%	人件費	%	その他	%
昭和12	375,450	100.0	312,631	83.3	25,075	6.7	37,744	10.0
13	801,899	100.0	660,949	82.4	47,413	5.9	93,537	11.7
14	1,107,745	100.0	953,681	86.1	67,135	6.1	86,929	7.8
15	1,531,807	100.0	1,354,939	88.5	80,505	5.3	96,364	6.2
16	3,104,894	100.0	2,573,214	82.9	189,546	6.1	342,134	11.0
17	8,385,152	100.0	7,202,757	85.9	494,376	5.9	688,017	8.2
18	13,770,068	100.0	11,833,000	85.9	714,364	5.2	1,222,702	8.9
19	19,078,837	100.0	14,292,308	74.9	1,320,343	6.9	3,466,185	18.2
20	15,202,296	100.0	9,860,556	64.9	2,871,136	18.9	2,470,605	16.2
合計	63,358,148	100.0	49,044,035	77.4	5,809,893	9.2	8,504,217	13.4

年度	12
物件費	1,587
人件費	408
諸支出金	10
研究費	—
機密費	26
軍政関係費	—
借入金利子	—
合計	2,034

三百二十億円支払われ、二十年度には逆に三百億円近くマイナス勘定になった。これは同年陸軍において巨額の控除額および戻入額が生じたためである。

南方軍政関係費は十六年度から計上されたが、十九年度に三十二億円、二十年度に二十三億円の支出がみられた。しかし軍政関係の経費については、のちにくわしく見るように、現地通貨による支払その他、臨時軍事費の決算に載らない莫大な支出があるのであるから、この統計に出ている関係費は実際の軍政関係経費の一部にすぎない。

その他、研究費、機密費、借入金利子など、いずれも終戦に近づくにつれて大きく増加しているが、とくに諸支出金の二十年度における激増ぶりには驚ろかされる。これは、もっぱら海軍の「諸支出金」の激増によるものである。この諸支出金の中には、離現役手当、転免役賜金、死亡賜金、死傷手当、死亡手当、賠償金、埋葬料、収容費、扶助金、貨幣交換差減金、償還金、諸払戻金などが含まれている。

海軍の臨時軍事費支出済額のうち物件費の占める割合は第八十二表のごとくである。陸軍について同種の公表されたものは不明であるが、陸軍省が十八年度までの物件費と人件費の割合を予算について作成したものがある（第八十三表参照）。これは支出額ではなく、予算計画額であるが、大体の傾向は知られるであろう。

また先にも引用したアメリカ合衆国戦略爆撃調査団の推計した使途別戦費の統計をここでも参考のために紹介

第八十三表　陸軍臨時軍事費予算における物件費の地位　（単位　千円）

年度	臨軍総額	%	物件費	%	人件費	%	その他	%
昭和12	2,021,019	100	1,812,297	89.7	169,679	8.4	38,642	1.9
13	3,687,000	100	3,293,469	89.3	345,659	9.4	47,871	1.3
14	3,643,000	100	3,256,035	89.4	352,306	9.9	26,658	0.7
15	3,613,000	100	3,126,434	86.5	451,097	12.5	35,467	1.0
16	7,391,690	100	6,571,200	88.9	741,761	10.0	78,727	1.1
17	8,983,330	100	7,266,832	80.9	1,095,002	12.2	621,495	6.9
18	18,802,453	100	14,436,192	76.8	2,012,256	10.7	2,354,005	12.5
合計	48,141,492	100	39,762,459	82.6	5,167,760	10.7	3,202,865	6.7

備考：予算計画額。物件費中には輸送費を含まず。

第八十四表　臨時軍事費使途別支出額　（単位　百万円）

	昭和15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年 4～11	合計
戦費総計	5,732	9,485	18,741	30,785	75,048	44,831	184,622
内地＊	4,740	6,950	14,852	21,786	33,448	33,297	115,073
俸給・旅費・衣料費	1,167	1,330	2,145	2,745	5,410	4,581	17,378
兵器弾薬費	2,685	3,822	8,368	13,501	19,190	15,534	63,100
その他	898	1,798	4,329	5,540	8,848	13,182	34,595
海外	982	2,535	3,899	8,999	41,600	10,634	68,649
旅費衣糧費	500	697	956	1,384	13,925	1,489**	18,951
兵器弾薬費	119	272	1,166	1,414	5,911	4,998**	13,880
その他	363	1,566	1,777	6,201	21,764	4,147**	35,818

備考：アメリカ戦略爆撃調査団の推定による。＊印は軍人の俸給は所在場所にかかわらず内地に含めてある。**印は原表は未詳となっているため，仮に内地の分の比率を乗じて鈴木教授が算出したもの（鈴木武雄『現代日本財政史』上巻）。

してておく（第八十四表）。

次に、物件費と人件費の支払割合が支払地域別にみてどうなっているか、を知ることは困難であるが、日本銀行が昭和十七年末までの現金支払額に基づいておこなった推計[1]では第八十五表のようになっている。

第八十五表　臨時軍事費使途別地域別支払額割合

		内地	外地	中国	海外	計
		%				
I	物件費	67	2	11	2	82
	人件費	7	1	6	—	14
	輸送費	3	—	1	—	4
	計	77	3	18	2	100
II	物件費	87	63	61	87	82
	人件費及輸送費	13	37	39	13	18
	計	100	100	100	100	100
		百万円				
III	物件費	25,187	636	4,111	679	30,613
	人件費	2,622	373	2,423	98	5,516
	輸送費	1,054	—	171	—	1,225
	計	28,863	1,009	6,705	777	37,354

備考：Iは総額を100とした比率。IIはそれぞれの地域別総計を100とした比率。IIIはI IIの推算の基礎となった17年末までの現金支払額（単位百万円）。輸送費は主として傭船料。日本銀行推計。

要するに、使途別にみると、物件費が戦費の八割以上を占めていたことは確実である。これは機械化の進んだ近代戦にとって当然のことであるが、同時にそれは、日本軍の兵俸給の低さからくる人件費の低下によっていっそう強められていた（後述）。もちろん内地にくらべて外地や事変地においては物件費の比重はやや低くなっている。しかし、事変地においても、当初は物件費の比率は一割以下であり[2]、中国でも戦費の大部分が人件費にあてられ、軍の必需物資は大半が内地で購入の上現地に送られていたのであるが、その後治安の回復、経済建設、輸送の困難などに伴っ

第八十六表　戦地における物件費と人件費　（単位　千円）

暦年中	物件費	%	人件費及輸送費	%
昭和12	30,245	19	131,100	81
13	303,409	44	377,800	56
14	632,876	65	340,500	35
15	809,039	70	338,347	30
16	906,103	61	570,312	39
計	2,681,672	60	1,758,059	40

第八十七表　明治以降の各戦費における使途別支出割合

	西南役	日清戦争	北清事変	日露戦争	太平洋戦争
陸軍運輸費	21.70	15.60	10.13	15.28	3.84
海軍運輸費	0.12	0.56	0.90	1.24	1.04
小計	21.82	16.16	11.03	16.32	4.88
陸軍衣糧費	17.10	21.12	15.72	27.22	11.78
海軍衣糧費	0.12	0.71	2.33	0.81	2.87
小計	17.22	21.83	18.05	28.03	14.65
陸軍兵器弾薬費	12.60	5.86	14.02	11.47	13.76
海軍兵器弾薬費	0.46	4.48	0.01	3.13	19.70
小計	13.06	10.34	14.03	14.60	33.46
陸軍人件費	40.70	17.72	7.25	9.16	5.75
海軍人件費	0.62	1.43	2.73	1.07	3.58
小計	41.32	19.15	9.98	10.23	9.33
陸軍馬匹費	—	3.38	4.24	1.43	0.49
海軍艦営費	0.31	1.96	9.86	6.58	2.21
小計	0.31	5.34	14.10	8.01	2.70
総計（その他共）	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

て、現地の調弁割合は次第に増大した（第八十六表参照）。戦争後半期にはいわゆる現地自活の方針がとられたので、現地調弁の割合はますます増大した。

最後に、今までの戦争の場合との比較のために、西南役、日清戦争、北清事変、日露戦争および太平洋戦争における戦費の使途別割合を示せば第八十七表のようになる。[3] 近代戦の大規模化とともに兵器弾薬費の割合が著しく大きくなり、このために他の経費の比重が多かれ少なかれ低下していることが一見してわかるであろう。その最も極端なものは陸軍馬匹費であり、今次の戦争においては、馬のほかに軍用鳩および軍用犬の経費を加算しても総額の一%にも達しなかったのである。

(1) 日本銀行国庫局「自昭和十二年七月至昭和十七年十二月、臨時軍事費特別会計収支状況」昭和十八年四月。
(2) 日本銀行国庫局「昭和十二年中に於ける臨時軍事費会計概況」昭和十三年一月。
(3) 日露戦争までの計数は、カーネギー財団の報告書 G. Ono: War and Armament Expenditures of Japan, 1922. p. 117.
右の日本文原稿大内兵衛『戦役費及軍備費ノ統計的沿革並ニ其経済上ニ及セル影響』による。

二　物件費および輸送費

戦費支出の八割以上は物件費であるが、その物件費の中心をなすのは兵器のための支出である。昭和十七年度までの陸軍関係の臨時軍事費予算における物件費の内訳をみると（第八十八表参照）、地上兵器と航空兵器を合わせ

第八十八表　陸軍の臨時軍事費予算における主要物件費の内訳　（単位　千円）

年度	臨軍総額	物件費	地上兵器	航空兵器	被服	糧秣	需品
昭12	2,021,019	1,812,698	651,273	238,215	194,043	138,811	84,461
13	3,687,000	3,293,469	1,855,344	356,209	277,486	237,907	74,084
14	3,643,000	3,256,035	1,166,332	469,307	287,735	367,574	100,603
15	3,613,000	3,126,435	1,015,453	500,193	313,796	389,968	121,409
16	7,391,690	6,571,201	1,988,631	886,128	556,252	836,226	254,502
17	8,983,330	7,266,832	1,633,215	1,709,953	409,408	929,095	220,493
18	18,802,453	14,436,192	3,139,198	3,400,895	921,053	1,607,005	357,558

備考：旧陸軍部内資料による。

第八十九表　海軍臨時軍事費物件費支出済額　（単位　千円）

	衣糧費	造船造兵及修理費	受託及特殊造修費	艦艇製造費	営繕費
昭和12	14,412	261,412	—	—	8,458
13	23,495	492,200	815	—	90,843
14	27,149	735,034	1,094	—	141,180
15	43,714	950,567	69	—	303,083
16	103,490	1,732,445	6	—	602,362
17	283,594	4,739,003	6,527	889,289	1,130,852
18	559,228	7,637,343	36,306	1,467,486	1,947,778
19	2,735,925	7,576,601	77,520	△ 452	3,588,605
20	947,099	* 8,335,673	16,048	△ 142,824	3,908,158
計	4,738,106	32,460,278	138,385	2,213,500	11,721,320

備考：＊ 印は政府特殊借入金による決済を含む。
受託および特殊造修費は陸軍または部外よりの船舶修理その他に要した費額。
営繕費は施設の建築修理等（飛行場，兵舎，要塞，築港等あらゆる土建工事を含む）直轄および請負を含む。

て兵器費総額は物件費の丁度半分を占めていることがわかる。十七年度以降、この割合はもっと大きくなっている。またその中で、航空兵器の比重は地上兵器を凌駕するに至った。海軍関係の物件費の中の生産関係支出済額は第八十九表のとおりである。

海軍の物件費支出済額の内訳は第九十表のごとく、海軍艦政本部経費（艦艇および地上兵器）と海軍航空本部経費（航空機および航空機用兵器）を合わせると支出済総額の五一％を占めている。艦政本部によって建造された各艦艇は、戦艦以下小艦艇を含めて総計千二百三十六隻、百十三万トンであった。また航空本部によって整備された飛行機数は、各機種を合わせ新装四万一千余機であった（第九十一表参照）。なお昭和十九年軍需省設置にともない、飛行機関係の諸経費中その大部分は軍需省で実施された。次に、施設費は、工廠、

第九十表　海軍臨時軍事費物件費の内訳　（単位　千円）

艦攻本部経費	19,164,433	30%
航空本部　〃	13,331,506	21
戦時施設費	10,491,728	17
被服糧秣費	4,738,106	8
燃料費	1,318,447	2
船舶補償その他	9,794,038	15

備考：第二復員局資料による。

第九十一表　海軍臨時軍事費兵器関係費　（単位　億円）

	船舶関係		飛行機関係	
年度別	勅裁額	支払額	勅裁額	支払額
昭和12	1.2	0.9	2.4	1.7
13	3.3	2.2	4.2	2.8
14	1.9	2.3	4.3	5.1
15	1.3	2.4	3.9	7.1
16	9.6	8.4	10.1	8.9
17	33.2	33.2	27.8	23.1
18	27.7	52.5	40.6	38.5
19	53.4	41.6	43.4	29.1
20	68.2	43.1	26.0	17.0

航空隊、防備基地施設、学校等の施設に使用されたが、このうち内地で設備した施設は、新設工作庁三十一、航空隊八十七、防備および基地施設百五十五、海兵団十三、学校十九、病院十一であった。燃料費は、消費した液体燃料千二百万キロリットルの経費である。[1] なお、物件費中の艦営費（三十六億円）は艦隊のための燃料および需品費、船舶費（十四億円）は主として傭船料、雑費（四億円）は家屋借料、舟車馬類傭賃等である。

(1) 復員庁第二復員局経理部作成、第九十二回帝国議会臨時軍事費決算説明資料による。

軍需省の支出額のうち大部分は航空機の生産に使われたが、支出済総額中に占める兵器費の割合は第九十二表のとおりである。

第九十二表　軍需省臨時軍事費兵器費支出済額

（単位　千円）

年　度	支出済総額	兵　器　費	%
昭和18	284,044	283,087	99.6
19	8,533,780	8,386,389	98.3
20	10,584,441	9,326,825	88.1
計	19,402,234	17,996,301	92.7

以上にみたように、物件費の根幹をなすのは兵器費である。兵器費によって生産される兵器は、その種類が多いが、陸軍関係では、航空機、航空機部品、地上銃器（小銃、軽機関銃、擲弾筒、銃剣等）、航空武器（航空機用機関銃等）、火砲（各種大砲類）、地上弾薬、航空弾薬（弾丸および爆弾）、火薬、戦車、装軌車輛、自動車輛（乗用車、トラック）、光学兵器、電波・通信器材、海運器材（発動艇その他舟艇）、主要器材（火焔発射機、探照燈、測量用器材、土建用器材等）などがあり、海軍関係では、艦艇、航空機、同部品、砲熕兵器（大砲、爆弾、火薬等）、水雷兵器（魚雷、機雷、発射管等）、電気兵器（有線、無線通信機、電波探知機等）、光学兵器（潜望鏡、照準器、測距儀等）、航海兵器（羅針儀、測程儀等）などに分類される。

陸軍の兵器費によって生産された主要兵器の生産実績の金額と数量は第九十三表および第九十四表のとおりである。満州事変以降に生産された陸軍兵器の総額百二十億円のうち、日華事変以前（昭和六年から十一年まで）に作られたものが四・八%、日華事変中（十二年から十六年まで）に作られたものが五五・六%であって、十六年以降に過半が生産されている。

海軍の兵器費によって生産された艦艇および飛行機の生産実績は第九十五表および第九十六表のとおりである。満州事変以降に生産された艦艇の総価額七十七億円のうち、日華事変以前（昭和六年から十一年まで）のものが六%、日華事変中（十二年から十六年まで）のものが二四%、太平洋戦争中（十六年から二十年まで）のものが七〇%であって、十六年以降に作られたものが全体の七割を占めている。[1]

(1) 戦時中の海軍の建艦計画は左のとおりである。
昭和十二年度、第三次補充計画（③計画）、計七十三隻、一般会計。
昭和十四年度、軍備充実計画（④計画）、計九十五隻、一般会計および臨時軍事費特別会計。
昭和十五年度、追加計画（臨計画）、計六十一隻、一般会計および臨時軍事費。
昭和十六年度、戦時建造計画（急および追計画）、計三百二十六隻、臨時軍事費。
昭和十七年度、軍備充実計画（⑤計画）、計百五十九隻、一般会計、次の改⑤計画に変更。

第九十三表　陸軍主要兵器生産実績

（単位　千円）

	昭 12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
地上銃器	10,624	33,512	52,680	80,670	110,453	135,334	186,950	193,937	55,532	859,692
航空武器	2,088	3,066	5,491	8,520	21,259	62,530	182,260	211,627	87,703	584,544
大砲	23,840	24,151	40,982	69,705	97,417	124,115	159,770	135,037	29,512	704,529
地上弾薬	117,621	421,574	550,038	659,859	435,233	570,156	566,645	463,567	96,506	3,881,199
航空弾薬	25,652	76,456	35,234	48,703	75,444	126,826	204,490	305,339	80,261	978,405
火薬	28,663	74,249	69,699	76,534	81,481	72,743	71,980	82,215	21,892	579,456
戦車装軌車輛	25,283	34,498	66,069	132,973	243,039	295,792	198,568	160,688	43,974	1,200,884
自動車輛	42,766	60,471	143,655	223,852	214,981	168,964	185,729	152,015	29,114	1,221,547
光学兵器	6,267	361	2,203	11,601	32,239	22,112	54,690	85,506	17,500	232,479
電波通信器材	2,773	3,594	4,315	4,980	8,059	23,969	108,672	193,663	44,694	394,719
海運器材（大部分発動艇）	7,285	15,120	18,715	18,085	34,595	36,865	94,704	243,220	55,234	523,823
主要器材（測量用器材土建用器材等）	3,731	940	1,809	26,875	34,100	21,118	35,660	144,768	5,290	274,291
航空機部品	0	0	0	0	0	0	2,860	74,529	5,027	82,416
合計	295,993	747,992	990,890	1,362,357	1,388,300	1,660,524	2,052,978	2,446,111	572,239	11,517,384
別に航空機	75,600	151,200	304,000	347,400	689,400	1,044,000	2,034,550	2,514,650	553,000	7,713,800

備考：経済安定本部財政金融局国民所得調査室資料による。

第九十四表　陸軍主要兵器生産実績数

		昭 12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
小銃	挺	42,754	168,269	249,619	448,940	729,391	440,000	630,000	826,749	209,337	3,745,059
機関銃	〃	2,295	8,371	13,790	17,033	14,500	21,906	21,746	19,344	4,751	123,736
歩兵大砲	門	171	471	613	1,448	1,200	2,623	2,240	1,150	198	10,114
高射砲	〃	105	129	147	293	500	644	1,514	1,031	218	4,661
大砲	〃	202	399	673	659	896	816	557	162	161	4,525
戦車	輛	124	182	340	737	1,192	1,029	791	478	184	5,057
牽引車	〃	132	138	229	524	926	1,242	642	1,133	258	4,582
自動貨車	〃	4,220	3,234	11,781	20,228	22,128	15,358	15,361	11,676	1,751	105,737
大発	隻	50	100	180	250	300	555	1,389	2,849	603	6,276
大中無線機	台	146	169	198	225	199	190	1,105	1,360	549	4,141
小型〃	〃	700	720	730	750	570	800	3,140	3,650	2,180	13,240
火薬	砲	2,417	7,761	8,193	9,272	8,511	12,502	12,249	11,755	2,676	75,336
爆薬	〃	8,240	24,375	19,482	21,088	24,732	26,512	28,196	28,634	7,247	188,506
航空機	台	600	1,200	1,600	1,829	3,629	5,839	10,182	13,325	2,964	41,168
航空発動機	〃	—	1,200	3,146	5,103	7,967	9,824	18,174	20,016	3,350	68,780

備考：経済安定本部財政金融局国民所得調査室資料による。

第九十五表　昭和12年以降完成せる海軍艦艇

（単位　千円）

艦種別＼年度別		昭和12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
戦艦	隻数					1	1				2
	価額					270,336	277,760				548,096
航空母艦	隻数	1		1	1	4	5	3	6		21
	価額	47,034		35,678	39,121	270,191	349,613	210,405	879,851		1,831,893
巡洋艦	隻数	2	1	1			1	3	1		9
	価額	64,600	33,150	33,405			30,908	111,300	41,334		314,697
練習巡洋艦	隻数				2	1					3
	価額				14,674	8,213					22,887
水上機母艦	隻数		2	1			2				5
	価額		37,800	19,350			36,818				93,968
潜水母艦	隻数			1							1
	価額			25,003							25,003
敷設艦	隻数		1	3	4	3	6	1	1	2	21
	価額		1,728	6,335	10,686	18,271	12,809	4,594	3,836	19,820	78,079
砲艦	隻数			1	2	1					4
	価額			1,563	7,446	5,703					14,712
駆逐艦	隻数	12	4	4	10	8	11	11	26	15	101
	価額	97,140	29,400	34,650	114,840	93,690	167,384	159,192	306,613	166,181	1,169,090
潜水艦	隻数	4	3		3	11	20	36	38	24	139
	価額	34,117	30,400		47,502	173,377	225,098	371,633	546,288	220,428	1,648,843
水雷艇	隻数	4									4
	価額	13,923									13,923
掃海艇	隻数		1	5		2	2	8	5		23
	価額		2,331	11,970		7,443	5,984	27,458	19,832		75,018
海防艦	隻数				2	2		15	101	51	171
	価額				5,088	5,175		63,591	458,909	251,760	784,523
輸送艦	隻数								61	9	70
	価額								284,597	46,051	330,648
駆潜艇	隻数		4	5	1	13	11		9		43
	価額		6,148	7,830	2,976	24,264	25,647		30,817		97,682
特務艦	隻数			1	2	2					5
	価額			—	19,711	15,479					35,190
合計	隻数	23	16	23	27	48	59	77	248	101	622
	価額	256,814	140,957	175,784	262,044	892,142	1,132,021	948,173	2,572,077	704,240	7,084,252

備考：第二復員局資料整理部軍政班調。

第九十六表　海軍飛行機生産実績

(単位　千円)

年度	12		13		14		15		16		17		18		19		20	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
単座戦闘機	200	14,320	341	24,518	380	25,574	310	31,930	810	80,676	1,702	196,581	3,777	600,014	4,848	753,331	1,252	194,548
双発戦闘機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54	151,470	183	50,043	240	61,128	—	—
艦上爆撃機	60	3,992	135	9,349	135	8,883	130	16,380	160	20,080	271	49,988	1,167	195,741	1,404	235,381	242	40,571
艦上攻撃機	130	13,975	251	26,481	255	24,735	250	29,250	235	27,025	213	40,296	562	108,354	897	196,771	191	42,307
艦上偵察機	—	—	—	—	10	782	10	800	10	800	—	—	13	2,171	246	45,510	200	32,700
陸上攻撃機	—	—	192	44,289	189	39,898	210	53,550	420	121,590	672	186,480	661	207,290	929	350,233	122	36,844
陸上爆撃機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	111	52,459	748	347,820	220	102,300
輸送機	—	—	—	—	3	1,530	20	8,180	110	43,670	91	33,404	77	29,551	174	61,248	39	13,611
水上戦闘機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	183	21,960	237	28,440	—	—	—	—
水上偵察機	268	15,587	289	19,453	346	22,635	340	22,100	360	26,046	490	74,480	962	104,925	791	123,570	64	6,769
飛行艇	12	5,985	9	4,623	27	13,019	36	16,280	50	32,500	100	104,013	96	82,552	60	50,760	2	1,802
哨戒艇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	1,124	88	14,080	52	7,800
練習機	310	11,594	365	14,629	358	13,672	327	13,080	390	18,708	570	27,172	2,000	163,100	2,857	210,447	475	38,713
計	980	65,453	1,582	143,342	1,703	150,728	1,633	214,650	2,545	371,095	4,346	886,444	9,846	1,625,764	13,272	2,449,979	2,859	517,965

昭和十七年度、戦時艦船建造補充計画（改⑤計画）、計四百十三隻、臨時軍事費。
昭和十八、十九年度、同右（戦計画）、計百六十六隻、臨時軍事費。

輸送費は日本の戦費の中で特殊な重要性をもっていた。というのは、日本の軍隊は海洋をへだてた大陸の奥地深くまで入り、あるいは南太平洋のはるか遠方において作戦がおこなわれ、そのために兵站線は長大かつ複雑であって、ヨーロッパの大陸戦場とは全く異なった様相を呈していたからである。殊に戦争後半期に入ると、航空戦および潜水艦戦の激化につれて、戦費中における輸送費の地位はさらに高まった。陸軍関係の臨時軍事費予算における輸送費の比重は第九十七表のとおりである。十九年度にはさらに増大している。

第九十六表　海軍飛行機生産実績

年度	12		13		14		15	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
単座戦闘機	200	14,320	341	24,518	380	25,574	310	31,930
双発戦闘機	—	—	—	—	—	—	—	—
艦上爆撃機	60	3,992	135	9,349	135	8,883	130	16,380
艦上攻撃機	130	13,975	251	26,481	255	24,735	250	29,250
艦上偵察機	—	—	—	—	10	782	10	800
陸上攻撃機	—	—	192	44,289	189	39,898	210	53,550
陸上爆撃機	—	—	—	—	—	—	—	—
輸送機	—	—	—	—	3	1,530	20	8,180
水上戦闘機	—	—	—	—	—	—	—	—
水上偵察機	268	15,587	289	19,453	346	22,635	340	22,100
飛行艇	12	5,985	9	4,623	27	13,019	36	16,280
哨戒艇	—	—	—	—	—	—	—	—
練習機	310	11,594	365	14,629	358	13,672	327	13,080
計	980	65,453	1,582	143,342	1,703	150,728	1,633	214,650

備考：第二復員局資料整理部技術班調。

海軍関係については、輸送費を他の経費から区別することは困難である。[1)]

(1)　海軍の臨時軍事費支出済額のうち、船舶費（十五年度以降）は十三億円、船舶応急処理費（十六年度以降）は七千万円である。十九年度にのみ計上された運輸費は戻入額を差引き三億円であった。

輸送費について注意すべきことは、普通輸送費として計上される費目の多くが運営維持費にすぎないのにたいして、実質的にいえば輸送費はもっと広義に解さなければならないということである。輸送のための傭船料などのほか、船舶艦艇の建造の経費や船舶損害補償費（雑費）などを加えるべきであるのみならず、さらに航空運輸の拡充や鉄道施設の整備などまで含め、広く補給戦としての海洋補

第九十七表　陸軍臨時軍事費予算における輸送費

（単位　千円）

年度	臨軍総額	輸送費	比率
昭和12	2,021,019	159,825	7.9%
13	3,687,000	178,662	4.8
14	3,643,000	399,259	10.9
15	3,613,000	354,752	9.8
16	7,391,690	863,278	11.6
17	8,983,330	802,493	8.9
18	18,802,454	1,430,127	7.9

給、空中輸送に関する諸経費のすべてを考えなければならないからである。たとえば十九年度において陸軍の臨時軍事費予算には次のような費目が計上されている（単位千円）。

1　特別輸送費……二四、〇〇〇
　(イ)航空運輸費……一二、〇〇〇
　(ロ)運賃委託船舶費……一二、〇〇〇
2　船舶損害補償費……一三六、〇一二
3　研究費使用計画中の海運資材
　特殊舟艇の研究試作費……四、七一〇
　特大汽艇、大型発動艇、駆潜艇、水陸両用発動機等……

兵力および軍需品の輸送力は戦局の進むにつれて不足となったので、十七年の春以降、船腹増強対策が急がれたのみならず、軍の徴傭船問題については戦争指導部内でも激しい意見の対立があった。[1] こうして輸送費を節減し、補給の安全性と船腹の節約を図るために取られたのが、いわゆる現地自活の徹底と軍需品の集積補給計画であった。なかでも、各種資材定量追送の場合において、糧秣は総量の過半を占めるため、その大部分を現地に期

第九十八表　陸海軍徴傭商船数（100総トン以上）

年月	陸軍 隻	陸軍 総トン	海軍 隻	海軍 総トン	備考
昭和16年12月	519	2,160,500	482	1,740,200	昭和16年7月船舶徴傭開始
17. 1	523	2,186,700	538	1,827,400	
2	517	2,165,800	549	1,835,100	
3	516	2,150,300	563	1,861,300	
4	509	2,112,700	559	1,824,900	陸軍船の一部徴傭解除
5	491	2,013,600	553	1,815,900	
6	449	1,796,400	547	1,772,600	陸海軍船の既定解傭計画（26万トン分）中止
7	415	1,629,600	555	1,779,100	
8	371	1,382,900	564	1,771,500	更に既定解傭計画（64万7千トン分）中止
9	361	1,325,600	552	1,697,100	
10	359	1,319,100	556	1,705,200	陸軍38万5千トン，海軍3万トンの新規船腹徴傭決定
11	356	1,262,400	569	1,699,000	
12	356	1,290,600	578	1,689,900	
18. 1	484	1,623,400	641	1,814,000	
2	446	1,460,600	643	1,784,900	
3	465	1,489,100	651	1,801,600	
4	462	1,507,000	673	1,809,500	
5	396	1,194,700	660	1,728,000	
6	389	1,174,900	647	1,668,700	陸軍7万トン，海軍10万トンの新規船腹徴傭決定
7	387	1,183,300	646	1,677,100	
8	392	1,209,200	663	1,723,200	新規25万トン（外に毎月3万5千トン）の陸海徴傭決定
9	386	1,179,400	684	1,687,900	
10	397	1,207,600	699	1,621,000	
11	399	1,257,000	697	1,576,600	
12	385	1,206,100	700	1,513,200	
19. 1	391	1,200,800	686	1,432,600	
2	353	1,069,100	645	1,323,600	陸海軍に30万トン（毎月10万トン宛）新規徴傭
3	337	981,100	595	1,078,400	
4	322	964,800	578	1,091,100	機帆船10万トン徴傭
5	331	986,000	598	1,044,400	
6	318	924,000	585	1,033,100	
7	298	849,600	546	915,300	
8	284	761,200	524	846,700	10万5千トン新規徴傭
9	281	747,000	516	819,900	
10	247	627,200	481	745,100	8万トン新規徴傭
11	208	493,200	445	609,500	
12	144	294,600	418	482,400	15万トン徴傭
20. 1	140	294,100	407	446,300	
2	147	302,600	396	420,800	
3	149	314,200	398	433,200	陸軍8万トン新規徴傭
4	122	270,700	368	378,500	
5	125	238,800	363	330,600	国家船舶一元運営開始
6	95	222,100	357	323,700	
7	58	92,600	346	303,600	
8	49	76,700	340	289,200	

備考：船舶運営会調。

待し、内地等からの追送を軽減することが努力された。それにもかかわらず、輸送力は最後まで作戦上の大きな隘路となり、敗戦の重大な原因の一つとなったのである。軍の船舶徴傭状況は第九十八表のとおりである。[2]

(1) たとえば、十七年三月における鈴木企画院総裁と陸軍田辺参謀次長との間の激論、五月以降における陸軍と海軍、陸軍と企画院、陸軍部内および海軍部内での論争、同年十一月ガダルカナル戦闘をめぐる船舶増徴についての陸軍統帥部と軍政当局との対立、十九年十月油槽船をめぐる陸海軍の対立、同十一月のレイテ決戦用船腹をめぐる陸軍省と統帥部の対立等々。元大本営作戦課長は「日本の戦争指導の鍵は、主として、作戦と船舶の調整にあった」といっている（服部卓四郎『大東亜戦争全史』第二巻）。

(2) 元海上護衛総司令部参謀大井篤『海上護衛戦』、附表第五表による。

三　民間への支払

戦費総額のうち民間の企業などへ支払われた金額がどのくらいに達したかは正確にはわからない。陸軍兵器行政本部、陸軍航空本部、海軍省経理局などを主とする陸海軍本省から支払われる軍需品購入費その他の代金は、大部分が民間の企業などの手に渡り、残りは陸軍造兵廠、千住製絨所、海軍火薬廠、海軍燃料廠などの軍直営工場、および食糧管理局、鉄道局、専売局などの官庁へ支払われるが、[1] これら軍直営工場の支出もわずかの人件費を除き大部分は原料材料代としてあるいは下請製品代として民間の軍需企業に支払われた。これらを合わせると、戦費のうちの民間支払分は、どんなに少なく見積っても七割以下になることはないと思われる。[2] 七割としても合計千四百億円の巨額に達する。

(1) 日華事変の直前ですら、軍需品購入費（満州事件費を含む）のうち軍工廠に支払われた分は総額のわずか一五％にすぎなかった（日本銀行国庫局『昭和十一年中満州事件費実際支払額』、『同 軍需工業関係品購入費実際支払額概算』による）。

(2) 日本銀行調では、昭和十七年までの臨時軍事費内地支払総額二百八十七億円のうち、諸官庁渡分を控除した残りの二百七十九億円、すなわち九七％が一応民間支払とみなされている（前出『臨時軍事費収支状況』）。

民間支払の根幹をなしたのは兵器生産の関係であるが、戦時中に生産された兵器の多くは民間によるものであった。わが国では諸外国にくらべて軍直営工場の役割は相当大きいのであるが、それでも総額における比重は民間工場よりはるかに小さい。これを種類別にみると、まず航空機については、陸海軍とも生産のほとんどすべて（九八％）が民営工場によるものであった。軍航空廠は試作機の製作や修理を主としていた。陸軍関係の兵器については、火薬と航空武器のみは大部分が造兵廠で作られ、弾薬は軍民相半ばしているが、その他のものはすべて民間工場の割合が高く、とくに自動車、戦車、舟艇、器材、電波通信兵器などはほとんど民間の生産であった。海軍関係の兵器では砲熕兵器を除いて大体、軍四、民六の割合であった。砲熕兵器のみは軍工廠の比率が高い。艦艇の生産についてもほぼ同率であり、主要艦種は、海軍艦政本部で企画設計され、一番艦を軍工廠で建造したのち、二番艦以下を民間造船所に割り当てるのを常とした[1]（第九十九表参照）。

(1) 東洋経済新報社『昭和産業史』第一巻第三編。また、安藤良雄「旧日本軍事工業について」、経済学論集、第二十巻

第九十九表　兵器の軍民別生産割合

（単位　%）

	軍	民
I　陸　軍		
銃　器	45	55
火　砲	30	70
火砲用弾丸	50	50
航空弾薬	50	50
戦　車	5	95
自動車	0	100
火　薬	98	2
航空武器	80	20
電波通信	7	93
舟　艇	2	98
光学兵器	30	70
器　材	5	95
計	35	65
II　海　軍		
艦　艇	41	59
砲熕兵器	60～70	30～40
水雷兵器	約30	約70
火薬爆薬	36	64

備考：『昭和産業史』による。

などから全国各地の軍需会社への大口支払額が主として日本銀行本店の取引先銀行の当座口を通じて振込まれたためである。東京についで多いのは、広島、大阪、門司、名古屋などであるが、これも、それぞれ陸軍造兵廠その他軍関係官庁が多いためと思われる。

次に右の民間払のうち、日本銀行本店において支払われたもの、および本店から送金した主要な民間支払先を業種別に示せば第百一表のごとくである。これによれば、三菱重工業、日立製作所などの機械工業会社が全体の六割以上を占めており、これについで商事会社、運輸会社、紡績染色会社の順となっている。さらに企業別に、十六年末までの業種別主要支払先と支払金額（一千万円以上のもの）を表示すれば第百二表のとおりである。いわ

第二号参照。

これら民間支払額を地方別に見ると第百表のとおりである。これによれば、東京において支払われた額は内地支払総額の六八%を占めていた。これは、陸軍航空本部、陸軍兵器行政本部、海軍省経理局

第百表　臨時軍事費地方別民間支払額

（単位　百万円）

	12.7～14	15	16	17	計	%
東京	4,843	2,738	3,542	7,974	19,097	68
広島	539	562	400	874	2,374	9
大阪	373	242	317	717	1,649	6
門司	318	145	274	261	998	4
名古屋	153	33	161	310	657	2
福岡	—	—	20	395	415	2
京都	65	37	79	164	345	1
小樽	72	34	54	—	160	
秋田	40	18	43	59	160	
熊本	46	16	21	18	101	
神戸	45	15	19	13	92	
岡山	39	10	24	15	88	3
福島	41	16	27	—	84	
金沢	44	8	14	14	80	
札幌	—	—	—	75	75	
仙台	—	—	—	21	21	
その他各地	632	281	280	340	1,533	5
小計	7,250	4,155	5,275	11,250	27,930	100
官庁渡計	485	154	121	172	932	
内地支払総額	7,735	4,309	5,396	11,422	28,862	

備考：地名はそれぞれ各日本銀行支店管下地域を示す。東京は本店管下。

第百一表　臨時軍事費業種別民間支払額

（単位　百万円）

支払先	金額	%
機械工業会社（三菱重工業，日立製作所等）	7,861	62
商事会社（三井物産，三菱商事等）	1,767	14
運輸会社（満鉄，日本郵船等）	1,077	8
紡績染色会社（鐘紡，日新染布等）	446	4
石油及鉱業会社（日石，古河鉱業等）	276	2
皮革ゴム会社（日本皮革，横浜ゴム等）	248	2
化学工業会社（日本化工，日本曹達等）	166	1
食糧品会社（日本水産，森永製菓等）	131	1
土木，建築請負（清水組，松村組等）	210	2
その他	491	4
計	12,673	100

備考：日本銀行資料による。

第百二表　臨時軍事費主要支払先別民間支払額

(A) 運輸会社

(単位　千円)

支払先	金額	支払先	金額
南満州鉄道	175,649	東洋汽船	21,640
大阪商船	83,651	大同海運	20,040
日本郵船	65,368	近海郵船	16,333
山下汽船	51,810	大連汽船	15,584
川崎汽船	42,673	大日本航空	14,852
日本通運	34,955	北日本汽船	13,836
国際汽船	24,656	辰馬汽船	11,121

(B) 商事会社

(単位　千円)

支払先	金額	支払先	金額
三井物産	567,325	西川甚五郎商店	17,433
三菱商事	179,924	兼松商店	16,941
高島屋飯田	86,727	昭和通商	15,073
大倉商事	71,135	日本鉛・亜鉛・アンチモン統制組合	14,392
日本銅統制組合	53,781	高島屋	13,034
全国米穀販売購買組合連合会	43,628	服部商店	12,204
住友合資	42,362	日本綿糸元売商業組合	11,935
日本鋼材販売	33,745	飯野商事	11,544
浅野物産	28,618		

(C) 化学工業会社

(単位　千円)

支払先	金額	支払先	金額
日本化工	42,849	秋元皮革	27,332
日本皮革	27,332	山陽皮革	13,294

(D) 機械工業会社

(単位　千円)

支払先	金額	支払先	金額
(鉄鋼・機械・造船)		日本製鉄	118,695
三菱重工業	752,919	住友金属工業	118,086
大日本兵器	88,064	播磨造船	10,718
奉天造船所	74,889	日本火工	10,712
藤倉工業	65,479	大阪機械製作所	10,557
日立製作所	48,337	日本鋳鉄管	10,223
渡辺鉄工所	41,812	(電気機械)	
神戸製鋼所	40,836	愛知時計電機	105,148
日本製鋼所	38,264	東京電気	41,989
新潟鉄工所	33,947	日本無線電信電話	40,252
日本高周波重工業	33,468	古河電気工業	35,515
日本鋼管	33,201	日本電気	33,548
日本光学工業	32,304	三菱電機	33,118
川崎重工業	29,229	沖電気	26,323
鉄工機械工業組合	27,806	富士電機	22,382
大阪機工	27,082	東洋通信機	21,757
岡本工業	24,632	東京無線電機	20,159
日本内燃機	22,810	安立電気	18,792
田中計器	22,651	横河電機製作所	17,755
国華工業	21,511	住友電気工業	16,501
池貝鉄工所	21,069	東京芝浦電気	15,692
日本特殊鋼	20,370	東京電気無線	15,357
中央工業	19,284	東京瓦斯電気	12,432
小西六	18,922	明電舎	12,407
日本楽器	18,500	国産電機	10,086
大阪鉄工所	17,294	(自動車)	
石川島造船所	16,586	ヂーゼル自動車工業	147,530
川崎車輛	16,581	日産自動車	123,835
日本特殊工業	15,851	トヨタ自動車工業	50,985
東京計器	15,459	トヨタ自動車	20,970
宮田製作所	15,011	エンパイヤ自動車	11,615
東京光学機械	14,040	(航空機)	
高島屋工業	13,791	中島飛行機	257,214
横河橋梁	13,518	川崎航空機工業	153,078
川西機械製作所	12,507	川西航空機	81,504
東京イーシー工業	11,924	日立航空機	54,082
服部時計店	11,084	立川飛行機	53,101
千葉工作所	11,069	東京航空計器	42,610
山岡内燃機	10,764	満州飛行機製造	20,765

昭和飛行機工業	16,924	正田飛行機	11,816
日本飛行機	16,360		

（E）石油および鉱業会社　（単位　千円）

支払先	金額	支払先	金額
石油連合	66,255	小倉石油	16,831
日本石油	31,285	協同企業	15,631

（F）紡績染色会社　（単位　千円）

支払先	金額	支払先	金額
広瀬太次郎	28,750	帝国製麻	20,241
日新染布	23,756	日本毛織	17,851
鐘淵紡績	21,317	東洋紡績	15,331

（G）その他　（単位　千円）

支払先	金額	支払先	金額
各地農会組合その他	125,234	日本水産	17,867
木材組合	107,021	松村組	13,780
日本赤十字社	21,314	大日本麦酒	10,844
清水組	18,542	銭高組	10,123

備考：日本銀行資料による。

ゆる財閥系の大企業が軒なみに巨額な戦費支払先になっていることが知られる。民間支払は、これ以後、さらに大規模に放出されていった。民間企業への巨額の支払は、いうまでもなく、たんに納入軍需品の買上代金ばかりでなく、前受金、仮受金等の前渡金を大量に含んでいたのであり、その傾向は戦争後期に行くにつれて甚しくなった。航空機工業についていえば、第百三表にみられるように、昭和十七、八年頃ですら、総資本中

第百三表　総資本中に占める政府前払金の割合（航空機工業の場合）

（単位　千円）

	昭和17年上期	17年下期	18年上期
川崎重工	824,457(54.5%)	1,231,915(63.5%)	1,279,107(59.1%)
中島飛行機	242,426(28.8)	405,840(39.1)	527,317(37.2)
川崎航空機	43,684(35.3)	139,423(60.2)	175,726(51.8)
川西航空機	37,797(20.0)	87,709(34.0)	146,236(39.3)
立川飛行機	38,944(42.6)	55,143(38.0)	67,035(34.0)
日立航空機	16,128(19.0)	39,230(34.2)	37,638(27.8)

備考：会社勘定では売上未決算，前受金，仮受金等となっているが，その大部分は政府前払金（仮払金を含む）である。

に占める政府前払金（仮払金を含む）の割合が六割以上に上るものがあらわれていたのである。終戦当時になると、会社の自己資本の十倍以上も臨時軍事費の前渡金を受けている会社ができるようになった。[1] 軍需発注を受けながらこれを自己の工場で消化しきれず、未消化のまま前渡金を受取っていた企業もふえていったが、第百四表は、このような軍需注文の不消化状態を示すものである。[2]

これらの軍需発注のほか、軍需企業にたいしては兵器等製造事業特別助成法による特別の保護が与えられた。昭和十七年に制定されたこの法律は、兵器等（兵器、艦船、それらの部品、その他）の製造業者にたいして、兵器等の製造設備を無償で貸付け（同法第三条）、また右の貸付けるべき設備の建設に要する費用を国庫の負担とする（同第四条）ことを定めている。この法律による国庫負担経費のうち陸軍関係の臨時軍事費の物件費中の兵器費および築造費から支出されるものの若干の事例（予算額）をあげれば左のとおりである。

(1) 三菱重工業の熊本工場にたいしては、航空機体月産大型八十機

第百四表　主要商品別軍需注文未消化率

	社数	昭17年下期	18年上期
航空機	16	22.8%	28.9%
装甲車輛	8	30.7	29.0
自動車	8	36.6	41.5
火砲	7	27.8	23.4
銃器	6	35.4	34.5
光学機械	13	21.6	19.6
通信機	11	26.5	24.5
計器	10	27.6	23.5
軸受	6	19.9	12.7
工具	8	58.2	23.6
信管	12	34.5	32.9
工作機械	14	20.6	15.2
電気器機	8	24.0	26.0
電線	6	—	42.5
造船	7	17.3	16.7
車輛	3	37.1	37.0
諸機械	120	26.4	22.7
鋳鍛造	16	30.0	32.3
製鉄	8	37.7	42.0
特殊鋼	25	38.7	30.3
軽合金	21	41.0	38.6
化学	19	99.1	91.0
油脂	2	84.1	74.0
綿スフ	7	55.5	66.7
羊毛紡織	12	88.4	100.0
麻紡績	9	67.9	69.8
機械染色	5	56.7	58.4

備考：陸軍省『陸軍軍需工業経済年鑑』昭和18年版による。

生産予定のために、十八年度一億五百万円、十八年度二千五百万円、計一億三千万円、(2)同じく三菱重工業の静岡工場には、航空発動機月産大型二百七十基生産予定のために、十八年度三千四百万円、十九年度四百万円、計三千八百万円、(3)東海航空挙母工場にたいしては、発動機月産大型二百基生産予定のために、十八年度四千六百万円、十九年度二千九百万円、計七千五百万円、(4)沼津工業にたいしては二十粍MA（機関砲）月産二百門生産予定のために、十八年度一千万円、十九年度五百万円、計一千五百万円、(5)関東工業には、十三粍弾丸月産百万発生産予定のために、十八年度三千六百万円、十九年度二千百万円、計五千七百万円、(6)服部製作所にたいしては、機械信管月産五万生産予定のために、十八年度二千八百万円、がそれぞれ支出されたのである。

なお、これら民間支払額の大部分は受取人の取引先銀行に振込まれる慣例であるが、振込先銀行別に振込額をみると第百五表のごとくであり、第一、三菱、三井の三銀行で総額の五五%を占めていた。[3]

第百五表
臨時軍事費支払払込先銀行別振込金額

（単位　百万円）

振込先銀行名	事変以来の振込金額	%
第一	2,746	22
三菱	2,585	20
三井	1,687	13
安田	976	8
住友	984	8
第百	601	5
興業	416	3
三和	362	3
十五	271	2
東海	203	2
朝鮮	146	1
其他（正金外七行）	379	3
地方銀行	1,317	10
計	12,673	100

備考：昭和17年末までの累計。

(1) 井上晴丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』前篇第四章参照。
(2) 陸軍省『陸軍軍需工業経済年鑑』、昭和十八年版による。
(3) 日本銀行国庫局『臨時軍事費特別会計収支状況』、昭和十八年四月、による。

四　南方軍政関係費

南方占領地における軍政関係の経費は、軍政費（陸軍は軍政費、海軍は占領地民政諸費）、物資特別購入諸費、南方開発金庫貸付金の三費目を合わせて、陸軍四十八億円、海軍十六億円、合計六十五億円近い膨大な額に達す

第百六表　臨時軍事費南方軍政関係費支出済額　（単位 百万円）

	物資特別購入諸費		軍政費		南方開発金庫貸付金		計
	陸軍	海軍	陸軍	海軍	陸軍	海軍	
昭16	4	—	—	—	—	—	4
17	258	6	37	—	35	25	361
18	411	94	46	9	26	△11	574
19	2,200	997	23	17	5	—	3,242
20	1,790	486	8	18	—	△7	2,295
特殊決済	2	—	—	—	—	—	2
計	4,664	1,584	115	44	66	8	6,480

備考：△印は戻入額。

る。南方関係の経費としては、このほか、一般の物件費その他の中に含まれている沢山の支出がある（たとえば、陸軍省所管の兵器費、築造費、運輸費にそれぞれ含まれている南方燃料廠の設備拡充費、十八年度予算二億三千万円等）。しかし独立の費目として出てくるのは以上三項目であり、そのうちの圧倒的部分を占めるのは物資特別購入諸費であって、右三項目合計の九五%を占めていた（第百六表参照）。

物資特別購入諸費の内容をもう少し具体的にみると、陸軍の分は十八年度予算で次のように分れていた。

(1) 対南方交流物資費……八九三百万円
(2) 現地間交流物資費……二〇二
(3) 支那産材料物品費……一九三
計……一、二八八

十九年度からは、右のほかに、(4)軍装品及野戦酒保整備費、(5)原材料整備費、の二項目が加わったが、金額はいずれも少ない。

以下十八年度陸軍予算によってさらに詳細にみてゆくことにする。

1　対南方交流物資費

対南方交流物資費はさらに、(イ)南方における物資取得に要する経費と(ロ)内地物資輸出に要する経費とに分れている。前者は内地還送用、対独伊供給準備用、現地貯蔵用などのために南方で物資を取得するのに要する経費であって、総額七億三千七百万円である。その対象となる物資は、フィリピンでは、マニラ麻、コプラ、銅鉱、マンガン鉱、クローム鉱、鉄鉱、屑鉄、黄麻、苧麻、綿花、牛皮等、マライでは、生ゴム、錫、鉄鉱、マンガン鉱、ボーキサイト、タングステン鉱、タンニン材料、コプラ、デリス根、屑鉄等、スマトラでは、生ゴム、錫、パーム油、ボーキサイト、ピッチコークス、コプラ、タンニン材料、コーヒー、綿花、黄麻、牛皮等、ボルネオでは、タンニン材料、黄麻、苧麻、綿花、コプラ、パーム油等、ジャワでは、キニーネ、生ゴム、サイザル麻、コプラ、黄麻、タンニン材料、ヒマシ、キナ皮、工業塩、玉蜀黍、綿花、コーヒー、カポック、砂糖、牛皮等、ビルマでは、米、綿花、タングステン、牛皮、黄麻、タンニン材料等である。

内地物資輸出に要する経費というのは、食料品、日用雑品、金属及同製品等の内地物資をフィリピン、マライ、北ボルネオ、東インド諸島、ビルマ等に輸出するためのものであって、総額一億五千六百万円である。

現地間交流物資費は、中国および南方各地域内における民需用物資（主として糧秣）の交流に要する経費であって、大部分が南方関係である。各地域相互間における民需物資の交流は現地軍経理の管掌外にあるものとして処理されるのを原則としたが、太平洋戦争開始以後における各地域の物資状況は著しく緊迫ないし不均衡となったため、現地の治安維持上必要とされるような場合には、所要の民需物資を軍需品として交流する必要を生ずることとなったのである。すなわち、所要経費は、華中では、米、小麦、豆粕、大豆、蚕豆、玉蜀黍、油粕等を、華北では、粟、小麦、高粱を、また南方では米（ビルマ、タイ、仏印）、玉蜀黍（ジャワ）、砂糖（ジャワ）、塩（ジャワ、タイ）、塩干魚（仏印、ジャワ）、紙巻タバコおよび葉タバコ（ジャワ）を、それぞれ調弁するに要する経費であって、中国、南方を合わせて、約二億円と見積られた。これらの調弁された物資が、中国内で、あるいは南方諸地域間で、あるいは南方から中国へ交流され、それぞれ売却されるのである。[1)]

(1) 中国でこれらの米や小麦の調弁を担当したのが登部隊および呂部隊であった。調弁といっても単価は時価のほぼ半分であり、徴発にほかならない。なお、中国内でこれらの物資は三千八百万円の経費で調弁された上、これを六千二百万円で売却したのである。

3　支那産材料物品費

支那産材料物品費は、軍需用および民間払下用のために、中国で軽工業および重工業の原材料を取得するに要する経費である。軽工業の原材料としては、綿花、落綿、綿麻、青麻、羊毛、駱駝毛、山羊絨、牛皮、馬皮、豚皮、羊皮、羊毛皮、犬（猫）毛皮、兎毛皮、兵器手入木綿、豚毛、亜麻、苧麻、黄麻、蘭麻、棕梱等があり、また重工業原材料としては、華北の石綿、雲母、黒鉛、華中の雲母、漆、華南のタングステン鉱、鉛、アンチモニー、銅、黄銅、松脂、桐油等を対象とするものであった。軽工業原材料の取得経費は総額二億四千六百万円であるが、このうち、三〇％は被服費へ科目更正する予定として差引一億七千三百万円、重工業原材料関係は総計二千万円であった。後者は全部陸軍造兵廠特別会計または民間に払下げられるものである。

五　人件費、研究費、機密費

戦費支出における人件費の比重は非常に低い。陸海軍を合わせて総額百五十四億円、総額の九％である。もともと日本の一般的に低い賃金を反映して、人件費は小さかったが、軍装備の機械化に伴ってその比重は一そう低まった。前出の統計（第八十七表）にみられるように、戦費総額の中における人件費の比重は、日清戦争一九％、北清事変一〇％、日露戦争一〇％、太平洋戦争九％と低下して来たのである。

兵士に対する給与の低いことは、日本軍隊の明治以来の本源的な特色であったが、ここにみたような人件費の低さは、そのような歴史的事実を基盤にしてその上に近代機械装備が急激に進展したためであった。兵力総数の八割を占める兵の俸給は一ヵ月十円あるいはそれ以下であり、入隊したての二等兵の俸給は大将の俸給の九十分の一以下であった（第百七表参照）。

第百七表　陸海軍軍人俸給　（月額単位 円）

陸軍		海軍	
大将	550.00	大将	550.00
中将	483.33	中将	483.33
少将	416.66	少将	416.66
大佐	345.83	大佐	345.83
中佐	268.33	中佐	268.33
少佐	194.16	少佐	194.16
大尉 1	158.33	大尉 1級	158.33
〃 2	137.50	〃 2〃	137.50
〃 3	122.50	〃 3〃	122.50
中尉 1	94.16	中尉 1〃	94.16
〃 2	85.00	〃 2〃	85.00
少尉	70.83	少尉	70.83
曹長 1等	75.00	一等下士官 1級	55.40
〃 2〃	70.00	〃 2〃	49.00
〃 3〃	35.00	〃 3〃	41.70
〃 4〃	32.00	〃 4〃	34.70
軍曹 1〃	30.00	二等下士官 1〃	28.90
〃 2〃	26.00	〃 2〃	27.40
〃 3〃	23.00	三等下士官 1〃	23.20
伍長	20.00	〃 2〃	21.60
兵長	13.50	一等兵特別俸	17.80
上等兵	10.50	一等兵	16.00
一等兵	9.00	二等兵	13.10
二等兵甲	9.00	三等兵	11.60
乙	6.00	四等兵	6.20

第百八表　陸海軍兵力総数　（単位 人）

年度	陸軍	海軍	合計数
昭和12	500,000	134,013	634,013
13	1,000,000	159,133	1,159,133
14	1,440,000	180,098	1,620,098
15	1,500,000	223,173	1,723,173
16	2,100,000	311,359	2,411,359
17	2,400,000	429,368	2,829,368
18	3,100,000	708,159	3,808,159
19	4,100,000	1,265,000	5,365,000
20 *	5,500,000	1,693,223	7,193,223

備考：＊印は昭和20年8月。

戦争に参加した兵力総数については正確な数字がいまだにわからない。大体の数字では、終戦時における兵力数は、陸軍が約五百五十万人、海軍が約百六十九万人とされるが、これに戦歿者、陸軍三十五万人、海軍十六万人（いずれも軍公表数字による）を加えると、陸軍五百八十五万人、海軍百八十五万人、合計七百七十万人となる。日華事変以後の各年における陸海軍人数の増加状況は第百八表のとおりである。

階級別構成は明らかではないが、陸軍兵力の構成について経済安定本部国民所得調査室が出している一推計を参考のために掲げておく（第百九表）。

諸支出金として一括したもの（第八十表）の内容は、ある意味で軍国主義思想作興のための経費と考えられる一時賜金、支那事件行賞諸費、行賞諸費（以上陸海軍共通）、靖国神社臨時祭寄附金、帝国在郷軍人会補助金（以上陸軍）、扶助金（海軍）などの小計約三億円と、海軍省所管の補助金（十七年度以降）および諸支出金（十九年度以降）の小計十九億円である。諸支出金は二十年度だけで現金八億円、特殊決済十一億円の巨額に上っている。

第百九表　陸軍階級別兵力数の推移

(単位 人)

年度			昭和12	13	14	15	16	17	18	19	20
兵科		将校	38,141	45,224	49,245	53,066	80,388	91,472	113,233	328,005	244,992
		准士官・下士官	114,864	135,921	147,587	159,070	247,070	283,080	321,192	454,970	733,880
		兵	691,934	820,066	889,864	95,953	1,519,000	1,716,000	2,046,092	2,789,500	4,427,000
各部	兵技	将校	1,800	2,133	2,316	2,497	3,780	4,320	5,325	7,380	11,520
		准士官・下士官	8,403	9,956	10,791	11,823	17,640	20,160	24,848	34,440	53,760
		兵	20,107	23,826	25,803	27,870	42,210	48,240	59,455	82,410	128,640
	経	将校	4,318	5,277	5,532	5,966	9,030	10,320	13,716	17,630	27,520
		准士官・下士官	9,000	10,680	11,578	12,478	18,900	21,000	26,622	36,900	57,600
	衛生	将校	4,900	5,808	6,303	6,799	10,290	11,760	14,494	20,090	31,360
		准士官・下士官	6,452	7,645	8,298	8,916	13,545	15,480	19,079	26,445	41,280
		兵	27,409	32,479	35,248	38,009	57,540	65,760	81,048	112,340	175,360
	獣	将校	950	1,126	1,222	1,318	1,995	2,280	2,810	3,895	6,080
		准士官・下士官	1,550	1,837	1,994	2,150	3,255	3,720	4,585	6,355	7,920
	法務		170	2,021	218	235	357	408	513	697	1,088
計			930,000	1,102,000	1,196,000	1,290,000	2,025,000	2,295,000	2,750,000	3,760,000	5,950,000

備考：昭和20年度における階級別人員を基礎とする推計。

研究費は陸海軍とも十七年度から支出され、わずか三年あまりで七億四千万円の支出があった。これは本来軍関係の各技術研究所で使用されるものであり、外部にも委託研究形式で使用された軍事科学の研究費であった。陸軍の研究所の中には、電波兵器の多摩研究所や細菌戦のための登戸研究所も含まれており、登戸研究所では対華謀略のための贋造法幣（これを「B兵器」と称した）の印刷もおこなわれていた[1]。また終戦直後には、従来の協力にたいする謝礼として、十以上の科学者グループにこの費目から約三千万円が支出されたといわれる[2]。

(1) これを使用しておこなわれたのがいわゆる阪田機関の「杉工作」である。

(2) 元陸軍省軍事課予算班長稲原正夫「臨時軍事費一千億の行方」（『文芸春秋』、昭和二十九年臨時増刊号）。

機密費としては九億円近い金額が臨時軍事費から支出され、十九年には陸軍だけで一億円を越えた（第百十表）。機密費の支出方法は他の費目とは異なり、大臣の命令によって陸軍ならば東京経理部長から各機密費取扱主任者に支出されたときにすでに会計法上の監督を離れるのであり、会計検査院の検査を受ける必要もなかった（会計検査院法第二十三条）。部内規定として機密

第百十表　臨時軍事費機密軍費出済額　（単位　千円）

	陸軍省	海軍省	軍需省	計
昭和12年度	20,425	5,200	—	25,625
13	38,039	13,044	—	51,083
14	20,581	9,350	—	29,931
15	25,857	7,740	—	33,597
16	41,771	28,266	—	70,037
17	46,549	25,603	—	72,152
18	48,169	32,477	100	80,746
19	125,494	18,650	250	144,394
20	388,743	26,599	370	415,712
戻入	—	36,401	—	36,401
計	755,629	130,527	720	886,876

備考：『臨時軍事費特別会計始末』による。

費取扱規則があり、これによって三ヵ月毎に使途別明細を大臣に報告することになっていたが、それも厳重なものではなく、しばしばルーズな支払がおこなわれていたと思われる。費途の大口は主として情報や謀略（特務機関工作など）のための対人支払であったらしい。とくに占領地や戦闘地における機密費の具体的な使い方やその額については今日ではもちろん不明であるが、断片的な資料は少なくない[1]。戦争末期の機密費は実際には二十一年度末まで使用され、連合国占領軍との折衝などに使われたという。

(1)　機密費の使用の方法及びその濫費については、いろいろのエピソードがあり、必ずしも軍部の名誉といえないものも多いが、正確なことはわからない。ここにはその政治的意義を語るものとして、岡田啓介（前首相）の話を引用するにとどめる。「なあに皇道派とか統制派とか、やかましいことをいっても、本当は陸軍の莫大な機密費の取り合いさ。その頃陸軍の機密費は百万円、海軍は二十万円ぐらいだったかな。その機密費をどちらが握るかという派閥の争いだよ。」『改造』、昭和二十六年二月号「二・二六事件の謎を解く」座談会筆記）。

第六章　戦地の軍費支払と軍票

第一節　日本における軍票の沿革

わが国における軍票の歴史は日清戦争までさかのぼる。

日清戦争の戦費の支払には、内地では日本通貨（当時は銀本位制）、戦地においては在来の通貨たる韓銭および中国通貨が使われたが、戦争の中期に至って政府は軍票の発行を計画し、その準備がおこなわれた。

明治二十七年十一月十五日、日本銀行総裁は、正貨支出を節減するために「軍用手形」を発行するよう意見書を大蔵大臣に提出したが、同二十七日の閣議において軍票の発行が正式に決定した。軍票の形式には二つあり、いずれも銀兌換を建前とするもので、一つは日常の費用のための少額の支払にあてる「軍用切符」、一つは徴発上巨額の（たとえば千両以上のごとき）支払にあてるべき「徴発証票」であった。徴発証票は、すでにそれ以前から第二軍によって発行されていたが、その使用を拡張し、様式を一定したのである。

軍用切符（または「軍用紙幣」）は朝鮮には使用せず、清国地方に限るもので、種類は一両、五両、十両の三種

であった。

軍票には一両を一円四十銭（二十七年十一月前三ヵ年の一両平均相場は一円三十八銭）で交換するむね記入された。また実際の徴発上やむをえない場合には、支払総額の四分の一までは正貨を使用しうることとしたが、その正貨にはテイル銀、板銀、文銭、または日本の旧銅貨を使い、万やむをえざる場合のほか日本の銀貨は使用しないこととされた。

右のような発行計画と取扱手続を定めた上、大蔵省は陸軍省と打合わせて軍票の印刷に着手し、まず一千万円の製造を印刷局に命令した。そして翌年三月、製造済の三百七十八万円（二百七十万両）を軍隊に交附し河北地方（当時の直隷地方）において使用する予定であったが、まもなく戦争が終ったので、軍用切符はついに徴発用にはほとんど使用されなかった[1]。しかし軍人、軍属の俸給等には使われ、日本人の所有する分についてはこれを戦後現銀と交換することになった。

(1)『明治財政史』第二巻によれば、軍用切符をもって支払った額は、百三円六十銭となっている（同書、五三頁）。

なお、軍票の発行方法については、「軍用切符は大蔵省印刷局において製造し、大蔵省物品会計官吏これを保管し、大蔵大臣の命令により金庫出納役に交附す」（軍用切符取扱順序第三条）と規定してあり、大蔵大臣が印刷局に印刷を命じ、これを日本銀行に交附して別に預金しておき、軍の支出官が小切手を振出せばこれにたいして日本銀行が軍票を支払うという方法で発行され、政府紙幣と同様に大蔵大臣の管理下に属していた。ただし発行高は臨時軍事費の範囲内に限られ、別に準備制度はなく、償還は臨時軍事費特別会計からおこなわれるのであった[1]。

(1)「元来軍用切符は紙幣に非ず、国債に非ず」（大蔵省編『軍用切符ニ関スル調査』）。

日露戦争においては、開戦以前から軍票発行の準備が進められ、明治三十七年一月二十三日（宣戦布告は二月十日）には、大蔵大臣によって、「軍用切符発行に関する閣議案」および「軍用切符取扱順序」が閣議に上提され、それは二月六日に決定をみた。

「軍用切符」（ただし券面には「軍用手票」と印刷されていた）は、「清韓両国において軍費仕払の利便のため、予算の範囲内において」発行されるものであり、その種類は、円銀十銭、二十銭、五十銭、一円、五円、十円の六種であった。日本は明治三十年から金本位制を採用していたが、使用地が銀本位であったので、日露戦争の軍票も前回と同じく銀兌換軍票であった。この際には徴発証票は使用せず、大口の調達も軍用切符でまかなわれた。

この軍票は、当初は戦地における軍需品の購入、人夫賃等に限って使用し、軍人、軍属の俸給には用いない方針であったが、その後しばしば兌換銀行券の方が低価を示すことが起ったので、現地軍の希望により、軍の俸給支払にも軍票が許されることとなり、明治三十八年五月から、兌換券の使用を取止め、軍票のみを使用することが閣議で決定された。

軍人、軍属にたいする軍票の交附価格は当初は軍用切符一円につき九十銭の割合であったが、明治三十九年六月からは一円につき金一円に改訂して実行した。

日露戦争における軍票の発行高は当初は一億円の予定であったが、発行実額は漸次当初の予定額を超過し、結局明治三十九年八月一日軍票を横浜正金銀行に引継ぎ、同行の計算に移譲した時までの発行高は一億四千八百万円となった（第百十一表参照）。しかし軍票は一度回収されたのも繰返して使用したので、金庫における総払出累計は右時期までに二億八百万円に達していた。

その後、大正三年八月、欧州戦争に日本が参加し、ドイツの租借地青島を攻略するため中国山東地方に出兵した際にも軍票は使用された。

同年八月十七日の閣議は軍票の発行を決定し、九月には「臨時派遣部隊資金支弁順序」が定められた。

この際の軍票（「軍用手票」）は、前回と同じく十円、五円、一円、五十銭、二十銭、十銭の六種類であって、いずれも銀兌換を建前とした。形式は日露戦争当時のものと同一であり、ただその裏面に英文を印刷してあった。

軍票の総発行高は一千百万円であったが、そのうち八百万円は金庫に寄託保管されたまま使用されず、一旦払出し流通した額は二百万円であった（第百十一表参照）。

ついで大正七年の夏、日本軍はシベリアおよび東北中国（北満）に出兵した。この際の戦費支払についても、前例によって軍票の発行使用がおこなわれた。

同年七月二十五日の閣議は主としてシベリアで使用するための軍票の発行を決定した。ただ今回出兵する地方は金券の流通する所であるので、軍票の引換は前例と異なり日本通貨をもって引換えることとした。従来の銀兌換のものと異なって金兌換の建前にしたので、これ以前のものを軍用切符、シベリア出兵の際のを軍用手票と呼んで区別することにした。

同じ閣議で可決された「シベリア及び北満州出征部隊軍資金支弁順序」によれば、発行される「金兌換軍用手票」は、十円、五円、一円、五十銭、十銭、五銭の六種であり（第一条）、また「出征部隊において軍資金として露国ルーブル紙幣使用の要ある場合は当該部隊において買入れ、買入価格をもって之を

第百十一表　シベリア出兵までの軍票発行高

種別	明治三十七，八年発行軍用切符		大正三年発行軍用切符		大正七年発行軍用手票	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額
	枚	円	枚	円	枚	円
十円券	4,622,100	46,221,000	324,420	3,244,200	1,200,000	12,000,000
五円券	8,616,000	43,080,000	848,715	4,243,375	1,500,000	7,500,000
一円券	33,233,000	33,233,000	2,594,670	2,594,670	6,600,000	6,600,000
五十銭券	32,600,000	16,300,000	2,378,370	1,189,185	4,920,000	2,460,000
二十銭券	11,020,000	2,204,000	1,351,410	270,282	4,500,000	900,000
十銭券	53,700,000	5,370,000	2,702,850	270,285	5,400,000	540,000
計	143,993,100	148,410,000	10,200,435	11,812,197	24,120,000	30,000,000

備考：理財局国庫課『軍用手票ニ関スル参考書』による。

使用するものとす」（第十三条）とされた。

なおこの際、「派遣軍の派遣地方においてなす仕払には総て軍票を使用」することとなっていた（陸軍大臣訓令）。

しかし、出兵の当初から軍票が使われたが、その流通が思わしくないのでその後、ルーブル貨幣と日本通貨を併用し、後には朝鮮銀行券を使用した。

シベリア出兵の際における軍票の発行総額は三千万円であったが、そのうち一千八百万円は金庫に寄託保管されたまま使用されず、使用額は一千百万円であった。

昭和二年および三年の山東出兵の際には、日本通貨、正金銀行券および中国通貨を併用し、軍票は使われなかった。

以上各次の軍票発行額を種類別に示せば第百十一表のとおりである。[1)]

(1) 本節の叙述は、『明治財政史』第二巻。『明治大正財政史』第二十巻。『各臨時軍事費特別会計歳入歳出決算関係書類輯録』昭和十六年三月。大蔵省理財局国庫課『軍用手票ニ関スル参考書』、昭和十六年一月等による。

第二節　占領地における戦費と軍票

一　太平洋戦争における日本軍票

前節に述べたように、わが国では日清戦争以来、戦地における軍費支払手段としての軍票が作られてきた。太平洋戦争においても早くからその準備がおこなわれ、今までにない規模で広く使用された。

すなわち、日華事変が始まってまもなく、昭和十二年十月二十二日の閣議において、『軍用手票発行要領』が決定され（その後、昭和十三年九月二十二日および同十五年九月十日の閣議決定で改修された）、「原則として支那（北支方面を除く）における派遣軍の軍人軍属の俸給以外の支払に充」てるために軍票（正式には軍用手票）を発行することとなり、以後すべてこの要領にしたがって、各種の軍票が印刷され、使用されたのである。

右の要領に基づいて、中国にたいしては同日に『支那事変派遣部隊経費支弁軍用手票取扱手続』（その後、十三年十月五日、同十月二十二日、十四年三月一日、同四月二十日、十五年三月六日、同九月十日にそれぞれ改正され、また二十年二月二十二日に『昭和十二年軍用手票取扱手続』と改められた）が、また南方にたいしては、十六年十一月一日に『南方外貨表示軍票取扱手続』が、いずれも「大蔵大臣達」として出された。

前者によれば、政府は軍費支払の便に供するため予算の範囲内において軍用手票を発行し（第一条）、それを「昭和十二年軍用手票」と称し、十円、五円、一円、五十銭、十銭の五種とする（第二条）。担当者は大蔵省理財局長であり（第三条）、日本銀行は印刷された軍用手票を受領して、別口預金に受入れ、国庫金総括帳科目「軍票

発行高」の科目で整理する（第六条）ことになった。したがって、軍票の払出は、法規上は歳出定額の支出ではあるが、その際、軍票は右の別口預金から組替払出されるものであるから、歳出予算の支払元たる政府当座預金には何らの減少も生ずることなく（したがって支払額に入らない）、軍票引換整理の際に至って初めて、当座預金に減少をきたすのである。

軍票は先にみたごとく、当初華中における陸軍派遣部隊の軍人軍属の俸給、給与以外の軍費支払のために発行されたのであるが、昭和十三年九月からその使用範囲を拡張し、陸軍における軍人軍属の俸給、給与等にもこれを使用することになり、さらに海軍においても同様これを使用することとなった。また昭和十四年十二月以後、華中における日本銀行券の流通を抑制するため、軍以外にたいしても、広く軍票の使用を勧奨するに至った。

その後、十五年における「発行要領」の改正によって、軍票使用地区にインドシナが含められたが、同地域における軍用手票による軍費の支払は、軍人軍属の俸給、給与その他軍隊内部の支払に限られた（改正『取扱手続』第一条）。また軍票の種類はその後次第に拡大され、小額券や大額券が出されるようになった。なお、未発行軍用手票の出納保管に関する事務は物品会計官吏によって執行されることになっていた（昭和十五年八月五日大蔵省議決定、『未発行軍用手票出納手続』、第一条）。

太平洋戦争の宣戦布告より一ヵ月以上も前に、南方用の軍票の手配ができていたということは、その準備の周到さを物語っている。

なお軍票は、会計法上の支払手段ではあるが、使用されるのが国外の派遣地であり、法律上の強制通用力をもたぬから、厳格な法律上の意義における通貨ではなく、したがってその発行には法律または緊急勅令を要しないものとされていた。兌換は事実上停止されていた。

日清戦争以来の軍票史において、太平洋戦争の軍票のもっている特徴は次の点にあると考えられる。

第一に、今度の軍票は、その種類においても、発行額においても、今までの軍票とは比較にならない大規模なものであった。

第二に、従来の軍票はすべて臨時軍事費の直接の支出の一部として発行されたのであるが、今度の軍票の場合には、外資金庫、南方開発金庫のような新形式の金融機関が間に入るものが多く、政府貸上という形式が広く採用されたばかりでなく、南方については南方開発金庫の損失として、すなわち臨時軍事費の枠を越え出て発行されたものが少なくなかったのである。

第三に、従来の軍票は、ある場合には銀が、ある場合には金が、それぞれ交換にあてられることになっていたが、今度の軍票は一切そのようなことはなく、日本銀行券との交換にも大きな制限が置かれていたのであり、その日本銀行券自身すでに不換紙幣化していたものであったから、軍票は完全な意味での不換紙幣であったのである。

また外貨表示軍票について特徴的なのは、それぞれ現地の既存通貨にたいして等価として使用され、しかも一

方では国内円と等価の関係におかれたということである。すなわち現地のそれぞれの通貨は国際的な為替関係からいって日本円とそれぞれ異なった交換比率をもっていたのであるが、それを、いわゆる大東亜共栄圏の通貨理念、「東亜金融圏」なるものの構想にしたがって、恣意的に円にリンクさせてしまったのである。このことがのちに複雑なかつ困難な問題を沢山ひき起すことになったのも当然である。

なお、第五章で述べた現金支払額の中にはこれら軍票による支払額は入っていないことに、注意しておく必要がある。

軍票の製造費は臨時軍事費特別会計の支出によらず、一般会計の第二予備金支出によってまかなわれた。

以下、各地ごとに戦費支払の手段として何が使われ、どのように軍票が利用されたか、またそれがどんな問題をひき起して行ったか、を跡づけて行くことにしよう。

公式には軍用手票という名称であったが、慣例の使用法にしたがって、ここではすべて軍票という名称を使用することにする。

二　華北の場合

昭和十二年の「北支事件」勃発当初、華北において用いられた日本軍の戦費支払手段は朝鮮銀行券であった。鮮銀券が採用されたのは、従来から日本の北支駐屯軍は鮮銀券を使用していたこと、鮮銀券は過去二十年来北京

第百十二表　華北における臨時軍事費支払額　（単位　千円）

昭和12年	天津 送金額	天津 支払額	北京 送金額	北京 支払額	計 送金額	計 支払額
7 月中	750	500	0	0	750	500
8 〃	14,565	10,500	0	0	14,565	10,500
9 〃	27,853	13,180	6,705	4,407	34,558	17,650
10 〃	9,764	13,126	10,741	10,419	20,505	23,545
11 〃	10,699	11,464	3,420	6,495	14,119	17,959
12 〃	16,023	15,991	8,541	6,930	24,564	22,921
合計	79,634	64,761	29,407	28,314	109,061	93,075

備考：日本銀行資料による。

天津地方に流通していたこと、当初日本は「不拡大方針」をとり鮮銀券の多少の増発程度ですませると考えていたこと、などによるものであった。

同年中に華北において支払われた臨時軍事費（天津および北京における資金前渡官吏宛送金額中の支払額）は約九千三百万円であり（第百十二表）、同年末現在の華北における鮮銀券の流通高は、左のごとく、約五千万円と推定された。

イ　事変前華北に流通した見込額……三、〇〇〇千円

ロ　華北鮮銀各店の発行超過額……三三、五三六〃

ハ　「満州」における発行高（華北方面へ出征の関東軍携行のもの）……六、〇〇〇〃

ニ　朝鮮における発行高（在鮮部隊および朝鮮通過の華北方面出征部隊が鮮銀券に交換携行したもの、推定）…七、〇〇〇〃

ホ　以上合計……四九、五三六〃

しかし、事変の拡大とともに鮮銀券の増発が必要となり、このた

めに鮮銀券の中国法幣にたいする価値は著しく下落し、これをもっては軍需物資の調達を充分におこなうことは困難となった。そのため、次に鮮銀券の使用をやめ、軍票として河北省銀行券を採用することになった。河北券は当時法幣と大体等価で流通していた中国の通貨であり、これを円と連絡して使用したのであるが、これでも充分に物資を調達することはできなかった。そこで新たに、華北臨時政府の名において中国聯合準備銀行を創設し（昭和十三年三月）それによる聯銀券の発行をおこない、鮮銀券の回収を進めた。九月以降は軍の支払も主として聯銀券が用いられ、鮮銀券の使用は特殊な場合に制限されるに至った。その結果、華北における軍事費の支払はもっぱら聯銀券によってなされることとなったのである。十五年中における鮮銀券と聯銀券の月別発行超過額は第百十三表のとおりである。その後も鮮銀券の回収は進み、十六年末には累計四千五百万円の還収超過額を示した。

第百十三表
華北における円系通貨発行超過額

（単位　千円）

年　度	鮮銀券	聯銀券
13年1月	7,144	—
2	1,454	—
3	2,866	20,696
4	4,547	14,513
5	3,034	12,968
6	1,801	11,286
7	137	2,465
8	5,207	5,401
9	5,010	20,910
10	4,699	23,216
11	3,999	22,458
12	4,428	28,580
合　計	44,326	162,493

備考：日本銀行資料による。

これにたいして聯銀券の発行は増大し、昭和十六年末現在の発行高は九億六千六百万円に上った。また同年末までの軍事費の支払高は十億五千六百万円である。なお右聯銀券による軍事費の支払金は、その他の本邦対華北間の送金関係に基づく聯銀券の受払金額とともに、聯銀の朝鮮銀行および正金銀行にたいする円預金として処理されるものであるが、十六年末現在における右円預金残高は八億九千万円であった。

以上のごとく、華北（蒙疆を含む）における臨時軍事費の支払については、従来は日本における財政収入の国庫送金によって処理されていたのであるが、十八年四月から新しい政府貸上制度が実施された。これによって、華北分については、朝鮮銀行から政府に貸上をおこなうこととし、貸上金収入は朝鮮銀行券をもって日本銀行北京代理店に納入させ、朝鮮銀行は右貸上に必要な聯銀券資金を聯銀と鮮銀との間の預け合い契約によって調達することとなった。この預け合い契約に基づき、朝鮮銀行北京支店は、同店における聯銀の日本円預金勘定を貸記し、聯銀は右金額に相当する聯銀券を同行における鮮銀券預金勘定に貸記する方法によって、鮮銀は所要の聯銀券資金を調達するのであった。鮮銀と聯銀との間の預け合い契約書の例を示せば左のごとくである。

中国聯合準備銀行対朝鮮銀行間預金協定契約書

中国聯合準備銀行総行（以下単に甲と称す）及朝鮮銀行北京支店（以下単に乙と称す）との間に預け合勘定として甲に乙の中国聯合準備銀行券（以下単に国幣と称す）当座預金勘定並に乙に甲の日本円当座預金勘定を開設するに付中国聯合準備銀行（以下単に丙と称す）及朝鮮銀行（以下単に丁と称す）間に左の条項を契約す

第一条　乙か国幣資金を必要とする為乙に於ける甲の日本円預金勘定を貸記したるときは右金額に相当する

国幣を甲は甲に於ける乙の国幣預金勘定に貸記するものとす

甲は前項に定むる場合の外乙か国幣を払込みたるときは乙の国幣預金勘定を貸記するものとす

第二条　本預け合勘定に於ける日本円対国幣の換算率は日本円百円に付国幣百円とす

第三条　本預け合勘定の利息計算は凡て同率同条件とす

右利率は甲の日本円預金残高総額と乙の国幣預金残高総額とを相殺したる残高に対し年利三分五厘の割合とす

右利息は毎日の最終残高に附し毎年弐月末日及八月末日決算の上国幣をもって受払をなすものとす

第四条　乙は左の場合に限り甲の日本円預金の払戻を行うものとす

一、預け合勘定差引残高中丙丁協議に基く金額を日本銀行本店に於ける丙名義日本円預金勘定に振込むとき

二、甲に於ける乙の国幣預金残高と相殺を行うとき

第五条　丙及丁との間に調印せる昭和拾八年（中華民国参拾弐年）参月拾日附契約書に基く昭和拾九年（中華民国参拾参年）七月参拾壱日現在の甲乙預け合勘定残高は夫々本預け合勘定に依る預金残高として取扱うものとす

本預け合に依る残高は別勘定として整理し年利三分五厘の割合を附するものとす

第六条　本契約の有効期間は締結の日より昭和弐拾年（中華民国参拾四年）参月参拾壱日迄とし期間満了前に於て当事者の一方より本契約廃棄の申出なきときは順次壱ケ年宛延長せられるものとす

但し期間内と雖も丙丁協議の上内容の修正又は契約の解除を為すことを得

右契約成立の証として日華両文を以て原本夫々弐通を作成し当事者双方に於て各壱通宛を保有するものとす

本契約に関し解釈上疑義を生したるときは日本文契約書に拠り解釈するものとす

昭和拾九年（中華民国参拾参年）八月壱日

中国聯合準備銀行
総裁　汪　時　璟

朝鮮銀行
総裁　田　中　鉄　三　郎

右代理人
朝鮮銀行北京支店
支配人　大　庭　厳

第二節　占領地における戦費と軍票

中国聯合準備銀行顧問及朝鮮銀行総裁間覚書

昭和拾九年八月壱日附を以て中国聯合準備銀行（以下甲と称す）及朝鮮銀行（以下乙と称す）間に締結せる

預金協定契約並に貸出金契約に関し左記条項を諒解するものとす

記

一、乙が預け合い制度に依り調達する資金の範囲は臨時軍事費特別会計、一般会計及為替交易調整特別会計の日本政府国庫金に限るものとす

〔以下略〕

昭和拾九年八月壱日

中国聯合準備銀行
顧問　阪谷希一
朝鮮銀行
総裁　田中鉄三郎
右代理人
朝鮮銀行北京支店
支配人　大庭厳

右のようにして、朝鮮銀行が中国聯合準備銀行から所要の中国聯合準備銀行券資金を調達したのであるが、その調達の条件は左のごとくであった。

(1) 表示通貨　日本円建
(2) 利率　年三分五厘
(3) 期間　期間の定めなし（戦時中は封鎖）
(4) 利払　年二回（二月末および八月末）日本円をもって支払

もともと聯銀券はほとんど全く発行準備というべきものをもっていなかったのであるから、その増発にともなって減価がはじまり、物価騰貴の起るのは当然であった。これによるインフレを抑えるために、食糧の輸入が努力され、また華中とのあいだにバーター制が創設され、日本からも積極的に生活必需品や雑貨類が増送された。こうして十五年ごろからインフレは一時中だるみ状態にあったが、十九年以後に再び物価騰貴は猛威をふるいだし、今やそのインフレはとめどもなく進行して行ったのである。

なお、聯銀券を使用しておこなわれた華北における軍費は北京、天津、青島、煙台においては正金銀行によって、その他の地区においては朝鮮銀行によって、それぞれ調達された。これらの軍費の支払は、先に見たように一時朝鮮銀行からの政府貸上金として処理されていたのであるが、その後外資金庫が設立されるにともなって、昭和二十年三月一日附で、朝鮮銀行の有する政府貸上金債権は外資金庫によって承継された。これが中国聯合準備銀行券による外資金庫からの政府借入金五十一億円として、臨時軍事費決算にあらわれているものである。

なお、華北の蒙銀券も聯銀券と同じく、戦費支払手段として出発したものである。

三　華中・華南の場合

戦火が華中に飛んで上海方面の戦闘がはじまった当時、日本軍の用いた戦費支払手段は日本銀行券であった。これは、現地における物資の購入等のためには法幣が最適であるが、それは敵側通貨であった上に、実際に入手も困難であったので、やむをえず使用したものであった。日銀券を採用してから三ヵ月目の昭和十二年十一月、杭州湾に上陸した柳川兵団が軍票を携行し、華中において初めて日本軍の軍票があらわれたのである。この時以来、華中においては、戦費支払手段として日本銀行券と軍票（軍用手票）とが併行して使用されることになった。

軍票については、十二年十月二十二日の閣議において、「軍用手票発行要領」が決定され、また同日、大蔵大臣達で「支那派遣部隊経費支弁軍用手票取扱手続」が定められた。これによって予算の範囲内で軍用手票が発行され、原則として中国（華北をのぞく）における派遣軍の軍人軍属の俸給、給与以外の支出にあてられることになったのである。

昭和十二年中、上海向の臨時軍事費送金額（主として横浜正金銀行経由）は、二千六百万円であり（第百十四表参照）、これにたいして、同年末までに正金銀行および海軍出納官吏が現送した日本銀行券は、約千二百万円、陸軍の軍票現送高は約四百万円であった（第百十五表参照）。このほか、陸軍出征部隊の日銀券携行高が相当あったはずである。

第百十四表　上海向臨時軍事費送金額

（単位　千円）

昭和12年	陸　軍	海　軍	計
8 月 中	500	860	1,360
9 〃	1,200	2,060	3,260
10 〃	4,154	563	4,717
11 〃	7,769	539	8,308
12 〃	8,160	536	8,696
合　計	21,783	4,558	26,341

備考：日本銀行資料による。

第百十五表　上海向日本銀行券および軍票現送高

（単位　千円）

昭和12年	正金銀行現送高	海軍出納官吏携行高	計	軍用手票
8月中	850	—	850	—
9 〃	500	500	1,000	—
10 〃	1,500	500	2,000	625
11 〃	2,800	620	3,420	2,000
12 〃	4,700		4,700	1,000
合　計	10,350	1,620	11,970	3,625

備考：同上。

右の臨時軍事費送金額二千六百万円は十二年中にほとんど支払済となったが、その大半は奥地に携行されたのか姿を消し、上海における流通高は支払額の一部分にすぎなかった。軍票は四百万円の現送があったが、流通高は年末現在わずか三十万円程度にすぎなかった。

日本銀行券は、早くから流通させていたため、軍のみならず一般人もこれを使用し、とくに日本人がさかんに日銀券を流入させた。このため華中では日銀券が氾濫し、その価値が低下した。このいわゆる日銀券インフレ、すなわち円安の対策として、戦費支払手段としての日銀券を廃し、戦費支払手段は軍票一本に統一することになった。華北のように容易に新通貨を創設することはできなかったからである。たまたま武漢が陥落し、新しい通貨対策が必要となっていたので、大蔵省は軍当局と協力し、十三年十一月一日から上海をのぞく華中および華南一帯において、日銀券による

戦費支払を中止し、軍票一本にすることに決定し、これを実施した。その要領は右のごとくであった。[1)]

一、上海を除く華中において軍票を通貨として代用し、日銀券を使用せず。

二、奥地占領地区物資の買出しをおこなわんとするものは、日銀券を上海および現地銀行において軍票と交換して使用すること。

三、軍費を日銀券に換えんとするものは、大蔵省現地駐在事務官の許可をえて各銀行において交換しうる。

四、軍票預金は日銀券と同様の取扱いをなす。

(1)　今村忠男『軍票論』昭和十六年、第二章。

これにたいして、華南においては、初めから軍票が戦費支払手段として採用された。最初の使用は、十三年七月、広東省バイアス湾敵前上陸の直後であった。華南で当初から軍票が使用された事情は華中と異なっていた。華南では主要通貨であった毫券の発行者は逃亡しており、日本銀行券を新たに流通させる条件は華中以上に欠けていた。すでに華中においては軍票の使用を始めており、軍票を使用する方が容易であったからである。華中における軍票一元化に応じて、華南でも同十一月、派遣軍司令官は次のような告示を発した。

一、邦人の使用通貨は軍用手票とし、邦貨の使用を禁止す。

二、軍用手票の交換は、軍経理部または旧中央銀行内経理部軍用手票交換所において毎日午前十時から午後五時の間に交換す。

華南における軍事費の支払は、十三年までは出納官吏が華中方面から軍資金を携行しておこなっていたが、十四年一月以降広東、海口、三亜、汕頭に日本銀行代理店が設置され、同店を通じて軍事費の支払がおこなわれた。

以上のように、昭和十三年十一月一日から軍票一元制が実施されて以後、上海を除く華中占領地域にあった日銀券は漸次引き揚げられて軍票に統一されて行ったが、国際的な特殊事情から除外された上海では、依然として日銀券の氾濫があり、円安状態がつづいていた。当時上海には法幣、軍票、日本銀行券、華興商業銀行券の四種の通貨が流通していた。そこで軍票への統一を進めるために、十四年六月ごろから日本銀行券の引揚工作がはじまり、内地からの日銀券の持込みを制限するとともに、現地では内地送金を奨励した。すなわち日銀券の払出制限は、許可制の限度三千円を五百円、三百円と縮め、十月には五十円以下の引出のみを認めてそれ以上は一切軍票によっておこなうこととした。一方、軍票の手形交換がはじまり、預金も日銀券同様に扱ったので、支払手段としてはほとんど軍票が使用されるに至った。そこで大蔵省は十四年十二月一日から、上海における日銀券の流通を禁止し、日銀券預金も軍票預金に改められた。こうして軍票使用以来二年にして、華中における円系通貨は全く軍票に統一されることになったのである。現地においてとられた措置は左のごとくであった。

一、華中邦人銀行は昭和十四年十二月一日以後、日満向け旅行者にたいする場合を除き、日銀券の払出しをおこなわぬこと。

二、銀行は昭和十五年一月一日以後は、日銀券の受入をなすには在上海財務官事務所の許可を必要とすること（この例外的取扱も、のちに十五年五月十六日からは絶対許可されぬこととなった）。

三、日銀券所有者は昭和十四年十二月三十一日までに銀行でこれを軍票に引換えること。

四、昭和十四年十二月一日以後、華中においては、従来日銀券をもってなされていた決済は、すべて軍票をもってすること。

また、日銀券と軍票の引換えについては、具体的要綱を定め、華中向旅行者が通貨を携帯する場合には、原則として出発前に内地において軍票と引換え、また華中より内地へ帰還する場合には日銀券と引換えるのを必要とすることとし、そのような処置が実施された[1]。

(1) 日本銀行券と軍票との引換え要領は左のごとく定められた。

一　日本通貨を軍用手票に引換うる場合（内地より中支那へ向け旅行の場合）。

（一）引換場所。

1　内地。

イ　日本銀行本店の外大阪、門司、広島、神戸の各支店及長崎、福岡の各代理店。

ロ　長崎及神戸埠頭引換所並に雁の巣飛行場引換所。

2　中支那（已むを得ざる事情に依り内地にて引換得ざりし場合に限る）。

イ　上海埠頭引換所。

ロ　各邦人銀行。

ハ　蚌埠停車場引換所。

（二）引換条件。

イ　乗船券（又は航空券）と共に軍用手票請求書（各引換所に備付あり）を提出すること。

ロ　引換金額は一人に付五百円を限度とすること。但し外国為替管理法に基く命令の中第三条の規定に依る通貨携帯に関する許可あるときはこの限にあらず。

ハ　中支那に於ける引換は已むを得ざる事情に依り内地にて引換え得ざりし場合に限り、且つ金額は内地引換金額と合し一人に付五百円（為替許可証あるときは其の許可金額）を限度とすること。

ニ　引換後旅行中止等の場合は、乗船券又は航空券面に当該引換所の軍票返戻証印なき限り運賃の払戻を受け得ざること。

二　軍票手票を日本通貨に引換うる場合（中支那より帰還の場合）。

（一）引換場所。

1　中支那。

イ　各邦人銀行（銀行営業時間内に限る）。

ロ　上海呉淞路三二五号松川屋両替部及天潼路三八一号上海両替店（銀行営業時間外及銀行休日に限る）。

ハ　蚌埠停車場引換所。

2　内地（已むを得ざる事情に依り中支那に於て引換得ざりし場合に限る）。

イ　日本銀行本店及長崎、福岡各日本銀行代理店。

ロ　長崎及神戸埠頭引換所並に福岡市外雁の巣飛行場引換所。

3　その他（已むを得ざる事情に依り中支那において引換得ざりし場合に限る）台北、基隆、高雄、京城、大連、新京及除州の各日本銀行代理店。

（二）引換条件。

イ　乗船券（又は航空券）と共に日本通貨請求書（各引換所に備付あり）を提出すること。

ロ　引換金額は一人に付二百円を限度とすること。但し上海駐在財務官許可証あるときは此の限にあらず。
ハ　中支那以外に於ける引換は已むを得ざる事情に依り中支那に於て引換え得ざりし場合に限り、且つ金額は中支那引換金額と合し一人に付二百円（財務官許可証あるときはその許可金額）を限度とすること。
ニ　引換後旅行中止等の場合は乗船券、又は航空券面に当該引換所の日本通貨返戻証印なき限り運賃の払戻を受け得ざること。

軍票は日本円にたいしては、当然パー（等価）にされていたが、華中における対法幣相場は、昭和十三年十一月一日、法幣百元にたいし軍票八十円に公定された。また華南においては、バイアス湾上陸の際には、軍票百円にたいして毫券二百元と定められ、広東が陥落すると、軍票百円にたいして毫券三百元、法幣二百元、香港弗百弗と改められた。その後華中の軍票相場から算出して、軍票百円にたいし毫券百八十元、法幣百三十元に引下げられた。

しかし、一片の紙にすぎない軍票の価値を維持してゆくのは、容易なことではなかった。一方では、物資の取引売買に軍票建を強制し、軍票売りでなければ営業を許可しない方針など、軍票使用の強制を強化するとともに、裏付としての物資をなんとか算段して行かなければならなかった。

たとえば、十四年一月、「軍票にたいする日本人の心得」として漢口地方で指示された通牒には次のように書かれていた。

日本人は当然次の条項を厳守すべし

一　商取引には軍票を使用すること。
二　軍票と法幣との比価を利用して利益うるため、法幣または弗銀を携行して上海に行かぬこと。
三　弗銀または日銀券は速やかに邦人銀行において両替すること。
四　右に反するものは軍の企図の裏をかく非国民として断乎処置する。
五　右は中国人にも努めて実行させるよう誘導すること。

また広東では、十四年三月三十一日付で、総領事の名をもって左のような「告示」が出された。

当館（領事館）内に居住または来往するものは当分の間左の各項を遵守すべし。
一、宣撫用品の売買にはすべて軍票を使用し、軍票以外の通貨を使用すべからず。
二、其他の物品の売買については当館の許可を得たる場合の外、すべて軍票を使用すべし。
三、軍票を他の通貨と交換する場合は公定相場によるべし。
右各項に違反したる者は金融撹乱の廉により処分す。

右公示す。

軍票と他の通貨との交換には制限が加えられた。華中における「軍用手票交換規定要領」（昭和十三年十二月十九日実施）は次のように定めている。

軍用手票は左記の甲号の一に該当し、かつなお乙号の一に該当する場合、または交換許可書を有する場合に限り、額面価格をもって日本通貨と交換（送金または取立為替の場合を含む）するものとす。

一、甲号

1　上海において支払を必要とする者。

2　上海または華中以外の地に送金を必要とする者。

二、乙号

1　軍人、軍属たる事が明らかに認めらるる場合。

2　軍人、軍属たる身分を証明せる所属部隊の身分証明書を所持する場合。

三、前各項に掲ぐる場合のほか、一人一回の交換要求高十円以下（送金または取立為替の支払は百円以下）なる場合。ただし軍人、軍属にたいしとくに事由あるもののほか、軍よりの給与金額（数カ月分を取まとめることを得）以内に限るものとす。

さらに十四年十二月一日以後は、日満向旅行者にたいしても、次のように軍票と円との交換を制限した（『軍票引換実施要綱』による）。

一、日銀券を軍票と交換する場合は、原則として一人に付き五百円までとす。ただし華北方面から華中方面への旅行者に関しては、従前通り連銀券を軍票に交換しその金額は徐州を起点として一人に付き蚌埠までの旅行者三十円、南京まで五十円、上海および安慶まで百円、漢口まで二百円とす。

二、軍票を日銀券と交換する場合は、原則として一人に付き二百円までとす。ただし華中方面から華北方面への旅行者に関しては従前通り一人に付き四百円までとす。

軍票以外の通貨をもってする物資の売買を厳禁する通告は何度となくくり返しおこなわれ、また内地よりの送金や渡航者そのものの制限もおこなった。

他方、軍票の流通拡張のために、日本側銀行、治安維持会、商工会等による交換所を新設させ、軍票の交換所となる銭荘は許可制にしてこれを統制し、また庶民金融機関としての軍票を取扱う中国側小銀行をいくつも新設し、中には軍票で資本金を払込んだ軍票専門の銀行（中江実業銀行、昭和十五年五月設立）まで作られた。

軍票勘定による手形交換制度もはじめられた。それは左のような要領で上海の日本六大銀行支店（正金、三井、三菱、住友、台湾、朝鮮）によって実施された。

一、軍票勘定手形交換制度は昭和十四年四月一日より実施す。

二、軍票勘定手形の交換は毎日（祭日、日曜日を除く）これをおこなう。

三、軍票手形交換尻の決済は正金上海支店における加盟銀行の軍票当座預金勘定の貸借振替をもって決済す。

四、軍票勘定手形交換尻借方銀行の正金支店における軍票当座預金勘定の資金が当日の交換尻金額に満たざる時は、その不足額は当日午後三時までに軍票をもって同行に払込むものとす。

さらに軍票価値維持のために軍票の統制買もおこなった。昭和十三年十二月、軍票価値操作の特別資金制度を設け、法幣が強調し、軍票相場が下落した場合、また軍票相場の強調を必要とした場合には、邦人銀行として特別資金をもって法幣を売り、軍票を買うという操作をおこなわせたのである。

以上のように各種各様の軍票価値維持策が強力に取られたが、しかも結局においてその最大の支柱となったのは物資による裏付であった。その重要性は、たとえば当初日本から物資輸送の船が着けば、軍票相場が上り、船が遠ざかればたちまち戻してしまったことによっても知ることができる。軍票の上に「此票一到即正面所開日本通貨」といくら記されていても、それで物が買えなければ一片の紙にすぎないからである。

最初の物資裏付は、いわゆる宣撫品の配給であった。撒布された軍票にたいして、宣撫品として日常生活必需品を安く配給して一部分でも回収しなければ民衆は信用しなかった。このために各都市に日本人商人に宣撫用物資配給組合を結成させ、価格の公定までおこなった。たとえば広東では、軍は酒保および治安維持会に、軍票にたいして大量の宣撫米を販売させた。広東宣撫用配給組合も設立された。

しかし、軍票に一元化した後には、もう宣撫品程度の形式的な物資裏付では価値を維持できなかった。しかし、物資は内地でも次第に不足して行ったし、華中華南の物資を充分入手することもできなかった。したがって、獲得しえた限りの裏付物資をできるだけ効果的に活用するために、次のような輸入および配給制に関する組合を設置することになった。

一、「中支那軍票交換用物資配給組合」

これは当初各都市に設立された宣撫用品配給組合を統合整備したもので、軍の直轄下に独自の立場から物資（綿、人絹、穀肥、砂糖等）の輸入、配給をおこなった。

二、「物動関係組合」

これは、石炭、鉄、石油、セメント等、日本の物動計画に含まれている物資の輸入、配給を統制する組合である。

三、「日本輸入配給組合連合会」

これは、昭和十五年九月実施した満関支貿易調整令によって生れ、東亜輸出組合連合会に対応し、物動関係以外の一般物資の華中における輸入、配給を一元的に統制するもの。下部には、陶磁器、硝子、呉服物等の取扱品目によって二十五の組合があった。

四、「奥地向物資販売協議会」

非占領地区への物資流出を取締り、軍票の価値を効果的に維持するため奥地にたいして必要物資を供給するもの。昭和十五年の秋以来、綿糸布、煙草、石鹸、砂糖、油等につき、軍と緊密に連絡を保ち、厳重な軍票売、非占領地区の経済封鎖をおこない、軍票価値維持に大きな役割を演じた[1]。

このようにあらゆる手段を動員してようやく軍票の価値が維持されていた。上海の軍票相場は、法幣百元にた

いし、十四年十二月七八・九円、十五年十二月六〇・四円、十六年十二月二七・二円、十七年七月九円、と上昇した。

しかし、敵の法幣を利用しつつこれを圧迫しようとする政策が、実際には逆に相手の地位を強化して行ったことは否定しがたい。そのことはたとえば、華中における日本の大国策会社である華中蚕糸ですら、その借入金の六五％は法幣を要求した[2]ということにもあらわれていたといいうるであろう。軍票の対法幣相場が驚ろくべき強調を示した十五年においてすら、占領地内の法幣流通高にたいして軍票流通高はせいぜい一割程度にすぎなかったのである。

(1) 今村忠男『軍票論』、第二章。日本銀行調査局特別調査室『満州事変以後の財政金融史』、また日本銀行調査局『占領地区における新設一般銀行の概要』昭和十六年、中支那軍票交換用物資配給組合『軍配組合月報』各号等による。

(2) 満鉄『支那経済年報』昭和十五年版等による。興亜院も、安定通貨としてむしろ法幣の安定を希望するような情勢がみられた。

なお、華中においては、昭和十四年五月、華興商業銀行が設立され、しばらく同行発行の華興券も流通していたが、十六年一月、南京に中央儲備銀行が設立され、同行発行の新法幣、儲備券が基本通貨と定められたので、以後は儲備券が軍票と併行的に流通するにいたった（ただし、武漢、安慶、および華南は依然として軍票のみであった）。

十六年末における華中および華南方面の軍票流通高は大体左のとおりである。

華中方面軍票流通高	
部隊手持有高	一五、〇〇〇千円
銀行手持有高	二三、〇〇〇〃
市中流通高	一〇一、五五二〃
合　計	一三九、五五二〃
華南方面軍票流通高	
部隊手持有高	四、〇〇〇千円
銀行手持有高	一〇、八〇〇〃
市中流行高	八、三〇九〃
合　計	二三、一〇九〃

ついで太平洋戦争勃発直後、軍票相場の不当な動揺を防止するために、十二月十六日から軍票対法幣相場を二十五円に釘付けした。翌十七年三月六日、東京において『中支通貨暫定処理要綱』が決定された。これは敵性通貨である旧法幣の打倒を目指し、それを排除する態勢を積極化しようとするものであったが、その中で、軍票と儲備券の関係については平衡資金によって適宜にこれを操作すること、および、儲備銀行を軍費その他必要資金の調弁銀行にするため顧問制度を整備拡充して日本側の把握力を強めること、などを定めている。この要綱の方

針に基づいて、儲備券の法幣にたいする等価関係の切断、軍票へのリンクがおこなわれた。すなわち翌七日には、正金上海支店は、従来法幣儲備券の区別なく一本であった軍票相場の建値を今後は儲備券にたいしてだけおこない、法幣にたいしては市中相場を基準として交換を認めること、また三月九日の正金建値を軍票売二十円、買二十円⅝とすることを発表した。ついで、九日には日本側銀行は新設の一般口預金を儲備券建一本にした。このような法幣攻撃の露骨な政策[1]は法幣の下落に拍車をかけた。二十六日には法幣の対軍票市中相場は十三円に下った。しかし同時に儲備券は急速に流通市場から姿を消した。物価は急騰し、儲備券の購売力も相対的に低落した。法幣攻撃はさらに進められ、五月二十六日には法幣建値を五十元に改訂し（すなわち二分の一に切下げ）、六月には全面的な法幣回収にのり出した。この間、五月二十一日に儲備券の対軍票相場は、百元にたいし軍票十八円（売十八円、買十八円⅛）に改訂され、それを釘付するため七月二十八日には日本銀行から儲備銀行に一億円のクレジットが供与された。

(1)　このためには日本で作った贋造法幣を中国でばらまく謀略もおこなわれた。陸軍登戸研究所において偽法幣（B兵器といわれた）が製造されたことは前にもふれた。

このようにして昭和十八年四月一日、華中および華南（海南島をのぞく）における軍票の新規発行停止、儲備券一色化の方針が実施に移されたのである。

昭和十二年事変発生以来、十七年十二月末までの円軍票払出総額は三十九億三千五百万円に上り、そのうち交換による払出額十二億八千二百万円、軍事費その他国庫金としての払出額は二十六億五千三百万円で前者の倍額を示した。右国庫金としての円軍票払出総額は、地域別にみれば、華中方面二十億一千七百万円、華南方面六億三千六百万円であり、大部分が臨時軍事費の支払にあてられた。国庫金としての円軍票の年次別受払状況は第百十六表のとおりである。また受払超過をみると第百十七表のごとくであり、概していえば、国庫金として支払われたものは大部分交換によって受入れられ、流通高として残ったものは十七年十二月末現在において同表の払出超過額二億四千八百万円と推定される。なお、前記軍票交換受入高三十億一千八百万円のうち、華中、華南において円軍票を受入れ、その交換代り金を内地において交付した金額は、該事務の取扱を開始した昭和十三年十一月以降十七年十二月末までに約二十億三千七百万円であり（第百十八表）、また軍票交換払出高十二億八千二百万円のうち、交換代り金

第百十六表　円軍票受払状況　（単位　千円）

国庫金	受	払
12年中（10月以降）	—	3,625
13　〃	13,646	75,504
14　〃	104,056	344,786
15　〃	162,712	685,848
16　〃	166,123	632,803
17　〃	223,013	910,595
内上半期中	100,388	420,173
内下半期中	122,625	490,422
計	669,550	2,653,161

備考：日本銀行資料による。

第百十七表　円軍票受払超過額　（単位　千円）

	受	払	差引
国庫金	669,550	2,653,161	払超 1,983,611
交換	3,018,253	1,282,533	受〃 1,735,720
計	3,687,803	3,935,694	払〃 247,891

備考：日本銀行資料による。

第百十八表　円軍票交換代り金交付額　（単位　千円）

受入地	13年11月以降～16年中	17年中	（内上半期中）	（内下半期中）	計
上海	813,693	666,941	308,500	358,441	1,480,634
香港	—	14,000	2,000	12,000	14,000
杭州	6,800	—	—	—	6,800
蘇州	3,500	—	—	—	3,500
南京	124,785	—	—	—	124,785
漢口	90,148	—	—	—	90,148
九江	15,800	1,050	1,050	—	16,850
南昌	7,200	600	600	—	7,800
安慶	4,650	1,100	1,100	—	5,750
蚌埠	800	—	—	—	800
広東	167,750	39,950	17,300	22,650	207,700
海口	21,870	10,400	5,300	5,100	32,270
汕頭	14,100	2,400	300	2,100	16,500
楡林	8,950	2,100	1,600	500	11,050
河内	680	46	37	9	726
西貢	13,792	4,342	4,342	—	18,134
合計	1,294,518	742,929	342,129	400,800	2,037,447

備考：日本銀行資料による。

第百十九表　円軍票現地払渡額　（単位　千円）

	15年6月以降～16年中	17年中	（内上半期中）	（内下半期中）	計
上海	25,500	94,900	54,600	40,300	120,400
香港	—	500	500	—	500
漢口	8,000	2,000	2,000	—	10,000
広東	4,500	2,500	1,000	1,500	7,000
海口	1,600	800	500	300	2,400
計	39,600	100,700	58,600	42,100	140,300

備考：日本銀行資料による。

を内地で受入れたうえ華中、華南において円軍票を払渡した金額は、十五年六月以降十七年十二月末までに一億四千万円となった（第百十九表）。

以上に詳しく述べてきたように、華中において、軍票は初めは日本銀行券と併行して使われ、その後日銀券を廃して軍票に一本化し、さらに儲備銀行設立とともに儲備券と併行して使われ、最後に軍票は儲備券に吸収されるに至った。こうして昭和十八年四月の軍票回収、儲備券一色化の方針が決定されて以後は、儲備券が軍票に代って軍の調弁通貨としての役割を独占的に担うこととなった。いまや膨大な軍費の支出によって儲備券インフレは不可避な有様となった。そのてことなったのは、十七年八月に儲備銀行と正金上海支店との間に結ばれた左のような「預け合い契約」であり、これによって日本側は無制限に儲備券を手に入れる道が開かれたのである。

軍票及儲備券預け合勘定に関する横浜正金銀行及中央儲備銀行間契約書

中央儲備銀行上海分行（以下甲と称す）か横浜正金銀行上海支店（以下乙と称す）に儲備券資金を供給する為め預け合勘定として甲に乙の儲備券預金勘定及ひ乙に甲の軍票預金勘定を開設するに付甲乙間に左の条項を契約す

第一条　乙が乙に於ける甲の軍票預金勘定を貸記したるときは右金額に相当する儲備券を甲は甲に於ける乙の儲備券預金勘定に貸記するものとす

第二条　前条に於ける軍票対儲備券の換算率は儲備券百元に付軍票十八円とす

第三条　本預け合勘定の利息計算は凡て同率同条件とす、右利率は軍票預金残高と儲備券預金残高を前条換算率により算出せる軍票換算金額との差額か軍票一億円に達する迄は夫々年三分二厘の割合とし右限度を超過せる金額に対しては年三分五厘の割合とす

右の利息は毎日の最終残高に附し毎年五月末日及十一月末日決算の上第二条に定むる換算率による換算額を以て受払額差引の上差額儲備券を以て支払ふものとす

第四条　軍票預金の払戻は乙の申出に拠り第二条に定むる換算率に依る儲備券を以て之を行ふものとす

右契約の証として日華両文を以て原本夫々二通を作成し両行に於て各一通宛所有するもの也

昭和十七年八月十日

横浜正金銀行頭取代理　横浜正金銀行上海支店
支配人　河村二四郎

中央儲備銀行
総裁　周仏海

さらに、横浜正金銀行が中央儲備銀行券資金を調達する場合の主要条件は左のごとくであった。

(1) 表示通貨　日本円建

(2) 利率　年三分五厘

(3) 期間　期間の定めなし（戦時中は封鎖）

(4) 利払　年二回（二月末および八月末）日本円をもって支払

日本軍または政府が現地使用のために儲備券資金を要するときは、右の条件によって、正金銀行上海支店は儲備銀行債権として円資金を記帳し、儲備銀行は右資金額に相当する儲備券資金を百対十八の換算率によって日本側に交付するのであった。

右について、初め国庫は、正金銀行上海支店が儲備銀行債権として記帳した円資金と同額の資金を東京において現金をもって交付していたが、それでは正金銀行にとって有利に過ぎ、かつ内地のインフレーションを助長するために、これを改めて、現金の代りに三分半利付政府債務証書をもってすることになった。しかし、正金銀行にたいしては右政府債務証書をもって日本銀行から融通を受ける途ができたのである。[1)]

(1) 深井英五『枢密院重要議事覚書』昭和二十八年刊、四一九頁。

こうして預け合い契約ができて以後、儲備券インフレは急激なテンポで進行した。八月には裏付物資のために綿糸布の低価強制買上をおこない、十二月には儲備券による金の売却がはじまった。日本の国内でも、このことはひじょうに憂慮された。たまたま前年末の御前会議において「大東亜戦争完遂の為の対支処理根本方針」が決定され、東条首相が三月に南京を訪問するなどの宣伝工作を進めていた矢先のことでもあり、中国経済の崩壊を防止する対策を必要とした。七月十四日の大本営政府連絡会議は、「対支緊急経済施策に関する件」を了解し、

直ちに日本から金塊二十五瓲を華中および華北に現送して通貨の回収にあてることが決定された。こうして市場操作用に使う金の払下と現送が開始され[1]、また十九年八月には預け合い契約を改訂して、儲備券調達を軍費とそれに準ずるものに限定する[2]等、インフレ抑止の工作が次々ととられたが、もはやインフレの激甚化は如何ともなしがたかった。終戦時における儲備券発行高は三兆三千二百億元という天文学的数字に達し、上海の物価は昭和十一年の千二百倍を示していたのである。

(1) 市場操作用に中国向け現送される金の正金銀行への払下は昭和十八年十二月二十九日から二十年三月十七日までの間に十四回おこなわれた。その払下実績と現送状況は左のごとくである。

金売却純量（グラム）

金条	三七、九七二、二六一・六
定型	一、九六八、一二四・五
合計	三九、九四〇、三八六・一

現送

上海向直送分

定型一回	十八年八月一日
金条九回	十八年十二月十七日より二十年一月十二日まで

天津向直送

定型一回	十八年八月二十二日
金条一回	十九年六月十二日

上海より広東へ転送

金条五回	二十年一月より五月まで

上海より天津へ転送

二十年三月二十七日

金条とは、長さ十三センチメートル、幅二センチメートル、厚さ九ミリメートル、重さ約三百十二グラム、品位九九一―九九三の金棒で価格十両、表面に渦紋があった。造幣局は、物資獲得の資金として上海市場向現送しようとする軍の依頼に応じて、十六年十一月に右の製造を開始し、うち九三七、五二七グラム六を日本銀行に引渡した。ついで同じく十八年十一月から翌年十一月まで、二七、一四四、六九四グラム三を製造し、ほかに十両、五両および一両の足金九一五、二八五グラム二を十八年十二月から二十年三月までに製造した。足金は金条と同様の品位で、長方形または馬蹄形に近い金塊であり、やはり表面に特殊の渦紋があった（『造幣局八十年史』、第二章）。

十八年七月当時、日本の金保有高は一グラム三円四十五銭として約五億円、四円八十銭とすれば約七億円、その大部分は日本銀行の所有であった。そのうち二十五トン（一トンは千キログラム）約一億円を送る計画であり、飛行機で一、二トンずつ現送した。九月までに現送二十トン、うち半額を中央儲備銀行準備とし、半額を屯積買上に使った（深井英五『枢密院重要議事覚書』、昭和二十八年刊、三〇七頁および三一八頁）。

(2) 十九年八月一月、新たな預け合契約が左のごとき内容で結ばれるとともに、同日付の横浜正金銀行頭取と儲備銀行総裁との間の往復書簡において、「本預け合契約に依り調達する資金は日本政府の国庫金に限り使用するものとす」との条項を遵守するむねを記している。

中央儲備銀行、横浜正金銀行間預け合契約書

中央儲備銀行上海分行（以下甲と称す）と横浜正金銀行上海支店（以下乙と称す）との間に預け合勘定として甲に乙の中央儲備銀行券（以下国幣と称す）当座預金勘定並に乙に甲の日本円当座預金勘定を開設するに付中

央儲備銀行（以下丙と称す）と横浜正金銀行（以下丁と称す）との間に左の条項を契約す

第一条　乙か国幣資金を必要とする為乙に於ける甲の日本円預金勘定を貸記したるときは甲は右金額に相当する国幣額を甲に於ける乙の国幣預金勘定に貸記するものとす

第二条　本預け合勘定に於ける日本円対国幣の換算率は日本円十八円に付国幣百円とす

第三条　本預け合勘定の利息計算は凡て同率同条件とし利率は年利三分五厘の割合とす

右利息は毎日の最終残高に附し五月末日及十一月末日計算の上国幣を以て受払をなすものとす

第四条　乙は乙に於ける甲の日本円預金の払戻を第二条に定むる換算率に依り国幣を以て行ふものとす但し丙丁協議に基く金額を日本銀行本店に於ける丙名義日本円預金勘定に振込む場合は此の限りに非ざるものとす

第五条　本契約の有効期間は契約締結の日より昭和二十年（中華民国三十四年）三月末日迄とし期間満了前に於て当事者の一方より本契約廃棄の申出なきときは順次一ヶ年宛延長せらるるものとす但し期間内と雖も丙丁協議の上内容の修正又は契約の解除を為すことを得るものとす

第六条　丙及丁の間に調印せる昭和十七年（中華民国三十一年）八月十日附契約書に基く預け合勘定残高は本預け合勘定に依る預金残高とは別勘定として整理し本日以降一律に年利三分五厘の割合を以て利息を附するものとす

右契約成立の証として日華両文を以て原本夫々二通を作成し当事者双方に於て各一通宛を保有するものとす

本契約に関し解釈上疑義を生じたるときは日本文契約書に拠り解釈するものとす

昭和十九年（中華民国三十三年）八月一日

中央儲備銀行
総裁　周仏海

横浜正金銀行
頭取　柏木秀茂

右代理人
横浜正金銀行上海支店支配人
取締役　河村二四郎

なお、先にみたように、華中、華南における臨時軍事費の支払は、正金銀行と儲備銀行との間の預け合契約に基づき、正金上海支店において、同店における儲銀の日本円預金勘定を貸記し、儲銀は右金額に相当する儲備券を同行における正金上海支店の儲備券預金勘定に貸記するという方法によって、正金は所要の儲備券資金を調達したのであるが、この分について正金銀行は政府に貸上をおこない、貸上金収入は儲備券をもって日本銀行上海代理店に納入せしめたのである。

その後、外資金庫が設立されるにともない、昭和二十年三月一日附で、横浜正金銀行の有する政府貸上金債権

は外資金庫に承継された[1]。こうして中央儲備銀行券による外資金庫からの借入金二百六億円が、前述のように臨時軍事費の歳入決算にあらわれることになった。しかし、これ以後新たな政府貸上はおこなわれず、外資金庫の儲備銀行にたいする債務は予算と無関係に進行することとなった（後述、第八章第四節参照）。

(1) 昭和二十年十月末の正金銀行上海支店の営業報告によれば、資産、負債の総計は三千四百億円という天文学的数字を示していた（コーヘン『戦時戦後の日本経済』、大内兵衛訳、上巻、第二章）。

四　東北中国（満州）の場合

「満州」における臨時軍事費の支払は当初から一貫して満州中央銀行券（満銀券）によっておこなわれた。これにたいしては、財政収入からの国庫送金によって処理されていたのであるが、昭和十九年四月一日附をもって、実際上は九月から、新しい政府貸上方式が実施された。この制度によれば、横浜正金銀行と満州中央銀行との国庫金支払の為の貸上資金融通に関する契約に基づき、正金新京支店は、満州中央銀行から満州国幣資金の借入をおこない、これを政府に貸上げるのであり、貸上金収入は日本銀行新京代理店に納入させるものであった。

このためにおこなわれた「軍費等国庫金支払の為の貸上資金融通に関する契約書」は左のようになっている。

契約書（軍費等国庫金支払の為の貸上資金融通に関する）

満州中央銀行（以下甲と称す）は横浜正金銀行（以下乙と称す）が大日本帝国政府（以下丙と称す）に対し満州国に於て丙の軍費等国庫金支払の為貸上をなすに必要とする満州国幣（以下国幣と称す）資金を横浜正金銀行新京支店（以下丁と称す）に融通するに付甲乙間に契約すること左の如し

第一条　乙が丙に対し貸上をなしたる場合には丁は約束手形引換に甲より乙の貸上金に相当する国幣を日本円建を以て借入をなすものとす

第二条　前条の借入金利率は日歩九厘の割合とす

前項の利息は借入の翌日より返済当日迄支払ふものとし毎年三月一日九月一日及返済の日に甲乙間日本円を以て受払をなすものとす

第三条　第一条に依る借入金の返済期日は乙の丙に対する貸上金の返済期日と同一日とするものとす

但し第一条に基く約束手形の期日は第二条に定むる利息支払日とし本条の返済期日に至るまで順次更新するものとす

第四条　乙が丙に対する貸上金の返済を受けたるときは乙は直ちに甲に対し第一条に依る丁の借入金を日本円を以て返済するものとす

第五条　第一条に依る借入金に関しては甲は乙より担保を徴求せざるものとす

第六条　乙の丙に対する貸上条件に変更ありたるときは爾後の本契約に基く丁の借入条件を之に準じ変更する

ものとす

第七条　本契約は締結の日より其の効力を生ずるものとし之が廃棄に付ては甲乙間協議に依るものとす

本契約成立の証として本書二通を作成し甲乙各其の一通を保有するものとす

昭和十九年（康徳十一年）四月一日

満州中央銀行
総裁　西山勉
横浜正金銀行
頭取　柏木秀茂
右代理人　横浜正金銀行新京支店
支配人　下村悌治

右のようにして、正金銀行は満州中央銀行との契約に基づき、新京支店において満州中央銀行より国庫金支払の為の満州国幣資金を借入れたのであるが、その調達にあたっての主要条件は左のごとくであった。

(1) 表示通貨　日本円建
(2) 利率　日歩九厘
(3) 期間　五ヵ年間、ただし期間満了すればこれを更新継続することができる。
(4) 利払　年二回（三月一日及び九月一日）日本円をもって支払

これによる政府貸上金が、臨時軍事費決算における横浜正金銀行からの満州国幣による政府借入金三十四億円となったのである。

なお、東北地方の臨時軍事費の支払は、昭和十七年度が最も多かった。

右の満銀券も、また十二年十二月以降満州円と等価で発行された蒙疆銀行券（蒙銀券）も、聯銀券などと同じく、すべて軍票代用物であり、実質的には円軍票にほかならなかったのである。終戦時における発行高は、満州中央銀行券八十八億円、蒙疆銀行券三十六億円であった。

五　香港および海南島の場合

太平洋戦争に入って後、昭和十七年一月二十九日、香港においても華南において使用した軍票（昭和十二年軍用手票）を使用することになった。

なお海南島では最初から軍票が使用された。

そして、華中、華南において軍票の支払が停止されて儲備銀行券に一色化した後も、香港および海南島の両地域は除外地域として、従前どおり軍票による戦費の支払が続行された。

昭和十七年十二月末現在の両地域における円軍票流通高（香港にはこのほか香港弗の流通一億九千万円見当があっ

第百二十表　海南島および香港における円軍票流通高　（単位　千円）

	受入	払出		差引流通高
	日本銀行本店上海及広東各代理店よりの回送高	楡林海口及香港各代理店手持有高	島外持出高	
海南島（戊号券）	45,715	19,415	4,946	21,354
香　港（丙号券）	53,800（本店よりの回送高）	32,425	—	21,375
計	95,515	51,840	4,946	42,729

備考：日本銀行資料による。

た）は、第百二十表のごとく、華中、華南全域における軍票流通高二億四千七百万円の一八％を占めていた。

六　インドシナの場合

その後戦局が進み、昭和十五年九月仏領インドシナ北部（ヴェトナム）へ部隊が進駐するに及び、この地においても軍票を使用する必要を認め、同九月十日、先の「軍用手票発行要領」を改正して、軍票使用地区の中に仏領インドシナを含める措置がとられた。こうして進駐当時の同地方における支払は軍携行の軍票をもっておこない、十月にはハノイに、翌十六年八月にはインドシナ南部のサイゴンに日本銀行代理店が設置されて、ピアストル貨または軍票による支払を取扱うこととなった。しかし、実際には軍票は少なく、支払は主として為替銀行を通じて送金されるピアストル貨（印度支那銀行券）によっておこなわれた。十六年五月、日・仏印経済協定の取極めができ、この協定の内で円ピアストル双務清算による決済制が採用された[1]。

(1)　この協定は、その後各地域で設定された決済様式中、最初に公表されたものであった。

右のピアストル貨は正金銀行によって調達されたものであるが、それは同行による金のイヤマークまたは外貨の提供によっておこなわれていた。

十七年六月には十一隻のフランス商船を徴傭する協定が日本海軍代表と仏印海軍司令官との間に結ばれた。十八年一月に至って新たにいわゆる特別円制度が導入された。これによって、正金銀行サイゴン支店は所要のピアストル資金を印度支那銀行から提供を受け、右ピアストル資金は、印度支那銀行における正金サイゴン支店の預託金勘定に振込まれ、正金サイゴン支店は必要に応じてこれを引出し、日本銀行サイゴン代理店へ納入することとなった。そしてその場合、預託金勘定にピアストル資金が振込まれた時に、正金銀行東京支店はその対価を同店における印度支那銀行サイゴン特別円勘定に払込むのであった。軍は臨時軍事費特別会計の支出によって、右の日本銀行サイゴン代理店に納入されたピアストルを入手し、これを使用した。

十八年一月の交換公文の要点は左のごとくである。

日本国仏領印度支那間決済の様式に関する交換公文

（往翰訳文）

以書翰啓上致候陳者大東亜地域に関する支払決済の新方式を確立するの必要なるに鑑み本使は閣下に対し左記条項を提議するの光栄を有し候

一、一方印度支那と他方日本国、日本国の占領地域及円決済制度の行わるる一切の地域との間に為さるべき決済に付ては専ら特別円を使用す

二、仏領印度支那は日本国が印度支那に於て為すべき支払の為必要とするピアストル貨を特別円を対価として提供すべし

三、前号に定むる支払は貿易上の支払、軍費及他の一切の貿易外の支払を包含す

（中略）

七、本交換公文の規定は千九百四十三年一月一日より之を実施す

本交換公文の規定を失効せしむる時期に付ては両国政府之を協定すべし

本使は前記諸点に付閣下の御同意を得度く右申進旁重ねて閣下に向て敬意を表し候

千九百四十三年一月二十日

大日本帝国
特命全権大使　三谷隆信

フランス国政府主席
国務大臣、外務長官　ピエール・ラヴァル閣下

（来翰訳文）

本大臣は閣下に対し右通告を受領し且フランス国政府が之に同意する旨通報するの光栄を有し候

本大臣は茲に重ねて閣下に向て敬意を表し候

千九百四十三年一月二十日

フランス国政府主席
国務大臣・外務長官　ピエール・ラヴァル

大日本帝国特命全権大使　三谷隆信閣下

（訳文）

（前略）

一、横浜正金銀行又は日本国政府の指定すべき他の一の銀行に印度支那銀行名義を以て「特別円勘定」なる一の勘定開設せらるべし

（中略）

三、千九百四十一年五月六日の日本国印度支那間関税制度、貿易及其の決済の様式に関する日仏協定第二十四条及第二十五条の規定に依り印度支那銀行の要求に基き金又は金に兌換し得る外貨を以て決済せらるべき円貨額は之を「特別円勘定」に振替うべし

四、千九百四十二年六月十五日の日本国政府に依るフランス国商船徴用に関する基礎協定に定められたる支払の金額は千九百四十三年一月一日以降之を「特別円勘定」に払込むべし

（以下略）

千九百四十三年一月二十日ヴィッシーに於てフランス文を以て本書二通を作成す

右のようにして作られた特別円勘定の主要条件は左のごとくである。

(1) 表示通貨　日本円建

(2) 利　率　貸方残高にたいし年二分二厘五毛

(3) 期　間　期間の定めなし

(4) 利　払　年二回（二月十五日および八月十五日）残高に充加

なお、前記特別円は、事情の許す時期が来たならば金または金に兌換しうる外貨に振替えうることとなっており、軍費調達に関しインドシナ銀行の為に金イヤマークを必要とするときは、右金の代り金相当額の繰上償還を考慮することとなっていた。

昭和十九年四月からは日本政府との間に新しい貸上方式が実施された。これによって、正金銀行サイゴン支店は、日仏印間の決済に関する協定に基づき、所要のピアストル資金を印度支那銀行より提供を受け、これを日本銀行サイゴン代理店に納入し、同時に正金銀行より政府に対し右に該当する資金の貸上を為すものとし、正金銀行東京支店は右ピアストル資金の対価を同店における印度支那銀行の特別円勘定に払込むこととなった。政府貸上の条件は、利率年二分二厘五毛、期間五ヵ年、利払は三月および九月の二回日本円をもって支払うものである。この正金銀行からの政府貸上金が前述第四章第四節にみた政府借入金十一億余万円である。

七　南方諸地域の場合

南方にたいしては、政府はすでに開戦以前から軍票の準備をおこなっていた。早くも昭和十六年一月には陸軍の要求によって、インドシナやインドネシア向の軍票の印刷が始められた。また、昭和十六年十一月一日、ハワイ急襲より一ヵ月以上も前に、『南方外貨表示軍票取扱手続』（昭和一六・官房秘乙八四一号の三、大蔵大臣達）がつくられており、これによって十六年十一月から外貨表示の昭和十六年軍票の発行がおこなわれていたのである。[1)]

(1) 太平洋戦争開戦の直前、昭和十六年十一月二十六日、南方軍はサイゴンにおいて「南方軍経理勤務に関する指示」なるものを作ったが、その中には軍票について左のごとく書かれていた。

「三、作戦地における使用通貨について

1　戦地使用通貨の大理想は、戦地既存通貨制度をそのまま軍の手に生捕にし之により完全無欠に金も物も現地自活の途を講ずるに在り。軍票は作戦初期、軍において支払手段なき時期における応急通貨たることを銘記するを要す。

2　現地通貨を生捕にし之を軍費に充当する場合の手続は、一応之を軍資金歳入に繰入れ整理し、新たなる予算交付を

受けたる形式により次回受領すべき前渡資金はその相当額だけ減少交付を受くるが如き方式を採り、何処までも厳粛なる予算統制の下に乱費の弊害に陥らざるごとく厳重に取締るを要す。」

右の指示のほとんどすべては、以下に見るように実施されなかった。

作戦軍は、あらかじめ用意された莫大な量の各地域別現地通貨表示の軍票を携行し、これを現地既存通貨と等価に流通させた。その種類としては、ペソ軍票（フィリピン）、ギルダー軍票（インドネシア）、海峡ドル軍票（マライおよび北ボルネオ）、ルピー軍票（ビルマ）、ポンド軍票（イギリス領外南洋）等があった。

政府はこれらの軍票を、「一時的の支払方法[1]」であるとしたが、同時に「軍票工作の時期は作戦進行中に止まらず、今後経済開発段階に入っても差当りは軍票を使用する[2]」と述べており、事実上南方占領地の通貨としては軍票が使用されることになった。

(1)　第七十九回帝国議会、一月二十九日の南方開発金庫法案委員会における賀屋大蔵大臣の答弁。

(2)　同右、一月二十七日における賀屋大蔵大臣および原口大蔵省為替局長の答弁。

南方開発金庫は、右のような方針による軍票経済下における南方占領地の「資源の開発及び利用に必要な資金を供給し、併せて通貨金融の調整を図るを目的[1]」として、すなわち軍票経済の中央銀行として設立されたのである。

(1)　昭和十七年二月十九日法律第三十三号、南方開発金庫法、第一条。

昭和十七年十二月末までに、日本銀行本店から陸海軍および支店、代理店等に交付した外貨表示軍票の発行高は八億七千六百万円に上り、その内訳は、ペソ軍票一億七千百万円、ギルダー軍票二億三千万円、海峡ドル軍票二億四千四百万円、ルピー軍票二億四百万円、ポンド軍票二千八百万円であった（単位はそれぞれ現地通貨と等価）。右発行高の大部分は日本銀行本店窓口払であり、本店払は、陸海軍への交付高六億五千万円、交換による払出高六百万円、合計六億五千六百万円である。これらのうちには、陸海軍によって現送され、南方占領諸地域の各代理店に軍から預託金として受入れたものが相当多く、十七年十二月現在における外貨軍票の日本銀行外在高（軍の手持を含めた流通高）は、左のごとく五億四千三百万円見当と推定された。

発行高	八七五、九〇三千円
軍への交付高（臨時軍事費関係支出分）	六五〇、〇九八〃
日本銀行本店における交換払出高	五、九一〇〃
内外地の支店および代理店への回送高（回送中をふくむ）	三一、六三五〃
南方地域各代理店への回送高（回送中を含む）	一八八、二六〇〃
交換受入高（日本銀行本店）	五七四〃
各店手持高	三三二、〇六一〃
内外地の各支店および代理店分	二九、五二〇〃
南方地域各代理店分（南方開発金庫保有高）	三〇二、五四一〃

第百二十一表　外貨表示軍票の陸海軍への交付高　（単位　千円）

	ギルダー軍票	ドル軍票	ペソ軍票	ルピー軍票	ポンド軍票	計
陸軍	107,431	138,135	115,503	168,285	16,210	562,564
海軍	42,660	19,298	18,088	3,565	3,923	87,534
計	150,091	177,433	130,591	171,850	20,133	650,098

備考：昭和17年末現在。日本銀行国庫局調。

第百二十二表　外貨表示軍票日本銀行外在高　（単位　千円）

	発行高			各店手持有高（回送中を含む）			
	日本銀行本店窓口換払（交換払出超過額含む）	同本店よりの回送高	小計	内地及外地の各店	南方地域の各代理店	小計	差引日本銀行外在高
ギルダー軍票	152,750	76,531	229,281	7,910	74,483	82,393	146,888
ドル〃	178,566	64,843	243,409	7,454	91,231	98,685	144,724
ペソ〃	131,304	39,222	170,526	6,801	58,830	65,631	104,895
ルピー〃	172,444	31,220	203,664	3,222	71,486	74,708	128,956
ポンド〃	20,370	8,079	28,449	4,133	6,511	10,644	17,805
計	655,434	219,895	875,329	29,520	302,541	332,061	543,268

備考：昭和17年末現在。日本銀行国庫局調。

差引日本銀行外在高

……五四三、二六八〃

前記の陸海軍への交付高六億五千万円を外貨種別および陸海軍別にみれば第百二十一表のとおりである。すなわち、オーストラリア・ポンド軍票を除けば、各貨種とも大体一億五千万円前後であって、海峡ドル軍票が最も多く、ルピー軍票がこれに次いでいる。なおこのうち、十六年中の交付高は一億四千八百万円、十七年中の交付高が五億二百万円である。

また日本銀行外在高五億四千三百万円の外貨種別内訳は第百二十二表のとおりである。

南方開発金庫は十七年三月に設立された。[1] 同金庫の任務は、現地において臨時軍事費から軍票をもって借入れをおこない、これを資源開発事業の担当者に貸付け、あるいは現地日本側銀行への融資を通じて業者に貸付ける操作をすること、および、軍票の放出に当然関連することであるが、軍票のインフレ化を防止すること、であった。そして同時にそれは、将来各地域に中央発券銀行を設立して円を基礎とする通貨を発行させ、これによって軍票を切替えて行くようにするための過渡的役目をになうものでもあった。しかし、実際には同金庫は、臨時軍事費から無制限に借入れる軍票を湯水のように各地域に注ぎ込むことを役目としていた。金庫の実際の業務は現地の支金庫において営まれるのであるが、支金庫の実権を握っていたものは各地の軍司令官であった。南方開発金庫の三十二の支金庫は、その大部分が横浜正金銀行の支店内におかれ、後者は八ヵ所から四十七ヵ所に増設された。しかし、資源の開発が予期どおりに進まないことが明らかとなり、南方開発金庫はその目的を転換した。同金庫は無制限の銀行券発行権が与えられ、中央銀行のない地域、あるいは傀儡銀行のできるまでの間、その地方における中央銀行の役割を演ずることになったのである。[2]

(1) 十七年三月三十日に発令された同金庫の役員は総裁が満鉄副総裁、副総裁は日銀理事、理事は陸軍主計中将、海軍主計中将、大蔵省造幣局長、正金銀行調査部長、日本曹達取締役という顔ぶれであった。

(2) コーヘン『戦時戦後の日本経済』大内兵衛訳、上巻、第二章。

政府は十八年一月、「南方占領地域における経済開発並に現地軍費支払等の為の所要資金の円滑なる供給を図

る為南方開発金庫をして新に発券業務をおこなわしむる」むねを議会で発表し、ビルマ、マライ、インドネシア、フィリピンにおける南発券の発行を認めることになった。その発行制度は左のように説明された。

一、南発券には発行限度を置かない。

二、南発券の発行は各地域別中央発券銀行設立までの中間的措置に止める。

三、南発券は一種に統一せず、地域別に異なったものを発行する。

四、南方開発に関する構想権は南発には無く発券も政府の命によりおこなうにすぎない。

五、南発の担当分野は資源開発に重点を置き、長期かつ危険なる部分とする。

南発券の発行について、第八十一回帝国議会で賀屋大蔵大臣は、「海軍費二百七十億円中三十三億円が南方開発金庫に向けられて、その大部分が発券に充てられ、現地物資購入は南発で発行したる通貨によりなされる」と答弁しており、臨軍費からの借入三十三億円の大部分が南発券の価値の裏付けに充当されるかのように見えるが、実際にはそのようなことはおこなわれなかった。

十八年四月一日から、南方開発金庫は発券業務を開始した。しかし、南発自体合理的な発行力をもつわけではないから、同金庫は現地通貨表示の軍票を直ちに「南方開発金庫券」と呼称するしかなく、したがって名目だけはちがってもそれは軍票発行機関にほかならなかった。こうして軍の要求があれば「南発券」は自動的にいくらでも発行されてゆくことになったのである。

事実、南発券の増発は驚ろくべき速さでおこなわれ、十七年六月三千万円であった発行額は終戦の八月には百九十五億円へ、わずか三年ほどの間に実に六百五十倍近くにふえている。したがってまた物価の騰貴も著しく、十六年十二月を基準として、二十年三月にフィリピン（マニラ）で百四十三倍、終戦の八月には、ジャワ（バタビヤ）で三十二倍、ボルネオ（クチン）で四十倍、スマトラ（メタン）で三十三倍、マライ（シンガポール）で三百五十倍、ビルマ（ラングーン）では千八百五十六倍に達していた。

以上に述べたように、南方諸地域（インドシナおよびタイを除く）においては、初めは外貨軍票の発行によって戦費を支弁してきたが、十八年四月南方開発金庫券の発行と同時に軍票（四億一千三百万円）は南方開発金庫へ移換され、それ以後、南方開発金庫の政府への貸上金として処理されることとなった（利率年二分、期間五ヵ年、利払三月と九月の年二回日本円支払）。

その後、外資金庫の設立にともなって、二十年三月一日附で南方開発金庫の有する政府貸上金債権は外資金庫に承継され、外資金庫の政府貸上金（前述の政府借入金百十一億円）となった。

なおこのほか、軍政下のジャワ島内に流通させる目的で南方開発金庫は小額補助貨幣を鋳造した。昭和十七年来、同金庫は大蔵省を通じてその製造を造幣局に依頼し、造幣局は図案等の形式を立案して十八年八月から製造を開始し、翌十九年三月までに十セント貨幣（錫）および一セント貨幣（アルミニウム）を造ったが、要求量の七割にみたず、そのほか五セント貨幣も依頼したが製造できず、結局五割の製出に止まった。しかもこれらの貨幣

は海上危険のためついに輸送されずに終ったのである。

(1)『造幣局八十年史』、昭和二十八年、第二章。

八　タイ国の場合

タイ国において日本軍はその戦費の支払に泰国銀行券バーツ貨を使用した。

このバーツ貨は、昭和十六年十二月、泰国大蔵大臣と駐泰日本大使間に交換された左のごとき覚書により、泰国政府からの日本の借款によって、横浜正金銀行を通じて調達したものである。

覚書（軍費借款に関する泰国大蔵大臣駐泰日本大使間）

仏暦二四八四年十二月二十日附泰国銀行局横浜正金銀行間の諒解事項に関し、自仏暦二四八四年十二月至同二四八五年六月間の泰国に於ける日本陸海軍費八千万円相当額（一〇〇銖に付一五九円四分の一の相場に依る）借入に付泰国大蔵大臣と盤谷駐在日本大使は茲に左の事項同意す

一、本件借入金の決済は横浜正金銀行が銖により之を決済せんとする限り仏暦二四八五年七月一日又は其以前に於て為さるべく仏暦二四八五年七月一日現在の残高は凡て紐育又は倫敦市場の金相場に基き泰国銀行局勘定として金「イヤマーク」をなし之を決済するものとす。この場合は日本銀行に於て無料にて保管せらるべし

二、金の価格は決済の日に於ける米国の金の公定相場より四分の一％の手数料を差引きたるものとし右米弗による金価格は倫敦紐育公定クロスレートにより英貨に換算し更に其の公定率に依り銖に換算せらるべし（前述の価格はレートに変動なき限り純金一オンスにつき米貨三四・九一二五弗、米貨四・〇三弗＝一ポンド＝一一パートに依る）

三、日本政府は日本国より泰国向金の輸送が合理的安全性を以て実行し得るに至りたるときは速に前述のイヤマーク分として保管されたる金を泰国へ輸送し且泰国国庫局に引渡すべく右の現送費及保険料は横浜正金銀行に於て負担すべきことを保障す

仏暦二四八四年十二月二十一日

泰国大蔵大臣　プラポリバス

日本国大使　坪上貞二

右のように、昭和十六年十二月より十七年六月までの日本陸海軍費八千万円が泰国の対日借款によって作り出され、これが日本軍によって使用された。[1)]

(1)　日本のタイ国からの借入金については年三分五厘の利子を附することになっていたが、借入金が日本銀行への預金として残っている間は利子を課せず預金を引出して使用する場合にのみ利子がつくのであった。

ついで十七年六月には、『特別円決済に関する泰大蔵省、日本銀行間の協定』が結ばれ、泰国大蔵省は日本銀

行本店に泰国国庫特別円勘定[1]という一般勘定を開設し、泰国大蔵省は日本側銀行の要求ある時は何時でも前記勘定に貸記される円貨を対価として等価でバーツ貨を供給することが定められた。なおこの当事者としての泰大蔵省の地位は、十八年三月十九日の勘定によって、以後泰国銀行に継承されることになった。

(1) 日本銀行に保管された右の特別円は、一グラムにつき四円八十銭の割合で金に振替える規定があったが、日本側はなるべく金に振替えることを認めない方針であった。

十七年十一月には新たな軍費勘定が泰国との間に結ばれた。これによって、日本軍軍費は、右の特別円制度を通じて、泰国政府から供給されることになった。昭和十七年七月より十二月までの日本軍軍費約六千万円が、この方法で獲得された。

軍費協定（軍費の決済に関する泰国外務大臣駐泰日本大使間）

昭和十七年十一月二十四日調印

日「タイ」両国か其の相互の利益に対し軍事的及経済的協力を協定せる日「タイ」間の同盟条約に準拠し「タイ」国務大臣及駐「タイ」日本大使は左の如く同意す

甲一、「タイ」国政府は特別円を対価として「タイ」緬甸間の鉄道建設費をも含む日本軍軍費を供給すべし

二、日本政府は第一項に基き「タイ」政府に依り供給せられたる資金の適当額の金を特別円の対価として「タイ」政府に売却すべし

三、本協定実施細目は両政府の協定に依り決定せらるべし

乙一、「タイ」国政府は昭和十七年七月一日以降十二月末迄の日本軍軍費三、六五〇万銖及び本年九月十六日附「タイ」国軍最高司令官及「タイ」国駐屯日本軍代表者間の協定覚書に基く鉄道建設費の一部たる四〇〇万銖を特別円を対価として供給すべし

二、日本政府は「タイ」政府に対し昭和十八年一月中に第一項に依る資金供給額の半額即ち金四、〇五〇万銖全額か前記期間中に供給せらるる場合には二、〇〇〇万円に相当する金を特別円を対価として売却すべし

三、本協定実施の細目は「タイ」大蔵省と盤谷日本大使の間の協定に依り決定せらるべし

ロ　上　書

仏暦二四八五年（昭和十七年）十一月二十四日附軍費に関する「アレンヂメント」甲に関聯し第二項に基き「タイ」政府に売却せらるべき金に関する「適当」なる文句は供給せられたる「バーツ」資金の略五〇％を意味するものと思料せらるることに了解す

以上の両協定における日本軍軍費の対価は、日本政府からの金のイヤマークあるいは金の泰国政府への売却によって処理されることになっていた。

しかし、日本側銀行と日本政府との間の関係は、財政収入を正金銀行経由で送金する仕組になっていた。

昭和十九年四月からは新たに貸上制度が実施されることになった。これによって、軍票支弁資金については日

本銀行から政府への貸上がおこなわれ、正金銀行を経由してバンコックに国庫送金をなし、それが日本銀行バンコック代理店に入金され、正金バンコック支店は右日銀バンコック代理店の預金の払出に応じ、バーツ貨資金調達のため日泰間軍事費協定等に基づき、日本向円為替を泰国政府に売却してバーツ貨資金を調達し、正金東京支店から日銀における泰国特別円勘定へ円資金の払込をおこなうことになったのである。[1)]

右の泰国特別円勘定の主要条件は左のごとくである。

(1) 表示通貨　日本円建

(2) 利　率　貸方残高にたいし日本銀行商業手形割引歩合に応じ年五厘ないし一分五厘の利子をつける

(3) 期　間　期間の定めなし

(4) 利　払　年四回（三月、六月、九月および十二月各末日）残高に充加

なお、日本銀行はタイ国政府より要求のあるときは、前記特別円を対価として適当額の金をタイ国政府に売却することとなっていた。

右のようにして、泰国バーツ貨による日本銀行からの政府借入金は、臨時軍事費特別会計終結時において十二億五千万円となった（第四章第四節参照）。

(1) 木村禧八郎『インフレーションの研究』、昭和二十三年刊、第一章。日本銀行調査局特別調査室『満州事変以後の財政金融史』第三編第四章、その他による。

第三節　軍票の種類と発行高

以上にみたように、太平洋戦争における国外での戦費の調達と支払は、地域によってそれぞれ異なった支払手段を用い、異なった方式をもっておこなわれた。これを図表にして示すと第四図のようになる。これは終戦当時における戦費調達機構の概要をあらわしたものである。なお図中、南発関係における点線は現地通貨の観念上の通路を示したものである。

これを整理してみると、現地軍が支払手段を獲得する経路は次のようになる。

「満州」（満銀券）　満州中央銀行→正金銀行→日本銀行→現地軍

華北（聯銀券）　中国聯合準備銀行→朝鮮銀行（または正金銀行）→外資金庫→日本銀行→現地軍

華中・華南（儲備券）　中央儲備銀行→正金銀行→外資金庫→日本銀行→現地軍

香港・海南島（軍票）　日本銀行→現地軍

インドシナ（ピアストル貨）　印度支那銀行→正金銀行→日本銀行→現地軍

南方（南発券）　南方開発金庫→日本銀行→現地軍

タイ（バーツ貨）　泰国銀行→正金銀行→日本銀行→現地軍

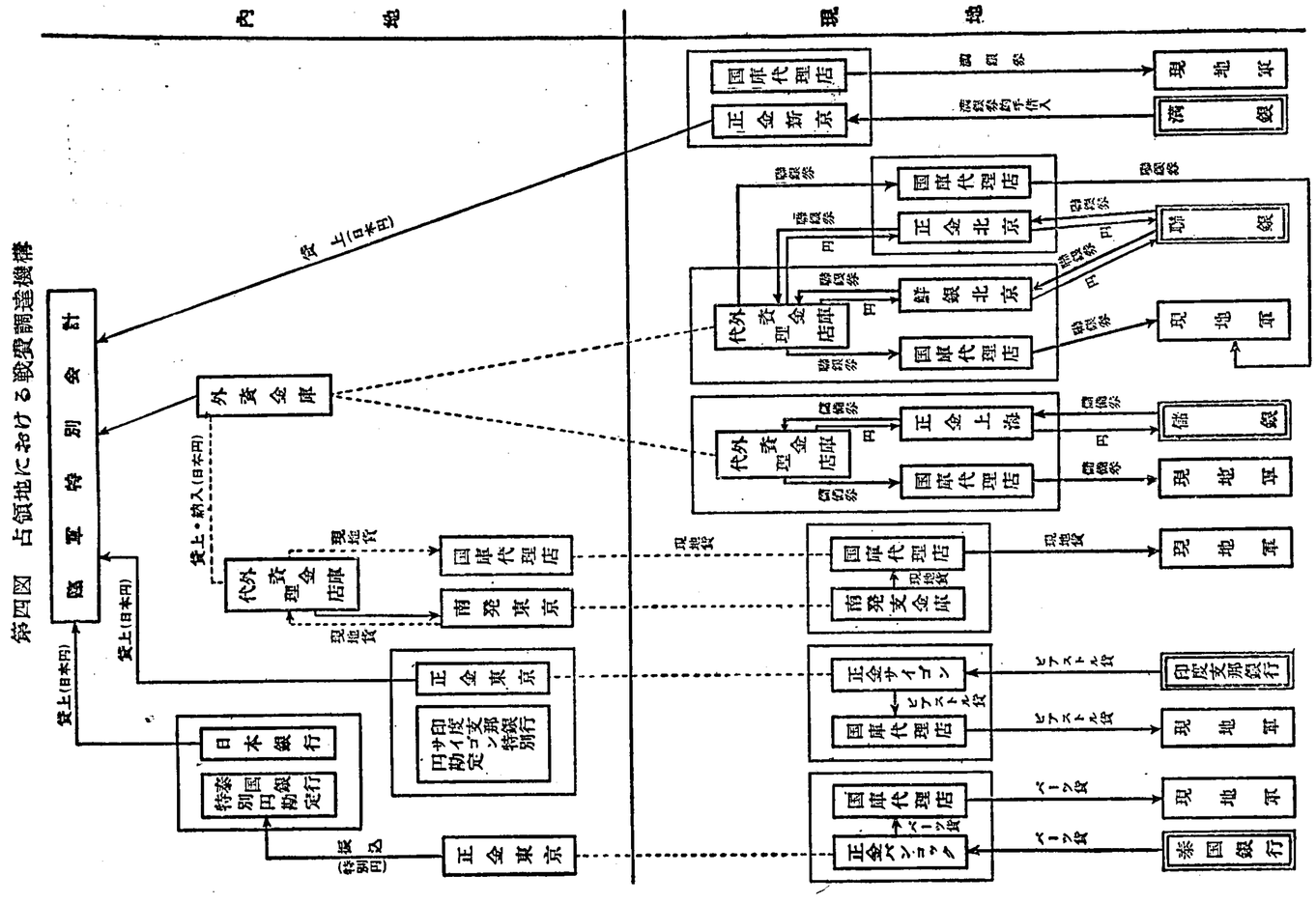

第四図　占領地における戦費調達機構

使用された軍票の形式は非常に種類が多かった。

大きく分けて、中国方面に主として使用された円表示の軍票と、南方方面に使用された外貨表示の軍票があるが、それぞれがまた次のように各種のものに分れていた。

まず円表示軍票からみると、それは次のように分類される。

一、甲号券

二、乙号券

三、丙号券

四、丁号券

五、戊号券

六、小額券

七、ろ号券

これら各種の軍票があるが、その差異は主として発行の年次によるものであり、後には地域別の相違ともなった。

甲号券は、日露戦争当時発行されたものと同一の図案と形式（竪形）のものであって、額面は、十円、五円、一円、五十銭、十銭の五種類である。これは戦争勃発当初、印刷その他の都合で、急速に新しいものを出すが

まにあわず、旧図案のものに多少の訂正を施して発行したものである。

乙号券および丙号券は、日本銀行券をあとから改造したものである。すなわち、乙号券は「日本銀行兌換券」の文字を赤色で抹消し、その代りに両面に「軍用手票」の文字を新たに朱で印刷したものである。これは、旧形式の甲号券には種々の欠点があり、その改正が必要だった上に当時需要が激増したためであった。さらにその後、赤色で抹消したのは体裁上面白くないので、丙号券では最初から「日本銀行」の文字を削除して印刷せず、「軍用手票」の文字を加えてある。額面は、百円、十円、五円、一円の四種類である。これは甲号軍票の不足を補うためであった。

丁号券、戊号券、小額券は、新しい図案をつけた軍票である。これは中国における軍票一元化政策の進行にともなって作られたものであり、旧軍票の引換に使われた。戊号券では、軍票が上海地区で通貨として流通する状況を考慮して、「大日本帝国政府軍用手票」という文字のうち、「軍用手票」の文字を削除した。額面は、百円、十円、五円、一円、五十銭、十銭、五銭、一銭、二厘五毛の九種であり、枚数において全体の七割五分を占めていた。

地域的には、初めは華中も華南も差別を設けず、同じものが使用されていたが、そのうちに華中の軍票と華南の軍票との間に価値の差が生じ、この差を利用して鞘取をおこなうために華中の軍票が華南に持込まれるというようなことが起った。そこで両者に区別をつけることとなり、昭和十四年三月二十四日から、華南の軍票には「かんとん」という字の検印を押すことになった。しかし、流通しているものに一々捺印するのは技術的に困難なので、同年六月からは、華中には戊号軍票を使用し、華南は丙号軍票に統一することとなった。ただし海南島は戊号軍票、香港では丙号軍票が使われた。

ろ号券は仏領インドシナ方面で使用するために作られたもので、その形式は戊号券と同一の図案で色彩を変え、記号「ろ」を表示してある。

外貨表示軍票の種類は左のごとくである。

一、は号券（グルデン表示軍票）
二、に号券（海峡ドル表示軍票）
三、ほ号券（ペソ表示軍票）
四、へ号券（ルピー表示軍票）
五、と号券（ポンド表示軍票）

右のうち、は号軍票は、ジャワ、スマトラなどインドネシア各地に使われ、額面は、十グルデン以下七種類である。

に号軍票は、マライ、シンガポール、北ボルネオなどで使用され、額面は十ダラーズ以下七種類である。

ほ号軍票は、フィリピン地方一帯に使用されたもので、額面は、十ペソス以下七種類である。

ヘ号軍票は、ビルマ地方に使用されたもので、額面は、十ルピース以下八種類である。

ト号軍票は、イギリス領外南洋のためのもので、額面は、一ポンド以下四種類である。

これらの外貨表示軍票は、貨幣単位の名称はそれぞれ異なっていても、すべて円と等価である。

以上に述べた円表示軍票および外貨表示軍票の発行額と銷却額（昭和二十二年一月調）は第百二十三表のごとくである。

発行総額は、円表示軍票三十四億三千万円、外貨表示軍票十一億五百万円、合計四十五億三千五百万円となる。

なお昭和十九年末までの軍票の発行高、払出高は第百二十四表のとおりである。

軍票（軍用手票）と名づけられたものは以上のとおりであるが、前節において述べたとおり、いわゆる円系通貨といわれるもののうち、日本銀行券、朝鮮銀行券、台湾銀行券を除いたものは、少なくとも大部分が実質的には軍票と考えられる。南方開発金庫券の場合などはとくにそのことははっきりしている。いわゆる円系通貨から日銀券、鮮銀券、台銀券を除いた残りの各通貨発行額を、年次別に示せば第百二十五表および第百二十六表のとおりである。ピアストル貨（インドシナ）とバーツ貨（タイ）についての統計は残念ながら不明である。

なお最後に軍票の法律上の性質について一言すれば、軍票は法律の根拠に基づくものではなく、また法律上の強制通用力をもたないものであるから、厳密な意味において通貨ではないが、無期限、無利子、無記名の定額証

第百二十三表A　軍票発行および銷却高—円表示軍票（中国方面）　（単位　千円）

種別		発行高	銷却高	残高
甲号	十円券	14,750	14,403	346
	五円券	15,400	15,114	285
	一円券	5,510	5,248	261
	五十銭券	5,150	4,999	150
	十銭券	3,000	2,801	199
	計	43,810	42,566	1,244
乙及丙号	百円券	2,035,400	156,130	1,879,270
	十円券	153,600	10,700	142,900
	五円券	95,190	12,740	82,449
	一円券	22,600	7,604	14,996
	計	2,306,790	187,174	2,119,616
丁及戊号	百円券	200,000	16	199,984
	十円券	244,210	6,168	238,042
	五円券	76,000	2,877	73,123
	一円券	27,400	2,350	25,050
	五十銭券	34,700	7,076	27,624
	十銭券	12,270	1,587	10,683
	五銭券	2,870	380	2,490
	一銭券	1,490	574	916
	二厘五毛券	50	21	29
	計	598,990	21,049	577,941
ろ号	百円券	225,000	212,400	12,600
	十円券	226,000	4,217	221,783
	五円券	8,500	1,164	7,336
	一円券	17,600	264	17,336
	五十銭券	2,900	256	2,612
	計	480,000	218,301	261,699
合計		3,429,590	469,090	2,960,500

備考：昭和22年1月調。

第百二十四表　軍票発行状況　（単位　千円）

	発行高	払出高	差引国庫保有高
12年10月末	625	625	0
12　年　末	5,000	3,625	1,375
13　〃	96,810	62,588	34,222
14　〃	224,620	87,825	136,795
15　〃	367,186	137,308	229,878
16　〃	555,286(148,125)	352,467(148,125)	202,819(0)
17　〃	2,155,194(1,526,033)	885,625(579,041)	1,269,569(946,992)
18　〃	636,422	149,032	487,390
19　〃	992,695	321,450	671,245

備考：括弧内は外貨表示軍票。

第百二十五表　円系通貨発行高　（単位　千円）

	満州中央銀行券	蒙疆銀行券	中国聯合準備銀行券
昭和12年12月	307,489	12,996	—
13〃　〃	425,738	35,503	162,493
14〃　〃	623,621	60,079	458,042
15〃　〃	947,050	93,016	715,033
16〃　〃	1,261,531	113,733	963,962
17〃　〃	1,669,631	142,674	1,581,008
18〃　〃	3,011,187	378,677	3,761,583
19〃　〃	5,876,854	1,058,127	15,840,886
20〃8月	8,800,000	3,600,000	132,603,000

	支那事変軍票	中央儲備銀行券 1)	南方開発金庫券
昭和12年12月	1,375	—	
13〃　〃	36,308	—	
14〃　〃	151,414	—	
15〃　〃	248,224	—	
16〃　〃	244,497	237,316	
17〃　〃	381,269	3,477,345	463,261 2)
18〃　〃	487,390	19,150,328	1,954,807 3)
19〃　〃	671,245	139,698,667	10,622,956 4)
20〃8月	2,516,458	2,697,231,000	19,468,219 5)

備考：軍票は日本銀行国庫局調。他は日本銀行外事局調。

注　1)　月中最終週末発行高である。

2) 3) 4)　ビルマ，フィリピン，ジャワ，スマトラ，マライ，ボルネオにおける発行高の合計である。

5)　発行地は注2)と同じ。但しフィリピンにおける発行高は20年1月のものである。

第百二十三表B　軍票発行および銷却高—外貨表示軍票（南方方面）

種別		発行高	銷却高	残高
		千グルデン		
は号	十グルデン	161,140	161,140	—
	五グルデン	73,550	73,550	—
	一グルデン	44,380	44,380	—
	半グルデン	36,579	36,579	—
	十センツ	29,166	29,166	—
	五センツ	7,101	7,101	—
	一セント	1,417	1,417	—
	計	353,333	353,333	—
		千ダラー		
に号	十ダラーズ	164,350	164,350	—
	五ダラーズ	66,350	66,350	—
	一ダラー	31,250	31,250	—
	五十センツ	25,450	25,450	—
	十センツ	9,986	9,986	—
	五センツ	4,127	4,127	—
	一セント	2,011	2,011	—
	計	303,524	303,524	—
		千ペソ		
ほ号	十ペソス	94,780	94,780	—
	五ペソス	35,460	35,460	—
	一ペソ	16,925	16,925	—
	五十センタボス	11,761	11,761	—
	十センタボス	10,790	10,790	—
	五センタボス	1,375	1,375	—
	一センタボ	1,160	1,160	—
	計	172,251	172,251	—
		千ルピー		
へ号	十ルピース	134,100	134,100	—
	五ルピース	78,250	78,250	—
	一ルピー	28,250	28,250	—
	半ルピー	14,950	14,950	—
	¼ルピー	12,182	12,182	—
	十センツ	1,150	1,150	—
	五センツ	1,250	1,250	—
	一セント	530	530	—
	計	270,663	270,663	—
		千ポンド		
と号	一ポンド	3,220	3,220	—
	十シリング	1,325	1,325	—
	一シリング	520	520	—
	½シリング	240	240	—
	計	5,305	5,305	—

備考：『臨時軍事費特別会計始末』による。

第百二十六表　南方開発金庫券発行高

	マライ（千海峡ドル）	ボルネオ（千海峡ドル）	ジャワ（千グルデン）	スマトラ（千グルデン）	ビルマ（千ルピー）	フィリピン（千ペソ）
17年6月	—	—	—	—	33,526	—
9	—	—	—	—	69,381	72,977
12	143,536	4,692	56,678	25,828	136,986	105,545
18年3	143,536	9,523	97,551	65,998	210,139	134,963
6	232,802	11,311	60,074	84,925	326,665	228,857
9	—	—	—	—	477,834	329,490
12	411,143	14,451	133,770	234,690	664,215	496,538
19年3	—	—	—	—	1,051,555	698,845
6	729,613	21,520	357,646	477,313	1,544,197	1,115,299
9	—	—	—	—	1,985,018	2,334,933
12	1,402,096	35,580	665,678	797,726	2,773,716	4,948,160
20年3	1,971,545	46,386	861,659	980,375	3,745,848	5,400,000
6	3,025,895	64,129	1,174,555	1,230,553	4,407,317	—
8	5,570,000	70,473	1,443,866	1,349,332	5,655,548	—

備考：日本銀行外事局調。貨幣単位の名称は違うがいずれも円と等価。

券であって、債権者がこれによる支払を承諾する限り有効な弁済をなしうるものであるために、その限度においては現金に準ずるものとして国外の派遣地における戦費支払の使用に供せられ、また法律上の強制通用力をもたない政府発行の紙幣に準ずる性質を有するものであると説明されたのである。[1)]

(1)　大蔵省理財局国庫課「軍用手票に関する参考書」、昭和十六年一月、一二二頁。

第七章　南方地域における軍政会計

第一節　南方占領地における財政方針

太平洋戦争への突入の半月前、昭和十六年十一月二十日に開かれた大本営政府連絡会議は、「南方占領地行政実施要領」を決定していた。今後攻略目標となる南方地域の総面積は約三百万平方キロメートル、人口は約一億二千万を算し、これらの地域にたいする行政の施行は作戦と切り離しえなかったからである。[1)]

(1) なお、右会議の少し前、同年十一月五日に宮中一の間で開かれた第七回御前会議の席上、賀屋大蔵大臣は次のように述べた。―「南方作戦地域は、……我方において之を占領したる場合……相当長期の間現地一般民衆の生活を顧慮するの暇なく、当分は所謂搾取的方針に出ずることをやむをえざるべしと考えらる。……我方よりの追送物資は現地治安の維持及現地労力の使用上必要の最小限度に止め、通貨価値の下落および之より来たる現地経済の混乱は、一応之を度外視して飽く迄も邁進すること必要なり」(『第七回御前会議要領』の中の大蔵大臣御説明事項、対英米蘭戦争に伴なう財政金融の持久力判断に関する説明要旨。戒能通孝『群衆の悲劇』、昭和二十三年刊、第二章の所引による)。

右の要領は、その方針として「占領地に対しては差し当り軍政を実施し、治安の恢復、重要国防資源の急速獲

得および作戦軍の自活確保に資す」と唱っていた[1]。

(1) 仏印およびタイは軍政を施行しないこととした。また通貨については「勉めて従来の現在通貨を活用せしむるを原則としてやむを得ざる場合にありては外貨標示軍票を使用す」るとされていた（服部卓四郎『大東亜戦争全史』、第一巻、二八六―七頁）。

右のように作戦軍が直接行政を施行することが決定され、陸海軍は右の計画に基づいて左のように軍政実施の担任区分を協定した。

一、陸軍主担任区域（海軍は別担任とす）香港、フィリピン、英領マライ、スマトラ、ジャワ、英領ボルネオ。

二、海軍主担任区域（陸軍は別担任とす）オランダ領ボルネオ、セレベス、モルッカ群島、小スンダ列島、ニューギニヤ、ビスマルク諸島、グアム島。

こうして各地占領後、マライ、スマトラ、ボルネオ、ジャワ、ビルマ、フィリピン等に軍政が始められることとなった。昭和十七年六月、南方軍に軍政総監部を新設し（軍政総監は南方軍総参謀長）、各軍に軍政監部が設けられた。その下部機構としては、ジャワの大部、マライ、スマトラ、ボルネオの各州市には司政長官、フィリピン、ビルマには各地に軍政支部、ジャワの一部とビルマの一部には従来の土侯が使われ、政務指導部がこれを監督した。フィリピン、ビルマを除いて、ほとんど全行政を自ら実施した。海軍の軍政は当該方面艦隊司令長官を各現地最高責任者とし、その下に民政府総監を置いて「民政」（もちろん軍政のこと）を担当させた。軍政には民間から村田省蔵、大達茂雄等の諸氏が参画した。

右各地の南方占領地域の軍政にともなう収支は、各地域ごとに独立の会計を組織し、いわゆる軍政会計によって、日本国内の財政とは分離独立して処理されることになった。

占領地の財政施策は軍政施策に即応して実施され、その指導方針としては、(1)各地域とも速かに財政の自立を図って軍政費はもちろん、将来は国防に要する経費も負担できるようにすること、(2)戦争の完遂に寄与すること、(3)応能負担の原則にしたがい[1]、財務的機能の総合的調整に努力すること、等が挙げられた。陸軍の軍政監部、海軍の民政府にはそれぞれ財務の部局が設けられたが、もちろん財政制度が整備されているわけではなかった。

(1) 「現地住民に対しても相当の負担を負わせ」、「占領地住民も、今後当分は日本人と共に苦しみ、明日の明朗アジア建設に協力するよう指導することが肝要である」（陸軍省軍務局『南方軍政建設の方針』、『週報』誌、昭和十七年四月十一日号）。

財政支出は、戦備の強化、重要国防資源の急速取得、および現地自給力の増強を目標にし、重点は重要企業の開発におかれた。

財政資金の調達は現地経済力の成果をもって充足することを目標にし、租税は戦前を基準とする課税によってひきつづき徴税した。そして普通歳入によって歳出を支弁しえない場合には、南方開発金庫からの借入金、また

は歳入不足の性質によって臨時軍事費特別会計からの補給金によって補塡された。

なお南方占領地にたいする財政施策も、戦局の推移につれて大きく変化していったことはいうまでもない。第一次作戦の一段落後、昭和十七年三月ごろから、いわゆる長期計画の方針が出されていたが、十八年五月以降はすでに敗色があらわれて、内地と南方占領地との交通が遮断される危険が憂慮され、施策要点も急転換し（南方経済陸軍処理要綱）、急速戦力化と現地自給体制の強化を重点とするに至った。財政方針もこのような施策重点の変換に応じて変化していったが、それはすでに敗戦の前兆にほかならなかったのである。

第二節　南方軍政会計の内容

南方軍政会計の実施状況やその内容については、拠るべき資料がほとんどなく、不明の点がすこぶる多い。不充分ではあるが、ここでは当時の各種通信、新聞記事等による断片的な資料を探して使うしかなかった。

南方軍政会計予算は、当初は中央で認可することなく、現地軍限りで実施し、所要に応じて臨時軍事費から、補給金を交付して財源にあてていた。

昭和十七年度後半期から、マライ、スマトラ、ジャワ、ビルマ、北ボルネオ、フィリピンなどにおいて、ようやく大体において予算形式がとられるようになった。そして予算は、一般会計、特別会計、支部会計に分れ、州財政も自立させる方向に向った。

十七年十月から十八年三月までの各地域行政会計予算歳出総計は約四億円計上され、これに占領以後九月までの歳出を加算すると五億円を越えていた。しかし、十七年度もなお臨時軍事費より数千万円の補給金を予定していた。

歳出予算の内容において大きな費目は木船建造費等であり、予備費が相当大幅に計上された。

歳入予算の内容は、取引税（輸出品歩合税）その他各種の税であり、十九年度から石油交付金制度が設けられた。

なお物資交流にともなう課税制度については、左のような諒解事項が各省主務者間でつくられた。

南方占領地と他地域との物資交流に伴なう課税制度に就きて

昭和十七年七月三日各省主務者間諒解事項

㈠　現地軍政財政に当面必要なる財源を与うる為、軍の手により取扱う交流物資（純軍需品を除く）をも含め、各地域に出入する物資一般に対し、概ね戦前の関税規則により現地に於て簡素なる形態による適当なる徴税を行わしむ。

但し其の税則は中央の認可を要すること。

㈡　昭和十八年度予算

ビルマおよび比島　　従価　一割

其の他占領地域	従価　一割五分
税収見込	
マライ	三九、八三六千ドル
スマトラ	一三、八五八千ギルダー
ジャワ	六、七四七千〃
北ボルネオ	九六五千ドル
ビルマ	三、二六〇千ルピー
比島	一五、二六九千ペソ

1　ビルマの場合

軍政下のビルマにおける徴税は、ラングーン占領（昭和十七年三月八日）の直後から実施された。

税目は大別して、輸出税、輸入税、および内国税の三種であるが、内国税については、ラングーン占領後に飯田最高軍司令官の名をもって「内国租税に関する従来の法令はそのまま踏襲する」むねを布告し、五月十五日附の軍政部長命令をもって実施してきた。この内国税のうち、最初に徴税に着手したのは酒税であって、地酒のタリ酒販売免許税をはじめ、ビルマの地方酒として知られるローザ酒およびカントリー・スピリット、その他の酒類販売免許税および醸造税などを徴収した。

輸出入税については、これより早く四月二十三日附をもって、物品輸出許可ならびに関税徴収実施要領に関する軍政部長命令を出して関税を徴収することにしたが、現実に徴税を開始したのは六月一日からで、輸出税の対象となっているものはラングーン米、輸入税の対象となっているのは、砂糖、塩、石炭、煙草などである。

ビルマの租税の王座を占める地租は、徴収期の関係から昭和十六年度は未納に終ったが、十八年二月以後の作物は査定を終え、米作については十八年二月十五日から徴収を開始し、その他の雑穀はそれ以後に漸次実施し、その他の所得税、業権税、塩税なども漸次徴収して行くこととなった。

戦前の同地の消費税徴収方法は、品目を奢侈品と必需品に大別し、必需品をさらに外国生産品と国内生産品とに区別する課税であった。日本軍政監部の方針は、アヘンを除いて、すべて従来の方法を踏襲することにした。

地方における徴税組織は、戦争前と同じく三十五の地方長官が収税官吏となり、各種の徴税にはすべて現地知事のもとにある行政組織を活用し、市町村長が収税代理人をつとめるもので、このうち村長だけは収税額によって報酬を受ける制度である。

なお、昭和十五年度のビルマ租税収入額は、地租約三千九百万ルピー、関税約三千八百万ルピー、その他の内国税を合わせ総額一億五千六百万ルピーに達していたが、十八年から徴収される十七年度の地租は減収を免れない。それは大地主使用の労働力を構成するインド人クーリーが減少したため十七年度の作付が平年の七割程度に低下したためである。

所得税は担税力あるイギリス人が逃亡したため激減したが、総括的にみて、全国徴税機能が全面的活動を開始すれば、戦前の税収総額の四分の一程度は徴収可能とみられた。[1)]

(1) 昭和十七年十月二日、ラングーン発同盟。『全国金融統制会報』、昭和十七年十一月号による。

昭和十八年八月一日、ビルマの「独立」にともない、ビルマ軍政会計は廃止された。廃止の時における軍政会計の南方開発金庫よりの借入金は、新政府に引継がれるのは適当でないので、南方開発金庫にたいする返済資金が、臨時軍事費から軍政会計に補給されることとなり、十八年度ほぼ一千万円見当の補給金が出されることとなった。

2　フィリピンの場合

昭和十七年一月二日、日本軍はマニラを占領した。

フィリピン日本軍政部当局では、早くも昭和十七年一月二十三日以降四月三十日までのフィリピン行政府の実行予算額七百八十万六千ペソにたいして承認を与えたが、同期間における政府一般歳入は、徴税組織がまだ充分に機能を発揮しないので百八十九万七千ペソにすぎず、したがって同期間の歳入不足は五百九十万九千ペソに達した。この不足分の調達に関してフィリピン行政府は日本軍当局と交渉ののち、不足金額をフィリピン国立銀行を通じて無利子で貸与されることとなり、そのむね四月七日正式に発表され、手続を完了した。

また十七年二月十九日、日本軍当局はフィリピン行政府に二百万ペソを貸与した。この金額は右の借入金から返却されることとなった。

なお、戦前におけるフィリピンの財政状態は健全であり、十五年度においては歳出総額八千三百五十万ペソにたいし、歳入総額は八千五百五十万ペソに上っていた。[1)]

(1) 日本興業銀行『調査月報』、昭和十七年四月号による。

3　マライの場合

太平洋戦争の火蓋はまずマライ半島で切って落されたのである。昭和十六年十二月八日午前一時半、すなわちハワイ真珠湾攻撃に先立つこと一時間五十分、野村大使の日米交渉打切りに先立つこと三時間、先遣部隊はマライ半島の東岸に上陸した。以後、東岸と西岸にそって南下し、十七年一月末までに半島を制圧してジョホール水道に達し、シンガポールが陥落したのは二月十五日であった。

シンガポールに司令部が入り、昭和十七年度から軍政会計は始まったが、それは数期に分ってつくられた臨時的なものであり、内容も占領後の応急的措置に関するものであった。

ついで、昭南（シンガポール）軍政監部財務部を中心に編成された昭和十八年度マライ軍政会計歳入歳出予算は、次の点を特徴とするものであった。

(1) 前年度は数期に分って臨時予算として編成されたが、本年度はこれを一ヵ年予算として正式に編成した。

(2) 前年度はもっぱら占領後の応急的措置に力を注ぎ、諸施設の復旧整備に支出の大部分が集中していたのに

たいし、本年度は現地自活の方策をさらに確保するとともに、次の諸点に重点がおかれた。

(イ) 国防資源の確保および内地還送物資の増大。

(ロ) 治安の確立（警察力の増強）と民心の把握。

(ハ) 軍および軍政の必要に基づく土木、通信等の復旧開設。

(ニ) 産業の復旧ならびに振興、なかでも食糧の自給、特殊農産物の保護。

このため十八年度予算は歳入歳出ともに異常な膨脹を示し、いずれも前年度に比し約一億ドル内外の増加となった。

これを細目別にみると、支店の部において木造船の建造、沈船の引揚げなどの海事費、食糧増産、畜産の奨励などの産業費、および港湾の整備費、工場の修理新設にともなう土木費が大部分を占めている。なお、その他、現地人官吏の養成、難民の救済、医科大学の新設、体育奨励費など、現地人の厚生施設費も考慮された。

一方、膨大な支出をまかなうべき収入の面においては、内地還送物資に課せられる取引税を中心とする諸税が主要財源となっているが、その他、塩、砂糖、米など、重要民需品の物件払下費、専売益金、および富籤なども相当額の収入が予定された。[1)]

(1) 昭和十八年三月二十三日、シンガポール発同盟。『全国金融統制会報』、昭和十八年四月号による。

4　昭和十九年度予算

昭和十九年度南方軍政会計予算は、中央の指示に基づいて南方軍と各軍との間に審議されてきたが、十九年四月、全予算が決定し直ちに実施に入った。新予算は逐次苛烈化する戦局の動向に即応して、全地域一体の下に常時最高戦力の総合的発揮を目指し、総額は、一般会計、特別会計、支部会計を合わせて〇〇億〔不明〕に上り、各軍政における中央集権化を強めるように努力するとともに、次の諸点が各地域を一貫する本年度予算の特徴とされた。

(1) 特別会計の整理を断行した。

(2) 経常費および臨時費の差別を撤廃して財政運営の簡易化を図った。

(3) 石油交付金制度を創設した。

(4) 予備金の飛躍的増大を図り、施策に機動性と強力性を与えた。

マライにおいては、本支部会計間の経費負担区分を是正し、州封鎖主義を矯正するとともに支部会計の長所を発揮させ、州財政の自立も二州を除いて実現した。

ジャワでは、従来軍政関係の負担であった工場事業場の管理経費、製糖事業資金、各種産業の緊急融資金などを全面的に民間委託および担当企業会社、工場、銀行などの負担に切替えた。

スマトラでも、税制体系を中央が一元的に掌握し、施策に統一性を与えた。一方、全スマトラの約半数の州は財政の自立を示している。

各地財政を歳出の面からみると、各地域とも共通して最大の予算を計上したのは木造船建造費であり、ジャワの〇億ギルダー〔不明〕をはじめ、マライ、スマトラ、北ボルネオなどはいずれも全支出の二、三割をこれにあてている。

緊急を要する食糧増産については、地域ごとに性格が異なっているので、その施策も多彩であるが、一様に、新規耕地の開拓、暗渠排水、種子および農耕技術改善費などを多額に計上し、軍の現地自活に留意した。

また、重要国防資源の開発費、陸海輸送力の増強費、病院、製薬、防疫、医学、教育、研究所などの費用を含む衛生対策費も相当巨額に上った。

各地域とも、極力新税の増徴などはおこなわぬ方針であるが、南方開発金庫からの借入分は〇〇ドル〔不明〕に止まった。

税収においては、ジャワの煙草税、地租、所得税、給与税、輸出物資取引税、スマトラの鉱産税、取引税、煙草税、所得税、北ボルネオの輸入税、取引税などが主要なものである。

新設の石油交付金制度は、各地域より産出する鉱油のうち、他地域に供給する分を一括プールし、これにたいして一キロリットル当り三ドル（ギルダー）の交付金をそれぞれの山元に均等に与えるものである。同制度の実施により、従来各地域で区々であった価格制度の弊害は打破され、南方各地の石油の増産に計画性を与え、また円滑な交流を促すものと期待された。

さらに、予備金は前年度に比し約七割の増加をみた。[1)]

(1) 昭和十九年四月二十一日。シンガポール発同盟。東京朝日新聞、同年四月二十二日附による。

第三節　軍政会計と臨時軍事費の関係

軍政会計は実際上は常に収支の不均衡を生ずることになったが、財政上いわゆる現地自活方針をとっていたので、所要財政資金も租税、事業収入、軍政手数料等の一般歳入をもって充足するのを本則としそれによって不足する場合には、原則として南方開発金庫よりの借入金によることとなっていた。

しかし、各地域の実情は、一つには、従前の主たる財源であった企業の多くが敵産として軍の自営または委託経営にまかされ、直接に軍政会計の歳入財源とはなりえないこと、また、他地域との交易関係の遮断が経済活動を縮小させ、戦前に比して著しく財源を縮小したことなどのため、各地域の会計における歳入不足をすべて現地負担にすることは困難であったので、情況に応じて暫定的に、軍政会計にたいして臨時軍事費から補給金を交付することが、あわせておこなわれた。

すなわち、軍政会計の歳入不足の補塡方法は、左のような原則によって処理された。

(1) 経常歳入によって一般行政費の支出に不足した場合には、その不足分を臨時軍事費から補給する。

第百二十七表　軍政費支出済額　（単位　千円）

区分	支出額	回収額	差引額
マライ・スマトラ	6,000	1,000	5,000
ジャワ	39,470	0	39,470
ビルマ	5,182	0	5,182
北ボルネオ	2,907	14	2,893
フィリピン	15,861	0	15,861
計	69,422	1,014	68,407

備考：昭和18年３月末現在。

(2)　臨時的支出であって、主に通路、港湾、学校等の建設または産業開発資金特別会計の資金繰入等のために必要な投資的支出について歳入に不足を生じた場合には、南方開発金庫からの借入金によって補塡する。

開戦以来、昭和十八年三月末日までに臨時軍事費から軍政会計に補給金として支出された金額は、地域別にみると第百二十七表のとおりであった。

昭和十八年度においては、四月一日から南方開発金庫に現地発券機能が附与されたため、各地域の軍政会計において生ずる歳入不足額は、同金庫からの借入金によって補塡させることとし、臨時軍事費からの補給金は一応その必要がなくなった。南方開発金庫からの借入金は「長期国債と類似せる性質」（第八十一回帝国議会における青木大東亜相のことば）のものであって、これにより南方占領地は間接的に戦費を負担したのである。

しかし、各地域の軍政会計の財源は前述のような事情で著しく縮小しかつ不均衡を生じ、その上、戦局の推移に応じ、軍政会計負担に属する戦備の増強、産業開発等の要求も加重されたため、各地の軍政所要資金を一律に当該地域の責任によって調達することは不適当であった。

第百二十八表　軍政会計における臨軍補給金繰入額（昭和18年度）

（単位　千円）

区分	臨軍への繰入	臨軍よりの補給
総軍会計	0	28,040
マライ会計	16,000	0
スマトラ会計	0	16,000
ジャワ会計	0	0
北ボルネオ会計	0	0
比島会計	2,000	0
香港会計	6,000	0
合計	24,000	44,040

備考：旧陸軍資料による。

第百二十九表　臨時軍事費軍政費支出済額　（単位　千円）

	陸軍軍政費	海軍占領地民政諸費
昭和17年度	37,076	—
18	46,270	8,712
19	23,267	16,913
20	7,894	17,933
計	114,509	43,559

備考：『臨時軍事費特別会計始末』による。

また南方総軍においては、本来の財源がなく、しかも借入金によることは適当でないので、そのためにも臨時軍事費からの補給金を必要としていた。

以上のような事情から、十八年度以後も軍政会計にたいする臨時軍事費の補給金の交付がおこなわれたのである。

昭和十八年度において、軍政会計予算に認可された臨時軍事費と補給金は第百二十八表のごとくである。

臨時軍事費特別会計の決算

にあらわれた陸軍の軍政費および海軍の占領地民政諸費は、第百二十九表のとおりであった。

なお、ビルマについては、その「独立」にもかかわらず、その軍政会計にたいして臨時軍事費から一千万円の補給金が出されるに至った事情については、すでに述べたとおりである。

臨時軍事費の軍政会計にたいする直接の負担は以上のごとくであるが、このほか各地の取引税（輸出品歩合税）も、その金銭的負担は明らかに臨時軍事費にかかるものである。したがって、これも臨時軍時費よりの一種の補給金とみなすことができる。昭和十九年度に実施された石油交付金も右と同じである。

以上、南方軍政会計について、入手しうる限りの資料をもって説明してきたが、その多くが敗戦の状況下で画餅にすぎなかったことを、附記しておかなければならない。

第八章　臨時軍事費以外の戦費

第一節　一般会計および植民地特別会計における直接戦争関係費

一般会計や各植民地特別会計の歳出の中にも、直接戦争のための経費がひじように多く含まれている。というより、むしろほとんどすべての国家財政が、広い意味での戦費として支出されたと考える方が適当であるかもしれない。しかし、ここでは一般会計および各特別会計の歳出のうち、直接戦争目的に使用されたと考えられる経費をとり出してみることによって、直接戦費総額を推定する参考にしたいと思う。

一般会計の中では、まず、陸軍省、海軍省、軍需省（昭和十八年度以降）、大東亜省（昭和十七年度以降）の諸経費がある。これらの経費は一応その全額を戦費と考えることができるであろう。また、その他の経費のうちでは内務省所管経費のうちの徴兵費（昭和十九年度からは徴兵及附添旅費）、外務省所管経費のうちの支那事件費（昭和十六年度まで。なお昭和十二年度は北支事件費）、大蔵省所管経費のうちの軍用手票製造費の三者を、第一次の直接戦争関係費とみることができる。以上の諸経費を表示すると第百三十表のとおりである。この総計は約二百十億円で

第百三十表　一般会計直接戦争関係費（その一）　（単位　千円）

所管省別		昭和12	13	14	15	16
陸軍省	経常部	160,567	130,702	186,056	171,144	331,208
	臨時部	430,908	356,798	639,019	1,021,326	1,184,043
	計	591,475	487,500	825,075	1,192,470	1,515,251
海軍省	経常部	273,088	286,838	285,639	359,777	449,879
	臨時部	372,277	392,408	517,896	673,935	1,047,496
	計	645,365	679,246	803,535	1,033,712	1,497,375
軍需省	経常部	—	—	—	—	—
	臨時部	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
大東亜省	経常部	—	—	—	—	—
	臨時部	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
内務省・徴兵費		3,347	4,030	3,512	3,398	3,775
外務省・支那事件費		16,643	12,888	13,154	11,368	11,926
大蔵省・軍用手票製造費		64	1,466	976	573	2,511
合計		1,256,894	1,185,130	1,646,252	2,241,521	3,030,838

所管省別		17	18	19	20	21
陸軍省	経常部	16,001	678	728	576	—
	臨時部	40,453	—	—	273,817	2,073,528
	計	56,454	678	728	274,393	2,073,528
海軍省	経常部	9,420	1,139	1,145	1,007	—
	臨時部	13,197	—	—	334,969	1,622,778
	計	22,617	1,139	1,145	335,976	1,622,778
軍需省	経常部	—	9,113	10,593	5,243	—
	臨時部	—	850,608	1,939,579	2,887,573	—
	計	—	859,721	1,950,172	2,892,816	—
大東亜省	経常部	1,620	49,163	73,667	69,347	—
	臨時部	162,236	300,634	543,217	298,700	—
	計	163,856	349,797	616,884	368,047	—
内務省・徴兵費		4,521	8,642	19,517	12,253	—
外務省・支那事件費		—	—	—	—	—
大蔵省・軍用手票製造費		13,265	100	804	447	—
合計		260,713	1,220,077	2,589,250	3,883,932	3,696,307

備考：各年度決算による。

ある。このうち昭和二十一年度の陸海軍省費は復員諸費（第一復員諸費および第二復員諸費）であり、昭和二十年度はそれぞれ第一復員省および第二復員省の経費となっている。

次に右の第一次的直接戦争関係費にたいして、第二次的直接戦争関係費ともいうべきものをみると、内務省所管の防空関係の経費、大蔵省所管の支那事変行賞諸費、官庁防空緊急施設費、および後に大東亜省所管に移された中国関係の諸経費（北支那開発会社および中支那振興会社補給金、内閣興亜行政諸費、内閣興亜連絡行政費、内閣興亜文化事業費）、商工省所管経費のうち後に軍需省所管に移された軍需産業関係経費（工業奨励費、鉱業奨励費、液体燃料自給諸費、製鉄業奨励費、石炭増産対策費、軍需関係資材確保損失補償金）、拓務省所管経費のうち後に大東亜省所管に移された満州開拓民費（昭和十四年度までは満州移植民費）、厚生省所管の軍事扶助費（経常部）、軍人援護諸費（臨時部）、国家総動員費、および外務省所管経費のうちの終戦連絡事務諸費等がある。これを表示すると第百三十一表のとおりであり、これらの経費の総計は約三十七億円である。

次に各植民地特別会計（関東局、朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、南洋庁）の歳出のうち、直接に戦争に関係した経費を抜き出して集計すると第百三十二表のごとくである。この中に含められている主要な経費は、北支事件費、北支事件特別税徴収費、臨時防空及警備費、徴兵制度実施準備諸費（朝鮮および台湾）、国家総動員諸費、時局対策施設諸費、石炭増産対策諸費（台湾および樺太のみ）などである。なおこれらのほかに、各植民地特別会計から臨時軍事費特別会計への繰入額が巨額に上っているが、これは臨時軍事費と重複するのでここでは除外した（前

出、第四章第二節三を参照)。

以上が一般会計および各植民地特別会計の経費のうち直接戦争に関係する経費のうちの主要なものである。もちろんこれだけが直接戦争関係費であるというわけではない。とくに、少額のものは、いかに直接戦争に関係のある経費であってもここでは除外してある。また戦争との関係が直接的であるか間接的であるかを区別することが困難なことはいうまでもないが、ここでは、多少とも間接的とみなされるような経費は一切含めないことにした。

第百三十一表　一般会計直接戦争関係費（その二）　（単位　千円）

費目別 ＼ 年度	昭和12	13	14	15	16	17	18	19	20
防空対策諸費（内務省）	—	—	—	—	16,036	18,542	49,451	494,750	752,213
防空実施諸費（〃）	—	—	—	—	—	15,704	14,140	16,562	11,677
支那事件行賞諸費（大蔵省）	—	1,865	4,611	6,446	5,315	4,709	8,064	2,440	—
支那特殊会社補給金（〃）	—	168	2,505	—	—	—	—	—	—
内閣興亜行政諸費（〃）	—	672	6,013	20,901	20,035	—	—	—	—
内閣興亜連絡行政諸費（〃）	—	974	14,936	—	—	—	—	—	—
内閣興亜文化事業費（〃）	—	—	14,799	16,826	17,983	—	—	—	—
官庁防空緊急施設費（〃）	—	—	—	—	1,489	481	148	1,774	2,356
工業奨励費（商工省）	1,147	1,382	2,121	4,659	3,528	5,069	—	—	—
鉱業奨励費（〃）	308	583	1,520	1,961	3,993	17,607	—	—	—
液体燃料自給諸費（〃）	5,144	6,212	10,213	15,578	13,933	5,508	—	—	—
製鉄業奨励費（〃）	1,961	3,884	2,035	22,479	47,489	150,331	—	—	—
石炭増産対策費（〃）	—	—	—	36,187	116,660	226,038	—	—	—
軍需関係資材確保損失補償金（〃）	—	—	—	—	2,739	10,094	—	—	—
満州開拓諸費（拓務省）	4,466	10,459	19,029	26,798	41,377	—	—	—	—
軍事扶助費（厚生省）	33,918	84,692	79,065	51,900	72,386	97,710	104,254	157,393	228,103
軍人援護諸費（〃）	94	1,530	16,646	31,939	38,965	50,154	59,559	51,669	54,493
国家総動員費（〃）	—	—	2,527	3,927	4,688	8,940	10,221	2,179	65,705
終戦連絡事務諸費（外務省）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,631
合計	47,038	112,421	176,020	239,601	406,616	610,886	245,837	726,767	1,121,178

備考：各年度決算による。

第百三十二表　特別会計における直接戦争関係費　（単位　千円）

年度	戦争関係費	臨時軍事費特別会計繰入
昭和12	5,367	—
13	3,715	48,777
14	4,786	71,433
15	4,032	93,581
16	59,963	157,368
17	107,138	284,994
18	74,492	399,734
合計	259,492	1,055,887

備考：関東局，朝鮮総督府，台湾総督府，樺太庁，南洋庁の合計。
繰入には支那事変（大東亜戦争）特別税収入その他繰入を含む。

第二節　軍工廠特別会計および臨時陸軍材料資金特別会計

陸海軍の各軍工廠の経費は臨時軍事費特別会計の中には含まれず、それぞれ各種の単独の特別会計が設けられていた。

陸海軍直営の軍工廠は戦争開始以来、量的にも質的にも著しく大規模に整備された。これを年次的にみると次のごとくである。

陸軍においては、昭和十一年に東京工廠が新設されたのち、同十二年には相模兵器製造所、曽根兵器製造所、火具製造所、高蔵兵器製造所、薬莢製造所、信管製造所等が新設され、同十三年には枚方兵器製造所、南満工廠等が新設され、同十四年には多摩兵器製造所、立川兵器製造所、鳥居兵器製造所、幡磨兵器製造所等が新設され、つづいて同十五年には陸軍造兵廠が陸軍兵器本部に改組され、各工廠は造兵廠となり、その結果、造兵廠は東京第一陸軍造兵廠、東京第二陸軍造兵廠、相模陸軍造兵廠、名古屋陸軍造兵廠、大阪陸軍造兵廠、小倉陸軍造兵廠、仁川陸軍造兵廠、南満陸軍造兵廠の八つとなった。また同十六年には、東京第一陸軍造兵廠の下に第二製造所が新設され、同じく名古屋陸軍造兵廠の下に鷹来製造所が新設された。同十七年になると、陸軍兵器本部は陸軍兵器行政本部に改組され、東京第一陸軍造兵廠の下にさらに仙台製造所および川越製造所が新設され、また東京第二陸軍造兵廠の下に、香里製造所および坂之市製造所が新設され、立川製造所を航空工廠に改めた。

第百三十三表　軍工廠関係特別会計歳入歳出額　（単位　千円）

年度		歳入	歳出
昭和	12	492,192	352,021
	13	1,149,327	874,267
	14	903,660	1,109,450
	15	1,251,872	1,261,125
	16	1,817,692	1,740,581
	17	2,522,985	2,458,453
	18	3,217,067	3,149,746
	19	4,585,467	4,367,220
	20	2,862,970	3,156,469

備考：陸軍造兵廠，千住製絨所（陸軍製絨廠），陸軍航空工廠資金，海軍工廠資金，海軍燃料廠，海軍火薬廠の各特別会計の合計額。

海軍においては、昭和十四年に豊川海軍工廠（愛知）、同十五年に光海軍工廠（山口）がそれぞれ新設され、同十六年には、第一火薬廠（宮城県船岡）、第二火薬廠（神奈川県平塚）、第三火薬廠（京都府舞鶴）、第一燃料廠（横浜）、第二燃料廠（四日市）、第三燃料廠（徳山）、第四燃料廠（糟屋）、第五燃料廠（平壌）、第一航空廠（霞ケ浦）、第二航空廠（木更津）、第十一航空廠（広）、第二十一航空廠（大村）、第六十一航空廠（高雄）等が同一年中に新設をみ、つづいて十七年には第三十一航空廠（舞鶴）、第四十一航空廠（千歳）、第五十一航空廠（鎮海）、第二衣糧廠（姫路）、等、同十八年には相模海軍工廠（神奈川）、川棚海軍工廠（長崎）、鈴鹿海軍工廠（三重）、沼津海軍工廠（静岡）、多賀城海軍工廠（宮城）、高雄海軍工作部（台湾）、第一衣糧廠（品川）等、同十九年には高座海軍工廠（神奈川）、津海軍工廠（三重）、第十二航

第百三十四表　各軍工廠作業資本額　（単位　千円）

	陸軍造兵廠	陸軍製絨廠	海軍火薬廠	海軍燃料廠	計
固定資本	1,175,562	12,147	35,630	154,790	1,378,129
土地	85,063	2,521	2,429	14,568	104,581
建造物	292,657	4,495	15,620	52,084	364,856
工作物	228,766	1,542	—	—	230,308
船舶	1,371	—	—	—	1,371
機械	524,479	2,713	4,055	68,566	599,813
器具	43,226	876	13,526	19,258	76,886
鉱業権	—	—	—	314	314
据置運転資本	7,000	1,000	4,000	6,000	18,000
同上臨時追加	—	—	4,000	6,000	10,000
合計	1,182,562	13,147	43,630	166,790	1,406,129

備考：昭和20年4月1日現在。

空廠（大分）、第二十二航空廠（鹿ノ屋）、第六燃料廠（高雄）、第一療品廠（東京目黒）、第二療品廠（大阪住吉）等、同二十年には第一技術廠（横須賀）、同支廠（横浜）、第二技術廠（横浜）、第三衣糧廠（京城）等が、それぞれ新設された。すなわち海軍の工廠の大部分は昭和十六年以後にできたものであった。

これら多数の軍工廠については、それぞれ、陸軍省所管では陸軍造兵廠、千住製絨所（のちの陸軍製絨廠）、陸軍航空工廠資金（昭和十五年度より十八年度まで）、海軍省所管では海軍工廠資金、海軍燃料廠、海軍火薬廠の六つの特別会計が設けられていた。

以上六種の軍工廠特別会計の戦時中各年度における歳入および歳出額のそれぞれの合計額は第百三十三表にみられるように巨額に達した。こののち、最も規模の大きかったのは陸軍造兵廠特別会計であり、同会計の歳入歳出が最大となった

第百三十五表　臨時陸軍材料資金決算　（単位　千円）

歳入	予算額	調定済額	収入済額
第一款　材料物品収入	360,000	355,501	355,501
第一項　材料物品売払代	359,950	354,991	354,991
第二項　雑収入	50	510	510
歳出	**予算額**	**支出済額**	**不用額**
第一款　材料物品費	360,000	290,533	69,467
第一項　材料物品費	360,000	290,533	69,467

備考：同特別会計決算による。

昭和十九年度には、歳入は二十八億五千七百万円、歳出は二十六億五千二百万円であった。

これらの軍工廠関係特別会計は、陸軍航空工廠資金特別会計（昭和十八年度限り廃止）を除いて、いずれも昭和二十一年法律第二十一号によって昭和二十年度限りで廃止され、同法律附則第十三条によって、固定資本は大蔵省財務局に移管し、据置運転資本は昭和二十一年度一般会計の歳入に繰入れ、また同会計廃止の際、これに属する一切の権利義務は一般会計に帰属することとなった。

昭和二十年四月一日現在における各軍工廠の作業資本は、第百三十四表に見られるとおりであった（ただし、海軍工廠については不明）。

臨時陸軍材料資金特別会計は、すでに前に述べたように（第二章第三節三）、戦地において派遣軍が軍需品の材料および原料となる物資（綿花、麻、皮革等）を購入し、これを有効に利用するために、昭和十四年四月から、陸軍省所管の別個の特別会計として設置されたものであった。

同会計は、一般会計から繰入れられた一千万円を当初の資金として発足し、第七十四回帝国議会から第七十六回帝国議会まで、三回にわたり合計三億六千万円の予算（歳入歳出とも同額）が成立し、これが実行された。先にみた軍票の価値維持のための中国向綿布雑貨類等の輸出にも、本資金は使用されたのである。

その後、昭和十七年二月におこなわれた臨時軍事費特別会計法の改正によって、臨時陸軍材料資金特別会計は終結することとなり、終結の際における同特別会計所属の材料および原料以外の物件は、臨時軍事費特別会計の所属に移された。

昭和十七年三月三十一日に終結を見た同特別会計の決算は第百三十五表に示すとおりである。

なお、本資金歳出の使用において、昭和十七年二月、北支派遣軍が華北繊維組合から総額九百十五万円をもって購入した綿布等の交換用物品を、即日同じ組合に千四百六万円で払下げたこと、しかもその代金の金額を歳入に編入せずに資金前渡官吏の前渡資金に回収し、これに相当する既往の支払額を減殺したことは、法令に違背したものとして会計検査院によって指摘された奇怪な操作であった[1]。

(1) 会計検査院『臨時陸軍材料資金歳入歳出決算検査報告』、昭和十七年十二月。

第三節　国防献金その他

普通に国防献金と呼ばれるものに三種類の区別がある。第一は国庫の収入に帰するもので、この分は軍事費献納金として臨時軍事費特別会計の歳入に計上される。第二は明治三十三年の勅令「救恤又は学芸技術奨励寄附金の保管出納に関する件」[1]による取扱金であって、これは救恤を目的とする寄附金として傷病兵士等の救恤その他に当てられ、予算外現金として政府によって出納保管されるものである。第三は昭和十二年の勅令「支那事変に関する国防献品を目的とする寄附金の出納保管に関する件」[2]による国防献品を目的とする寄附金として取扱われるものであり、予算外現金としてその出納保管は陸軍大臣または海軍大臣によっておこなわれるのである。すなわち、国防献金といわれる三種の献金のうち、第一のものを除いて残りはすべて国庫に入らず、臨時軍事費の範囲外になったのである。

(1)「政府は救恤又は学芸技術奨励の目的を有する寄附金の保管出納を為すことを得」（明治三十三年八月三日勅令第三百二十九号、同改正明治三十九年勅令第二十号、同明治四十二年勅令第三百十九号）。「恤兵金は歳入歳出外現金とし取扱うものとす」（明治三十三年八月海達第百四十一号、同改正昭和十八年海達第百七十二号）。その他、「陸軍恤兵金品出納規程」（昭和十二年九月陸達第四十一号）、「陸軍恤兵金品取扱手続」（昭和十二年十一月陸軍省告示第四十八号、同改正昭和十六年告示第六十号、昭和十七年告示第三十二号）。

(2)「陸軍大臣又は海軍大臣は支那事変に関する国防献品を目的とする寄附金の出納保管を為すことを得」（昭和十二年十月勅令第五百八十五号）。その他、「国防献金品出納規程」（昭和十二年十月陸達第五十三号）、「国防献金品寄附取扱手続」（昭和十二年十月陸軍省告示第四十五号、同改正十七年告示第三十二号）、「国防献金取扱規程」（昭和十二年十月海軍省告示第十六号、同改正昭和十七年告示第二十一号、昭和十八年告示第二十二号）。

第百三十六表　国防献金　（単位　千円）

	軍事費献納金	明治33年勅令第329号による取扱金	昭和12年勅令第585号による取扱金	計
昭和12年7月～13年11月	1,859	27,178	47,745	76,782
13年12月～14年11月	1,010	15,376	27,389	43,774
14年12月～15年11月	833	16,757	34,052	51,642
15年12月～16年11月	1,439	16,899	41,915	60,253
計	5,140	76,210	151,101	232,451

第百三十七表　海軍国防献金の受払状況　（単位　千円）

	受入額	支払額	残額
国防献金	1,028,754	795,741	233,013
恤兵金	167,433	116,980	50,453
学芸技術奨励金	22,671	21,746	925

備考：満州事変以後終戦までの合計。受入額には利子を含む。残額は大蔵省移管。

これら三種の区別は必ずしも明確ではないが（献品のための寄附金と献金との区別）、そのうち最も多かったのは第三の国防献品を目的とする寄附金であり、第一の献金はいちばん少なかった。日華事変の開始以来、昭和十六年十一月までの以上三種の国防献金は第百三十六表のごとく、総計二億三千二百万円であった。しかしこのうち国庫に入り、臨時軍事費の歳入となったのは、前述のごとく、三種のうち最少額の軍事費献納金のみである。

国防献金の総額が終戦までにいくらになったかは不明であるが、海軍関係についての「満州事変」以降終戦までの国防献金の総額は約十二億円であった（第百三十七表参照）。

臨時軍事費特別会計の歳入決算にあらわれた軍事費献納金はわずか六千万円にすぎなかったが（前出、第四十二表参照）、右の第百三十六表に示されている昭和十六年までの国防献金総額と軍事費献納金との比率は約四十五倍ほどであるから、この二つの比率がその後もほぼ同様であったとすれば終戦までの国防献金総額は約二十七億円に上ったことになるわけである。

なおこの他、一応臨時軍事費特別会計の支出として支払われたが、後に至って同特別会計の決算から控除された金額として、政府特殊借入金による決裁額約百億円、および昭和二十一年勅令第百十号第三条による整理額約三百八十一億円があることは先に述べたとおりである（第五章第一節一、第二章第六節三および四等参照）。

第四節　外資金庫

一　外資金庫の設置とその性格

臨時軍事費特別会計の中に含まれない戦費の調達形式として、最も重要なのは、外資金庫の活動であった。外資金庫については、すでに借入金の個所（第四章第四節）で述べたが、そこにあらわれていたのは、外資金庫の活動のごく一部分にすぎない。金額においても、それよりはるかに重要な意味をもっている外資金庫の活動はこれから述べるものであるが、それは臨時軍事費特別会計の決算には全くあらわれてこないのである。

それについて説明する前に、まず外資金庫がいかなる事情で設立されたものであるか、またその機能の概要はいかなるものであるかについて述べなければならない。

すでに第二章においてみたように、太平洋戦争への突入後、昭和十七年から臨時軍事費の予算は急角度で膨脹をはじめ、しかもその支払額のうち占領地域において使用される戦費の割合は、増大していった。[1] このような占領地における戦費支払の増大は、国債の発行をいよいよ増加させ国内のインフレをいっそう促進させるおそれがあったので、国債の新規発行額を抑制する必要から、国債の発行に代って占領地における現地金融機関――朝鮮銀行、横浜正金銀行、南方開発金庫等、また間接的には中国聯合準備銀行、中央儲備銀行、満州中央銀行、さらに印度支那銀行、タイ国銀行等――からの借上金制度を採用することになった。この制度は、昭和十八年度から中国および南方地域について、また十九年度から満州、タイ国、インドシナについて実施された。それは、先にも述べたように、実質的には軍票的紙幣の発行制度にほかならないものであった。

(1)　臨時軍事費実際支払額のうち、外地で支払われる軍事費の割合は、十八年二八%、十九年五三%であった。

しかし、右のようにして借上金制度を作っても、それによって国債の発行は幾分か抑制することができたとしても、それは単に公債を借入金に振り替えたにすぎず、全体として臨時軍事費予算が膨脹することには変りがなかった。しかも一方では、占領地におけるインフレはますます昂進し、現地物価の騰貴は激しかった。昭和十一年の年平均を基準にした卸売物価指数は、北京では昭和十八年三月に十倍以上になり、翌年の末には五十倍に近づいていた。上海ではそれより一そう激しく、十六年秋に早くも十倍を越し、十八年末には早くも百倍を越えたとみる間に、十九年末にはすでに千倍に近づく有様であった。南方占領地においては物価の騰貴はさらにこれに輪をかけたテンポで進行し、シンガポールでは十九年末に至るとすでに十六年末の物価の百倍を越していた。こうしてとくに十九年の後半期から暴騰していった占領地の物価が、臨時軍事費にたいして直接大きな影響を及ぼしたのは当然である。右のような情勢の進展を前にしては、もはや単に公債を借入金に乗りかえるというような手段では事たりず、臨時軍事費予算そのものの計数を圧縮し、あるいはその膨脹を直接的に抑制するための措置をとることが是非とも必要となった。このような措置として生み出されたのが外資金庫であったのである。

いうまでもなく、占領地域の物価騰貴による戦費の膨脹を抑制するためには、別の方法として、当時固定されていた公定為替レートを切下げる方法があり、また占領地発券銀行との間の別の特殊な操作を用いることによってもそれは可能であった。しかし「大東亜共栄圏」を表看板にしていた当時の日本帝国政府としては、そのような方法をとることは政治的配慮からして実行しにくいものであった。というのは、そうした形で現地経済を露骨に搾取することは、「同甘共苦」を建前とする「八紘一宇」の精神には、あまりにもふさわしくないと考えられたからであり、またそれが従来の経済政策の完全な破綻を公認する結果になることをおそれたからであった。

このようないきさつから、日本円と占領地円系通貨との間の公定交換率は固守され、無理をしてでも、日本の内部かぎりでの措置で戦費の膨脹を抑制しなければならなかった。このために新たに一つの特殊金融機関を設

け、これに占領地での一切の戦費の調達をおこなわせ、それの資金操作で為替レートを改訂したと同じ効果をあげようとしたのである。それは結局、金額の整理方法を変えただけであって、実質的には現地経済の露骨な搾取とほとんど変りのないものであったといわなければならない。

以上のような事情の下で、以上のような性格をもったものとして外資金庫が誕生することとなったのである。

こうして、臨時軍事費現地借入金の予算面金額と現地における実際所要額との差額の調整機関としての外資金庫は、昭和十九年十二月二十九日の閣議においてその設立が決定された。そしてその際、この機関の一切の操作を極秘にしておくこと、およびその決算等の所要の処置は戦後にゆずることが定められた。

政府は右の方針に基づいて、第八十六回帝国議会に外資金庫法案を提出してその協賛を経た。こうして昭和二十年二月八日、外資金庫法（昭和二〇・法律二〇号）が公布され、同二月十一日から施行された。業務を開始したのは同年三月一日のことである。

外資金庫法は全文三十四条から成る法律であるが、その立法理由も、「大東亜戦争に際し、国家の政策に即し、在外資金の調達運用を為し得るの機構を設置するの必要ありて本法を制定せり」と、本法の第一条を文字どおり写したものにすぎず、その内容も機能も、どんな活動をするものであるかも、この法律だけではほとんど明らかでなかった。

外資金庫の機構と機能はほぼ左のようなものであった。

一、外資金庫は外資金庫法による特殊法人であって、その組織はなるべく簡素にし、役職員は金融機関あるいは行政官庁と兼任にする。

二、同金庫は大蔵省外資局内に設け、横浜正金銀行上海支店および同張家口支店（七月開設）、朝鮮銀行北京支店および南方開発金庫に代理店を置くに止める。

三、資本金は五千万円、全額政府出資、政府は国債の交付をもってこれにあてる（第三条、第四条）。第一回の出資は一千万円、この出資は三分半利国庫債券（ろ号）の登録公債の交付によっておこなわれた。払込は昭和二十年二月十二日、利率は年三分五厘である。第二回以後の払込はついに終戦までおこなわれなかった。

四、運用資金は、横浜正金銀行、朝鮮銀行、南方開発金庫に調達させるほか、現地企業の利益金をもってこれにあてる。

五、業務は左の三つである。

(1)　政府にたいする国外払臨時軍事費資金の貸上げ。

(2)　陸海軍の国外払臨時軍事費予算中の物件費の「調整」。

(3)　その他政府の命令による必要な資金の運用調整。

右の三つのうち、(1)は他の金融機関の貸上金を肩代りしたのみで、外資金庫としての新規貸上げはなかった。業務の中心は(2)であった。これについては後に述べる。

六、損益は政府に帰属する規定があったが（第十九条、第二十条）、実際には、剰余金はなく、損失については、戦後におこなわれた戦時補償打切りの措置によって、政府は損失補償をしないことになった。

七、業務内容は秘密にされた。同法第二十六条には、当該官吏または職員について、「外資金庫の業務上の秘密にして職務上知得したるものを漏泄し、または竊用したるときは五年以下の懲役に処す」との厳格な規定があった。

八、大蔵大臣がその監督にあたる（第二十一条）。

二　外資金庫資金による臨時軍事費支出の調整

次に実際の活動を述べるわけであるが、外資金庫の資金の運用は、その大部分が臨時軍事費資金の「調整」に用いられ、ごく一部分が政府への貸上金として使われた。政府の貸上金は、前述のごとく、総計三百八十億円であるが、これは、本金庫当初（昭和二十年三月）、従来まで横浜正金銀行、朝鮮銀行、および南方開発金庫がおこなって来た政府への貸上金を肩代りしたものであって、本金庫設立後、新規におこなった貸上げはなかった（前出、第四章第四節参照）。この肩代りによる政府貸上金の大部分（中国関係）は、終戦時におこなわれた金売却の代り金で返済され、そのあとに残ったのは南方開発金庫から肩代りした貸上金（百二十二億円）であった。いずれにしても、これらの政府貸上金は一応臨時軍事費特別会計に計上されているわけであるが、それ以外の戦費の調整に使われた資金は臨時軍事費特別会計のワク外で運用され、したがって、同会計には全くあらわれてこないのである。

臨時軍事費支出の「調整」とは、占領地における物件費の支払について、物価騰貴の割合に応じ、支払額の一部だけを臨時軍事費から支出し、残りの大部分は外資金庫調整金として支給する（その金額を日本銀行代理店に払い込んで戦費にあてる）という方法であった。これによって臨時軍事費は実際に十倍にも百倍にもなることになった。

この「調整」をおこなうにあたって決定された政府の方針は左のとおりであった。

一、調整範囲。外資金庫によって調整する臨時軍事費の範囲は、中国（香港および海南島を除く）および南方地域（タイおよびインドシナを除く）にある陸海軍機関（部隊、艦隊その他一切の陸海軍の機関をいう、以下同じ）が、現地で支払う経費のうち物件的経費に限る。この物件的経費の種類については閣議の決定を経る。

二、調整方式。金庫によって臨時軍事費を調整する手続は、現地にある陸海軍機関から、現地で物件的経費の支払を受ける者にたいして、支払額中臨時軍事費から支弁される部分を控除した残額に相当する部分を外資金庫から調整金として支給する方法による。

三、調整事務。臨時軍事費の調整に関する事務は一切中央でおこない、現地の陸海軍機関は関知する必要のないように措置する。

四、調整割合。臨時軍事費の調整割合は大体四半期ごとに現地の物価情況によって決定し、当該期間において

支払われた物件的経費に適用する。なお、調整割合の決定およびその変更をおこなう場合は、閣議の決定を経る。

五、調整額の勅裁。外資金庫による臨時軍事費の調整額については勅裁を経る。

外資金庫資金による調整割合は、設立当初、昭和二十年三月以降についてさしあたり左のように定められた。

		中国において支払をなす経費	南方甲地域において支払をなす経費
陸軍省所管	資金使用割合 臨時軍事費資金	五割	二〇割
	資金使用割合 外資金庫資金	九五〃	八〇〃
	資金使用割合 合計	一〇〇〃	一〇〇〃
	調整割合	一九〇〃	四〇〃
海軍省所管	資金使用割合 臨時軍事費資金	一〇割	五割
	資金使用割合 外資金庫資金	九〇〃	九五〃
	資金使用割合 合計	一〇〇〃	一〇〇〃
	調整割合	九〇〃	一九〇〃

すなわち、右の調整割合によれば、中国において支払をなす陸軍の経費、あるいは南方甲地域（南方開発金庫券を流通させた地域）において支払をなす海軍の経費の場合には、たとえば百万円の支払については、そのうち五万円だけを臨時軍事費特別会計が負担し、残りの九十五万円は外資金庫が負担するのであり、したがって外資金庫負担分は臨時軍事費特別会計負担分の百九十割に当ることになるのである。[1)]

(1) なおこのような資金使用割合は、第八十六回帝国議会の協賛を経た昭和二十年度臨時軍事費特別会計予算における現地借入金が三百一億円であるのに、現地所要額は三千億円程度の見通しであったので、全所要額の中で外資金庫が負担する調整額はほぼ九〇％見当になるということから、決定されたように思われる。

その後、右の調整割合は、海軍省所管分の支払について変更の必要を生じたので、同年四月二十八日に勅裁を経て、海軍省所管の分も四月以降は陸軍省所管の分と同様になるように改められた。

しかし、中国における物価の騰貴は、その後ますます激しくなっていたので、五月十八日の勅裁を経て、中国地域については、陸海軍とも、五月以降の資金使用割合を、臨時軍事費資金二にたいして外資金庫資金九八、合計一〇〇、すなわち調整割合四百九十割と改められた。

さらに八月に資金使用割合が変更され、八月四日の勅裁を経て、七月以降については、陸海軍省とも、臨時軍事費資金一にたいして外資金庫資金一二九、すなわち調整割合は千二百九十割と定められた。[1)]

この割合によると、たとえば二千六百万円の支払をする場合には、そのうち二十万円だけが臨時軍事費から支出され、残りの二千五百八十万円は外資金庫資金から補給されるわけである。

(1)　臨時軍事費決算参考『臨時軍事費特別会計始末』、第十五章、その他による。

三　外資金庫の活動と決算

1　資金運用の実情

前項で見たように、占領地で使用される戦費は、勅裁を経た一定の調整割合によって、そのうちのごく少部分だけが臨時軍事費特別会計の負担となり、残りの大部分は外資金庫から国庫に納入した資金でまかなわれることになったのである。しかし、現地においては、右の調整割合に関係なく、すべて一括して外資金庫に調達させ、中央でのみ、臨時軍事費特別会計負担分を外資金庫の対政府貸上金として別途整理することとし、現地には外資金庫の資金操作に一切関与せしめない方針がとられていた。[1)]

(1)　たとえば華中の場合でいえば、儲備銀行の提供する儲備券資金は直接政府に交付されず、外資金庫に交付され、外資金庫はこれを他の資金と合体し、その中から政府所要額を政府に貸上げることになっていた。外資金庫の政府にたいする貸上は円建であるが、儲備券と円との換算率は百対十八によらず、予算編成上政府の便宜とする換算率による。したがって現地で支弁する儲備券資金が増大しても、それに比例して予算面の借入金は増大しないのである。

しかし実際には、臨時軍事費分と外資金庫分とを取引の都度区別することが極めて煩雑であるため、後日一括して整理することにしたまま、その手続なしに終戦となった。したがって、外資金庫からの政府貸上はついにおこなわれず、占領地における戦費支出の全額が外資金庫の調整資金でまかなわれた結果となったのである。[1)]

第百三十八表　外資金庫資金勘定受払額　（単位　千円）

年・月	受入	払出			
		陸軍省	海軍省	大東亜	計
昭和20・2	—	1,400,000	—	—	1,400,000
3	9,060,000	17,377,000	11,464,722	—	28,841,722
4	11,920,000	17,500,000	5,010,355	—	22,510,355
5	20,220,000	25,300,000	19,288,643	—	44,588,643
6	56,280,000	41,632,500	8,252,000	—	49,884,500
7	100,000,000	104,200,000	46,640,172	—	150,840,172
8	228,800,000	187,000,000	60,087,317	—	247,087,317
9	25,130,000	—	10,000,000	328,139	10,328,139
10	2,000,000	—	—	—	—
計	*453,410,000	394,409,500	160,743,209	328,139	555,480,848

備考：*外地戦費調達済額は494,380,721千円であり，現地よりの報告未着により40,970,721千円の差額を生じた。実際の支払額（決算額）はこの表の払出額（資金交付額）より大きかった。陸軍の支払額は418,188,828,809千円であった。

第百三十九表　外資金庫資金による海軍関係戦費支出額　（単位　千円）

年・月	基本予算額	交換率	調整額	基本予算額と調整予算額の合計	支出額	支出残額
昭和20・4	1,800,000	9:1 19:1	20,000,000	21,800,000	12,081,678	9,718,322
5	—	49:1 4:1	25,650,000	25,650,000	24,017,622	1,632,379
6	—	49:1 4:1	—	—	8,423,075	△8,423,075
7	1,350,000	129:1 4:1	51,300,000	52,650,000	46,903,541	5,746,459
8	—	129:1 4:1	81,600,000	81,600,000	70,112,925	11,487,075
9	—		—	—	1,993	△ 1,993
10	—		—	—	△1,749,573	1,749,573
11	—		—	—	△ 12,574	12,574
計	3,150,000		178,550,000	181,700,000	159,778,686	21,921,314

(1) 外資金庫のこのようなカラクリについて深井英五氏は、「差向き予算の体裁をつくろい置きて、決算を時局安定の後にまで延ばさんとするものなり」、と述べている（『枢密院重要議事覚書』、四二〇頁）。

昭和二十年九月二十九日現在、閉鎖機関整理委員会で作成された損益試算表によれば、この調整のため国庫に納入された金額は五千二百二十八億三百万円であった（後出第百四十二表参照）。

昭和二十年三月の業務開始以後、同年十月に至る外資金庫資金勘定受払額は第百三十八表のごとくであり、このうち海軍省所管分について、月別に調整額と支出額とを見ると第百三十九表のとおりである。

右調整資金の支出にあたっては、外資金庫資金証書が使用された。中央における外資金庫調整資金の払出整理はすべて本証書によっておこなわれ、これが一般の小切手同様に扱われた。

もともとこの資金の支出額は、中央において、外資調達協議会が立案し、閣議を経て決定されるものであり、外資金庫はその決定額の範囲内で陸海軍または大東亜省の出納官吏にたいし小切手に代えて本証書が発行交付された。本証書は必要に応じて、外資金庫が記載金額に相当する公定レート換算による外資資金を、現地における日本銀行代理店に納入するものであるから、その金額は陸海軍または大東亜省出納官吏の預託金として取扱われることになっていた。

したがって、右出納官吏が本証書に預託金払込書を添えて日本銀行本店に提出すれば、日本銀行はかれの預託金口座に受入の手続をするため、この時から外資金庫資金と臨時軍事費特別会計資金とは合算して計理されることとなり、その後かれが預託金を引出した上、現地に送金する場合も、すべて他の国庫金と同一におこなわれるので、現地では外資金庫資金の運用状況を絶対に窺知できない仕組になっていたのである。

外資金庫資金証書発給総額	五五五、四八〇百万円
日本銀行受入外地通貨	五二〇、〇七二　〃

右の差額三百五十四億円の日本銀行受領未済分は、外地出納官吏の受取人宛最終支払が未定のものがあることと、通信未着のため計理未済のもののあるためである（昭和二十二年十一月末日現在）。

2　資金の調達

外資金庫による運用資金の調達は、二つの方法によっておこなわれた。一つはいわゆる「預け合」による調達であり、他の一つは占領地における寄附金または納付金の受入れであった。

預け合による資金調達においては、中央儲備銀行券資金については、横浜正金銀行から、中国聯合準備銀行券については朝鮮銀行から、南方開発金庫券については南方開発金庫から、それぞれ預り金をなすことによって調達された。預り金の表示通貨は日本円としたが、当時の為替換算率で、現地通貨をもって返済することができ、また預り金の利子は現地通貨をもって支払うことになっていた。

他方において、横浜正金銀行および朝鮮銀行は、外資金庫にたいする資金提供のため、中央儲備銀行および中国聯合準備銀行と、それぞれ別途預け合契約を結んでいた。たとえば、華中、華南で軍が儲備券を調達する場合

には、外資金庫は横浜正金銀行との間に預け合勘定を設け、横浜正金銀行に設けられた自己の預金を引出してこれを軍に供給し、一方、横浜正金銀行は、外資金庫に供給する資金を調達するために、別に中央儲備銀行との間に預け合契約を結び、中央儲備銀行に設けられた自己の預金を引出してこれを外資金庫に供給したのである。

利率および利払期日等は右の二つの預け合勘定とも同一と定められていた。利率は年三分五厘である。

預け合による調達以外の資金調達は、現地における寄附金または納付金による方法であって、これによって実際に占領地で受入れたものは左のとおりである。

一、軍需物資納入組合から、煙草売買差益金を寄附金として納入した。

二、占領地において金を売却した場合にはその差益金を納付した。

三、日本と中国との間の貿易差益を調整料として徴収した。これを取扱ったのは中華日本貿易聯合会であった。

四、金銀運営会が内地で買い集めた、主に金製品を現地で売却してその益金を納入した。

五、華中において対日送金調整料として徴収したものを全部納入した。

これら各種の寄附金および納付金の総計は終戦後（昭和二十年九月）五千二十六億三千五百万円となり、そのうち大部分は金の売却益であった（第百四十表）。このような寄附金または納付金によって外資金庫の膨大な損失金の大部分が補塡されたのである。[1)]

(1) 本節については、宇佐美誠次郎『日本戦時財政史の一断章』、法政大学経済志林、第十九巻第一号、参照。

第百四十表　外資金庫にたいする寄附金・納付金　（単位　千円）

	寄附金・納付金額
金売却益（華北）	41,711,875
金売却益（華中）	455,681,201
金売却益（華南）	360,349
在華資金運用勘定利益金	1,286,075
煙草販売利益金	500,000
対日為替調整料	3,045,037
計	502,624,536

第四十一表　外資金庫貸借試算表　（単位　千円）

	借方		貸方	
	合計	残高	合計	残高
資本金			50,000	50,000
未払込資本金	40,000	40,000	—	—
有価証券	10,059	10,059	—	—
政府貸上金	38,021,962	12,252,820	25,769,142	—
華北分	(5,130,000)	—	(5,130,000)	—
華中分	(20,639,142)	—	(20,639,142)	—
南方分	(12,252,820)	(12,252,820)	—	—
日銀借入金	50	—	50	—
邦貨預け金	209	49	159	—
外貨預け金	1,046,738,522	—	1,046,738,522	—
預り金	523,226,141	—	556,302,883	33,076,742
未収利息	424,744	424,744	—	—
未払利息	—	—	1,057,664	1,057,604
支払承諾	522,803,460	—	555,480,848	32,677,388
支払承諾見返	555,480,848	32,677,388	522,803,460	—
合計	2,686,745,994	45,405,059	2,708,202,668	66,861,734
損益勘定	524,680,986	21,426,674	503,224,312	—
総計	3,211,426,980	66,861,734	3,211,426,980	66,861,734

備考：昭和20年9月29日，閉鎖機関整理委員会作成。日銀借入金は昭和20年3月9日手形貸付，同6月1日返済，日歩9厘。

3　決算

外資金庫による臨時軍事費支出調整の勅裁額は左のごとく、終戦までに六千億円を越えていた。

陸軍省所管……五件……四二六、〇六九、五〇〇千円
海軍省所管……五件……一七八、五五〇、〇〇〇〃
計　……一〇件……六〇四、六一九、五〇〇〃

このうち外資金庫資金証書発給総額は前記のごとく五千五百五十四億八千万円（第百三十八表参照）、昭和二十年九月現在で外資金庫の支払承諾額五千二百二十八億三百万円（第百四十一表参照）、その内訳は左のごとくである。

華北における納入……五二、三〇〇、〇〇〇千円
華中における納入……四六二、五〇三、四六〇〃
南方における納入……八、〇〇〇、〇〇〇〃
国庫納入金総計……五二二、八〇三、四六〇〃

日本銀行における外資金庫資金勘定の残高は左のとおりであった。

昭和二十年二月末……一、四〇〇、〇〇〇千円
七月末……一〇〇、五八五、三九二〃

第百四十二表　外資金庫損益計算書　（単位　千円）

科目	損失	利益
寄附金	—	502,624,536
納入金	522,803,460	—
政府貸上金利息	—	535,623
国債利息	—	229
邦貨預け金利息	—	0
借入金利息	0	—
預り金利息	1,877,525	—
預り金利息戻入	—	63,923
諸経費	1	—
合計	524,680,986	503,224,312
損失金	—	21,456,674
総計	524,680,986	524,680,986

備考：寄附金の内訳は第百四十表参照。0は千円以下。

第百四十三表　政府貸上金一覧

	華北	華中・華南		南方	計
		邦貨	儲備券		
	千円	千円	千元	千円	千円
18年度計	920,000	2,727,000	15,150,000	1,650,000	5,297,000
19〃	5,610,000	26,012,142	144,511,898	10,950,000	42,572,142
20〃	55,100,000	421,780,721	2,343,781,782	6,500,000	483,380,721
20年4月	1,000,000	10,620,000	59,000,000	200,000	11,820,000
5	6,300,000	21,960,000	122,000,000	200,000	28,460,000
6	9,800,000	42,300,000	235,000,000	1,000,000	53,100,000
7	12,000,000	86,400,000	480,000,000	1,000,000	99,400,000
8	19,000,000	232,510,721	1,292,281,782	500,000	252,010,721
9	5,500,000	27,990,000	155,500,000	—	33,490,000
10	1,500,000	—	—	—	1,500,000
18-20年度計	61,630,000	450,519,862	2,503,443,680	19,100,000	531,249,862
20・3-10合計	56,500,000	429,880,721	2,388,781,782	8,000,000	494,380,721

備考：昭和21年5月26日，日本銀行国庫局調。昭和20年3月以後の金額は戦費調達金融機関の外資金庫にたいする払込金額。

八月末……六一、五六二、七〇九〃
二十一年八月末……三六、四〇八、八四八〃

昭和二十年九月三十日、外資金庫は連合軍最高司令部の命令によって解散することとなり閉鎖機関に指定された。同日附で閉鎖機関整理委員会によって作成された外資金庫貸借試算表、および外資金庫損益計算書は、第百四十一表および第百四十二表のとおりである。

なお、外資金庫による政府貸上金については、すでに述べたとおりである（第四章第四節、その他）。しかし、臨時軍事費の歳入に計上された外資金庫からの借入金は、朝鮮銀行、横浜正金銀行、南方開発金庫の貸上金を肩代りしたものであって、それぞれ昭和十八年四月から同十九年二月までの間に、中国聯合準備銀行券、中央儲備銀行券、および南方開発金庫券によって借入れられたものであった。しかし、これら三種の円系通貨は、昭和十九年三月以降も発行が続けられ、それらが戦費支払手段として使用されて来たことはいうまでもないのである。それではその分はどのように処理されたのであろうか。それは、政府借入金とはならず、現地の戦費調達金融機関の限りで処理されてきた。昭和二十年三月からは、中国および南方地域について、戦費調達金融機関と政府との間に新たに外資金庫が介在することとなり、同月以後の円系通貨の発行は、それら戦費調達金融機関の外資金庫にたいする払込金額となり、政府貸上金とはならなかったのである。中国および南方についての政府貸上金とそれ以後における外資金庫への各金融機関の払込金額を示せば、第百四十三表のとおりである。

第五節　戦費総額の推算

以上において、臨時軍事費特別会計にあらわれた戦費と、同会計に含まれない戦費とについて、できる限りの信頼しうる統計数字をみてきた。最後にこれらの統計に基づいて、太平洋戦争に使われた戦費の総額はどれほどの額に達するものであったかを推算してみたいと思う。

「戦費」とは何を指すかについて、古くから多くの学者たちによって論議されてきた。ここではそれを論ずる必要はないが、貨幣戦費（あるいは物質的戦費）から間接戦費を除いた直接貨幣戦費、すなわち政府が戦争のために消費した直接金銭的支出の経費を狭義の戦費とすることでは見解はほぼ一致していると考えられるので、ここではそれを採用する。しかし「直接金銭的支出」といっても、その内容は必ずしも明確ではない。とくに、戦争の始末費（復員費等）の打切時期をどこまでにするか、また恩給、年金、遺族扶助料、戦争公債の負担、あるいは地方財政の経費等をいかに扱うか、等の問題は、直接的戦費と間接的戦費の区別と同様にすこぶる困難な問題であるというほかはない。諸外国の戦費の推算に当って困難な問題となる国際間の貸借や予算区分の不分明などの点では、わが国の戦費は比較的問題が少ないが、そのかわりに経費に計上されない戦費がひじょうに大きいことは、他の国に比して極めて複雑な要素をなしているといわなければならない。これらの問題について、本書で

第百四十四表　戦費総額の推算　（単位　百万円）

年度	臨時軍事費	同特殊決済額	国防献金その他控除額	外資金庫損失額
昭和12	2,034	—	75	—
13	4,795	—	43	—
14	4,844	—	51	—
15	5,722	—	59	—
16	9,487	—	227	—
17	18,753	—	132	—
18	29,818	—	1,327	—
19	73,493	—	613	—
20	6,448	10,016	155	524,681
21	—	—	21,586	—
22	—	—	16,569	—
合計	155,397	10,016	40,837	524,681

年度	一般会計戦費（1）	一般会計戦費（2）	特別会計戦費	合計
昭和12	1,257	47	5	3,418
13	1,185	112	4	6,139
14	1,646	176	5	6,722
15	2,242	240	4	8,267
16	3,031	407	60	13,212
17	261	611	107	19,864
18	1,220	246	74	32,685
19	2,589	727	—	77,422
20	3,884	1,121	—	546,305
21	3,696	—	—	25,282
22	—	—	—	16,569
合計	21,011	3,687	259	755,889

備考：「国防献金その他控除額」の欄は，昭和20年度までが国防献金推計，21年以後は昭和21年勅令第110号により臨時軍事費より控除され，一般会計において整理された金額を示す。

は、臨時軍事費特別会計を中心にし、同会計に含まれない特殊な経費（外資金庫、国防献金等）および同会計から整理上控除された経費（政府特殊借入金による決済、昭和二十一年勅令第百十号による控除）を加算し、さらに一般会計および特別会計の歳出のうち直接戦争を目的とする経費を加えたものを戦費（直接戦費）とし、復員費は、臨時軍事費整理額が計上された昭和二十二年度分までをとり、その他、恩給、年金、遺族扶助料、戦時公債の負担、賜金公債、および地方費の戦費等は、臨時軍事費に計上されたもの以外はすべて除外した。

右のようにして集計したものが第百四十四表の数字である。これももちろん不正確なものであり、一つの試算に止まる。とくに、占領地等において軍が「現地自活」の方針の下でおこなったあらゆる種類の「収入」による支出は、とうてい推計すら不可能なものが多い。たとえば、極東国際軍事裁判においてしばしば論ぜられたアヘンその他麻薬の売買まで含まれる各種の事業や工作による軍の利益などがそれである。これらのものは除外するほかはなかった。

なおこの統計について説明すれば、第一項の臨時軍事費は、いうまでもなく臨時軍事費決算に示された支出済額であり、第二項の特殊決済額は、政府借入金によって臨時軍事費から除かれ特殊決済された金額（前掲、第二章第六節三参照）、である。第三項の国防献金その他控除額は、昭和十二年度から二十年度までは国防献金のうち臨時軍事費歳入に軍事費献納金として計上された部分を差引いた残りの金額[1]であり、昭和二十一年度と二十二年度は、臨時軍事費特別会計の終始時までに出先機関の支払が未済あるいは不明であったため、昭和二十一年勅令第

百十号によって臨時軍事費から控除され、一般会計に移し整理された金額（第五章第一節一および第二章第六節三参照）である。第四項の外資金庫損失額は、終戦の年に外資金庫から現地軍に現地通貨をもって支払われ、しかも政府貸上金とならずに外資金庫の損失となったままの金額（本章第四節参照）である。第五項および第六項の一般会計戦費は、一般会計の経費のうち直接戦争に関係ある費目を抜き出して集計したもので、(1)は第一次直接戦争関係費、(2)は第二次直接戦争関係費である（本章第一節、とくに第百三十表および第百三十一表参照）。第七項の特別会計戦費は、右と同様にして、各植民地特別会計の歳出のうち、臨時軍事費に繰入れられた額を除き、直接戦争に関係ある費目を抜き出して集計されたものである（本章第一節、とくに第百三十二表参照）。

(1) 昭和十七年以後の国防献金の額は不明であるため、同時期の軍事費献納金の金額に基づいて按分比例で推算した（前掲、第三節参照）。

以上のようにして第百四十四表の戦費総額の推算約七千五百五十九億円ができたが、まだ残った問題として物価変動による修正がある。戦時中インフレーションが進行し、物価は著しく上昇しているから、昭和十二年度の一億円と二十年度の一億円ではその価値は大きく相違している。したがって各年度の数字を合計しただけでは、ほとんど無意味であるということができる。しかし、物価の変動による修正は極めて困難であり、また拠るべき正確な物価指数もえられない。そこで、ここでは日本銀行調の東京卸売物価指数を採用し、これによって各年度の支出額を換算することとした。その結果が第百四十五表である。

第百四十五表　戦費総額の物価指数による換算　（単位　百万円）

年度	戦費総額	物価指数（昭9～11平均＝100）	換算値（昭9～11基準）	昭年28年物価指数の倍率	換算値（昭28年基準）
昭和12	3,418	125.8	2,717	281	960,458
13	6,139	132.7	4,626	267	1,639,113
14	6,722	146.6	4,585	241	1,620,002
15	8,267	164.1	5,038	216	1,785,672
16	13,212	175.8	7,515	201	2,655,612
17	19,864	191.2	10,389	185	3,674,840
18	32,685	204.6	15,975	173	5,654,505
19	77,422	231.9	33,386	153	11,845,566
20	546,305	350.3	155,953	101	55,176,805
21	25,282	(350.3)	7,217	(101)	2,553,482
22	16,569	(350.3)	4,730	(101)	1,673,469
合計	755,889	—	252,131	—	89,239,524

備考：戦費総額は第百四十四表による。

まず、昭和九―十一年平均を一〇〇とした各年次の物価指数によって換算すると、昭和九―十一年平均の貨幣価値を基準として換算した戦費総額は、約二千五百二十一億円となる。[1)]

(1) 昭和二十一年度と二十二年度は、大部分が二十年度に支払われたものであるから、二十年の物価指数で換算した。

次に昭和二十八年平均の同物価指数は三五、三九八・六倍であるから、これと各年次の物価指数の倍率を算出して換算すると、昭和二十八年の貨幣価値を基準とした戦費総額は、約八十九兆二千億円となる。

右の数字も不充分であることはいうまでもないが、一応の達観的数字としてみることができるのではないかと思われる。要するに、これによれば

今次の戦争のための直接的戦費は、現在（昭和二十八年平均）の物価にしておよそ八十九兆円、すなわち今日の予算規模で九十年度分の予算が九ヵ年たらずの戦争のために消費されたのである。

資料 I

会計検査院の検査報告

臨時軍事費歳入歳出決算検査報告

臨時軍事費歳入歳出決算

会計検査院は憲法第七十二条により臨時軍事費歳入歳出決算を検査確定し、会計検査院法第十四条の規定にしたがって、これを報告する。

昭和二十二年三月十七日

会計検査院長　荒井誠一郎

決算額

	歳入	歳出
	一七三、三〇六、一五四、三三九・三三五円	一五五、三九七、三一八、三五三・五八八円
同上のうち未確定金額	四三、一七六、五六六円	九三、九三六、〇七三円

右決算額は未確定金額を除いてこれを検査確定した。未確定金額のあるのは証明未済又は照会に対する回答未済などのものがあるためであって、その款項の金額は別表の通りである。

会計検査院の検査報告

右決算確定額のうち戦災などにより証明書類を亡失して証明不能となったものは左の通りであって、これらは止むを得ず検査を済ませたことにしたものである。

主管又は所管	歳入	歳出
大蔵省	一八〇、四〇七、八一八円	
同		
元陸軍省	五五四、五八〇、八八六	六、三八三、三三六、八七七円
同		
元海軍省	一四三、三一〇、三九〇	六、一五一、四一六、三三〇
商工省		
元軍需省		五八、二六四
計	八七七、一九九、〇九四	一三、五三四、七〇一、四七一

又決算確定額のうち目別不明額は左の通りである。

所管	歳出
大蔵省	
元陸軍省	九〇、五九八、七三六円
同	
元海軍省	一六五、七〇〇、四二六
計	二五六、二九九、一六二

決算額と日本銀行証明額との対照

臨時軍事費歳入歳出決算及び各省決算報告書の金額と日本銀

行証明額とを対照した結果左記を除いて符合した。

歳入

	円
決算額	一七三、三〇六、一五四、三三九・三三五
日本銀行証明額	一七三、五七六、六七四、〇六〇・四〇五
決算額に対する差増△減	二七〇、五一九、八三一・〇八
事由 出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの	△五四九、二八二円〇一
本会計歳入を一般会計歳入として誤納したもの	△二九、六八一円八〇
一般会計歳入を本会計歳入として誤納したもの	四七三円六八
戦災その他により不符合の事由不明のもの	二七一、〇九八、三一一円二一

歳出

	円
決算額	一五五、三九七、二一八、三五三・五八八
日本銀行証明額	一五三、四四四、四三四、〇三八・七八〇
決算額に対する差増△減	△一、九五三、七八四、三一三・八〇八
事由 戦災その他により不符合の事由不明のもの	

予算及び法律勅令違背の事項

臨時軍事費歳入歳出決算のうち、歳出の使用及び官有物の管理処分において、予算又は法律勅令に違背した事項は、歳出において

物件の購入又は加工を請負わせるに当り価格の決定宜しきを得ないもの　六件　三八、二六八、三七六円

物件の購入に当り数量過大に失し価格の決定宜しきを得ないもの　一　一四、九一八、二一四

物件の購入に当り概算払又は代金支払の措置宜しきを得ないもの　一　九、六五六、七二〇

物件の購入に当り前金払の措置宜しきを得ないもの　四　四六、二〇二、〇九四

物件の購入に関し予算の使用宜しきを得ないもの　一　二、三六三、六三三

工事の施行に当り措置宜しきを得ないもの　一　四、〇一四、一七七

官設工場建設工事費の決定に当り措置宜しきを得ないもの　一　二、二九三、六三七

終戦に伴う退職給与などの支給に当り措置宜しきを得ないもの　五　七一、七四九、四七六

終戦に伴う契約解除に当り設備などの損害補償をしたもの　二　三、六五〇、三六九

終戦に伴う損害補償に当り措置宜しきを得ないもの　二　三二、五六八、一七九

終戦後既納品又は仕掛品などの代価もしくは補償の支払に当り措置宜しきを得ないもの　一　一九五、八〇九、九三五

終戦後契約物件の製造工程の査定に当り措置宜しきを得ないもの　一　一〇一、六八九、〇二〇

終戦後物件購入代価の重複支払をしたもの　一　一、五〇〇、〇〇〇

終戦後戦地用酒保物品として購入し無償配給したもの　一　六九一、一八七

職員の犯罪により国庫に損失を生ぜしめたもの　二四　三三一、〇四〇

その他不当なもの　一　三六、四五〇

合計　五三　五二五、七四二、五〇七

官有物において

終戦後自動車の管理及び処分宜しきを得ないもの　一

総計　五四

で左の通りである。

歳出

第一款　臨時軍事費

大蔵省所管(元陸軍省所管)

第一項　陸軍臨時軍事費

(1)臨時陸軍東京経理部で支出した　一二、九六七、三一八円は陸軍被服本廠において昭和十二年八月から十一月までの間に随意契約で日本化工株式会社及び藤倉工業株式会社から購入した被甲(防毒面)、被乙(馬用防毒面)及び被絆(防毒脚絆)の代価である。右の購入単価中に積算した利益率は生産費(材料費、工賃、工場経費及び営業費)に対し被甲一割一分九厘、被乙一割二分四厘、被絆九分七厘であって本廠における他の調弁品の利益率が概ね七分内外であるのに比べて著しく高率であるばかりでなく本件被甲類の利益

率は一般会計十一年度契約に際し当局者は日本化工株式会社の実績によって平時における一箇年の製作予定高を基準とし購入単価の利益率を七分内外とするときは会社の取得する総利益は払込資本に対し年六分五厘程度に過ぎないこととなり利益の附与が僅少に失するとの理由で八分から一割三分五厘に引上げたものであって十二年度においては若干の引下をしたけれども、本件の外一般会計の支弁とした四百参拾八万余円を併算するとその調弁高は十一年度契約高に比べて約十倍に激増しているから前記利益率によって同会社の取得する利益を推算すればその額は巨額に達し払込資本に対して著しい高率となり、藤倉工業株式会社にあっても、この種の物件の契約高は激増し利益が多額に達するのは推定に難くないところであって利益率は過大であると認められる。本件と同時に一般会計で十二年度に同一単価で購入したものにつき昭和十三年度検査報告中既往年度の部に掲載した件に関し当局者は会社の実績の一部を掲げていろいろ弁明しているが、本品製作に要する各原材料及び労力の内容など判明しないものがあるので箇々の内訳に

わたってその当否を検討することはしばらくおき、日本化工株式会社の（自十二年十一月至十三年十一月）事業年度分利益額についてこれをみると考課状面の利益は七拾七万余円であって払込資本月別平均額百九拾五万余円に対し年約四割に当っているばかりでなく税金引当金百五拾万円建物、設備、機械器具に対する償却費認金六拾参万余円その他の認定利益参拾六万円を併せた課税利益は参百弐拾六万余円の多きに上り、払込資本月別平均額に対し十六割余に当る計算となっているのは本件購入単価の査定が当を得なかったのによるものと認められる。これに関して当局者は会社の積算した税金引当金は実際の課税額以内であって軍需品調弁価格決定上至当な税金はこれを経費として取扱うべきものであると弁明しているが会社の積算した税金引当金百五拾万円の大部分は調弁価格が過大である結果会社が異常の利益を収得したため負担すべき超過所得税額及臨時利得税額であるから原価採算上これを経費として取扱うのは過当の利益を前提として調弁価格を査定するのに外ならないものであって弁明はこれを是認することはできない。又設備、機械器具など

は製品の特性上製作仕様の改変が多い関係でこれらの資産は陳腐化が著しいばかりでなく平和の際における利用価値が少い関係などにかんがみ大蔵省の償却是認標準に若干の増加をするのは已むを得ないところであって会社が計上した償却費は概ね適当なものと認めるというけれども会社が償却費として計上した費額は八拾七万余円であって、これは保有価格に対し設備にあっては六割、木造建物、機械器具にあっては約五割、鉄骨、石造建物にあっても二割に当る計算であって軍需産業である点を考慮しても償却額が概ね適当であるとの弁明はこれを認めるわけにはゆかない。（税務官署では時局産業として特別の償却率によって是否認を決定している。）当局者は会社の収益率に関して株式払込金額の外積立金及び借入金などの総合運用に係る総資本金に対する収益率を考察しその適否を検討しなければならないものというけれども日本化工株式会社は主として軍需品を供給しているものであって従来株式払込金額に対する利益率に基いて購入価格を査定したものであるからその実績を観察するのに積立金及び借入金を必ずしも併算する必要はないが仮りにこれを加算しても前者月別平均額約百万円後者期末現在百参拾万円（支払利息五万余円）に過ぎないのであって、その収益率は約八割に当っている状況である。又当局者は（自十一年十一月至十二年十一月）事業年度のうち四箇月間は事変下に属しこの間の生産量及売上金額は全年度の七割余に当り増加受注の関係は十分本事業年度利益中に包含されているものとしその利益額が過大ではないと弁明しているけれども右四箇月間の生産額は本件並びに前掲昭和十三年度検査報告掲載の購入契約高に対して約二割に過ぎないから弁明は当を得たものではない。かように本件は物件の購入に当って価格の決定宜しきを得ないものである。

(2) 臨時陸軍東京経理部で支出した　一、九七一、七六一円は陸軍兵器本廠において昭和十三年五月から九月までの間に株式会社鈴木工業所外十五名から購入した各種信管筒（托座を含む）千百九十六万五千四百五十箇の代価である。その内訳は

種別

第一号信管筒

資料 I

	員数	単価	価格
	箇	円	円
第二号信管筒			
	五四〇、〇〇〇	自 一・一〇〇	六〇、〇八五
		至 一・二五	
	七〇〇、〇〇〇	自 一・二一五	一五六、一八六
		至 一・二四五	
第三号信管筒			
	三、三六一、〇〇〇	自 一・一六〇	五七三、七四五
		至 一・一八八	
第四号信管筒			
	三、一六四、四五〇	自 一・一七一	五四八、八三五
		至 一・一九三	
第五号信管筒			
	四、二〇〇、〇〇〇	自 一・一四二	六三二、九〇七
		至 一・一七〇	

であるが陸軍造兵廠東京工廠において同年六月及び七月東洋製罐株式会社外一名から購入した同種信管筒（托座を含まず）の単価は第二号五銭壱厘第三号参銭五厘第五号参銭であってこれに同年七月鈴木某から購入した托座の単価第二号の分七銭五厘第三号の分五銭五厘第五号の分五銭を加算すると第二号信管筒拾弐銭六厘第三号信管筒九銭第五号信管筒八銭となるのに比べて本件単価はいずれも高価に失するものと認められるのでこれが理由を質したところその答弁は

本件が東京工廠において十三年六月及び七月に購入した分に比べて高価であるのは主として製罐に関する両廠供給者の設備、技術、能力などに格段の相違があってその作業方式を全然異にするによるものであって、東京工廠の発注先は製罐に関しては本邦で最も卓越した技能と近代的設備を有する屈指の大工場であってその製作はすべて優秀な機械により自働的に生産されるのに反して兵器本廠の発注先は主として旧来の家内工業のブリキ職を用いたものであって作業は全部手作業によらなければならないから生産能率の点では非常な差があって本件のように価格に相違を生じたのであって已むを得ないものである。兵器本廠がこのような業者を相手として発注したのは当時全国的にブリキ職が失業していたのでこの救済の目的に出たものである。

なお本件のうち五月十日附予定価格採算のものは初度注文であって且つ納期が極めて短く徹夜作業を要求したため工賃において平常賃に対し二〇%の割増を行ったのである。

というのである。

しかし本件のうち十三年七月二十七日附採算の八百四十二万余箇の予定価格を陸軍造兵廠東京工廠の分に比べると、

(一) 陸軍兵器本廠予定価格（千箇当）

種別	材料費	工賃	雑費	利益	計	査定
	円	円	円	円	円	円
第二号信管筒						
	一一六・〇〇	四五・〇〇	一〇・〇〇	二一六・〇〇	二一五・〇〇	
第三号信管筒						
	七九・〇〇	四五・〇〇	三七・〇〇	八・〇〇	一六九・〇〇	一七〇・〇〇
第五号信管筒						
	六四・〇〇	四五・〇〇	三〇・〇〇	六・〇〇	一四五・〇〇	

(二) 陸軍造兵廠東京工廠予定価格（千箇当）

種別	材料費	工賃	雑費	間接費及び利益	計	査定
	円	円	円	円	円	円
第二号信管筒						
筒	二八・六八六	九・六八〇	七・七四四	四・六二一	五〇・七三一	五一・〇〇〇
托座	四五・二〇〇	一五・〇〇〇	一六・四〇〇	二・一〇〇	七八・七〇〇	七八・七〇〇
計	七三・八八六	二四・六八〇	二四・一四四	六・七二一	一二九・四三一	一二九・七〇〇
第三号信管筒						
筒	二一・七二八	八・八〇〇	七・〇四〇	三・七五六	四一・三二四	三七・〇〇〇
托座	二九・八五〇	一三・五〇〇	一五・一五〇	一・五〇〇	六〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇
計	五一・五七八	二二・三〇〇	二三・一九〇	五・二五六	一〇一・三二四	九七・〇〇〇
第五号信管筒						
筒	一九・二八〇	七・九二〇	六・三三六	三・三五三	三六・八八九	三三・〇〇〇
托座	二五・五〇〇	一三・五〇〇	一四・五〇〇	一・五〇〇	五五・〇〇〇	五五・〇〇〇
計	四四・七八〇	二一・四二〇	二〇・八三六	四・八五三	九一・八八九	八八・〇〇〇

であって兵器本廠の分は各費目にわたって著しく多額に積算してあって当局者のいうように供給者の製罐に関する設備、技術、能力などに差異があるとしてもこのように著しい開差を生ずるものとは認め難く、予定価格の算定が適実を欠き延いて購入価格を高価にしたものといわなければならない。又兵器本廠の発注先は失業救済のため主として旧来の家内工業のブリキ職を用いたというのは北海道外六県所在の工業組合に対して発注した六百二十余万箇九拾九万余円を指すものと認められるが本件は比較的構造簡易な物

品であって同時期において岡山、広島、小倉各陸軍兵器支廠に分割調弁させたものをみると初度注文であるのにその購入価格は

区別／部局	契約年月	第一号信管筒	第三号信管筒	第四号信管筒	第五号信管筒
		円	円	円	円
岡山陸軍兵器支廠	一三、八	・〇八五	・一一〇	・一一〇	・一〇五
納入者	岡山県鉄工品工業組合連合会				
広島陸軍兵器支廠	一三、八	・〇六九	・〇九四	・〇九四	・〇七三
	広島県鉄木工品工業組合連合会				
小倉陸軍兵器支廠	一三、八	・〇七九	・〇九六	・〇九七	・〇八八
	（信管筒筒部）東洋製罐株式会社戸畑工場				
	（信管筒托座）伊藤某				

摘要　小倉支廠の分は信管筒筒部と同托座を各別に購入してあるから両者の購入単価をそれぞれ加算して計上した。

であって岡山、広島両支廠は本件と同様工業組合を利用したものであるのに小倉支廠において専業者から購入したものと大差はなくいずれも東京工廠の購入単価と大体等しい状況であるのに徴して製罐の設備能力などの差異、失業救済のため未経験者を利用した事情などを考慮しても本件購入価格は高価に失するものと認められる。又五月十日附予定価格採算の三百五十余万箇にあっても初度の注文であるのと納期が比較的短いことによって工賃において二〇％の割増をする必要があったとしても前記のように右割増に関係のない材料費及び平常工賃、雑費、利益ともいずれも過当に計上したものであるから同様に価格の決定が高きに過ぎたものといわなければならない。

(3) 臨時陸軍東京経理部で支出した　一八一、五七四円は大阪陸軍兵器支廠において昭和十三年七月一日に納期を同年十一月末日（その後二回にわたって納期を延長し十四年二月末日に変更）として随意契約で旭工業株式会社から購入した駄載式結束具二千五百九十九箇及び乙車載式結束具七千六百九十六箇の代価拾九万参千六円のうちであって壱万千四百参拾弐円は一般会計十三年度に属するものである。右の単価は前者拾八円後者拾九円であるがこれを十二年十二月十日に納期を十三年二月二十六日及び五月二十六日として東京陸軍兵器支廠で斎藤鉄工所から購入した駄載式結束具三百七十五箇及び乙車載式結束具六百七十二箇の単価がいずれも九円八拾銭であるのに比べて著しく高価に当っているのであってその予定単価算出の基礎を比べると、

区分	本件 駄載式結束具	本件 乙車載式結束具	東京陸軍兵器支廠の分 駄載式及び乙車載式共
	円	円	円
材料費	一・七二五	二・三〇〇	一・八〇〇
工賃	一四・〇八二	一四・五二八	六・四〇〇
雑費	一・一六二	一・二一五	一・一〇〇
利益	一・〇三一	・九五七	・七〇〇
計	一八・〇〇〇	一九・〇〇〇	一〇・〇〇〇
査定	一八・〇〇〇	一九・〇〇〇	九・八〇〇

であってその規格は同一であるのに著しく相違しているのでこれが理由を質したところその答弁は本件発注当時は製作に適当と思考される工場はいずれも受注余力がなく一方納期は作戦の要求に基づいて絶対に遅延を許さないので已むを得ず製作未経験の工場を指導して製作させたものであって本件価格は未経験工場に対しては適正妥当なものと認めた。又受注工場では原価に負担させられないゲーヂ類その他加工器具類を多数購入し相当の犠牲を払ったのである。

というのである。

しかし東京、大阪とも供給者は本品製作上未経験工場であってその製作に関し当局の指導を要するなどの事情は大差なく且つその構造にかんがみゲーヂ類に多額の支出を要するものとは認められない。そして本件予定価格の算定内訳は前掲のように材料費及び雑費においては両者の間に著しい差異はないが工賃において東京陸軍兵器支廠の分は六円四拾銭であるのに本件は拾四円八銭又は拾四円五拾銭余であり一二〇％及び一二七％高価に積算したものであってその工賃の内訳を比べると

区分	本件 駄載式結束具	本件 乙車載式結束具	東京陸軍兵器支廠の分 駄載式及び乙車載式共
	円	円	円
火造	三・二七〇	三・三六八	三・一〇〇

資料 I

機械（旋盤穴あけ共）	四・三五五	四・五六七	一・四〇〇
仕上	四・四九七	四・四九三	・六〇〇
木工	・二三四	・三七四	（材料代のうちに含む）
組立検査	一・七二六	一・七二六	一・三〇〇
計	一四・〇八二	一四・五二八	六・四〇〇

であって本件は東京陸軍兵器支廠の分に比べ火造を除き各工賃にわたって甚しく多額に積算してあるが元来本品は比較的簡易な結束用具（重量前者一、四瓩後者三瓩）であるからその工程において前記のように格段の相違を来すものとは認められないし又既往におけるこの種結束具の購入単価にあっても概ね四円乃至七円であった状況でありその後物価労銀が騰貴した事情を斟酌しても東京陸軍兵器支廠において単価九円八拾銭で調弁し得たのに徴して本件購入単価は高価に過ぎるものといわなければならない。

(4)本項において臨時陸軍東京経理部で支出した　一、三五四、〇〇〇円

第四項臨時軍事費において陸軍東京経理部で支出した　二、六六〇、一七七円

計四百壱万四千百七拾七円は広島師団経理部において昭和十五年十月契約した因島、岩城島、向島軍施設工事（以下甲工事という）、十六年二月契約した小佐木島軍施設工事（以下乙工事という）、及び西部軍経理部において十六年四月契約した毛木、西浦、瀬戸崎軍施設工事（以下丙工事という）の代価であっていずれも株式会社広島藤田組の請負に付して施行したものであって外に官給材料価格拾四万余円及び広島師団経理部において支払った敷地買収費及び地上物件移転補償料計百四拾参万余円がある。本件工事は国際情勢上特に購入したドラム罐入揮発油の格納用仮倉庫の建設を目的としたものであって格納品の性質と補給輸送の便を顧慮して海浜や島に分散配置したものであるが当初設計によると仮倉庫は木造平家建外壁羽目板張、屋根砂付ルーフキング又は鉄板葺、床土間とし建坪概ね千八百余平米乃至二千百余平米の大型倉庫であって各棟の間隔を約十米乃至十五米とし数棟乃至数十棟を集団して設置するものであるが甲工事にあっては工事著手後になりこのような大型倉庫に多量を格納し各棟の間隔を近接して集団させるのは危険であるからさらに分散配置の必要を認め且つその一部は商船航路に曝露し防諜上位置不適当であるとし十六年五月設計変更を行って計画棟数の四割余を出来高三割八分余乃至九割九分余で中止又は解除したばかりでなく乙工事及び丙工事にあっては十六年六月及び九月いずれも竣功済であるのに本格納品の危険性にかんがみさらに分散貯蔵の必要を認め十七年三月になって各棟の間隔を拡張し一棟三百余平米乃至五百余平米の小型倉庫とすることとし既設建坪中七割六分余の解除工事を施行し多額の手戻損失を来たすに至ったのは措置当を得ないのによるものと認めこれが理由を質したところその答弁は

陸軍では従来揮発油の貯蔵はその大部分を民間のタンク施設に依存しており本件のような施設はほとんどなかったので戦時補給上支障のないようにドラム罐入として準備貯蔵を必要とするに至ったが国際情勢上揮発油の購入を見たので急速にこの収容施設を実施する必要を生じたのである。その倉庫建築の様式設計については実施が急を要する事情もあり、又当時未だ爆撃被害の防止に関する具体的方策が決定していなかった事情の下に大量収容のものを単位として建築したものである。ところが十六年九月大陸における災害は戦時下における危険品の格納方法及びこれに伴う建築施設に根本的な改善を加える必要を生じ、大陸各地を主体とし内地はこれに準ずる災害対策要領を決定したものであって内地における本件のような施設に対しても急速実現を要するに至ったので十六年度において完成したもの又は工事中のものに対し手を加えなければならなくなったのである。なお甲工事は防諜上の必要があったので当時未だ工事著手の初期であった事情を斟酌して不適当な地域を中止したものであってその用地は一部買収を借上に変更して既に返還を了え又一部は将来タンク施設を実施する際の用地として留保した。この設計変更によって大きな手戻を生じたように見えるがその大部分は材料搬入又は切刻みの程度であったので出来高歩合においては相当歩合に達したものがあるが、これらは他方面の同種施設の材料に転用したため輸送費において多少の増加を来たしたに過ぎない。

というのである。

しかし本件工事は各箇所に大量収容のものを単位とした大型倉庫を多数集団して建築し且つ各棟の間隔を僅かに十米乃至十五米としたものであって、当時急速に実施する必要があった事情は諒とするが、このような設計によって行うには本件格納品の性質にかんがみて保管上危険が大となるのは予想に難くないものと認められるのにそのままこれを実施し甲工事の一部においては十五年十一月著手後格納上危険があるとして十六年五月になって設計変更を行って竣功に近い多数の倉庫の解除工事を施行したばかりでなく乙工事及び丙工事にあっては同年二月及び四月著工し五月甲工事の解除が決定したのにそのまま当初計画の通り工事を続行して六月及び九月いずれも竣功し十七年三月になって別途に解除分散の工事を実施したものであって措置当を得ないものである。甲工事においてその一部が商船航路に曝露し位置が不適当であるのは当初から明らかなものと認められこの種施設については防諜上特に考慮を払うべきは当然であるのに敷地を買収することとして工事に著手した後になって防諜上必要であるとして工事を中止するに至ったのは当初の注意が周到を欠いたのによるものである。今本件倉庫を一部解除した結果生じた損失額を推算すると当局者の計算によっても解除費、移築諸材運搬費など合計五拾弐万余円に上り又防諜上工事を中止した敷地の買収費は弐拾弐万余円に達している。なお十七年八月会計実地検査の際調査するところによると甲工事中倉庫十九棟この建設費四拾数万円の分は竣功後さらに災害予防のため使用しないで空庫としていた状況である。かように本件工事は施行に当り措置宜しきを得なかったものである。

第四項　臨時軍事費

(5)陸軍東京経理部で支出した　二、三六三、六三三円は陸軍航空本部において航空機材整備のための工作機械及びその製作材料用として昭和十八年三月足利染色工業組合から購入した業者供出の紡織機械器具千二百七十二点の代価である。右は時局の影響によって遊休設備となった足利市及びその附近の染色業者の工場設備を航空機資材に転用する目的で栃木県転廃業者資産評価委員会の評定した価額によって本費で買収し一部は宇都宮航空廠で原形のまま又はスクラップとして使用しその他の大部分はスクラップとして豊田工機株式会社に売払い概算弐百万円の損失を生ずるに至ったものである。企業整備による転廃業者の遊休設備を買収し転用又はスクラップ処分をするには他に方法がある際に本費支弁で実施したのは措置当を得ないものと認めこれが理由を質したところその答弁は

本件は今次の戦争において航空戦力の飛躍的増強を迅速に達成しようとする目的に出でた処置であって航空機生産隘路の主なる基因は資材と工作機械とにありこのためには遊休施設の速かな転用をはかる必要があるが一般工場で直接利用できる工場機械などの遊休施設は当局の斡旋によって直接利用を実施しているが本件のような品種の複雑な諸機械でその大半をスクラップに利用すべき資材の処置に関しては産業設備営団又は国民更生金庫の諸機関においてはその処置が兎角遅延するのを免れないので急務である航空兵器の生産に寄与させるのは困難であるばかりでなく陸軍航空関係に利用できるかどうかも疑問であるので已むを得ず直接取得の処置に出たものであるのみならず当局において指導培養をしている豊田工機株式会社は鋳造設備を有しその製作機械は航空機多量生産用である多双旋盤、多軸ボール盤、精密中グリ盤などの重要な工作機械であるが当時陸軍航空用として発注してある台数は千百余台であってその所要資材は極めて僅少であるばかりでなく特に屑鉄類は一大隘路をなしていた状況であるのでこの隘路を迅速に補正して航空用工作機械の生産を促進するため直接交付する必要を認め処理したものである。

というのである。

しかし本件買収物件を処分した実績をみると、

一、宇都宮航空廠に交付したもの

(イ)原形のまま交付

品目	数量	金額
鉄管類	一、九五五米	一、〇六一円
水槽、二重釜脱水機など	三〇箇	三七、七八〇
発動機	六台	七三、一七三

資料 I

電動機	六台	一、〇五五	一二七
蒸気汽罐	五基	六、一二一	一九五、六〇一
計		一一九、一九一	二四〇、四九二

(ロ)スクラップとして交付

鉄屑	一三三・四〇〇瓩	一五、三四三	
銅屑	〇・五八〇	八六七	
計		一六、二一〇	
合計		一三五、四〇二	

二、豊田工機株式会社に売却したもの

(イ)原形のまま売却

品目	数量	金額
鉄管類	二、四六八・七一二米	二、三四五円
水槽、脱水機、ポンプなど	一九箇	四、三九二
発動機	四台	四、〇三二
電動機	一六台	二、二八八
蒸気汽罐	二五基	三一、八三三
計		四四、八九一

(ロ)スクラップとして売却

鉄屑	八〇九・八〇八瓩	八八、七八五	
銅屑	七四・八六五	一〇六、六八八	
その他			一九五、六〇一
計			二四〇、四九二
合計			

であって買収価格弐百参拾六万余円に対し原形のまま転用したものは拾六万余円に止りその他はスクラップ処分をしてその評価は弐拾壱万余円に止まって概算弐百万円の損失を来している。企業整備による遊休設備はこれを産業設備営団又は国民更生金庫において買取りスクラップ化するものはさらに金属類回収統制機関を通じて適正配給を期する機構で運営されている際に直接資材を取得する処置に出て本費支弁で買収をして多額の損失を生ぜしめたのは失当の措置といわなければならない。当局者は本件の取扱を産業設備営団又は国民更生金庫に委せるときはその処置が遅延するのを免れないし又豊田工機株式会社に対し発注した工作機械は千百余台に達しこの生産を促進するため所要資材である屑鉄類を直接取得の上交付する必要があったようにいうけれども右発注工作機械の納期をみると十八年度中のもの八十余台、十九年度中のもの百余台であってその所要資材は鉄鋼六百瓲余銅約九瓲に過ぎないので残余の九百余台は二十年度乃至二十五年度であるのに徴しても特に当会社に対し緊急所要材料として多量のスクラップを交付する必要があったものと認めることはできない。かように本件購入はその予算の使用宜しきを得ないものである。

(6)陸軍東京経理部で支出した　一五六、〇〇三円

は浦和陸軍糧秣支廠で昭和二十年八月終戦に伴って解傭した雇傭人及び工員百六十六名に対して支給した退職賞与のうち過払となって二十一年八月において回収に至っていない金額に相当するものである。同支廠においては終戦に伴い雇傭人及び工員を急速に解傭する必要から支廠長が独断で退職賞与として給料及び手当を含めた金額の二箇年分に相当する弐百七万余円を支給したが、その後本省から一箇年分に相当する金額を支給することに指達せられたので過払となった金額を返納せしむるよう努めたけれども住所不明などのため前掲の金額は回収に至っていないものである。当支廠は本廠と同一地にあって本廠との連絡も容易であったものと認められ他の支廠又は出張所においては本廠の指達に従ったのにひとり当支廠は支廠長の独断で指達の倍額に当る金額を支給して回収に至らないものを生ぜしめたのは措置当を得ないものである。

(7)陸軍東京経理部で支出した　八、〇七〇、七二五円

は西部軍直轄部隊において解散を命ぜられた軍人、諸生徒、軍属に対し俸給、給料戦地増俸及び臨時家族手当の六箇月分を支給したので他の三箇月分を支給した部隊に比し超過した金額に相当するものである。終戦後陸軍では海軍と同様に解散の軍人、諸生徒などに対し解散手当の外に俸給、給料、戦地増俸及び臨時家族手当の当月を含んだ三箇月分以内を支給できることに指示したのに西部軍においては終戦に伴い早急に解散を要する部隊があり当時通信連絡が悪く中央からの指達が遅延するので隷下部隊の前渡金保有高を考慮し六箇月以内の俸給などを支給するようにしたのであって中央からの指達を受けた後も依然六箇月分を支給したのである。隷下全部隊における超過支給額は判明しないが直轄部隊に対する分は前掲金額に達したのであるが俸給、手当の前払は本人が将来も勤務する場合に限るべきも

のであって解散の当月分を除いた翌月以降の二箇月分を支給することにした陸海軍中央の指示は必ずしも当を得たものとはいえないが西部軍においては更に三箇月分を増加して支給したのであってその後中央の指示の範囲内となるよう回収の手続を講じたけれども昭和二十一年六月まで隷下全部隊を通じ弐百拾万七千七拾八円を回収したに過ぎないのはその措置甚だしく当を失したものである。

(8)陸軍東京経理部で支出した　二、〇四〇、八四二円は仙台陸軍需品支廠で別表の通り大東輸業株式会社外十名に対し工場設備費などの損害補償として交付したものである。これら業者との契約は終戦によって解約したのであるがかような補償をする必要があれば別途に処理せらるべきものであるのに当支廠限りで支払ったのは当を得ないものと認めこれが理由を質したところその答弁は

本件は終戦後急速な業務処理を企て生産に要した経費の一部として誤って補償したもので需品本廠でもこの補償を回収するように指示している。しかし業者は既にこの補償金をいろいろの支払や負債などの整理に充てているから全額を一時に回収することは困難で特に木製品については膨大な整備を担任し一部発注と同時に多量の内示を行い急速整備を手配の上官材交付を約し差当り業者の手持品などを立替え生産に著手せしめたが当時輸送が円滑を欠いたため遂に交付できず終戦となったもので業者はそのために相当の高値で取得した実情にあり又一面原材料の民需向けに不適当なのと緊急一括消化の方法なく益々返還困難の現況にあるが係官を派し回収に努めつつある。

というのである。

しかし終戦後契約の解除により工場設備などの補償をする必要があれば中央部において処理せらるべきものであるのに先に交付した前金払をその補償にあて或はあらたに支払って補償したのは当を得ないものである。当局者は回収に努めつつあるというが大東輪業株式会社外五名の補償金額百六拾四万余円のごときは無資産などのため回収の見込がないものである。

別表

補償金額	補償事由	被補償者
(△印は回収の見込のないものを示す)		
円		
△ 九〇〇、〇〇〇	木製自転車製造工場創立以後の諸経費補償	大東輪業株式会社
△ 四〇二、九二〇	木製自転車製造工場設備及び買収費	大東亜双輪株式会社
二四五、四七七	石炭揚塔積込施設	丸元組
△ 二二二、五〇三	合板ドラム製造工場新設に対し十九、二十両年度欠損金の五割補償	花菱興業株式会社
一二〇、八九〇	製材工場新設費	宮城県地方木材株式会社
△ 八四、一六三	船修理工場施設その他	野辺地造船所
△ 三〇、〇〇〇	印刷設備費及び従業員諸給与	社陵印刷所
一六、〇〇〇	木材搬出道路改修費	沢口某
一〇、〇〇〇	食器製造設備費	日本窯業株式会社
△ 七、五〇〇	合板ドラム製造工場設備費	西村木工所
一、三八八	原木運搬道路修理費	本荘航空材製作所
計 二、〇四〇、八四二		

(9)陸軍東京経理部で支出した　一、六〇九、五二七円は福岡陸軍被服支廠において左記の通り日本ゴム株式会社外三名に対し設備の新設又は拡充などに対する損害補償として交付したものである。

七四三、六四五円	日本ゴム株式会社
六六九、六四四	日華護謨工業株式会社
一四五、四二二	山王興業株式会社
五〇、八一六	今泉某

右補償は終戦に伴い物品売買契約又は加工契約を解除したために支払ったものであるが、このような補償は契約上支払うべきものでないと認めこれが理由を質したところその答弁は

設備の新設拡充は物品売買又は加工契約の履行に絶対必要なものばかりで実際的指導によりこれを慫慂してきたものであるから官の都合で契約解除したため業者に対し損害を与えた場合は当然物品売買又は加工契約中の損害

補償条項を適用できるとの見解によったものである。なお国家補償の対象として中央の一括処理の上採りあげられるものは公文による正式命令、示達、指示などのあったものばかりなのであるから本件は契約解除に伴う処理として解決しないときは業者に相当の損害を及ぼす結果となるものである。けれども本件に関してはこの際支払済の補償金を回収して改めて商工省へ補償金の特別詮議方を申請させるよう交渉中であるので妥結次第報告する。

というのである。

しかし物品売買又は加工契約中の損害補償条項はその契約の内容に関する損害に限るものであって本件のような設備の補償を包含しないものであるのにこれを適用して賠償協定をしたのは妥当の措置ではない。当局者は二十一年三月に至って賠償協定の変更を遂げ前記損害補償のほとんど全部を返納せしむることに改めたが、これが回収は相当困難と認められるものである。

第一項　陸軍臨時軍事費

又は

第四項　臨時軍事費

(10)左記はいずれも陸軍において職員の犯罪により国庫に損失を生ぜしめたものである。

	支出庁	科目	支出金額	関係部局
(1)	関東軍経理部	第一項 陸軍臨時軍事費	五、四九一円	河村部隊経理部

摘要　輸送料金として昭和十三年十二月南満州鉄道株式会社に支払った金額であるが、右料金は十一年七月から十二月までの間に一般会計満州事件費から支払ったものとして証明済であったが、その実、当時出納官吏の助手として運賃支払事務に従事中の主計曹長吉田某が騙取したものであることが判明し、さらに本件支払をするの已むなきに至ったものである。

(2)	臨時陸軍東京経理部	同	二七、〇〇〇	小倉陸軍病院別府分院

主計准尉村岡某が資金前渡官吏所属の分任官として十二年六月から十四年七月までの間に関係書類を作為して横領した前渡資金など一〇〇、四五三円のうち差繰補塡した七三、四五三円を控除した残額に相当するものである。

(3)	同	同	七、一五四	名古屋陸軍兵器支廠

人夫賃又は物品代として証明したものであるが、その実

(一)六、一九三円は兵器掛長砲兵大尉草彅某が同掛勤務砲兵技術准尉伊藤某外一名と謀り職員の夕食代の資金などを作ろうと企て、人夫供給者と通謀して十二年九月から十三年四月までの間に関係書類を作為して人夫賃として支出させ取得した六、五一七円のうちであって三二三円は一般会計に属するものである。右金額中二、三六三円は運搬賃、工員人夫の弁当代などに使用したが九八四円は草彅某などが費消し残額は十五年一月弁償金として歳入に納付したものである。

(二)九六〇円は雇員足立某外三名が十二年七月から十二月までの間に物品供給者と通謀し関係書類を作為して騙取した一、〇四〇円のうちであって八〇円は一般会計に属するものである。

(4)	同	同	三、五一五	第十四師団工兵第十四聯隊

主計大尉丸山某が資金前渡官吏所属の分任官として華北方面に出動中、十二年十二月及び十三年一月自己保管の前渡資金を横領したものである。

(5)	同	同	六、六七三	臨時東京第一陸軍病院

出納官吏の助手である主計准尉並木某が十三年一月から十四年十一月までの間に俸給などの支払に当って関係書類を作為して騙取し又はその支払のため出納官吏から交付を受けた前渡資金を横領したものである。

(6)	関東軍経理部	同	四、五一八	関東軍経理部奉天派出所

物品購入代などとして証明したものであるが、その実出納官吏及び調弁係の助手である雇員高橋某が十三年六月から十四年七月までの間に債主に支払うべき現金を横領し又は関係書類を偽造して物品を購入したように装い又は附掛けなどをして騙取したものである。

(7)	臨時陸軍東京経理部	同	一一、五四三	久留米陸軍病院佐賀臨時分院

出納官吏の助手である主計曹長水谷某が十四年五月から十五年五月までの間に関係書類を作為し前渡資金を騙取又は横領したものである。

(8)	同	同	四、五五〇	第二十一軍管理部

物品購入代として証明したものであるが、その実出納官吏の助手である主計軍曹坂本某が十四年六月から九月までの間に関係書類を偽造し物品を購入したように装って横領又は騙取したものである。

(9)	同	同	五、七六二	多田部隊経理部天津派出所

自動貨車借上料又は人夫賃などとして証明したものであるが、その実雇員岩田某が輸送関係の事務に従事中、十四年九月から十五年三月までの間に関係書類を作為し附掛けをして騙取したものである。

(10) 同　同　八、八二四　青森陸軍病院

出納官吏の助手である主計曹長中村某が十四年十二月から十六年一月までの間に偽造小切手の振出などによって前渡資金を騙取又は横領したものである。

右の外同人が右期間中に委任経理金及び恤兵金一、七七八円を横領したものがある。

(11) 関東軍経理部　同　三、六一八　航空兵団経理部斉々哈爾派出所

人夫賃又は荷馬車傭役料などとして証明したものであるが、その実出納官吏の助手である主計曹長の淡路某が十五年二月から四月までの間に前渡資金を横領し、その犯跡を隠すため関係書類を作為し人夫及び荷馬車を傭入れたように装い又は附掛けをして支払の整理をしたものである。

(12) 臨時陸軍東京経理部　同　七、八七五　支那派遣軍第三飛行集団第十五野戦航空廠天津派出所

出納官吏の助手である主計曹長鎌田某が十五年二月から十一月までの間に関係書類を作為し附掛けなどをして前渡資金を騙取又は横領したものである。

(13) 陸軍東京経理部　第四項臨時軍事費　一〇、五六五　咸興憲兵隊

出納官吏主計准尉川村某が十五年二月頃から十六年六月頃までの間に自己保管の前渡資金を横領したものである。

(14) 関東軍経理部　第一項陸軍臨時軍事費　二、二九六　阿城陸軍病院

第四項臨時軍事費　一一、八〇九

計　一四、一〇五

石炭代として証明したものであるが、その実出納官吏の助手である主計曹長斉田某が十五年四月から十六年七月までの間に関係書類を作為して騙取したものである。

(15) 陸軍東京経理部　同　四、九四二　支那派遣軍第三飛行集団第二飛行場中隊

出納官吏主計准尉関口某が十五年九月から十六年八月までの間に自己保管の前渡資金を横領したものである。

(16) 同　同　七、七五四　山口陸軍病院

出納官吏主計准尉渡辺某が十六年三月から十七年十月頃までの間に自己保管の前渡資金及び返納金を横領したものである。

右の外同人が右期間中に恤兵金など五二二円を横領したものがある。

(17) 同　同　四、二一八　察南省浑源駐屯独立歩兵第四大隊

出納官吏主計少尉清田某が十六年五月頃から十七年三月までの間に自己保管の前渡資金を横領したものである。

(18) 同　同　八、三五八　高知陸軍病院

出納官吏の助手である主計曹長山本某が十六年六月から十七年十一月までの間に保管中の現金を横領し、その犯跡を隠すため三、三一〇円の支払証憑書を偽造し、また偽造小切手を振出して出納官吏預託金から一五、四五六円を騙取したが、うち一〇、四〇八円を弁償し、残額に相当するものである。

(19) 同　同　四二、二九九　久留米師管区司令部

出納官吏の助手である主計軍曹緒方某が、二十年八月分の俸給支払証書作製の際誤記により正当額以上の現金を受領し支払後剰余となった金額を返納しないで横領した一〇〇、〇〇〇円のうち、二十一年十一月において未だ回収しない金額に相当するものである。

大蔵省所管（元海軍省所管）

第二項　海軍臨時軍事費

(11) 呉海軍経理部で支出した　三一五、三〇六円

は東洋炉伸銅株式会社外二名に対し材料を交付して加工を会計検査院の検査報告

請負わせたO式金物（曲射歩兵砲用十一年式榴弾）及びJRD金物（重擲弾筒用八九式榴弾）の加工賃である。右のうち

一、弐拾四万四千弐百拾五円は昭和十二年十二月東洋炉伸銅株式会社外一名の請負に付しスタンプ粗材、古鍛鋼（棒鋼）、弾丸鋼、銅環材、雑用鋼線、銅板を交付し弾体外八廉（うち換栓のみ材料自弁）を製作組合せ外部塗装を施して完成せしめたO式金物一式一万千二百九箇の代価であってその単価弐拾弐円は同年十一月陸軍造兵廠名古屋工廠において株式会社豊田自動織機製作所に加工を請負わせた同一規格品（11／HH(曲)RD）の単価四円九拾九銭に比べてみると両者請負作業の内容において陸軍の分は換栓（螺塞）の材料として軟鋼乙（見積価格約七銭）を交付し且つ塗装（この陸軍部外請負単価六、七拾銭）を施さない外は交付スタンプ粗材の厚さに若干の差異があるなどの事情を参酌してもなお著しく高価に当り、

二、七万千九拾壱円は十二年十二月広島県鉄木工品工業組合連合会外一名の請負に付し材料を交付し加工させた J

資料 I

RD金物四千三百三十七組の代価であってその単価は拾参円五拾参銭及び拾七円（単価に差異のあるのは塗装施行の有無及び交付材料の一部に熱処理済のものの有無とによる）であるがこれを陸軍造兵廠小倉工廠において材料を交付し同年九月広島県鉄木工品工業組合連合会に対し加工を請負わせた同一規格品（89／NH89／RD）の単価参円七拾七銭、同十月高松鉄工機械工業組合に請負わせた分四円七拾参銭、同十二月松江鉄工業組合に請負わせた分四円五拾弐銭、十三年四月相互コースター製作所に請負わせた分四円五拾銭であるなど概ね四、五円程度であるのに比べて交付材料の品質その他の点に若干の差異がある事情を参酌してもなお著しく高価に当るのでこれが理由を質したところその答弁は

一、本件は特に急速に整備を要したものであって充当材料使用目的など陸軍用のものと相当相違する点があるので海軍独自の立場において契約したものであり、

二、スタンプ粗材に関しては特急完成のため海軍砲弾鍛造設備を急速に一部改造を行い製作した関係上陸軍材料に比べて削代が大となり且つ材料は部内製であって使用スクラップの関係上その成分が若干陸軍材と異り粘性及び靱性が大なるものであり又銅環の硬度も陸軍は別に指定していないが海軍は発射の成績を徴して射弾散布量を縮小するため硬度を限定した。

三、海軍においては陸軍と規格は同一であるが艦砲弾と同様に精度の高いものを製作せしめたため価格に著しい差異を生じたものである。

四、陸軍の注文は海軍の注文に比べて数量が多大であって継続的に発注されつつあるが海軍の場合は突発的の注文で数量も僅少であるため治具測範工具の調達などの関係もあってこの点においても或る程度高価となるのは当然である。

というのである。

しかし本件製品は陸戦に使用されるものであって従来陸軍においてのみ製造し海軍としては今次事変の発生に伴い陸軍の図面を基本として始めて製作せしめたものであるから契約に当っては陸軍における同一品の契約単価を参酌するのが当然の措置と認められるのみでなく、

一、O式金物の分は前記陸軍造兵廠名古屋工廠の契約単価四円九拾九銭に、両者契約内容の差異に基づく換栓（螺塞）材料代及び塗装費などを約七、八拾銭と見込み加算しても五円七、八拾銭に過ぎないのに三八〇％内外に当る弐拾弐円で契約したものであり、

二、JRD金物の分は従来陸軍造兵廠から購入していたもので現に十二年八月及び九月に同廠から完成品を単価八円弐拾五銭で購入しており且つ十二年九月乃至十三年四、五月頃の陸軍造兵廠名古屋、大阪両工廠における多数加工請負の事例も前記小倉工廠の分と同様に概ね四、五円程度でありまたその一組当り価格査定の基礎をみると小倉工廠の分は概ね工費壱円弐、参拾銭、間接費参円五拾銭程度であるのに比べて本件の工費（廃品見込工費を含む）を約四円八拾銭又は六円拾銭、間接費（附属費、営業費その他）を約八円参拾銭又は拾円弐拾銭として加工請負単価を拾参円余又は拾七円として契約したものであって答弁にいうように数量の多寡や継続的発注の有無及び使用材料並びにその削代（内外径とも約四耗、内部底面十耗又は十三耗、外部底面六耗又は七耗）に若干の差異があるなどの事情を参酌しても本件の加工代金はいずれも高価に過ぎるものといわざるを得ない。

三、当局者は陸軍に比べて規格は同一であっても艦砲弾と同様に精度の高いものを製作せしめたため価格において甚だしく差異を生じたもののようにいうのであるが陸軍と同一の砲又は擲弾筒に使用し且つその規格も同一である点から考えて仮りに製作に当り多少精度の高いものがあるとしても単価においてかように格段の開差を生ずるものとは認めることができない。

かように本件加工請負代価の決定は宜しきを得ないものである。

(12)呉海軍経理部で支出した　三〇二、〇五二円

は砲弾製造用として昭和十二年十一月から十三年一月までの間において株式会社大阪機械工作所外五名に材料を交付

資料 I

して加工を請負わせた十五RD金物（十五糎榴弾砲用九二式榴弾）の代価である。右はスタンプ粗材、軟鋼、黄銅丸棒、銅管及び鋼線を交付して栓体、托栓、螺子、銅環、筒体及び栓頭を製作の上これらのものを組合せて右榴弾を製作する加工又は一部加工の契約であるがその各契約単価をみるに、

区分	数量	加工内容	円
甲加工	六、二一五組	スタンプ粗材から完成まで	
		株式会社大阪機械工作所	三一・五〇
		住友金属工業、寿重工業両株式会社	四一・五〇
乙加工	一、九六五箇	スタンプ粗材から栓体の口締前の半作仕上まで	
		山口県鉄工業組合連合会外二工業組合	二三・〇〇
丙加工	九八六組	乙加工の半作栓体から完成まで	
		住友金属工業株式会社	一九・〇〇

であって右のうち

一、甲加工は陸軍造兵廠大阪工廠において十二年十月本件とほぼ同様の材料を交付し株式会社各和製作所と契約した同種品 4／15 RH 92 RD の加工単価拾七円六拾銭、同小倉工廠において十三年六月株式会社臼杵鉄工所と契約した同加工単価十八円八拾銭及び陸軍造兵廠において十二年十二月搾出弾体（スタンプ粗材）などを自弁とし銅帯その他一部の材料を交付して株式会社日本製鋼所と契約した同種品の単価四拾円八拾五銭から自弁の搾出弾体価格約弐拾弐円を控除した加工単価拾八円余などに比較して加工内容のうち筒体（伝火薬筒室）において本件は黄銅丸棒から製作するのに対し陸軍の分は旋造済製品又は圧搾半成品から製作し、又本件は陸軍と異り栓頭を製作するものであるが塗装を施さないなどの差異があるけれども、著しく高価であり、

二、乙加工は十三年六月陸軍造兵廠小倉工廠において株式会社釜山工作所と契約し、これと同様搾出弾体を交付の上口締前の内外部を旋削する 4／15 RH 92 RD 弾体の加工単価六円五拾五銭に比べて高価に当り、

三、丙加工は甲加工の部分加工であるのに前記甲加工の場合に引例した陸軍の諸契約単価に比較して却って高価となる。よってこれらの理由を質したところその答弁は

本件はいずれも特に急速整備を要したものであって充当材料や使用目的など陸軍用のものと相当相違する点があるので海軍独自の立場で契約したものである。又栓体材料は部内製で使用するスクラップの関係によって陸軍のものに比べてその成分を異にし材料の粘性及び靱性が大であるので機械削りの能率に影響があり、且つ削代稍大となり製品の精度が高いものである。陸軍の注文は長期にわたって連続多数の注文をする外に納期遅延に対する延滞償金を徴収しないようであり、又契約数量に対する五％の加工廃品見込数を無償で交付し、社内出張検査を施行するなどの事情があり、本件契約単価は陸軍の分に比べて高価となったものと認められる。

というのである。

しかし本件製品は陸戦に使用せられるものであって従来陸軍においてのみ製造し、海軍としては今次事変の発生に伴い陸軍の図面を基本として初めて製作したものであるから契約に際しては陸軍における同一品の契約単価を参酌すべきものと認められるばかりでなく

一、甲加工は前記陸軍造兵廠大阪工廠の契約単価拾七円六拾銭（両者契約内容の差異に基づく筒体及び栓頭の加工費と塗装費とは大差ないものと認められる）に対して二倍内外に当る参拾壱円五拾銭または四拾壱円五拾銭で契約したのは甚だしく高価に失している。

二、乙加工の弐拾参円は十三年六月陸軍造兵廠小倉工廠において株式会社釜山工作所と契約し、これと同様搾出弾体を交付の上、口締前の内外部を旋削する 4／15 RH 92 RD 弾体の加工単価六円五拾五銭に比較して三倍余に当っている。

三、丙加工の拾九円は甲加工の部分作業に過ぎないのに甲加工に相当する陸軍の請負単価が拾八円程度であるのに比べて著しく高価である。

答弁にいうように、数量の多寡、継続的発注の有無及び使用材料並びにその削代（外径の半径において約四耗、内径の半径において約三耗、内部底面において約八耗、外部底面において約十耗程度陸軍の分に比べて大であ

る。)について若干の差異がある事情などを参酌しても、本件の加工代金は高価に過ぎるものであり、又陸軍に比較して製作上多少精度の高いものがあるとしても陸軍と同一の砲に使用し、且つ完成弾としての寸度が同一であるから単価に格段の開差を生ずるものとは認められないのであって、本件の加工請負の代価の決定は宜しきを得ないものである。

第四項　臨時軍事費

(13)海軍省経理局で支出した　二六、七一九、八七五円

は昭和十八年七月海軍航空本部において十九年十二月末を納期とし東洋レーヨン株式会社と購入契約を結んだポリアミド合成樹脂三百四瓲五の代価参千五百六拾弐万六千五百円に対する前金払として十八年九月七日支払ったものである。右契約の履行を見ると甚しく不良で終戦時までにわずか九瓲余この代価百拾五万余円に過ぎないのであるのに契約をそのまま継続し終戦後前金払の超過額弐千五百五拾六万余円も返納させていないのは妥当の措置でないと認めこれが理由を質したところその答弁は

一、本品の生産設備費は当初約四百七拾五万円と計画したが航空機の大増産に伴い、本品の増産を必要としたためその設備を三倍に引上げ設備費を千弐百七拾万円に改め主要原料は早期に確保するため三百四瓲五の薬品費（一瓲当四拾六円）として約千四百万円と計算し合計弐千六百七拾万円程度を必要としたため、本契約を一日も早く完全履行させ、今後も引続き同様の発注をする見込で契約代価の四分の三相当額を前払する必要を認めた。

二、契約履行が著しく不良であったのは、資材機械設備の斡旋指導が当局の努力にもかかわらず、本邦最初の実施であるためと資材難のためとで著しく遅延し、なかんずく設備が最も遅れて生産着手が甚しく遅延したからである。これは生産着手後日なほ浅い間の現象であって次第に生産向上の途にあったのであるから、もし戦争さえ継続していれば半年後には完納し、初期の不振はその後の生産速度によって取戻し引続き次回注文の生産に着手できたものである。そして軍需生産の遅れたのは一に総合国力の反映であって、会社の努力にもかかわらずその後の国情として遅れたもので、納期までに完納困難であることの判ったのは十九年春頃であるが、当時益々航空機の増産を必要とし海軍軍備においても全軍需生産を航空機に転換した頃で、納期の遅れるものは益々その困難点を打開してこれが非常増産に乗り出す必要があり、本品のごときもその困難点につき申出させしばしば工場視察を行って完全履行に努力した。

というのである。

しかし本件前払金は日産三瓲を目途とした設備費、原料薬品費の全額に相当する額を支払ったものであるが、設備費にあてるために前金払をしたのは妥当でないし、その設備の実際をみても会社は本件注文に応ずるために日産一瓲の設備を完成したに過ぎないのであって前払金は過大なものであったといわなければならない。又原料薬品費に対する前払金としても、これは契約全量に要する三百四瓲五に相当するものであるが、本品原料の取得方法は日産五十瓩当りで四半期毎に航空兵器総局に一括申請し割当もしくは斡旋を受けた上取得するものであって、契約直後に全所要量に要する代価を前払したのは多きに失するものである。現に当局の斡旋にもかかわらず原料資材の獲得が困難であったため、製品約十瓲だけを納入したに止まるのである。かように設備のために前金払をしたものがあるばかりでなく前金払も過大に失したため終戦後その超過額の回収を困難とならしめたのは妥当の措置ではない。

(14)海軍省経理局で支出した　八三四、四六三円

は終戦時に大津海軍航空隊小松島派遣隊において支給した退職賞与の過払額九拾壱万参千七百弐拾円のうち昭和二十一年十二月において回収未済になっている五拾九万五千参百六拾五円及び第一〇八一海軍航空隊において支給した退職賞与の過払額八拾弐万千七百五拾円のうち同年三月において回収未済になっている弐拾参万九千九拾八円の合計額である。右過払はいずれも終戦時各所属長が本省からの指令をまつことなく解員者に対し過大の賞与額を示達したものであってこれに対する当局者の説明は

(一)大津海軍航空隊小松島派遣隊においては大阪警備府司

令長官から俸給の二十箇月分相当額を支給するようにとの命令を受けたのに俸給のみでなく手当その他の諸給与も含めこれらの二十箇月分を支給したところその後中央から退職賞与支給の発令があったので更にこの所定額を重複支給したため過払を生じたものである。㈡第一〇八一航空隊においては八月二十一日夕刻頃司令部から二十二日中に厚木基地を退去するよう指令せられると共に准士官以上俸給十八箇月賞与十二箇月下士官兵俸給二箇年賞与一箇年各相当額を支給するよう通知して来たので各派遣隊には二十二日早朝飛行機でこれを通知し各隊においては極力本人交付のことにしたのであって本省から指令された正当額を承知したのは二十二日午後であったため過払を生じたのである。

というのである。

しかし海軍には従来退職賞与内規があり本省からなんらの指令もないのに給与決定権をもたない各所属長が任意に賞与額を示達しこれがため第一〇八一航空隊においては前記のように過払を生ぜしめ、又小松島派遣隊においてはその

指令を誤解して俸給以外の手当などを基本額に加えたばかりでなく本省よりの発令があったとき、その過払額を訂正しないどころか更に所定額を併給したため過払額を増大せしめたのであって当を得ないものである。

(15)大湊海軍経理部で支出した　六九一、一八七円

は財団法人海仁会から戦地用酒保物品として購入した煙草、飲食物、日用品類の代価である。右は終戦後に購入し大湊防備隊外四十八箇所に無償配給したものであってその措置は当を得ないものと認めこれが理由を質したところその答弁は

無償供給したのは中央から指示せられた通牒及び司令部から発令された軍需物資急速処分命令とによったもので特に当時通信機関混乱して中央との連絡不能となり情勢の急迫は連絡を待つ暇もなかったのである。該品は軍人軍属に末端配給をしたもので配給に際し領収書などを徴していないためこれが代金の徴収は目下のところ不可能であるが極力徴収方に努力する。

というのである。

しかし終戦後になって戦地用酒保用品として購入し無償で配給したのは当時中央との連絡をまつ暇もなかったにしても措置を誤れるものであってその後代金を徴収しようとしても不可能の状態に至らしめたのは妥当の措置ではない。

(16)海軍省経理局で支出した　一〇一、六八九、〇二〇円

は昭和二十年三月から七月までの間に海軍艦政本部において尼崎金属工業株式会社外五会社と契約したH金物及びSS金物の各昇降装置などの代価として終戦後に工程を査定しこれに基づいて支払ったものであるが右のうち

一、尼崎金属工業株式会社に支払ったH金物の昇降装置千百三十台の代価四千六百六拾弐万千弐百円はその製造工程を一〇〇%としたものであるが海軍艦政本部第六部生産課長高田海軍技術大佐などが同会社専務取締役沢田某などと通謀して故意に工程を作為した疑があり現に東京刑事地方裁判所において審理中に属しているのであって当局者の調べたところによると大部分の工程は皆無又は五〇%以下なのに一〇〇%としたものであって結局参千八百七拾弐万四千九百六拾円の過払を生じその返納の能否を確認できないものである。

二、中央精機工業株式会社、敷島兵器工業株式会社、川崎重工業株式会社及び武蔵鉄工株式会社に支払ったH金物及びSS金物の各昇降装置その他の代価四千弐百参拾弐万八千七拾円もその製造工程は大部分を一〇〇%としたものであるが、その多くは皆無であって結局参千弐百八拾四万六千五百八拾五円の過払を生じその返納は困難な状況である。

三、山田兵器工業株式会社に支払った四〇〇VA電動機などの代価千弐百七拾参万九千七百五拾円も工程の査定に相当疑わしい点があるので再調方を照会して置いたところ当局者の回答は社長山田某が選挙違反で拘置されていたため取調べが困難であるが今次の補償打切りによって支払金額の全額は税金として納入せしめらるべきものであるというのであり、工程の当否は判明しないものである。

以上いずれも契約物件の製造工程の査定が正しくなく又は正否判明しないものであって七千百五拾七万千五百四拾五

円の巨額の過払を生ぜしめ回収ができないものがあるのは当を得ないものである。

(17)海軍省経理局で支出した　一、五〇〇、〇〇〇円は海軍施設本部補給部で社団法人海軍施設協力会に対し工事用機器の代金として重複支払し回収できない金額に相当するものである。右物品は朝鮮にある工事用機器を鎮海海軍施設部で前記協力会のものとして代理購入しその後同施設部で該品を直接購入したものであるのにその支払担当部局でない海軍施設本部補給部でその代金を支払ったものである。これに対する当局者の説明は

地下工事用機器の調達については鎮海海軍施設部から大量の地下建設工事用機械が朝鮮で取得することができる旨の報告があり、当本部で調査するとその価格は公定価格を超過しているので直接購入するよりこれを海軍施設協力会に購入させ内地の請負工事に使用させることに決定した。よって同会は百五拾万円を三菱銀行桜橋支店から借入れ鎮海施設部に送金し購入斡旋方を依頼したので同施設部では本件物品を代理購入し大阪方面に送る予定で船便を待つこととしたが、その後海上交通が杜絶し地下移行工事用機械の必要はいよいよ大となったので同施設部で該品を直接購入することとし昭和二十年七月中購入契約を締結したのであって同施設部で直接支払をなすべきところ、協力会と会本部からの再三の督促にもかかわらず送金がなくその後の情勢から送金は不可能であるとの判断に基づいて同協力会の請求に対して本部で支払を実施したものであるがその後調査の結果同施設部で施設協力会朝鮮支部に対し既に支払済であったから本件は重複支払となり二十一年二月同協力会に対し戻入の請求をしたがその延期方の願出があったのである。

というのである。

しかし鎮海海軍施設部では本部承認の上で本件購入契約をしたのであって代金の支払も同部で行うことになっていたものであり、既に協力会朝鮮支部に支払っているものであるのに二十年九月協力会の請求に対し支払をしたため重複払となり二十一年十二月においても未だ返納を受けていないのは当を得ないものである。

(18)大阪海軍経理部で支出した。　三六、四五〇円は大阪海軍軍需部資金前渡官吏赤広某が執務時間中事務用机の抽出中に格納していた小切手用紙及び印章を盗用せられたと判断される同人名義山本某渡の偽造小切手により昭和二十年十月預託金を騙取せられたものである。右はなんら実際の支払がないのに本費に決算するに至ったもので不当である。

第二項　海軍臨時軍事費
又は
第四項　臨時軍事費

(19)左記はいずれも海軍において職員の犯罪により国庫に損失を生ぜしめたものである。

	支出庁	科目	支出金額	関係部局
(1)	呉海軍経理部	第二項海軍臨時軍事費	円 一〇、六八一	呉海軍建築部
		第四項臨時軍事費	九、一一七	
			計一九、七九八	

摘要

(1)地上物件移転補償料として証明したものであるが、その実主計大尉大西某外四名が昭和十三年七月から十六年八月までの間に関係書類を偽造し附掛けをして又は実在しない物件を移転したように装って騙取した二八、二〇八円のうちで八、四一〇円は一般会計に属するものである。

(2)佐世保海軍経理部　同　二、五六四　大村海軍航空隊
資金前渡官吏の補助者である一等主計兵曹宮本某が十六年八月から十二月までの間に関係書類を作為し騙取又は横領した三、五六五円のうちであって一、〇〇一円は一般会計に属するものである。

(3)鎮海海軍経理部　同　三、四七四　鎮海海軍病院
物品購入代として証明したものであるが、その実理事生増井某が十七年八月から十八年六月までの間に関係書類を作為し物品を購入したように装って騙取したものである。

(4)海軍省経理局　同　五二、〇〇〇　青島海軍航空隊福岡派遣隊
出納官吏の補助者である主計少尉後藤某外七名が二十年八月二十一日から二十三日までの間に横領した前渡資金七九一、九〇〇円のうち、二十一年十二月において回収未済になっている金額に相当するものである。

(5)第十二海軍航空廠　同　六四、四四〇　第十二海軍航空廠
外地派遣工員と応召工員に対し終戦時に支給した

退職賞与のうち、過払となった七六、六八〇円のうち回収して二十一年二月払込のため雇員戸高某に引渡したところ、同人に横領費消せられて戻入できなかったものである。

商工省所管（元軍需省所管）

第四項　臨時軍事費

(20) 軍需省航空兵器総局で支出した　二二、五三〇、三六五円は昭和十九年八月以降大阪商船株式会社外九名から購入した木造船百九十四隻及び機関その他の船舶用品の代価である。当時海陸輸送の逼迫に対処して航空機材の優先輸送を確保するため同局が直接運営する目的で購入したものであるが、その価格は逓信省告示の保険価格算定法に準拠した木造機帆船又は漁船の船価基準に比べて著しく高価であって終戦後これらの船舶を概ね原所有者に売払いその価格は購入価格に対比して総額において僅かに二割三分を出でないのでこれが理由を質したところその答弁は

当局で購入した船舶はほとんど大部分が漁船であって漁船はその性質上非常に堅牢な上噸数に比べて高馬力の機関が備付られており一般の機帆船と比較するわけにゆかないのである。そして購入手続としては専門家の大阪商船の職員を嘱託として下検分させた上合格したものにつき見積価格に対する意見を具せしめ購入決定の基準とした。又払下単価は官有物払下の一般的方針として公定価格によったので本件船舶も二十年一月逓信省告示の保険価格算定法に準拠したのであるが船舶も戦時中の酷使により船体機関ともに相当損耗していた。

というのである。

しかし船舶の価格はその総噸数、機関の種類、馬力、船齢その他の条件によって異るのを免れないが本件購入当時の戦時標準型木造船の建造価格は機帆船は総噸数一噸当り千弐、参百円、漁船は同じく弐千円内外であり、又当時徴用船舶の海難補償額算定などに適用された海運総局の複成船価算出基準や逓信省告示の保険価格算定法に準拠した船価算定基準による木船の船齢零年のものは機帆船千五百円内外、漁船参千円を出でなかったものと認められ本件船舶百九十四隻は概ね船齢数年乃至十数年のいわゆる中古船であるのに噸当り弐千円を超えているのであって参千円を超えるもの八十七隻、五千円を超えるもの四十一隻に及んでいる。今噸当り価格の千円を超えるものについて千円を増す毎に一隻を挙げて基準価格又は複成船価を算出し、これと購入価格との割合を例示すると

船名	噸数	馬力	船齢	購入価格	基準価格又は複成船価	価格A	噸当り価格	機帆船の場合B	漁船の場合C	A/B	A/C
						円	円	円	円	倍	倍
明晃丸	九九・四七	六三	一五	二二、三五〇	一、三九九	三〇、八五五	九、九二九	三・六	二・二
小川福神丸	一九・一〇	六〇	一〇	四九、四三八	二、五八七	二六、九八五	二〇、二三六	一・九	二・四
神栄丸	一九・九九	四五	一〇	六九、五八〇	三、四七九	二三、四七八	一七、八六九	二・九	三・八
第一栄友丸	一六・三三	九〇	二〇	七一、五五〇	四、三八一	五、九三六	五、六九四	一二・〇	一二・五
第三日の丸	一九・七六	六〇	二〇	一〇六、二五〇	五、三七七	四、九三三	五、三九〇	二一・五	一九・七
興徳丸	三六・二七	一四〇	一三	二三五、〇〇〇	六、二〇三	四〇、四三三	二三、六一三	五・五	九・九
第二進興丸	四一・〇〇	八五	三	二九〇、〇〇〇	七、〇七三	七六、七九九	七八、八一四	三・七	三・六
共進丸	一八・六五	一三〇	一二	一五八、〇〇〇	八、四七一	三六、九四四	二三、九〇九	四・二	六・八
八千代丸	一九・八〇	一三〇	〇	一九五、〇〇〇	九、八四八	七二、五六〇	八一、九八七	二・六	二・三
深川丸	九・五八	五〇	九	一〇〇、〇〇〇	一〇、四三八	一九、一五七	一六、七三一	五・二	五・九
第二丸船丸	一九・三五	五〇	七	二四六、〇〇〇	一二、七一三	三四、三一〇	三三、四〇八	七・一	七・五
招福丸	二〇・〇〇	一二〇	〇	二四〇、〇〇〇	一三、五〇〇	七五、二〇〇	七七、七〇〇	三・五	三・四
井三長徳丸	一九・一二	一五〇	三	四二〇、一六〇	二一、四五一	七七、八七七	七八、五〇六	五・二	五・二

であって多くは数倍から最高は二十一倍に達している。本件船舶は数箇月乃至一箇年未満使用して終戦後保険価格算定法に準拠（二十余隻は沈船とし計算）し購入価格の二割余に相当する五百拾壱万余円で概ね原所有者に売払ったの

であって、これに徴しても本件購入価格は高きに失するものであって当時多数の船舶を購入するに際し基準価格や複成船価のみに準拠できなかったにしても、全然これを無視して格段の差異ある高価で購入したのは当を得ないものである。

(21)軍需省航空兵器局で支出した　一四、〇五五、七一九円は興東特殊工業株式会社外三会社と追加契約した各種自動車などの代価弐千七拾壱万六千五百六拾九円に対する前払金として支払ったものである。右のうち

一、興東特殊工業株式会社に対し昭和十八年四月燃料自動車五十台、代価六拾五万円を発注し前払金四拾参万参千参拾参円を交付しわずかに一台の納入があっただけであるのに十一月七十台及び四百三十台、十二月二百二十台翌十九年十一月百台及び六十台通計八百八十台代価六百壱万四千弐百円の購入契約を逐次締結するとともにそれぞれ契約代価の三分の二乃至十分の八に相当する前払金合計四百拾参万千百九拾弐円を支払ったのであるが、これら契約による納入も納期までにほとんど無く終戦までに前記各契約を通じてわずか三十一台代価弐拾壱万八千六百拾円を納入したに過ぎないのである。これに対し当局者は自動車関係の生産が思うように行かなかったのは戦争中一番の悩みであってこれを何とか打開しようとして種々手段を講じたのであるが特に当会社は三共製薬の別会社として急速設立を命ぜられた会社でようやく生産に移行してきた時に終戦となったものであるというが当初の契約の履行がほとんど無かったのに短期間に逐次これに数倍する発注をしたのであって会社の資本金は百六拾余万円、設備資産なども八拾余万円に過ぎないのに徴しても過大の発注をしたものという外はなく履行の見込など無視して契約のつど多きに失する前払金を交付し終戦後全契約の前払金のうち四百四拾壱万円の返納を命じ二十一年十二月に至るも未だ納入せしめていないのは妥当の措置ではない。

二、日本自動車株式会社（中央兵器株式会社を改称）に対し十七年十一月契約した電源自動車二十台代価拾四万七千百円に対しては前払金九万八千六拾六円を交付し十九年一月契約した自動車部品代価七万千弐百四拾円に対しては前払金五万六千九百九拾弐円を交付したがいずれも納期までに全然納入がないのに十九年十月清掃除雪自動車百台代価百八拾五万九千円の購入契約をして百四拾八万七千弐百円の前金払をなし更に二十年一月同品百八台代価弐百万七千七百弐拾円を契約し百六拾万六千百七拾六円を前金払したのであるが終戦までに清掃除雪自動車がわずかに四台代価七万四千参百六拾円の納入があったに過ぎないのである。これに対し当局者は十七年の契約と十九年の契約とは物品は納入されたが当時軍需省への移管業務に基づく混乱から書類の不整備となり二十年六月これを整理しつつあったのが、いろいろの関係で遅れそのまま終戦となったのであった。清掃除雪自動車追加発注は当時戦場が北海道に進展する形勢にあり、所要量が増加した関係であるというが、終戦当時十七年契約の電源自動車二十台はボデーの完成三台、ボデー半製品七台、調速器二十台分など部品完成又は材料仕掛の程度であり、十九年契約の清掃除雪自動車百台は未だ鋼材その他材料の一部を買入れたに過ぎないのであって契約物品は納入されたというのは事実に添わないものである。当時本品を必要としたにしても少量の契約品さえ納入しない業者に対し更にこれに数倍する発注をしてそのつど過大の前払金を交付し終戦後全契約のほとんど全部を解約し前払金参百拾七万六千七百七十九万円の返納を命じたが二十一年十二月において未だ回収に至っていないのは妥当の措置ではない。

三、関東電気工業株式会社に対し十八年六月零式航法目標弾十六万五千箇代価六百弐拾七万八千弐百五拾円を発注し四百拾八万円五千五百円を前払しわずか二万余箇の納入があったに過ぎないのに更に十月同品十三万箇代価四百九拾四万六千五百円の購入を契約し参百弐拾九万七千六百六拾六円を前払したが、両契約とも納期経過後長時日にわたりほとんど未納であるのにそのまま放置し終戦後ようやくこれを解約して全契約の前払金のうち六百九拾六万弐千九百八拾六円の返納を命じたが二十一年十二月において未だ納入に至っていない。これに対し当局者

は軍需省に事務が移管されたので契約品の納入を督促しつつこれを整理する手続中に終戦となったものであるというが、本件発注品を製作する会社の川島工場における生産施設は四拾万円に満たないものであるのに一時に多額の発注をするとともに前金払をして終戦までこれを放置し前払金返納額の未収入を生ぜしめたのは妥当の措置ではない。

四、日東鉄工株式会社に六回にわたり発注した十九年三月以前を納期とする各種運搬車七百八十台代価百四拾参万参千九百弐拾七円は前払金九拾五万五千九百五拾壱円を交付したが、納期後も大部分は未納となっていたのに更に同年八月会社に対して各種運搬車二千十台、代価五百八拾八万九千百四拾九円を発注し参百五拾参万参千四百八拾五円を前払したが終戦までにわずかに五十七台参拾四万六千百拾七円の納入があったに過ぎないので、終戦後両契約の大部分を解約し全契約の前払金のうち四百七万六千九百弐拾円の返納を命じたが二十一年十二月において未だ納入に至っていない。これに対し当局者は十九年三月以前を納期とする運搬車とその後契約した運搬車とは種類を異にし前者は普通運搬車であり後者は特攻機用運搬車である。前者が完納に至らなかったのは後者の発注を特に急がせたからであって当時の国力の状態としては已むを得ないものである。本会社に特に特攻機用運搬車を発注したのは他に適当な会社がなく、しかも特攻機は絶対的に必要に迫られた結果前者の遅延を惹起することは判っていたが已むなく発注したものであるというが、情勢の変化により前契約の履行が遅延するのは已むを得ないとした当時の事情は諒とするが前金払はその履行の程度に止めなければならないことはもちろんであって当初契約の七百八十台のほとんど全部が納入に至らなかったのにこれに数倍する発注をして多額の前払金返納額の未収入を生ぜしめたのは妥当の措置ではない。

以上いずれも業者の履行能力を無視して過大の発注をなしそのつど多額の前払金を支払い、終戦後契約の大部分を解約し、しかも前金払の返納をみるに至らないものであって当を得たものではない。航空兵器総局において終戦後返納を命じた前金払及び概算払のうち二十一年十二月において未だ納入に至らないものは総額参億六千六百万円に上っているがこれらのうちには本件と同様業者の履行程度を無視して過大の発注をしてそのつど多額の前金払又は概算払をなしその返納も困難となっているものがある。

(22) 軍需省航空兵器総局で支出した　八一六、〇〇〇円は昭和二十年五月千歳亜炭燃料興業所長高橋某に対し亜炭油二千屯の購入代価百参拾六万円に対する前払金として支払ったものである。右は自動車燃料に使用するもので納期を十二月末としたものであるが終戦までに製品の納入なく契約を解除することになったので前払金の返納を命じたが未だ納入に至っていない。同所の亜炭タール製造の施設は甚だ不十分なものであるのに大量の発注をすると同時に多額の前金払をしたのは妥当でないものと認めこれが理由を質したところその答弁は

当時自動車燃料は極度に逼迫していたためこれが取得に奔走していたところ千歳亜炭燃料興業において亜炭油を生産することを聞き直ちに係官を派遣して同所を実地検査したところ、生産の見込があったので契約を締結した次第である。前払金について目下返納方督促中で資産状態及び納入の具体的方法につき報告あり次第処置を決定する予定である。

というのである。

しかし千歳亜炭燃料興業所において本件発注後に要した諸経費をみると総額は五拾四万余円であって、トロ車二十七台、釘七百貫、二十馬力モーター一台、二十馬力巻上機一台、鉛一屯などの買入代価参拾四万余円、土地建物の買入代価八万余円及び仕掛品九万余円を主なるものとしその大部分は生産設備に属するものであり又終戦時の残高試算表によると資本金五拾万円の外本件前払金八拾壱万余円があるに対し生産設備は固定資産五拾九万余円未払建設費拾七万余円など計七拾九万余円があるに過ぎないから契約当時の施設は本件多量の発注に応じ得ないものであって生産の見込も確実なものと思えないのに前払金を交付して設備の拡充をなさしめたものと認められる。かようなものに多額の資金を交付し二十一年十二月において未だ返納をさせる

ことができないのは当を得ないものである。

㉓軍需省航空兵器総局で支出した　二、二九三、六三七円は兵器等製造事業特別助成法により昭和十八年十月株式会社神戸製鋼所（当時第一神鋼金属工業株式会社）に建設させた官設長府工場の建設工事費精算額参千百四拾参万弐千八百参拾六円のうち山口県に対する会社の寄付金に相当するものである。右寄附金は山口県が下関地区上水源開発を目的として施行する県営木屋川利水工事に対し会社が十四年十二月百五拾万円を出捐し十九年四月七拾九万参千六百参拾七円を追加したものであるが、会社が寄附の願出をした十四年当時には工場施設としては民設長府工場があっただけで本件工場は未だ計画もなかったばかりでなく本件寄附には県で給水開始をする日から二十年間無料で毎秒十立方尺（一日量約二万四千瓲）の給水をうけることや、会社が必要とする電力の供給を受けること又は優先的に海面埋立の免許を受けることなどの条件を付してあるものであって官設工場建設のためのみに寄附したものではないのにその全額を附帯経費として容認し国の負担としたのは妥当でないと認めこれが理由を質したところその答弁は

株式会社神戸製鋼所は長府地区に工場（旧工場）を設けその工場用水については三箇所の水源から毎日約三千瓲の受用が可能であったが戦争の進展とともに工場の拡張を行わねばならない情勢に立ち至りその計画をしていたが、用水については右の三千瓲では辛うじて旧工場の需要を満し得るに止まり拡張工場の用水はいずれか他に供給先を求めなければならないので当時たまたま山口県で計画中であつた木屋川利水工事に寄附を願出で拡張工場の用水に備えたものであって後にその拡張計画を助成法適用の下に子会社である第一神鋼株式会社名義で実現することとなり、しかも寄附分担額による割当水量は拡張（官設）工場の所要量と概ね一致する見込であったから木屋川利水工事に対する寄附を同工場の附帯経費としたものであって、新旧工場の貯水池間に連絡鉄管を敷設してあるがこれは空襲の激化による非常事態発生に備えたものであって新工場の貯水池から旧工場の用水を供給したことはない。

というのである。

しかし会社が山口県に対し寄附を願出た十四年当時には工場拡張の具体的計画もなかったのであり、又その寄附願によると工場用水の割当ばかりでなく民設工場に対する県からの電力供給会社の社宅地域に対する給水、五十万坪の海面埋立の優先免許などを条件としたものであって、会計実地検査の際工場側の説明によると下関地区の上水不足のため民設工場では専用水源を設けて一日約三千瓲の用水を得取しているが充分でないので構内河水の揚水計画もあるとのことであり、現に官設工場と民設工場との各貯水池の間には幹線水道管を設け用水の流用に備えてあるのであって寄附による用水は民設工場の用途に供するためにも必要なものであったと認められる。答弁には拡張計画を助成法適用の下に実現することとなり割当水量は官設工場の所要量と概ね一致する見込であったというが、本件割当水量は毎秒十立方尺一日量約二万四千瓲であり、官設工場はその規模と作業内容とにおいて民設工場と大差ないものと認められ答弁は事実に添わないものといわなければならない。かように本件寄附は官設工場の計画以前のことであって、官設工場のためのみに要したものではないのに、その経費の全額を国の負担としたのは当を得ないものである。

㉔軍需省航空兵器総局で支出した　九、六五六、七二〇円は小西某と購入契約を締結した各種棒鋼一万二千屯の代価七百参拾八万千弐百円に対する概算払四百四拾弐万八千七百弐拾円とエール式孤光電気炉六基の代価として支払った五百弐拾弐万八千円との合計額である。右のうち

一、棒鋼の購入契約は昭和二十年四月締結したものであって同人をして製鋼設備を新設せしめ戦災鉄屑を利用して製造の上二十一年三月までに納入せしめようとするものであるが工場の設備も整わないのに契約と同時に概算払をなし終戦となつて契約を解除し概算払の返納を命じたが二十一年十二月において未だ返納に至っていない。

二、電気炉は前記製鋼設備用として二十年七月八噸用一基、五噸用一基、三噸用三基、二噸用一基を購入したものであるが、これは同人の工場設備にあてるためにわざわざ同人から購入したものであってこれを使用しないう

ちに終戦となったので僅かに六拾六万円でこれを同人外一名に売払い、棒鋼の返納金と同様に代金六拾万円を同人から納入せしめていない。

かようにいずれも措置当を得ないものであるからこれが理由を質したところその答弁は

一、戦災地跡に電気炉を据付け屑鉄を利用し製錬する計画は必ずしも不可能ではなく空襲のため他の面において生産低下した当時においては是が非でもこれを強行せざるを得なかったのであり小西某を利用し当人の自己資本並びに銀行融資による本事業の立上り資金の一部として前払をしたのであるが、前払金に対しては契約品の納入が皆無であったので二十年十一月返納告知を発した。又製鋼設備については所要の電力量及び製鋼設備の予定箇所である国技館に対する配電計画に関しては当時技術部面を担当した者所在不明のため詳細には調査し得ない。

二、小西某から電気炉を購入したのは当時の傾向として官設による以外には設備の急速な完成を期し難かったからである。又購入価格については電気炉の生産量は極めて少く物動計画外に取得しなければならぬし、製作は相当の年月を要するので、既成品は奪い合い状況であったため㊙に比べると相当高価なものにちがいないが物動外物品の価格としては已むを得ないものと考えた。

三、電気炉の処分については、都築某に払下げた二噸炉、三噸炉各一基六万円を除いて大阪にあった三噸炉二基、五噸炉一基及び八噸炉一基を六拾万円で小西某に払下げたのであるが都築の分は部品が相当に滅失していて相当減価を要したからであり、又小西の分は部品が三流メーカーのものであり一流メーカーのものの価格二噸拾四万円から判断すると相当減価の要もあり又長期不使用のままになっていたことによる減価（変圧器は当初より絶縁油なし）を加味して噸当り四万円と決定したが、二噸、五噸各一基はそれぞれ罹災していたので更に減価して払下げることにしたのである。そして小西某を払下げの相手方としたのは本品が未だ各部品のメーカーの手元にあって、納入者であった同人とメーカーとの間には資材の供給問題や代金の未決算などの関係が存在し現に所持しているメーカーからは当省に留置権、先取権又は同時履行の抗弁権など当部の不測の問題で対抗せらるること明らかなので同人に売戻して解決せしめることが適当であると考えたからである。

というのである。しかし

一、鉄鋼生産の低下した当時戦災によって生じた屑鉄を利用して鉄鋼の増産をはかるにしても小西某に本件棒鋼の生産をさせるには製鋼設備の新設を要したのであってこれがためには多くの資材を必要とし電気関係については所要電力の確保や配線、変圧装置、その他の受電設備の整備をしなければならないのであるが本件設備に使用する電気炉は八噸炉以下五基であり所要電力も一万キロワットに近いものであるのにこれに相応する受電設備を新設するための資材などの調達計画は全くなかったのであり、答弁によると設備の中心となる電気炉はその大部分が終戦時になっても各部品のメーカーの手元にあるものであるから契約期限までに製品の納入されることは予期できなかったものと認められる。このようなものに対し大量の発注をしてその起業資金に充てるため多額の概算払をしたのは失当の措置といわざるを得ない。

二、電気炉の購入に関して答弁には小西某の設備を急速完成のため必要があったというけれども同人において設備するものをわざわざ同人から購入してこれを貸付ける方法をとっても特に設備を促進できるものとは認められない。のみならず本件電気炉の大部分は前記のようにメーカーの手元にあるもので完納されていないのに二十年七月完納したものとして代金の全額を支払ったのは当を失したものであって、これがためその大部分は同人に売戻すの外なきに至らしめ終戦後購入価格のわずかに一割余に過ぎない価格で処分し損失を生ぜしめたのはその措置甚だしく当を得ないものである。

かように製品の納入の見込のないのに概算払をなし又納入のない設備を完納したとして代金を支払い、終戦後こ

れを同人に低価で売戻すの外なきに至らしめ概算払の返納と売払代金の納入の完了していないのは当を得ないものである。

右の外前記電気炉で精錬する目的で同人から戦災地銅屑を購入し六十五万貫の代価として千百七拾万円を支払ったものがあるが精錬したものは皆無であってそのまま保有し終戦後に二十万余貫は参百弐拾余万円で金属配給統制会社に売払ったが四十余万貫は滅失していてその原因も確認し得ない状況である。

㉕軍需省航空兵器総局で支出した　四、四七九、九〇六円

は昭和二十年八月二十二日生産隊が終戦によって蒙った材料損害額弐百五拾壱万五千九百六円工場買収手付損害額百万円、下請工場損害額九拾六万四千円の損失補償として同隊次長畳田某に交付したものである。本件支払に関し当局者は同隊が戦時中軍需省の直営機関のように運用されて来た関係もあり又その資金も命令融資によれなかったため同隊が将来工場買収を予定して手を打たしめた工場についての手付流れや官において生産を命令又は指示したものにつき下請に出し前渡金の回収不可能となったもの及び官の命令又は指示により生産するため調達した釘、シャベル、スコップ、車輛などの材料についての損失に対し補償したというのであるが二十一年七月会計実地検査の際調査したところによると生産隊は別項に記載した各種棒鋼及び電気炉の供給人である小西某を隊長として作ったもので官において当局者の説明しているような補償を要する命令をしたものはないばかりでなく指示したものも適確に判明しないし同隊においてかような業務を実行した証跡もないのであって、かかる内容の確認し得ないものに対し多額の補償金を交付したのは当を得ないものである。

㉖軍需省航空兵器総局で支出した　四、六一〇、五〇〇円

は昭和二十年六月十五日合資会社上野商店代表者上野某と九月三十日を納期として契約した作業服三万着外四点の購入代価参百拾弐万五千円及び同年七月一日東亜鉱学研究所福島某と納期を二十一年三月三十一日として契約した電極用鱗状黒鉛千百五十屯外一点の購入代価参百五拾壱万七千五百円に対する前払金として前者に対し弐百五拾万円後者に対し弐百拾壱万五百円をそれぞれ支払ったものである。右はいずれも全然納入がなく終戦となったので契約を解除するのが相当であると認められるのに二十年八月二十日前記の前金払をしたのは当を得ないものと認めこれが理由を質したところその答弁は

一、作業服契約の相手方である上野某は当時軍需省の無給嘱託として施設隊のこの種資材の整備に協力させていたが実際の供給人を直接契約の相手方とするよりも万一の場合を慮り上野某を契約の相手方に選定したものであって契約事務遅延のため前金払の支払が遅れていたところ突然終戦となったが上野が事実現物を確認してあったのでその時直ちに清算に着手すべきところ清算には多くの時日を要するから当時の情勢にかんがみ一応前払をなし清算事務を引継ぐ予定であった。本人の納入品は終戦後に至るも皆無であったので十一月返納の告知書を出してある。

二、福島某との契約については既に若干でも製品ができていたから上野某の場合と同様前金を一応支払ったものであるが同月返納を告知してある。

というのである。

しかし上野某との契約は当時同人には手持品なく他のブローカーから購入の上納入する予定のもので履行が必ずしも確実を期し得ないものであり、納期間三ヶ月余のうち二ヶ月余を経た終戦時においても全然納入のないものであるのに契約金額の八割の前金払としたもので答弁には同人が現物を確認したというけれども支払後も全然納入がないのに徴すれば事実と認められないのであって前金払をしたのは当を失したものである。又福島某との契約に関しても終戦時に納入皆無であるのに契約金額の六割を前金払したもので答弁には既に若干の製品ができていたようにいうけれども支払後実際納入したものはないのに徴すれば事実と認められないのであって前金払をしたのは当を得たものではない。又当局者は両者とも一応前払をなし清算事務を引継ぐ予定であったというが商工省整理部に残務を引継ぐこととし前金払をするの必要があるものとは認められないのに前金払をして二十一年十二月において未だ回収ができないの

は妥当の措置ではない。

(27)軍需省航空兵器総局で支出した　一四、九一八、二一四円は第一軍需工廠（昭和二十年四月一日中島飛行機株式会社の工場を国営としたもの）及び所属各製造廠において工廠設立後終戦に至る間に購入した乗用自動車百七十八台（七百拾五万余円）貨物自動車百三十二台（七百七拾六万余円）計三百十台の代価である。右自動車数を工廠設立当時中島飛行機株式会社から承継したもの乗用車百七十七台、貨物車百八十二台計三百五十九台であるのに比し余りに多いばかりでなくその価格も甚だ高く品質の悪いものも多かったのでこれが理由を質したところその答弁は

当時生産の隘路の一つに輸送機関が挙げられていたのであって空襲及び疎開のためその整備充実をする必要があり、通信杜絶を慮って連絡用乗用車も増加する必要があった。しかるに当時は新造車の入手など思いもよらないところであって旧車として直に使用し得るような売物も少く、已むを得ず旧車二台乃至三台を購入してその部品を組合せて一台の稼動可能の自動車を得るなどの非常手段に訴えたのであった。工廠期間中の購入台数及び廃却台数が多く終戦後に残ったものの少いのは一つにはこのためであり戦災による損失の大であったことはいうまでもないところである。本部において六台購入したのは当時本部と国立分室間の連絡及び軍需省その他官庁との連絡頻繁をきわめたので連絡者に使用させたものである。又購入価格は極めて高価なものであるが尋常な手段では稼動可能の自動車を購入し得なかった当時として已むを得なかったもので資金豊富なため必要以上の高価で買ったものとは考えられない。

というのである。

しかし当時空襲及び疎開によって輸送及び連絡用として自動車の必要があったとしても乗用車についてみるに会社より工廠に引継の当時は百七十七台であるのに約五箇月の短期間に百七十八台を購入し本部のごときは従来六台であったのに三九年式ビック（拾弐万余円）など六台（六拾万余円）を購入している。又その価格は乗用、貨物とも一台拾万円をこえるものが少くなく中には第四製造廠で購入したリンカーン乗用車弐拾弐万円、フォード貨物車拾八万円、第十三製造廠で購入したプリムス乗用車拾六万余円、フォード及びシボレー各貨物自動車拾六万円及び拾七万余円第二十二製造廠で購入したクライスラー乗用車拾八万余円などのごとき高価なものが多く、その品質程度も極めて悪く会計実地検査当時の説明によるとブローカーの売込に応じて購入したものが多く、中には動かない車もあった由であり、本件購入の三百十台のうち戦災を被ったものの外に判明しているものだけでも百二台購入価格参百八拾七万余円を終戦後の棚卸で廃却整理されているのであって本件自動車の購入は多きに過ぎ価格も高きに失するもので当を得たものではない。

第一軍需工廠の経営は約五箇月に過ぎないものであるが、その経費は弐拾九億余万円に達し、うち兵器費は弐拾参億余万円、施設費は五億余万円を占めている。同廠は中島飛行機株式会社の社長以下の職員及び工員をそのまま従事せしめたものであり、資金の制約もなくなったのにその経費の支出を工廠に一任したのであって、これがためその支払は放漫に流れたものと認められ、その全貌は帳簿書類を滅失しているので究明し得ないのであるが、本件及び別項記述の事項のごときはその例である。

(28)軍需省航空兵器総局で支出した　五七、八九六、〇〇八円は第一軍需工廠において終戦に伴い昭和二十年八月解散に際し職員に支給した退職給与六千五百八拾五万弐千百八拾九円のうち中島飛行機株式会社で負担した七百九拾五万六千百八拾円を控除したものである。右工廠は別項に記述したように同年四月一日中島飛行機株式会社（以下原会社という）の工場を国営とし原会社の従業員全部を引継いだものであるが、工廠解散に伴う退職給与として職員に対しては原会社の職員在職手当内規による二十年十二月末の積立額の二倍（本棒の五箇月分に満たないときは五箇月分）の退職金の外本俸の二十箇月分乃至六箇月分の賞与、又工員に対しては退職積立金の外勤続年数に従い定額日給の三百六十日分乃至九十日分（組長には百八十日分を加算）の特別手当を支給したのであって、これら給与の総額は壱億弐千九百四拾壱万余円に達したのであるが、原会社の内規に

よる二十年十二月末現在における退職積立額の二倍の外多額の賞与などを加算して支給したのは過大に失するものと認められるばかりでなく、国営期間わずかに五箇月に過ぎないのに本件給与総額のうち二割余に過ぎない退職積立額を原会社の負担としたに止まり大部分を国の負担としたのは妥当な措置でないと認め、これが理由を質したところその答弁は

一、工廠設立当時原会社の従業員は自然退職となり工廠に引継となったので全員に対して原会社から一斉に退職金を支給する予定であつたが当時インフレ対策の見地から反対論が強かったので見合せ原会社の退職積立金はそのまま原会社に残置した。

二、原会社時代従業員が個々に退職するときの支給額は本人の積立金計算額に相当額を加算していたのであって支給額は積立金の平均二倍となっていた。

三、工廠の退職手当支給規定は工廠創設準備委員会の方針第二号「現従業員の給与等を低下せしめざること」に基づいて定められ、その率は原会社の場合とほぼ同額とすること、勤続年数の算定に当っては原会社のそれを通算すること、原会社に残置した退職積立金は実際支給のつどそれに相当する額を工廠に納入すること（従って原会社に残置した退職積立金の額を超えるものはすべて工廠の負担において支給すること）などの決定を見たものである。

四、終戦時の一斉支給に際しては右の退職手当支給規定により全額を工廠で支出し原会社に残置した退職積立金は原会社から国庫に納入せしめた。

右のような基準によって退職金を支給した外に特別賞与又は特別手当として相当額を支給したのは当時軍の復員に際して入隊後数日を出ない者に対しても一率に一箇年分の支給をしていたこと、軍需工廠においても解散に伴って、全従業員がことごとく離職するのでありしかも退職金を相当額支給されるのは勤続年数の長い一部の者に限り大部分の従業員の退職金は極めて少額であり中には全く支給されない者もあったので生活資金の意味で相当額を支給せざるを得なかったことなどから勘案して六、七、八、三箇月分の

賞与に最高一箇年分の給料を加算して支給したものであって支給額の平均は六、七、八、三箇月分の賞与を加えて十箇月分程度である。

以上の退職金及び特別賞与又は特別手当を併せて考えて見るにその総額は壱億弐千九百余万円で工廠従業員総数約二十六万人のうち支給を受けた者約二十万人から見ると一人当り約六百五拾円であり支給額の百箇月以上の者は勤続年数の極めて長い一、二の例外に過ぎないのであって、支給額十五箇月分を超える者も僅少である。しかし勅任軍需官であった者の外、幹部職員中には社会一般から見て高額に失する支給を受けている者もあるのでこれに対してなんらかの措置を講ずる必要があるが個人から返納させることは実施困難であるばかりでなく必ずしも妥当と考えられないので原会社に負担させるよう交渉中である。

というのである。

しかし本件退職給与として支給した額及びその負担をみると

		千円	千円	千円
退職金又は特別手当	職員	三三、九一三	七、九五六	四一、八六九
	工員	四〇、五七二	二三、九八九	六三、五六一
賞与職員		二三、九八二	—	二三、九八二
合計	職員	五七、八九六	七、九五六	六五、八五二
	工員	四〇、五七二	二三、九八九	六三、五六一
	計	九八、四六八	三〇、九四五	一二九、四一三

であって、工員に対する分はしばらくおき、職員に対する分をみると

一、答弁によると工廠の退職手当支給規定の率は原会社の場合とほぼ同額となっているのであるが、本件支給に当っては解散四箇月後の二十年末で退職積立額を計算し、この二倍を基準とし更に賞与として本俸に対し参事は二十箇月、主事補、技師補以上は十五箇月などを加算支給したもの一人平均千参百余円に当り、高級職員で勤続七、八年のものは概ね五十箇月以上の支給を受け個人支給額壱万以上のものは五百人に近く、五万円以上のものも相当に存するのであり、その支給は過大に失するものと認めざるを得ない。答弁に軍が復員に際して入隊後数

日を出ないものに一率に一箇年分の支給をしたことなどを挙げているが、軍においてもその給与は一箇年分を基準とし最高でも壱万円を出なかったものであって、軍需工廠であった点を参酌しても格段の差異があるものといわざるを得ない。

二、職員に対する退職給与六千五百八拾五万余円のうち原会社の負担としたのは退職手当積立額に相当する七百九拾五万余円であって、わずかに一割余に止まり五箇月の経営をしたに過ぎない国においてその大部分を負担したのであるが、本件給与が原会社時代からの在職期間を通じたものであるのにかんがみ過大であるといわざるを得ない。答弁には社会一般からみて、高額に失する支給を受けている者から返納させることは困難であるから原会社に負担させるよう交渉中であるといっているが、二十一年十二月までには実現していない。

軍需工場の解散に伴い国において職員に対し退職給与を支給するに際しては相当額に止むべきものであるのに前記のように多額の支給をしたのは妥当の措置ではない。

軍需工廠のように原会社との関係があり、ことに国営の期間の短い本件のような場合にはその負担区分の適正を期すべきものであるのに多額の退職給与の大部分を国において負担したのは当を得ないものである。

(29) 軍需省航空兵器総局で支出した　二八、〇八八、二七三円は軍需工廠所属の第二十三外五製造廠において協力工場などに対し仕掛品補償又は特別補償として支払ったものである。

一、第二十三製造廠においては終戦後協力工場など製造加工契約の相手方から補償支払の請求があったところ、その内容につきほとんど調査を行わないで千弐百八拾四万参千八百弐拾八円の支払をなし後になって調べたところ中には三割位に査定減額するものを相当とするものがあり全般的に支払が過大であって結局参百参拾七万六千九百八拾九円の過払であったことが明らかになり、

二、第一、第四、第十二、第十三及び第十四の五製造廠において終戦後各協力工場の疎開費、施設拡充費、従業員退職手当などのため特別補償として千五百弐拾四万四千四百五拾参円を支払ったものであるがこの種の補償は別途に処理すべきものであるのに支払ったものであり、いずれもその取扱が当を得ないものと認めこれが理由を質したところその答弁は

一、終戦時の協力工場などに対する補償は軍需工廠の整理が進捗し各製造廠で実施した内容が明らかとなるにつれて各製造廠間の査定方針の不一致、査定率の不適当など今日からみて妥当を欠く点が少くないので商工省としては仕掛品補償以外のものについては全額返納させ仕掛品補償についても高額に失するものついて再査定を行って修正して行く方針で既にその手続もかなり進捗していたのであるがその後戦時補償特別措置法が制定されたのでこれらの不当或は高額に失する補償額についても別途納入告知によって取立てるよりは課税する方が処置も容易であり且つ効果もまさるものと考えこの方針で処理する予定である。第二十三製造廠が仕掛品補償に関してほとんど協力工場の請求通り支払ったことについては商工省としても再調査の上査定減をする額も決定し徴収することになっていたのであるが補償打切により課税問題として解決して行くこととなるものである。

二、終戦後協力工場などに対する補償の範囲については工廠の解散を控えて急速に実施する必要があったので諸般の情勢から判断して原則としては契約解除に伴う損失補償のみを行うこととし、ただそれだけでは或は酷に失する場合もあるものと考えられたので已むを得ない特別の場合は疎開に基づく損失及び協力工場において支払わねばならぬ退職金を加味して処理するよう昭和二十年八月二十二日各製造廠に対し指示したものであるが当時交通通信の不円滑のため徹底しなかった処があって各製造廠において行きすぎがあったものであってこれに関する措置については前述の通りである。

というのである。しかし

一、第二十三製造廠においては終戦後その協力工場などの仕掛品補償の請求額千参百七万余円に対し僅かに弐拾参万余円の外は査定しないで支払ったのであるが二十年十二月同廠会計実地検査の際調査すると拾万余円を支払っ

た日輪精密機械製作所の分のごときは加工度九〇％とあるが実際は平均五〇％であり、数量の実際は約半数程度を相当とするものがあった。その後当局において調査した結果によると支払総数八十六件中請求額の五〇％以下に査定するを相当とするものが十二件もあり甚だしいのは三〇％程度のものもあり、支払額千弐百八拾四万余円のうち約三〇％に相当する参百参拾七万余円の過払であることが明らかになったのであるがほとんど調査もしないで支払ったのは適当の措置でなく過払額のうち参拾七万余円を回収したにとどまるのである。

二、特別補償は第一外四製造廠において協力工場の疎開費、設備拡充費、従業員退職手当などにあてるため千五百弐拾四万余円を支払ったものであるが解約により支払う補償は契約に基づくものに限るべきで本件のような特別補償は別途に処理すべきものであるのに本件五製造廠においてこれが支払をしたのであって、しかもこれら製造廠における取扱をみると一定の基準もなかったもので、いずれも協力工場から提出した貸借対照表のみにより決定し他にこれを確認し得るような資料もないのに補償額を決定し又製造廠間の連絡もとらなかったもので、その取扱は妥当を欠くものである。ことに第四製造廠において株式会社神護製作所に対し支払った補償金弐拾参万五千円は同会社を共同協力工場とし戦後の補償の支払を担当していた第一製造廠で会社の請求を認めなかったものであるのに支払ったものである。なお同会社の仕掛品補償も第一製造廠において会社の請求額百八拾弐万余円を百拾八万余円に査定したものであるのに第四製造廠は第一製造廠と連絡もしないで更に会社の請求した仕掛品補償七拾参万余円を支払ったものである。

以上いずれも協力工場などに対する補償については軍需省の方針が確定しないうちに工廠においては製作中止による損害に対して総括補償すべき命令を発したものであって商工省整理部で一定の方針を定め箇別的補償をするよう方針を決定したが各製造廠ではそれぞれ自由に総括補償したものが多かったために過大に失したものであって措置当を得ないものである。

(30) 軍需省航空兵器総局で支出した　四、七九二、二七七円は第二軍需工廠において終戦に伴い昭和二十年八月解散に際し職員に対する退職給与七百四拾五万七千六拾六円のうち川西航空機株式会社で負担した弐百六拾六万四千七百八拾八円を控除したものである。右工廠は同年七月九日川西航空機株式会社(以下原会社という)の工場を国営とし従業員のほとんど全部を引継いで来たが工廠解散に伴う給与は原会社所定の退職手当を会社負担で支給した外、国費支弁で職員に対しては退職手当として給料三箇月分百四拾九万余円及び給料前渡しとして五箇月分参百弐拾九万余円、又工員に対しては退職手当として給料三箇月分（新規徴用者に対しては外に予告手当として二十日分）五百七拾七万余円を支給したのであるが国営開始後解散までは四十余日に過ぎないのに国の負担で職員及び工員の全部に対し原会社所定の退職手当の外に退職手当として給料三箇月分を支給したばかりでなく更に職員に対し給料前渡しとして五箇月分を支給したのは妥当でないと認め、これが理由を質したところその答弁は

会計検査院の検査報告

終戦後解雇傭者に対する給与については、八月二十二日附厚生次官の「戦争終結に伴う工場事業場従業者の応急措置に関する件」依命通牒の趣旨により且つ各方面の支給ぶりを斟酌して支給額を決定したものである。軍需工廠としての期間は短期間であったけれども受給者としては原会社と国との負担区分の如何によって受給額を左右せられるべきではないから先ず世間なみと認められる額をとりあえず支給したものである。その後検討を加えた結果原会社負担とするのが適当である部分については適宜原会社負担に切りかえるよう交渉する予定である。なお職員に対し五箇月分の給料の前渡しをしたのは工員に対する振り合い上名目を異にしたのであって当初から本質は退職賞与のつもりで支給したものである。

というのである。

しかし本件給与のうち工員に対する分はしばらくおき、職員に対する分をみると総額七百四拾五万余円のうち原会社では同社所定の退職手当弐百六拾六万余円を負担したに過ぎない。軍需工廠の解散に伴い相当額の退職給与を支給す

るにしても、その負担は適正を期すべきものであるのに僅か四十余日経営をしたに過ぎない国において約二倍に相当する多額を負担したのは当を得ないものである。なお答弁によると再検討の上原会社負担とするのが適当である部分については、適宜原会社の負担に切りかえるよう原会社に交渉する予定であるといっているが、二十一年十二月までには未だ実現されていない。

(31) 軍需省航空兵器総局及び商工省整理部で支出した

一九五、八〇九、九三五円

は第二軍需工廠の協力工場などの既納物品代及び加工賃の外、完成未納品及び仕掛品の代価などとして支払ったものである。同工廠は昭和二十年七月九日川西航空機株式会社（以下原会社という）の工場を国営としたもので解散までは四十余日を経たに過ぎないものであるが、終戦後協力工場などの支払整理に当り既納物品代及び加工賃壱億九千参百八拾参万余円の外、完成未納品及び仕掛品の出来高壱億弐千四拾六万余円並びにその他補償など千四百拾壱万余円計参億弐千八百四拾壱万余円とし前金払などを差引き前記金額を支払ったものであるが、右補償などは設備拡充などの損失を補償するために行ったものであり、前記参億弐千八百四拾壱万余円から補償額などを差引くと参億千四百参拾万余円となるが、これを原会社の十九年度における協力工場などからの物品受入額一箇月平均約千八百万円程度に過ぎなかったのに比べると十六箇月分に当るのであって支払額に過大に失するものであるばかりでなく国に帰属したこれら物品をそのまま放任しているのでこれらの理由を質したところ、その答弁は

一、戦時中工廠は航空機の急速増産に専念しその準備されていた資材類の蓄積は増加の一途をたどっていたのであって生産機数こそまだ十分上昇することができなかったが準備は巨額に達していた。そして終戦後の清算に当ってはその支払が過去の実績などで到底律することができないほど多額にのぼることは避けられないところであり単に工廠存続期間と支払金額のみに着眼して一概にその支払が放漫で濫費の嫌があると評するのは当を失するものといわなければならない。又協力工場における出来高の確認査定についても終戦後早急に決定しなければならない要請に迫られ及ぶ限りは現場について検査確認を励行したにかかわらず交通難と人員不足などのため遠隔のものは監督官の検印に一任し、信頼性のあるものは実況を委細に説明させた上査定したものもあったのは已むを得なかったのであるが検査確認の不十分なものについては現在関係地方商工局を動員して再調査を実施中である。

二、戦争末期における航空機の増産は協力工場の能率発揮による外はなく殊に原会社のようにその工場の大半を爆砕されたものは協力工場の培養強化が必要であって軍需工廠としては原会社の欠を補うために特段の力を傾注したものである。そしてこれらの協力工場の多くはいわゆる町工業であって設備拡充疎開又は戦災保険などについても法規に従って処理する方途も知らず親工場の命ずるままに実行するもの或は繁雑な手続に時を経過するよりは実効を収めようと増産に邁進したものもあって、このような正規の手続を経ないものを支払の対象としないのは終戦直後の措置としてはあまり冷酷に失するのではないかと思われ各工場の努力の程度、資産の状況、終戦後事業継続の能否など各方面から検討を加え最少限度に支払をしたのである。しかし以上の支払を現在の社会情勢から再度検討してみると再考の余地も認められるし又臨時軍事費を以って支払ったのは不適当と考えられるので今回政府では補償として支払った金額を再検討することとしている。

三、代価支払後の各協力工場にある完成品及び仕掛品の保管は預り証を徴し良好ならしめるよう努めてきたが終戦時の混乱などの影響を被むりその措置は遺憾の点も見られる。しかしながら一方監督官などの命による破棄、焼却など已むを得ない事由によって滅失毀損したものも少くない模様である。当部として目下各地方商工局を動員してこれらの実情調査並びに払下げなどの処置を実施中である。

というのである。しかし

一、原会社について調べると十九年四月から二十年三月ま

でにおける協力工場などからの一箇月平均物品受入額は約千八百万円程度であって、その後の仕事量の増加や物価騰貴などを考えても弐千参百万円程度としているのに国営期間に総額参億弐千八百四拾壱万余円を支払ったのであって、設備などの補償を差引いても参億千四百参拾万余円となるのである。今既納品についてみるとその額は壱億九千参百八拾参万余円であるが、これは国営期間四十余日間に協力工場などから納入した物品の代金の支払が済んでいないものと、国営の前後にわたり検収手続が遅れたり、帳簿伝票の整理が済まなかったものとであって、検収遅延や未整理のものは大体一箇月半分程度を普通とし、これらを通じて三箇月分内外を相当とするものであってその額も七千万円程度と推算しているのであり、当時空襲激化などのために普通より遅れたものがあったとしても本件支払が平均八箇月分を超えているのは過大に失したものと認められ、現にその後原会社において調べると支払当時係員と協力工場で協議の上請求書を書換えなどして増額したものが参千四百万余円に上っているとのことである。また完成未納品及び仕掛品は総額壱億弐千四拾六万余円であって前記弐千参百万円に対し平均五箇月分を超えているのであり、当時航空機部品類が非常に不足を告げていた実情であったのに徴し多きに過ぎるものと認められる。

二、本件支払中の補償などの千四百拾壱万余円は協力工場百数十箇所に対し特殊扱としてその設備拡充、戦災及び疎開などの損失を補償するため契約単価引上げなどの方法によって増額支払をしたのであるが、培養強化の必要があった協力工場の損失は特別の法規に基づき別途に処理されねばならないものであるのに特殊扱として支払をしたのは当を得たものではない。

三、本件の完成未納品及び仕掛品の代価は壱億弐千四拾六万余円に相当するものであるのに、これを協力工場などに放置して居り、その外官給材料として交付したのはその見積額五千弐百拾参万余円に上るのに、いまだ整理もしていないのであって、これら物品の一部については原会社で協力工場などに対し適宜処分すべき旨を指示したものさえあり、その管理も当を得ないものである。かように原会社の協力工場などの既納品代又は完成未納品及び仕掛品の代価もしくは、補償などの支払は放漫に失するものであって、物品の管理もまたその宜しきを得ないものである。

官有物

(32) 軍需省航空兵器総局及び商工省整理部で自動車の管理及び処分がその宜しきを得ないものがある。

局では終戦後輸送部の保管していた貨物自動車四百六十一台を処分したが、その状況を見ると特殊の人に比較的多数の車輛を割当売払ったと認められるもの、売払代の徴収手続未済のもの、売払代価の大部分が未納となっているもの、売払車輛の再配分の結果割当車輛皆無となり、又は減少したためその返納を要する者からの引上げをしていないものがあり、これらは本件車輛配分の当を得なかったによるものと認められ又その売払単価は許可価格を基準とし車輛の程度により上中下の三級及び廃車に区分しその価格を許可価格の六割、四割、二割、廃車は千円と定め上級は「そのまま運行し得て車体新しきもの」中級は「少修理をなせば大体において運行に差支なきもの」下級は「大修理の上運行可能なるもの」廃車は「修理するも運行不能なるもの」とし過半を下級車及び廃車と評定しているがその評価は低きに失するものであって、ことに売払車輛の過半が下廃車であったとは認められないのでこれが理由を質したところその答弁は

一、終戦後の産業部門は錯雑な国内情勢下にあって逆睹し難い中に低徊していたとき旧輸送部車輛の払下処分は相当困難を極め、なかんずく終戦と同時に解除した輸送部の車輛部隊の車輛は各地に散在し道路傍に放置しているもの、学校の庭、公園或は解散した修理工場などにあったため緊急引取りを要請され車輛は切断分解されたものがあり、或は部品、タイヤの盗難に遭ったものがあり、その収集に一層支障を来たしたのでこの処分は緊急を要し戦時中輸送部関係業務と密接な関係にあった団体及び会社に払下処分するのが最も適当であると認め主として

この方針によったがその後漸次社会の情勢は平静に向い産業部門もようやく勃興するに従って車輛払下を申請するものがあって終戦直後の払下処分を一部是正する必要に迫られ再配分を予定したが時日の経過に従い部分品、タイヤなどの盗難甚だしく再生不能の車輛多く又は再生に莫大な修理費を費しているためこの配分を拒むものもあって返還実数は減少した。

二、車輛払下代金の徴収遅延は緊急配分をしたため個々の車輛の損耗破損程度の判明しなかつたこと、返還車輛の確定しなかったため返還車輛価格の差引に支障を来たしたこと、及び陸海軍の車輛を特殊物件として払下げた価格との均衡をとろうとしてその確定するのを待っていたことによるものである。又代金の未納は金融緊急措置令による封鎖に起因するものが多く納入の促進には種々の措置を講じている。

三、払下価格は旧航空兵器総局輸送部車輛の大部分が一九三三年型から一九三八年型までのもので長期間使用していたものを民間から買上げたものでこれを旧輸送部にお

いて技術未熟の一、二等兵及び運転資格免許証のない動員学徒などに使用させていたため操作上無理を来たし終戦時には過半が破損し車体破損のないものは僅少となり下廃車が過半であったのは技術未熟な一、二等兵及び免許証のない動員学徒などで操作していたため中古車輛である輸送部の車輛は相当破損し終戦時は大部分が稼動不能の状態にあった。終戦に際しては車輛部隊は短期間に復員したため車輛は道路傍、公園、修理工場、学校の校庭などに放置していたので部分品、タイヤなどの盗難に遭いほとんど原形を止めないものもあって車輛の程度はとみに低下したのである。

というのである。しかし

一、終戦当時新規車輛の供給は望み薄で、しかも陸上輸送力は不足していたのであるから公共機関又は重点企業の輸送力を確保する点からも官公署、公共団体などにこれを優先配分するか或はこれらの諸機関の協力を俟って売払うのを相当と認められるのに緊急処分の必要ありとし、戦争中輸送部の業務に関係していたもののみに割当てたため一会社又は一個人に対し多数の売払をしたものであって商工省整理部でも売払の再配分をしたが、その是正も未だ完了していないのは当を得ないものである。

二、車輛の売払は品位及び代価を決定しないで車輛を引渡し代金は後納せしめることにしたために終戦後一年余を経ても未だその徴収を了しないものが三百十四台四拾壱万余円あるばかりでなく甚しきは代価すら決めていないものが七十四台あり、これらのうちには車輛返還要求に当って返還車輛価格の差引に支障を生じたものがあるのであって当初の売払の措置が当を得なかったによるものである。

三、売払車輛の品位についても過半を下級車及び廃車とし、売払価格も著しく低廉にきめているが輸送部の車輛は中古品のみでもなく終戦前各地において活動していた事実に徴しても答弁にいえるように多数の自動車が稼動不能となっていたものとは認められないのにその過半を下級車及び廃車とし下級を許可価格の二割すなわち一台五千六百円又は五千四百円、廃車を千円としたのは低きに失するものであって又終戦に際し車輛部隊をしてその車輛を集結せしめないで解散せしめたため各所に放置したのは当を得たものではない。

かように本件自動車の管理は終戦の際であったとはいえ据置適正でなく又その処分も当初の配分が適当でなく代金徴収も手続を誤り且つ価格の査定も低きに失し再配分しても支障のため完了していないのは当を得ないものである。

なお本件自動車を併せ終戦後臨時軍事費特別会計終結当時の二十一年二月末までに売払った準備品の総額は四千六百五拾七万余円であって、その後同年十月までに売払ったものを併せると六千八百弐拾参万余円に上るのであるが、これに対し徴収を了したのは三千七拾万余円に過ぎないのであって残額参千七百五拾弐万余円の徴収を了していないしこの外に代価の決定すらしてないものも少くない。このように徴収が遅延したのはその売払に当って代金の決定をしないで引渡をなし代金は後納せしめることにしたためであって取扱の当を得ないものである。

予算超過支出

臨時軍事費歳出決算のうち予算超過支出で未だ帝国議会の承諾を受けるに至らないものは左の通りである。

所管	予備費支出額	予備費外予算超過支出額
大蔵省	円 五四七、〇〇〇、〇〇〇	円
同 元陸軍省	一五、九二一、一六九、二九〇	一六四、六九〇、〇〇〇
同 元海軍省	一三、九八九、八七九、〇一〇	二八、八〇〇、〇〇〇
商工省 元軍需省	五、〇一三、六三〇、〇〇〇	
計	三四、五三一、六七八、三〇〇	一九三、四九〇、〇〇〇

別表

臨時軍事費歳入歳出未確定金額表

歳入出所管	款	項	証明庁	金額
歳入	第一款 軍資金	第一項 軍資金	第二復員省経理局外五箇所	円 四三、一七六、五九六
歳出 大蔵省 元陸軍省	第一款 臨時軍事費	第四項 臨時軍事費	陸軍東京経理部	三、八八〇、三四
歳出 大蔵省 元海軍省	第一款 臨時軍事費	第四項 臨時軍事費	第二復員省経理局外七箇所	八九、八四五、八四八
計				九三、七三六、〇四三

資料Ⅱ

主要関係法令

一　臨時軍事費特別会計法関係

（1）臨時軍事費特別会計法

昭和一二年九月一〇日
法律第八五号

沿革　昭一三・三法二四、一七・二法六、一九・二法一四、二〇・二法一五

第一条　支那事変ニ関スル臨時軍事費ノ会計ハ一般ノ歳入歳出ト区分シ事件ノ終局迄ヲ一会計年度トシテ特別ニ之ヲ整理ス

第二条　一般会計ニ属スル陸海軍省所管ノ北支事件費及大蔵省所管ノ北支事件第一予備金並ニ其ノ財源ニ充ツベキ歳入ハ之ヲ本会計ニ移シ整理ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（2）支那事変ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行ニ関スル件中改正

〔臨時軍事費特別会計法中改正〕

昭和一三年三月二二日
法律第二四号

〔附則第二項〕

昭和十二年法律第八十五号臨時軍事費特別会計法ニ左ノ一条ヲ加フ

第三条　政府ハ臨時軍事費出納上必要アル場合ニ於テハ一時借入金ヲ為シ又ハ融通証券ヲ発行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金及融通証券ハ臨時軍事費特別会計ノ歳入ヲ以テ之ヲ償還スベシ

第一項ノ規定ニ依ル融通証券ハ国債整理基金特別会計法第二条第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ国債ト看做サズ

（3）臨時軍事費特別会計法中改正

昭和一七年二月一〇日
法律第六号

第四条　軍ノ需要充足ノ為必要アルトキ又ハ戦地ニ於ケル特別ノ事情ニ基キ必要アルトキハ本会計ニ属スル物資ヲ売払フコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行スル

軍ガ戦地ニ在ル軍需品以外ノ物資ノ取得及売払ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ取得及売払ニ関スル歳入歳出ハ当分ノ内之ヲ本会計ノ所属トス

臨時陸軍材料資金特別会計ノ年度ハ臨時陸軍材料資金特別会計法第一条ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年三月三十一日ヲ以テ終結スルモノトシ其ノ歳入歳出ノ出納ニ関スル事務ハ昭和十七年九月三十日迄ニ悉皆之ヲ完結スベシ

臨時陸軍材料資金特別会計ノ年度終結ノ際ニ於ケル同特別会計所属ノ材料及原料以外ノ物件ハ之ヲ臨時軍事費特別会計ノ所属ニ移スベシ

臨時陸軍材料資金特別会計決算上ノ現金及権利義務ハ之ヲ一般会計ニ帰属セシム

政府ハ臨時陸軍材料資金特別会計ノ歳入歳出決算ヲ調製シ昭和十六年度歳入歳出総決算ト共ニ之ヲ帝国議会ニ提出スベシ

(4) 作業会計法外十法律中改正

〔臨時軍事費特別会計法中改正〕

昭和一九年二月一四日
法律第一四号

第八条　臨時軍事費特別会計法中左ノ通改正ス

第四条中「戦地ニ於ケル」ヲ削ル

第九条　昭和十七年法律第六号中左ノ通改正ス

附則第二項中「戦地ニ在ル軍需品以外ノ物資」ノ下ニ「及戦地ニ向クル軍需品以外ノ物資」ヲ加フ

附則

第十二条　本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス〔但書以下略〕

第十三条　政府ハ海軍火薬廠又ハ海軍燃料廠ノ据置運転資本ニ不足アルトキハ臨時軍事費特別会計ヨリ臨時之ヲ補足スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ海軍火薬廠ニ在リテハ四百万円、海軍燃料廠ニ在リテハ六百万円ヲ超過スルコトヲ得ズ

(5) 金資金特別会計法外五法律中改正

〔臨時軍事費特別会計法中改正〕

昭和二〇年二月一四日
法律第一五号

第六条　臨時軍事費特別会計法中左ノ通改正ス

第四条ヲ第五条トシ第三条ヲ第四条トス

第三条　外国ニ於テ支払ヲ為ス臨時軍事費支弁ノ為ノ借入金ノ利子ハ之ヲ臨時軍時費ト看做シ本会計ノ所属トス

前項ノ借入金ノ利子ニ付テハ国債整理基金特別会計法第二条第一項ノ規定ヲ準用セズ

附則

本法〔中略〕第六条ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(6) 昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク臨時軍事費特別会計ノ終結ニ関スル件

昭和二一年二月二七日
勅令第一一〇号

第一条　臨時軍事費特別会計ノ年度ハ臨時軍事費特別会計法第一条ノ規定ニ拘ラズ昭和二十一年二月二十八日ヲ以テ終結ス

第二条　臨時軍事費特別会計ノ歳入歳出ノ出納ニ関スル事務ハ昭和二十一年六月三十日迄ニ悉皆之ヲ完結スベシ

一　臨時軍事費特別会計法関係

第三条　臨時軍事費特別会計ノ収入済歳入額ハ昭和二十一年五月三十一日迄ニ歳入事務管理庁ニ判明シタル収入済ノ金額トシ同特別会計ノ支出済歳出額ハ同日迄ニ所管大臣ニ判明シタル支出済ノ金額ヨリ資金ノ前渡ヲ受ケタル官吏ニ於ケル支払ノ同日迄ニ判明セザル金額ヲ控除シタル金額トス

臨時軍事費特別会計所属ノ歳入金又ハ歳出金ニシテ前項ニ規定スル日後ニ於テ其収納又ハ支出若ハ支払ノ判明シタル金額ハ之ヲ其ノ判明シタル年度ノ一般会計ノ歳入又ハ歳出ニ組入レ整理スベシ

第四条　臨時軍事費特別会計ニ於ケル歳計ノ剰余又ハ不足ハ之ヲ一般会計ノ所属ニ移シ整理スベシ

第五条　臨時軍事費特別会計ノ年度終結ノ際之ニ属スル権利義務ハ之ヲ一般会計ニ帰属セシム

第六条　政府ハ臨時軍事費特別会計ノ歳入歳出決算ヲ調整シ昭和二十一年度開会ノ帝国議会ノ常会ニ於テ之ヲ帝国議会ニ提出スベシ

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ歳入歳出ノ決算額ト第三条第二項ノ規定ニ依リ一般会計ノ歳入又ハ歳出ニ組入レ

整理シタル金額トノ合算額ノ計算書ヲ調整シ之ヲ歳入歳出ノ総決算ト共ニ帝国議会ニ提出スベシ

第七条　本令施行ニ関シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（7）臨時軍事費支出取扱手続の件

内閣大甲第二〇七号

昭和十二年九月九日

内閣書記官長　風見　章

大蔵、陸、海軍大臣宛

依命通牒

今回の臨時軍事費支出手続左記の通決定相成候

記

一、臨時軍事費の支出を要するときは主務大臣之が計算書を作り理由を詳記し予め大蔵大臣に内議すること

一、大蔵大臣右内議に応じたるときは主務大臣に於て支出請求書を作製し大蔵大臣に送付すること

一、大蔵大臣右請求書を受領したるときは事由を具し内閣総理大臣に送付し閣議決定の上上奏裁可を経て支出の手続を為すこと

二　北支事件特別税収入関係

特別会計ニ於ケル北支事件特別税収入ニ相当スル金額ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル件

昭和一二年八月一〇日
法律第五一号

沿革　廃止＝昭一三・三法二三号

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル特別会計ニ於ケル北支事件特別税収入ニ相当スル金額ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

関東局、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁ノ各特別会計ニ於ケル北支事件特別税収入額ヨリ徴税費ヲ控除シタル残額ニ相当スル金額ハ予算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該特別会計ヨリ一般会計ニ繰入ルルベシ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十三年一月勅令第三十九号ヲ以テ同年同月二十日ヨリ施行）

三 植民地特別会計より臨時軍事費特別会計への繰入関係

(1) 大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル為特別会計ヨリ為ス繰入金ニ関スル法律

昭和一三年三月二三日 法律第二二号

沿革 改正＝昭一七法九

政府ハ大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル為毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ通信事業、帝国鉄道、関東局、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁ノ各特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル繰入金ニ付テハ後日一般会計ヨリ之ニ相当スル金額ヲ右繰入ヲ為シタル各特別会計ニ繰入ルベシ

第一項ノ規定ニ依ル通信事業及帝国鉄道ノ各特別会計ノ繰入金ハ当該特別会計ノ資本勘定ノ歳出トス

附 則

本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(2) 関東局、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁ノ各特別会計ニ於ケル租税収入ノ一部ニ相当スル金額等ヲ臨時軍事特別会計ニ繰入ルルコトに関スル法律

昭和一三年三月二二日 法律第一三号

沿革 昭一四・三法三四、一五・三法七七、一六・三法二七、一六・一一法九〇、一七・二法五、一八・三法八、一九・二法一四

第一条 関東局、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁ノ各特別会計ニ於ケル所得税、法人資本税、砂糖消費税、取引所税出港税又ハ臨時利得税ノ今回ノ増徴ニ因ル昭和十三年度以降ノ増収額ト利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及物品税ノ創設ニ因ル昭和十三年度以降ノ収入額トノ合計額ヨリ徴税費ヲ控除シタル残額ニ相当スル金額ハ其ノ八割ヲ限リ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベシ

第二条 朝鮮総督府及台湾総督府ノ各特別会計ニ於ケル今回ノ煙草定価改正ニ因ル昭和十三年度以降ノ専売収入増加額ニ相当スル金額ハ其ノ八割ヲ限リ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベシ

第三条 関東局、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁ノ各特別会計ニ於ケル北支事件特別税収入額ヨリ徴税費ヲ控除シタル残額ニ相当スル金額ハ予算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベシ

附 則

本令施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十二年法律第五十一号ハ之ヲ廃止ス

〔参考〕

昭和十二年八月十日公布法律第五十一号ハ特別会計ニ於ケル北支事件特別税収入ニ相当スル金額ヲ一般会計ニ繰入レルコトニ関スル件ナリ

(3) 昭和十三年法律第二十三号中改正法律

昭和一四年三月二七日 法律第三四号

第一条 関東局、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁ノ各特別会計ニ於ケル所得税、法人資本税、清涼飲料税、砂糖消費税、取引所税、出港税、印紙税又ハ臨時利得税ノ昭和十三年度以降ノ増徴ニ因ル増収額及利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税、遊興飲食税又ハ遊興税ノ創設ニ因ル収入額中勅令ノ定ムル金額ハ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベシ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(4) 昭和十三年法律第二十三号中改正法律

昭和一五年三月三〇日 法律第七七号

昭和十三年法律第二十三号中左ノ通改正ス

第一条中「所得税、」ノ下ニ「営業収益税、」ヲ、「法人資本

税、」ノ下ニ「酒造税、」ヲ、「臨時利得税」ノ下ニ「及関東局及樺太庁ノ各特別会計ニ於ケル外貨債特別税、揮発油税又ハ資本利子税」ヲ加ヘ「増収額及」ヲ「増収額並ニ関東局、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁ノ各特別会計ニ於ケル特別法人税、配当税、」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（5）昭和十三年法律第二十三号中改正法律

昭和一六年三月四日 法律第二七号

昭和十三年法律第二十三号中左ノ通改正ス

第一条中「砂糖消費税、」ノ下ニ、「煙草税、」ヲ加フ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（6）昭和十三年法律第二十三号中改正法律

昭和一六年一一月二一日 法律第九〇号

昭和十三年法律第二十三号中左ノ通改正ス

第一条中「増収額」ノ下ニ「、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁ノ各特別会計ニ於ケル酒税又ハ骨牌税ノ昭和十六年度以降ノ増徴ニ因ル増収額」ヲ加フ

第二条　朝鮮総督府及台湾総督府ノ各特別会計ニ於ケル昭和十三年及同十六年ノ煙草定価改正ニ因ル昭和十三年度以降又ハ同十六年度以降ノ専売収入増加額中勅令ノ定ムル金額ハ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベシ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（7）昭和十三年法律第二十三号中改正法律

昭和一七年二月一〇日 法律第五号

昭和十三年法律第二十三号中左ノ通改正ス

第一条中「清涼飲料税、」ヲ削リ「臨時利得税及」ヲ「臨時利得税、」ニ、「酒税」ヲ「相続税」ニ改メ「資本利子税」ノ下ニ「及朝鮮総督府特別会計ニ於ケル清涼飲料税」ヲ、「骨牌税」ノ下ニ「及朝鮮総督府特別会計ニ於ケル地税、営業税、資本利子税及酒税」ヲ、「特別入場税、」ノ下ニ「電気瓦斯税、広告税、馬券税、」ヲ、「遊興税」ノ下ニ「、関東局及台湾総督府ノ各特別会計ニ於ケル清涼飲料税及関東局特別会計ニ於ケル骨牌税」ヲ加フ

第二条ノ二　関東局、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁ノ各特別会計ニ於ケル今回ノ鉄道運賃、自動車運賃又ハ通信料金ノ改正ニ因ル昭和十七年度以降ノ増収額中勅令ノ定ムル金額ハ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベシ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（8）昭和十二年法律第八十四号中改正法律

昭和一八年三月三日 法律第八四号

昭和十二年法律第八十四号中左ノ通改正ス

第一項ヲ左ノ如ク改ム

大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為必要アルトキハ政府ハ臨時軍事費特別会計ニ於ケル歳出予算額ヨリ当該特別会計ニ於ケル他会計ヨリノ受入金其ノ他ノ普通歳入ノ予定額ヲ控除シタル額ニ相当スル金額ヲ限リ公債ヲ発行シ又ハ借入金ヲ為スコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ附則第二項ノ規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十三年法律第二十三号中左ノ通改正ス

第一条　朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁及関東局ノ各特別会計ニ於ケル勅令ノ定ムル租税ノ収入額中勅令ノ定ムル金額ハ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベシ

第二条　朝鮮総督府及台湾総督府ノ各特別会計ニ於ケル勅令ノ定ムル専売事業ノ収入額中勅令ノ定ムル金額ハ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該特別会計ヨリ軍事臨時費特別会計ニ繰入ルベシ

第二条ノ二及第三条中「関東局、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁」ヲ「朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁及関東局」ニ改ム

(9) 作業会計法外十法律中改正法律

昭和一九年二月一五日
法律第一四号

第十一条　昭和十三年法律第二十三号中左ノ通改正ス

第二条ノ二　朝鮮総督府、台湾総督府及関東局ノ各特別会計ニ於ケル鉄道運賃、自動車運賃又ハ通信料金ノ収入額中勅令ノ定ムル金額ハ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベシ

附則

第十二条　本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

(10) 昭和十三年法律第二十三号第一条ノ規定ニ依リ関東局、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁ノ各特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計に繰入ルベキ金額ヲ定ムルノ件

昭和一五年三月二九日
勅令第一二七号

昭和十三年法律第二十三号第一条ノ規定ニ依リ関東局、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁ノ各特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベキ金額ハ本令ニ定ムル繰入基本額ヨリ徴税費ヲ控除シタル残額ニ相当スル金額ノ八割トス

第二条　関東局特別会計ニ於ケル繰入基本額ハ左ノ各号ノ合計額ヨリ第一種所得税及第三種所得税ノ昭和十五年度税率改正ニ因ル増収額ニ相当スル金額ノ百分ノ五十ニ相当スル金額ヲ控除シタル残額トス

一　所得税、法人資本税、外貨債特別税、揮発油税及臨時利得税ノ昭和十三年度以降ノ増徴ニ因ル増収額

二　利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税及遊興飲食税ノ創設ニ因ル収入額

第三条　朝鮮総督府特別会計ニ於ケル繰入基本額ハ左ノ各号ノ金額ノ合計額ヨリ昭和十五年度改正税率ニ依ル芸妓ノ花代ニ対スル遊興飲食税収入額ノ百分ノ二十ニ相当スル金額ヲ控除シタル残額トス

一　印紙税及個人ノ臨時利得税ノ昭和十三年度以降ノ増徴ニ因ル増収額

二　利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税及遊興飲食税ノ創設ニ因ル収入額

三　第一種所得税収入額ノ百分ノ十三・三ニ相当スル金額

四　第二種所得税収入額ノ百分ノ十ニ相当スル金額

五　第三種所得税収入額ノ百分ノ二十ニ相当スル金額

六　法人資本税収入額ノ百分ノ十六・七ニ相当スル金額

七　清涼飲料税収入額ノ百分ノ三十三・二ニ相当スル金額

八　砂糖消費税収入額ノ百分ノ十五・二ニ相当スル金額

九　取引税収入額ノ百分ノ二十四・三ニ相当スル金額

十　出港税収入額ノ百分ノ四十四・六ニ相当スル金額

十一　法人ノ臨時利得税収入額ノ百分ノ七十九・三ニ相当スル金額

十二　特別法人税収入額ノ百分ノ二十ニ相当スル金額

第四条　台湾総督府特別会計ニ於ケル繰入基本額ハ左ノ各号ノ金額ノ合計額トス

一　第二種所得税及印紙税ノ昭和十三年度以降ノ増徴ニ因ル増収額

二　特別法人税、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税及遊興飲食税ノ創設ニ因ル収入額

三　植民地特別会計より臨時軍事費特別会計への繰入関係

因ル収入額

三　第一種所得税収入額ノ百分ノ十八・五ニ相当スル金額

四　第三種所得税収入額ノ百分ノ十二ニ相当スル金額

五　法人資本税収入額ノ百分ノ十六・七ニ相当スル金額

六　砂糖消費税収入額ノ百分ノ十八・八ニ相当スル金額

七　出港税収入額ノ百分ノ十八・九ニ相当スル金額

八　臨時利得税収入額ノ百分ノ四十四・一ニ相当スル金額

九　配当税収入額ノ百分ノ五十・三ニ相当スル金額

第五条　樺太庁特別会計ニ於ケル繰入基本額ハ左ノ各号ノ金額ノ合計額ヨリ鉱産税廃止ニ因ル減収額ニ相当スル金額ヲ控除シタル残額トス

一　所得税、営業収益税、資本利子税、法人資本税、酒造税、砂糖消費税、出港税、印紙税及臨時利得税ノ昭和十三年度以降ノ増徴ニ因ル増収額

二　特別法人税、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税及遊興飲食税ノ創設ニ因ル収入額

附　則

本令ハ昭和十五年法律第七十七号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(12)　昭和十六年勅令第三百三号中改正ノ件

昭和一六年一一月一八日
勅令第九八七号

昭和十六年勅令第三百三号中左ノ通改正ス

第二条第一号中「外貨債特別税、」ノ下ニ「煙草税、」ヲ、同条第二号中「利益配当税」ノ上ニ「特別法人税、」ヲ加フ

附　則

本令ハ昭和十六年法律第二十七号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(13)　昭和十六年勅令第三百三号中改正ノ件

昭和一七年三月二七日
勅令第二四九号

昭和十六年勅令第三百三号中左ノ通改正ス

第一条中「本令」ヲ「第二条乃至第五条」ニ改ム

第三条中「昭和十五年度改正税率ニ依ル」ヲ削リ同条第一号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

一ノ二　酒税及骨牌税ノ昭和十六年度以降ノ増徴ニ因ル増収額

附　則

第四条第一号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ同条第二号中「及遊興税」ヲ「、遊興税及遊興飲食税」ニ改ム

一ノ二　骨牌税ノ昭和十六年度以降ノ増徴ニ因ル増収額

第五条第一号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

一ノ二　骨牌税ノ昭和十六年度以降ノ増徴ニ因ル増収額

第六条　昭和十三年度法律第二十三号第二条ノ規定ニ依リ朝鮮総督府及台湾総督府ノ各特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベキ金額ハ第七条及第八条ニ定ムル繰入基本額ノ八割ニ相当スル金額トス

第七条　朝鮮総督府特別会計ニ於ケル繰入基本額ハ左ノ各号ノ金額ノ合計額ヨリ昭和十六年ノ葉煙草賠償価格改正ニ因ル賠償金増加額ニ相当スル金額ヲ控除シタル残額トス

一　昭和十三年ノ煙草定価改正ニ因ル昭和十三年度以降ノ専売収入増加額

二　昭和十六年ノ煙草定価改正ニ因ル昭和十六年度以降ノ専売収入増加額

三　植民地特別会計より臨時軍事費特別会計への繰入関係

第八条　台湾総督府特別会計ニ於ケル繰入基本額ハ左ノ各号ノ金額ノ合計額トス

一　昭和十三年ノ煙草定価改正ニ因ル昭和十三年度以降ノ専売収入増加額

二　昭和十六年ノ煙草定価改正ニ因ル昭和十六年度以降ノ専売収入増加額

附　則

本令ハ昭和十六年法律第九十号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(14)　昭和十六年勅令第三百三号中改正ノ件

昭和一八年三月二六日
勅令第二〇五号

第一条　昭和十三年法律第二十三号第一条ノ規定ニ依リ朝鮮総督府特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベキ金額ハ第一号及第二号ニ定ムル金額ヨリ徴税費ヲ控除シタル残額ノ八割、第三号及第四号ニ定ムル金額ヨリ徴税費ヲ控除シタル残額ノ五割並ニ第五号ニ定ムル金額ノ四割ニ相当スル金額ノ合計額トス

一　第一種所得税収入額ノ百分ノ十・七、第二種所得税収入額ノ百分ノ六、第三種所得税収入額ノ百分ノ十六・五、法人資本税収入額ノ百分ノ十六・七、清涼飲料税収入額

ノ百分ノ三十三・二、砂糖消費税収入額ノ百分ノ十五・二、取引税収入額ノ二十四・三、出港税収入額ノ百分ノ四十四・六、印紙税収入額ノ百分ノ二十五・九、法人ノ臨時利得税収入額ノ百分ノ六十四・六、個人ノ臨時利得税収入額ノ百分ノ八十一・二、特別法人税収入額ノ百分ノ十一、物品税収入額ノ百分ノ八十四・八及遊興飲食税収入額ノ百分ノ九十三・三ニ相当スル金額

二　利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及建築税ノ収入額

三　第一種所得税収入額ノ百分ノ十五・六、第二種所得税収入額ノ百分ノ三十一・九、第三種所得税収入額ノ百分ノ十三・九、地税収入額ノ百分ノ十一・八、営業税収入額ノ百分ノ十六・九、資本利子税収入額ノ百分ノ二十九・七、相続税収入額ノ百分ノ七・四、印紙税収入額ノ百分ノ二十九・二、法人ノ臨時利得税収入額ノ百分ノ十八・八、特別法人税収入額ノ百分ノ四十五・二、馬券税収入額ノ百分ノ三十二・七及物品税収入額ノ百分ノ三・九ニ相当スル金額

四　電気瓦斯税及広告税ノ収入額

五　酒税収入額ノ百分ノ十六・七及骨牌税収入額ノ百分ノ四十四・四ニ相当スル金額

第二条　昭和十三年法律第二十三号第一条ノ規定ニ依リ台湾総督府特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベキ金額ハ第一号及第二号ニ定ムル金額ヨリ徴税費ヲ控除シタル残額ノ八割、第三号及第四号ニ定ムル金額ヨリ徴税費ヲ控除シタル残額ノ五割並ニ第五号ニ定ムル金額ノ五割五分ニ相当スル金額ノ合計額トス

一　第一種所得税収入額ノ百分ノ十四、第三種所得税収入額ノ百分ノ八・八、法人資本税収入額ノ百分ノ十六・七、砂糖消費税収入額ノ百分ノ十八・八、出港税収入額ノ百分ノ十八・九、印紙税収入額ノ百分ノ十六・一、臨時利得税収入額ノ百分ノ三十六・二、特別法人税収入額ノ百分ノ五十一及配当税収入額ノ百分ノ三十二・九ニ相当スル金額

二　利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税、遊興税及遊興飲食税ノ収入額

三　第一種所得税収入額ノ百分ノ二十四・二、第二種所得税収入額ノ百分ノ四十七・七、第三種所得税収入額ノ百分ノ二十六・九、印紙税収入額ノ百分ノ四十一・二、臨時利得税収入額ノ百分ノ十七・九、特別法人税収入額ノ百分ノ四十九及配当税収入額ノ百分ノ三十四・五ニ相当スル金額

四　清涼飲料税、広告税及馬券税ノ収入額

五　骨牌税収入額ノ百分ノ五十ニ相当スル金額

第三条　昭和十三年法律第二十三号第一条ノ規定ニ依リ樺太庁特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベキ金額ハ左ノ各号ニ定ムル金額ノ合計額ヨリ徴税費ヲ控除シタル残額ノ八割ニ相当スル金額トス

一　所得税、営業収益税、資本利子税、法人資本税、相続税、砂糖消費税、出港税、印紙税及臨時利得税ノ昭和十三年度以降ノ増徴ニ因ル増収額ヲ控除シタル残額

二　酒造税ノ昭和十五年度及同十六年度ノ増徴ニ因ル増収額

三　骨牌税ノ昭和十六年度以降ノ増徴ニ因ル増収額

四　特別法人税、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、広告税、馬券税、物品税、建築税及遊興飲食税ノ収入額

第四条　昭和十三年法律第二十三号第一条ノ規定ニ依リ関東局特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベキ金額ハ左ノ各号ニ定ムル金額ノ合計額ヨリ徴税費ヲ控除シタル残額ノ八割ニ相当スル金額トス

一　所得税、法人資本税、外貨債特別税、煙草税、揮発油税及臨時利得税ノ昭和十三年度以降ノ増徴ニ因ル増収額ヨリ第一種所得税及第三種所得税ノ昭和十五年度税率改正ニ因ル増収額ニ相当スル金額ノ百分ノ五十ニ相当スル金額ヲ控除シタル残額

二　特別法人税、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、清涼飲料税、骨牌税、広告税、馬券税、物品税、建築税及遊興飲食税ノ収入額

三　植民地特別会計より臨時軍事費特別会計への繰入関係

第五条　昭和十三年法律第二十三号第二条ノ規定ニ依リ朝鮮総督府及台湾総督府ノ各特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベキ金額ハ夫々左ノ各号ニ定ムル金額トス

一　朝鮮総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル昭和十三年ノ煙草定価改正ニ因ル昭和十三年度以降ノ専売収入増加額ノ八割ニ相当スル金額及昭和十六年ノ煙草定価改正ニ因ル昭和十六年度以降ノ専売収入増加額ヨリ昭和十六年ノ葉煙草賠償価格改正ニ因ル賠償金ノ増加額ヲ控除シタル残額ノ四割ニ相当スル金額ノ合計額

二　台湾総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル昭和十三年ノ煙草定価改正ニ因ル昭和十三年度以降ノ専売収入増加額ノ八割ニ相当スル金額及昭和十六年ノ煙草定価改正ニ因ル昭和十六年度以降ノ専売収入増加額ヨリ昭和十六年ノ葉煙草賠償価格改正ニ因ル賠償金ノ増加額ヲ控除シタル残額ノ五割五分ニ相当スル金額ノ合計額

第六条　昭和十三年法律第二十三号第二条ノ二ノ規定ニ依リ朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁及関東局ノ各特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベキ金額ハ夫々左ノ各号ニ定ムル金額トス

一　朝鮮総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル昭和十七年ノ鉄道運賃及通信料金ノ改正ニ因ル昭和十七年度以降ノ増収額ノ五割ニ相当スル金額

二　台湾総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル昭和十七年ノ鉄道運賃、自動車運賃及通信料金ノ改正ニ因ル昭和十七年度以降ノ増収額ノ五割ニ相当スル金額

三　樺太庁特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル昭和十七年ノ鉄道運賃及通信料金ノ改正ニ因ル昭和十七年度以降ノ増収額ノ六割ニ相当スル金額

四　関東局特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル昭和十七年ノ通信料金ノ改正ニ因ル昭和十七年度以降ノ増収額ノ八割ニ相当スル金額

附則

本令ハ昭和十七年法律第五号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(15)　昭和十八年勅令第二百五号中改正ノ件

昭和一九年三月二四日
勅令第一四九号

第一条　昭和十三年法律第二十三号第一条ノ規定ニ依リ朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁及関東局ノ各特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベキ金額ハ夫々左ノ各号ニ定ムル金額トス

一　朝鮮総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル所得税、法人資本税、地税、営業税、資本利子税、利益配当税、公債及社債利子税、相続税、建築税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、物品税、遊興飲食税、取引所税、取引税、通行税、入場税、特別入場税、出港税、馬券税、電気瓦斯税、広告税、特別行為税、印紙税、骨牌税、臨時利得税及特別法人税ノ収入額ノ二割七分ニ相当スル金額

二　台湾総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル所得税、配当税、特別法人税、法人資本税、砂糖消費税、清涼飲料税、広告税、馬券税、出港税、特別行為税、印紙税、骨牌税、臨時利得税、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税及遊興飲食税ノ収入額ノ四割八分ニ相当スル金額

三　樺太庁特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル所得税、営業収益税、酒造税、出港税、砂糖消費税、資本利子税、法人資本税、相続税、外貨債特別税、揮発油税、印紙税、骨牌税、臨時利得税、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税、遊興飲食税、特別法人税、馬券税、広告税及特別行為税ノ収入額ノ五割ニ相当スル金額

四　関東局特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル所得税、法人資本税、外貨債特別税、酒税、煙草税、揮発油税、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税、遊興飲食税、清涼飲料税、骨牌税、馬券税、広告税、特別行為税、臨時利得税及特別法人税ノ収入額ノ五割三分ニ相当スル金額

第二条　昭和十三年法律第二十三号第二条ノ規定ニ依リ朝鮮総督府及台湾総督府ノ各特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベキ金額ハ夫々左ノ各号ニ定ムル金額トス

一　朝鮮総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル煙草専売事業ノ昭和十三年、同十六年及同十八年ノ煙草定価改正ニ因ル昭和十八年度以降ノ増収額ヨリ昭和十六年

及同十八年ノ葉煙草賠償価格改正ニ因ル昭和十八年度以降ノ賠償金ノ増加額ヲ控除シタル残額ノ五割ニ相当スル金額

二　台湾総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル煙草専売事業ノ昭和十三年、同十六年及同十八年ノ煙草定価改正ニ因ル昭和十八年度以降ノ増収額ヨリ昭和十六年及同十八年ノ葉煙草賠償価格改正ニ因ル昭和十八年度以降ノ賠償金ノ増加額ト昭和十八年ノ内地製造煙草購買価格改正ニ因ル昭和十八年度以降ノ購買費ノ増加額トノ合計額ヲ控除シタル残額ノ八割ニ相当スル金額

第三条　昭和十三年法律第二十三号第二条ノ二ノ規定ニ依リ朝鮮総督府、台湾総督府及関東局ノ各特別会計ヨリ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルベキ金額ハ夫々左ノ各号ニ定ムル金額トス

一　朝鮮総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル昭和十七年ノ鉄道運賃及通信料金ノ改正ニ因ル昭和十八年度以降ノ増収額ノ八割ニ相当スル金額

二　台湾総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル昭和十七年ノ鉄道運賃、自動車運賃及通信料金ノ改正ニ因ル昭和十八年度以降ノ増収額ノ八割ニ相当スル金額

三　関東局特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル昭和十七年ノ通信料金ノ改正ニ因ル昭和十八年度以降ノ増収額ノ八割ニ相当スル金額

附　則

本令ハ昭和十八年法律第八号附則第二項ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁及関東局ノ各特別会計ニ於ケル昭和十七年度以前ノ収入済額ニシテ臨時軍事費特別会計ヘノ繰入ヲ終ラザルモノノ繰入ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

(16)　昭和十九年勅令第百四十九号中改正ノ件

昭和二〇年三月二四日
勅令第一二九号

昭和十九年勅令第百四十九号中左ノ通改正ス

第一条第一号中「及特別法人税ノ収入額ノ二割七分」ヲ「、特別法人税、事業税及取引所特別税ノ収入額ノ三割八分」ニ、同条第二号中「四割八分」ヲ「五割四分」ニ改メ同条第三号中「外貨債特別税、揮発油税、」ヲ削リ「出港税」ヲ「酒類出港税」ニ、「及特別行為税ノ収入額ノ五割」ヲ「、特別行為税、市街宅地税、登録税、織物消費税、酒税及清涼飲料税ノ収入額ノ五割七分」ニ改メ同条第四号中「外貨債特別税、」ヲ削リ「及特別法人税ノ収入額ノ五割三分」ヲ「特別法人税及地租ノ収入額ノ六割」ニ改ム

第二条第一号及第二号ヲ左ノ如ク改ム

一　朝鮮総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル煙草専売事業ノ収入額ノ三割二分ニ相当スル金額

二　台湾総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル煙草専売事業ノ収入額ノ二割六分ニ相当スル金額

第三条第一号乃至第三号ヲ左ノ如ク改ム

一　朝鮮総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル鉄道旅客収入額ノ三割及通信収入額（大蔵大臣ノ定ムル額ヲ除ク以下同ジ）ノ二割三分ニ相当スル金額

二　台湾総督府特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル鉄道客車収入額及自動車収入額ノ二割一分並ニ通信収入額ノ一割七分ニ相当スル金額

三　関東局特別会計ニ於テハ当該特別会計ニ於ケル通信収入額ノ二割ニ相当スル金額

附則第二項中「昭和十七年度」ヲ「昭和十八年度」ニ改ム

附　則

本令ハ昭和十九年法律第十四号第十一条ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四　軍事費献納金関係

（1）軍事費献納金に関する件

昭和一二年八月二〇日（総理、大蔵）
内閣大甲一八八（大臣副署）

非常時局ニ際シ国民ヨリ軍事費ニ充ツル為献納ヲ願出ツル者アルトキハ其ノ篤志ヲ容レ国庫ニ収入スルコトヲ致度

理由書

今回ノ北支事変ニ際シ国民ヨリ軍事費ニ充ツルノ趣旨ヲ以テ金銭ノ献納ヲ申出ヅルモノアリ然ルニ御国恩冥加ノ為ノ献納金ニ関シテハ明治五年一月太政官布告第十七号ニ依リ一般的ニハ禁止セラルル所ナルモ特定ノ用途ヲ指定シテ願出ヅルモノニシテ弊害ナキモノニ付テハ国民ノ篤志ヲ容レ収入スルハ敢テ禁ズル処ニ無之且日清戦争、北支事変、日露戦争、日独戦争及満州事変ノ際ニ於テハ国家非常ノ場合トシテ斯ル献納金ヲ国庫ニ収納シタルノ先例アリ而シテ満州事変ニ対シ軍事費ニ充ツル為ノ献金ハ今ニ其ノ跡ヲ絶タズ彼等ハ何レモ国家非常ノ場合ニ於テ軍事費多端ノ折柄其ノ一端ニ充ツルノ赤誠ヨリ出デタルモノニ有之今回ノ北支事変ニ対スル献金モ亦同様ノ趣旨ト認メラルルニ依リ満州事変ニ対スルモノナルト北支事変ニ対スルモノナルト其ノ名義ノ如何ヲ問ハズ非常時局ニ際シ軍事費ニ充ツルノ趣旨ヲ以テスルモノニ限リ総テ軍事費献納金トシテ之ヲ国庫ニ受入ルルヲ妥当ト認ムルニ由ル

内閣大甲第一八八号

昭和十二年八月二十四日

内閣総理大臣公爵　近衛　文麿

大蔵大臣　加屋　興宣　殿

指令

昭和十二年八月二十日　官房秘第一六九号

非常時局ニ際シ国民ヨリ軍事費ニ充ツル為献納ヲ願出ツル者アルトキハ其ノ篤志ヲ容レ国庫ニ収入スルノ件議題ノ通

（2）陸軍恤兵金品出納規程

昭和一二年九月三日
陸達第四二号

第一条　陸軍恤兵部ニ於ケル恤兵金品ノ出納保管ハ本達ニ依ル

本達ニ規定ナキ事項ハ会計ニ関スル一般ノ規定ヲ準用ス

第二条　恤兵金品及其ノ果実ハ従軍軍人軍属若ハ其ノ家族又ハ遺族ノ救恤ノ資ニ充ツ但シ時宜ニ依リ軍馬又ハ軍用動物ヲ慰恤スルノ資ニ充ツルコトヲ得

第三条　恤兵金ノ収支ハ科目ヲ設ケテ之ニ依ルベシ

前項ノ科目ハ恤兵監之ヲ定ム

第四条　恤兵監ハ恤兵金ノ使用計画ヲ調整シ陸軍大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五条　恤兵金品ノ出納保管ニ係ル事務ハ恤兵監之ヲ指揮監督ス

第六条　恤兵監ハ毎旬恤兵金品ノ出納高及現在高ヲ陸軍大臣ニ報告スベシ

第七条　恤兵監ハ恤兵金品ノ出納保管ヲ為サシムル為陸軍恤兵部部員ニ恤兵金品出納官吏ヲ命ズベシ

第八条　陸軍恤兵部ノ会計事務ノ監督ハ陸軍省経理局長之ヲ行フ

第九条　陸軍省経理局長ハ前条ノ監督ノ為所要ノ監査ヲ為スコトヲ得

第十条　恤兵金出納官吏陸軍省経理局長ノ検査ヲ受クル為毎月出納計算書ヲ調整シ証憑書類ヲ添ヘ翌月十五日迄ニ陸軍省経理局ニ提出スベシ

第十一条　恤兵金ヲ郵便局及日本銀行以外ニ預託セントスルトキハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十二条　水火盗難其ノ他ノ事故ニ因リ恤兵金品ニ異常アリタルトキハ恤兵監ハ直ニ之ヲ調査シ其ノ状況ヲ陸軍大臣ニ報告シ且陸軍省経理局長ニ通報スベシ

前項ノ場合ニ於テハ陸軍省経理局長ハ臨時ニ検査員ヲ命ジ所要ノ検査ヲ為サシムベシ

第十三条　前各条ニ定ムルモノノ外恤兵金ノ出納保管、検査及証明ニ付テハ歳入歳出外現金出納官吏ニ係ル規定ヲ適用シ恤兵品ノ出納保管、検査及証明ニ付テハ物品会計官吏ニ係ル規定ヲ準用ス

第十四条　恤兵監ハ恤兵金品ノ取扱ニ関スル細則ヲ定メ陸軍大臣ニ報告スベシ

第十五条　陸軍恤兵部ヲ設置セザル間陸軍恤兵部ノ業務ハ陸軍大臣官房、恤兵監ノ業務ハ陸軍省高級先任ノ副官、陸軍

恤兵部部員ノ業務ハ陸軍大臣官房附将校ヲシテ之ヲ掌ラシムヘシ

(3) 恤兵金出納規程

明治三三年八月一一日
海達第一四一号

沿革　昭一八法一七二　改正

第一条　恤兵金ハ軍人ヲ慰恤スルヲ目的トシテ従軍者ニ物品ヲ補給シ其他軍人共済ノ資金ニ充ツ

第二条　恤兵金ハ歳入歳出外現金トシ取扱フモノトス

第三条　恤兵金ノ出納ハ経理局課員ヲ出納官吏トシ経理局長ヲシテ之ヲ指揮監督セシム

第四条　経理局長ハ第一条ノ目的ヲ果スカ為メ出納官吏ヲシテ軍人慰恤ノ目的ヲ以テ組織スル社団ノ代表者ニ恤兵金ヲ交付セシム但該社団ハ海軍大臣ノ認可ヲ経テ経理局長之ヲ指定ス

第五条　経理局長必要ト認ムルトキハ社団ニ対シ資金ノ目的若クハ補給物品ノ種類ヲ指定シ若クハ制限スルコトヲ得

第六条　経理局長ハ恤兵金ヲ交付シタル社団ヲシテ交付金額ヲ物品補給資金ト軍人共済資金トニ区分シ其実況ヲ報告セシムヘシ

第七条　経理局長ハ必要ニ応ジ地方所在ノ海軍官衙ノ職員ヲ分任出納官吏トシ恤兵金ノ出納ニ関スル事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

第七条ノ二　分任出納官吏ハ当該官衙ノ長之ヲ監督スルト共ニ会計事務ニ関シテハ海軍会計監督規程ノ定ムル所ニ従ヒ海軍経理部長之ヲ監督スベシ

第八条　出納官吏ハ現金出納簿ヲ設ケ其受払ヲ登記スヘシ

第九条　出納官吏現金ヲ出納スルトキハ別紙書式ノ用票ニ出納監督官ノ検印ヲ得テ出納スヘシ

第十条　出納官吏ハ其執行シタル出納ニ対シ経理局ノ検査判決ヲ受クル為メ年度経過後二箇月以内ニ出納計算書ヲ作リ証憑書類ヲ添ヘ経理局ニ送付スヘシ

出納官吏交替ヲ為シタルトキハ前任官吏死亡其ノ他ノ事故ニ由リ自身計算書ヲ調製スルコト能ハサルトキハ臨時命セラレタル官吏計算書ヲ作リ交替又ハ命ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ前項ノ手続ヲ為スヘシ

第十一条　天災其他ノ事故ニ依リ保管ノ金銭ニ損失ヲ生シタルトキハ出納官吏其ノ事由ヲ詳記シ出納監督官ニ報告シ該官ハ之ヲ海軍大臣ニ具申スヘシ此ノ場合ニ於テ出納官吏負担ノ責ヲ免ルヘキ理由アリト思料シタルトキハ計算書ヲ調製シ証書憑類ヲ添ヘ経理局ニ送付スヘシ

第十二条　出納官吏ニ於テ受領シタル現金ハ保管物取扱規程ニ依リ之ヲ金庫ニ寄托スヘシ此場合ニ於テハ経理局若クハ鎮守府経理部ヲ取扱官庁トシ経理局長若クハ鎮守府経理部長ヲ取扱主任トス

第十三条　現金出納計算書ノ書式及ヒ証明ニ関スル事項ハ会計検査院ニ於テ定ムル所ノ歳入歳出外現金出納証明規程ニ依ル

(書式省略)

(4) 支那事変ニ関スル国防献品ヲ目的トスル寄附金ノ出納保管ニ関スル件

昭和一二年一〇月九日(総理、海軍、陸軍、大蔵大臣閣議)
勅令第五八五号

陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ支那事変ニ関スル国防献品ヲ目的トスル寄附金ノ出納保管ヲ為スコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(5) 国防献金品出納規程

昭和一二年一〇月二九日
陸達第五三号

第一条　陸軍ニ於ケル国防献金品ノ出納保管ハ本達ニ依ル

本達ニ規定ナキ事項ハ会計ニ関スル一般ノ規定ヲ準用ス

第二条　国防献金及其ノ果実ハ寄附者ノ意志ニ基キ軍需品調達ノ資ニ充ツルモノトス但シ果実ニ限リ其ノ一部ヲ命名式等ノ費用ニ充当スルコトヲ得

第三条　国防献金品ノ出納保管ニ係ル事務ハ陸軍大臣官房ニ於テ之ヲ行フ

第四条　陸軍省副官(高級先任ノ副官ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ハ国防献金ノ使用計画ヲ調製シ陸軍大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五条　国防献金ノ出納保管ニ係ル事務ハ陸軍省副官之ヲ指揮監督ス

第六条　陸軍省副官ハ国防献金品ノ出納保管ヲ為サシムル為

陸軍大臣官房附将校ニ国防献金品出納官吏ヲ命ズベシ

第七条　陸軍省副官ハ毎月国防献金ノ出納高及現在高ヲ陸軍大臣ニ報告スベシ

第八条　国防献金品ニ関スル会計事務ノ監督ハ陸軍省経理局長之ヲ行フ

第九条　陸軍省経理局長ハ前条ノ監督ノ為所要ノ検査ヲ為スコトヲ得

第十条　国防献金出納官吏ハ陸軍省経理局長ノ検査ヲ受クル為毎月出納計算書ヲ調製シ証憑書類ヲ添ヘ翌月十五日迄ニ陸軍省経理局長ニ提出スベシ

第十一条　国防献金ヲ郵便局及日本銀行以外ニ預託セントスルトキハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十二条　水火盗難其ノ他ノ事故ニ依リ国防献金品ニ異常アリタルトキハ陸軍省副官ハ直ニ之ヲ調査シ其ノ状況ヲ陸軍大臣ニ報告シ且陸軍経理局長ニ通報スベシ

前項ノ場合ニ於テハ陸軍省経理局長ハ臨時ニ検査員ヲ命ジ所要ノ検査ヲ為サシムベシ

第十三条　国防献金ヲ以テ調達シタル物品ヲ交付スベキ部隊ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第十四条　前各条ニ定ムルモノノ外国防献金ノ出納保管、検査及証明ニ付テハ歳入歳出外現金出納官吏ニ係ル規定ヲ適用シ物品ノ出納保管、検査証明ニ付テハ物品会計官吏ニ係ル規定ヲ準用ス

第十五条　軍司令部、師団司令部及聯隊区司令部ハ必要ニ応ジ一時国防献金品ノ出納保管ニ係ル事務ヲ取扱フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ当該部隊ニ国防献金品出納官吏ヲ置クモノトス

第十六条　前条ノ場合ニ於テハ第十四条ノ規程ヲ適用スルノ外ハ会計ニ関スル一般ノ規程ヲ準用ス

第十七条　国防献金品ノ出納保管ニ関スル細則ハ陸軍省副官之ヲ定ム

五　軍事公債関係

(1)　北支事件ニ関スル経費支弁ノ為公債発行ニ関スル件

昭和一二年七月二九日
法律第四九号

改正　昭一二・八法五〇

北支事件ニ関スル経費支弁ノ為政府ハ九千六百万円ヲ限リ公債ヲ発行シ又ハ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債ノ発行価格差減額ヲ補塡スル為必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ発行シ又ハ借入金ヲ為スコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔備考〕

本法による公債発行限度は昭和十二年八月法律第五十号による四億六百二十万円に増額された。

(2)　支那事変ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行ニ関スル件

昭和一二年九月九日
法律第八四号

改正　昭一三・三法二四、一四・三法一七、一五・三法五、一六・二法一、一六・三法三三、一六・一一法八九、一六・一二法九五、一七・二法三、一七・三法九「支那事変に関する……」を「大東亜戦争に関する……」と改称、一八・三法八

支那事変ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為政府ハ二十億二千二百七十万円ヲ限リ公債ヲ発行シ又ハ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債ノ発行価格差減額ヲ補塡スル為必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ発行シ又ハ借入金ヲ為スコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔備考〕

本法による公債発行限度（借入金を含む）は次のとおり増額された。

昭一三・三法二四……六十四億七千六百二十万円
昭一四・三法一七……百四億三十万円
昭一五・三法五……百四十億七千四百二十万円
昭一六・二法一……百五十億七千八十万円
昭一六・三法三三……百九十億四千九百万円
昭一六・一一法八九…二百二十六億千九百万円
昭一六・一二法九五…二百五十四億千九百万円
昭一七・二法三……三百九十四億千九百五十万円

（3） 大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行ニ関スル件中改正

昭和一八年三月三日
法律第八号

第一項ヲ左ノ如ク改ム

大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為必要アルトキハ政府ハ臨時軍事費特別会計ニ於ケル歳出予算額ヨリ当該特別会計ニ於ケル他会計ヨリノ受入金其ノ他ノ普通歳入ノ予定額ヲ控除シタル額ニ相当スル金額ヲ限リ公債ヲ発行シ又ハ借入金ヲ為スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔附則第一項但書および第二項略〕

六 臨時陸軍材料資金特別会計関係

（1） 臨時陸軍材料資金特別会計法

昭和一四年四月一日
法律第五四号

改正 昭一六法三四、一七法九

第一条 大東亜戦争ニ際シ勅令ノ定ムル所ニ依リ事変地ニ在ル軍需品ノ材料及原料ヲ取得スル為其ノ資本トシテ臨時陸軍材料資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ会計ト区分シ事件ノ終局迄ヲ一会計年度トシテ特別会計ヲ設置ス

第二条 臨時陸軍材料資金ハ千万円トシ一般会計ヨリ繰入ルルモノトス

第三条 臨時陸軍材料資金ニ不足ヲ生ジタトキハ借入金ヲ為シ一時之ヲ補足スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ一億円ヲ超越スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ニ代ヘ国庫余裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

第四条 本会計ニ属スル材料及原料ヲ使用スルトキハ陸軍省所管経費ヲ以テ之ヲ購入スベシ但シ必要アル場合ニ於テハ政府以外ノ者ニ対シテ之ヲ売払フコトヲ妨ゲズ

第五条 本会計ノ収入支出ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（2） 臨時陸軍材料資金特別会計規則

昭和一四年五月三一日
勅令第三四九号

第一条 本会計ニ於テハ其ノ保有ニ係ル材料及原料（以下単ニ材料ト称ス）ノ売払代金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ材料及材料ヲ取得スル為之ト交換スル物品（以下交換用物品ト称ス）ノ買入代金並ニ附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二条 臨時陸軍材料資金ヲ以テ材料ヲ取得シ得ルハ事変地ニ於テ之ヲ取得スル場合ニシテ且軍ニ非ザレバ之ヲ取得スルコト困難ナル場合ニ限ル

前項ノ材料ノ種類ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第三条　材料ノ取得ニ際シ買入ノ方法ニ依ルコト困難ナル場合ニ於テハ交換ノ方法ニ依ルコトヲ得

第四条　前項ノ規定ニ依リ交換ヲ為サントスル場合ニ於テハ陸軍大臣ノ指定スル交換価格ニ依ルベシ但シ陸軍大臣必要アリト認ムルトキハ他ノ官吏ニ交換価格ノ指定ヲ委任スルコトヲ得

前項ノ交換価格ハ交換ニ依リ取得セントスル材料ニ在リテハ現地ニ於ケル市価ヲ参酌シ、交換用物品ニ在リテハ第十一条ノ規定ニ準ジ之ヲ定ムベシ

第五条　本会計ニ於テハ資金ニ属スル現金額及収入済歳入額ヲ以テ支払元受高トシ歳出ヲ支出スルハ此ノ支払元受高ヲ超越スルコトヲ得ズ

第六条　臨時陸軍材料資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ陸軍大臣ハ大蔵大臣ニ対シ一時借入又ハ国庫余裕金ノ繰替使用ニ依リ一時之ヲ補足センコトヲ請求スベシ

第七条　陸軍大臣ハ本会計ニ関スル一切ノ事務ヲ陸軍省経理局長ヲシテ執行セシムルコトヲ得但シ陸軍大臣必要アリト認ムルトキハ他ノ官吏ヲシテ其ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第八条　買入ノ方法ニ依リ取得シタル材料及交換用物品ノ原価ハ其ノ買入代金ヲ以テ之ヲ計算スベシ

第九条　交換ノ方法ニ依リ取得シタル材料ノ原価ハ交換価格ヲ以テ之ヲ計算スベシ

第十条　材料及交換用物品が市価ノ低落又ハ毀損変質等ニ因リ其ノ価格ヲ減ジタルトキハ毎年三月三十一日ニ於ケル市価ニ依リ其ノ価格ヲ改定スベシ

第十一条　材料ノ売払価格ハ原価ニ附属諸費及損減歩合ヲ加ヘ市価ヲ参酌シタル価格ニ依ル

第十二条　交換用物品ノ買入又ハ材料ノ売払ヒヲ為ス場合ニ於テハ随意契約ニ依ルコトヲ得

第十三条　本会計ニ於テハ歳入ノ収入済額、収入未済額、資金ニ属スル現金額、代価支出済材料及交換用物品ノ価格、交換ニ依リ取得シタル材料ノ価格並ニ代価支出済未収材料及交換用物品ノ価格ヲ以テ其ノ受入トシ歳出ノ支出済額、支出未済額、資金額、前受金ノ精算未済額、売払代収入済材料ノ価格、売払代収入未済既出材料ノ価格、交換ノ為払出シタル物品ノ価格並ニ損失ニ帰シタル材料及交換用物品ノ価格ヲ以テ其ノ払出ト為スベシ

第十四条　陸軍兵備品会計規則中出師準備品ニ関スル規定ハ本会計ニ於テ取得シタル材料及交換用物品ノ取扱ニ付之ヲ準用ス

第十五条　陸軍省経理局ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ本会計ニ関スル一切ノ計算ヲ登記スベシ

第十六条　支出官ハ支出簿ノ外支払元受高差引簿ヲ備ヘ支払元受高、支出済額及残額ヲ登記スベシ

第十七条　陸軍省経理局ハ歳出簿ノ外支払元受高差引簿ヲ備ヘ支払元受高、支払済額及残額ヲ登記スベシ但シ支出官一人ナル場合ニ於テハ支払元受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得

第十八条　本令ニ規定セザル事項ニ関シテハ会計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

（3）臨時陸軍材料資金特別会計ノ終結ニ関スル件

六　臨時陸軍材料資金特別会計関係

昭和一七年五月一六日
勅令第五一〇号

第一条　臨時陸軍材料資金特別会計ノ歳入金ヲ日本銀行ニ於テ受入ルルハ昭和十七年五月三十一日限トス但シ出納官吏ヨリ其ノ領収シタル歳入金ノ払込アリタルトキハ昭和十七年六月三十日迄之ガ受入ヲ為スコトヲ得

臨時陸軍材料資金特別会計ノ歳出金ヲ日本銀行ニ於テ支払フハ昭和十七年六月三十日限トス

第二条　臨時陸軍材料資金特別会計ノ歳入金ヲ出納官吏又ハ出納員ニ於テ収納スルハ昭和十七年五月三十日限トス

第三条　臨時陸軍材料資金特別会計ニ於テ定額戻入ヲ為スハ昭和十七年五月三十一日限トス

第四条　臨時陸軍材料資金特別会計ノ経費ヲ精算シテ小切手ヲ振出スハ昭和十七年五月三十一日限トス

第五条　臨時陸軍材料資金特別会計ノ小切手振出済金額中昭和十七年六月三十日迄ニ支払ヲ了セザル金額ニ相当スル資金ハ昭和十七年法律第六号附則第五項ノ決算上ノ現金ニ組入レズ之ヲ繰越整理スベシ

第六条　所管大臣ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ臨時陸軍材料資金特別会計歳入歳出ノ決定計算書ヲ調製シ昭和十七年九月三十日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ

第七条　大蔵大臣ハ会計検査官立会ノ上昭和十七年九月三十日臨時陸軍材料資金特別会計ノ主計簿ヲ締切ルベシ

附則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

七　軍工廠特別会計関係

(1)　陸軍作業会計法

明治二三年三月一八日
法律第一八号

改正　明三五法四六、四五法一〇

第一条　東京砲兵工廠大阪砲兵工廠及千住製絨所ハ其事業ヲ経営スル為メ固定資本据置運転資本ヲ置キ作業上ノ収入及其附属雑収入ハ作業ノ費用ニ充ルコトヲ許シ特別ノ会計ヲ立テシム

第二条　東京砲兵工廠大阪砲兵工廠ニ於テハ従来使用シ及将来増加スル所ノ土地建物其他工作物船舶機械及重要ナル器具ヲ以テ固定資本トシ従来ノ営業資本額ヲ以テ据置運転資本トス

千住製絨所ニ於テハ従来使用シ及将来増加スル所ノ土地建物其他工作物機械及重要ナル器具ヲ以テ固定資本トシ従来ノ営業資本額ヲ以テ据置資本トス

第三条　東京及大阪砲兵工廠ハ俸給諸給旅費庁費職工人夫ノ諸費材料素品及機械運転用品ノ購入費土地建物其他工作物船舶機械器具ノ維持修理及補充費工業場ノ雑費竝ニ損失金ヲ作業ノ歳出トス

千住製絨所ハ俸給諸給旅費庁費生産品販売ノ諸費職工人夫ノ諸費材料素品及機械運転用品ノ購入費土地建物其他工作物機械器具ノ維持修理及補充費工業場ノ雑費竝ニ損失金ヲ作業ノ歳出トス

第四条　各作業所特別会計ノ歳出額ハ予算定額内ニ於テ実際ノ歳入及据置運転資本ノ会計額ヲ超過スルヲ許サス

第五条　作業所ノ純益及固定資本ニ属スル物件ノ売払代金ハ総テ一般ノ歳入ニ編入スヘシ

第六条　政府ハ毎年各作業所特別会計ノ歳入歳出予算ヲ調整シ歳入歳出ノ総予算ト倶ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ

第七条　予算外ニ軍用品ノ製作修理ヲ要スル場合ニ於テ其費用ヲ補フ為メ各作業所ノ歳出予算ニ予備費ヲ設ルコトヲ得

第八条　各作業所ニ於テ機械器具材料素品及機械運転用品ヲ外国ヨリ買入ルルトキハ前金払ヲ為スコトヲ得

第九条　各作業所特別会計ノ収入支出ニ関スル規程ハ別ニ勅

令ヲ以テ之ヲ定ム

第十条　本法ハ明治二十三年度ヨリ施行ス其帝国議会ニ関渉スルモノハ帝場議会閉会後ノ会計年度ヨリ施行ス

（2）陸軍航空工廠資金特別会計法

昭和一五年三月二七日
法律第一一号

第一条　陸軍航空兵器製造修理工廠ニ於ケル材料物品準備保有ノ資本トシテ陸軍航空工廠資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

第二条　陸軍航空工廠資金ハ五百万円トシ一般会計ヨリ繰入ルルモノトス

第三条　本会計ニ属スル材料物品ヲ使用スルトキハ陸軍省所管経費ヲ以テ之ヲ購入スベシ

第四条　陸軍航空兵器製造修理ノ工廠ノ事業ニ使用シタル材料ノ残材残屑、航空兵器ノ取外シ物品及航空兵器ノ廃品ニシテ更ニ材料トシテ使用シ得ベキモノハ本会計ノ材料ニ組入ルルコトヲ得

第五条　毎会計年度ニ於テ陸軍航空工廠資金ノ受払決算上過剰ヲ生ズルトキハ其ノ過剰金ハ之ヲ同年度一般ノ歳入ニ繰入ルベシ

第六条　政府ハ毎年本会計ノ歳入歳出予算ヲ調整シ歳入歳出ノ総予算ト共ニ之ヲ帝国議会ニ提出スベシ

第七条　本会計ノ収入支出ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

（3）陸軍航空工廠資金特別会計規則

昭和一五年五月二五日
勅令第三四五号

改正　昭一八法七七一

第一条　本会計ニ於テハ保有材料物品ノ売払代金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ材料物品ノ買入代金、製作費、加工費、修理費及附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二条　本会計ニ於テハ資金ニ属スル現金ノ持越高及当該年度ノ収入済歳入額ヲ以テ支払元受高トシ歳出ヲ支出スルハ此ノ支払元受高ヲ超過スルコトヲ得ズ

第三条　歳入歳出ノ予算決算ハ作業会計規則第二章ノ例ニ依ル

第四条　収入支出ノ取扱ハ作業会計規則第三章ノ例ニ依ル但シ作業事務長及作業部局長ノ職務ヲ執行スル官吏ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第五条　保有材料物品ノ原価ハ買入代金、製作費、加工費、修理費及附属諸費ヲ以テ計算スベシ但シ市価ノ低落又ハ毀損等ニ因リ其ノ実価減少シタルトキハ毎年度ノ終ニ於ケル市価ニ依リ其ノ価格ヲ改定スベシ

前項本文ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ見積価格ヲ以テ原価ト為スコトヲ得

第六条　保有材料物品ヲ売払フトキハ原価ニ損減歩合ヲ加フベシ

前項ノ損減歩合ハ前年度及前前年度ノ損減高ヲ参酌シテ予メ之ヲ定ムベシ

第七条　本会計ニ於テハ歳入ノ収入済額、収入未済額、資金ニ属スル現金ノ持越高、総材料物品ノ価格及代価支出済未収材料物品ノ価格ヲ以テ其ノ受入トシ歳出ノ支出済額、支出未済額、資金額、前受金ノ精算未済額、売払代収入済既出材料物品ノ価格、売払代収入済未出材料物品ノ価格、売払代収入未済既出材料物品ノ価格及損失ニ帰シタル材料物品ノ価格ヲ以テ其ノ払出トシ受入ノ総額ヨリ払出ノ総額ヲ控除シ過剰アルトキハ材料物品売払益金トシテ陸軍航空工廠資金特別会計法第五条ノ規定ニ依リ之ヲ取扱フベシ

第八条　帳簿ニ関スル規定ハ作業合計規則第六章ノ例ニ依ル

第九条　本令ニ規定セザル事項ニ関シテハ会計規則ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ適用ス

（4）陸軍作業会計法、陸軍航空工廠資金特別会計法及海軍工廠資金会計法ノ臨時特例ニ関スル法律

昭和一五年三月三〇日
法律第七九条

政府ハ支那事変ニ際シ陸軍用又ハ海軍用ノ兵器又ハ造船造兵若ハ製絨ノ材料物品ノ製造又ハ修理ヲ営ム軍需品工場事業場ニ於テ其ノ材料物品ノ一部不足シ陸軍造兵廠、千住製絨所、

陸軍航空工廠資金又ハ海軍工廠資金ノ各特別会計ニ属スル材料物品ヲ供給スルニ非ザレバ当該製造又ハ修理ヲ完成シ得ザル場合ニ於テ特ニ必要アルトキハ陸軍作業会計法、陸軍航空工廠資金特別会計法及海軍工廠特別会計法ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ当該特別会計ノ経営ニ妨ナキ限リ当該事業主ニ対シ当該特別会計ニ属スル材料物品ヲ売払フコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(5) 昭和十五年法律第七十九号陸軍作業会計法、陸軍航空工廠資金特別会計法及海軍工廠資金会計法ノ臨時特例ニ関スル法律改正法律

昭和一七年二月二〇日 法律第二一三号

改正　昭一八法九七、一九法一五

政府ハ戦時ニ際シ特ニ必要アルトキハ陸軍作業会計法及海軍工廠資金会計法ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ陸軍用又ハ海軍用以外ノ船舶ノ製造又ハ修理ヲ営ム工場事業場ノ事業主ニ対シ海軍工廠特別会計ニ属スル材料物品ヲ売払フコトヲ得

附　則

本法ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（昭和一七年勅令第二五〇号ヲ以テ昭和一七年四月一日ヨリ施行）

(6) 昭和十五年勅令第五百三十七号（昭和十五年法律第七十九号ニ依リ軍需品工場事業場ニ売払フコトヲ得ル材料物品ニ関スル件）改正ノ件

昭和一七年三月二八日 勅令第二一五号

改正　昭一八法五四八

第一条　昭和十七年法律第二十三号ニ依ル材料物品ノ売払ノ価格ハ買入代金、製作費、加工費、改製費、修理費及附属諸費ニ損減歩合ヲ加ヘ市価ヲ参酌シタル価格ニ依ル

第二条　昭和十七年法律第二十三号第二項ノ規定ニ依リ材料物品ノ売払ヲ為スコトヲ得ル場合ハ陸軍用又ハ海軍用以外ノ船舶ニシテ昭和十七年勅令第六百十九号ニ依リ海軍大臣ノ主管ニ係ルモノノ製造又ハ修理ヲ営ム工場事業場ノ事業主ニ対シテ売払ヲ為ス場合ニシテ且当該売払ガ海軍工廠資金特別会計ノ経営ニ妨ナキ場合ニ限ル

附　則

本令ハ昭和十七年法律第二十三号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（昭和十七年四月一日ヨリ施行）

(7) 海軍工廠資金会計法

明治三八年二月一六日 法律第一五号

改正　大八法一〇、昭一四法四、一七法二四

第一条　海軍造船及造兵ノ工廠ニ於ケル材料物品貯蓄ノ資本トシテ海軍工廠資金ヲ置キ特別ノ会計ヲ立テシム

第二条　海軍工廠資金ハ一億円トシ漸次一般会計ヨリ繰入ス

第三条　海軍工廠資金会計ニ属スル材料物品ヲ使用スルトキハ海軍省所管経費ヲ以テ之ヲ購入スヘシ

第四条　海軍工廠資金ヲ以テ貯蓄シタル材料物品ノ減損ハ予メ歩合ヲ定メテ材料物品ノ原価ニ加算スヘシ

第五条　海軍工廠ノ事業ニ使用シタル材料ノ残材残屑艦船取外シ物品廃船舟及廃兵器ニシテ更ニ材料トシテ使用シ得ヘキモノハ海軍工廠資金会計ノ材料ニ組入ルルコトヲ得

第六条　毎会計年度ニ於テ海軍工廠資金特別会計ノ決算上該資金額ニ過剰ヲ生スルトキハ其ノ過剰金ヲ同年度一般ノ歳入ニ編入スヘシ

第七条　政府ハ毎年海軍工廠資金特別会計ノ歳出歳入予算ヲ調製シ歳出歳入ノ総予算ト倶ニ帝国議会ニ提出スヘシ

第八条　海軍工廠資金特別会計ノ収入支出ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第九条　第二条ハ海軍造船材料資金会計法第六条ノ過剰金ニ相当スル金額ニシテ未ダ資金ニ増加ヲ了セサルモノニモ之ヲ適用ス

第十条　本法ハ明治三十八年度ヨリ之ヲ施行ス

海軍造船材料資金会計法及海軍造兵材料資金会計法ハ之ヲ廃止ス

附　則（昭和十四年法律第四号）

本法ハ昭和十四年度ヨリ之ヲ施行ス

政府ハ昭和十四年度ニ限リ海軍工廠資金会計法第二条ノ改正規定ニ依ル一般会計ヨリノ繰入ニ代ヘ支那事変ニ関スル臨時軍事費ヲ以テ購入シタル材料物品ヲ海軍工廠資金会計ノ材料物品ニ組入レ其ノ価額ヲ以テ海軍工廠資金ノ増加ニ充ツルコトヲ得但シ其ノ額ハ二千万円ヲ超エルコトヲ得ズ

附　則（昭和十七年法律第二十四号）

本法ハ昭和十七年度ヨリ之ヲ施行ス

政府ハ海軍工廠資金会計法第二条ノ改正規定ニ依ル一般会計ヨリノ繰入ニ代ヘ臨時軍需費ヲ以テ購入シタル材料物品ヲ海軍工廠資金会計ノ材料物品ニ組入レ其ノ価額ヲ以テ海軍工廠資金ノ増加ニ充ツルコトヲ得

当分ノ内政府ハ海軍工廠資金会計法第一条ノ規程ニ拘ラズ海軍工廠資金ヲ同条ニ規定スル材料物品以外ノ材料物品貯蓄ノ資本ニ充ツルコトヲ得

昭和八年法律第十五号中「三千万円」ヲ「四千万円」ニ改ム

（8）海軍工廠資金会計規則

明治三八年三月一四日勅令第五一号

改正　大一一法三七、昭一八法七七一

第一条　海軍工廠資金ハ貯蓄材料物品売払代金ヲ以テ歳入トシ材料物品購入代、製作費、改製費、修理費及其ノ附属諸費ヲ以テ歳出トス

第二条　海軍工廠資金ノ歳出ハ実際ノ歳入額及資金ニ属スル現金ノ持越高ヲ以テ支弁スヘシ

第三条　歳入歳出ノ予算決算ハ作業会計規則第二章ノ例ニ依ル

第四条　収入支出ノ取扱ハ作業会計規則ノ第三章ニ依ル但シ作業部局長ノ職務ヲ執行スル官吏ハ海軍大臣之ヲ定ム

第五条　貯蓄材料物品ノ原価ハ購入代価、製作費、改製費、修理費竝ニ其ノ附属諸費ヲ以テ計算スヘシ但シ市価ノ低落又ハ毀損等ニ因リ其ノ実価減少シタルトキハ毎年度ノ終ニ於ケル市価ニ依リ其ノ価格ヲ改定スヘシ前項本文ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ見積価格ヲ以テ原価ヲ改定スヘシ

第六条　貯蓄材料物品ヲ売払フトキハ原価ニ損減歩合ヲ加フヘシ

第七条　貯蓄材料物品ノ損減歩合ハ前年度前前年度ノ損減高ヲ参酌シテ之ヲ定ム

第八条　歳入額、収入未済額、資金ニ属スル現金ノ持越高、総材料物品ノ価格及代価支出済未収材料物品ノ価格ヲ以テ受入トシ歳出額、支出未済額、資金額、前受金ノ精算未済額、売払代収入済材料物品ノ価格、売払代収入未済既出材料物品ノ価格、損失ニ帰シタル材料物品ノ価格ヲ以テ払出トシ受入ノ総額ヨリ払出ノ総額ヲ控除シ過剰アルトキハ材料物品売払益金トシ海軍工廠資金会計法第六条ニ依リ之ヲ取扱フヘシ

第九条　帳簿ニ関スル規定ハ作業会計規則第六章ノ例ニ依ル

第十条　本令ニ規定セサル事項ニ関シテハ会計規則ヲ準用ス

附　則

第十一条　本令ハ明治三十八年度ヨリ之ヲ施行ス

海軍造兵材料資金造船材料資金会計規則ハ之ヲ廃止ス

第十二条　海軍造兵材料資金及海軍造船資金ニ属スル三十七年度支出未済金竝収入未済金ニシテ三十八年度ヘ繰越スヘキモノハ三十八年度ニ於テ海軍工廠資金ニ併算整理スルモノトス

（9）作業会計法

明治二三年三月一八日法律第一七号

改正　明三〇法八、三二法一二、三二法三〇、三九法一一、四四法三五、大四法五、八法八、一〇法八、一五法四六、昭一四法三、一五法八、一七法二〇、八一法一六、一九法一四

第一条　左ノ作業所ハ其事業ヲ経営スル為メ固定資本据置運転資本ヲ置キ作業上ノ収入及其附属収入ハ作業ノ費用ニ充

ツルコトヲ許シ特別ノ会計ヲ立テシム

第一 〔印刷局〕

第二 海軍火薬廠

第三 海軍燃料廠

第四 専売局

第二条 各作業所ニ於テ従来使用シ及将来増加スル所ノ土地建物軌道其他築造道路船舶機械永遠保存品其他重要ナル器具ヲ以テ固定資本トス

〔印刷局〕据置運転資本ハ百万円トス

海軍火薬廠据置運転資本ハ四百万円トシ漸次一般会計ヨリ繰入ス

海軍燃料廠据置運転資本ハ六百万円トシ漸次一般会計ヨリ繰入ス

専売局据置運転資本ハ千万円トス

第二条ノ二 各作業所特別会計ノ据置運転資本ニ不足ヲ生シタルトキハ大蔵大臣ハ借入金ヲ為シ一時之ヲ補足スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ通シテ三億五千万円ヲ超過スルコトヲ得ス

前項ノ借入金ハ遅クトモ翌年度ニ於テ之ヲ償還スベシ大蔵大臣ハ第一項ノ借入金ニ代ヘ当該年度内ニ限リ国庫余裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

第三条 各作業所特別会計ノ歳出額ハ予算定額内ニ於テ実際ノ歳入及据置運転資本ノ合計額ヲ超過スルヲ許サス

第四条 固定資本ノ維持修理及補充ハ作業所特別会計ノ歳入ヲ以テ支弁スヘシ

第五条 作業所ノ純益及固定資本ニ属スル物件ノ売払代金ハ総テ一般ノ歳入ニ編入スヘシ

第六条 政府ハ毎年各作業所特別会計ノ歳入歳出予算ヲ調製シ歳入歳出ノ総予算ト倶ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ

第七条 各作業所特別会計ノ収入支出ニ関スル規程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 本法ハ明治二十三年度ヨリ施行ス其帝国議会ニ関渉スルモノハ帝国議会開会後ノ会計年度ヨリ施行ス

附 則（明治四四年法律第三五号）

本法ニ依ル資本増加ニ要スル資金ハ明治四十四年度ニ於テ一般会計ヨリ之ヲ繰入ス

附 則（大正四年法律第五号）

本法中第一条中ノ改正ニ関スル規定ハ大正五年度ヨリ之ヲ施行ス但シ大正四年度分ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附 則（大正十年法律第八号）

本法ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス但シ大正九年度分ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル大正九年度海軍採炭所特別会計歳入歳出予算中翌年度ニ繰越ヲ要スルモノハ海軍燃料廠特別会計ニ繰越スヘシ

附 則（昭和十七年第二十号）

本法ハ昭和十七年度ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年四月一日ニ於テ専売局ノ固定資本ノ内アルコール専売ノ用ニ供スルコトヲ目的トスルモノハ之ヲ燃料局酒精部ノ固定資本トス

昭和十六年度ニ於テ専売局特別会計ニ於テ売払ヒタルアルコールノ代価ノ内翌年度納付ノ許可アリタルモノハ之ヲ燃料局酒精部特別会計ニ於テ其ノ歳入ニ受入ルベシ

第二条ノ改正規程ニ依リ燃料局酒精部ノ据置固定資本ニ充テタルアルコール及アルコール原料並ニ機械運転用品及備品ノ価額ニ相当スル金額ハ後日之ヲ一般会計ヨリ専売局特別会計ニ繰入ルベシ

七 軍工廠特別会計関係

(10) 海軍火薬廠及海軍燃料廠作業会計規則

昭和一六年四月二一日 勅令第四六九号

第一条 歳入歳出ノ予定計算書ハ海軍大臣之ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ

前項ノ予定計算書ニハ其ノ年三月三十一日ニ終リタル会計年度ノ受払勘定表及固定資本価格増減表ヲ添附スベシ

第二条 各会計ニ於テハ据置運転資本ニ属スル現金ノ持越高及当該年度ノ収入済歳入額ヲ以テ支払元受高トシ歳出ヲ支出スルモノハ此ノ支払元受高ヲ超越スルコトヲ得ズ

第三条 毎年度ニ属スル歳出ヲ支出スル為小切手ヲ振出スハ当該年度三月三十一日限トス但シ会計法第十九条ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金補塡ノ為ニスル支出ニ付テハ翌年度四月三十日迄小切手ヲ振出スコトヲ得

第四条 毎年度ニ属スル定額戻入ヲ為スハ当該年度三月三十一日限トス

第五条　毎年度内ニ収入ヲ為スベキ権利ヲ得テ当該年度内ニ収入済ト為ラザルモノハ収入未済トシテ逓次翌年度ニ繰越シ現ニ収入ヲ為シタル年度ノ歳入ニ組入ルベシ

第六条　毎年度内ニ支払ヲ為スベキ義務ヲ生ジ当該年度内ニ小手切ヲ振出サザルモノハ支出未済トシテ逓次翌年度ニ繰越シ時効完成ニ至ル迄ハ支払ノ請求アル毎ニ小切手ヲ振出スベシ但シ支出未済ノ繰越額ハ支出済額ト合シテ予算定額ヲ超越スルコトヲ得ズ

第七条　歳入歳出ノ決定計算書ハ海軍大臣之ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ

第八条　資本ハ価格ヲ附シテ之ヲ計算スベシ

第九条　資本ノ価格ハ左ノ方法ニ依リテ之ヲ定ム

一　土地ニ付テハ購入価格又ハ交換価格ニ依ル但シ購入価格又ハ交換価格ニ依ルコト能ハザルトキハ近隣地ノ売買価格五年間ノ平均ニ依リ、近隣ニ比較スベキ相当ノ土地ナキトキハ五人以上ノ評価人ヲ定メ其ノ評価額ノ平均ニ依ル

二　建物、工作物、船舶、機械、器具及其ノ他ノ物品ニ付テハ建造費、製作費又ハ購入価額ニ依ル但シ建造費、製作費又ハ購入価額ニ依ルコト能ハザルトキハ二人以上ノ評価人ヲ定メ其ノ評価額ノ平均ニ依ル

三　材料素品及機械運転用品ニ付テハ購入価格ニ依ル

四　半製品及生産品ニ付テハ生産費ニ依ル

第十条　土地ノ価格ハ近隣地ノ売買価格五年間ノ平均ニ依リ、近隣ニ比較スベキ相当ノ土地ナキトキハ五人以上ノ評価人ヲ定メ其ノ評価額ニ依リ毎五年度ニ之ヲ改定スベシ

第十一条　建物、工作物、船舶、機械、器具及其ノ他ノ物品ハ永遠保存品ヲ除キ保存期限ヲ定メ其ノ期限ニ応ジテ毎年度価格ヲ逓減スベシ

前項ノ規定ニ依リ価格ヲ逓減スベキ物件ニシテ固定資本ニ属スルモノヲ修理シタルトキハ其ノ修理費ヲ当年度ノ価格ニ加ヘ残存期限ニ応ジテ価格ヲ逓減スベシ

第十二条　前項第二項ノ場合ニ於テハ保存期限ヲ延長スルコトヲ得

第十三条　毎年度末ニ現在スル材料素品、機械運転用品、半製品及生産品ノ価格ハ売買契約済ノモノニ付テハ其売渡代価ニ依リ、其ノ他ノモノニ付テハ其ノ市価又ハ当年度ノ生産費ガ第九条ノ規定ニ依リテ定マリタル価格ヲ下リタル場合ニ限リ市価又ハ当年度ノ生産費ニ依リ之ヲ改定スベシ

第十四条　材料素品、機械運転用品、半製品、生産品ニシテ毀損、変質其ノ他ノ事由ニ因リ減損シタルモノニ付テハ其ノ割合ニ応ジテ其ノ価格ヲ改定スベシ

第十五条　材料素品、機械運転用品、生産品其ノ他ノ物品ニシテ不用ニ帰シタルモノハ損失トシ其ノ価格ヲ削除シテ不用物品ニ組入シ之ヲ売払フベシ

第十六条　歳入ノ収入済額、収入未済額、据置運転資本ニ属スル現金ノ持越高、総生産品ノ価格、総半製品ノ価格、総材料素品ノ価格、総機械運転用品ノ価格、総作業場用総器具備品ノ価格及代価支出済未収物品ノ価格ヲ以テ受入トシ歳出ノ支出済額、支出未済額、据置運転資本額、売払代価収入済既出物品ノ価格、売払代価収入済未出物品ノ価格、売払代価収入未済既出物品ノ価格、消費シタル半製品ノ価格、消費シタル材料素品ノ価格、消費シタル機械運転用品ノ価格及損失ニ帰シタル物品ノ価格ヲ以テ払出トシ受入ノ総額ヨリ払出ノ総額ヲ控除シ残余アルトキハ作業ノ益金トシテ其ノ事業ヲ営ミタル年度ノ一般ノ歳入ニ納付スベシ

第十七条　海軍火薬廠及海軍燃料廠ハ日記簿、原簿及ビ補助簿ヲ備ヘ其ノ事業ニ関スル一切ノ計算ヲ登記スベシ

第十八条　支出官ハ支出簿ノ外支払元受高差引簿ヲ備ヘ支払元受高、支出済額及残額ヲ登記スベシ

第十九条　海軍省ハ歳出簿ノ外支払元受高差引簿ヲ備ヘ支払元受高、支出済額及残額ヲ登記スベシ

第二十条　本令ニ規定セザルモノニ付テハ会計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

作業会計規則第三十四条中「海軍火薬廠、海軍燃料廠、」及同令第三十五条中「海軍火薬本廠長、海軍燃料廠長、」ヲ削ル

(11)　海軍工廠資金臨時補足ニ関スル法律

昭和八年三月二八日
法律第一五号

改正 昭一七法二四

政府ハ海軍工廠資金ニ不足アルトキハ四千万円ヲ限リ借入金ヲ為シ臨時之ヲ補足スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

八 外資金庫関係

(1) 外資金庫法

昭和一〇年二月九日 法律第二号

第一章 総則

第一条 外資金庫ハ大東亜戦争ニ際シ国家ノ政策ニ即シ在外資金ノ調達運用ヲ為スコトヲ目的トス

外資金庫ハ法人トス

第二条 外資金庫ハ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク

外資金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ヲシテ業務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第三条 外資金庫ノ資本金ハ五千万円トス

第四条 政府ハ五千万円ヲ外資金庫ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ国債証券ヲ交付シテ之ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル国債証券ノ交付価格ハ時価ヲ参酌シテ大蔵大臣之ヲ定ム

第五条 出資ノ第一回ノ払込金額ハ出資金額ノ五分ノ一ヲ下ラザル額トシ第二回以後ノ出資ノ払込ノ時期及金額ハ外資金庫主務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ム

第六条 外資金庫ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的
二 名称
三 事務所ノ所在地
四 資本金額及資産ニ関スル事項
五 役員ニ関スル事項
六 業務及其ノ執行ニ関スル事項
七 経理ニ関スル事項

定款ノ変更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第七条 外資金庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ為スベシ

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第八条 外資金庫ニハ所得税、法人税及営業税ヲ課セズ都道府県、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ外資金庫ノ事業ニ対シテハ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

第九条　外資金庫ニ付解散ヲ必要トスル事由発生シタル場合ニ於テ其ノ処置ニ関シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二章　職員

第十条　外資金庫ニ役員トシテ理事長一人、理事三人以上及ビ監事二人以上ヲ置ク

第十一条　理事長ハ外資金庫ヲ代表シ其ノ業務ヲ総理ス
理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ外資金庫ヲ代表シ理事長ヲ補佐シテ外資金庫ノ業務ヲ掌理シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
監事ハ外資金庫ノ業務ヲ監査ス

第十二条　理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ
理事長、理事及監事ノ任期ハ二年トス

第十三条　外資金庫ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス
第二条第二項ノ場合ニ於テ当該業務ニ従事スル銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ノ職員ニ付亦前項ニ同ジ

第三章　業務

第十四条　外資金庫ハ左ノ業務ヲ行フ

一　主務大臣ノ定ムル貸付及預リ金
二　主務大臣ノ定ムル価格調整ニ関スル業務
三　前二号ノ業務ニ附帯スル業務

第十五条　外資金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前条ノ業務ノ外外資金庫ノ目的達成上必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

第四章　経理

第十六条　外資金庫ハ勅令ヲ以テ定ムル時期迄ノ期間ヲ以テ一事業年度トス

第十七条　外資金庫ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借対照表及損益計算書ヲ作成シ主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十八条　外資金庫ハ命令ヲ以テ定ムル期間ノ初ニ於テ事業計画及収支予算ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル変更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

第十九条　外資金庫ハ剰余金ヲ政府ニ納付スベシ

第二十条　政府ハ外資金庫ニ対シ其ノ業務ニ因リテ受ケタル損失ヲ補償ス前項ノ損失ヲ補償ス
前項ノ損失ヲ決定スル基準其ノ他損失補償ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章　監督

第二十一条　外資金庫ハ主務大臣之ヲ監督ス

第二十二条　主務大臣ハ外資金庫ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ外資金庫ニ対シ必要ナル業務ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ変更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十三条　外資金庫ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル変更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

第二十四条　主務大臣ハ外資金庫ニ対シ業務及財産ノ状況ニ関シ報告ヲ為サシメ、当該官吏ヲシテ検査ヲ為サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得

第二十五条　外資金庫ノ役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令若ハ処方ニ違反シ若ハ公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキ又ハ外資金庫ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第六章　罰則

第二十六条　当該官吏若ハ第十三条ニ規定スル職員又ハ此等ノ職ニ在リタル者外資金庫ノ業務上ノ秘密ニシテ職務上知得タルモノヲ漏泄シ又ハ窃用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス

第二十七条　外資金庫ガ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シタルトキハ理事長又ハ理事長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル理事ヲ千円以下ノ過料ニ処ス
理事ノ掌理スル業務ニ係ルトキハ理事ヲ過料ニ処スルコト亦同ジ

附則

第二十八条　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和二〇年二月一一日ヨリ施行）

第二十九条　政府ハ設立委員ヲ命ジ外資金庫ノ設立ニ関スル事務ヲ処理セシム

第三十条　設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遅滞ナク出資ノ第一回ノ払込ヲ政府ニ禀請スベシ

第三十一条　出資ノ第一回払込アリタルトキハ設立委員ハ遅

滯ナク其ノ事務ヲ外資金庫理事長ニ引渡スベシ
理事長前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スベシ
外資金庫ハ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス
第三十二条　本法ニ規定スルモノヲ除クノ外外資金庫ノ設立ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十三条　登録税法中左ノ通改正ス
第十九条第七号中「南方開発金庫、」ノ下ニ「外資金庫、」ヲ、同条第十八号中「南方開発金庫法、」ノ下ニ「外資金庫法、」ヲ、同条第十八号中「南方開発金庫、」ノ下ニ「外資金庫、」ヲ加フ
第三十四条　印紙税法中左ノ通改正ス
第五条第六号ノ二ノ二ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ
六ノ二ノ三　外資金庫ノ業務ニ関スル証書帳簿

（2）外資金庫法施行規則

昭和二〇年二月一〇日
大蔵省令第九号

第一条　外資金庫法第二条第二項ノ規定ニ依リ定ムル法人ハ左ニ掲グルモノトス
南方開発金庫
第二条　外資金庫法第十八条ノ規定ニ依リ定ムル期間ハ毎年二月一日ヨリ翌年一月三十一日迄トス但シ最初ノ期間ハ外資金庫成立ノ日ヨリ翌年一月三十一日迄トス
附　則
本令ハ昭和二十年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

（3）南方開発金庫法

昭和一七年二月一九日
法律第三三号

第一章　総　則

第一条　南方開発金庫ハ南方地域ニ於ケル資源ノ開発及利用ニ必要ナル資金ヲ供給シ併セテ通貨及金融ノ調整ヲ図ルヲ目的トス
南方開発金庫ハ法人トス
第二条　南方開発金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク
南方開発金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ従タル事務所ヲ置クコトヲ得
第三条　南方開発金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ヲシテ業務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得
第四条　南方開発金庫ノ資本金ハ一億円トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得
第五条　政府ハ一億円ヲ南方開発金庫ニ出資スベシ
前項ノ出資ハ国債証券ヲ交付シテ之ヲ為スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ交付スル国債証券ノ交付価格ハ時価ヲ参酌シテ大蔵大臣之ヲ定ム
第六条　政府ハ其ノ持分ノ一部ヲ譲渡スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ譲渡ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第七条　出資ノ第一回ノ払込金額ハ出資金額ノ十分ノ一ヲ下ラザル額トシ第二回以後ノ出資ノ払込ノ時期及金額ハ南方開発金庫主務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ム
第八条　南方開発金庫ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ
一　目的
二　名称
三　事務所ノ所在地
四　資本金額及資産ニ関スル事項
五　役員ニ関スル事項
六　業務及其ノ執行ニ関スル事項
七　債券ノ発行ニ関スル事項
八　会計ニ関スル事項
九　公告ノ方法
定款ノ変更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ
第九条　南方開発金庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ為スコトヲ要ス
前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ
第十条　南方開発金庫ニハ当分ノ内所得税、法人税及営業税ヲ課セズ
北海道、府県、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ当分ノ内南方開発金庫ノ事業ニ対シテハ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ
但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大蔵大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一条　南方開発金庫ニ付解散ヲ必要トスル事由発生シタル場合ニ於テ其ノ処置ニ関シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十二条　南方開発金庫ニ非ザル者ハ南方開発金庫又ハ之ニ類似スル名称ヲ用フルコトヲ得ズ

第二章　職員

第十三条　総裁ハ南方開発金庫ヲ代表シ其ノ業務ヲ総理ス

副総裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ南方開発金庫ヲ代表シ総裁ヲ補佐シテ南方開発金庫ノ業務ヲ掌理シ総裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ総裁欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ南方開発金庫ヲ代表シ総裁及副総裁ヲ補佐シテ南方開発金庫ノ業務ヲ掌理シ総裁及副総裁共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ総裁及副総裁共ニ欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ南方開発金庫ノ業務ヲ監査ス

第十五条　総裁及副総裁ハ勅裁ヲ経テ政府之ヲ命ズ

理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

総裁、副総裁、理事及監事ノ任期ハ二年トス

第十六条　総裁、副総裁及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ従タル事務所ノ業務ニ関シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十七条　総裁、副総裁及理事ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八条　南方開発金庫ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第三条ノ場合ニ於テ当該業務ニ従事スル銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ノ職員ニ付亦前項ニ同ジ

前二項ノ職員ノ範囲ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章　業務

第十九条　南方開発金庫ハ資源ノ開発及利用ノ為必要ナル融資又ハ投資ヲ為スノ外左ノ業務ヲ行フ

一　預リ金

二　地金銀ノ売買

三　通貨ノ交換

四　為替ノ売買

南方開発金庫ハ前項ノ業務ニ附帯スル業務ヲ行フコトヲ得

第二十条　南方開発金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前条ノ業務ノ外南方開発金庫ノ目的達成上必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

第四章　債券

第二十一条　南方開発金庫ハ払込出資金額ノ十倍ヲ限リ債券ヲ発行スルコトヲ得

第二十二条　南方開発金庫ハ債券借換ノ為一時前条ノ制限ニ依ラズ債券ヲ発行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債券ヲ発行シタルトキハ発行後一月以内ニ其ノ発行額面金額ニ相当スル旧債券ヲ償還スベシ

第二十三条　南方開発金庫ニ於テ債券ヲ発行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十四条　政府ハ債券ノ元本ノ償還及利息ノ支払ヲ保証スルコトヲ得

第二十五条　債券ノ消滅時効ハ元本ニ在リテハ十五年利息ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十六条　債券ノ所有者ノ南方開発金庫ノ財産ニ付他ノ債券者ニ先チテ自己ノ債権ノ弁済ヲ受クル権利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上、一般ノ先取特権ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第二十七条　所得税法及有価証券移転税法中国債以外ノ公債ニ関スル規定ハ債券ニ之ヲ準用ス

第二十八条　本章ニ規定スルモノヲ除クノ外債券ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章　会計

第二十九条　南方開発金庫ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第三十条　南方開発金庫ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借対照表及損益計算書ヲ作成シ主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第三十一条　南方開発金庫ハ主務大臣之ヲ監督ス

第三十二条　南方開発金庫借入金ヲ為サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十三条　南方開発金庫剰余金ノ処分ヲ為サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十四条　南方開発金庫ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル変更ヲ加ヘントス

ルトキ亦同ジ

南方開発金庫ハ毎事業年度ノ初ニ於テ事業計画及収支予算ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル変更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

第三十五条　主務大臣ハ南方開発金庫ニ対シ業務及財産ノ状況ニ関シ報告ヲ為サシメ、検査ヲ為シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得

第三十六条　役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ総裁及副総裁ニ付テハ政府、理事及監事ニ付テハ主務大臣之ヲ解任スルコトヲ得

第三十七条　政府ハ南方開発金庫ニ対シ第十九条第一項ニ規定スル融資又ハ投資ニ因リテ受ケタル損失ヲ補償スルノ契約ヲ為スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スベキ補償金ノ総額ガ帝国議会ノ協賛ヲ経タル金額ヲ超エザル範囲内ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ損失ヲ決定スル基準ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第三十八条　前条第一項ノ損失及其ノ額ハ特別融通損失審査会之ヲ決定ス

第七章　罰則

第三十九条　左ノ場合ニ於テハ南方開発金庫ノ総裁、副総裁、理事又ハ監事ヲ千円以下ノ過料ニ処ス

一　本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二　本法ニ規定セザル業務ヲ行イタルトキ

三　第二十一条又ハ第二十二条第二項ノ規定ニ違反シ債券ノ発行ヲ為シ又ハ償還ヲ為サザルトキ

四　主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ処分ニ違反シタルトキ

第四十条　左ノ場合ニ於テハ南方開発金庫ノ総裁、副総裁、理事又ハ監事ヲ五百円以下ノ過料ニ処ス

一　本法又ハ本法ニ基キテ発スル勅令ニ違反シ登記ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ為シタルトキ

二　第三十条ノ規定ニ依ル書類ヲ作成セザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ為シタルトキ又ハ其ノ書類ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケザルトキ

第四十一条　第十二条ノ規定ニ違反シ南方開発金庫又ハ之ニ類似スル名称ヲ用ヒタル者ハ五百円以下ノ過料ニ処ス

第四十二条　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三条　政府ハ設立委員ヲ命ジ南方開発金庫ノ設立ニ関スル事務ヲ処理セシム

第四十四条　設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遅滞ナク出資ノ第一回ノ払込ヲ政府ニ稟請スベシ

第四十五条　出資ノ第一回ノ払込アリタルトキハ設立委員ハ遅滞ナク其ノ事務ヲ南方開発金庫総裁ニ引渡スベシ

総裁前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ総裁、副総裁、理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ為スベシ

南方開発金庫ハ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス

第四十六条　南方開発金庫ノ初事業年度ハ第二十九条ノ規定ニ拘ラズ成立ノ日ヨリ昭和十八年三月迄トス

第四十七条　本法ニ規定スルモノヲ除クノ外南方開発金庫ノ設立ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十八条　政府ハ南方開発金庫ニ対シ貸付ヲ為スコトヲ得

前項ノ貸付ニ関スル歳入歳出ハ臨時軍事費特別会計ニ属セシム

第四十九条　登録税法中左ノ通改正ス

第十九条第七号中「庶民金庫」ノ上ニ「南方開発金庫、」ヲ、「庶民金庫法」ノ上ニ「南方開発金庫法、」ヲ、同条第十八号中「庶民金庫」ノ上ニ「南方開発金庫、」ヲ加フ

第五十条　印紙税法中左ノ通改正ス

第五条第六号ノ二ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

六ノ二ノ二　南方開発金庫ノ発スル債券

(4) 南方開発金庫法施行令

昭和一七年三月六日
勅令第一四八号

第一章　登記

第一条　南方開発金庫ノ設立ノ登記ハ総裁ガ設立委員ヨリ設立ニ関スル事務ノ引渡ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一　目的

二　名称
三　事務所
四　資本金額及払込出資金額
五　総裁、副総裁、理事及監事ノ氏名及住所
六　副総裁又ハ理事ノ代表権ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限
七　公告ノ方法

第二条　南方開発金庫ノ成立後従タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間内ニ従タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ従タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間ニ其ノ従タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ従タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ於テ新ニ従タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ従タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三条　南方開発金庫が主タル事務所ヲ移転シタルトキハ二週間内ニ移転ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

南方開発金庫ガ従タル事務所ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第一条第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

但シ同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ従タル事務所ヲ移転シタルトキハ其ノ移転ノ登記ヲ為スヲ以テ足ル

第四条　第一条第二項ニ掲グル事項ニ変更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、従タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、従タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ変更ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第五条　南方開発金庫法第十六条ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テハ代理人ノ氏名住所、代理人ヲ置キタル事務所並ニ代理人ノ代理権ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ変更及代理人ノ代理権ノ消滅ニ付亦同ジ

第六条　南方開発金庫ガ債券ヲ発行シタル場合ニ於テ第二十一条第一項ノ払込アリタルトキ又ハ第二十四条ノ売出期間満了シタルトキハ一月内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ債券ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ登記ニハ第十八条第二項第二号乃至第七号ニ掲グル事項ヲ掲グルコトヲ要ス

第四条ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス但シ同条中二週間又ハ三週間トアルハ一月トス

第七条　登記スベキ事項ニシテ大蔵大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第八条　登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遅滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第九条　南方開発金庫ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ区裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ南方開発金庫登記簿ヲ備フ

第十条　設立ノ登記ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ総裁ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

第十一条　設立ノ登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ第一回払込アリタルコトヲ証スル書面並ニ総裁、副総裁、理事及監事ノ資格ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十二条　南方開発金庫法第十六条ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ証スル書面及代理人ノ代理権ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十三条　債券ノ登記ノ申請書ニハ債券申込証其ノ他債券ノ引受ヲ証スル書面及各債券ニ付第二十一条第一項ノ払込アリタルコトヲ証スル書面又ハ第二十四条ノ売出期間内ニ於テ売上ゲタル債券ノ総額ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十四条　事務所ノ新設又ハ事務所ノ移転其ノ他第一条第二項ニ掲グル事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ変更ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十五条　前条ノ規定ハ第五条ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ変更及南方開発金庫法第十六条ノ代理人ノ代理権ノ消滅並ニ債券ニ関スル登記事項ノ変更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十六条　非訟事件手続法第百四十二条乃至第百五十一条ノ六及第百五十四条乃至第百五十七条ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第二章　債券

第十七条　南方開発金庫ノ発行スル債券ハ無記名利札附トス

但シ応募者ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト為スコトヲ得

債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ発行スルコトヲ得

第十八条　債券ノ募集ニ応ゼントスル者ハ債券申込証二通ニ其ノ引受クベキ債券ノ数及住所ヲ記載シ之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

債券申込証ハ総裁之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　南方開発金庫ノ名称
二　債券ノ名称
三　債券ノ総称
四　各債券ノ金額
五　債券ノ利率
六　債券償還ノ方法
七　利息支払ノ方法及期限
八　債券発行ノ価額又ハ其ノ最低価額
九　南方開発金庫ノ資本金額及払込出資金額
十　旧債券借換ノ為南方開発金庫法第二十一条ノ制限ニ依ラズ債券ヲ発行スルトキハ其ノ旨
十一　前ニ債券ヲ発行シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル総額債券発行ノ最低価格ヲ定メタル場合ニ於テハ応募者ハ債券申込証ニ応募価格ヲ記載スルコトヲ要ス

第十九条　前条ノ規定ハ契約ニ依リ債券ノ総額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ債券募集ノ委託ヲ受ケタル会社ガ自ラ債券ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ

第二十条　債券ノ応募総額ガ債券申込証ニ記載シタル債券ノ総額ニ達セザルトキト雖モ債券ヲ成立セシムル旨ヲ債券申込証ニ記載シタルトキハ其ノ応募額ヲ以テ債券ノ総額トス

第二十一条　債券ノ募集ガ完了シタルトキハ総裁ハ遅滞ナク各債券ニ付其ノ全額ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス

債券ハ全額ノ払込アリタル後ニ非ザレバ之ガ証券ノ発行ヲ為スコトヲ得ズ

第二十二条　債券募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ自己ノ名ヲ以テ南方開発金庫ノ為ニ第十八条第二項ニ定ムル行為ヲ為スコトヲ得

債券募集ノ委託ヲ受ケタル会社二以上アルトキハ前項ノ行為ハ共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二十三条　債券ハ売出ノ方法ヲ以テ之ヲ発行スルコトヲ得

第二十四条　売出ノ方法ヲ以テ債券ヲ発行セントスルトキハ総裁ハ左ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス

一　売出期間
二　債券売出ノ価格
三　第十八条第二項第一号乃至第七号及第九号乃至第十一号ニ掲グル事項
四　第二十五条ニ規定スル事項

第二十五条　売出期間内ニ売上ゲタル債券ノ総額ガ前条ノ規定ニ依リ公告シタル債券ノ総額ニ達セザルトキハ其ノ売上総額ヲ以テ債券ノ総額トス

第二十六条　債券ニハ第十八条第二項第一号乃至第七号ニ掲グル事項及証券番号ヲ記載シ総裁之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

売出ノ方法ヲ以テ発行スル債券ニハ第十八条第二項第三号ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要セズ

第二十七条　記名式債券ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ債券原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ証券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ南方開発金庫其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第二十八条　無記名式債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相当スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支払期ノ到来シタル利札ニ付テハ此限ニ在ラズ

前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求権ハ五年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第二十九条　南方開発金庫ハ主タル事務所ニ債券原簿ヲ備置クコトヲ要ス

債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　債券ノ数及番号
二　証券発行ノ年月日
三　第十八条第二項第二号乃至第七号ニ掲グル事項

債券ヲ記名式ト為シタルトキハ前項ニ掲グル事項ノ外其ノ債券ノ所有者ノ氏名及住所並ニ取得ノ年月日ヲ債券原簿ニ記載スルコトヲ要ス

南方開発金庫ノ債権者ハ業務時間内何時ニテモ債券原簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第三十条　記名式債券ノ所有者ニ対スル通知又ハ催告ハ債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ南方開発金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ債券ノ応募者又ハ権利者ニ対スル通知及催告ニ之ヲ準用ス

無記名式債券ノ所有者ニ対スル通知又ハ催告ハ公告ノ方法ニ依ルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

九　会計法規関係

(1)　会計法戦時特例

昭和一七年二月一八日 法律第一〇号

改正　昭一八法一〇〇

第一条　国務大臣ハ戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ軍ノ需要充足其ノ他ノ為必要アル場合ニ限リ勅令ノ定ムル所ニ依リ会計法第二十一条但書ノ規定ニ拘ラズ前金払若ハ概算払ヲ為シ又ハ手形ノ保証ヲ為スコトヲ得

第二条　陸軍又ハ海軍ノ出納官吏戦時ニ際シ戦地（戦争ニ準ズベキ事変地ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ於テ又ハ戦地往復中其ノ保管ニ係ル現金又ハ物品ヲ亡失毀損シタル場合ニ於テ国務大臣当該官吏ガ其ノ保管ニ付善良ナル管理者ノ注意ヲ怠ラザリシモノト認定シタルトキハ其ノ旨会計検査院ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ会計法第三十六条ノ証明アリタルモノト看做ス

第三条　国務大臣ハ戦時ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ヲシテ現金又ハ物品ノ出納保管ヲ掌ラシムルコトヲ得

出納官吏ニ関スル規定ハ前項ノ陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ニ付之ヲ準用ス

第四条　大東亜戦争ニ際シ補助ノ目的タル事業ノ進捗遅延其ノ他避クベカラザル事故ノ為年度内ニ補助費ノ支出ヲ終ルコト能ハザリシトキハ予算又ハ他ノ法律ニ定ムル場合ノ外之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第五条　大東亜戦争ニ際シ政府ニ於テ売買、貸借、請負其ノ他ノ契約ヲ為サントスル場合ニ於テ国務大臣必要アリト認ムルトキハ会計法第三十一条ノ規定ニ拘ラズ指名競争ニ付シ又ハ随意契約ニ依ルコトヲ得但シ不動産売払ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六条　大東亜戦争ニ際シ会計ニ関スル事務ノ簡捷ヲ図ル為必要アルトキハ一ノ会計又ハ勘定ニ属スル特定ノ経費又ハ収入ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ会計又ハ勘定ニ属セシム

ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リタル場合ニ於テハ予算ノ定ムル所ニ依リ当該会計又ハ勘定間ニ於テ必要ナル収支ノ調整ヲ為スモノトス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（昭和一七年勅令第四五〇号ヲ以テ昭和一七年四月二八日ヨリ施行）

昭和十三年法律第十六号ハ之ヲ廃止ス

附則（昭和十八年法律第百号）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大東亜戦争終了ノ際ニ於テ必要ナル経過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（2）会計規則等戦時特例

昭和一七年四月二七日勅令第四五一号

改正　昭一七法八〇六、一九法一四七、一九法三六五、一九法四九五

第一条　陸軍大臣又ハ海軍大臣戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ必要アルトキハ支出済ト為リタル歳出ノ返納金又ハ恩給法第五十九条ノ規定ニ依リ国庫ニ納付スベキ金額ヲ歳入ニ組入ルル場合ニ於テ当該支出官以外ノ支出官ヲシテ之ガ歳入徴収官トシテ徴収ノ手続ヲ為サシムルコトヲ得

第二条　会計規則及各特別会計規則ニ規定スル徴収報告書、徴収集計報告書、徴収総報告書、支出済額報告書、支出済額集計報告書及支出総報告書ハ戦時ニ限リ毎年度七月、十月及一月中並ニ翌年度四月中ニ各前三月間ニ於ケル収入又ハ支出ヲ、翌年度五月又ハ六月中ニ年度経過後ノ整理期間ニ於ケル収入又ハ支出ヲ取纒メタルモノニ依リ之ヲ調製シ送付スルコトヲ得

第三条　日本銀行戦時ニ際シ災害（戦闘行為、地震又ハ此等ニ関聯アル事件ニ因ル災害其ノ他非常ノ災害ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ因リ会計規則第百六十条第一項第二号ニ規定スル帳簿ヲ喪失シタル場合ニ於テ小切手ノ呈示アリタルトキハ同令第五十一条第一項ノ規定ニ依ル券面金額ガ支払予算各項定額ノ残高ニ超過スルコトナキカノ調査ヲ省略スルコトヲ得

第四条　支出官戦時ニ際シ小切手ノ所持人ヨリ償還ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ之ヲ調査シ償還スベキモノト認ムルトキハ会計規則第五十五条ノ規程ニ拘ラズ之ガ支払ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ハ支出官戦時ニ際シ会計規則第五十二条ノ規定ニ依リ日本銀行ノ支払ヲ受ケザル債主又ハ出納官吏ヨリ更ニ支払ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第五条　陸軍大臣、海軍大臣又ハ軍需大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ会計法第十七条ノ規定ニ依リ陸軍若ハ海軍ノ官衙ニ於ケル経費又ハ軍需省航空兵器総局ニ属スル経費ニ付主任ノ官吏ヲシテ現金支払ヲ為サシムル為其ノ資金ヲ当該官吏ニ前渡スルコトヲ得

会計規則第五十八条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ資金ヲ前渡スル場合ニ之ヲ準用ス

第六条　陸軍大臣及海軍大臣以外ノ各省大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ会計法第十七条ノ規定ニ依リ左ニ掲グル経費（軍需省所管ノモノニ在リテハ軍需省航空兵器総局ニ属スルモノヲ除ク）ニ付主任ノ官吏ヲシテ現金支払ヲ為サシムル為其ノ資金ヲ当該官吏ニ前渡スルコトヲ得

一　諸払戻金

二　調停委員、調停補助者、勧解者、鑑定委員、翻訳人又ハ計算人ニ支給スル旅費其ノ他ノ給与

三　釈放セラルベキ者ニ給与スル帰任旅費

四　朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁又ハ関東局ノ内地（樺太庁ニ関シテハ樺太ヲ除ク）ニ在ル事務所ノ経費

五　災害アリタル地方ニ於テ支払ヲ為ス経費但シ災害アリタル時ヨリ三月以内ニ支払ヲ為スモノニ限ル

会計規則第五十八条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ資金ヲ前渡スル場合ニ之ヲ準用ス

第七条　陸軍大臣及海軍大臣以外ノ各省大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ会計規則第五十七条第七号ニ規定スル経費（軍需省所管ノモノニアリテハ軍需省航空兵器総局ニ属スルモノヲ除ク）ニ付主任ノ官吏ヲシテ現金支払ヲ為サシムル為同号但書ノ規定ニ拘ラズ一主任官ニ付常時一万円ヲ超エザ

ル金額ノ制限内ニ於テ其ノ資金ヲ当該官吏ニ前渡スルコトヲ得

第八条　各省大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ会計法第二十一条ノ規定ニ依リ左ニ掲グル経費ニ付前金払ヲ為スコトヲ得

一　外国ニ於テ支払フ通信料
二　労力ノ供給ヲ請負フ者ニ支払フベキ経費
三　試験、研究又ハ調査ノ受託者ニ対シ支払フベキ経費
四　工業所有権ノ代償
五　漁業権ニ対スル補償金
六　物件又ハ工業所有権ノ借料
七　傭船料
八　特別ノ任務ヲ以テ行動スル者ニ支給スル俸給其ノ他ノ給与

第九条　各省大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ会計法第二十一条ノ規定ニ依リ左ニ掲グル経費ニ付概算払ヲ為スコトヲ得

一　前条第一号乃至第五号ニ掲グルモノ
二　軍艦、兵器及弾薬ノ代償
三　物件又ハ工業所有権ノ借料及借入物件ノ滅失又ハ之ニ準ズベキ毀損ニ因リテ生ジタル損害ニ対スル賠償金
四　運賃及傭船料

第十条　会計法戦時特例第一条ノ規定ニ依リ陸軍省、海軍省又ハ軍需省所管ノ経費（軍需省所管ノモノニ在リテハ軍需省航空兵器総局ニ属スルモノニ限ル）ニ付前金払又ハ概算払ヲ為スコトヲ得ルハ左ニ掲グルモノノ代価トス

一　軍艦以外ノ船舶並ニ其ノ材料及原料
二　軍艦、兵器及弾薬ノ材料及原料
三　鉄道用車両、軌条及枕木並ニ其ノ材料及原料
四　作業用器具機械並ニ其ノ材料及原料
五　被服並ニ其ノ材料及原料
六　糧秣並ニ其ノ材料及原料
七　衛生材料及獣医材料並ニ其ノ材料及原料
八　庁中用以外ノ燃料及潤滑油
九　陣中用品及練習用品並ニ其ノ材料及原料
十　艦営需品、港用品及衣糧器具
十一　土木建築其ノ他ノ工事並ニ其ノ材料及原料
十二　土地、建物及工作物

第十一条　会計法戦時特例第一条ノ規定ニ依リ陸軍省及海軍省以外ノ各省所管ノ経費（軍需省所管ノモノニ在リテハ軍需省航空兵器総局ニ属スルモノヲ除ク）ニ付前金払又ハ概算払ヲ為スコトヲ得ルハ左ニ掲グルモノノ代価トス

一　災害ヲ応急復旧スル為ニ必要ナル物件及土木建築其ノ他ノ工事並ニ其ノ材料
二　軍事ト密接ナル関係アル土木建築其ノ他ノ工事及其ノ材料
三　重要資源開発ノ為必要ナル土木建築其ノ他ノ工事及其ノ材料
四　前三号ニ掲グルモノヲ除クノ外国防目的達成ノ為緊要欠クベカラザル事業ニ必要ナル土木建築其ノ他ノ工事及其ノ材料
五　軍事ト密接ナル関係アル事業ノ用ニ供スル為必要ナル物品及其ノ材料
六　前号ニ掲グルモノヲ除クノ外国防目的達成ノ為緊要欠クベカラザル事業ノ用ニ供スル為必要ナル物品及其ノ材料

第十二条　陸軍大臣、海軍大臣又ハ軍需大臣会計法戦時特例第一条ノ規定ニ依リ手形ノ保証ヲ為スコトヲ得ルハ第九条第二号若ハ第十条第一号乃至第十一号ニ掲グル物件ノ買入製造、修理若ハ加工、同条第十一号ノ工事又ハ運送ニ付為シタル契約（軍需大臣ニ在リテハ軍需省航空兵器総局ノ取扱ニ係ルモノニ限ル）ノ相手方ガ当該契約ノ履行ニ要スル資金ヲ調達スル為振出シタル自己宛ノ為替手形ニシテ引受済ノモノナルコトヲ要ス但シ政府ガ其ノ満期ノ日ニ於テ手形金額ニ相当スル金額ヲ当該契約ノ代価ノ全部又ハ一部トシテ支払フコトヲ得ベキ場合ニ限ル

第十三条　陸軍大臣、海軍大臣又ハ軍需大臣ハ前条ニ規定スル契約ノ代価ノ支払ヲ為スベキ支出官又ハ出納官吏ヲシテ手形ノ保証ヲ為サシムベシ

第十四条　支出官又ハ出納官吏ハ保証ニ因ル手形上ノ債務ノ存続中ニ於テハ当該契約ノ代価ヨリ当該手形ノ金額ヲ控除シタル残額ヲ超エテ当該契約ノ代価ノ支払ヲ為スコトヲ得ズ但シ其ノ支払金ガ当該手形ノ支払ニ充テラルル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

第十五条　所管大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ会計法第二十二条ノ規定ニ依リ左ニ掲グル官署ノ事務費ニ付其ノ全部又ハ一部ヲ主務官吏ニ対シ渡切ヲ以テ支給スルコトヲ得

一　地方専売局煙草販売所

二　登記又ハ調停ノ事務ノミヲ取扱フ区裁判所

前項ノ渡切ト為スベキ歳出科目及支給ノ方法ハ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第十六条　陸軍大臣又ハ海軍大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ会計法第十九条ノ規定ニ依リ戦地（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ニ於ケル事変地ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ在ル出納官吏ヲシテ作戦行動上ノ必要ニ基キ緊急已ム得ザル経費ノ支払ヲ為サシムル為其ノ保管ニ係ル歳入金又ハ歳入歳出外現金ヲ繰替使用セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル現金ノ繰替使用ニ関スル手続ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣大蔵大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第十七条　陸軍大臣又ハ海軍大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ支出済ト為リタル歳出ノ返納金ヲ其ノ支払ヒタル経費ノ定額ニ戻入ルル場合ニ於テ他ノ支出官ヲシテ当該支出官ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第十八条　各省大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ十万円（戦地ニ在リテハ三十万円）ヲ超エザル指名競争契約又ハ随意契約ヲ為ス場合ニ限リ会計規則第八十七条ノ規定ニ拘ラズ請書其ノ他必要ナル書類ヲ徴シ同令第八十五条ニ規定スル契約書ノ作成ヲ省略スルコトヲ得

第十九条　各省大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ五万円ヲ超エザル工事、製造其ノ他ノ請負契約又ハ物件ノ買入ニ付テハ会計規則第九十二条第一項又ハ第九十四条ニ規定スル調書ノ作成ヲ省略スルコトヲ得

第二十条　各省大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ他ノ法令ニ定ムルモノノ外左ニ掲グル場合ニ於テハ随意契約ニ依ルコトヲ得

一　陸軍ノ官衙、軍隊、学校及病院竝ニ海軍ノ官衙、部隊学校、病院及艦船ニ於テ必要ナル物件ノ買入ヲ為シ又ハ製造、修理若ハ加工ヲ為サシムルトキ

二　土木建築其ノ他ノ工事ヲ請負ハシムルトキ

三　法令ニ依リ現ニ配給ノ統制ヲ為シ居ル物品ノ買入又ハ売払ヲ為ストキ

四　価格等統制令第七条ノ規定ニ依ル価格ノ額ノ指定アル物品ノ買入若ハ売払ヲ為シ、同条ノ規定ニ依ル賃貸料ノ額ノ指定アル物品ノ貸付若ハ借入ヲ為シ又ハ同条ノ規定ニ依ル加工賃ノ額ノ指定アル物品ノ加工ニ付契約ヲ為ストキ

五　政府ノ需要スル物品ノ製造、修理、加工又ハ納入ニ使用セシムル為之ニ必要ナル物品ノ売払ヲ為ストキ

六　予定代価二万円ヲ超エザル財産ノ売払ヲ為ストキ

第二十一条　各省大臣ハ戦時ニ限リ会計規則第百十二条及第百十九条ノ規定ニ依ル会計検査院ヘノ通知ヲ省略スルコトヲ得

第二十二条　各省大臣ハ戦時ニ際シ作戦上又ハ災害ニ因リ已ム得ザル場合ニ限リ戦地又ハ災害アリタル地方ニ在ル出納官吏ノ帳簿金櫃ノ定時ノ検査ヲ会計規則第百三十六条第一項ノ規定ニ拘ラズ三月三十一日以外ノ日ニ於テ為サシムルコトヲ得

第二十三条　戦時ニ際シ出納官吏ヲ交替シタル場合ニ於テ会計規則第百四十条ノ規定ニ依リ難キトキハ後任出納官吏ハ前任出納官吏ノ執行シタル出納ノ計算ヲ自己ノ執行シタル出納ノ計算ニ併セ出納計算書ヲ調製シ同令第百四十条乃至第百四十三条ノ手続ヲ為スベシ此ノ場合ニ於テハ出納計算書ニ各出納官吏ノ在職期間ヲ記載スベシ

前項ノ規定ニ依リ調製シタル出納計算書ノ内前任出納官吏ノ執行シタル出納ノ計算ニ相当スル部分ハ前任出納官吏ノ自ラ調製シタルモノト看做シ会計検査院ニテ検査判決ヲ為スベシ

第二十四条　戦時ニ際シ物品会計官吏交替シタル場合ニ於テ物品会計規則第十五条第二項本文ノ規定ニ依リ難キトキハ後任官吏ハ前任官吏ノ執行シタル出納ノ計算ヲ自己ノ執行シタル出納ノ計算ニ併セ物品出納計算書ヲ調製シ同条第一項ノ手続ヲ為スベシ此ノ場合ニ於テハ物品出納計算書ニ各官吏ノ在職期間ヲ記載スベシ

第二十五条　会計検査院法第十六条第一項ノ規定ニ依リ計算ノ検査及責任解除ヲ委託セラレタル官庁ハ戦時ニ限リ委託検査ニ付セラレタル現金ノ出納ヲ帳簿ヲ以テ証明セシメ会

計規則第百四十条乃至第百四十三条及第百四十五条ノ規定ニ依ル出納計算書ノ調製ヲ省略セシムルコトヲ得但シ同法第十六条第二項ノ規定ニ依リ会計検査院ニ於テ検査ヲ行フ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六条　各省大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ其ノ指定スル帳簿ヲ以テ会計規則及各特別会計規則ニ規定スル帳簿ニ代フルコトヲ得

各省大臣前項ノ規定ニ依リ帳簿ヲ指定セントスルトキハ予メ大蔵大臣ト協議スルコトヲ要ス

第二十七条　陸軍大臣、海軍大臣又ハ軍需大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ其ノ管理ニ属スル固有ノ不動産、動産又ハ工業所有権（軍需大臣ノ管理ニ属スルモノニ在リテハ軍需省航空兵器総局ノ取扱ニ係ルモノニ限ル）ニシテ軍需品ノ製造、修理又ハ加工ニ必要ナルモノヲ当該事業主ニ対シ無償ニテ使用セシムルコトヲ得

第二十八条　陸軍大臣又ハ海軍大臣戦時ニ際シ戦地ニ於テ軍事上必要ナル物品ヲ買入ノ方法ニ依リ取得スルコト困難ナル場合ニ於テハ交換ノ方法ニ依ルコトヲ得

第二十九条　前条ノ規定ニ依リ交換ヲ為サントスル場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指定スル交換価格ニ依ルベシ但シ陸軍大臣又ハ海軍大臣必要アリト認ムルトキハ他ノ官吏ニ交換価格ノ指定ヲ委任スルコトヲ得

前項ノ交換価格ハ交換ニ依リ取得セントスル物品ニ在リテハ現地ニ於ケル市価ヲ参酌シ物品ヲ取得スル為之ト交換スル物品ニ在リテハ原価ニ附属諸費及損減歩合ヲ加ヘ現地ニ於ケル市価ヲ参酌シテ之ヲ定ムベシ

第三十条　各省大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ会計規則第五十九条但書、第六十条但書、第百九条及第百十四条第二項ノ規定ニ依ル大蔵大臣トノ協議ヲ省略スルコトヲ得

各省大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ会計規則第二十八条第一項但書及第百二十七条第二項、物品会計規則第五条ノ二第二項並ニ大正五年勅令第二百五十六号第六条第二項ノ規定ニ依ル大蔵大臣トノ協議ヲ省略シ大蔵大臣ヘノ遅滞ナキ事後報告ニ止ムルコトヲ得

各省大臣戦時ニ際シ必要アルトキハ左ニ掲グル場合ニ限リ大正十年勅令第三百七十四号第三項ノ規定ニ依ル大蔵大臣トノ協議ヲ省略スルコトヲ得

一　軍ノ需要充足ノ為ノ必要ニ基キ物件ノ売払ヲ為ストキ

二　災害ニ関スル応急措置ノ為ノ必要ニ基キ物件ノ売払ヲ為ストキ

三　戦地ニ於ケル特別ノ事情ニ基キ代金ヲ本邦ニ於テ納入セシムル特約ヲ以テ物件ノ売払ヲ為ストキ

第三十一条　大蔵大臣戦時ニ際シ国家経済ノ円滑ナル運営ヲ確保スル為必要アルトキハ所管大臣ト協議シテ第八条乃至第十一条並ニ会計規則第五十九条及第六十条ノ規定ニ対シ制限ヲ設クルコトヲ得

大蔵大臣戦時ニ際シ災害ニ基ク特別ノ事情ニ因リ必要アルトキハ会計規則其ノ他ノ収入支出ニ関スル勅令ノ規定ニ対シ特例ヲ設クルコトヲ得

第三十二条　各省大臣大東亜戦争ニ際シ必要アルトキハ会計規則第十四条又ハ第十五条ノ規定ニ依ル支払予算又ハ其ノ更定計算書ノ会計検査院ヘノ送付ヲ省略スルコトヲ得

朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、満州国駐劄特命全権大使又ハ南洋庁長官大東亜戦争ニ際シ必要アルトキハ各特別会計規則ノ規定ニ依ル支払予算又ハ其ノ更定計算書ノ大蔵大臣及会計検査院ヘノ送付ヲ省略シ支払予算又ハ其ノ更定ノ日本銀行ヘノ通知ノミニ止ムルコトヲ得

第三十二条ノ二　毎年度歳出予算中第一予備金ヲ以テ補充シ得ベキ費途ハ大東亜戦争中ニ限リ会計規則第十八条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　議員歳費及旅費

二　諸払戻及補塡金

三　政府及都道府県職員共済組合給与金

四　臨時家族手当及戦時勤勉手当

五　専売品、材料素品、アルコール其ノ他原料補償、賠償、購買、回送及保管費

六　専売品交付金

七　保険金、再保険金、保険給付金、還付金、無事戻金及保険料精算返還金

八　損害保険国営再保険損害査定及防止費用負担金

九　損害保険国営再保険、為替交易調整、特殊財産資金及農業家畜再保険農業勘定借入金返還金及利子

十　価格差損及為替差補償金
十一　薪炭保管料及運搬費
十二　森林火災保険損害実査費及市町村交付金
十三　郵便年金及返還金
十四　朝鮮総督府、台湾総督府及関東局特別会計ヘ船員保険給付費其ノ他繰入
十五　台湾総督府、関東局、南洋庁及通信事業特別会計ヘ簡易生命保険及郵便年金業務取扱費繰入
十六　厚生保険特別会計ヘ郵便年金積立金繰入
十七　前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外補充費又ハ諸支出金ノ款又ハ項ニ属スル費目

第三十三条　各省大臣ハ大東亜戦争ニ際シ定額ノ繰越ヲ為サントスル場合ニ於テハ会計法第二十七条及会計法戦時特例第四条ニ規定スル事故繰越ノ場合ヲ除クノ外大蔵大臣ノ承認ハ之ヲ求ムルコトヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テハ各省大臣ハ翌年度四月三十日迄ニ大蔵大臣前項ノ繰越計算書ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ写ヲ会計検査院ニ送付スベシ

会計規則第七十八条第二項ノ規定ニ準ジ繰越計算書ヲ調製シ各事件毎ニ其ノ事由ヲ附シ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ

第三十四条　各省大臣ハ大東亜戦争ニ際シ定額ノ繰越ヲ為サントスル場合ニ於ケル繰越計算書ニハ会計規則第七十九条ノ規定ニ依ル契約書ノ写ノ添付ヲ省略スルコトヲ得

第三十五条　各省大臣大東亜戦争ニ際シ其ノ管理ニ属スル国有ノ工業所有権又ハ物件ヲ大蔵大臣ノ指定スル者ヲシテ使用セシメ又ハ大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ売払ヲ為ス場合ニ於テハ当該工業所有権ノ使用料又ハ当該物件ノ売払代金ハ後日之ヲ納付セシムルコトヲ得

第三十六条　会計法戦時特例第六条第一項ノ規定ニ依リ樺太庁特別会計ニ属スル印紙収入並ニ地方分与税分与金特別会計ニ属スル地租、家屋税及営業税ノ収入ハ之ヲ一般会計ニ属スル電気試験所ニ於ケル経費及収入（収入印紙ヲ以テ納メシムル手数料ノ収入ヲ除ク）並ニ無線電信講習所ニ於ケル経費及収入ハ之ヲ通信事業特別会計ノ業務勘定ニ属セシム

第三十七条　陸軍造兵廠ハ大東亜戦争中ニ限リ作業会計規則第二十九条ノ規定ニ拘ラズ其ノ作業ノ益金ヲ当該作業ヲ営ミタル年度ノ翌年度ノ一般ノ歳入ニ納付スルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十七年四月二十八日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廃止ス

昭和十二年勅令第五百八十四号
昭和十三年勅令第百六十二号

附　則（昭和一七年勅令第八〇六号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和一九年勅令第一四七号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十四条ノ改正規定中樺太庁特別会計ニ関スル部分ハ昭和十八年度ヨリ之ヲ適用シ其ノ他ノ部分ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和一九年勅令第三六五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正後ノ第二条及第三十二条ノ規定ハ一般会計並ニ特殊財産資金及臨時軍事費ノ両特別会計以外ノ各特別会計ニ在リテハ昭和十九年度所属ノ歳入又ハ歳出ニ関スル分ヨリ之ヲ適用ス

附　則（昭和一九年勅令第四九五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

昭和十八年勅令第六百五号ハ之ヲ廃止ス

（3）計算証明規程戦時特例

昭和一七年五月五日
会計検査院達第二号

改正　昭一七法四、一九法一

第一条　陸軍及海軍ノ戦時（戦争ニ準スヘキ事変ノ場合ヲ含ム）ニ於ケル計算証明ノ特例ハ本達ノ定ムル所ニ依ル軍需省ノ臨時軍事費ニ関スル計算証明ニ付亦同ジ

第二条　証憑書若ハ添附書類又ハ記載若ハ附記スベキ事項ニシテ軍ノ機密ニ属スルモノハ会計検査院ノ承認ヲ経テ符号等ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三条　証憑書若ハ添附書類又ハ記載事項若ハ附記事項ニシテ軍ノ機密ニ属スルモノハ会計検査院ノ承認ヲ経テ其ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ支障ナキ限リ省略シタル書類又ハ事項ノ要領ヲ摘記シタル書類ヲ提出スベシ

第四条　戦況其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ帳簿、証憑書類等ヲ棄却若ハ亡失毀損シ正規ノ証明ヲ為シ難キ場合ハ其ノ事由ヲ記載シタル証明書ヲ提出スベシ

第四条ノ二　戦地ニ於テ戦況其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ証憑書類ノ提出困難ナル場合ハ会計検査院ノ承認ヲ経テ保証書ヲ以テ代用スルコトヲ得

第五条　外貨表示ノ軍用手票ヲ以テ収支ヲ為シ又ハ大蔵大臣ノ定メタル特定地域ノ通貨ヲ基礎トシ若ハ其ノ通貨ヲ以テ収支ヲ為シタルモノハ計算証明規程（以下規程ト称ス）第三条ノ規定ニ拘ラズ証憑書類ノ表紙ニ其ノ旨ヲ記載シ各収支ノ換算ニ関スル書類ノ添附若ハ換算価格ノ附記ヲ省略スルコトヲ得

第六条　外国貨幣ヲ基礎トシ又ハ之ヲ以テ収支ヲ為シタルモノニシテ換算率ニ異動ナキ場合ハ規程第三条ノ規定ニ拘ラズ月証明若ハ年証明ノ合計金額ニ付換算ヲ為シ其ノ換算価格ヲ計算書ノ備考ニ記載シ各収支ノ換算ニ関スル書類ノ添附若ハ換算価格ノ附記ヲ省略スルコトヲ得

第七条　物品ノ交換ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ価格ニ差額ヲ生シタルモノハ其ノ収支ノ証憑書ニ算出ノ基礎ヲ示セル調書ヲ添附スベシ

第八条　物品ノ交換ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ価格ニ差額ヲ生セサルモノハ各交換毎ニ品名、数量及価格ヲ示セル物品交換調書ヲ当該担任官ニ於テ毎月調製シテ之ヲ提出スヘシ

第九条　歳入徴収額計算書ハ規程第五条ノ規定ニ拘ラス年一回調製シ六月末日限之ヲ提出スヘシ但シ作戦其ノ他已ムヲ得サル場合ニ於テハ二箇月延長スルコトヲ得

第十条　歳入ノ証憑書トシテ提出スベキモノハ規程第十一条ノ規定ニ拘ラス左ノ書類トス

一　収入ニ関スル決議書（陸軍ニ在リテハ納金証若ハ徴収書）但シ契約書ヲ提出セサルモノニ付テハ其ノ金額ノ内訳及徴収ノ事由ヲ附記スヘシ

二　戦地（戦争ニ準スヘキ事変ノ場合ニ於ケル事変地ヲ含ム以下之ニ同シ）ニ在リテハ十万円戦地外ニ在リテハ五万円ヲ超エル契約書

三　削除

四　延納ヲ許可シタルモノアルトキハ其ノ事由ヲ明ラカニシタル決議書

五　不納欠損ニ係ルモノアルトキハ其ノ事由ヲ明ラカニシタル決議書

前項第四号及第五号ノ決議書ハ戦地ニ在リテハ其ノ要旨ヲ記載シタル書類ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得戦地外ニ在リテモ事ノ簡明ナルモノニ付亦同シ

第十一条　物件ノ売払、貸付其ノ他ノ契約ニ付一般競争ニ付シタルモノハ規程第十二条第一項ノ規定ニ拘ラス左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　戦地ニ在リテハ五十万円戦地外ニ在リテハ二十万円ヲ超エル契約ニ付テハ予定価格調書及戦地外ニ在リテハ其ノ算出ノ基礎ヲ示セル書類

二　前号ノ契約ニ付テハ一番札ヨリ五番札ニ至ル入札書

三　土地ノ売払ニシテ一廉二十万円ヲ超ユルモノニ付テハ売買実例調書並関係土地及隣接地ノ状況ヲ明ニシタル図面ヲ添附スルハ規程第十五条ノ規定ニ拘ラス一廉二十万円ヲ超ユルモノトス但シ官庁間ノ契約ニ付テハ添附スルヲ要セス

前項ノ規定ハ羅売又ハ指名競争ニ依リタル契約ニ付之ヲ準用ス

第十二条　物件ノ売払、貸付其ノ他ノ契約ニシテ競争ニ付スルモ入札者ナク又ハ再度ノ入札ニ付スルモ落札者ナク若ハ落札者契約ヲ結ハサル場合ニ於テ更ニ競争ニ付シ又ハ随意契約ヲ為シタルトキハ規程第十三条ノ規定ニ拘ラス戦地ニ在リテハ五十万円戦地外ニ在リテハ二十万円ヲ超ユルモノニ限リ前回ノ競争ニ関シ其ノ概要ヲ証憑書ニ附記スヘシ

第十三条　財産ノ売払、物件ノ貸付其ノ他ノ契約ニシテ一般競争ニ付セサルモノニ付其ノ適用シタル法令ノ条項又ハ随意契約ヲ必要トスル事由ヲ証憑書ニ附記スルハ規程第十四条ノ規定ニ拘ラス之ヲ省略スルコトヲ得

第十四条　物件ノ売払、貸付其ノ他ノ契約ニシテ随意契約ニ依リタルモノニ付契約価格ヲ適当ト認メタル調書、其ノ算出ノ基礎ヲ示セル書類、土地ノ売買又ハ貸借ノ実例調書並関係土地及隣接地ノ状況ヲ明ニシタル図面ヲ添附スルハ規程第十五条ノ規定ニ拘ラス一廉二十万円ヲ超ユルモノトス但シ官庁間ノ契約ニ付テハ添附スルヲ要セス

戦地ニ在リテハ五十万円ヲ超ユルモノニ付契約価格ヲ適当

ト認メタル調書ヲ添附スルノ外前項ノ調書、書類及図面ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第十五条　物件ノ売払、貸付其ノ他ノ契約ニシテ変更、解除又ハ違約処分ヲ為シタルモノアルトキハ規程第十六条ノ規定ニ拘ラス五万円ヲ超ユルモノニ限リ其ノ関係書類ヲ提出スベシ但シ戦地ニ在リテハ証憑書ニ其ノ要旨ヲ附記シ之ニ代フルコトヲ得戦地外ニ在リテモ事ノ簡明ナルモノニ付亦同シ

第十六条　支出計算書及前渡資金出納計算書ハ規程第十八条第一項ノ規定ニ拘ラス翌月末日限リ之ヲ提出スヘシ但シ作戦其ノ他已ムヲ得サル場合ニ於テハ二箇月延長スルコトヲ得

第十六条ノ二　歳入歳出外現金ノ繰替使用ヲ為シタル陸軍所属ノ資金前渡官吏ノ調整スル前渡資金出納計算書ハ摘要欄ノ末尾ニ繰替受ノ科目ヲ設ケ本月受入額、前月末返納未済額、本月返納額、差引返納未済額ヲ本月領収額、前月迄領収額、本月還納額、差引計ノ欄ニ夫々記載スベシ

前項ノ計算書ニハ分任資金前渡官吏毎ニ繰替使用ヲ為シタル出納官吏別ノ本月受入額、前月末返納未済額、本月返納額、差引返納未済額ヲ明ニシタル調書ヲ添附スヘシ

繰替使用ヲ為シタル前項ノ出納官吏ハ証憑書トシテ左ノ書類ヲ提出スヘシ

一　繰替受入額ニ付テハ所属長官ノ命令書

二　繰替受返納額ニ付テハ其ノ領収証書

第十七条　手形ノ保証ヲ為シ又ハ当該手形ノ決済ヲ了シタルトキハ別紙書式ニ依リ手形保証調書ヲ作成シ支出計算書又ハ前渡資金出納計算書ニ添附スヘシ

第十八条　歳出ノ証憑書トシテ提出スヘキ書類ノ内契約書ハ手形ノ保証ヲ必要トシタル契約ヲ除クノ外規程第二十四条第一項及第四十三条ノ規定ニ拘ラス戦地ニ在リテハ三十万円戦地外ニ在リテハ十万円ヲ超ユルモノトス

契約書ヲ提出セサルモノニ付テハ請書若ハ其ノ他ノ書類ヲ提出シ又ハ領収証書若ハ請求書ニ基ク其ノ契約ノ要領ヲ附記スヘシ

第十九条　削除

第二十条　削除

第二十一条　工事、製造及物件ノ買入、借入其ノ他ノ契約ニ付一般競争ニ付シタルモノハ規程第二十八条第一項及第四十三条ノ規定ニ拘ラス左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　五十万円ヲ超ユル契約ヲ為シタルモノニ付テハ官庁間ノ契約ヲ除クノ外契約ニ関スル決議書類但シ戦地ニ在リテハ之ヲ省略スルコトヲ得

二　戦地ニ在リテハ五十万円戦地外ニ在リテハ二十万円ヲ超ユル契約ニ付テハ予定価格調書及戦地外ニ在リテハ其ノ算出ノ基礎ヲ示セル書類

三　前号ノ契約ニ付テハ一番札ヨリ五番札ニ至ル入札書

前項ノ規程ハ指名競争ニ付シタル契約ニ付之ヲ準用ス

第二十二条　工事、製造物件ノ買入、借入其ノ他ノ契約ニシテ競争ニ付スルモ入札者ナク又ハ再度ノ入札ニ付スルモ落札者ナク若ハ落札者契約ヲ結ハサル場合ニ於テ更ニ競争ニ付シ又ハ随意契約ヲ為シタルトキハ規程第二十九条及第四十三条ノ規定ニ拘ラス戦地ニ在リテハ五十万円戦地外ニ在リテハ二十万円ヲ超ユルモノニ限リ前回ノ競争ニ関シ其ノ概要ヲ証憑書ニ附記スヘシ

第二十三条　工事、製造又ハ財産ノ買入若ハ物件ノ借入其ノ他ノ契約ニシテ一般競争ニ付セサルモノニ付其ノ適用シタル法令ノ条項又ハ随意契約ヲ必要トセル事由ヲ証憑書ニ附記スルハ規程第三十条第一項及第四十三条ノ規定ニ拘ラス之ヲ省略スルコトヲ得

第二十四条　工事、製造及物件ノ買入、借入其ノ他ノ契約ニシテ随意契約ニ依リタルモノニ付決議書類、契約価格ヲ適当ト認メタル調書、其ノ算出ノ基礎ヲ示セル書類、土地ノ売買実例調書並関係土地及隣接地ノ状況ヲ明ニシタル図面ヲ添附スルハ規程第三十条第二項及第四十三条ノ規定ニ拘ラス一廉五十万円ヲ超ユルモノトス但シ官庁間ノ契約ニ付テハ添附スルヲ要セス

前項ノ書類、調書及図面ハ契約価格ヲ適当ト認メタル調書ヲ除クノ外戦地ニ在リテハ之カ添附ヲ省略スルコトヲ得

第二十五条　物件ノ買入、運送及労力供給ノ請負等ニ関シ単価契約ヲ為シタルモノアルトキハ規程第三十一条及第四十三条ノ規定ニ拘ラズ予定年額又ハ総額戦地ニ在リテハ三十万円戦地外ニ在リテハ十万円ヲ超ユルモノニ限リ其ノ契約

書類ヲ最初支払証明ノ際提出スヘシ

第二十六条　工事、製造及物件ノ買入、借入其ノ他ノ契約ニシテ変更、解除又ハ違約処分ヲ為シタルモノアルトキハ規程第三十二条及第四十三条ノ規程ニ拘ラス戦地ニ在リテハ三十万円戦地外ニ在リテハ十万円ヲ超ユルモノニ限リ其ノ関係書類ヲ提出スベシ但シ戦地ニ在リテハ証憑書ニ其ノ趣旨ヲ附記シ之ニ代フルコトヲ得戦地外ニ在リテモ事ノ簡明ナルモノニ付亦同シ

第二十六条ノ二　工事製造又ハ物件ノ買入其ノ他ノ契約ニ関スル領収証書ニ会計規則第九十二条第一項又ハ第九十四条ニ依リ作成シタル調書ヲ添附スルハ規程第三十三条第一項第四項及第四十三条ノ規定ニ拘ラス五万円ヲ超ユルモノトス

第二十七条　直営工事ニシテ最初支払証明ノ際起工ニ関スル決議書類、設計書、仕訳書、図面及其ノ附属書類（設計ヲ変更シタルトキハ其ノ書類）ヲ提出スルハ規程第三十四条第一項第三項及第四十三条ノ規定ニ拘ラス戦地ニ在リテハ五十万円戦地外ニ在リテハ二十万円ヲ超ユルモノトス但シ艦船、兵器及弾薬ノ製造、修理若ハ加工ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得

直営工事ニ付竣功報告書ヲ提出スルハ規則第三十四条第二項第三項及第四十三条ノ規定ニ拘ラス百万円ヲ超ユルモノトシ其ノ提出期限ハ竣功後四箇月以内トス但シ戦地ニ在リテハ其ノ要領ヲ記載シタル調書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第二十八条　材料ヲ官給スヘキ工事製造等ニシテ官給材料ノ予定数量算出ノ基礎ヲ明ニシタル調書ヲ添附スルハ規程第三十六条第二項及第四十三条ノ規定ニ拘ラス官給材料総額五十万円ヲ超ユルモノトス但シ一品目五万円未満ノモノハ掲記スルヲ要セス

戦地ニ在リテハ前項ノ調書ヲ省略スルコトヲ得

第二十九条　収入金現金出納計算書及歳入歳出外現金出納計算書ハ規程第五十条第一項第二号ノ規定ニ拘ラス六月末日限リ之ヲ提出スヘシ但シ作戦其ノ他已ムヲ得サル場合ニ於テハ二箇月延長スルコトヲ得

附　則（昭和十七年会計検査院達第四号）

本達ハ昭和十七年五月分ヨリ之ヲ適用ス

資　料　II

統　　計

統 計 目 次

第一表　臨時軍事費予定額中予算額内訳…… 3
第二表　種別科目別臨時軍事費支出勅裁済額一覧…… 5
第三表　勅裁別・勅裁年月日別・所管別臨時軍事費支出勅裁済額一覧…… 9
第四表　科目別・年度別臨時軍事費支出勅裁済額……12
第五表のⅠ　臨時軍時費歳入歳出予定額収入および支出済額比較（歳入）……20
第五表のⅡ　臨時軍時費歳入歳出予定額収入および支出済額比較（歳出）……20
第六表　科目別・年度別臨時軍事費歳入収入済額一覧……21
第七表のⅠ　臨時軍事費公債発行および借入金受入要項一覧（公債）……22
第七表のⅡ　臨時軍事費公債発行および借入金受入要項一覧（借入金）……34
第八表　科目別臨時軍事費勅裁済額中支出済額……40
第九表　科目別・年度別臨時軍事費支出済額……48
第十表　政府対民間一般当座予金収支……54

第一表　臨時軍事費予定額中予算額内訳

（単位　千円）

歳入出別	科目別	一般会計より移し整理額 北支事件費	同左追加	昭和12年	13年（第一次追加）
歳入（軍資金）	公債および繰替借入金	95,184	306,001	2,022,671	4,452,490
	軍事費献納金	0	0	0	1,000
	北支事件特別税	0	66,548	0	9,023
	特別会計ヨリ北支事件費財源受入	0	2,883	0	1,601
	一般会計より繰入	0	0	0	318,301
	関東局特別会計より繰入	0	0	0	4,224
	通信事業特別会計より繰入	0	0	0	16,000
	帝国鉄道特別会計より繰入	0	0	0	40,000
	朝鮮総督府特別会計より繰入	0	0	0	26,451
	台湾総督府特別会計より——	0	0	0	13,865
	樺太庁特別会計より繰入	0	0	0	2,634
	弁償および違約金	0	0	0	0
	懲罰および没収金	0	0	0	0
	物品払下代	0	0	0	0
	家畜払下代	0	0	0	0
	特別収入	0	0	0	0
	貨幣交換差増	0	0	0	0
	小切手支払未済金収入	0	0	0	0
	雑入	0	0	0	0
	建物貸下料	0	0	0	0
	雑収入	0	0	0	0
	借入金	0	0	0	0
	北支事件費借入金	0	36,591	0	0
	計	95,184	412,024	2,022,671	4,888,591
歳出（臨時軍事費）	陸軍臨時軍事費	46,084	57,024	1,422,713	3,257,000
	海軍臨時軍事費	9,100	95,000	349,958	1,043,000
	予備費	40,000	60,000	250,000	550,000
	臨時軍事費	0	0	0	0
	計	95,184	412,024	2,022,671	4,850,000

歳入出別	科目別	14年（第二次追加）	15年（第三次追加）	16年（第四次追加）	16年（第五次追加）
歳入（軍資金）	公債および繰替借入金	3,914,070	3,673,872	997,660	3,977,167
	軍事費献納金	2,000	1,500	0	0
	北支事件特別税	0	3,871	2,319	0
	特別会計ヨリ北支事件費財源受入	767	1,942	0	1,467
	一般会計より繰入	535,187	600,000	0	670,000
	関東局特別会計より繰入	7,410	12,107	0	23,803
	通信事業特別会計より繰入	16,000	17,000	0	20,000
	帝国鉄道特別会計より繰入	40,000	50,000	0	60,000
	朝鮮総督府特別会計より繰入	40,928	49,733	0	83,659
	台湾総督府特別会計より繰入	17,658	23,186	0	23,778
	樺太庁特別会計より繰入	4,670	6,614	0	10,348
	弁償および違約金	401	377	0	463
	懲罰および没収金	10	44	0	337
	物品払下代	6,611	6,105	0	2,232
	家畜払下代	897	360	0	932
	特別収入	2,055	527	0	532
	貨幣交換差増	1	1	0	—
	小切手支払未済金収入	3	12	0	41
	雑入	6,333	12,750	0	5,147
	建物貸下料	0	0	21	94
	雑収入	0	0	0	0
	借入金	0	0	0	0
	北支事件費借入金	0	0	0	0
	計	4,605,000	4,460,000	1,000,000	4,880,000
歳出（臨時軍事費）	陸軍臨時軍事費	3,143,000	2,973,000	0	0
	海軍臨時軍事費	812,000	737,000	0	0
	予備費	650,000	750,000	0	780,000
	臨時軍事費	0	0	1,000,000	4,100,000
	計	4,605,000	4,460,000	1,000,000	4,880,000

第一表　臨時軍事費予定額中予算額内訳　（単位　千円）

歳入出別	科目別	16年（第六次追加）	16年（第七次追加）	17年（第八次追加）	18年（第九次追加）
歳入（軍資金）	公債および繰替借入金	2,800,000	14,000,000	14,000,499	17,163,802
	軍事費献納金	0	2,154	2,154	18,809
	北支事件特別税	0	30	30	290
	特別会計ヨリ北支事件費財源受入	0	898	898	211
	一般会計より繰入	0	2,525,945	2,525,945	4,336,469
	関東局特別会計より繰入	0	55,798	55,798	71,756
	通信事業特別会計より繰入	0	65,000	65,000	64,000
	帝国鉄道特別会計より繰入	0	165,000	165,000	116,000
	朝鮮総督府特別会計より繰入	0	162,905	162,906	202,905
	台湾総督府特別会計より繰入	0	46,372	46,372	102,694
	樺太庁特別会計より繰入	0	19,020	19,020	22,169
	弁償および違約金	0	0	0	0
	懲罰および没収金	0	0	0	0
	物品払下代	0	0	0	0
	家畜払下代	0	0	0	0
	特別収入	0	0	0	0
	貨幣交換差増	0	0	0	0
	小切手支払未済金収入	0	0	0	0
	雑入	0	0	0	0
	建物貸下料	0	0	0	0
	雑収入	0	956,378	956,378	1,600,895
	借入金	0	0	0	0
	北支事件費借入金	0	0	0	0
	計	3,800,000	2,800,000	18,000,000	27,000,000
歳出（臨時軍事費）	陸軍臨時軍事費	0	0	0	0
	海軍臨時軍事費	0	0	0	0
	予備費	1,200,000	800,000	3,000,000	6,000,000
	臨時軍事費	2,600,000	2,000,000	15,000,000	21,000,000
	計	3,800,000	2,800,000	18,000,000	27,000,000

歳入出別	科目別	19年（第十次追加）	19年（第十一次追加）	20年（第十二次追加）	合計
歳入（軍資金）	公債および繰替借入金	20,809,751	5,197,777	35,298,578	118,290,557
	軍事費献納金	8,629	0	52,521	86,613
	北支事件特別税	78	0	1	83,223
	特別会計ヨリ北支事件費財源受入	202	0	1	9,973
	一般会計より繰入	7,335,710	0	10,113,584	26,649,780
	関東局特別会計より繰入	124,212	0	167,007	467,661
	通信事業特別会計より繰入	212,000	0	240,000	650,000
	帝国鉄道特別会計より繰入	255,000	0	275,750	1,001,570
	朝鮮総督府特別会計より繰入	413,966	0	620,213	1,611,067
	台湾総督府特別会計より繰入	148,228	0	208,872	586,813
	樺太庁特別会計より繰入	30,884	0	44,786	141,638
	弁償および違約金	0	0	0	1,241
	懲罰および没収金	0	0	0	390
	物品払下代	0	0	0	14,948
	家畜払下代	0	0	0	2,189
	特別収入	0	0	0	3,114
	貨幣交換差増	0	0	0	1
	小切手支払未済金収入	0	0	0	56
	雑入	0	0	0	24,230
	建物貸下料	0	0	0	115
	雑収入	1,661,317	1,602,223	7,842,226	13,663,039
	借入金	7,000,000	18,200,000	30,136,463	58,636,463
	北支事件費借入金	0	0	0	36,591
	計	38,000,000	25,000,000	85,000,000	221,961,471
歳出（臨時軍事費）	陸軍臨時軍事費	0	0	0	11,098,821
	海軍臨時軍事費	0	0	0	3,046,058
	予備費	7,000,000	5,000,000	25,000,000	51,080,000
	臨時軍事費	31,000,000	20,000,000	60,000,000	156,700,000
	計	38,000,000	25,000,000	85,000,000	221,924,879

備考：『臨時軍事費特別会計始末』（昭和12年7月より同21年2月）より集計，千円以下を四捨五入計上。以下の表についても同じ。

第二表　種別科目別臨時軍事費支出勅裁済額一覧　（単位　千円）

科目別	予算額のうち 一般会計より移し整理額	予算額のうち 本会計における成立額	予備費支出額	予算額のほか一般会計より移し整理額	予備費外予算超過支出額	計
大蔵省所管						
臨事軍事費	0	430,000	547,000	0	0	977,000
臨時軍事費	0	430,000	547,000	0	0	977,000
借入金利子	0	430,000	547,000	0	0	977,000
元陸軍省所管						
陸軍臨時軍事費	303,108	10,795,713	1,860,339	10,198	0	12,969,359
人件費	52,087	1,057,634	270,939	899	0	1,381,561
俸給	37,040	819,565	194,263	399	0	1,051,267
旅費	7,723	133,496	42,737	99	0	184,055
傭給	5,279	85,828	30,519	69	0	121,696
諸手当	2,045	18,745	3,421	332	0	24,543
物件費	244,393	9,574,642	1,563,293	8,535	0	11,390,862
需品費	7,966	311,441	92,834	119	0	412,360
郵便電信費	2,291	76,008	20,947	51	0	99,297
糧秣費	36,303	989,154	298,553	343	0	1,324,354
被服費	19,121	958,790	175,508	155	0	1,153,574
兵器費	78,507	4,863,810	372,173	4,742	0	5,319,233
馬匹費	19,162	182,486	49,264	642	0	251,555
演習費	866	90,211	22,745	28	0	113,850
患者費	2,246	123,588	40,221	11	0	166,065
運輸費	40,188	1,235,143	334,605	1,935	0	1,611,871
築造費	28,740	621,091	114,290	401	0	764,521
接待費	164	2,862	986	2	0	4,013
雑費	8,754	110,175	38,917	106	0	157,952
軍用鳩諸費	22	358	71	1	0	451
軍用犬諸費	63	555	148	1	0	767
救恤及び宣撫費	0	8,970	2,030	0	0	11,000
機密費	4,700	102,561	7,954	500	0	115,805
一時賜金	373	45,151	16,880	0	0	62,404
召集諸費	1,555	7,114	1,273	264	0	10,206
靖国神社臨時祭寄付	0	5,698	0	0	0	5,698
帝国在郷軍人会補助費	0	1,300	0	0	0	1,300
支那事件行賞諸費	0	1,523	0	0	0	1,523
臨時軍事費	0	86,145,100	14,110,830	0	164,690	100,420,620
人件費	0	8,024,186	1,591,093	0	0	9,615,279
俸給	0	5,911,881	1,252,738	0	0	7,164,619
旅費	0	749,598	109,771	0	0	859,370
傭給	0	1,218,492	204,187	0	0	1,422,679
諸手当	0	144,214	24,397	0	0	168,611
物件費	0	63,810,025	11,554,704	0	164,690	75,529,419
需品費	0	2,022,815	215,329	0	9,000	2,247,144
郵便電信費	0	463,113	75,674	0	0	538,787
糧秣費	0	13,270,674	2,641,456	0	16,690	15,928,821
被服費	0	4,795,679	1,005,336	0	17,000	5,818,015
兵器費	0	19,372,731	3,526,270	0	62,000	22,961,001

第二表　種別科目別臨時軍事費支出勅裁済額一覧（続き）　（単位　千円）

科目別	予算額のうち 一般会計より移し整理額	予算額のうち 本会計における成立額	予備費支出額	予算額のほか一般会計より移し整理額	予備費外予算超過支出額	計
燃料費	0	2,530,379	235,313	0	0	2,765,692
馬匹費	0	611,287	138,428	0	7,000	756,715
演習費	0	440,047	64,750	0	0	504,797
患者費	0	686,783	100,131	0	5,000	791,914
運輸費	0	5,136,747	1,103,050	0	28,000	6,267,797
築造費	0	13,413,264	2,207,606	0	20,000	15,640,869
接待費	0	12,032	1,985	0	0	14,018
雑費	0	1,024,520	233,139	0	0	1,257,660
軍用鳩諸費	0	6,653	1,451	0	0	8,104
軍用犬諸費	0	14,721	4,068	0	0	18,789
救恤宣撫費	0	8,579	717	0	0	9,296
機密費	0	373,788	37,736	0	0	411,524
一時賜金	0	156,637	22,055	0	0	178,691
靖国神社臨時祭寄付金	0	16,300	0	0	0	16,300
帝国在郷軍人会補助費	0	40,300	0	0	0	40,300
支那事件行賞諸費	0	7,552	687	0	0	8,239
臨時家族手当	0	189,038	19,905	0	0	208,943
召集諸費	0	36,979	265	0	0	37,244
俘虜収容費	0	275,853	170,614	0	0	446,467
軍政費	0	643,725	18,530	0	0	662,254
物資特別購入諸費	0	12,037,349	619,698	0	0	12,657,047
対南方交流物資費	0	1,508,406	515,887	0	0	2,024,294
現地間交流物資費	0	1,091,296	73,248	0	0	1,164,544
支那産材料物品費	0	8,365,665	689	0	0	8,364,977
軍装品及野戦酒保品整備費	0	250,364	9,470	0	0	259,834
原材料整備費	0	821,618	21,781	0	0	343,399
南方開発金庫貸付金	0	66,105	0	0	0	66,105
幼年学校自費生諸費	0	900	239	0	0	1,139
収容費	0	143	41	0	0	185
研究費	0	457,168	73,638	0	0	530,805
亡失金	0	250	0	0	0	250
行賞諸費	0	4,133	903	0	0	5,036
外国駐在員費	0	548	91	0	0	638
渡切諸費	0	432	48	0	0	480
供奉費	0	112	18	0	0	130
土地建造物利用費	0	297	54	0	0	351
地図製造費	0	1,415	226	0	0	1,642
在勤俸其他臨時増給	0	1,867	285	0	0	2,151

第二表　種別科目別臨時軍事費支出勅裁済額一覧（続き）　（単位　千円）

科目別	予算額のうち 一般会計より移し整理額	予算額のうち 本会計における成立額	予備費支出額	予算額のほか一般会計より移し整理額	予備費外予算超過支出額	計
元海軍省所管						
海軍臨時軍事費	104,100	2,941,958	417,850	0	0	3,463,908
俸給	8,414	133,511	34,893	0	0	176,818
庁費	277	6,140	1,065	0	0	7,482
雑給及雑費	2,507	22,145	3,757	0	0	28,407
衣糧費	2,759	72,546	12,611	0	0	87,916
造船造兵及修理費	62,417	1,933,263	257,430	0	0	2,253,111
患者費	442	12,150	1,396	0	0	13,988
軍港要港費	0	8,661	309	0	0	8,970
艦営費	21,455	372,332	80,611	0	0	474,398
水路費	28	4,315	68	0	0	4,411
教育諸費	2	625	57	0	0	684
接待費	62	781	144	0	0	987
機密費	1,500	29,864	3,050	0	0	34,414
船舶費	2,935	78,273	13,105	0	0	94,313
営繕費	1,050	239,024	0	0	0	240,074
戦時特別給与品費	252	3,799	814	0	0	4,864
雑費	0	12,121	0	0	0	12,121
一時賜金	0	4,278	0	0	0	4,278
扶助金	0	192	0	0	0	192
演習費	0	7,688	6,238	0	0	13,926
支那事変戦史編纂費	0	184	0	0	0	184
特殊造修費	0	0	2,300	0	0	2,300
支那事件行賞諸費	0	69	0	0	0	69
臨時軍事費	0	56,220,000	12,572,029	0	28,800	68,820,829
俸給	0	2,918,028	625,738	0	11,126	3,554,892
庁費	0	78,538	13,073	0	148	91,760
雑給及雑費	0	1,028,362	338,655	0	1,518	1,368,535
衣糧費	0	4,867,479	277,208	0	5,229	5,149,915
演習費	0	43,592	4,805	0	14	48,411
患者費	0	234,470	25,554	0	356	260,379
軍港要港費	0	119,634	17,994	0	0	137,629
艦営費	0	4,001,178	1,248,265	0	652	5,250,095
水路費	0	64,196	9,330	0	0	73,526
教育諸費	0	111,280	29,998	0	4	141,283
造船造兵及修理費	0	25,959,303	5,906,239	0	976	31,866,518
研究費	0	283,751	51,035	0	0	334,785
受託造修費	0	37,599	2,801	0	0	40,400
営繕費	0	8,477,341	3,074,144	0	0	11,551,486
船舶費	0	1,332,066	289,196	0	7,931	1,629,192
接待費	0	6,744	948	0	18	7,710
機密費	0	119,749	22,099	0	0	141,847
臨時家族手当	0	189,002	6,011	0	719	196,010
戦時特別給与品費	0	70,832	8,011	0	108	78,952
共済組合給与金	0	101,389	37,553	0	0	138,942
補助金	0	28,565	9,389	0	0	37,954
船舶応急処理費	0	38,046	3,237	0	0	41,283
物資特別購入諸費	0	2,475,518	6,340	0	0	2,481,858
占領地民政諸費	0	95,984	7,761	0	0	103,746

第二表　種別科目別臨時軍事費支出勅裁済額一覧（続き）　（単位　千円）

科目別	予算額のうち 一般会計より移し整理額	予算額のうち 本会計における成立額	予備費支出額	予算額のほか一般会計より移し整理額	予備費外予算超過支出額	計
払下図誌製造費	0	1,714	397	0	0	2,111
戦史編纂費	0	771	138	0	0	909
行賞諸費	0	1,336	317	0	0	1,653
気象費	0	16,972	3,074	0	0	20,047
運輸費	0	38,567	1,168	0	0	39,735
諸支出金	0	702,710	9,964	0	0	712,674
海軍火薬廠据置運転資本臨時補足	0	4,000	0	0	0	4,000
海軍燃料廠据置運転資本臨時補足	0	6,000	0	0	0	6,000
南方開発金庫貸付金	0	13,581	0	0	0	13,581
勤続手当	0	50,000	6,096	0	0	56,096
艦艇製造費	0	2,552,448	520,949	0	0	3,073,396
雑費	0	127,064	9,577	0	0	136,641
一時賜金	0	15,318	3,236	0	0	18,554
扶助金	0	3,545	1,349	0	0	4,894
支那事変戦史編纂費	0	213	25	0	0	238
支那事件行賞諸費	0	1,114	79	0	0	1,193
呉市水道費特別補助	0	2,000	0	0	0	2,000
元軍需省所管						
臨時軍事費	0	13,904,900	5,013,630	0	0	18,918,530
人件費	0	7,368	6,080	0	0	13,448
俸給	0	3,154	2,451	0	0	5,605
旅費	0	1,498	1,168	0	0	2,666
傭給	0	1,627	1,550	0	0	3,177
諸手当	0	1,089	911	0	0	2,000
物件費	0	13,890,991	5,002,965	0	0	18,893,955
庁費	0	1,123	1,902	0	0	3,025
食料費	0	523	497	0	0	1,020
兵器費	0	13,264,000	4,400,000	0	0	17,664,000
施設費	0	624,711	599,923	0	0	1,224,634
接待費	0	55	65	0	0	120
雑費	0	578	578	0	0	1,156
機密費	0	330	390	0	0	720
諸支出金	0	209	192	0	0	402
死亡賜金	0	5	5	0	0	10
官吏療治料	0	1	1	0	0	1
死傷手当	0	2	2	0	0	4
死亡手当	0	1	1	0	0	1
賠償及訴訟費	0	4	5	0	0	8
共済組合給与金	0	23	21	0	0	43
応召職員給補塡金	0	176	159	0	0	335
償還金	0	2	3	0	0	5
補助費	0	6,000	4,000	0	0	10,000
合計	407,208	170,437,671	34,521,678	10,198	193,490	205,570,246

第三表　勅裁種別・勅裁年月日別・所管別臨時軍事費支出勅裁済額一覧（単位　千円）

勅裁年月日	勅裁種別	大蔵省所管	元陸軍省所管	元海軍省所管	元軍需省所管	計
昭和12年度						
勅裁を経るを要せずし支出したる額	予算額の内一般会計より移し整理額	0	303,108	104,100	0	407,208
本会計に移し整理前別途勅裁を経たる額	予算額の外一般会計より移し整理額	0	10,198	0	0	10,198
12. 9. 15	予算額の内本会計における成立額	0	1,119,923	299,263	0	1,418,987
10. 30	同	0	302,989	0	0	302,989
同	予備費支出額	0	145.260	0	0	145,260
11. 17	予算額の内本会計における成立額	0	0	50,695	0	50,695
同	予備費支出額	0	0	7,500	0	7,500
13. 1. 22	同	0	139,740	57,500	0	197,240
計		0	2,021,019	519,058	0	2,540,078
昭和13年度						
13. 4. 12	予算額の内本会計における成立額	0	1,540,000	0	0	1,540,000
4. 13	同	0	0	434,020	0	434,020
7. 22	同	0	810,601	0	0	810,601
8. 8	同	0	0	296,937	0	296,937
9. 22	同	0	848,801	0	0	848,801
11. 4	同	0	0	229,036	0	229,036
12. 3	同	0	57,599	0	0	57,599
同	予備費支出額	0	326,485	0	0	326,485
14. 1. 21	同	0	100,000	122,300	0	222,300
同	予算額の内本会計における成立額	0	0	83,006	0	83,006
3. 20	同	0	600,000	0	0	600,000
計		0	4,283,435	1,165,300	0	5,448,785
昭和14年度						
14. 4. 12	予算額の内本会計における成立額	0	5	230,227	0	230,227
5. 1	同	0	900,000	0	0	900,000
6. 28	同	0	0	249,304	0	249,304
7. 17	同	0	850,000	0	0	8500000
10. 28	同	0	0	249,751	0	249,751
11. 18	同	0	735,000	0	0	735,000
15. 1. 23	同	0	58,000	0	0	58,000
同	予備費支出額	0	503,320	0	0	503,320
1. 30	予算額の内本会計における成立額	0	0	82,719	0	82,719
同	予備費支出額	0	0	127,550	0	127,550
3. 26	予算額の内本会計における成立額	0	900,000	0	0	900,000
計		0	3,946,320	939,550	0	4,885,870
昭和15年度						
15. 4. 17	予算額の内本会計における成立額	0	0	208,341	0	208,341
6. 8	同	0	900,000	0	0	900,000
7. 29	同	0	0	229,862	0	229,862
9. 14	同	0	900,000	0	0	900,000
11. 13	同	0	0	200,000	0	200,000

第三表　勅裁種別・勅裁年月日別・所管別臨時軍事費支出勅裁済額一覧(続き)(単位　千円)

勅裁年月日	勅裁種別	大蔵省所管	元陸軍省所管	元海軍省所管	元軍需省所管	計
11. 16	同	0	273,000	0	0	273,000
同	予備費支出額	0	477,000	0	0	477,000
12. 21	予算額の内本会計における成立額	0	0	98,797	0	98,797
同	予備費支出額	0	0	103,000	0	103,000
16. 1. 16	同	0	168,534	0	0	168,534
2. 15	予算額の内本会計における成立額	0	500,000	500,000	0	1,000,000
3. 22	同	0	800,000	0	0	800,000
計		0	4,018,534	1,340,000	0	5,358,534
昭和16年度						
16. 4. 12	予算額の内本会計における成立額	0	0	550,000	0	550,000
5. 31	同	0	600,000	0	0	600,000
6. 21	同	0	0	550,000	0	550,000
7. 5	同	0	600,000	0	0	600,000
8. 2	同	0	497,000	0	0	497,000
8. 9	同	0	0	250,000	0	250,000
9. 17	同	0	253,000	0	0	253,000
同	予備費支出額	0	147,000	0	0	147,000
10. 4	同	0	0	324,411	0	324,411
10. 29	同	0	330,400	0	0	330,400
11. 1	予備費外予算超過支出額	0	74,690	0	0	74,690
11. 5	同	0	90,000	28,800	0	118,800
11. 29	予算額の内本会計における成立額	0	300,000	750,000	0	1,050,000
12. 6	同	0	800,000	0	0	800,000
12. 27	同	0	0	350,000	0	350,000
17. 1. 10	同	0	1,400,000	0	0	1,400,000
1. 28	同	0	0	800,000	0	800,000
3. 7	同	0	1,000,000	0	0	1,000,000
3. 23	同	0	0	1,000,000	0	1,000,000
3. 27	同	0	3,200,000	0	0	3,200,000
計		0	9,292,090	4,603,211	0	13,895,301
昭和17年度						
17. 6. 3	予算額の内本会計における成立額	0	0	1,050,000	0	1,050,000
7. 11	同	0	2,200,000	0	0	2,200,000
8. 15	同	0	0	1,500,000	0	1,500,000
9. 26	同	0	2,200,000	0	0	2,200,000
10. 19	同	0	0	1,500,000	0	1,500,000
12. 17	同	0	50,000	1,500,000	0	1,550,000
同	予備費支出額	0	1,333,330	0	0	1,333,330
18. 1. 28	同	0	0	1,050,000	0	1,050,000
1. 30	同	0	1,600,000	0	0	1,600,000
3. 18	予算額の内本会計における成立額	0	0	1,077,618	0	1,077,618
3. 20	同	0	3,500,000	0	0	3,500,000
計		0	10,883,330	7,677,618	0	18,560,948

第三表　勅裁種別・勅裁年月日別・所管別臨時軍事費支出勅裁済額一覧(続き)(単位　千円)

勅裁年月日	勅裁種別	大蔵省所管	元陸軍省所管	元海軍省所管	元軍需省所管	計
昭和18年度						
18. 4. 7	予算額の内本会計における成立額	0	0	1,500,000	0	1,500,000
6. 5	同	0	3,500,000	1,500,000	0	5,000,000
7. 31	同	0	0	1,500,000	0	1,500,000
8. 18	同	0	3,500,000	0	0	3,500,000
10. 2	同	0	0	1,500,000	0	1,500,000
11. 10	同	0	0	3,422,382	0	3,422,382
同	予備費支出額	0	0	577,618	0	577,618
11. 20	同	0	950,000	0	0	950,000
12. 15	同	0	3,647,700	0	0	3,647,700
12. 18	同	0	0	0	2,430	2,430
19. 1. 15	同	0	0	1,500,000	0	1,500,000
2. 16	予算額の内本会計における成立額	0	1,100,000	0	0	1,100,000
3. 1	同	0	0	1,500,000	2,000,000	3,500,000
3. 23	同	0	0	4,000,000	0	4,000,000
3. 24	同	0	6,500,000	0	0	6,500,000
計		0	19,197,700	17,000,000	2,002,430	38,200,130
昭和19年度						
19. 5. 19	予算額の内本会計における成立額	0	0	0	2,002,500	2,002,500
5. 31	同	0	0	4,000,000	0	4,000,000
6. 16	同	0	6,500,000	0	0	6,500,000
8. 15	同	0	2,200,000	0	0	2,200,000
8. 19	同	0	0	1,197,500	0	1,197,500
同	予備費支出額	0	0	2,802,500	0	2,802,500
9. 5	同	0	0	0	1,603,200	1,603,200
9. 15	予算額の内本会計における成立額	0	10,000,000	0	0	10,000,000
10. 20	同	0	0	4,000,000	2,502,400	6,502,400
11. 17	同	0	3,497,600	0	0	3,497,600
同	予備費支出額	0	4,602,400	0	0	4,602,400
12. 23	同	0	0	1,800,000	0	1,800,000
12. 26	同	9	1,500,000	0	0	1,500,000
20. 2. 2	予算額の内本会計における成立額	0	10,700,000	5,500,000	0	16,200,000
2. 13	同	0	0	0	3,044,000	3,044,000
2. 23	同	0	10,400,000	0	0	10,400,000
2. 27	同	0	0	7,795,000	0	8,225,000
計		0	49,400,000	27,095,000	9,152,100	86,077,100
昭和20年度						
20. 5. 25	予算額の内本会計における成立額	0	0	0	4,356,000	4,356,000
6. 16	同	0	1,067,500	0	0	1,067,500
7. 3	同	0	9,280,000	6,845,000	0	16,125,000
9. 4	同	0	0	582,500	0	582,500
同	予備費支出額	545,000	0	4,517,500	3,408,000	8,470,500
12. 1	同	2,000	0	0	0	2,000
計		547,000	10,347,500	11,945,000	7,764,000	30,603,500
合計		977,000	113,389,979	72,284,737	18,918,530	205,570,246

第四表　科目別・年度別臨時軍事費支出勅裁済額

(単位　千円)

科目別＼年度別	昭和12年	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
大蔵省所管									
臨時軍事費	0	0	0	0	0	0	0	430,000	547,000
臨時軍事費	0	0	0	0	0	0	0	430,000	547,000
借入金利子	0	0	0	0	0	0	0	430,000	547,000
元陸軍省所管									
臨時軍事費	2,021,019	4,283,485	3,946,320	4,108,534	9,292,090	10,883,330	19,197,700	49,400,000	10,347,500
陸軍臨時軍事費	2,021,019	4,283,485	3,946,320	2,718,534	0	0	0	0	0
人件費	169,679	412,500	449,395	349,987	0	0	0	0	0
俸給	118,866	323,503	349,727	259,171	0	0	0	0	0
旅費	23,678	48,830	55,842	55,705	0	0	0	0	0
傭給	17,540	35,461	38,880	29,815	0	0	0	0	0
諸手当	9,595	4,707	4,945	5,296	0	0	0	0	0
物件費	1,812,598	3,777,160	3,462,703	2,338,302	0	0	0	0	0
需品費	84,461	105,887	128,971	93,041	0	0	0	0	0
郵便電信費	12,473	21,113	39,866	25,845	0	0	0	0	0
糧秣費	138,811	440,000	449,796	295,747	0	0	0	0	0
被服費	194,043	360,000	357,030	242,501	0	0	0	0	0
兵器費	889,488	1,868,060	1,450,260	1,111,424	0	0	0	0	0
馬匹費	76,120	71,000	58,680	45,755	0	0	0	0	0
演習費	2,771	16,000	52,842	42,238	0	0	0	0	0
患者費	29,739	48,000	51,661	36,665	0	0	0	0	0
運輸費	159,825	673,000	509,549	269,497	0	0	0	0	0
築造費	194,879	125,000	306,186	138,456	0	0	0	0	0
接待費	497	1,200	1,132	1,183	0	0	0	0	0
雑費	29,331	47,700	48,636	32,286	0	0	0	0	0
軍用鳩諸費	67	100	170	114	0	0	0	0	0
軍用犬諸費	191	100	259	216	0	0	0	0	0
救恤及宣撫費	0	0	7,667	3,333	0	0	0	0	0
機密費	29,700	38,785	25,403	21,717	0	0	0	0	0
一時賜金	4,737	50,000	2,111	5,556	0	0	0	0	0
召集諸費	4,206	4,000	2,000	0	0	0	0	0	0
靖国神社臨時祭寄附金	0	1,040	3,408	1,250	0	0	0	0	0
帝国在郷軍人会補助費	0	0	1,300	0	0	0	0	0	0
支那事件行賞諸費	0	0	0	1,523	0	0	0	0	0
臨時軍事費	0	0	0	1,300,000	9,292,090	10,883,330	19,197,700	49,400,000	10,347,500
人件費	0	0	0	156,074	844,184	1,591,435	2,261,705	3,688,751	1,073,129
俸給	0	0	0	118,551	616,120	1,155,010	1,551,473	2,731,508	991,956
旅費	0	0	0	20,754	112,303	163,262	207,499	250,357	105,194
傭給	0	0	0	14,899	104,629	247,095	456,191	645,321	45,425
諸手当	0	0	0	1,900	11,132	26,068	46,542	61,565	21,404
物件費	0	0	0	1,128,880	8,038,555	8,895,793	15,352,631	34,223,898	7,894,663
需品費	0	0	0	44,914	276,958	282,403	524,186	1,028,016	90,669
郵便電信費	0	0	0	12,574	61,049	84,394	146,577	180,759	53,434
糧秣費	0	0	0	149,932	992,460	1,295,265	3,008,070	9,436,182	1,046,911
被服費	0	0	0	114,479	554,633	583,459	1,173,010	2,733,302	659,133
兵器費	0	0	0	518,796	3,731,239	4,292,026	4,901,315	7,259,406	2,258,219
燃料費	0	0	0	0	0	84,164	556,585	1,246,505	878,438
馬匹費	0	0	0	19,283	229,966	106,731	155,699	265,862	11,819

第四表　科目別・年度別臨時軍事費支出勅裁済額（続き）

（単位　千円）

科目別＼年度別	昭和12年	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
演習費	0	0	0	16,618	108,421	119,401	93,921	118,771	47,665
患者費	0	0	0	15,666	129,170	86,888	194,426	298,915	66,849
運輸費	0	0	0	146,227	951,626	1,028,898	1,509,498	2,040,839	590,709
築造費	0	0	0	73,499	890,645	760,671	2,748,783	9,034,186	2,133,084
接待費	0	0	0	472	2,380	2,966	3,167	4,166	867
雑費	0	0	0	15,284	107,313	159,451	327,396	569,037	79,179
軍用鳩諸費	0	0	0	53	894	1,937	2,327	2,631	262
軍用犬諸費	0	0	0	85	2,457	6,088	5,930	3,879	351
救恤及宣撫費	0	0	0	1,000	3,350	1,050	1,743	1,441	712
機密費	0	0	0	5,875	42,275	38,200	69,572	147,973	107,629
一時賜金	0	0	0	2,633	18,802	34,660	50,738	45,209	26,650
靖国神社臨時祭寄附金	0	0	0	1,250	2,600	1,350	5,858	3,997	1,245
帝国在郷軍人会補助費	0	0	0	800	1,000	3,000	9,297	12,916	13,287
支那事件行賞諸費	0	0	0	1,029	4,113	3,093	0	0	0
臨時家族手当	0	0	0	3,459	15,527	11,250	59,877	77,565	41,265
召集諸費	0	0	0	0	12,377	0	4,961	10,954	8,951
俘虜収容費	0	0	0	0	0	128,322	157,676	164,689	4,220
軍政費	0	0	0	0	0	0	157,676	483,912	94,223
物資特別購入諸費	0	0	0	0	250,000	114,977	84,119	10,319,142	1,036,350
対南方交流物資費	0	0	0	0	150,000	55,659	625,724	1,314,155	9,926
現地間交流物資費	0	0	0	0	20,000	28,736	68,200	1,048,984	1,375
支那産材料物品費	0	0	0	0	80,000	141,900	242,654	7,288,658	611,765
軍装品及野戦酒保品整備費	0	0	0	0	0	0	0	194,460	65,374
原材料整備費	0	0	0	0	0	0	0	472,886	370,513
南方開発金庫貸付金	0	0	0	0	50,000	0	16,105	0	0
幼年学校自費生諸費	0	0	0	0	138	413	588	0	0
収容費	0	0	0	0	14	42	128	0	0
研究費	0	0	0	0	17,500	60,796	181,908	216,594	54,008
亡失金	0	0	0	0	0	0	0	0	250
行賞諸費	0	0	0	0	0	0	3,349	2,427	739
外国駐在員費	0	0	0	0	0	0	330	225	84
渡切諸費	0	0	0	0	0	0	175	170	135
供奉費	0	0	0	0	0	0	65	48	18
土地建造物利用費	0	0	0	0	0	0	198	111	41
地図製造費	0	0	0	0	0	0	818	601	223
在勤俸其他臨時増給	0	0	0	0	0	0	1,025	819	307
元海軍省所管									
臨時軍事費	519,058	1,165,300	939,550	1,340,000	3,603,211	7,677,618	17,000,000	27,095,000	11,945,000
海軍臨時軍事費	519,058	1,165,300	939,550	840,000	0	0	0	0	0
俸給	19,196	49,636	50,329	57,657	0	0	0	0	0
庁費	955	2,015	2,342	2,170	0	0	0	0	0
雑給及雑費	4,293	7,143	8,295	8,678	0	0	0	0	0
衣糧費	15,844	21,247	23,824	27,002	0	0	0	0	0
造船造兵及修理費	361,839	750,369	619,596	521,307	0	0	0	0	0
患者費	2,479	2,916	4,901	3,692	0	0	0	0	0
軍港要港費	863	2,287	4,478	1,342	0	0	0	0	0
艦営費	76,803	170,048	114,443	113,104	0	0	0	0	0
水路費	102	618	1,780	1,911	0	0	0	0	0
教育諸費	7	85	283	309	0	0	0	0	0

第四表　科目別・年度別臨時軍事費支出勅裁済額（続き）

（単位　千円）

科目別＼年度別	昭和12年	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
接待費	111	377	246	254	0	0	0	0	0
機密費	5,200	13,044	6,850	9,320	0	0	0	0	0
船舶費	9,620	23,674	34,079	26,940	0	0	0	0	0
営繕費	19,506	99,806	63,180	57,582	0	0	0	0	0
戦時特別給与品費	590	1,722	1,249	1,303	0	0	0	0	0
雑費	988	8,857	222	2,105	0	0	0	0	0
一時賜金	714	2,599	517	448	0	0	0	0	0
扶助金	0	75	51	66	0	0	0	0	0
演習費	0	6,420	2,758	4,748	0	0	0	0	0
支那事変戦史編纂費	0	61	61	61	0	0	0	0	0
特殊造修費	0	2,300	0	0	0	0	0	0	0
支那事件行賞諸費	0	0	69	0	0	0	0	0	0
臨時軍事費	0	0	0	500,000	4,603,211	7,677,618	17,000,000	27,095,000	11,945,000
俸給	0	0	0	14,509	168,897	344,244	909,959	1,008,066	1,109,216
庁費	0	0	0	302	2,594	6,069	37,509	25,650	19,635
雑給及雑費	0	0	0	3,600	23,853	45,885	407,413	587,735	300,049
衣糧費	0	0	0	13,971	107,454	232,788	686,564	3,031,574	1,077,565
演習費	0	0	0	230	15,850	722	10,341	13,204	8,063
患者費	0	0	0	2,138	10,226	22,013	48,764	120,447	56,971
軍港要港費	0	0	0	297	14,327	21,209	38,030	42,970	20,975
艦営費	0	0	0	41,820	332,376	524,203	1,012,055	1,961,168	1,378,474
水路費	0	0	0	800	5,523	7,391	26,347	23,445	10,020
教育諸費	0	0	0	22	491	6,918	30,384	71,088	32,379
造船造兵及修理費	0	0	0	334,000	2,672,155	3,532,649	8,562,607	12,218,934	4,546,174
研究費	0	0	0	0	5,000	57,817	76,737	154,762	40,469
受託造修費	0	0	0	0	0	160	8,589	16,300	15,351
営繕費	0	0	0	68,800	916,533	1,076,981	2,514,214	4,595,952	2,379,004
船舶費	0	0	0	15,000	224,345	277,653	536,463	397,958	177,773
接待費	0	0	0	36	317	750	2,044	2,773	1,791
機密費	0	0	0	1,500	26,652	23,248	40,099	25,629	24,719
臨時家族手当	0	0	0	1,440	9,184	17,836	54,570	55,780	57,200
戦時特別給与品費	0	0	0	100	2,030	8,493	18,271	40,869	9,189
共済組合給与金	0	0	0	295	7,978	15,490	28,824	43,149	43,206
補助金	0	0	0	0	0	5,679	7,212	17,330	7,732
船舶応急処理費	0	0	0	0	0	0	30,150	7,033	4,100
物資特別聘入諸費	0	0	0	0	0	14,378	21,933	1,995,587	449,960
占領地民政諸費	0	0	0	0	0	0	42,829	49,000	11,917
払下図誌製造費	0	0	0	0	0	0	527	846	738
戦史編纂費	0	0	0	0	0	0	332	400	177
行賞諸費	0	0	0	0	0	0	612	700	341
気象費	0	0	0	0	0	0	3,000	11,227	5,820
運輸費	0	0	0	0	0	0	0	24,744	14,991
諸支出金	0	0	0	0	0	0	86,730	540,680	85,264
海軍火薬廠据置運転資本臨時補足	0	0	0	0	0	0	0	4,000	0
海軍燃料廠据置運転資本臨時補足	0	0	0	0	0	0	0	6,000	0
南方開発金庫貸付金	0	0	0	0	0	8,763	4,818	0	0
勤続手当	0	0	0	0	0	0	0	0	56,096
艦艇製造費	0	0	0	0	50,000	1,402,362	1,603,034	0	0
雑費	0	0	0	616	2,538	1,650	131,837	0	0
一時賜金	0	0	0	400	1,706	1,748	14,700	0	0
扶助金	0	0	0	90	369	1,933	2,501	0	0

第四表　科目別・年度別臨時軍事費支出勅裁済額（続き）

（単位　千円）

科目別＼年度別	昭和12年	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
支那事変戦史編纂費	0	0	0	8	144	86	0	0	0
支那事件行賞諸費	0	0	0	26	668	499	0	0	0
呉市水道費特別補助	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0
元軍需省所管									
臨時軍事費	0	0	0	0	0	0	2,002,430	9,152,100	7,764,000
臨時軍事費	0	0	0	0	0	0	2,002,430	9,152,100	7,764,000
人件費	0	0	0	0	0	0	730	7,831	4,887
俸給	0	0	0	0	0	0	200	3,569	1,837
旅費	0	0	0	0	0	0	80	1,647	939
傭給	0	0	0	0	0	0	352	1,632	1,193
諸手当	0	0	0	0	0	0	98	984	918
物件費	0	0	0	0	0	0	2,001,510	9,140,679	7,751,767
庁費	0	0	0	0	0	0	1,175	918	932
食料費	0	0	0	0	0	0	113	535	372
兵器費	0	0	0	0	0	0	2,000,000	8,464,000	7,200,000
施設費	0	0	0	0	0	0	159	674,901	549,575
接待費	0	0	0	0	0	0	25	60	35
雑費	0	0	0	0	0	0	38	266	853
機密費	0	0	0	0	0	0	150	360	210
諸支出金	0	0	0	0	0	0	40	228	134
死亡賜金	0	0	0	0	0	0	2	5	3
官吏療治料	0	0	0	0	0	0	1	1	1
死傷手当	0	0	0	0	0	0	1	2	1
死亡手当	0	0	0	0	0	0	1	1	1
賠償及訴訟費	0	0	0	0	0	0	2	4	2
共済組合給与金	0	0	0	0	0	0	4	24	15
応召職員給補塡金	0	0	0	0	0	0	31	192	112
償還金	0	0	0	0	0	0	1	3	1
補助費	0	0	0	0	0	0	0	3,000	7,000
合計	2,540,078	5,448,785	4,885,870	5,358,534	13,895,301	18,560,948	38,200,130	86,077,100	30,603,500

第五表のⅠ　臨時軍事費歳入歳出予定額収入および支出済額比較（歳入）(単位　千円)

科目別	予定額			収入済額	予定額に比し過・不足(△)
	予算額	予算外収入予定額	計		
軍資金	221,961,471	203,688	222,165,159	173,306,154	△48,859,005
公債及繰替借入金	118,290,557	10,198	118,300,755	107,107,335	△11,193,420
軍事費献納金	86,613	0	86,613	59,595	△ 27,018
北支事件特別税	83,223	0	83,223	83,224	1
特別会計より北支事件費財源受入	9,973	0	9,973	9,881	△ 92
一般会計より繰入	26,649,800	193,490	26,843,290	16,729,706	△10,113,584
関東局特別会計より繰入	467,661	0	467,661	176,442	△ 291,219
通信事業　〃	650,000	0	650,000	410,000	△ 240,000
帝国鉄道　〃	1,001,750	0	1,001,750	727,000	△ 274,750
朝鮮総督府　〃	1,611,067	0	1,611,067	990,854	△ 620,213
台湾総督府　〃	586,813	0	586,813	377,941	△ 208,872
樺太庁　〃	141,638	0	141,638	96,852	44,786
弁償及違約金	1,241	0	1,241	1,851	610
懲罰及没収金	390	0	390	1,543	1,153
物品払下代	14,948	0	14,948	15,723	776
家畜払下代	2,189	0	2,189	2,541	353
特別収入	3,114	0	3,114	8,336	5,222
貨幣交換差増	—	0	—	—	△ —
小切手支払未済金収入	56	0	56	72	16
雑収入	24,230	0	24,230	26,562	2,331
建物貸下料	115	0	115	107	△ 8
雑収入	13,663,039	0	3,663,039	3,799,056	△ 9,863,982
借入金	58,633,463	0	58,636,463	42,681,533	△15,954,930
北支事件費借入金	36,591	0	36,591	0	△ 36,591

第五表のⅡ　臨時軍事費歳入歳出予定額収入および支出済額比較（歳出）(単位千円)

科目別	予算額	予算決定後増加額	計	支出済額	差引減少額		残額
					政府特殊借入金による決済額	昭和二十一年勅令第百十号第三条による控除額	
臨時軍事費	221,924,879	203,688	222,128,568	155,397,218	10,016,553	38,155,212	18,559,585
陸軍臨時軍事費	11,098,821	1,870,538	12,969,359	12,969,359	0	0	0
海軍臨時軍事費	3,046,058	417,850	3,463,908	3,463,160	0	0	749
予備費	51,080,000	△34,521,678	16,558,322	0	0	0	16,558,322
臨時軍事費	156,700,000	32,436,979	189,136,979	138,964,700	10,016,553	38,155,212	2,000,514

備考：　歳入　予算外収入予定額 203,608 千円は「予算額の外一般会計より移し整理額」(一般会計第二予備金支出北支事件費）の財源として収入予定の歳入補塡公債分 10,198 千円及び「予備費外予算超過支出額」の財源として一般会計から繰入予定分 193,490 千円の合計額である。

歳出　予算決定後増加額は予備費支出額，一般会計第二予備金支出北支事件費の移替額及び予備外予算超過支出額を合計したものである。

第六表　科目別・年度別臨時軍事費歳入収入済額一覧　(単位　千円)

科目別＼年度別	昭和12年	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年
軍資金	1,481,341	3,811,861	4,309,051	6,334,388	8,150,116
公債および繰替借入金	1,440,780	3,672,384	3,898,582	5,046,152	6,876,597
軍事費献納金	966	1,305	817	1,206	2,704
北支事件特別税	38,463	37,618	4,519	1,593	809
特別会計より北支事件費財源受入	0	3,446	1,038	767	1,942
一般会計より繰入	0	1,136	317,165	1,135,187	1,078,083
関東局特別会計より繰入	0	0	4,224	7,410	12,107
通信事業　〃	0	16,000	16,000	17,000	20,000
帝国鉄道　〃	0	40,000	40,000	50,000	60,000
朝鮮総督府　〃	0	26,452	0	40,928	49,733
台湾総督府　〃	0	0	13,865	17,658	23,186
樺太庁　〃	0	2,634	0	4,670	6,614
弁償及違約金	8	170	507	629	498
懲罰及没収金	0	11	39	478	909
物品払下代	834	3,463	3,960	3,438	3,920
家畜払下代	200	410	514	593	820
特別収入	—	402	817	1,175	4,876
貨幣交換差増	0	—	0	—	0
小切手支払未済金収入	0	2	12	21	36
雑入	90	6,427	6,991	5,477	7,184
建物貸下料	0	0	0	7	99
雑収入	0	0	0	0	0
借入金	0	0	0	0	0
北支事件費借入金	0	0	0	0	0

科目別＼年度別	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年	計
軍資金	15,888,303	28,697,997	59,687,693	44,945,404	173,306,154
公債および繰替借入金	12,564,032	17,538,557	23,809,843	32,260,409	107,107,335
軍事費献納金	2,980	31,492	14,492	3,634	59,595
北支事件特別税	205	15	1	—	83,224
特別会計より北支事件費財源受入	1,467	898	211	111	9,881
一般会計より繰入	2,623,244	4,369,250	0	7,205,642	16,729,706
関東局特別会計より繰入	25,146	55,798	71,756	0	176,442
通信事業　〃	65,000	64,000	212,000	0	410,000
帝国鉄道　〃	165,000	116,000	255,000	1,000	727,000
朝鮮総督府　〃	93,965	162,905	202,905	413,966	990,854
台湾総督府　〃	25,939	46,372	102,694	148,228	377,941
樺太庁　〃	10,851	19,020	22,169	30,894	96,852
弁償及違約金	31	6,593	2	—	1,852
懲罰及没収金	106	0	0	0	1,543
物品払下代	108	0	0	0	15,723
家畜払下代	4	0	0	0	2,541
特別収入	1,066	0	0	0	8,336
貨幣交換差増	0	0	0	0	—
小切手支払未済金収入	—	0	0	0	72
雑入	393	—	0	—	26,562
建物貸下料	0	0	0	0	107
雑収入	308,765	996,684	778,087	1,715,520	3,799,056
借入金	0	5,297,000	34,218,533	3,166,000	42,681,553
北支事件費借入金	0	0	0	0	0

第七表の I　臨時軍事費公債発行および借入金受入要項一覧（公債）

回名	名称	発行方法	発行年・月・日	発行額（千円）	発行価格（円）	償還期限年・月・日	利率（%）	利廻（%）	実収額（千円）	参考事項
			昭和			昭和				
1	三分半利国庫債券	国債引受団引受	12. 9. 15 12. 10. 15	100,000	98.50	23. 12. 1	3.5	3.66	98,500	北支事件公債分
2	〃	日銀引受	12. 10. 13	200,000	98.50	23. 12. 1	〃	〃	197,000	
3	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	12. 11. 16	106,129 93,871	98.00	30. 2. 1	〃	3.65	104,006 91,993	
4	〃	預金部・日銀引受	12. 12. 10	100,000	98.00	30. 3. 15	〃	〃	98,000	
5	〃	日銀引受	12. 12. 28	300,000	98.50	24. 3. 1	〃	〃	295,500	
6	〃	預金部・日銀引受	13. 1. 26	300,000	98.50	24. 3. 15	〃	3.66	295,500	
7	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	13. 2. 15	300,000	98.00	30. 6. 1	〃	3.65	294,000	
8	〃	日銀引受 郵便局売出	13. 4. 15	200,000	98.00	30. 8. 1	〃	〃	196,000	
9	〃	預金部・日銀引受	13. 5. 28	300,000	98.50	24. 8. 1	〃	3.66	295,500	
10	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	13. 6. 15	400,000	98.00	30. 10. 1	〃	3.65	392,000	
11	〃	預金部・日銀引受	13. 7. 12	300,000	98.00	30. 10. 15	〃	〃	294,000	
12	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受 郵便局売出	13. 8. 22	397,000	98.00	30. 12. 1	〃	〃	389,060	
13	支那事変特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	3,500	9.80	30. 12. 1	〃	〃	3,430	
14	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受	13. 10. 1	400,000	98.50	24. 12. 1	〃	3.66	394,000	
15	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	13. 10. 25	297,000	98.00	31. 2. 1	〃	3.65	291,060	
16	支那事変特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	3,000	9.80	31. 2. 1	〃	〃	2,940	
17	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受	13. 12. 1	300,000	98.50	25. 2. 1	〃	3.66	295,500	
18	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	13. 12. 13	393,000	98.00	31. 3. 1	〃	3.65	385,140	
19	支那事変特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	7,000	9.80	〃	〃	〃	6,860	
20	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受	14. 1. 7	400,000	98.00	31. 4. 15	〃	〃	392,000	
21	〃	日銀引受 郵便局売出	14. 2. 21	195,000	98.00	31. 6. 1	〃	〃	191,100	
22	支那事変特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	5,000	9.80	〃	〃	〃	4,900	
23	支那事変国庫債券	日銀引受	14. 3. 31	100,000	98.00	31. 6. 15	〃	〃	98,000	
24	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	14. 4. 25	297,000	98.00	31. 8. 1	〃	〃	291,060	
25	支那事変特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	3,000	9.80	〃	〃	〃	2,940	
26	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受	14. 5. 15	400,000	98.00	31. 8. 15	〃	〃	392,000	
27	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	14. 6. 13	390,000	98.00	31. 9. 1	〃	〃	382,200	
28	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	10,000	7.00	24. 7. 30	割引	3.55	7,000	
29	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受	14. 7. 10	400,000	98.00	31. 10. 15	3.5	3.65	392,000	
30	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	14. 8. 21	495,000	98.00	31. 12. 1	〃	〃	485,100	
31	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	6,500	7.00	24. 10. 8	割引	3.55	4,550	

第七表のⅠ　臨時軍事費公債発行および借入金受入要項一覧（公債）（続き）

回名	名称	発行方法	発行年・月・日	発行額（千円）	発行価格（円）	償還期限年・月・日	利率（%）	利回（%）	実収額（千円）	参考事項
32	支那事変国庫債券	日銀引受	昭和 14. 9. 15	200,000	98.00	昭和 31. 12. 1	3.5	3.65	196,000	
33	〃	〃	14. 10. 6	200,000	98.50	25. 12. 1	〃	3.66	197,000	
34	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	14. 10. 23	380,000	98.00	32. 2. 1	〃	3.65	372,400	
35	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	14. 10. 23	20,000	7.00	24. 12. 10	割引	3.55	14,000	
36	支那事変国庫債券	〃	14. 12. 11	370,000	98.00	32. 3. 1	3.5	3.65	362,600	
37	支那事変割引国庫債券	〃	〃	30,000	7.00	25. 1. 28	割引	3.55	21,000	
38	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受	15. 1. 8	400,000	98.00	32. 4. 15	3.5	3.65	392,000	
39	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	15. 2. 19	180,000	98.00	32. 6. 1	〃	〃	176,400	
40	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	20,000	7.00	25. 4. 5	割引	3.55	14,000	
41	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受	15. 3. 29	200,000	98.00	32. 6. 1	3.5	3.65	196,000	
42	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	15. 4. 22	383,000	98.00	32. 6. 1	〃	〃	375,340	
43	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	17,000	7.00	25. 6. 8	割引	3.55	11,900	
44	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受	15. 5. 15	500,000	98.00	32. 9. 1	3.5	6.65	490,000	
45	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	15. 6. 17	475,000	98.00	〃	〃	〃	465,500	
46	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	25,000	7.00	25. 8. 3	割引	3.55	17,500	
47	支那事変国庫債券	日銀引受	15. 7. 9	200,000	98.00	32. 9. 1	3.5	3.65	196,000	
48	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	15. 8. 22	390,000	98.00	32. 12. 1	〃	〃	382,200	
49	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	12,500	7.00	25. 10. 9	割引	3.55	8,750	
50	支那事変国庫債券	日銀引受	15. 9. 2	200,000	98.00	32. 12. 1	3.5	3.65	196,000	
51	〃	預金部・日銀引受	15. 10. 2	200,000	98.50	26. 12. 1	〃	3.66	197,000	
52	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	15. 10. 21	360,000	98.00	32. 12. 1	〃	3.65	352,800	
53	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	15. 10. 21	40,000	7.00	25. 12. 8	割引	3.55	28,000	
54	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受	15. 11. 4	400,000	98.00	33. 3. 1	3.5	3.65	392,000	
55	〃	日銀引受	15. 11. 26	200,000	98.00	〃	〃	〃	196,000	
56	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	15. 12. 13	455,000	98.00	〃	〃	〃	445,900	
57	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	45,000	7.00	26. 11. 30	割引	3.55	31,500	
58	支那事変国庫債券	日銀引受	15. 12. 21	200,000	98.00	33. 3. 1	3.5	3.65	196,000	
59	〃	〃	15. 12. 28	300,000	98.00	〃	〃	〃	294,000	
60	〃	〃	16. 1. 13	300,000	98.00	33. 6. 1	〃	〃	294,000	
61	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	16. 2. 21	485,000	98.00	〃	〃	〃	475,300	
62	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	15,000	7.00	26. 4. 7	割引	3.55	10,500	

第七表のI　臨時軍事費公債発行および借入金受入要項一覧（公債）（続き）

回名	名称	発行方法	発行年・月・日	発行額（千円）	発行価格（円）	償還期限年・月・日	利率（%）	利回（%）	実収額（千円）	参考事項
			昭和							
63	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受 郵便局売出	16. 4. 21	385,000	98.00	33. 6. 1	3.5	3.65	377,300	
64	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	15,000	7.00	26. 6. 7	割引	3.55	10,500	
65	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受	16. 5. 9	400,000	98.00	33. 6. 1	3.5	3.65	392,000	
66	〃	〃	16. 5. 26	600,000	98.00	33. 9. 1	〃	〃	588,000	
67	〃	日銀引受 郵便局売出	16. 6. 20	570,000	98.00	〃	〃	〃	558,600	
68	支那事変割引国庫債券	〃	〃	30,000	7.00	26. 8. 6	割引	3.55	21,000	
69	支那事変国庫債券	日銀引受	16. 7. 28	500,000	98.00	33. 12. 1	3.5	3.65	490,000	
70	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	16. 8. 22	580,000	98.00	〃	〃	〃	568,400	
71	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	20,000	7.00	26. 10. 9	割引	3.55	14,000	
72	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受	16. 10. 2	500,000	98.00	33. 12. 1	3.5	3.65	490,000	
73	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	16. 10. 24	375,000	98.00	〃	〃	〃	367,500	
74	支那事変割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	25,000	7.00	27. 12. 11	割引	3.55	17,500	
75	支那事変国庫債券	日銀引受	16. 11. 26	300,000	98.00	34. 3. 1	3.5	3.65	294,000	
76	〃	日銀引受 郵便局売出	16. 12. 13	565,000	98.00	〃	〃	〃	553,700	
77	支那事変割引国庫債券	〃	〃	35,000	7.00	27. 1. 30	割引	3.55	24,500	
78	支那事変国庫債券	預金部・日銀引受	16. 12. 22	600,000	98.00	34. 3. 1	3.5	3.65	588,000	
79	大東亜戦争国庫債券	〃	17. 1. 8	600,000	98.00	34. 6. 1	〃	〃	588,000	
80	〃	〃	17. 1. 29	600,000	98.00	〃	〃	〃	588,000	
81	大東亜戦争割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	17. 2. 16	30,000	7.00	27. 4. 7	割引	3.55	21,000	
82	大東亜戦争国庫債券	〃	17. 2. 21	170,000	98.00	34. 6. 1	3.5	3.65	166,600	
83	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	30,000	7.00	27. 4. 7	割引	3.55	21,000	
84	大東亜戦争国庫債券	日銀引受	17. 3. 23	200,000	98.00	34. 6. 1	3.5	3.65	196,000	
85	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	17. 4. 23	555,000	98.00	〃	〃	〃	543,900	
86	大東亜戦争割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	17. 4. 23	45,000	7.00	27. 6. 9	割引	3.55	31,500	
87	大東亜戦争国庫債券	日銀引受	17. 5. 1	450,000	98.00	34. 6. 1	3.5	3.65	441,000	
88	〃	預金部・日銀引受	17. 5. 15	600,000	98.00	34. 9. 1	〃	〃	588,000	
89	〃	〃	17. 6. 1	600,000	98.00	〃	〃	〃	588,000	
90	〃	〃	17. 6. 15	500,000	98.00	〃	〃	〃	490,000	
91	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	17. 6. 22	533,000	98.00	〃	〃	〃	522,340	
92	大東亜戦争割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	67,000	7.00	27. 8. 8	割引	3.55	46,900	
93	大東亜戦争国庫債券	日銀引受	17. 7. 7	500,000	98.00	34. 12. 1	3.5	3.65	490,000	
94	〃	預金部・日銀引受	17. 7. 27	600,000	98.00	〃	〃	〃	588,000	

第七表のI　臨時軍事費公債発行および借入金受入要項一覧（公債）（続き）

回名	名称	発行方法	発行年・月・日	発行額（千円）	発行価格（円）	償還期限年・月・日	利率（%）	利回（%）	実収額（千円）	参考事項
95	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受 郵便局売出	昭和 17. 8. 21	537,000	98.00	昭和 34. 12. 1	3.5	3.65	526,260	
96	大東亜戦争割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	63,000	7.00	27. 10. 8	割引	3.55	44,100	
97	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	17. 9. 1	600,000	98.00	34. 12. 1	3.5	3.65	588,000	
98	〃	〃	17. 9. 21	600,000	98.50	28. 12. 1	〃	3.66	519,000	
99	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	17. 10. 22	530,000	98.00	34. 12. 1	〃	3.65	519,400	
100	大東亜戦争割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	70,000	7.00	27. 12. 9	割引	3.55	49,000	
101	大東亜戦争国庫債券	日銀引受	17. 10. 30	200,000	98.00	34. 12. 1	3.5	3.65	196,000	
102	〃	預金部・日銀引受	17. 11. 24	600,000	98.00	35. 3. 1	〃	〃	588,000	
103	〃	〃	17. 12. 1	600,000	98.00	〃	〃	〃	588,000	
104	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	17. 12. 7	488,000	98.00	〃	〃	〃	478,240	
105	大東亜戦争割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	112,000	7.00	28. 1. 24	割引	3.55	78,400	
106	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	17. 12. 18	800,000	98.00	35. 3. 1	3.5	3.65	784,000	
107	〃	〃	18. 1. 6	800,000	98.00	35. 6. 1	〃	〃	784,000	
108	〃	〃	18. 1. 21	600,000	98.00	〃	〃	〃	588,000	
109	〃	〃	18. 2. 9	600,000	98.00	〃	〃	〃	588,000	
110	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	18. 2. 22	523,000	98.00	〃	〃	〃	512,540	
111	大東亜戦争割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	77,000	7.00	28. 4. 8	割引	3.55	53,900	
112	大東亜戦争国庫債券	日銀引受	18. 3. 22	500,000	98.00	35. 9. 1	3.5	3.65	490,000	
113	〃	〃	18. 3. 31	300,000	98.00	〃	〃	〃	294,000	
114	〃	預金部・日銀引受	18. 4. 8	600,000	98.00	〃	〃	〃	588,000	
115	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	18. 4. 20	712,000	98.00	〃	〃	〃	697,760	
116	大東亜戦争割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	88,000	7.00	28. 6. 6	割引	3.55	61,600	
117	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	18. 5. 1	800,000	98.00	35. 9. 1	3.5	3.65	784,000	
118	〃	〃	18. 5. 20	800,000	98.00	〃	〃	〃	784,000	
119	〃	〃	18. 6. 1	800,000	98.00	〃	〃	〃	784,000	
120	〃	預金部・日銀引受 郵便局売出	18. 6. 15	530,000	98.00	〃	〃	〃	519,400	
121	大東亜戦争割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	〃	70,000	7.00	28. 8. 1	割引	3.55	49,000	
122	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	18. 6. 25	600,000	98.00	35. 9. 1	3.5	3.65	588,000	
123	〃	〃	18. 7. 15	600,000	98.00	〃	〃	〃	588,000	
124	〃	〃	18. 7. 26	600,000	98.00	〃	〃	〃	588,000	
125	〃	〃	18. 8. 16	700,000	98.00	35. 12. 1	〃	〃	686,000	
126	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	18. 8. 20	132,000	100.00	36. 6. 1	〃	〃	132,000	

第七表のⅠ　臨時軍事費公債発行および借入金受入要項一覧（公債）（続き）

回名	名称	発行方法	発行年・月・日	発行額（千円）	発行価格（円）	償還期限年・月・日	利率（%）	利回（%）	実収額（千円）	参考事項
127	大東亜戦争割引国庫債券	日銀引受 郵便局売出	昭和 18. 8. 20	63,000	7.00	昭和 28. 10. 7	割引	3.55	44,100	
128	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	18. 9. 27	800,000	98.00	36. 3. 1	3.5	3.65	784,000	
129	〃	〃	18. 10. 19	800,000	98.00	〃	〃	〃	784,000	
130	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	18. 10. 20	110,000	100.00	36. 6. 1	〃	〃	110,000	
131	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	50,000	7.00	28. 12. 7	割引	3.55	35,000	
132	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	18. 11. 1	600,000	98.00	36. 3. 1	3.5	3.65	588,000	
133	〃	〃	18. 11. 22	800,000	98.00	〃	〃	〃	784,000	
134	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	18. 12. 8	153,000	100.00	36. 6. 1	〃	〃	153,000	
135	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	62,000	7.00	29. 1. 25	割引	3.55	43,400	
136	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	18. 12. 11	1,000,000	98.00	36. 3. 1	3.5	3.65	980,000	
137	〃	〃	18. 12. 23	800,000	98.00	〃	〃	〃	784,000	
138	〃	〃	18. 12. 28	700,000	98.00	36. 3. 1	〃	〃	686,000	
139	〃	〃	19. 1. 6	800,000	98.00	36. 6. 1	〃	〃	784,000	
140	〃	〃	19. 1. 26	600,000	98.00	〃	〃	〃	588,000	
141	〃	〃	19. 2. 1	600,000	98.00	〃	〃	〃	588,000	
142	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	19. 2. 21	150,000	100.00	36. 12. 1	〃	〃	150,000	
143	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	34,000	7.00	29. 4. 7	割引	3.55	23,800	
144	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	19. 2. 25	800,000	98.00	36. 6. 1	3.5	3.65	784,000	
145	〃	〃	19. 3. 1	800,000	98.00	〃	〃	〃	784,000	
146	〃	〃	19. 3. 17	800,000	98.00	36. 9. 1	〃	〃	784,000	
147	〃	日銀引受	19. 3. 28	600,000	98.00	〃	〃	〃	588,000	
148	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	19. 4. 20	110,000	100.00	36. 12. 1	〃	〃	110,000	
149	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	29,000	7.00	29. 6. 6	割引	3.55	20,300	
150	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	19. 4. 24	800,000	98.00	36. 9. 1	3.5	3.65	784,000	
151	〃	〃	19. 5. 8	800,000	98.00	〃	〃	〃	784,000	
152	〃	〃	19. 5. 18	800,000	98.00	〃	〃	〃	784,000	
153	〃	〃	19. 5. 27	1,000,000	98.00	〃	〃	〃	980,000	
154	〃	〃	19. 6. 13	1,000,000	98.00	〃	〃	〃	980,000	
155	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	19. 6. 15	145,000	100.00	36. 12. 1	〃	〃	145,000	
156	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	32,500	7.00	29. 8. 1	割引	3.55	22,750	
157	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	19. 6. 26	800,000	98.00	36. 9. 1	3.5	3.65	784,000	
158	〃	〃	19. 7. 12	1,000,000	98.00	〃	〃	〃	980,000	
159	〃	〃	19. 7. 22	1,000,000	98.00	36. 12. 1	〃	〃	980,000	
160	〃	〃	19. 8. 1	800,000	98.00	〃	〃	〃	784,000	

第七表のⅠ　臨時軍事費公債発行および借入金受入要項一覧（公債）（続き）

回名	名称	発行方法	発行年・月・日	発行額（千円）	発行価格（円）	償還期限年・月・日	利率（%）	利回（%）	実収額（千円）	参考事項
			昭和			昭和				
161	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	19. 8. 21	80,000	100.00	37. 6. 1	3.5	3.65	80,000	
162	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	11,900	7.00	29. 10. 8	割引	3.55	8,330	
163	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	19. 8. 25	650,000	98.00	36. 12. 1	3.5	3.65	637,000	
164	〃	〃	19. 9. 25	3,000,000	98.00	37. 3. 1	〃	〃	2,940,000	
165	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	19. 10. 20	71,500	100.00	37. 6. 1	〃	〃	71,500	
166	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	5,300	7.00	29. 12. 7	割引	3.55	3,710	
167	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	19. 10. 25	1,600,000	98.00	37. 3. 1	3.5	3.65	1,568,000	
168	〃	〃	19. 11. 25	2,200,000	98.00	〃	〃	〃	2,156,000	
169	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	19. 12. 8	120,000	100.00	37. 6. 1	〃	〃	120,000	
170	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	7,000	7.00	30. 1. 25	割引	3.55	4,900	
171	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	19. 12. 28	3,800,000	98.00	37. 3. 1	3.5	3.65	3,724,000	
172	〃	日銀引受	20. 1. 25	2,000,000	98.00	37. 6. 1	〃	〃	1,960,000	
173	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	20. 2. 20	69,500	100.00	37. 12. 1	〃	〃	69,500	
174	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	2,600	7.00	30. 4. 6	割引	3.55	1,820	
175	大東亜戦争国庫債券	日銀引受	20. 2. 26	1,000,000	58.00	37. 6. 1	3.5	3.65	980,000	
176	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	20. 4. 16	70,000	100.00	37. 12. 1	〃	〃	70,000	
177	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	1,200	7.00	30. 6. 1	割引	3.55	840	
178	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	20. 5. 25	1,500,000	98.00	37. 9. 1	3.5	3.65	1,470,000	
179	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	20. 6. 15	64,000	100.00	37. 12. 1	〃	〃	64,000	
180	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	1,600	7.00	30. 8. 1	割引	3.55	1,120	
181	大東亜戦争国庫債券	預金部・日銀引受	20. 6. 25	1,500,000	98.00	37. 9. 1	3.5	3.65	1,470,000	
182	〃	〃	20. 7. 20	3,500,000	98.00	〃	〃	〃	3,430,000	
183	大東亜戦争特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	20. 8. 15	54,500	100.00	38. 6. 1	〃	〃	54,500	
184	大東亜戦争割引国庫債券	〃	〃	830	7.00	30. 10. 2	割引	3.55	581	
185	三分半利国庫債券	預金部・日銀引受	20. 8. 31	4,000,000	98.00	37. 12. 1	3.5	3.65	3,920,000	
186	〃	〃	20. 9. 25	4,800,000	98.00	〃	〃	〃	4,704,000	
187	三分半利特別国庫債券	日銀引受	20. 10. 15	29,000	100.00	28. 6. 1	〃	〃	29,000	
188	特別割引国庫債券	〃	〃	430	7.00	30. 12. 2	割引	3.55	301	
189	三分半利国庫債券	預金部・日銀引受	20. 10. 25	6,801,750	98.00	38. 3. 1	3.5	3.65	6,665,775	
190	三分半利特別国庫債券	日銀引受 郵便局売出	20. 12. 15	30,000	100.00	28. 6. 1	〃	〃	30,000	
191	特別割引国庫債券	〃	〃	667	7.00	31. 2. 1	割引	3.55	467	
計				98,026,777					95,738,904	

繰替借入金

(1)　日本銀行より借入の分（借入利率 日歩6厘5毛，利子支払期 昭和22年3月31日）

借入年月日	償還期限年月日	借入額	償還額	現在額
昭和 21. 2. 28	昭和 22. 3. 31	10,200,000	4,900,000	5,300,000

(2)　外資金庫より借入の分（借入利率 無利子）

昭和 19. 8. 1	昭和 24. 8. 1	1,152,820	0	1,152,820

借入金（現地通貨による）

(1)　外資金庫より借入

（イ）　中国聯合準備銀行券による分（借入利率 昭和19年7月まで日歩9厘5毛，以降3分5厘）

借入年月日	償還期限	借入額	償還額	現在額
昭和 18. 4. 1	昭和 23. 4. 1	130,000	0	130,000
〃 5. 17	5. 1	80,000	0	210,000
〃 6. 1	6. 1	80,000	0	290,000
〃 7. 1	7. 1	80,000	0	370,000
〃 9. 1	9. 1	50,000	0	420,000
〃 10. 1	10. 1	50,000	0	470,000
〃 11. 1	11. 1	30,000	0	500,000
〃 12. 1	12. 1	80,000	0	580,000
〃 12. 29	12. 1	80,000	0	660,000
昭和 19. 2. 5	昭和 24. 2. 1	80,000	0	740,000
〃 3. 7	3. 1	80,000	0	820,000
〃 3. 30	3. 1	100,000	0	920,000
〃 4. 13	4. 1	80,000	0	1,000,000
〃 4. 21	4. 1	80,000	0	1,080,000
〃 5. 8	5. 1	100,000	0	1,180,000
〃 5. 16	5. 1	100,000	0	1,280,000
〃 5. 25	5. 1	100,000	0	1,380,000
〃 6. 5	6. 1	100,000	0	1,480,000
〃 6. 16	6. 1	100,000	0	1,580,000
〃 6. 19	6. 1	100,000	0	1,680,000
〃 6. 26	6. 1	100,000	0	1,780,000
〃 7. 6	7. 1	100,000	0	1,880,000
〃 7. 15	7. 1	100,000	0	1,980,000
〃 8. 2	8. 1	100,000	0	2,080,000
〃 8. 17	8. 1	100,000	0	2,180,000
〃 8. 28	8. 1	100,000	0	2,280,000
〃 9. 5	9. 1	100,000	0	2,380,000
〃 9. 18	9. 1	100,000	0	2,480,000
〃 9. 22	9. 1	250,000	0	2,730,000
〃 9. 27	9. 1	200,000	0	2,930,000
〃 10. 13	10. 1	200,000	0	3,130,000
〃 10. 24	10. 1	200,000	0	3,330,000
〃 11. 7	11. 1	200,000	0	3,530,000
〃 11. 20	11. 1	200,000	0	3,730,000
〃 12. 8	12. 1	200,000	0	3,930,000
〃 12. 23	12. 1	200,000	0	4,130,000
〃 12. 30	12. 1	200,000	0	4,330,000
昭和 20. 1. 9	昭和 25. 1. 1	200,000	0	4,530,000
〃 2. 1	2. 1	200,000	0	4,730,000
〃 2. 20	2. 1	200,000	0	4,930,000
〃 2. 24	2. 1	200,000	0	5,130,000

（ロ）　中央儲備銀行券による（借入利率 年3分5厘，利子支払期 3月1日，9月1日元金償還の際）

借入年月日	償還期限	借入額	償還額	現在額
昭和 18. 4. 1	昭和 23. 4. 1	180,000	0	180,000
〃 6. 1	〃 6. 1	135,000	0	315,000
〃 7. 13	〃 7. 1	54,000	0	69,000
〃 7. 26	〃 7. 1	72,000	0	441,000
〃 8. 4	〃 8. 1	72,000	0	513,000
〃 9. 1	〃 9. 1	72,000	0	585,000
〃 9. 11	〃 9. 1	72,000	0	657,000
〃 9. 22	〃 9. 1	72,000	0	729,000
〃 10. 1	〃 10. 1	72,000	0	801,000
〃 10. 13	〃 10. 1	90,000	0	891,000
〃 10. 15	〃 10. 1	90,000	0	981,000
〃 11. 1	〃 11. 1	90,000	0	1,071,000
〃 11. 9	〃 11. 1	90,000	0	1,161,000
〃 11. 13	〃 11. 1	90,000	0	1,251,000
〃 11. 17	〃 11. 1	90,000	0	1,341,000
〃 11. 26	〃 11. 1	90,000	0	1,431,000
〃 12. 1	〃 12. 1	144,000	0	1,575,000
〃 12. 16	〃 12. 1	90,000	0	1,665,000
〃 12. 23	〃 12. 1	90,000	0	1,755,000
〃 12. 29	〃 12. 1	90,000	0	1,845,000
昭和 19. 1. 13	昭和 24. 1. 10	144,000	0	1,989,000
〃 1. 28	〃 1. 10	90,000	0	2,079,000
〃 2. 5	〃 2. 1	90,000	0	2,169,000
〃 2. 14	〃 2. 1	144,000	0	2,313,000
〃 2. 26	〃 2. 1	90,000	0	2,403,000
〃 3. 7	〃 3. 1	90,000	0	2,493,000
〃 3. 15	〃 3. 1	144,000	0	2,637,000
〃 3. 28	〃 3. 1	90,000	0	2,727,000
〃 4. 11	〃 4. 1	90,000	0	2,817,000
〃 4. 13	〃 4. 1	144,000	0	2,961,000
〃 4. 21	〃 4. 1	144,000	0	3,105,000
〃 4. 28	〃 4. 1	90,000	0	3,195,000
〃 5. 2	〃 5. 1	144,000	0	3,339,000
〃 5. 12	〃 5. 1	180,000	0	3,519,000
〃 5. 20	〃 5. 1	180,000	0	3,699,000
〃 5. 24	〃 5. 1	180,000	0	3,879,000
〃 5. 25	〃 5. 1	180,000	0	4,059,000
〃 6. 3	〃 6. 1	270,000	0	4,329,000
〃 6. 10	〃 6. 1	180,000	0	4,509,000
〃 6. 14	〃 6. 1	180,000	0	4,689,000
〃 6. 26	〃 6. 1	270,000	0	4,959,000
〃 7. 10	〃 7. 1	270,000	0	5,229,000
〃 7. 15	〃 7. 1	270,000	0	5,499,000
〃 7. 24	〃 7. 1	270,000	0	5,769,000
〃 7. 28	〃 7. 1	270,000	0	6,039,000

第七表のⅡ　臨時軍事費公債発行および借入金受入要項一覧（借入金）（続き）

（単位　千円）

借入年月日	償還期限	借入額	償還額	現在額
昭和 19. 8. 10	昭和 24. 8. 1	270,000	0	6,309,000
〃 8. 15	〃 8. 1	270,000	0	6,579,000
〃 8. 19	〃 8. 1	270,000	0	6,849,000
〃 8. 23	〃 8. 1	360,000	0	7,209,000
〃 8. 30	〃 8. 1	360,000	0	7,569,000
〃 9. 8	〃 9. 1	360,000	0	7,929,000
〃 9. 13	〃 9. 1	360,000	0	8,289,000
〃 9. 15	〃 9. 1	360,000	0	8,649,000
〃 9. 22	〃 9. 1	360,000	0	9,009,000
〃 9. 30	〃 9. 1	450,000	0	9,459,000
〃 10. 11	〃 10. 1	1,190,142	0	10,649,142
〃 10. 19	〃 10. 1	450,000	0	11,099,142
〃 10. 28	〃 10. 1	450,000	0	11,549,142
〃 11. 10	〃 11. 1	450,000	0	11,999,142
〃 11. 15	〃 11. 1	450,000	0	12,449,142
〃 11. 24	〃 11. 1	450,000	0	12,899,142
〃 11. 30	〃 11. 1	450,000	0	13,349,142
〃 12. 8	〃 12. 1	450,000	0	13,799,142
〃 12. 13	〃 12. 1	450,000	0	14,249,142
〃 12. 22	〃 11. 1	450,000	0	14,699,142
〃 12. 30	〃 11. 1	540,000	0	15,239,142
昭和 20. 1. 15	昭和 25. 1. 1	540,000	0	15,779,142
〃 1. 22	〃 1. 1	540,000	0	16,319,142
〃 2. 2	〃 2. 1	540,000	0	16,859,142
〃 2. 8	〃 2. 1	540,000	0	17,399,142
〃 2. 10	〃 2. 1	540,000	0	17,939,142
〃 2. 16	〃 2. 1	540,000	0	18,479,142
〃 2. 17	〃 2. 1	540,000	0	19,019,142
〃 2. 20	〃 2. 1	540,000	0	19,559,142
〃 2. 23	〃 2. 1	540,000	0	20,099,142
〃 2. 26	〃 2. 1	540,000	0	20,639,142

（ハ）　南方開発金庫による（借入利率 年2分）

借入年月日	償還期限	借入額	償還額	現在額
昭和 18. 4. 1	昭和 23. 4. 1	50,000	0	50,000
〃 6. 1	〃 6. 1	200,000	0	250,000
〃 7. 1	〃 7. 1	100,000	0	350,000
〃 9. 1	〃 9. 1	150,000	0	500,000
〃 10. 1	〃 10. 1	100,000	0	600,000
〃 10. 26	〃 10. 1	50,000	0	650,000
〃 11. 1	〃 11. 1	150,000	0	800,000
〃 12. 1	〃 12. 1	150,000	0	950,000
〃 12. 29	〃 12. 1	150,000	0	1,100,000
昭和 19. 1. 28	昭和 24. 1. 10	200,000	0	1,300,000

借入年月日	償還期限	借入額	償還額	現在額
昭和 19. 2. 14	昭和 24. 2. 1	100,000	0	1,400,000
〃 3. 2	〃 3. 1	200,000	0	1,600,000
〃 3. 22	〃 3. 1	50,000	0	1,650,000
〃 4. 1	〃 4. 1	250,000	0	1,900,000
〃 4. 28	〃 4. 1	250,000	0	2,150,000
〃 5. 20	〃 5. 1	100,000	0	2,250,000
〃 5. 25	〃 5. 1	50,000	0	2,300,000
〃 6. 2	〃 6. 1	200,000	0	2,500,000
〃 7. 1	〃 7. 1	250,000	0	2,750,000
〃 7. 20	〃 7. 1	200,000	0	2,950,000
〃 8. 2	〃 8. 1	250,000	0	3,200,000
〃 8. 23	〃 8. 1	300,000	0	3,500,000
〃 9. 1	〃 9. 1	300,000	0	3,800,000
〃 9. 22	〃 9. 1	400,000	0	4,200,000
〃 10. 2	〃 10. 1	300,000	0	4,500,000
〃 10. 24	〃 10. 1	300,000	0	4,800,000
〃 10. 31	〃 10. 1	300,000	0	5,100,000
〃 11. 13	〃 11. 1	300,000	0	5,400,000
〃 11. 22	〃 11. 1	300,000	0	5,700,000
〃 11. 30	〃 11. 1	300,000	0	6,000,000
〃 12. 8	〃 12. 1	300,000	0	6,300,000
〃 12. 20	〃 12. 1	300,000	0	6,600,000
〃 12. 23	〃 12. 1	500,000	0	7,100,000
〃 12. 30	〃 12. 1	500,000	0	7,600,000
昭和 20. 1. 9	昭和 25. 1. 1	500,000	0	8,100,000
〃 1. 22	〃 1. 1	500,000	0	8,600,000
〃 1. 31	昭和 29. 1. 1	500,000	0	9,100,000
〃 2. 14	〃 2. 1	500,000	0	9,600,000
〃 2. 21	〃 2. 1	500,000	0	10,000,000
〃 2. 26	〃 2. 1	500,000	0	10,600,000
〃 2. 28	〃 2. 1	500,000	0	11,100,000

（2）　横浜正金銀行より借入

（イ）　仏領印度支那貨による（借入利率 年2分2厘5毛 利子支払期 3月1日，9月1日元金償還の際）

借入年月日	償還期限	借入額	償還額	現在額
昭和 19. 4. 5	昭和 24. 4. 1	19,898	0	19,898
〃 5. 12	〃 5. 1	21,888	0	41,786
〃 6. 9	〃 6. 1	21,888	0	63,674
〃 7. 11	〃 7. 1	24,873	0	88,546
〃 7. 18	〃 7. 1	34,822	0	123,368
〃 8. 16	〃 8. 1	29,847	0	153,215
〃 9. 15	〃 9. 1	29,847	0	183,062
〃 10. 16	〃 10. 1	29,847	0	212,909
〃 11. 10	〃 11. 1	29,847	0	242,756
〃 11. 25	〃 11. 1	19,898	0	262,654

第七表のⅡ　臨時軍事費公債発行および借入金受入要項一覧（借入金）（続き）

（イ）　仏領印度支那貨による（借入利率 年2分2厘5毛　利子支払期 3月1日，9月1日元金償還の際）（続き）

借入年月日	償還期限	借入額	償還額	現在額
昭和 19 12. 11	昭和 24. 12. 1	19,898	0	282,552
〃 12. 20	〃 12. 1	9,949	0	292.502
昭和 20. 1. 10	昭和 25. 1. 1	24,873	0	317,374
〃 1. 27	〃 1. 1	9,949	0	327,323
〃 2. 1	〃 2. 1	19,898	0	347,221
〃 2. 10	〃 2. 1	14,924	0	362,145
〃 3. 1	〃 3. 1	29,847	0	391,992
〃 3. 20	〃 3. 1	29,280	0	421,272
〃 3. 24	〃 3. 1	70,720	0	491,992
〃 4. 6	〃 4. 1	30,000	0	521,992
〃 5. 7	〃 5. 1	100,000	0	621,992
〃 6. 15	〃 6. 1	50,000	0	671,992
〃 6. 28	〃 6. 1	30,000	0	701,992
〃 6. 29	〃 6. 1	100,000	0	801,992
〃 7. 31	〃 7. 1	110,000	0	911,992
〃 8. 14	〃 8. 1	250,000	0	1,161,992

（ロ）　満州子幣の分（借入利率 日歩9厘　利子支払期 3月1日，9月1日元金償還の際）

借入年月日	償還期限	借入額	償還額	現在額
昭和 19. 9. 15	昭和 24. 9. 1	100,000	0	100,000
〃 10. 2	〃 10. 1	100,000	0	200,000
〃 10. 18	〃 10. 1	100,000	0	300,000
〃 11. 1	〃 11. 1	100,000	0	400,000
〃 11. 13	〃 11. 1	100,000	0	500,000
〃 12. 1	〃 12. 1	100,000	0	600,000
〃 12. 26	〃 12. 1	100,000	0	700,000
〃 12. 30	〃 12. 1	100,000	0	800,000
昭和 20. 1. 4	昭和 25. 1. 1	100,000	0	900,000
〃 1. 24	〃 1. 1	100,000	0	1,000,000
〃 2. 21	〃 2. 1	100,000	0	1,100,000
〃 3. 16	〃 3. 1	100,000	0	1,200,000
〃 3. 27	〃 3. 1	200,000	0	1,400,000
〃 4. 2	〃 4. 1	100,000	0	1,500,000
〃 4. 10	〃 4. 1	100,000	0	1,600,000
〃 5. 5	〃 5. 1	100,000	0	1,700,000
〃 5. 23	〃 5. 1	100,000	0	1,800,000
〃 6. 2	〃 6. 1	100,000	0	1,900,000
〃 6. 13	〃 6. 1	100,000	0	2,000,000
〃 6. 23	〃 6. 1	100,000	0	2,100,000
〃 7. 10	〃 7. 1	100,000	0	2,200,000
〃 7. 27	〃 8. 1	100,000	0	2,300,000
〃 8. 9	〃 8. 1	1,100,000	0	3,400,000

（単位　千円）

（3）　日本銀行より借入

泰子貨の分（借入利率 年5厘，利子支払期 3月1日，9月1日，12月1日，元金償還の際）

借入年月日	償還期限	借入額	償還額	現在額
昭和 19. 4. 13	昭和 24. 4. 1	18,000	0	18,000
〃 5. 4	〃 5. 1	8,000	0	26,000
〃 5. 12	〃 5. 1	24,100	0	50,100
〃 5. 24	〃 5. 1	8,000	0	58,100
〃 5. 29	〃 5. 1	60,000	0	118,100
〃 6. 10	〃 6. 1	6,400	0	124,500
〃 6. 19	〃 6. 1	25,000	0	149,500
〃 7. 6	〃 7. 1	17,900	0	167,400
〃 7. 13	〃 7. 1	10,000	0	177,400
〃 8. 10	〃 8. 1	10,000	0	187,400
〃 8. 18	〃 8. 1	35,000	0	222,400
〃 9. 1	〃 9. 1	10,000	0	232,400
〃 9. 7	〃 9. 1	45,000	0	277,400
〃 10. 2	〃 10. 1	39,000	0	316,400
〃 10. 3	〃 10. 1	10,000	0	326,400
〃 10. 25	〃 10. 1	6,000	0	332,400
〃 11. 2	〃 11. 1	24,000	0	356,400
〃 11. 20	〃 11. 1	16,000	0	372,400
〃 11. 22	〃 11. 1	26,000	0	298,400
〃 12. 1	〃 12. 1	8,000	0	406,400
〃 12. 29	〃 12. 1	10,000	0	416,400
昭和 20. 1. 4	昭和 25. 1. 1	10,000	0	426,400
〃 1. 11	〃 1. 1	70,000	0	496,400
〃 1. 15	〃 1. 1	16,000	0	512,400
〃 2. 1	〃 2. 1	96,000	0	608,400
〃 3. 7	〃 3. 1	16,000	0	624,400
〃 3. 8	〃 3. 1	80,000	0	704,400
〃 3. 17	〃 3. 1	50,000	0	754,400
〃 4. 5	〃 4. 1	45,000	0	799,400
〃 4. 9	〃 4. 1	16,000	0	815,400
〃 5. 7	〃 5. 1	10,000	0	825,400
〃 5. 19	〃 5. 1	5,000	0	830,400
〃 6. 4	〃 6. 1	85,000	0	915,400
〃 6. 7	〃 6. 1	10,000	0	925,400
〃 7. 4	〃 7. 1	120,000	0	1,045,400
〃 7. 9	〃 7. 1	14,000	0	1,059,400
〃 7. 16	〃 7. 1	71,000	0	1,130,400
〃 7. 28	〃 7. 1	120,000	0	1,250,400

第八表　科目別臨時軍事費勅裁済額中支出済額

(単位　千円)

科目	勅裁済額	流用増・減(△)	支出実行予定額	支出済額	政府特殊借入金による決済額	昭和21年度勅令第110号第3条による控除額	勅裁済額残
大蔵省所管							
臨時軍事費	977,000	0	977,000	976,189	0	0	811
臨時軍事費	977,000	0	977,000	976,189	0	0	811
借入金利子	977,000	0	977,000	976,189	0	0	811
元陸軍省所管							
臨時軍事費	113,389,979	0	113,389,979	75,636,046	1,430,096	35,908,232	415,605
陸軍臨時軍事費	12,969,359	0	12,969,359	12,969,359	0	0	0
人件費	1,381,561	△ 53,758	1,327,802	1,327,802	0	0	0
俸給	1,051,267	△ 53,758	997,509	997,509	0	0	0
旅費	184,055	0	184,055	184,055	0	0	0
傭給	121,696	0	121,696	121,696	0	0	0
諸手当	24,543	0	24,543	24,543	0	0	0
物件費	11,390,862	△ 244	11,390,618	11,390,618	0	0	0
需品費	412,360	0	412,360	412,360	0	0	0
郵便電信費	99,297	0	99,297	99,297	0	0	0
糧秣費	1,324,354	0	1,324,354	1,324,354	0	0	0
被服費	1,153,574	0	1,153,574	1,153,574	0	0	0
兵器費	5,319,233	0	5,319,233	5,319,233	0	0	0
馬匹費	251,555	0	251,555	251,555	0	0	0
演習費	113,850	0	113,850	113,850	0	0	0
患者費	166,065	0	166,065	166,065	0	0	0
運輸費	1,611,871	0	1,611,871	1,611,871	0	0	0
築造費	764,521	0	764,521	764,521	0	0	0
接待費	4,013	0	4,013	4,013	0	0	0
雑費	157,952	△ 244	157,708	157,708	0	0	0
軍用鳩諸費	451	0	451	451	0	0	0
軍用犬諸費	767	0	767	767	0	0	0
救恤及宣撫費	11,000	0	11,000	11,000	0	0	0
機密費	115,805	10,902	104,903	104,903	0	0	0
一時賜金	62,404	54,729	117,133	117,133	0	0	0
召集諸費	10,206	9,065	19,720	19,270	0	0	0
靖国神社臨時祭寄附金	5,698	298	5,400	5,400	0	0	0
帝国在郷軍人会補助費	1,300	0	1,300	1,300	0	0	0
亡失金	0	351	351	351	0	0	0
諸払戻金	0	1	1	1	0	0	0
償還金	0	1	1	1	0	0	0
支那事件行賞諸費	1,523	1,086	436	436	0	0	0
臨時家族手当	0	2,142	2,142	2,142	0	0	0
臨時軍事費	100,420,620	0	100,420,620	62,666,687	1,430,096	35,908,232	415,506
人件費	9,615,279	1,925,458	11,540,737	8,042,505	0	3,498,232	0
俸給	7,164,619	1,586,931	8,751,550	5,952,964	0	2,798,586	0
旅費	859,370	△ 438,290	421,079	421,079	0	0	0
傭給	1,422,679	689,239	2,111,919	1,412,272	0	699,646	0
諸手当	168,611	87,579	256,190	256,190	0	0	0
物件費	75,529,419	△ 1,722,299	73,807,120	48,055,107	1,426,408	23,910,000	415,605
需品費	2,247,144	△ 3,981	2,243,163	1,709,015	4,148	530,000	0
郵便電信費	538,787	△ 366,258	172,529	172,529	0	0	0
糧秣費	15,928,821	△ 96,819	15,832,002	8,921,704	10,298	6,900,000	0
被服費	5,818,015	△ 675	5,817,340	4,207,956	199,384	1,410,000	0
兵器費	22,961,001	△ 5,930	22,955,070	17,060,577	314,493	5,580,000	0
燃料費	2,765,692	△ 804,961	1,960,732	1,863,936	96,796	0	0

第八表　科目別臨時軍事費

科目	勅裁済額	流用増・減（△）
馬匹費	756,715	△ 50,770
獣医資材費	0	6,122
演習費	504,797	△ 244,030
患者費	791,914	△ 169,108
運輸費	6,267,797	459
築造費	15,640,869	2,293
接待費	14,018	△ 8,404
雑費	1,257,660	27,868
軍用鳩諸費	8,104	△ 2,121
軍用犬諸費	18,789	△ 11,510
救恤及宣撫費	9,296	3,011
兵補部隊費	0	625
軍用動物費	0	28,888
機密費	411,524	239,202
一時賜金	178,691	△ 55,410
靖国神社臨時祭寄附金	16,300	△ 3,200
帝国在郷軍人会補助費	40,300	20,000
支那事件行賞諸費	8,239	△ 1,776
臨時家族手当	208,943	△ 105,722
召集諸費	37,244	13,118
俘虜収容費	446,467	△ 326,816
軍政費	662,254	△ 547,745
物資特別購入諸費	12,657,047	507,044
対南方交流物資費	2,024,294	82,482
現地間交流物資費	1,164,544	92,622
支那産材料物品費	8,364,977	243,316
軍装品及野戦酒保品整備費	259,834	32,490
原材料整備費	843,399	56,134
南方開発金庫貸付金	66,105	290
幼年学校自費生諸費	1,139	△ 78
収容費	185	206
研究費	530,805	△ 67,639
亡失金	250	10,419
諸払戻金	0	7,905
償還金	0	61
行賞諸費	5,036	△ 1,350
外国駐在員費	638	△ 418
渡切諸費	480	△ 30
供奉費	130	△ 46
土地建造物利用費	351	432
地図製造費	1,642	△ 812
在勤俸其他臨時増給	2,151	△ 557
帰還者携帯金交換費	0	13,371
聯合軍押収金	0	5,794
目節別不明額	0	90,599
元海軍省所管		
臨時軍事費	72,284,337	0
海軍臨時軍事費	3,463,908	0
俸給	176,818	18,986
庁費	7,482	1,121
雑給及雑費	28,409	4,834

勅裁済額中支出済額（続き）

（単位　千円）

支出実行予定額	支出済額	政府特殊借入金による決済額	昭和21年度勅令第110号第3条による控除額	勅裁済残額
705,945	290,340	0	0	0
6,122	6,089	33	0	0
260,767	250,767	0	0	0
595,805	585,596	10,209	0	0
6,268,257	4,071,241	657,016	1,540,000	0
15,643,162	7,715,208	87,954	7,840,000	0
5,613	5,613	0	0	0
1,285,528	1,129,449	46,079	110,000	0
5,984	5,984	0	0	0
7,279	7,279	0	0	0
12,307	12,307	0	0	0
625	625	0	0	0
28,888	28,888	0	0	0
650,726	650,726	0	0	0
123,282	123,282	0	0	0
13,100	13,100	0	0	0
60,300	60,300	0	0	0
6,463	6,463	0	0	0
103,221	103,221	0	0	0
50,362	50,362	0	0	0
119,651	119,651	0	0	0
114,509	114,509	0	0	0
13,164,091	4,662,289	1,802	8,500,000	0
2,106,776	806,240	535	1,300,000	0
1,257,166	227,166	0	1,030,000	0
8,608,293	3,408,293	0	5,200,000	0
292,323	51,338	986	240,000	0
899,533	169,252	281	730,000	0
66,395	66,395	0	0	0
1,062	1,062	0	0	0
390	390	0	0	0
463,167	461,280	1,886	0	0
10,669	10,669	0	0	0
7,905	7,905	0	0	0
61	61	0	0	0
3,686	3,686	0	0	0
221	221	0	0	0
450	450	0	0	0
85	85	0	0	0
783	783	0	0	0
829	829	0	0	0
1,594	1,594	0	0	0
13,371	13,371	0	0	0
5,794	5,794	0	0	0
90,599	90,599	0	0	0
72,284,737	63,358,329	4,610,878	2,246,980	2,068,551
3,463,908	3,463,160	0	0	749
157,833	157,521	0	0	311
6,361	6,361	0	0	0
33,243	33,243	0	0	0

第八表　科目別臨時軍事費

勅裁済額中支出済額（続き）　　（単位　千円）

科目	勅裁済額	流用増・減（△）	支出実行予定額	支出済額	政府特殊借入金による決済額	昭和21年度勅令第110号第3条による控除額	勅裁済残額
衣糧費	87,916	7,374	95,291	95,291	0	0	0
造船造兵及修理費	2,253,111	36,900	2,216,211	2,216,211	0	0	0
患者費	13,988	986	13,002	13,002	0	0	0
軍港要港費	8,970	1,947	7,023	7,023	0	0	0
艦営費	474,398	164,540	309,858	309,858	0	0	0
水路費	4,411	29	4,440	4,440	0	0	0
教育諸費	684	299	386	386	0	0	0
接待費	987	0	987	987	0	0	296
機密費	34,414	2,500	36,914	36,914	0	0	0
船舶費	94,313	5,116	89,197	89,197	0	0	0
営繕費	240,074	203,313	443,387	443,387	0	0	0
戦時特別給与品費	4,864	1,045	3,819	3,819	0	0	0
雑費	12,121	1,933	14,054	14,054	0	0	0
一時賜金	4,278	548	4,826	4,826	0	0	0
扶助金	192	56	248	248	0	0	0
賞与	0	18,126	18,126	18,126	0	0	0
演習費	13,926	10,322	3,604	3,604	0	0	0
支那事変戦史編纂費	184	0	184	63	0	0	121
特殊造修費	2,300	0	2,300	1,984	0	0	316
支那事件行賞諸費	69	50	118	118	0	0	0
貨幣交換差減	0	37	37	37	0	0	0
臨時家族手当	0	2,461	2,461	2,461	0	0	0
臨時軍事費	68,820,829	0	68,820,829	59,895,169	4,610,878	2,246,980	2,067,802
俸給	3,554,892	0	3,554,892	2,831,937	0	276,980	445,975
賞与	0	1,512,487	1,512,487	1,512,487	0	0	0
庁費	91,760	34,611	126,371	126,371	0	0	0
雑給及雑費	1,368,535	△ 400,000	968,535	939,491	0	0	29,044
衣糧費	5,149,915	0	5,149,915	4,642,815	0	500,000	7,100
演習費	48,411	0	48,411	21,462	0	0	26,949
患者費	260,379	17,530	277,909	275,275	2,635	0	0
軍港要港費	137,629	0	137,629	74,379	6,984	0	56,266
艦営費	5,250,095	△1,463,236	3,786,859	3,292,890	43,970	450,000	0
水路費	73,526	0	73,526	47,856	0	0	25,670
教育諸費	141,283	0	141,283	87,041	5,020	0	49,221
造船造兵及修理費	31,866,518	△ 722,451	31,144,067	28,066,228	2,177,839	400,000	500,000
研究費	334,785	0	334,785	266,895	14,621	0	53,270
受託造修費	40,400	96,001	136,401	136,401	0	0	0
営繕費	11,551,485	346,448	11,897,933	10,048,341	1,229,592	620,000	0
船舶費	1,629,192	△ 300,000	1,329,192	1,288,414	0	0	40,778
接待費	7,710	0	7,710	2,274	0	0	5,436
機密費	141,847	0	141,847	93,613	0	0	48,234
臨時家族手当	196,010	70,429	266,439	266,439	0	0	0
戦時特別給与品費	78,952	0	78,952	48,910	0	0	30,041
共済組合給与金	138,942	0	138,942	89,212	0	0	49,730
補助金	37,954	0	37,954	21,280	0	0	16,673
船舶応急処理費	41,283	27,051	68,334	68,334	0	0	0
物資特別購入諸費	2,481,858	△ 500,670	1,981,188	1,583,772	0	0	397,416
占領地民政諸費	103,746	0	103,746	43,560	0	0	60,186
払下図誌製造費	2,111	0	2,111	1,231	0	0	881
船舶建造諸費	0	1,869	1,869	1,869	0	0	0
戦史編纂費	909	0	909	278	0	0	631

第八表　科目別臨時軍事費

科目	勅裁済額	流用増・減（△）	勅裁済額中支出済額（続き） 支出実行予定額	支出済額	政府特殊借入金による決済額	昭和21年度勅令第110号第3条による控除額	勅裁済残額
行賞諸費	1,653	0	1,653	597	0	0	1,056
気象費	20,047	0	20,047	7,294	0	0	12,753
運輸費	39,735	295,052	334,787	334,787	0	0	0
諸支出金	712,674	1,200,670	1,913,344	783,126	1,130,218	0	0
海軍火薬廠据置運転資本臨時補足	4,000	0	4,000	4,000	0	0	0
海軍燃料廠据置運転資本臨時補足	6,000	0	6,000	6,000	0	0	0
南方開発金庫貸付金	13,581	0	13,581	7,783	0	0	5,798
勤続手当	56,096	0	56,096	48,187	0	0	7,909
終戦処理費	0	6,971	6,971	6,971	0	0	0
聯合軍押収金	0	33,427	33,427	33,427	0	0	0
特定処分金	0	248	248	248	0	0	0
凍結資金	0	150	150	150	0	0	0
艦艇製造費	3,073,396	△ 664,051	2,409,345	2,213,500	0	0	195,845
雑費	136,641	236,886	373,527	373,527	0	0	0
一時賜金	18,554	616	19,170	19,170	0	0	0
扶助金	4,894	1,680	6,573	6,573	0	0	0
諸払戻金	0	115	115	115	0	0	0
償還金	0	6	6	6	0	0	0
亡失金	0	2,422	2,422	2,422	0	0	0
貨幣交換差減	0	37	37	37	0	0	0
支那事変戦史編纂費	238	0	238	81	0	0	157
支那事件行賞諸費	1,193	0	1,193	412	0	0	781
吳市水道費特別補助	2,000	0	2,000	2,000	0	0	0
目節別不明額	0	165,700	165,700	165,700	0	0	0
元軍需省所管							
臨時軍事費	18,918,530	0	18,918,530	15,426,655	3,975,579	0	△ 483,704
臨時軍事費	18,918,530	0	18,918,530	15,426,655	3,975,579	0	△ 483,704
人件費	13,448	3,459	16,907	16,907	0	0	0
俸給	5,605	1,763	7,368	7,368	0	0	0
旅費	2,666	941	3,607	3,607	0	0	0
傭給	3,177	2,450	5,627	5,627	0	0	0
諸手当	2,000	1,695	18,900,305	305	0	0	0
物件費	18,893,955	6,521	477	15,408,602	3,975,579	0	△ 483,704
庁費	3,025	737	3,762	3,762	0	0	0
食料費	1,020	44	1,064	1,064	0	0	0
兵器費	17,664,000	4,855	17,668,855	14,464,885	3,531,416	0	△ 327,446
施設費	1,224,634	0	1,224,634	936,729	444,163	0	△ 156,258
接待費	120	42	78	78	0	0	0
雑費	1,156	928	2,084	2,084	0	0	0
機密費	720	0	720	720	0	0	0
諸支出金	402	24	426	426	0	0	0
死亡賜金	10	4	6	6	0	0	0
官吏療治料	1	1	0	0	0	0	0
死傷手当	4	4	0	0	0	0	0
死亡手当	1	1	0	0	0	0	0
賠償及訴訟費	8	8	0	0	0	0	0
共済組合給与金	43	3	0	0	0	0	0
応召職員給補塡金	335	45	40	40	0	0	0
償還金	5	5	380	380	0	0	0
補助費	10,000	10,000	0	0	0	0	0
合計	205,570,246	0	205,570,246	155,397,000	10,016,553	38,155,212	2,001,263

（単位　千円）

第九表　科目別年度別　　臨時軍事費支出済額　　(単位　千円)

科目＼年度	昭和12年	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年 現金	昭和20年 政府特殊借入金	計
大蔵省所管											
臨時軍事費	0	0	0	0	0	0	0	370,245	605,944	0	976,189
臨時軍事費	0	0	0	0	0	0	0	370,245	605,944	0	976,189
借入金利子	0	0	0	0	0	0	0	370,245	605,944	0	976,189
元陸軍省所管											
臨時軍事費	1,658,848	3,993,496	3,736,551	4,190,735	6,381,950	10,367,998	15,764,339	45,510,692	△15,968,563	1,430,096	77,066,142
陸軍臨時軍事費	1,658,848	3,993,496	3,736,551	3,580,464	0	0	0	0	0	0	12,969,359
人件費	382,515	460,501	584,898	△ 100,111	0	0	0	0	0	0	1,327,802
物件費	1,242,154	3,408,567	3,110,304	3,629,593	0	0	0	0	0	0	11,390,618
機密費	20,425	38,040	20,581	25,857	0	0	0	0	0	0	104,903
一時賜金	9,351	80,443	12,730	14,610	0	0	0	0	0	0	117,133
召集諸費	4,402	4,905	5,584	4,379	0	0	0	0	0	0	19,270
靖国神社臨時祭寄附金	0	1,040	1,860	2,500	0	0	0	0	0	0	5,400
帝国在郷軍人会補助費	0	0	500	800	0	0	0	0	0	0	1,300
亡失金	0	0	94	257	0	0	0	0	0	0	351
諸払戻金	0	0	—	1	0	0	0	0	0	0	1
償還金	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
支那事件行賞諸費	0	0	0	436	0	0	0	0	0	0	436
臨時家族手当	0	0	0	2,142	0	0	0	0	0	0	2,142
臨時軍事費	0	0	0	610,271	6,381,950	10,367,998	15,764,339	45,510,692	△15,968,563	1,430,096	64,096,783
人件費	0	0	0	469,975	1,515,548	2,734,872	5,468,617	30,711,564	△32,858,071	0	8,042,505
物件費	0	0	0	140,296	4,789,479	7,122,855	9,545,370	12,162,796	14,294,310	1,426,408	49,481,515
機密費	0	0	0	0	41,771	46,549	48,169	125,494	388,743	0	650,726
一時賜金	0	0	0	0	12,905	19,797	25,976	30,002	34,601	0	123,282
靖国神社臨時祭寄附金	0	0	0	0	3,850	1,350	4,600	3,100	200	0	13,100
帝国在郷軍人会補助費	0	0	0	0	800	4,000	5,500	10,000	40,000	0	60,300
支那事件行賞諸費	0	0	0	0	1,489	2,086	2,221	1,627	△ 960	0	6,463
臨時家族手当	0	0	0	0	5,974	27,436	38,720	29,414	1,676	0	103,221
召集諸費	0	0	0	0	6,200	6,646	10,082	15,158	12,276	0	50,362
俘虜収容費	0	0	0	0	142	12,104	30,756	69,956	6,693	0	119,651
軍政費	0	0	0	0	0	37,076	46,270	23,268	7,895	0	114,509
物資特別購入諸費	0	0	0	0	3,689	257,554	410,944	2,199,851	1,790,251	1,802	4,664,091
南方開発金庫貸付金	0	0	0	0	0	35,410	25,685	5,300	0	0	66,395
幼年学校自費生諸費	0	0	0	0	0	470	501	91	0	0	1,062
収容費	0	0	0	0	0	137	210	43	0	0	390
研究費	0	0	0	0	85	59,450	96,770	111,523	193,537	1,886	463,167
亡失金	0	0	0	0	11	66	740	2,321	7,456	0	10,669
諸払戻金	0	0	0	0	6	137	8	563	7,186	0	7,905
償還金	0	0	0	0	0	2	40	7	5	0	61
行賞諸費	0	0	0	0	0	0	1,644	1,803	238	0	3,686
外国駐在員費	0	0	0	0	0	0	111	100	10	0	221
渡切諸費	0	0	0	0	0	0	140	134	177	0	450
供奉費	0	0	0	0	0	0	16	39	29	0	85
土地建造物利用費	0	0	0	0	0	0	333	316	134	0	783
地図製造費	0	0	0	0	0	0	412	417	0	0	829
在勤俸其他臨時増給	0	0	0	0	0	0	505	92	998	0	1,594
帰還者携帯金交換費	0	0	0	0	0	0	0	0	13,371	0	13,371
聯合軍押収金	0	0	0	0	0	0	0	0	5,794	0	5,794
目節別不明額	0	0	0	0	0	0	0	5,712	84,886	0	90,599
元海軍省所管											
臨時軍事費	375,450	801,899	107,745	1,531,807	105,074	8,385,152	13,770,068	19,078,837	15,202,296	4,610,878	67,969,207
海軍臨時軍事費	375,450	801,899	107,745	1,154,411	2,222	△ 149	21,683	△ 149	46	0	3,463,160
俸給	20,246	38,035	51,823	52,272	△ 4,603	△ 107	△ 144	0	0	0	157,521

第九表　科目別年度別臨時軍事費支出済額（続き）

（単位　千円）

科目＼年度	昭和12年	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年 現金	昭和20年 政府特殊借入金	計
庁費	833	1,329	1,824	2,353	△ 23	△ —	—	0	46	0	6,361
雑給及雑費	4,378	6,503	9,524	11,977	864	△ 3	—	0	0	0	33,243
衣糧費	14,412	23,495	27,149	29,855	380	△ 1	△ —	0	0	0	95,291
造船造兵及修理費	261,412	492,200	735,034	705,297	792	△ 187	21,812	149	0	0	2,216,211
患者費	1,800	2,948	3,560	4,721	△ 27	0	0	0	0	0	13,002
軍港要港費	35	2,053	2,863	2,073	—	0	0	0	0	0	7,023
艦営費	47,247	90,684	83,864	87,958	106	△ 2	△ —	0	0	0	309,858
水路費	270	590	1,484	2,070	24	0	0	0	0	0	4,440
教育諸費	1	31	191	166	△ 3	0	0	0	0	0	386
接待費	62	156	212	137	224	152	45	0	0	0	987
機密費	5,200	13,044	9,350	7,740	1,580	0	0	0	0	0	36,914
船舶費	8,708	23,026	26,655	30,818	△ 10	0	0	0	0	0	89,197
営繕費	8,458	90,843	141,180	203,069	△ 134	△ —	△ 30	0	0	0	443,387
戦時特別給与品費	689	1,064	1,290	795	△ 19	△ —	0	0	0	0	3,819
雑費	1,125	9,145	2,467	1,301	15	—	0	0	0	0	14,054
一時賜金	106	2,687	1,323	710	△ —	0	0	0	0	0	4,826
扶助金	17	63	104	64	0	0	0	0	0	0	248
賞与	451	2,875	5,788	5,999	3,013	0	—	0	0	0	18,126
演習費	0	298	908	2,521	123	0	0	0	0	0	3,604
支那事変史編纂費	0	14	27	22	0	0	0	0	0	0	63
特殊造修費	0	815	1,095	69	6	0	0	0	0	0	1,984
支那事件行賞諸費	0	0	31	87	0	0	0	0	0	0	118
貨幣交換差減	0	0	—	37	0	0	0	0	0	0	37
臨時家族手当	0	0	0	2,301	160	△ —	△ —	0	0	0	2,461
臨時軍事費	0	0	0	377,396	3,102,851	8,385,301	13,748,385	19,078,986	15,202,250	4,610,878	64,506,047
俸給与	0	0	0	5,800	142,734	312,920	419,508	669,227	1,281,746	0	2,831,937
賞費	0	0	0	160	11,042	51,201	96,363	194,491	1,159,230	0	1,512,487
庁費	0	0	0	107	6,410	13,623	18,314	26,152	61,765	0	126,371
雑費	0	0	0	1,144	28,530	103,381	143,404	326,805	336,225	0	939,491
給及糧費	0	0	0	13,859	103,110	283,593	559,228	2,735,925	947,099	0	4,642,815
衣習費	0	0	0	290	1,889	2,357	5,690	9,414	1,821	0	21,462
演者費	0	0	0	495	10,828	19,209	34,627	92,183	117,933	2,635	277,909
患港費	0	0	0	543	8,796	11,999	16,306	21,658	15,076	6,984	81,363
軍要港費	0	0	0	7,999	225,053	267,051	523,604	1,486,047	783,135	43,970	3,336,859
艦営費	0	0	0	554	4,436	4,593	12,847	12,606	12,819	0	47,856
水路費	0	0	0	4	390	4,669	10,819	34,776	36,384	5,020	92,061
教育諸費	0	0	0	245,000	1,731,653	4,739,190	7,615,531	7,576,750	6,157,834	2,177,839	30,244,867
造船造兵及修理費	0	0	0	0	0	45,634	54,711	81,771	84,779	14,621	281,516
研究費	0	0	0	0	0	6,526	36,306	77,520	16,048	0	136,401
受託造修費	0	0	0	100,014	602,496	1,130,852	1,947,808	3,588,606	2,678,566	1,229,592	11,277,933
営繕費	0	0	0	155	181,083	232,904	267,794	262,786	343,692	0	1,288,414
船舶費	0	0	0	3	156	664	452	789	210	0	2,274
接待費	0	0	0	0	26,686	25,603	32,477	18,650	△ 9,802	0	93,613
機密費	0	0	0	852	7,805	26,984	55,232	128,705	46,860	0	266,439
臨時家族手当	0	0	0	7	1,405	10,823	18,078	36,179	△ 17,582	0	48,910
戦時特別給与品費	0	0	0	0	3,159	12,163	16,342	19,052	38,496	0	89,212
共済組合給与金	0	0	0	0	0	1,214	4,677	5,849	9,540	0	21,280
補助金	0	0	0	0	449	8,685	31,561	21,010	6,628	0	68,334
船舶応急処理費	0	0	0	0	0	5,736	94,223	997,353	486,459	0	1,583,772
物資特別購入諸費	0	0	0	0	0	0	8,713	16,913	17,934	0	43,560
占領地民政諸費	0	0	0	0	0	0	228	698	304	0	1,231
払下図誌製造費	0	0	0	0	0	0	194	876	799	0	1,869
船舶建造諸費	0	0	0	0	0	0	98	99	81	0	278
戦史編纂費	0	0	0	0	0	0	695	241	△ 339	0	597
行賞諸費	0	0	0	0							

第九表　科目別年度別臨時軍事費支出済額（続き）

（単位　千円）

科目＼年度	昭和12年	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年 現金	昭和20年 政府特殊借入金	計
気象費	0	0	0	0	0	0	0	128,988	△ 121,694	0	7,294
運輸費	0	0	0	0	0	0	0	492,986	△ 158,199	0	334,787
諸支出金	0	0	0	0	0	0	0	5,284	777,842	1,130,218	1,913,344
海軍火薬廠据置運転資本臨時補足	0	0	0	0	0	0	0	4,000	0	0	4,000
海軍燃料廠据置運転資本臨時補足	0	0	0	0	0	0	0	6,000	0	0	6,000
南方開発金庫貸付金	0	0	0	0	0	25,416	△ 10,582	0	△ 7,050	0	7,783
勤続手当	0	0	0	0	0	0	0	1,113	47,074	0	48,187
終戦処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	6,971	0	6,971
聯合軍押収金	0	0	0	0	0	0	0	0	33,427	0	33,427
特定処分金	0	0	0	0	0	0	0	0	248	0	248
凍結資金	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0	150
艦艇製造費	0	0	0	0	0	889,289	1,467,486	△ 452	△ 142,824	0	2,213,500
雑費	0	0	0	51	1,381	132,212	244,154	△ 1,949	△ 2,322	0	373,527
一時賜金	0	0	0	0	897	13,482	14,791	0	△ 10,000	0	19,170
扶助金	0	0	0	86	211	3,016	4,193	△ 120	△ 813	0	6,573
諸払戻金	0	0	0	0	2	28	86	0	△ 1	0	115
償還金	0	0	0	0	0	—	6	0	△ —	0	6
亡失金	0	0	0	0	0	1	2,421	0	0	0	2,422
貨幣交換差減	0	0	0	0	31	5	—	0	0	0	37
支那事変史編纂費	0	0	0	0	29	52	0	0	—	0	81
支那事件行賞諸費	0	0	0	0	188	224	△ —	0	△ —	0	412
呉市水道費特別補助	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0	0	2,000
特殊造修費	0	0	0	1	0	0	0	0	△ 1	0	0
目節別不明額	0	0	0	0	0	0	0	0	165,700	0	165,700
元軍需省所管											
臨時軍事費	0	0	0	0	0	0	284,044	8,533,780	6,608,831	3,975,579	19,402,234
臨時軍事費	0	0	0	0	0	0	284,044	8,533,780	6,608,831	3,975,579	19,402,234
人件費	0	0	0	0	0	0	455	7,159	9,293	0	16,907
俸給	0	0	0	0	0	0	186	2,787	4,395	0	7,368
旅費	0	0	0	0	0	0	109	1,822	1,676	0	3,607
傭給	0	0	0	0	0	0	135	2,271	3,221	0	5,627
諸手当	0	0	0	0	0	0	26	279	—	0	305
物件費	0	0	0	0	0	0	283,489	8,526,239	6,598,874	3,975,579	19,384,181
庁費	0	0	0	0	0	0	316	1,890	1,556	0	3,762
食料費	0	0	0	0	0	0	12	640	413	0	1,064
兵器費	0	0	0	0	0	0	283,087	8,386,389	5,795,409	3,531,416	17,996,301
施設費	0	0	0	0	0	0	34	136,609	800,086	444,163	1,380,892
接待費	0	0	0	0	0	0	5	32	42	0	78
雑費	0	0	0	0	0	0	36	679	1,369	0	2,084
機密費	0	0	0	0	0	0	100	250	370	0	720
諸支出金	0	0	0	0	0	0	0	132	294	0	426
死亡賜金	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
官吏療治料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死傷手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賠償及訴訟費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共済組合給与金	0	0	0	0	0	0	0	31	8	0	40
応召職員給補塡金	0	0	0	0	0	0	0	100	280	0	380
償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,034,298	4,795,395	4,844,296	5,722,542	9,487,023	18,753,150	29,818,452	73,493,554	6,448,508	10,016,553	165,413,771

備考　△印をつけたものは，定額戻入額もしくは昭和21年勅令第110号第3条による控除額が，支出済額に超過した場合を示すものである。

第十表　政府対(民間一般)当座預金収支

(単位　千円)

年・月	収入	支出			収入超過または支出超過(△)
		臨時軍事費	その他	計	
昭和					
12. 7	368,773	12,000	518,571	530,571	△ 161,798
8	473,389	80,356	393,700	474,056	△ 667
9	607,413	130,758	608,935	739,693	△ 132,280
10	556,134	171,426	519,545	690,971	△ 134,837
11	716,340	217,904	781,091	998,995	△ 282,655
12	595,180	341,785	941,632	1,283,417	△ 688,237
7月以降累計	3,317,229	954,229	3,763,474	4,717,703	△ 1,400,474
13. 1	479,090	197,172	504,362	701,534	△ 224,444
2	553,802	205,857	585,919	791,776	△ 237,974
3	645,359	49,233	942,696	991,929	△ 346,570
4	775,932	284,261	841,664	1,125,925	△ 349,993
5	594,362	304,223	753,850	1,058,073	△ 463,710
6	487,811	349,990	842,158	1,192,148	△ 704,337
7	526,133	314,800	724,050	1,038,850	△ 512,717
8	676,630	330,569	653,898	984,467	△ 307,837
9	592,044	342,454	925,163	1,267,617	△ 675,573
10	544,726	349,028	722,300	1,071,328	△ 526,602
11	767,486	335,274	772,827	1,108,101	△ 340,615
12	695,450	552,892	1,032,559	1,585,451	△ 890,001
年間累計	7,338,826	3,615,753	9,301,446	12,917,199	△ 5,578,373
14. 1	563,745	275,464	664,250	939,714	△ 375,969
2	600,289	297,018	633,006	930,024	△ 329,735
3	706,244	344,902	773,013	1,117,915	△ 411,671
4	751,789	368,956	1,026,793	1,395,749	△ 643,960
5	691,565	430,283	909,373	1,339,656	△ 648,091
6	728,028	362,786	988,853	1,351,644	△ 623,616
7	631,848	324,316	950,061	1,274,377	△ 642,529
8	758,401	382,765	805,352	1,188,117	△ 429,716
9	672,658	393,771	790,310	1,184,081	△ 511,423
10	656,362	368,417	870,261	1,238,678	△ 582,316
11	839,939	340,157	766,502	1,106,659	△ 266,720
12	818,807	532,456	1,278,203	1,810,659	△ 991,852
年間累計	8,419,675	4,421,291	10,455,982	14,877,273	△ 6,451,598
15. 1	671,929	263,881	839,066	1,102,947	△ 431,018
2	823,193	375,289	710,315	1,085,604	△ 262,411
3	968,967	468,851	840,827	1,309,678	△ 340,711
4	1,011,354	358,525	1,241,086	1,599,611	△ 588,257
5	853,547	379,620	974,385	1,354,005	△ 500,458
6	687,077	372,411	987,876	1,360,237	△ 673,210
7	862,505	423,929	844,864	1,268,793	△ 406,288
8	883,843	466,124	800,152	1,266,276	△ 382,433
9	1,126,406	419,526	892,936	1,312,462	△ 186,056
10	1,045,373	475,226	878,342	1,353,568	△ 308,195
11	1,067,883	580,021	822,082	1,402,103	△ 334,217
12	1,308,856	943,518	1,667,989	2,615,147	△ 1,306,291
年間累計	11,310,936	5,530,561	11,499,920	17,030,481	△ 5,719,545

第十表　政府対(民間一般)当座預金収支

(単位　千円)

年・月	収入	支出			収入超過または支出超過(△)
		臨時軍事費	その他	計	
昭和					
16. 1	952,822	274,216	817,863	1,092,079	△ 139,257
2	989,181	360,878	734,990	1,095,868	△ 106,687
3	1,377,005	651,776	847,310	1,499,086	△ 122,081
4	1,340,786	644,671	1,961,602	2,606,273	△ 1,265,487
5	988,021	462,737	1,590,737	2,053,474	△ 1,065,453
6	938,747	556,799	1,438,338	1,995,137	△ 1,056,390
7	1,015,002	660,784	1,267,622	1,928,406	△ 913,404
8	1,228,853	490,493	1,725,775	2,216,268	△ 987,415
9	1,159,303	574,890	1,132,752	1,707,642	△ 548,339
10	1,229,611	521,319	1,045,109	1,566,428	△ 336,817
11	1,264,847	599,714	962,749	1,562,463	△ 297,616
12	1,532,694	1,338,795	2,396,526	3,735,321	△ 2,202,627
年間累計	14,016,872	7,137,072	15,921,373	23,058,445	△ 9,041,573
17. 1	1,199,052	610,718	1,084,580	1,695,298	△ 496,246
2	1,079,609	650,667	1,143,798	1,794,465	△ 714,856
3	1,761,735	1,062,432	1,339,616	2,402,048	△ 640,313
4	1,529,677	898,089	2,354,812	3,252,901	△ 1,723,224
5	1,346,114	882,642	1,554,461	2,437,103	△ 1,090,989
6	1,172,339	1,295,463	1,717,020	3,012,483	△ 1,840,144
7	1,567,028	1,177,822	1,098,714	2,276,536	△ 709,508
8	1,810,199	1,232,446	963,574	2,196,020	△ 385,821
9	1,741,723	1,239,718	1,508,652	2,748,370	△ 1,006,647
10	1,719,855	1,142,090	1,058,807	2,200,897	△ 481,041
11	1,636,253	1,234,305	987,809	2,222,114	△ 585,861
12	2,155,154	2,638,974	2,164,003	4,802,977	△ 2,647,823
年間累計	18,718,738	14,065,366	16,975,846	31,041,212	△ 12,322,474
18. 1	1,577,050	947,733	1,149,729	2,097,462	△ 520,412
2	1,388,365	1,140,056	899,726	2,039,782	△ 651,417
3	2,386,523	2,389,048	1,913,157	4,302,205	△ 1,915,682
4	1,795,783	1,738,337	1,682,741	3,421,078	△ 1,625,295
5	2,073,530	1,524,030	1,492,176	3,016,206	△ 942,676
6	1,729,385	1,471,364	1,821,227	3,292,591	△ 1,563,205
7	2,147,065	1,929,224	1,239,174	3,168,398	△ 1,021,333
8	2,273,331	1,572,444	1,179,047	2,751,491	△ 477,660
9	2,094,031	1,587,060	1,382,293	2,969,353	△ 875,322
10	2,284,309	1,631,713	1,606,035	3,237,748	△ 953,439
11	1,997,111	1,788,206	1,023,695	2,811,901	△ 814,790
12	2,694,365	3,541,583	2,493,141	6,034,724	△ 3,340,359
年間累計	24,441,349	21,260,798	17,882,141	39,142,939	△ 14,701,590
19. 1	2,531,060	1,616,857	1,615,582	3,232,439	△ 701,379
2	2,259,749	1,835,319	2,006,484	3,841,803	△ 1,582,054
3	2,995,883	3,236,683	2,044,802	5,281,485	△ 2,285,602
4	2,510,486	2,218,498	1,817,002	4,035,500	△ 1,525,014
5	2,575,576	2,679,822	1,821,371	4,501,193	△ 1,925,617
6	2,635,231	2,634,729	2,132,476	4,767,205	△ 2,131,974
7	2,732,899	3,437,972	1,690,320	5,128,292	△ 2,395,393

第十表　政府対(民間一般)当座預金収支　　(単位　千円)

年・月	収入	支出			収入超過または支出超過(△)
		臨時軍事費	その他	計	
昭和					
19. 8	3,415,068	2,937,705	2,237,857	5,175,560	△ 1,760,492
9	2,777,089	3,524,837	1,723,603	5,248,440	△ 2,471,351
10	3,791,651	2,987,770	2,529,889	5,517,659	△ 1,726,007
11	3,294,760	2,678,943	1,477,222	4,156,165	△ 861,405
12	4,173,747	4,980,810	3,878,017	8,858,827	△ 4,685,080
年間累計	35,693,199	34,769,943	24,974,625	59,744,568	△ 24,051,368
20. 1	3,018,066	2,152,819	2,596,546	4,749,365	△ 1,731,299
2	3,155,411	2,446,006	2,354,669	4,800,675	△ 1,645,264
3	3,468,392	2,724,672	3,290,669	6,015,341	△ 2,546,949
4	2,838,000	2,910,000	1,864,000	4,774,000	△ 1,936,000
5	5,640,000	2,001,000	4,450,000	6,451,000	△ 811,000
6	2,285,000	3,077,000	1,876,000	4,953,000	△ 2,718,000
7	3,292,000	3,511,000	2,153,000	5,664,000	△ 2,372,000
8	3,064,000	5,001,000	2,103,000	7,104,000	△ 4,040,000
1-8 月累計	26,710,869	23,823,497	20,687,884	44,511,381	△ 17,800,512

備考：日本銀行国庫局調。政府一般当座預金とは政府当座預金を一般預金と預金部預金とに区分した場合の前者を指し，預金部預金（大蔵省預金部特別会計，預金部資金勘定，預金部利子支払資金勘定，預金部未整理勘定の当座預金の合計）以外の会計および当座預金の合計を意味する。昭和 18 年5月以降の当座預金収支には特定通貨当座預金の収支を含まない。

昭和三十年三月廿五日　発行

昭和財政史　第四巻　臨時軍事費

定価　一、二〇〇円

編者　大蔵省昭和財政史編集室
東京都中央区日本橋本石町三丁目二

発行者兼印刷者　宮川三郎
東京都品川区上大崎長者丸二八四

印刷所　東洋経済新報社印刷工場
東京都中央区日本橋本石町三丁目二

発行所　東洋経済新報社
電話日本橋（24）代表四一一一
振替口座東京六五一八

落丁・乱丁本はお取替え致します
Printed in Japan

監修者のことば

大内兵衛
青木得三

この『昭和財政史』は昭和初年から終戦の昭和二十年に至る期間の財政、すなわち明治、大正の時代において創設育成せられ一応原形をととのえていた財政が、太平洋戦争によって崩壊するに至るまでの財政の歴史である。くわしくいえば、これは、財政機関、会計制度、歳計、臨時軍事費、租税、国債、借入金、専売・国営企業、国有財産・営繕、通貨・物価、金融、預金部資金・国家投資、国際金融・貿易、地方財政および旧外地財政等財政の諸部門についておのおのその沿革、発展の経過を述べ、かつまた、それを系統的に総合しようとしたものである。その記述は大蔵省所属の根本資料によっている。この点がこの財政史の最大の特色である。全部は十五巻より成る。成稿にしたがって順次刊行する予定である。

終戦後まもなく大蔵省部内に昭和財政史編集の議がおこり、たまたま、われわれは、その事業の委嘱をうけた。考えて見れば、明治初年以降同三十五年までの財政事歴については、大蔵省事務関係者の手になる『明治財政史』（全十五巻）がある。また、それ以後大正末年までの財政事蹟については、大蔵省が編集のスタッフをもって編集した『明治大正財政史』（全二十巻）がある。それぞれ官庁歴史の尤であることは人の知るところである。われわれのこの『昭和財政史』は、右二つの伝統をつぐものである。

この意味で、この『昭和財政史』は、前の二つの『財政史』と合せて、維新以後八十年間の国運消長の過程を財政の面から語るであろう。これが大蔵省当局者のわれわれに対する希望であった。われわれもまた、もちろんこの意図を尊重した。しかし昭和以来の財政は、国の政治と国民経済の推移とに関して、それ以前の財政に比しては一層重要な関係をもち、またこの期間においては、日本の運命は、有史以来未曾有に悲劇的なものとして終った。そこで、この期間の財政史の編集、記述もまた前二史における方針とは同一ではありえず、当然に、とくに右の二つの特色を示すために多くの注意を払った。それは、従来のいわゆる官庁的事務記録の域を脱して、いわゆる「歴史の問題」のためにも役だつものとなったと思う。いいかえれば、これは官庁の資料に基づいて作った財政史ではあるが、一般の人人にも親しまれうる財政史であることを願って編集をし、そういう野心をいだいて記述の筆をとった。

昭和財政史

太字……既刊
※印……次回配本

第一巻 総説　法政大学総長 大内兵衛
第二巻 財政機関・会計制度　大蔵省大臣官房調査課 大蔵事務官 山村勝郎
※第三巻 歳計　大蔵省大臣官房調査課 大蔵事務官 西村紀三郎
第四巻 臨時軍事費　法政大学教授 宇佐美誠次郎
第五巻 租税　立教大学教授 藤田武夫
第六巻 国債　山梨大学助教授 藤崎憲二
第七巻 専売・国営企業　大蔵省大臣官房調査課 財政史編集室員 川上秀正
第八巻 国有財産・営繕　山梨大学助教授 藤崎憲二
第九巻 通貨・物価　教育大学教授 大島清
第十巻 金融（上）　教育大学教授 大島清
第十一巻 金融（下）　法政大学教授 宇佐美誠次郎
預金部資金
第十二巻 国家投資　法政大学総長 大内兵衛
立教大学教授 藤田武夫
第十三巻 国際金融・貿易　教育大学教授 大島清
第十四巻 地方財政　立教大学教授 藤田武夫
第十五巻 旧外地財政
朝鮮　元朝鮮総督府財務局長 水田直昌
台湾　元台湾総督府財務局長 嶺田丘造
樺太　元樺太庁長官 棟居俊一
南洋　元南洋庁長官 北島謙次郎